

令和8年度
農林水産省地理情報共通管理システム
改修業務

調達仕様書

農林水産省

目次

1	調達案件の概要	4
	(1) 調達件名	4
	(2) 調達の背景	4
	(3) 調達目的及び調達の期待する効果	5
	(4) 本システムの概要	5
	(5) 契約期間	7
	(6) 作業スケジュール	8
2	調達案件及び関連調達案件	9
	(1) 調達範囲	9
	(2) 調達案件及びこれと関連する調達案件	9
	(3) 調達案件間の入札制限	12
3	情報システムに求める要件	12
4	作業の実施内容	12
	(1) 設計・開発実施計画書等の作成	13
	(2) 要件定義書の確認と更新	13
	(3) 設計	14
	(4) 開発・テスト	16
	(5) 受入テスト支援	17
	(6) 情報システムの移行	18
	(7) 教育	18
	(8) eMAFF 農地ナビの UI/UX 診断	18
	(9) 引継ぎ	19
	(10) 定例会等の実施	19
	(11) 契約金額内訳及び情報資産管理標準シートの提出	20
	(12) 業務実施結果報告書の提出	21
	(13) その他	21
	(14) 成果物	22
5	作業の実施体制・方法	25
	(1) 作業実施体制	25
	(2) 作業要員に求める資格等の要件	27
	(3) 作業場所	29
	(4) 作業の管理に関する要領	29
6	作業の実施に当たっての遵守事項	32
	(1) 機密保持、資料の取扱い	32
	(2) 個人情報の取扱い	33
	(3) 法令等の遵守	34
	(4) 環境負荷低減に係る遵守事項	34
	(5) 標準ガイドラインの遵守	35
	(6) その他文書、標準への準拠	35
	(7) 情報システム監査	36
	(8) セキュリティ要件	37
7	成果物の取扱いに関する事項	38
	(1) 知的財産権の帰属	38
	(2) 契約不適合責任	39
	(3) 検収	40

8	入札参加資格に関する事項	40
	(1) 競争参加資格.....	40
	(2) 公的な資格や認証等の取得	40
	(3) 受注実績.....	41
	(4) 複数事業者による共同入札	41
	(5) 入札制限.....	41
9	再委託に関する事項	41
	(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....	42
	(2) 承認手続.....	42
	(3) 再委託先の契約違反等	42
10	クラウドサービス利用時の情報システムの保護に関する事項.....	42
11	その他特記事項	43
	(1) 前提条件等	43
	(2) 入札公告期間中の資料閲覧等.....	43
	(3) その他	44
12	附属文書	44

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務

(2) 調達の背景

農林水産省地理情報共通管理システム(以下「eMAFF 地図」という。)は、農地関連業務の効率化・省力化を図るため、以下の機能を持つシステムであり、令和3年度から開発を進め、令和4年度より運用を行っている。また、以下 eMAFF 農地ナビ、現地確認アプリの運用を管理する上で必要となるサブシステムとして地図管理 Web、ひも付け管理 Web も存在する。

ア 農地情報をデジタル地図として公表し、検索機能もある eMAFF 農地ナビ

eMAFF農地ナビ

- eMAFF農地ナビは、農地台帳及び農地に関する地図の情報を一般公開するWebサイトで、年間のPV数(ページビュー数)は約2,000万件。
- サイトでは、地目・面積や権利設定のほか、衛星写真で農地の状況などを公表。
※衛星写真は、原則年次更新
- また、サイトで公表している情報はダウンロードでき、幅広く活用可能。
- これらの情報はWAGRIにも掲載されており、WAGRIのAPIを介して、民間サービスに取り込み、営農活動に活用可能。

誰でも農地情報の閲覧が可能
・農地毎に地目・面積や権利設定の状況などを確認
・筆の色分けや絞り込み機能によって農地を探すことも可能
・高解像度の衛星画像を1年に1回更新しており、農地の把握にも活用

イ 紙の地図を用いて行われてきた農地の現地確認を、タブレット端末1台で実施可能とする現地確認アプリ

現地確認アプリ

- 現地確認アプリは、農業委員会の現地確認業務を効率化するためのアプリで、多くの農業委員会で利用。
- 本アプリにより、現地確認時に必要だった紙地図、台帳・調査野帳・デジカメの持参は不要となり、タブレット一つで現地確認が可能。
- 携帯電波の圏外の地域でも利用可能とするオフラインにも対応。

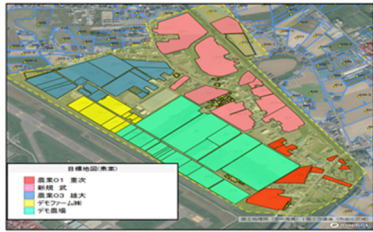
タブレットひとつで現地確認が可能
・ルート検索で迷いなく現地確認
・目の前の農地を一目で特定
・写真やメモの整理が不要

農林水産省地理情報共通管理システムにおいては、食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)においては、デジタルトランスフォーメーション(DX)推進の一環として、「地域計画における目標地図で示された農地利用意向情報の活用・デジタル化の促進」及び「現地確認業務の効率化」を目指し、農林水産省地理情報共通管理システムの利活用の向上を図ることとされている。

eMAFF地図の今後の展開

(1) 目標地図のデジタル化支援

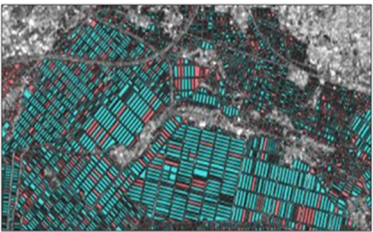
- 目標地図は、PDFや紙による作成も多いが、デジタル化により更新作業の省力化、情報分析への活用、eMAFF地図との連動等が期待。
- このため、eMAFF地図の農地データと連携させながら、現場におけるデジタル化への課題や対応策の検討・デジタル化事例集の作成等を実施。



デジタル化された目標地図の素案のイメージ

(2) 現地確認業務の効率化支援

- eMAFF地図事業は、これまで農業委員会における現地確認アプリの活用を推進。
- また、**現地へのナビ機能、メモ機能等の現地確認を行う上で最低限の機能を備えた、eMAFF農地ナビとGoogle マップ等を連携させた手法の紹介を農業共済団体・農業再生協議会等に対して実施。**
- さらに、衛星画像を活用した、現場訪問を省略できる複数の確認手法の実証を実施予定。



衛星画像を活用した確認結果のイメージ

(3) 調達目的及び調達の期待する効果

本調達では、eMAFF 地図システムの改修を行い、システム利用時の更なる利便性向上を目指す。

(4) 本システムの概要

ア 本システムと関連するシステムの概要について

本システム及び関連するシステムの全体図を以下に示す。

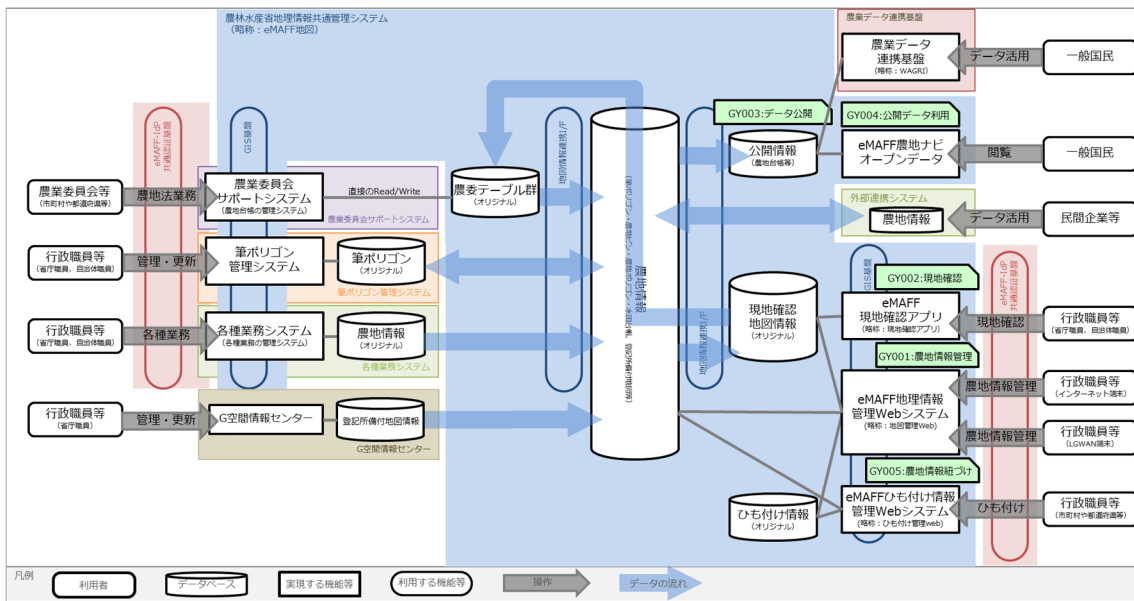


図1 農林水産省地理情報共通管理システム全体図

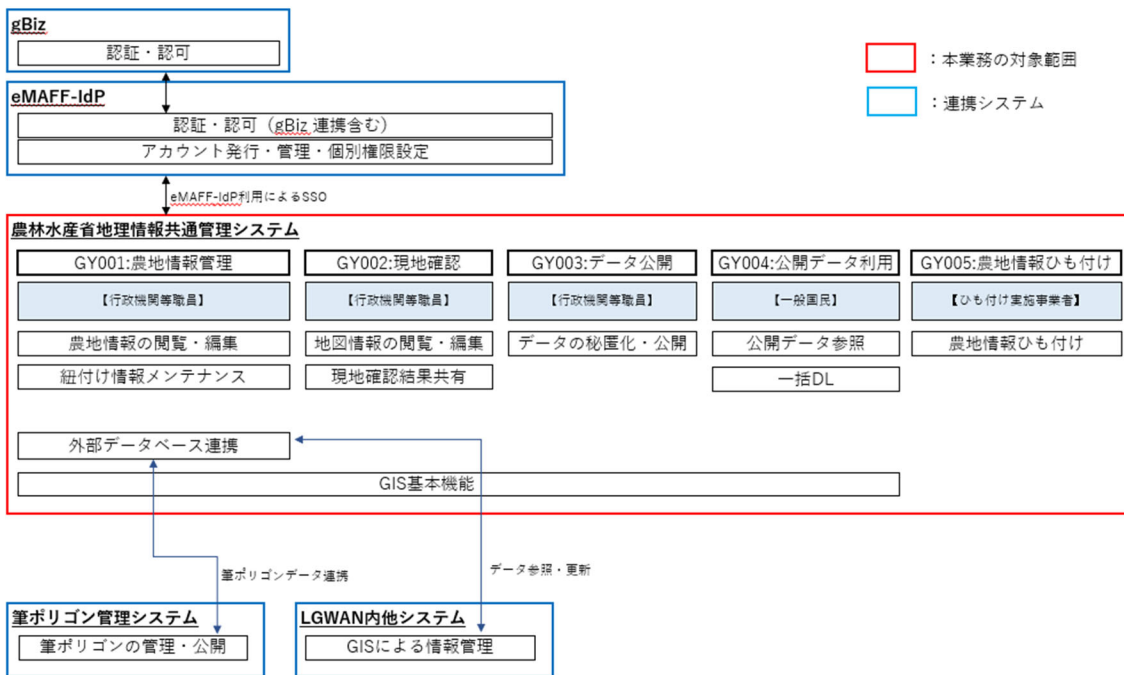


図2 農林水産省地理情報共通管理システム概要図

イ 登記所備付地図(地図 XML)について

登記所備付地図(地図 XML)とは、法務局が整備する不動産登記簿において、登記記録として備え付けられる不動産の物理的状況(所在, 地番, 地目, 地積等)及び権利

関係を記録された地図である。地図情報は電子データ化され XML 形式で管理されており、一般社団法人 社会基盤情報流通推進協議会の運営する Web サイト「G 空間情報センター」より入手可能である。本業務では、この登記所備付地図(地図 XML)を活用し、農地に関する各台帳についてひも付けを行っていく。

ウ 筆ポリゴンについて

筆ポリゴンとは、農林水産省統計部が作物統計調査等を実施する上で母集団情報として、全国の土地を隙間なく200メートル四方(北海道は、400メートル四方)の区画に区分し、そのうち耕地が存在する約 290 万区画について衛星画像等を基に描画したものであり、平成 31 年3月に全国約 3,000 万筆の筆ポリゴンの整備が完了し、同年4月からオープンデータとして幅広く提供を開始している。筆ポリゴンの概要は下図のとおり。



エ 対象とする農地関係制度及びデータについて

「別紙1 対象とする農地関係制度及びデータについて」のとおり。

オ クラウドサービスについて

2018年6月には、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」が決定(最終改定は、2025年5月27日)された。この中で、「クラウド・バイ・デフォルトの原則」が政府方針として出されている。これらの状況を踏まえ、本システムはパブリッククラウドを利用する。

(5) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(6) 作業スケジュール

本業務及び関連する調達案件の想定される作業スケジュールを次の図に示す。本スケジュールは、契約予定日、各調達区分間で関連性を有する時点を表1のマイルストーンとして定め、確実な履行を実施するために必要な期間を踏まえて想定したものであるが、大臣官房デジタル戦略グループ(以下「担当部署」という。)及び農林水産省地理情報共通管理システム「開発等業務」、「運用保守等業務」の工程管理・コンサルティング業務の受注事業者(以下「工程当事業者」という。)の管理の下、関連する事業者と協議の上、必要に応じて見直しを行う場合がある。

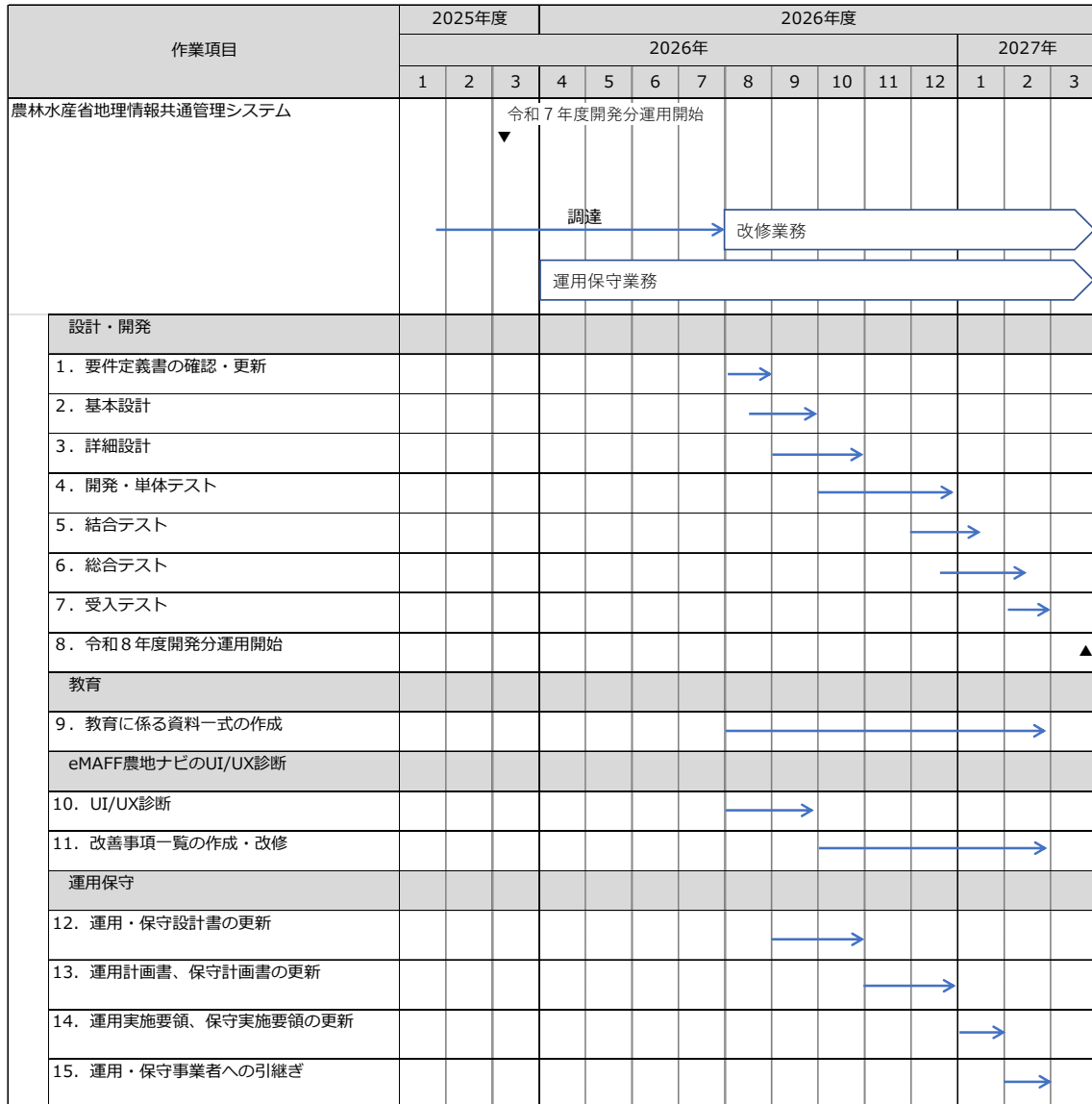


図3 作業スケジュール

表1 主なマイルストーン(想定)

No	マイルストーン	時期
参考	令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム改修分運用開始	令和8年3月下旬
1	「令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務」に係る入札実施	令和8年8月中旬
2	令和8年度改修	—
3	結合テスト実施	令和8年11月
4	総合テスト実施	令和8年12月
5	受入テスト実施	令和9年2月
6	令和8年度開発分運用開始	令和9年3月上旬

2 調達案件及び関連調達案件

(1) 調達範囲

本調達では、本システムの令和8年度改修業務を行うものとする。受注者は、担当部署の管理の下、以下に示す作業について担当部署との協議に基づき実施すること。

ア 改修業務概要

令和8年度改修の主な実施内容は、別紙2-1「農林水産省地理情報共通管理システム改修業務要件定義書」2. 1. 機能に関する事項(1)機能一覧を参照すること。

イ ライセンス等の提供

令和8年度改修で追加となった機能・サービスに必要なネットワーク機器、ライセンス及びクラウドサービス(以下、ライセンス等)の準備については、農林水産省地理情報共通管理システム令和8年度運用保守等業務の受注事業者(以下「運用・保守事業者」という。)で行う。本業務に必要なライセンス等の情報については、運用・保守事業者と連携すること。

ウ その他

(ア) eMAFF 地図利用者向けの教材として、eMAFF 農地ナビ利用方法紹介画面の作成におけるコンテンツ企画等及び現地確認アプリ操作マニュアル動画の作成を行う。詳細は4(7)を参照すること。

(イ) eMAFF 農地ナビの UI/UX 診断を実施する。詳細は4(8)を参照すること。

(2) 調達案件及びこれと関連する調達案件

調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等は次の表のとおりである。

表2 関連する調達案件の一覧

No	調達案件名	調達の方式	契約締結日	意見招請 入札公告 落札者決定	契約期間
1	令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム開発等業務	一般競争入札 (総合評価)	令和7年8月	- 令和7年7月頃 令和7年8月頃	令和7年8月から 令和8年3月まで
2	令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム追加改修業務	一般競争入札 (総合評価)	令和8年1月	- 令和7年11月頃 令和8年1月頃	令和8年1月から 令和8年3月まで
3	令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務(本調達)	一般競争入札 (総合評価)	令和8年8月	令和8年5月頃 令和8年7月頃 令和8年8月頃	令和8年8月から 令和9年3月まで
4	令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務	一般競争入札 (総合評価)	令和7年4月	令和6年11月頃 令和7年1月頃 令和7年3月頃	令和7年4月から 令和8年3月まで
5	令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務	一般競争入札 (総合評価)	令和8年4月	令和7年11月頃 令和8年2月頃 令和8年3月頃	令和8年4月から 令和9年3月まで
6	令和9年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務(仮)	一般競争入札 (総合評価)	令和9年4月	令和8年11月頃 令和9年1月頃 令和9年3月頃	令和9年4月から 令和10年3月まで
7	令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム「開発等業務」、「運用保守等業務」の工程管理・コンサルティング業務	一般競争入札 (総合評価)	令和7年4月	- 令和7年2月頃 令和7年3月頃	令和7年4月から 令和8年3月まで
8	令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム開発等業務等の工程管理・コンサルティング	一般競争入札 (総合評価)	令和8年4月	- 令和8年2月頃 令和8年3月頃	令和8年4月から 令和9年3月まで

No	調達案件名	調達の方式	契約締結日	意見招請 入札公告 落札者決定	契約期間
	グ業務				
9	令和7年度 eMAFF 運用保守等業務	一般競争入札 (総合評価)	令和7年4月	令和6年11月頃 令和7年1月頃 令和7年3月頃	令和7年4月から 令和8年3月まで
10	令和8年度 eMAFF 運用保守等業務	一般競争入札 (総合評価)	令和8年4月	令和7年11月頃 令和8年1月頃 令和8年3月頃	令和8年4月から 令和9年3月まで
11	令和7年度農林水 産省次期オンライ ン申請システムの 導入業務	一般競争入札 (総合評価)	令和7年7月	令和7年3月頃 令和7年6月頃 令和7年7月頃	令和7年7月から 令和8年3月まで
12	令和8年度次期オ ンライン申請シス テム追加開発・運 用・保守業務	一般競争入札 (総合評価)	令和8年4月	令和7年11月頃 令和8年1月頃 令和8年3月頃	令和8年4月から 令和9年3月まで

情報システム名		令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度
農林水産省地理情報共通管理システム		令和7年度改修		
		令和7年度追加改修		
		令和7年度運用保守		
		令和8年度改修		
		令和8年度運用保守		
		令和9年度改修		
		令和9年度運用保守		
調達案件名(仮)	調達方式	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度
令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務	一般競争入札	業務実施		
令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム追加改修業務	一般競争入札	業務実施		
令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務	一般競争入札		業務実施	
令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務	一般競争入札	業務実施		本業務の調達範囲
令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務	一般競争入札	調達	業務実施	
令和9年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務(仮)	一般競争入札			業務実施
令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム「開発等業務」、「運用保守等業務」及び「農地情報紐づけ実施業務」の工程管理・コンサルティング業務	一般競争入札	業務実施		
令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム開発等業務等の工程管理・コンサルティング業務	一般競争入札		業務実施	
令和7年度eMAFF運用保守等業務	一般競争入札	業務実施		
令和8年度eMAFF運用保守等業務	一般競争入札		業務実施	
令和7年度農林水産省次期オンライン申請システムの導入業務	一般競争入札	業務実施		
令和8年度次期オンライン申請システム追加開発・運用・保守業務	一般競争入札		業務実施	

図4 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等

(3) 調達案件間の入札制限

相互けん制の観点から、本業務と「表 2 関連する調達案件の一覧」項番8に挙げる業務は、相互に入札制限の対象とする。また、調達の公平性の観点から、「本調達仕様書の作成支援事業者」である、「表 2 関連する調達案件の一覧」項番7に挙げる業務の事業者は、本調達の応札には参加できない。詳細については「8(5)入札制限」も参照すること。

3 情報システムに求める要件

本業務の対象である本システムについては、要件定義書の各要件を満たすこと。

特に本業務においては、本システムを利用する農地に係る申請の段階的増加に対応した柔軟なリソース追加、開発容易性の確保、申請情報を保有するためのセキュリティ水準の維持・向上等を図ること。

4 作業の実施内容

本業務においては、令和8年度改修として令和9年3月 31 日までにシステム構築を行うこと。受注者は、開発手法を含めて、効率的な業務実施に努めること。

(1) 設計・開発実施計画書等の作成

ア 受注者は、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領と整合をとりつつ、農林水産省の指示に基づき、工程管理事業者と調整の上、契約締結後7日(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。))を含まない。)以内に設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領を作成し、担当部署の承認を得ること。なお、設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領の記載内容は「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:令和7年5月27日以下「標準ガイドライン」という。)[第7章 設計・開発]で定義されている事項を踏まえたものとする。

イ 受注者は、設計・開発実施計画書に、調達仕様書、要件定義書等に基づき、少なくとも以下の(ア)から(カ)までの事項について記載すること。また、附属文書として、作業項目、作業内容、スケジュールをより詳細に階層化し、担当者等を記載した WBS (Work Breakdown Structure)を作成すること。また、作成した設計・開発実施計画書に変更が生じた場合は、変更した設計・開発実施計画書を作成し、担当部署の承認を得て提出すること。

(ア) 作業概要

(イ) 作業体制に関する事項

(ウ) スケジュールに関する事項

(エ) 成果物に関する事項

(オ) 開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等

(カ) その他(設計・開発の前提条件、時間や予算等の制約条件等)

ウ 設計・開発実施要領には、少なくとも以下の(ア)から(ケ)までの事項について記載すること。また、設計・開発実施要領に変更が生じた場合は、変更した設計・開発実施要領を作成し、担当部署の承認を得て提出すること。

(ア) コミュニケーション管理

(イ) 体制管理

(ウ) 工程管理

(エ) 品質管理

(オ) リスク管理

(カ) 課題管理

(キ) システム構成管理

(ク) 変更管理

(ケ) 情報セキュリティ対策

(2) 要件定義書の確認と更新

ア 受注者は、業務の目指すべき姿を共有するために、設計・開発の実施に先立ち、要件

定義書の内容を精査し、必要に応じて担当部署に修正を提案し、内容について調整すべき事項があれば、担当部署、工程管理事業者、関係部署等と調整の上、結果に基づき要件定義書の修正を行うこと。要件の調整内容は、担当部署及び関係するステークホルダーに提示し、合意形成を図りつつ進めること。要件定義書に不足部分や不整合がある場合には、要件の再定義をした上で、要件定義書修正案を作成し、担当部署等との合意のもと要件を確定すること。

- イ 受注者は、要件定義書を更新し、それぞれ4(14)表3の成果物一覧に示す納品期日までに担当部署に提出の上、承認を受けること。また、要件定義書の内容に変更があれば、その都度変更履歴に記録、更新し、誤字脱字などの軽微なものを除き、担当部署に提出の上、承認を受けること。
- ウ 受注者は、最終成果物として納品する際に、別途作成する設計書等と同等の体裁とすること。

(3) 設計

- ア 受注者は、要件定義書の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計及び詳細設計を行い、成果物について担当部署の承認を受けること。
- イ 受注者は、運用設計及び保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用計画及び保守作業計画の案を作成し、担当部署の確認を受けること。
- ウ 受注者は、要件定義書に記載の内容を実現するため、担当部署及び工程管理事業者と協議の上、基本設計書、詳細設計書を4(14)表3の成果物一覧に示す納品期日までに作成し、担当部署の承認を得ること。なお、専門的知見に基づき、以下に示す設計項目以外に必要と考える作業がある場合には、担当部署の承諾を得た上で実施すること。要件定義書を踏まえ、要件の実現方式を確定した上で、当該方式を含む全体アーキテクチャ設計(全体アーキテクチャ設計の内容は基本設計書に含む。)を担当部署に示すこと。
- エ 詳細設計については、基本設計に基づき、設定理由と機器及びソフトウェアに関する設定内容、物理環境等を記載した詳細設計書(設定書・コンフィグ等)を作成し、基本設計書との不整合が発生しないよう確認した上で担当部署の承認を得ること。
- オ 利用者数の増加、データ量の増大等に対応したクラウドサービスのライセンス拡大、リソース増強等が柔軟に実施できるような拡張性要件を満たすこと。
- カ 既存のクラウドサービスを活用する場合は、担当部署と協議の上、合理的な範囲内で、基本設計書及び詳細設計書等の提出を、サービス仕様書や機能仕様書等の提出に代替することができる。

(ア) 機能設計

以下の項目ごとに要件定義書の機能要件に基づいて、令和8年度開発機能につ

いては新規の設計を行うこと。また、既存機能の改修においては既存の設計書の修正を行い、構成、処理内容等を具体化・詳細化すること。

設計に当たり、開発・テストの効率性を高めるとともに、将来の機能改修や更改時のベンダーロックインの排除を念頭に、設計内容の標準化、一貫性を持った客観的な記述等に努めること。

- a 画面設計
- b 帳票設計
- c データ設計
- d 外部インターフェース設計
- e バッチ設計

(イ) 非機能設計

以下の項目を例とし、要件定義書の非機能要件に基づいて、クラウドサービス、ハードウェア、ミドルウェア、ソフトウェア及びネットワークについて、構成、設計内容及び環境を維持するために必要な事項等を設計として具体化・詳細化すること。なお、非機能設計については、現行の設計内容の踏襲を基本とするが、変更が必要な場合において修正を実施すること。

- a システム基盤設計
- b ホスト名及び IP アドレス設計
- c システム構成設計
- d ハードウェア設計
- e ソフトウェア設計
- f ネットワーク設計
- g 環境設計
- h 情報セキュリティ設計

(ウ) クラウド設計の留意点

PaaS、IaaSにおける設計において以下の a から g までについて留意すること。SaaSの場合には同等の要件を満たすサービスであること。

- a クラウドサービスプロバイダー(以下「CSP」という。)の提供しているリファレンスアーキテクチャに準拠すること。
- b クラウドネイティブのシステムとすること。
- c クラウドの機能を活用し、マネージドサービスを活用すること。
- d オートスケール、オートヒーリングの活用。
- e クラウド利用費用の透明化(発注者に公開すること)と継続的な最適化。
- f CSP の選択条件はクラウド利用方針に準拠すること。
- g 取得可能なログを確認し、ログの記録や保管を適切に実施すること。

(4) 開発・テスト

ア 開発・構築

- (ア) 受注者は、作成した各設計書に基づいてプログラム開発、システム構築を実施すること。
- (イ) 開発に当たり、アプリケーションプログラムの開発又は保守を効率的に実施するため、プログラミング等のルールを定めた標準(標準コーディング規約、セキュアコーディング規約等)を定め、担当部署の確認を受けること。なお、既存サービス以外の新たなサービスや開発言語等を使用する場合には、アプリケーションプログラムの開発又は保守を効率的に実施するため、プログラミング等のルールを定めた規約(標準コーディング規約、セキュアコーディング規約等)を定め、担当部署の確認を受けること。
- (ウ) 受注者は、開発に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物の確認方法(例えば、標準コーディング規約遵守の確認、ソースコードの検査、現場での抜き打ち調査等)についての実施主体、手順、方法等を情報セキュリティ管理計画書として4(14)表3の成果物一覧に示す納品期日までに定め、担当部署の確認を受けること。
- (エ) 受注者は、生成 AI を活用したシステム構築を行う場合、導入予定の生成 AI システムが期待する品質を満たしているか確認し、担当部署の承認を得ること。なお、担当部署が品質を満たしていないと判断した場合、原因を特定し、改善措置を講じること。
- (オ) 受注者は、本調達にて開発したプログラム一式を成果物として提出すること。
- (カ) 本システムはクラウド基盤上に構築するため、利用するクラウドサービスのデータセンタ内での作業については、クラウドサービス事業者又は運用・保守事業者事業者との調整により、受注者の負担と責任において実施すること。持込で機器を設置する際は、コロケーションサービス等で提供されるサーバラックに納めること。
- (キ) 採用するネットワーク構成によって農林水産省での作業が発生する場合は、担当部署の指示に従うこと。
- (ク) 設計・開発実施計画書の実施スケジュールを基に、詳細な作業スケジュールを作成し、担当部署の承認を得た上で作業を実施すること。
- (ケ) 各詳細設計書に基づき、ネットワーク構築、ハードウェア設定、ソフトウェア設定等の必要な作業を実施すること。

イ テスト

- (ア) 受注者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、各工程におけるテスト方針、テスト観点、テスト体制、テスト環境整備、運用、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、テストデータ、テストで使用するツール、品質管理指標、合否判定基準、PJMO以外の情報システム利用者のテスト実施等を記載したテスト計画書を作成し、担当部署にテスト計画書の説明を実施し4(14)表3の成果物一覧に示す納品期日までに担当部署の承認を受けた上で、提出すること。

- (イ) 受注者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、アプリケーションプログラムの開発、テストを行うこと。
- (ウ) 受注者は、設計工程の成果物及びテスト計画書に基づき、各テストの実施状況と実施結果について担当部署に報告するとともに、テストを行った結果をテスト結果報告書に取りまとめて、4(14)表3の成果物一覧に示す納品期日までに担当部署の承認を受けた上で、提出すること。その際、セキュリティ関連のテストの実施結果が確認できるようにすること。
- (エ) 脆弱性検査については、「デジタル庁 政府情報システムにおける脆弱性診断ガイドライン」の実施基準を満たすように脆弱性診断実施事業者の選定、脆弱性診断の実施、検出された脆弱性への対応を行うこと。
- (オ) テストを行う際、必要な関係機関との連絡調整、本調達に係るテスト実施環境の準備や費用は本調達に含まれることとする。
- (カ) 「ひも付け実施における前回と今年度のひも付け作業結果ファイルの比較作業の効率化」として作成する運用ツールについては、結合テスト、総合テストは実施しないものとして扱う。また、本ツールを用いて、約 1,600 の農業委員会に対する差分比較を本業務の中で実施すること。
 - a 単体テスト
アプリケーションを構成する最小単位で実施するテストであり、主に機能単位で設計通りに動作するかを受注者が確認する。
 - b 結合テスト
複数の機能を連携させて動作を確認するテストであり、主にユースケース単位で設計通りに動作するかを受注者が確認する。また、システム間のインターフェースを結合したテストを行い、外部インターフェース設計の通りに作成されていることを受注者が確認する。
 - c 総合テスト
システム全体が設計通りに動作することを確認するテストであり、ユースケースを組み合わせた一連のシステム利用ができることを機能面、非機能面の観点から受注者が確認する。総合テストには、農林水産省共通申請サービス、農業委員会サポートシステム等とのシステム間のテストも含む。テスト内容は、負荷テスト(パフォーマンステスト、ラッシュテスト、大容量テスト、ストレステスト等)、セキュリティテスト(ペネトレーションテスト、インシデントレスポンス、縮退確認、災害対策訓練等)、データテスト(実データテスト、イレギュラーデータ等)、運用テスト(連続無停止テスト、定期メンテテスト等)等に分けて実施する。確認においては、農業委員会等、農地情報の管理等を行う行政機関等職員、一般国民のそれぞれの観点で実施する。

(5) 受入テスト支援

納品されるシステムが要件どおりに動作することを確認するテストであり、総合テストまで完了した後、担当部署等が受入テストを実施する。受入テストはステージング環境を使用して実施することとし、受注者は環境準備を行うとともに、テスト実施に必要な情報提供を行うこと。

ア 受注者は、担当部署が受入テストのテスト計画書を作成するに当たり、情報提供等の支援を行うこと。

イ 受注者は、担当部署が受入テストを実施するに当たり、環境整備、運用等の支援を行うこと。

ウ 受注者は、担当部署の指示に基づき、担当部署以外の情報システム利用者のテスト実施も含めて、テスト計画書およびテストシナリオ作成の支援を行うこと。

(6) 情報システムの移行

本調達において移行作業は実施しない。開発したアプリケーションプログラムのリリース及びネットワーク切り替えは運用保守事業者が実施するため、作業にあたっては運用保守事業者と連携して対応すること。

(7) 教育

(ア) eMAFF 農地ナビ利用方法紹介画面の作成におけるコンテンツ企画等

別紙2-1「農林水産省地理情報共通管理システム改修業務要件定義書」2. 1. 機能に関する事項(1)機能一覧ウで規定する改修業務のうち、eMAFF 農地ナビ利用方法紹介画面の作成においては、ユーザー属性ごとの利用シーンについて代表的な操作事例を踏まえたユースケースとしてコンテンツを作成する。作成にあたって必要になる調査または担当部署との協議を適宜行うこと。

(イ) 現地確認アプリ操作マニュアル動画の作成

担当部署が令和5年度事業にて作成した現地確認アプリ操作マニュアル動画について、作成後年数が経過していることから画面等の変更が生じているため、更新を行う。更新にあたっては、令和5年度に作成したシナリオを基とし、機能変更箇所の反映や新機能の追加を行い、4(14)表3の成果物一覧に示す納品期日までに担当部署に提出すること。

(8) eMAFF 農地ナビの UI/UX 診断

Web サイトのデザインに知見のある者による、第三者的視点での eMAFF 農地ナビのサイト全般の UI/UX 総点検を実施する。対象は同 Web サイトの PC、タブレット及びスマートフォンの各画面とする。なお、点検にあたっては eMAFF 農地ナビの大幅なデザイン刷新ではなく、現行のデザイン体系を維持した上で改善すべきポイントを洗い出すことを目的とし、診断手法は専門家によるヒューリスティック評価を用いることとする。

調査の結果発見された改善点については改修のための必要経費を含めた上で UI/UX 改善事項一覧にとりまとめ、4(14)表3の成果物一覧に示す納品期日までに担当部署に提出するほか、短期解決可能な項目(上限 10 人月を見込む)については画面の改修を実施すること。

(9) 引継ぎ

受注者は、引継ぎについて以下を実施すること。引継ぎにあたっては、引継計画書を作成し、担当部署の承認を得ること。引継ぎの状況については、進捗を管理し定期的に担当部署に進捗報告を実施し、引継ぎ完了後は引継ぎ結果報告書を作成し、担当部署に提出すること。引継ぎ後、業務が軌道に乗るまでの間、おおむね3か月程度は情報提供及び質疑応答等の確実な引継ぎへの協力を行うこと。なお、本業務で開発したテスト等に利用したツール等は、次期業務での効率的な開発、効率的な運用・保守のために継続して利用する想定であることから、農林水産省及び次期業務の実施事業者が利用できるように引継ぐこと。

ア 受注者は、本契約の終了後に他の事業者が本業務を受注した場合には、次期事業者に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供・引継ぎに係る資料を作成し、遺漏無く引継ぎを実施すること。

イ 受注者は、農林水産省が本システムの次期開発、更改等を行う際には、次期の情報システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。

(10) 定例会等の実施

受注者は、以下のアからオまでの会議を開催するとともに、会議終了後、3日以内(行政機関の休日(行政機関の休日を除く。))に議事録を作成し、担当部署の承認を受けること。

ア キックオフ会議

受注者は、契約後5日(行政機関の休日を含まない。)以内に、本業務の設計・開発実施計画書等の案について、担当部署に説明し、認識共有を図ること等を目的とする会議を開催すること。なお、会議の参集者については、担当部署と協議の上、決めること。

イ 定例会議

受注者は、定例会を隔週開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。

ウ 個別検討会議

受注者は、担当部署から要請があった場合、又は受注者が本業務を遂行する上で必要と判断した場合、必要資料を作成の上、会議を開催すること。

エ 業務実施結果報告会議

受注者は、業務実施結果報告書の納入期限の5日（行政機関の休日を含まない。）前までに、本業務の結果を報告する業務実施結果報告会議を開催すること。

オ 本業務と関係する会議への出席

受注者は、工程管理事業者が開催する会議の他、各プロジェクトにおいて開催される各種会議及び打合せに必要な応じて参加し、業務状況の報告等を行うこと。

(11) 契約金額内訳及び情報資産管理標準シートの提出

ア 受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳が記載されたエクセルの電子データを契約締結後速やかに提出すること。なお、人件費については人件費単価ごとに工数を提示すること。再委託先がある場合は再委託先の法人番号と再委託金額を提示すること。最大何次請負、再委託総額、累計契約額（前年度まで）、年度契約金額を提示すること。

イ 受注者は、担当部署が定める時期に、情報資産管理標準シートを提出すること。

ウ 受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定：令和6年5月31日）の「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業」に基づき担当部署から情報資産管理標準シートの作成を依頼された場合、次に掲げる事項について記載した様式について、担当部署が定める時期に、提出すること。

(ア) ハードウェアの管理

情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等

(イ) ソフトウェアの管理

情報システムを構成するソフトウェア製品の名称（エディションを含む。）、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等

(ウ) 回線の管理

情報システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等

(エ) 外部サービスの管理

情報システムを構成するクラウドコンピューティングサービス等の外部サービスの外部サービス利用形態、使用期間等

(オ) 施設の管理

情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等

(カ) 公開ドメインの管理

情報システムが利用する公開ドメインの名称、DNS名、有効期限等

(キ) 取扱情報の管理

情報システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等

(ク) 情報セキュリティ要件の管理

情報システムの情報セキュリティ要件

(ケ) 指標の管理

情報システムの運用及び保守の間、把握すべきKPI名、KPIの分類、計画値等の案

(コ) 各データの変更管理

情報システムの運用及び保守において、上記各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目

(サ) 作業実績等の管理

情報システムの運用及び保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由

(シ) スケジュールや工数の管理

スケジュールや工数等の計画値及び実績値

(12) 業務実施結果報告書の提出

受注者は、4(1)から4(11)までの作業結果を、業務実施結果報告書として取りまとめて提出すること。契約日から令和9年3月31日までの業務実施結果について取りまとめて報告すること。

(13) その他

- ア 本業務の実施に当たっては、担当部署及び関連事業者は、2(2)に記載の関連調達案件の受注者との連携を十分に行うこと。本業務の実施に当たり、調査や設計変更等の依頼事項が生じた場合は、本業務受注者の負担において行うこと。
- イ 品質管理担当者を中心に本業務受注者内でレビューを実施するとともに、農林水産省からのレビュー指摘を受けた場合は修正を実施すること。
- ウ 本業務は、農林水産省の管理の下、本調達仕様書の内容及び担当部署との協議に基づき実施すること。
- エ システムの構築に当たり、担当部署の管理の下、工程管理事業者と協力し、データの活用についての検討・実証を行い、運用・保守事業者と連携をすること。
- オ 本業務の実施に当たって、全国農業会議所、農業委員会サポートシステム運用・保守事業者及びGSS所管部署等の関係機関との調整が発生した場合、受注者側にて対応すること

カ 採用するソフトウェア等に関して、原則クラウドサービスが提供する標準サービスを利用すること。なお、環境に係る要件は、要件定義書を参照すること。

(14) 成果物

- ア 受注者は、以下の表に示す本業務の成果物について、その内容を担当部署の承認を得た上で提出すること。
- イ 本システムの要件定義・設計に当たっては、対向となるシステムとの仕様調整が必要不可欠であり、対向側のスケジュールの都合上で仕様の最終化がずれる可能性があるため、成果物については納品後変更が発生した場合には速やかに改訂版を納入すること。
- ウ 事業者の提案に基づいてより効率的な作業推進を行うためにスケジュールを見直す場合は、必要に応じて契約に向けて納品時期についても別途調整を行うこととする。

(ア) 成果物名

表3 成果物一覧

No	調達仕様書の記載箇所 及び成果物名	納品期日※	備考
1	4(1) 設計・開発実施計画書	契約締結後7日以内	
2	4(1) 設計・開発実施要領	契約締結後7日以内	
3	4(2) 要件定義書	ドラフト版 令和8年11月27日 修正版 令和9年3月31日	
4	4(3) 基本設計書 品質管理報告書	ドラフト版 令和8年11月27日 修正版 令和9年3月31日	
5	4(3) 詳細設計書 品質管理報告書	ドラフト版 令和8年12月25日 修正版 令和9年3月31日	
6	4(4) 規約(標準コーディング 規約、セキュアコーディング規約等)	令和8年10月30日	
7	4(4)	令和9年3月31日	

No	調達仕様書の記載箇所 及び成果物名	納品期日※	備考
	ソースコード、実行プログラム		
8	4(4) テスト計画書	令和8年12月25日	
9	4(4) テスト結果報告書 品質管理報告書	単体テスト 令和9年1月29日 結合テスト 令和9年1月29日 総合テスト 令和9年2月26日	
10	4(4) 脆弱性検査結果報告書	令和9年1月29日	
11	4(7) 現地確認アプリ操作マ ニュアル動画	令和9年3月31日	
12	4(8) eMAFF 農地ナビ UI/UX 改善事項一覧	令和9年3月31日	
13	4(9) 次期事業者への引継資 料、引継結果報告書	令和9年3月31日	作業経緯、残存課題等
14	4(10) 会議開催結果	備考欄に記載	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会議の議事録は Word 形式ファイルで作成し、会議終了後3日以内に担当部署の承認を得た後に、メールまたは電子ファイル連携サービスを用いて提出。 ➤ 各会議において受注者が準備する資料については、会議開催

No	調達仕様書の記載箇所 及び成果物名	納品期日※	備考
			前に担当部署へメールまたは電子ファイル連携サービスを用いて提出するとともに、担当部署からの指示があった場合は必要部数を紙資料等で準備すること。また、業務実施結果報告書と合わせて当該年度分一式を提出。
15	4(11) 契約金額内訳	契約締結後7日以内	
16	4(11) 情報資産管理標準シート	担当部署が定める時期	令和9年12月頃を予定
17	4(4)ア 情報セキュリティ管理計画書	契約締結後7日以内	本業務を遂行する上での情報セキュリティの管理方法等について記述したもの
18	4(12) 業務実施結果報告書	令和9年3月31日	

(イ) 成果物の納品方法

- a 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国内においても英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
- b 用字・用語・記述符号の表記については、「「公用文作成の考え方」の周知について(令和4年1月11日内閣文第1号内閣官房長官通知)」を参考にすること。
- c 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- d 成果物は Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成すること。
- e 納品後、担当部署において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

- f 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- g 成果物は電磁的記録媒体により作成し、電磁的記録媒体の場合は1部を納品すること。
- h 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- i 不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
- j 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

(ウ) 成果物の納品場所

作成した成果物は担当部署が指定したサーバへ納品(例: PrimeDrive 又は SharePoint 等)すること。なお、納品の際は、検収が終了したファイル一式を時点がわかるような形式(例: zip 等)で提出すること。

サーバ納品について、Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成すること。

納品後農林水産省において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

各ファイルについて、原則として日本産業規格 A 列4番または日本産業規格 A 列3番紙媒体に、収まりよく印刷ができるように適切な印刷設定を行うこと。

成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。

成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ

5 作業の実施体制・方法

(1) 作業実施体制

ア 本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制は図5及び表4のとおり

である。なお、受注者内の人員構成については想定であり、受注者決定後に協議の上、見直しを行う。また、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。また、業務全体管理者、設計・開発管理者を本業務において必ず配置すること。

イ 本業務においては、大臣官房統計部及びPJMOは、農林水産省全体としての行政手続等のオンライン化に係るプログラムを所管していること、経営局農地政策課及び全国農業会議所は連携システムである農業委員会サポートシステムを所管しており、これらは重要な関係組織であることから、連携を密にできる体制を準備すること。

ウ 本システムを整備・運用していく上で、総合行政ネットワーク(LGWAN)を運営する地方公共団体情報システム機構(J-LIS)についてはネットワーク構成、農地情報管理に従事する各地方自治体についてはユーザビリティ、農業委員会等の関係機関については農林水産施策の推進等の面から、それぞれ重要な関係機関であることを認識すること。

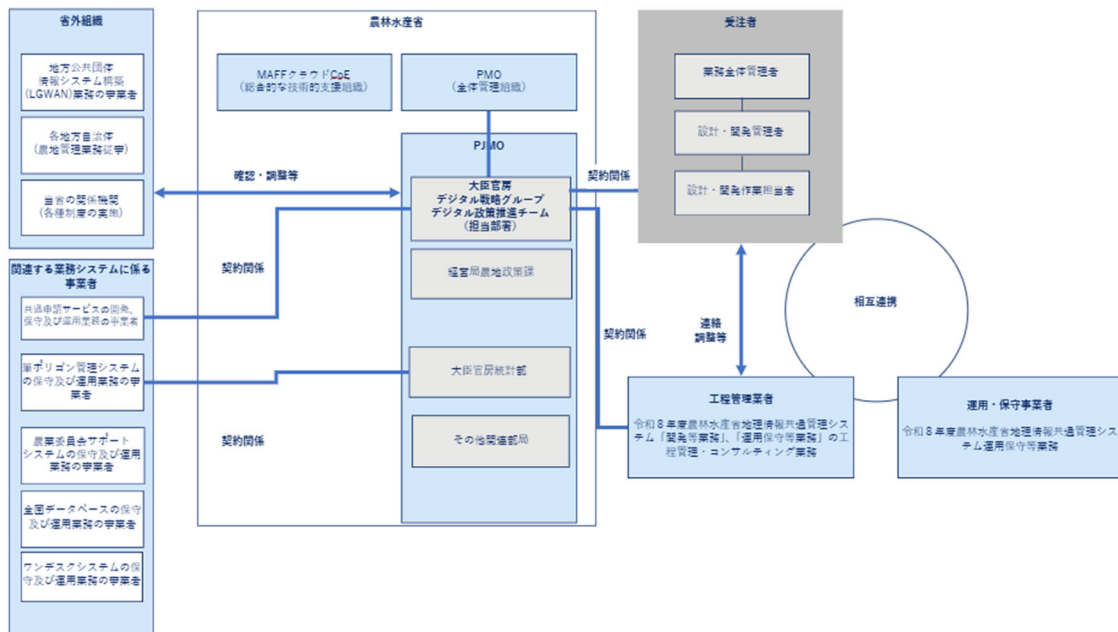


図5 本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制

表4 本業務における組織等の役割および本業務受注者に求める作業実施体制の役割

No.	組織等	本業務における役割
1	PMO(全体管理組織)	農林水産省の全体管理組織。クラウド利用を含む情報システムに関する各PJMOからの問い合わせを受け、対応、助言・指導等を行う。
2	MAFFクラウドCoE	担当部署・受注者に対してパブリッククラウド全般及びMAFFクラウド利用に係る技術的な支援を行う。
3	PJMO 大臣官房デジタル戦略	本システムの管理組織として本業務の進捗等を管理する。また、各種資料に対する承認を行う。

No.	組織等		本業務における役割
		グループ	
4		経営局農地政策課	<ul style="list-style-type: none"> 受注者からの農地台帳や農地法関連の現地確認業務に係る問合せ対応等を行う。
5		大臣官房統計部	<ul style="list-style-type: none"> 受注者からの筆ポリゴンに係る問合せ対応等を行う。
6		その他関連部局	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて本システム運用保守等に係る問合せ対応等を行う。
7	省外組織		<ul style="list-style-type: none"> それぞれの組織が所管するシステムや制度と連携できるよう、適宜、確認や相談に応じる。
8	関連する業務システムに係る事業者		<ul style="list-style-type: none"> 共通申請サービス、農業委員会サポートシステム、ワンデスクシステム、全国データベース、筆ポリゴン管理システムといった本システムと連携するシステムの開発業務、運用業務の事業者であり、適宜、確認や相談に応じる。
9	業務全体管理者		<ul style="list-style-type: none"> 本業務全体を管理し、本業務における作業・意思決定の責任を持つ。 PJMOとの各種調整を行う。
10	設計・開発管理者		<ul style="list-style-type: none"> 業務全体管理者の指揮・総括の下、本業務の設計・開発を担う。 設計・開発のチームリーダーとして作業状況を管理する。
11	設計・開発作業担当者		<ul style="list-style-type: none"> 設計・開発管理者の管理の下、その指示に基づいて各作業を実施する。
12	工程管理事業者		<ul style="list-style-type: none"> 本システムにおける改修業務の工程管理等を実施する。 関連するプロジェクトを横断的に把握し全体管理、調整等を実施する。
13	運用・保守事業者		<ul style="list-style-type: none"> 本システムの運用保守業務を実施する。 農地台帳のひも付け業務を実施する。

(2) 作業要員に求める資格等の要件

- ア 本業務にあたるシステムエンジニアは、農林水産省に対して問題解決に資する情報を的確かつ速やかに提供できる技術力を有すること。
- イ 受注者は、本業務の業務全体管理者及び担当者等の役割に応じて次に示すスキル・経験を持つ人員を充て、プロジェクト全体として全ての要件を満たす作業実施体制とすること。
- ウ 同一要員がすべての資格・実績を保有していない場合は、農林水産省との協議により、同一チーム内の複数名で資格・実績要件を満たすことを認める場合がある。また、設計・開発に係る作業体制全体で「(エ)設計・開発の作業体制全体として満たすべき要件」を満たすこと。

(ア) 業務全体管理者

本業務全体を管理し、本業務における作業・意思決定の責任を持つ者として a、b 及び c の全要件を満たす者を配置することし、定例及び重要かつ緊急時の打合せには原則参加すること。ただし、c については責任者を補佐する者が満たしている場合も可とする。

- a プロジェクト管理の経験を5年以上有し、標準ガイドラインを熟知しており、本業務実施範囲について、EVM(Earned Value Management)を用いたプロジェクト管理を行えること。
- b 官公庁における情報システムの設計開発業務について、直近5年以内にプロジェクト管理者レベルとして業務を実施し、適正に業務を完了した実績を有すること。
- c PMP (Project Management Professional) 若しくは情報処理技術者(プロジェクトマネージャ)のいずれかの資格を有すること。

(イ) 設計・開発管理者

業務全体管理者の指揮・総括の下で設計・開発を担い、作業状況を管理するチームリーダーとして以下の全要件を満たす者を配置すること。なお、チームリーダー一人で全要件を満たせない場合でも、チームとして全要件を満たせば可とする。

- a 情報システム及びネットワークの技術的な検討、調整を行えること。
- b IPA(独立行政法人情報処理推進機構)の情報処理技術者試験の高度試験のうち、システムアーキテクト試験に合格した者であること。もしくは、同等のスキルを保持していること。
- c 利用者数1万人以上のワークフローシステムの設計開発業務の実績を有すること。

(ウ) 設計・開発作業担当者

設計・開発管理者の下で各作業を実施する担当者として、情報システムの設計・開発業務又はネットワーク構築業務の経験年数を2年以上有する者を2名以上配置すること。

(エ) 設計・開発の作業体制全体として満たすべき要件

- a 総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用した情報システムの設計・開発、運用・保守の業務経験を有するメンバーを配置すること。
- b 政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に関する知見等の情報セキュリティに関する知識や経験を有し、IPA の情報処理技術者試験の情報処理安全確保支援士試験に合格又は同等の資格・知識を有するメンバーを配置すること。
- c 標準ガイドラインに基づいた設計・開発、調達支援又は工程管理支援の業務経験を有するメンバーを配置すること。
- d システムのユーザビリティに関する知識及び設計の実務経験を3年以上有するメンバーを配置すること。
- e パブリッククラウドを利用する情報システムの要件定義、設計開発等を担当するチ

ームのチームリーダー及び担当メンバーは以下の資格を有するものを含めること。

- (a) チームリーダーは、パブリッククラウドに係る全ての技術領域において、本システムの CSP の認定技術者としての上級資格[※]を有する者を1名以上配置すること。なお、チームリーダーの資格は全体リーダーまたはパブリッククラウド上での情報システム構築期間中に専任でチームリーダーを支援する要員が保有していることでも可とする。なお、体制に前記の資格保有者を準備できない場合、CSP が提供するサポートサービス(Azure 有償サポート(プロアクティブサービス))を利用することで、クラウドの知見を有するものを配置する体制とすること。
- (b) 担当メンバーは、パブリッククラウドに係る全ての技術領域において当該 CSP の認定技術者としての中級資格[※]以上を有する者を1名以上配置すること。

※ 例として、以下のような資格が挙げられる。

- ・ Microsoft Certified: Azure Solutions Architect Expert(上級資格)
- ・ Microsoft Certified: Azure Administrator Associate(中級資格)

エ 本業務を行う担当者は、業務を効率的、効果的に推進するために求められる業務遂行能力を有すること。

(ア) 情報や意見を的確に交換できるコミュニケーション能力

(イ) 課題・改善点を識別し、改善する能力

(ウ) 担当する職務に応じた技術力(クラウド業務を実施する場合は、Azure のスキル)

(3) 作業場所

ア 本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。

イ 必要に応じて担当職員が現地確認を実施することができるものとする。

(4) 作業の管理に関する要領

受注者は、担当部署が承認した設計・開発計画書の作業体制、スケジュール、開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等に従い、記載された成果物を作成すること。その際、設計・開発実施要領に従い、コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

ア コミュニケーション管理

設計・開発実施要領に基づき、関係者間のコミュニケーションの円滑化、認識相違の防止を目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

(ア) 設計・開発実施要領の一部として、プロジェクト管理情報の作成、共有、蓄積等のルールや本プロジェクトの意思決定プロセス等のコミュニケーション管理計画を定義し、担当部署の承認を受けること。

(イ) 4(10)アからエまでに示す各会議体のアジェンダ、提示するドキュメントの種類、会議

参加者、報告の締日、開催日等を定めることとし、その内容について担当部署、工程管理事業者等と原則3日（行政機関の休日を除く。）前までに共有すること。

- (ウ) 会議に使用する資料は、原則1日（行政機関の休日を除く。）前までに事前送付すること。
- (エ) 本業務において作成する文書の種類別に配布先を定めること。
- (オ) 会議終了後、3日（行政機関の休日を除く。）以内に議事録を作成し、担当部署の承認を得ること。
- (カ) メール、電話等のコミュニケーションルールを定めること。電子データの授受について、効率的な情報共有を図る観点から、ファイル共有サービスやツールの利用について、情報セキュリティ対策や将来的なデータの引継ぎについて考慮の上で検討し、担当部署に提案すること。

イ 体制管理

担当部署が承認した体制や要員計画について、原則として作業期間中の要員の変更は認めないが、やむを得ず変更する場合は速やかに変更予定の体制図を提出し、担当部署の承認を得るものとする。設計・開発実施要領において、体制変更におけるプロセスを規定すること。

ウ 進捗管理

設計・開発実施要領に基づき、各タスクの状況把握及びスケジュール管理を行うことを目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- (ア) プロジェクト管理の国際基準である PMBOK に準じた効率的なプロジェクト管理を行うこと。
- (イ) 本業務を実施するために必要な作業を整理し、レビュー、承認の期間及び関係者等との協議期間を考慮して WBS を作成すること。WBS には作業項目を付番し、体系的に管理すること。
- (ウ) WBS は、設計、開発、テストなどの管理単位で作業を階層化し、スケジュールや作業の順序関係、マイルストーンとの関係に不整合が生じないように、タスクを詳細化すること。タスクごとに作業内容、成果物、開始予定日、完了予定日、開始条件及び終了条件を明確にすること。
- (エ) タスクの詳細化は各工程開始前に実施し、具体的な進捗状況を把握可能な単位まで詳細化すること。詳細化の目安として、最小のタスクを5日程度まで詳細化すること。
- (オ) タスク間の関係を整理し、作業のクリティカルパスを明示すること。
- (カ) EVM を用いてスケジュール差異、工数差異等を定量的に管理・分析すること。
- (キ) 定例会議等において、各タスクの進捗状況を担当部署に報告すること。
- (ク) 計画から遅れが生じた場合は、原因を調査し、要員の追加、担当者変更等の体制の見直しを含む改善策を速やかに提示し、担当部署の承認を得た上で、対策を実施すること。

エ 品質管理

各成果物の品質を管理し、成果物に求める品質水準に到達させることを目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- (ア) 設計・開発実施要領の一部として、品質管理計画の策定、成果物作成、本業務受注者内のレビュー、農林水産省のレビュー、品質分析、品質報告を含む一連の品質管理プロセスを定義し、担当部署の承認を受けること。なお、品質管理計画策定に係る計画段階、定常的な品質管理を行う実行段階、品質担保の最終的な確認を行う工程完了段階ごとに、品質管理プロセスを定義すること。
- (イ) 品質管理担当者を含む品質管理体制を整備すること。
- (ウ) 成果物に対しては、以下に示す成果物品質等に関する品質に係る確認視点を設けることとし、本業務受注者の開発方法論を加味し、定量的に品質を可視化できるような品質管理指標を定めること。
 - a 要件定義書及び各種設計書とテスト計画書の整合性・網羅性担保
 - b 開発及びテスト実施におけるプログラム品質担保(アプリケーションプログラムの開発を含む場合)
 - c 教育関連の成果物と要件定義書及び各種設計書の整合性確保
 - d 要件定義書及び各種設計書と保守に係る計画書等の整合性・網羅性担保
- (エ) 納入成果物に対する本業務受注者内のレビューは、複数回(管理者と承認者等が)実施すること。
- (オ) 品質管理指標に基づく品質管理を行い、その状況を品質管理報告書により4(14)表3成果物一覧に示す納品期日までに報告すること。

オ リスク管理

各作業工程における目標の達成に対するリスクを最小限にすることを目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- (ア) 技術的観点、財務的観点、進捗的観点、人為的観点、類似案件における経験等により、プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率及び影響度等を整理すること。また、発生確率及び影響度に基づきリスク対応の優先度を決定し、それに応じた対策を行うこと。
- (イ) 上記アで整理した各内容について監視・評価し、その結果を報告すること。
- (ウ) リスクを顕在化させないための対応策(対応手順、体制等)を策定すること。特に、優先度の高いリスクについては、その発生に備え、緊急対応時の体制、計画を緊急対応時計画として具体化すること。
- (エ) リスクが顕在化した場合には、プロジェクト全体管理者を中心として速やかにその発生要因、根本原因及び影響度を分析し、問題解決のため必要な措置を取ること。

カ 課題管理

プロジェクト遂行上、様々な局面で発生する各種課題について、課題の認識、対策の

検討、解決及び報告のプロセスを明確にすることを目的とし、以下に示す業務内容を実施すること。

- (ア) 課題管理に当たり、課題内容、影響度、優先度、発生日、担当者、対応策、対応状況、対応結果及び解決日等の内容を一元管理すること。その他必要と考えられる項目についても、管理すること。
- (イ) 担当部署と状況を共有するために、起票、検討、対応及び承認といった一連のワークフローを意識した管理プロセスを確立すること。
- (ウ) 定例会議等において、担当部署に課題対応状況の報告を行うこと。
- (エ) 積極的に課題の早期発見に努め、迅速にその解決に取り組むこと。
- (オ) 重大な課題が発生した場合には、あらかじめ定めたエスカレーション手続きに従って速やかに担当部署に報告し、対応策について協議すること。

キ 変更管理

変更要求が発生した場合に変更点を明確にし、記録文書として残すことを目的として、以下の点に留意して変更管理を実施すること。

- (ア) 設計・開発実施要領の一部として変更要求の発生、変更連絡票の起票、影響分析、変更実施、変更結果の確認及び承認等の一連の変更管理プロセスを定義し、担当部署の承認を受けること。
- (イ) 設計確定後に明らかとなった変更要求について、その影響度及び重要度を分析し、担当部署と協議の上で対応策を決定すること。
- (ウ) 変更要求の内容、影響度、重要度、対応策、対応時期、対応結果等を変更管理表として取りまとめて管理し報告すること。
- (エ) 文書・ソフトウェアの変更時においては、管理プロセスに従って、変更日、変更内容、バージョン等の変更履歴を残し、関係者が常に最新の同一文書・ソフトウェアに基づいて作業を行うことができるようにすること。

ク 貸出データ管理

- (ア) 設計の調査等で、担当部署から設計図書、ログ及びその他のデータの借用を行う場合には、貸出データ及びその目的を記載したデータ貸与及び消去報告書を作成して担当部署の承認を得ること。
- (イ) 貸出データについては管理台帳を作成して管理するとともに、データの状況(調査中、返却済み、消去済み等)について、毎月担当部署に報告すること。
- (ウ) 返却又は消去については対応後、速やかに担当部署に報告すること。

6 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則(平成 27 年3月 31 日農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。)、**「農林水産省における個人情報の**

適正な取扱いのための措置に関する訓令」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。なお、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

本業務に係る情報セキュリティ要件は次の通りである。

- ア 委託した業務以外の目的で利用しないこと。
- イ 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ウ 持出しを禁止すること。
- エ 受注事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- オ 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- カ 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めると、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。
- キ 生成 AI システム特有のリスクケース等が発生した場合、受注者は関係するデータの提供や調査等に協力すること。
- ク 本業務の開発・運用において、ソースコード解析やソースコード生成、ソースコードの管理を行う際には、セキュリティ・バイ・デザイン(DS-200)を元に、情報セキュリティ対策の責任者を定め、開発環境や開発工程等も含めたすべてのライフサイクルに対してぬけ漏れなく情報セキュリティ対策を実行すること。

上記以外に、別紙3「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき、作業を行うこと。

(2) 個人情報の取扱い

- ア 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の取扱いに係る事項について担当部署と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。
 - (ア) 個人情報の取扱いに関する責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制
 - (イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）
- イ 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識

を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、担当部署の了承を得たうえで実施すること。

- ウ 個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- エ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- オ 受注者は、農林水産省からの指示に基づき、個人情報の取扱いに関して原則として年1回以上の実地検査を受け入れること。なお、やむを得ない理由により実地検査の受け入れが困難である場合は、書面検査を受け入れること。また、個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は、受注者（必要に応じ農林水産省）は、原則として年1回以上の再委託先への実地検査を行うこととし、やむを得ない理由により実地検査の実施が困難である場合は、書面検査を行うこと。
- カ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

(3) 法令等の遵守

- ア 本業務の遂行に当たっては、民法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規等の関係法規を遵守し履行すること。
- イ 農林水産省の規程等を遵守すること。
- ウ 法令の遵守において、必要に応じて担当部署と協議の上、手続きを実施すること。
- エ 関連する環境関係法令として以下を遵守すること。
 - (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
 - (イ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(4) 環境負荷低減に係る遵守事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式別紙4を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の

取組に努めるものとする。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- エ みどりの食料システム戦略の理解に努める

(5) 標準ガイドラインの遵守

- ア 本業務の遂行に当たっては、「農林水産省データマネジメント・データ活用基本方針書（令和5年 10 月）」及び「デジタル社会推進標準ガイドライン群」のうち標準ガイドライン（政府情報システムの整備及び管理に関するルールとして順守する内容を定めたドキュメント）に該当する以下の（ア）から（ケ）に基づくこと。また、具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」を参考とすること。なお、デジタル社会推進標準ガイドライン群が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。
 - （ア） DS-100 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
 - （イ） DS-310 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な 利用に係る基本方針
 - （ウ） DS-511 行政手続等での本人確認におけるデジタルアイデンティティの取扱いに関するガイドライン
 - （エ） DS-670.1 ユーザビリティガイドライン
 - （オ） DS-680.1 ウェブサイトガイドライン
 - （カ） DS-680.2 ウェブコンテンツガイドライン
 - （キ） DS-900 Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン
 - （ク） DS-910 安全保障等の機微な情報等に係る政府情報システムの取扱い
 - （ケ） DS-920 行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン
- イ 本業務の遂行に当たっては、生成 AI を活用する場合、「デジタル社会推進標準ガイドライン DS-920 行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン 別紙3調達チェックシート」の基本項目を満たすこと。本業務においては、「国民等による農林水産省外利用の場合」、「個人情報、プライバシー、知的財産を取り扱う場合」の項目もそれぞれ満たすこと。行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドラインが改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

(6) その他文書、標準への準拠

ア プロジェクト計画書等

本業務の遂行に当たっては、担当部署が定めるプロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領との整合を確保して行うこと。

イ プロジェクト標準

開発に当たっては、「農林水産省地理情報共通管理システム コーディング規約」に準拠して作業を行うこと。

ウ アプリケーション・コンテンツの作成規程

- (ア) 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないこと。
- (イ) 提供するアプリケーションにぜい弱性を含めないこと。
- (ウ) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- (エ) 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。
- (オ) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、ぜい弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- (カ) サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。
- (キ) 「.go.jp」で終わるドメインを使用してアプリケーション・コンテンツを提供すること。
なお、ドメインを新規に導入する場合又はドメインを変更等する場合は、担当部署から農林水産省ドメイン管理マニュアルの説明を受けるとともに、それに基づき必要な作業を行うこと。
- (ク) 詳細については、担当部署から「アプリケーション・コンテンツの作成及び提供に関する規程」の説明を受けるとともに、それに基づきアプリケーション・コンテンツの作成及び提供を行うこと。

(7) 情報システム監査

- ア 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、農林水産省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること。(農林水産省が別途選定した事業者による監査を含む)。
- イ 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担

当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

(8) セキュリティ要件

情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルに基づき、以下の内容について対応すること。なお、実施内容については、担当部署と相談の上、決定し実施すること。

AT-1-1 通信経路の分離

不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。

PR-1-2 保存情報の機密性確保

情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、外部との接続のある情報システムにおいて保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないこと。

SC-2-1 調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策

機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。

PH-1-1 情報の物理的保護

情報の漏えいを防止するため、端末の離席対策(自動スクリーンロック等)、端末のワイヤーロック、施錠可能なサーバラックの採用等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。

PH-1-2 侵入の物理的対策

物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置(重要情報を扱う装置)については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。

SC-1-1 請負先において不正プログラム等が組み込まれることへの対策

情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の

実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。

また、役務内容を一部再請負する場合は、再請負されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。

7 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書等にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。
- イ 受注者又は第三者に帰属する知的財産権を用いて成果物を作成(情報システムの構築等を含む。)する場合、当該知的財産権の利用における制約等を担当部署に説明するとともに、WEB サイトのコンテンツ利用規約にその内容を記載する等によりシステム利用者が意図せず知的財産権を侵害することがないように、必要な措置を講じること。
- ウ 農林水産省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により農林水産省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- エ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- オ 本調達に係る成果物に関する権利(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)及び所有権は、検収に合格した成果物の引渡しを受けたとき受注者から農林水産省に移転するものとする。
- カ 受注者は農林水産省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- キ 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- ク 生成 AI を活用したシステムを構築・運用する場合、生成 AI で作成したアウトプットや本業務で作成した生成 AI 向けの指示文については、農林水産省に権利が帰属するものとする。

(2) 契約不適合責任

- ア 農林水産省は検収(「検査」と同義。以下同じ。)完了後、成果物について調達仕様書との不一致(バグも含む。以下「契約不適合」という。)が発見された場合、受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完(以下「追完」という。)を請求することができる。この場合において、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、農林水産省が追完の方法を指定して追完を請求した場合であって、農林水産省に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は農林水産省が指定した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- イ 前記アの場合において、追完の請求にも関わらず相当の期間内に追完がなされないときは、農林水産省は、その不適合の程度に応じて支払うべき金額の減額を請求することができる。
- ウ 前記イの規定にかかわらず、次に掲げる場合には、農林水産省は、相当の期間の経過を待つことなく、直ちに支払うべき金額の減額を請求することができる。
 - (ア) 追完が不能であるとき。
 - (イ) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (ウ) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本調達の目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、農林水産省が追完の請求をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- エ 農林水産省は、当該契約不適合(受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。)により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- オ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合であって、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、農林水産省は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- カ 前記アからオまでの規定にかかわらず、成果物の種類又は品質に関して契約不適合がある場合であって、農林水産省が検収完了後1年以内に当該契約不適合について通知しないときは、農林水産省は、本仕様書に定める契約不適合責任に係る請求をすることができない。ただし、検収完了時において受注者が当該契約不適合を知り、若しくは重過失により知らなかったとき、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に

起因するときはこの限りでない。

- キ 前記アからオまでの規定にかかわらず、契約不適合が農林水産省の提供した資料等又は農林水産省の与えた指示によって生じたときは適用しないこと。ただし、受注者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

(3) 検収

- ア 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに担当部署に内容の説明を実施して検収を受けること。
- イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、交換等を行い、変更点について担当部署に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

8 入札参加資格に関する事項

(1) 競争参加資格

- ア 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 令和7・8・9年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

(2) 公的な資格や認証等の取得

- ア 応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - (ア) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」(登録活動範囲が情報処理に関するものであること。)の認定を、業務を遂行する組織が有しており、認証が有効であること。
 - (イ) 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること(管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。)
- イ 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - (ア) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有しており、認証が有効であること。
 - (イ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
 - (ウ) 個人情報扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

(3) 受注実績

- ア 本調達の実績以前3年以内に、クライアント端末が 3,000 台以上を有し、かつ、全国規模の情報ネットワークシステムの設計、開発を行った実績を複数有するものであること。
- イ 本システムの CSP(Azure)への移行、構築又は改修を行った実績を過去3年以内に有すること。
- ウ 上記アからイの実績があったとしても、情報システムの受注者から委託、委任、代理又は下請けされたものである場合は、ここでいう実績には含まれない。

(4) 複数事業者による共同入札

- ア 複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- イ 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。
- ウ 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。
- エ 共同事業体の代表者は、品質マネジメントシステム及び情報セキュリティに係る要件について満たすこと。その他の入札参加要件については、共同事業体を構成する事業者のいずれかにおいて満たすこと。

(5) 入札制限

- ア 「令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム「開発等業務」、「運用保守等業務」及び「農地情報ひも付け実施業務」の工程管理・コンサルティング業務」の受注事業者（再請負先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。
- イ 本業務を直接担当する農林水産省 IT アドバイザー（デジタル統括アドバイザーに相当）、農林水産省全体管理組織（PMO）支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。

9 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。

- ア 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- イ 再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託金額の割合（以下「再委託比率」という。）が 50 パーセント以内の業務とする。
- ウ 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- エ 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- オ 再委託を行う場合、再委託先が「8(5)入札制限」に示す要件を満たすこと。

(2) 承認手続

- ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再請負する場合には、あらかじめ再請負の相手方の商号又は名称及び住所並びに再請負を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を担当部署に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を担当部署に提出し、承認を受けること。
- ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、農林水産省は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

10 クラウドサービス利用時の情報システムの保護に関する事項

情報システム、情報システムで取り扱うデータ等の情報資産の所有権その他の権利が CSP に帰属せず、また、発注者から CSP に移転されるものでないこと。

農林水産省の情報システムにおけるクラウドサービスの契約は、農林水産省とカスタマー向け契約ならびにマイクロソフトクラウド契約(MCA)を締結すること。

ガバメントクラウドでも MAFF クラウドでもないクラウドを使用する場合は、情報システムで取り扱うデータ等の情報資産の所有権その他の権利が CSP に移転されない CSP のみを使用すること。なお、ISMAPを取得したクラウドサービス(SaaS)を利用する場合は当たらない。

クラウドサービスの利用にあたり、情報資産が漏えいすることがないように、必要な措置を講じること。

現在利用しているクラウドサービスの解約に伴うデータの削除については、CSP が定めるデータ消去の方法で、データ削除し、削除したことを証明する資料を提出すること。なお、クラウドサービスの契約を移管する場合は当たらない。

11 その他特記事項

(1) 前提条件等

- ア 本調達仕様書と契約書の内容に齟齬が生じた場合には、本調達仕様書の内容が優先する。
- イ 本業務は、令和8年度の予算成立を条件とする。令和8年3月 31 日以前に令和8年度の予算が成立していない場合には、契約の中止等を行う可能性がある。
- ウ 令和9年2月から令和9年3月の期間は、担当部署の繁忙期に当たるため、担当職員のプロジェクトへの関与が十分にできなくなる恐れがあることに留意すること。
- エ 本業務受注後に調達仕様書(別添要件定義書を含む。)の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって担当部署に申し入れを行うこと。
- オ 本業務に使用する言語(会話によるコミュニケーションを含む。)は日本語、数字は算用数字、単位は原則としてメートル法とすること。

(2) 入札公告期間中の資料閲覧等

本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、農林水産省内にて閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。

ア 資料閲覧場所

資料閲覧場所は本省(東京都千代田区霞が関1-2-1)とし、会場となる部屋は担当部署から別途連絡する。

イ 閲覧期間及び時間

(ア) 公告日から提案書締切前日まで

(イ) 行政機関の休日を除く日の 10 時から 17 時まで。(12 時から 13 時を除く。)

ウ 閲覧手続

最大5名まで。応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を別紙6「資料閲覧申込書」に記載の上、閲覧希望日の3日前までに提出すること。また、閲覧日当日までに別紙7「機密保持誓約書」に記載の上、提出すること

エ 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

オ 連絡先

農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ

電話 03-3502-8438

メールアドレス:map@maff.go.jp

担当者 姫野、森、工藤、田川

カ 事業者が閲覧できる資料

閲覧に供する資料の例を次に示す。

- (ア) 令和7年度の「農林水産省地理情報共通管理システム改修業務」の成果物(本業務公告開始時点)
- (イ) 令和7年度の「農林水産省地理情報共通管理システム追加改修業務」の成果物(本業務公告開始時点)
- (ウ) 令和7年度の「農地情報ひも付け実施業務」の成果物(本業務公告開始時点)
- (エ) 令和7年度の「運用保守等業務」の成果物(本業務公告時点)
- (オ) プロジェクト標準(標準コーディング規約、セキュアコーディング規約等)
- (カ) 遵守すべき各府省独自の規定類
 - a 農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則
 - b 農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令
- (キ) 現行の情報システムの情報システム設計書、操作マニュアル
- (ク) 関連する他の情報システムの操作マニュアル、設計書、各種プロジェクト標準
- (ケ) 過去の検討資料等

(3) その他

- ア 本仕様書について疑義等がある場合は、別紙5質問書により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。
- イ MAFF クラウド CoE からクラウドのシステム構成について、改善点の指摘を受けた場合に協議の上、対応を行うこと。

12 附属文書

- 別紙1 対象とする農地関係制度及びデータについて
- 別紙2-1 農林水産省地理情報共通管理システム改修業務要件定義書
- 別紙2-2 改修機能の補足資料(ひも付け実施業務の改修要件イメージ)
- 別紙3 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様
- 別紙4 みどりチェック実施状況報告書
- 別紙5 質問書
- 別紙6 資料閲覧申込書
- 別紙7 機密保持誓約書

別紙8 AWS/Azure 設定確認リスト

別紙9 Web システム/Web アプリケーションセキュリティ要件書

別紙10 デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることの説明書

別紙11 ライセンス等情報一覧

以 上

対象とする農地関係制度及びデータについて

以下の表については、農地情報紐づけ手法開発にあたっての参考とするため、令和3年度の「農地情報紐づけ手法開発支援等業務」の調達仕様書作成時点での概要をまとめたものである。制度により、地域ごとに運用が異なっているため実態把握が難しいケースがあることや、既存の情報からの推計等も含まれていることに留意されたい。

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会 制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ対象 外)	農業共済 (令和8年度紐づけ対象 外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ対象 外)	中山間地域等直接支 払 (令和8年度紐づけ対象 外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ対象 外)
農林水産 省共通申 請サービス からオンラ イン手続を 開始する時 期 ※令和8年 度以降連 携を停止	令和3年度:農林水 産省共通申請サー ビスと農業委員会サポ ートシステムとの連携 機能を開発 令和4年度以降:オン ライン手続を開始	令和3年度:農業委 員等利用システム内 に審査者ページを作 成。農林水産省共通 申請サービスの申 請情報と連携 令和4年度以降:順 次実施	令和2年度:一部協議 会による試行を実施 令和3年度以降:農林 水産省共通申請サー ビスの本格利用を開 始し、対象協議会を 順次拡大	令和3年度:農業共 済団体において、農 業共済事務処理シス テムの開発・改修業 務を開始 令和4年度:共通申 請サービスと農業共 済事務処理システム との連携機能を開発 なお、オンラインに よる申請手続(入力 等)は、農林水産省 共通申請サービスか ら農業共済事務処理 システムへログインし て、農業共済事務処 理システム上で実施	該当なし	令和3年度:申請フォ ーム公表 令和4年度:標準機能改 善のための改修 令和5年度:全国でオン ライン手続を開始	令和3年度:申請フォ ーム公表 令和4年度:一部地域 での試行 令和5年度:全国でオン ライン手続を開始	令和3年度:申請フォ ーム公表 令和4年度:全国でオン ライン手続を開始
データ件数 (行)	土地情報:約 6,000 万 件 世帯員情報:約 1,200 万件 経営体情報:約 400 万 件	約 6,000 万件	約 2,100 万件	約 1,800 万筆	約 3000 万筆(筆ポリゴ ン数)	約 1,700 万件 (認定農用地面積:約 227 万 ha、筆数単位と 推測)	約 300 万件 (対象農用地面積:約 79 万 ha、筆数単位と 推測)	約 400 万件 (実施面積:約 8 万 件、取組圃場数単位 のデータが存在すると 推測)
データ項目 数(列)	土地情報:345 カラム 世帯員情報:191 カラム 経営体情報:261 カラム	農地台帳情報:77 カ ラム	営農計画書基本情 報:151 項目 営農計画書明細情報 (農地の利用計画): 108 項目	加入申込書の様式の 項目:13 項目(農作物 共済の例)	10 項目:筆ポリゴン ID、履歴情報等	・農地維持支払 :10 項目 ・資源向上支払(共 同):8 項目 ・資源向上支払(長寿 命化):9 項目 (要領の別記3-1 様式 2号~4号、認定農用地 確認野帳など) ※それぞれの取組有 無を記録しているか は、都道府県、市町村 による。	35 項目 (25 項目(要領の運用 P59 別紙様式2の農 用地一覧の項目数) +予備 10 項目)	9項目 (実施要領 添付様式 3(農場管理シート)な ど) ※有機農業以外は生 産記録を提出のため 記載内容は異なる
データ管理 主体	市町村農業委員会	市町村農業委員会	地域農業再生協議会	農業共済組合	統計部	水土里情報システム で整理している都道 府県は、都道府県(推 進組織)単位。 それ以外は市町村。	市町村	市町村
データ容量 (概算)	土地情報:約 156GB 世帯員情報:約 20GB 経営体情報:約 6GB	農地台帳情報:約 80GB	約 16GB	約 15GB	約 7GB	約 13GB	約 2.5GB	約 3.5GB

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会 制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ対象 外)	農業共済 (令和8年度紐づけ対象 外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ対象 外)	中山間地域等直接支 払 (令和8年度紐づけ対象 外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ対象 外)
データ形式	SQLServer	SQLServer	紙、Excel、システム が保持するデータベ ース	不明	GeoJSON	不明※市町村単位は エクセルもしくは紙ベ ースが主体※都道府 県単位だが、独自シ ステムの例もあり	エクセルもしくは紙ベ ース	不明※Excel や紙ベ ースでの地図等が主体 と思われる
他のデータ ベースとの 共通キー 等があるか	ない。 農業委員会等コードと 下記で一意。 【土地情報】 一筆番号(農業委員 会が独自に採番) 【世帯員情報】 世帯員番号(農業委 員会が独自に採番) 【経営体情報】 農家法人番号(農業 委員会が独自に採番)	【農地台帳情報】 地番(公開前と公開 中とでは重複あり)	不明 地域農業再生協議会 により、農地台帳、農 業共済と連携してい る場合がある。	同上	該当なし	地番	地番	不明 ※市町村によっては 水田台帳等と連携し ている場合もある
他制度との 共通キー があるか	無し	無し	無し	無し	無し	水土里情報システム で整理している県があ る。民間ソフトウェアで 整理している例につい ては、共通キーの状 況は不明。	ない (水土里情報システム 等と連携している市町 村もあるが少数)	不明 ※市町村によっては 他制度と連携している 可能性もある
その他特 記事項	—	—	無し		統計部での利用ファ イルごとの境界線にお ける重複等の修正を 施した全国ファイル を、令和2年度中に作 成予定。 また、筆ポリゴンに は、耕地を基準に作 成した都道府県と、本 地を基準に作成した 都道府県がある。	多面的機能支払で は、農用地だけでなく、水路や農道等の施 設の保安全管理も支援 しているため、そちら の確認事務も行って いる。 水土里情報 GIS、 CAD、エクセル上で実 施区域図を作成して いる県もあるが、筆毎 の情報ではなく、実施 区域の外形線として 整理しているため、今 回の「農地データ」と しては活用できない。ま た、水土里情報システ ムで整理している県で も、必ずしも毎年度更 新されていない県もあ る。	—	基本的に国側で対象 データを把握していな い。 (取組圃場の実施確 認等のため、市町村 レベルでは、申請情 報(農業者名、面積、 実施取組等)と地図情 報を何らかの形で紐 付けていますが、その 管理方法等は市町村 によって異なる)

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会 制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ対象 外)	農業共済 (令和8年度紐づけ対象 外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ対象 外)	中山間地域等直接支 払 (令和8年度紐づけ対象 外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ対象 外)
サンプルデ ータ			経営所得安定対策等 実施要綱(平成23年 4月1日付け22経営 第7133号農林水産 事務次官依命通知) 様式第2号 水稻生 産実施計画書 兼 営農計画書	農作物共済引受要綱 様式第1-1号(加入 申込書)(農作物共済 の例)	HPにて公開中	実施要領の別記 3-1 様式2号~4号(認定農 用地確認野帳など)	実施要領の運用 P59 別紙様式2(農用地一 覧)	記載例:あ実施要領 の添付様式3(農場管 理シート)
実施面積	500万ha(全農地)		不明	203万ha	該当なし	実施面積:約227万ha	対象農用地面積: 791,536ha	実施面積:79,839ha
実施農業 者数	土地の現況の調査		約48万件	142万件	該当なし	申請者数(組織数): 26,618 農業者数(個人): 1,526,455人(非公表) 農業者(農事組合法 人、営農組合等): 31,194団体(非公表)	協定参加者数: 605,988人	実施農業者数:25,475 人(非公表)
現地確認 の実施数 (概算)	【以下、農地の利用状 況調査(遊休農地調 査)】実施委員会数: 1,736委員会実施回 数:年1回		約2,100万件の内数	被害状況によって異 なる	該当なし	約27,000件/年(農 用地の状況)	約264万件(対象農用 地面積:約79万ha、 協定数:26,013件)※ 件数は農地数の概算 ※荒廃農地発生・解 消状況に関する調 査、写真、衛星画像等 による確認も可能(※1 件0.3haとして、実施 面積等を除して算出。 ※いずれも正確な件 数(筆数、ほ場数等) は把握できていない。)	・申請書類は約24万 件・現地確認は抽出 検査の場合もあり、全 体の50%程度である、 約12万件
現地確認 のピーク時 期	8月~10月		7~8月	9~10月(農作物共済 の例)	該当なし	7~10月	不明 (実施時期は市町村 により異なるが、9月 末までに実施すること としている)(5カ年の 対策の初年度は10月 末までとしている。)	申請書類の照合:6月 ~7月 現地確認のピーク時 期:6月~8月、12月 ~3月(取組によりピー ク時期が異なる)
ピーク時期 に行われる 現地調査 の実施数ま たは割合	8割		約2,100万件の内数	被害状況によって異 なる	該当なし	上記の間にほぼ100%	不明	申請書類の照合のピー ク時期:6月~7月 に約80% 現地確認のピーク時 期:6月~8月に約 40%、12月~3月に約 40%

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会 制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ対象 外)	農業共済 (令和8年度紐づけ対象 外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ対象 外)	中山間地域等直接支 払 (令和8年度紐づけ対象 外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ対象 外)
現地確認 において確 認する内容	農地の利用状況(遊 休農地の状況)		申請された営農計画 書の作物作付面積が 現地と一致している かを確認	損害評価項目:災害 の種類、肥培管理、 被害筆の収穫量等	該当なし	管理状況の適否(活 動計画書どおり農地 法面等が草刈りされ ているか)	協定に定められた農 業生産活動等及び多 面的機能を増進する 活動の実施状況、個 別協定に定められた 農業生産活動等の実 施状況	作付面積、作付作物 名、作付状況、農地 の管理状況、緩衝帯 設置の有無(有機農 業に限る)
現地確認 時、検査員 が参照しな ければいけ ない情報 (わかる範 囲で結構で す。)	農地の場所、境界線、 所有者名		営農計画書	損害通知書の記載項 目:農地の場所、加 入者名、加入面積、 品種、基準収穫量、 加入者の申告事項 (災害の発生日、 災害の種類等)	該当なし	農地の場所、現況地 目	農地の場所、地番、地 目、境界線(一団の農 用地の境界)、水路・ 農道等の施設名等	業務計画書に記載の ある地図と農地台帳 等を照合し、現地確認 で補完。 農振農用地域計画図 (境界線)、農地の場 所、境界線、所有者 名、農地面積、耕作 者名、耕作面積、作 付面積、作付作物 名、作付状況、緩衝 帯設置の有無、 〔農振農用地域計画 図、農地台帳及び耕 作台帳(水田台帳)シ ステムに関する情報〕
現地確認 の実施数 (概算)(2) (制度によ り現地確認 が2種類あ るものを記 載)	【以下、農地法許可等 時の現地調査】 農業委員会数:1,736 許認可数(最大値): 700千件					約 27,000 件/年(水 路、農道等の状況) ※農用地に紐付く調 査ではないが、地図 は活用。地図に水路 等が登録されている 地域もある。		
現地確認 のピーク時 期	通年で一定の実施数					3~4月		
ピーク時期 に行われる 現地調査 の実施数ま たは割合	—					上記の間にほぼ 100%		
現地確認 において確 認する内容	許可等申請があった 農地の利用状況					管理情報の適否(活 動計画書どおり法面 草刈りや泥上げがされ ているか)		

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会 制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ対象 外)	農業共済 (令和8年度紐づけ対象 外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ対象 外)	中山間地域等直接支 払 (令和8年度紐づけ対象 外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ対象 外)
現地確認 時、検査員 が参照しな ければいけ ない情報	農地の場所、境界線、 所有者名(耕作者 名)、許可等申請情報					農地の場所、現況地 目		

令和 8 年度

農林水産省地理情報共通管理システム

改修業務

別紙 2 - 1 要件定義書

農林水産省

1. 業務要件定義.....	1
1.1. 業務実施手順.....	1
1.2. 業務の規模.....	2
1.3. 業務実施の時期・時間.....	2
1.4. 情報システム化の範囲.....	5
2. 機能要件定義.....	6
2.1. 機能に関する事項.....	6
2.2. 画面に関する事項.....	7
2.3. 帳票に関する事項.....	7
2.4. データに関する事項.....	7
2.5. 外部インターフェースに関する事項.....	9
3. 非機能要件定義.....	10
3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項.....	10
3.2. システム方式に関する事項.....	12
3.3. システム規模に関する事項.....	17
3.4. 性能に関する事項.....	30
3.5. 信頼性に関する事項.....	31
3.6. 拡張性に関する事項.....	33
3.7. 上位互換性に関する事項.....	33
3.8. 中立性に関する事項.....	33
3.9. 継続性に関する事項.....	34
3.10. 情報セキュリティに関する事項.....	34
3.11. 情報システム稼働環境に関する事項.....	37
3.12. テストに関する事項.....	49
3.13. 移行に関する事項.....	50
3.14. 引継ぎに関する事項.....	51
3.15. 教育に関する事項.....	52
3.16. 運用に関する事項.....	53
3.17. 保守に関する事項.....	54

1. 業務要件定義

1.1. 業務実施手順

(1) 業務範囲

本業務の範囲は以下に示す農林水産省本省（以下、「本省」という。）が開発・運用する農林水産省地理情報共通管理システム（以下、「本システム」という。）上の範囲となる。

なお、各機能の詳細については「2. 機能要件定義」を参照すること。

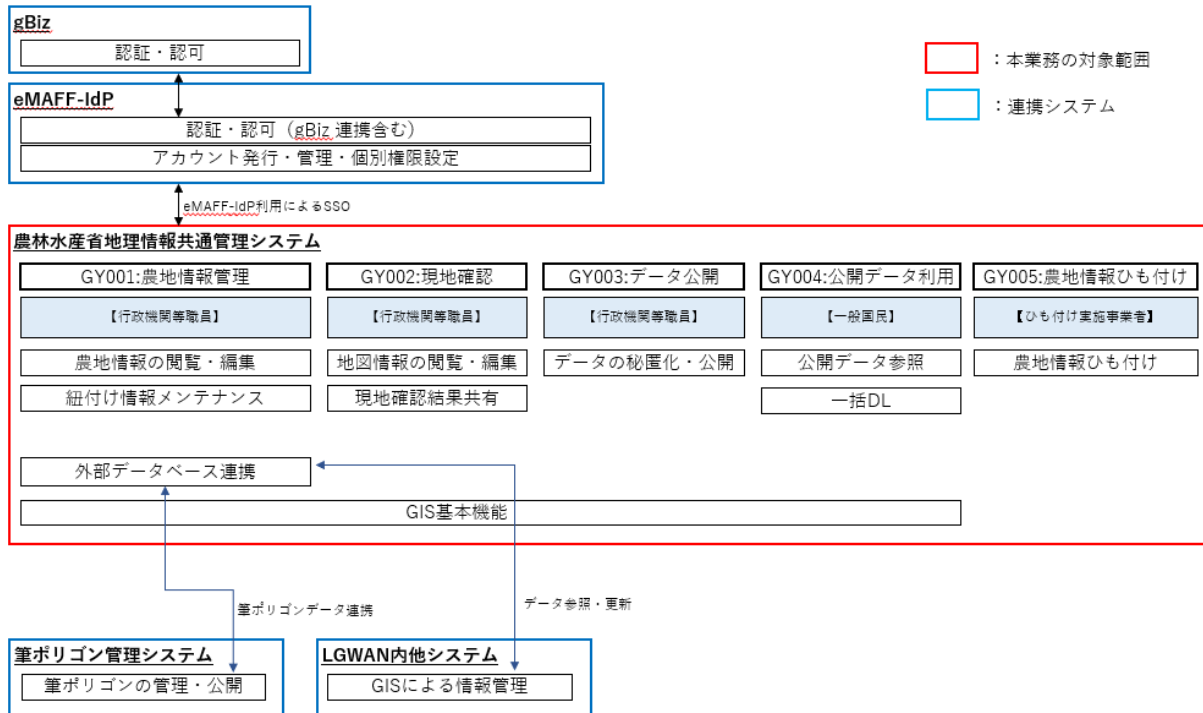


図 1 本業務の範囲

本業務の業務一覧は以下の通り。

表 1 本業務の一覧

業務ID	業務名	業務概要
GY001	農地情報管理	農地情報を管理するための以下の業務 ① 農業委員会や地域農業再生協議会等、農地情報の管理等を行う行政機関等職員が農地情報の閲覧・編集を行う業務 ② 外部データベースと連携して農地情報を参照・更新を行う業務 ③ 申請人（農業者等）に農林水産省共通申請サービスと連携して農地情報を提供、申請完了後に本システムの紐づけ情報の更新を行う業務（令和7年度時点で停止中）
GY002	現地確認	農業委員会や地域農業再生協議会等、農地情報の管理等を行う行政機関等職員が以下の方法により現地確認を行う業務

		① 現地に移動し、タブレットを使用して行う現地確認
GY003	データ公開	農業委員会や地域農業再生協議会等、農地情報の管理等を行う行政機関等職員が農地情報公開の可否及び範囲を設定する業務
GY004	公開データ利用	農地情報の閲覧等を希望する一般国民が農地情報の公開データの参照、オープンデータの公開等の公開データを利用する業務
GY005	農地情報紐づけ	紐づけ実施事業者が農地台帳、水田台帳等の農地関連台帳と地番図や登記所備付地図等ポリゴンデータ（以降地番位置参照データと記載）との紐づけを行う業務

(2) 業務フロー

本業務の業務フローについては、「附属書②-1、2、3、4、5、6、7 システム化業務フロー」とおり。

※附属書②-2、3、4、5、6は令和7年度現在利用者がおらず、令和8年度以降も利用開始の予定はない

1.2. 業務の規模

本システムで実現する業務で想定される規模について、以下に示す。

(1) 想定されるサービスの利用者数

以下が本要件定義書作成時点で想定しているユーザ数の推移である。本ユーザ数については、実情を見て変更していく予定である。

表2 本業務におけるサービス及び情報システムの利用者

各システム	想定利用者	R3	R4	R5	R6	R7	R8以降
eMAFF 地理情報管理 Web システム（地図管理 Web）	行政機関等職員 その他審査機関等	（開発中）	（本格利用開始前）	70	70	70	70
eMAFF 現地確認アプリ（現地確認アプリ）	行政機関等職員 その他審査機関等	（開発中）	1,000	5,800	8,250	8,250	8,250
eMAFF 農地ナビ	農業者、就農希望者等	-	-	-	-	-	-
eMAFF 紐づけ情報管理 Web システム（紐づけ管理 Web）	紐づけ実施事業者 行政機関等職員 その他審査機関等	493	3,661	779	46	46	46

1.3. 業務実施の時期・時間

(1) 業務実施時期・期間及び繁忙期

本業務の時期・時間については、以下のとおり。なお、繁忙期においてもレスポンスの低下等を招かないよう、

十分な処理性能を確保すること。

表 3 本業務の時期・時間

	実施時期・期間	実施・提供時間	補足
通常期	12月～6月	0:00～24:00	繁忙期については、制度ごとに異なるため、あくまで参考値として参照すること
繁忙期	7月～11月	0:00～24:00	

(2) 業務の実施・提供時間

本システムについては、主管課の責任のもとで運用・保守事業者が運用作業を実施する。なお、本システムのサービス提供時間、運用時間、システム障害時の対応については以下のとおりである。

ア 運用時間

運用・保守事業者の運用時間は平日（土日及び祝日、年末年始を除く）の9時から17時までとする。ただし、システムの監視は24時間365日行うこと。

夜間や休日におけるシステム障害時の連絡体制については、運用時間と同等の体制を維持することは求めないが、障害の重要性に応じた機動的な体制を提案すること。

イ システム障害時の対応

システム障害時は復旧を優先し、一次対応を速やかに実施すること。障害の原因究明・恒久的対策は、原則としてシステム復旧後、翌開庁日の運用時間内にシステム保守として実施すること。

【プロジェクトの特性上ミッションクリティカルである場合】

システム障害時は復旧を優先し、一次対応を速やかに実施すること。障害の原因究明・恒久的対策についても速やかに実施し、結果を主管課に報告すること。

(3) ヘルプデスク業務

メールによる問い合わせが24時間365日受付可能なヘルプデスクを設置すること。

特に、農地情報紐づけ実施期間およびシステム繁忙期間中の問合せに対して即座に一次応答、エスカレーションの対応ができる体制とする。

問合せ対応を効率化するため、蓄積された問合せ情報に基づき、FAQ（よくある質問とそれに対する回答）を作成し、システム上で閲覧できるようにすることとする。

【問合せの対応範囲】

問合せ対応を行う範囲は、以下に示すとおり。

表 4 問合せ対応の範囲

項番	業務名	説明
1	地図管理 Web に関する問合せ対応	行政職員等からの地図管理 Web の基本的な操作等に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。

2	現地確認アプリに関する問合せ対応	行政職員等からの現地確認アプリの基本的な操作等に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。
3	eMAFF 農地ナビに関する問合せ対応	一般国民からの eMAFF 農地ナビの基本的な操作等に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。
4	API に関する問合せ対応	行政職員等からの API に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。
5	共通申請サービスのコールセンターからのエスカレーション対応	共通申請サービスのコールセンターからのエスカレーションについて、問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。
6	紐づけ管理 Web に関する問合せ対応	行政職員からの紐づけ管理 Web の基本的な操作等に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。
7	紐づけ実施作業に関する問合せ対応	行政職員からの紐づけ実施作業に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行う。

なお、制度に係る問合せについては各制度所管、公開データ及びオープンデータのデータ内容に係る問合せについては各データの管理元にて対応する。

1.4. 情報システム化の範囲

(1) 情報システム化の範囲

本業務における情報システム化の範囲については、以下のとおり。

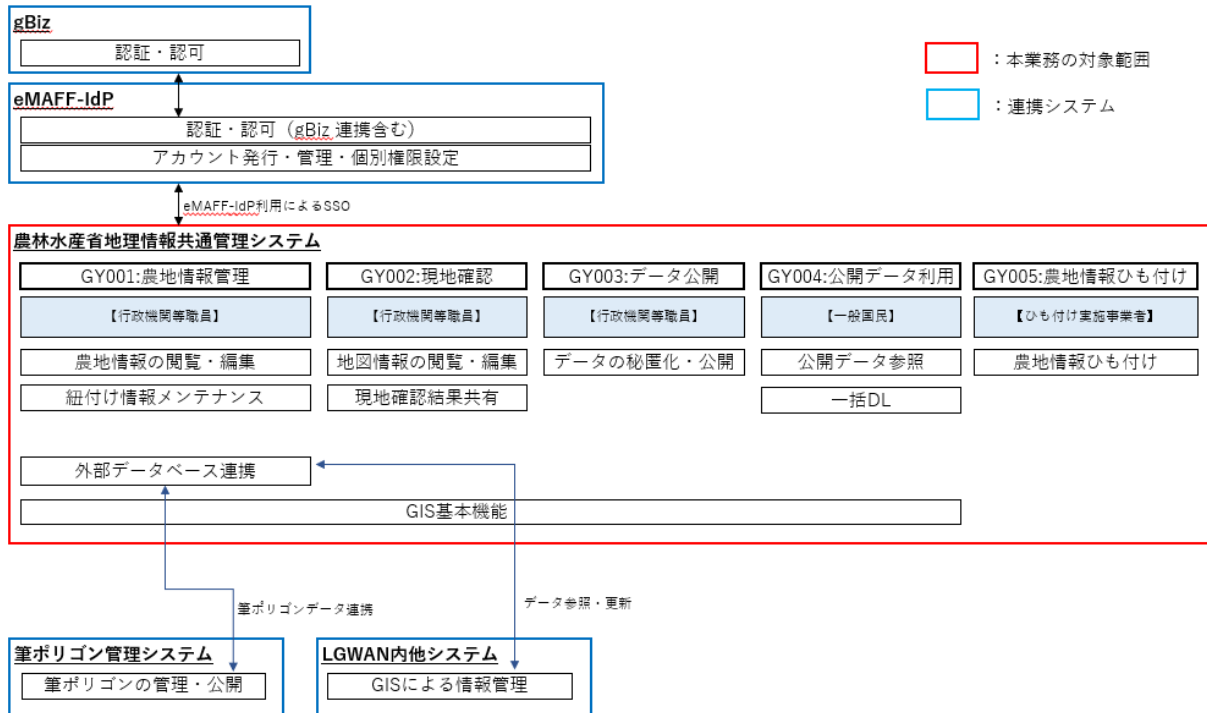


図2 本業務における情報システム化の範囲 (図1再掲)

2. 機能要件定義

2.1. 機能に関する事項

(1) 機能一覧

本システムにおいて備える機能は、「附属書①機能一覧」を参照すること。令和8年度の開発として、以下の開発を行う予定としているが、各機能は設計工程において具体化されるものとする。また、要件が記載されていても、本システムを用いて業務を行う上で支障なく効率的に業務が行えるように、受託者にて見直しを行うこと。

ア 紐づけ実施業務の改善

- (ア) 紐づけ実施における前回と今年度の紐づけ作業結果ファイルの比較作業の効率化及び紐づけ地図洗い替えに伴う機能改善（前回紐づけとの差分情報提供等）
詳細要件は、別紙2-2「改修機能の補足資料（ひも付け実施業務の改修要件イメージ）」を参照すること。

イ 現地確認アプリの機能拡充

- (ア) 現地確認アプリで参照及び入力する項目について、必要な項目だけに絞ることが可能な「簡単入力モード」の追加
- (イ) 一括更新時に送信するデータを更新対象農地の数から1件に減らすことで、通信量を減らしてレスポンスを早める改修
- (ウ) オンラインヘルプ画面によくある質問及びリリースノートを、ログイン画面に障害・メンテナンス情報をそれぞれ表示する改修
- (エ) UI/UXの改善
 - a 行程が追加された際のポップアップの非表示設定の追加及びポップアップ位置の改善
 - b 現地確認結果で「変更なし」を1筆ごとに選択できるようにする改修
 - c 「現地確認項目」入力欄と「現地確認写真」登録欄の表示順を逆にする改修
 - d 「登録」ボタンとメニュータブの位置の改善
 - e 「不耕作黄」と「その他」のポリゴンの色を変更する改修
 - f 遊休農地の「その他区分」を細分化し、詳細な分類を表示されるようにする改修
 - g かんたんコード認証画面における「かんたんコードをお忘れですか？」及び「かんたんコードを変更する」のリンクをタップした後に表示されるPINコード入力画面に「前の画面に戻る」ボタンを追加し、前の画面に戻ることができるようにする改修

ウ eMAFF 農地ナビの機能拡充

- (ア) 表示項目「地域計画への位置づけ」の追加（農委サポートシステム側での台帳データへの新規カラム追加と同時対応予定）
- (イ) 使い方ガイドの画面について、①「農業委員会」②「農業者」③「これから農地を確保する人」④「都道府県市町村」の4つのユーザ属性による農地ナビ利用方法紹介画面の追加
- (ウ) 背景衛星画像の撮影日を吹き出し等で表示する機能の追加
- (エ) UI/UXの改善
 - a 検索機能の改善
 - (a) 緯度経度での検索を可能とし、入力した緯度経度の位置に農地ナビ上で移動または緯度経度に該当する位置をGoogle Mapsで表示する機能
 - (b) 矛盾する複数条件を指定した際に検索をできなくする改修
 - (c) 小字が異なり地番のみが一致する農地を検索結果に表示しないようにする改修

- (d) 検索条件及び農地のお気に入りの登録件数（20件）の拡充
- b 表示機能の改善
 - (a) 農地のピンの緯度経度を表示する機能の追加
 - (b) 画面上の農地ピンの一覧を表示する機能の追加
 - (c) 面積で条件検索する際に面積の範囲に「以下」または「未満」を追加して境界値が判別可能にする改修
 - (d) 目印マーカの表示から国名を除外する又は「日本」以外を非表示とする改善
- (オ) 公開農地台帳に残留する古いデータを削除するためのデータ公開バッチの改修
- エ 地図情報連携インターフェースの機能拡充
 - (ア) WAGRI API に対して eMAFF 農地ナビで公開されているポリゴン情報（登記所備付地図と紐づけしたポリゴン及び農業委員会管理のポリゴン）を提供する機能の追加

2.2. 画面に関する事項

前述の「2.1 機能に関する事項」を実現するために必要な画面については、本システムの受託者の提案を踏まえ、設計時点で決定する。

(1) 画面一覧

本システムに備える画面の概要については、「附属書③画面一覧」を参照すること。なお、画面構成等については、設計工程において、具体化されるものとする。また、要件が記載されていても、本システムを用いて業務を行う上で支障なく効率的に業務が行えるように、受託者にて見直しを行うこと。

2.3. 帳票に関する事項

本システムにおいて必要となる帳票については、「附属書④帳票・ファイル一覧」を参照すること。なお、帳票・ファイルについては、設計工程において、具体化されるものとする。また、要件が記載されていても、本システムを用いて業務を行う上で支障なく効率的に業務が行えるように、受託者にて見直しを行うこと。

2.4. データに関する事項

(1) データ一覧

本システムで必要となる情報・データの概要について、「附属書⑤ 情報・データ一覧」を参照すること。なお、情報・データについては、設計工程において、具体化されるものとする。また、要件が記載されていても、本システムを用いて業務を行う上で支障なく効率的に業務が行えるように、受託者にて見直しを行うこと。

(2) データ定義

本システムのデータ定義の基本要件を以下に記す。

- ・ データの構造化を行い再利用しやすいデータとすること。
- ・ インターフェースになるデータに関しては、データの意味や記述方法を定義したインターフェース仕様書（API の場合、API 仕様書）を作成すること。
- ・ データ設計にあたっては、政府 CIO ポータルの「行政運営基本データ設計・運用実践ガイドブック β」を参照すること。

- ・ コードを使う必要がある場合には、できるだけ既存のコードを活用すること。コードの設計にあたっては、政府 CIO ポータル「コード（分類体系）導入実践ガイドブック」を参照すること。
- ・ 他システムとの連携や過去データの参照等が必要な場合には、そのデータのコンバージョンを実施すること。
- ・ 氏名や法人名等の特段の指示がない場合には、文字は以下の条件で整備すること。
- ・ 取り扱う日本語文字集合の範囲：JIS X 0213:2012
- ・ 符号 JIS X 0221:2014（ISO/IEC 10646（UCS））の USC-2 の範囲を符号化
- ・ 文字の符号化方式：UTF-8
- ・ なお、第三水準文字や第四水準文字に含まれる異体字についても考慮すること。

(3) GIS の地図及び背景画像に関する事項

現地確認等で使用する地図の背景画像（衛星写真等）については、令和 3 年度開発時においては、国土地理院において公表されている地図や背景画像の活用を基本としていたが、令和 4 年度開発において衛星画像を追加している。ユーザ数の増加や衛星技術の進展等を考慮して、本システムを用いた現地確認等に活用可能な背景画像等の活用を検討すること。

2.5. 外部インターフェースに関する事項

外部インターフェースに関する基本要件を以下に示す。

- ・ 政府 CIO ポータルの「API 導入実践ガイドブック」及び「API テクニカルガイドブック」に準拠すること。
- ・ 連携先システムの停止等を想定し、接続エラーに掛かる制御を行うこと。

連携の可否及び範囲については、eMAFF-IdP で管理する権限による制御を行うこと。

(1) 外部インターフェース一覧

本システムにおいて必要となる外部インターフェースは「附属書⑥ 外部インターフェース一覧」を参照すること。なお、これらの外部インターフェースについては、設計工程において具体化されるものとする。また、要件が記載されていても、本システムを用いて業務を行う上で支障なく効率的な連携が行えるように、受託者にて見直しを行うこと。

(2) オープンデータの公開に関する事項

本システムにおいて公開するオープンデータについて、以下に示す。なお、これらについては設計工程において具体化されるものとする。

なお、ダウンロードサイトは、筆ポリゴンダウンロードサイト

(<https://www.maff.go.jp/j/tokei/porigon/hudeporidl.html>) と別に構築する。公開データおよび公開要否、公開範囲、公開方法、ダウンロードデータのファイル形式については、担当部署と協議の上、決定すること。

- ・ 公開データ
 - ア 農地のポリゴンデータ
 - イ 農地のピンデータ
 - ウ 台帳情報
- ・ 公開範囲
 - ア 都道府県単位
 - イ 市区町村単位
- ・ 公開方法
 - ア ファイルダウンロード
 - イ eMAFF 農地ナビ上での公開
- ・ ダウンロードデータのファイル形式
 - ア GeoJSON ファイル

3. 非機能要件定義

3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

(1) 情報システムの利用者の種類、特性

本システムの利用者の種類、特性については、以下のとおり。

表5 本システムの利用者の種類、特性

No.	ユーザ	役割	特性
1	行政機関等職員 (農業委員会等)	農地情報の管理 や現地確認を行 う	<ul style="list-style-type: none"> ・ PC スキル：パソコン上で基礎的なExcel操作等をほぼ問題なく完遂できるが、データベースの操作まではできない ・ 利用機器：パソコン、タブレット ・ 機器の用途：農地情報の管理、現地確認 ・ 機器の設置場所：不定 ・ 市町村、都道府県職員の場合、LGWANまたはインターネット端末から接続する
2	※令和7年度以降利 用想定無し その他審査機関等 (地域農業再生協議 会、共済組合等)	農地情報の管理 や現地確認を行 う	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCスキル：パソコン上で基礎的なExcel操作等をほぼ問題なく完遂できるユーザから、パソコンを触ったことがないユーザまで多様 ・ 行政機関等職員を含む場合がある ・ 利用機器：パソコン、タブレット ・ 機器の用途：農地情報の管理、現地確認 ・ 機器の設置場所：不定
3	※令和7年度以降利 用想定無し 申請者	農地に係る各種 申請を実施する 際に地図情報を 閲覧する	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCスキル：パソコン上で基礎的なExcel操作等をほぼ問題なく完遂できるユーザから、パソコンを触ったことがないユーザまで多様 ・ 利用機器：パソコン、タブレット、スマートフォン ・ 機器の用途：申請時の地図情報の閲覧 ・ 機器の設置場所：不定
4	農業者、就農希望者 等	公開用地図を閲 覧する、オープンデ ータをダウンロード する、もしくは自身 が利用する営農 管理ソフトとデータ 連携する	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCスキル：パソコン上で基礎的なExcel操作等をほぼ問題なく完遂できるユーザから、パソコンを触ったことがないユーザまで多様 ・ 利用機器：パソコン、タブレット、スマートフォン ・ 機器の用途：公開用地図の閲覧、オープンデータのダウンロード、自身が利用する営農管理ソフトとデータ連携する ・ 機器の設置場所：不定
5	運用・保守及び紐づけ 実施事業者	本システムの 保守・運用作 業、報告作業等 及び農地情報 (地番図・各種	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCスキル：円滑かつセキュアにシステム運用を実施できるITスキルを持つ ・ 利用機器：パソコン ・ 機器の用途：本システムの保守・運用作業 ・ 機器の設置場所：運用・保守及び紐づけ実施

		台帳等)の紐づけを行う	事業者執務室等
--	--	-------------	---------

(2) ユーザビリティ要件

情報システムに求めるユーザビリティ要件については、以下のとおり。本システムのサブシステム間で統一を図ることとし、要件の具体化は、令和5年度開発で作成した詳細設計書の「デザインルール」を基に必要なに応じて更新を行い、設計フェーズで具体化を実施することとし担当部署と合意の上進めること。

表6 ユーザビリティ要件

No.	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件
1	画面の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザが想定する流れに沿った手順(画面遷移・タブの移動順等)にすること。 ・ ユーザが必要な操作を想起しやすい画面構成とすること。 ・ 出来る限り、最小限の操作、入力で農地情報の管理・編集等の作業ができるような画面構成とすること。 ・ 無駄な情報、デザイン及び機能を排し、簡潔で分かりやすい画面であること。 ・ 基本的なデザインには一貫性を持たせること。 ・ 十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを用いること。 ・ タブレットやスマートフォンからのアクセスが想定されることから、アクセスした端末に合わせて適切な画面構成で表示されること。
2	操作方法の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等でユーザが作業できるようにすること。 ・ 画面上で入出力項目のコピー及び貼り付けができること。 ・ 業務の実施状況によっては、ショートカットや代替入力方法が用意されること。(例えば、片手だけで主要な操作が完了することが求められたり、マウスを利用することが困難であったりする場合が考えられる。) ・ タブレットやスマートフォンからのアクセスが想定されることから、タブレットやスマートフォンにおいては操作性を考慮し、適度な表示サイズとなる画面構成にすること。
3	指示や状態の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操作の指示、説明、メニュー等には、ユーザが正確にその内容を理解できる用語を使用すること。 ・ 基本的な用語には一貫性を持たせること。 ・ 必須入力項目と任意入力項目の表示方法を変えるなど各項目の重要度をユーザが認識できるようにすること。 ・ システムが処理を行っている間、その処理内容をユーザが直ちに分かるようにすること。 ・ 操作する内容がすぐに分かるように、画面内に適度な説明を記載し、ユーザが分かりやすく操作できること。

No.	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件
4	エラーの防止と処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザが操作、入力等を間違えないようなデザインやガイド(案内)を提供すること。 ・ 入力内容の形式に問題がある項目については、それを強調表示する等、ユーザがその都度その該当項目を容易に見つけられるようにすること。 ・ 必要に応じて確認画面等を設け、ユーザが行った操作または入力の取消し、修正等が容易にできるようにすること。 ・ 重要な処理については事前に注意表示を行い、ユーザの確認を促すこと。 ・ エラーが発生したときは、ユーザが容易に問題を解決できるよう、エラーメッセージ、修正方法等について、分かりやすい情報提供をすること。
5	ヘルプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザが必要とする際に、ヘルプ情報やマニュアル等を利用できるようにすること。

(3) アクセシビリティ要件

本システムに求めるアクセシビリティ要件については、以下のとおり。なお、要件の具体化は、令和5年度開発で作成した詳細設計書の「デザインルール」を基に必要に応じて更新を行い、設計フェーズで具体化を実施することとし担当部署と合意の上進めること。

表7 アクセシビリティ要件

No.	アクセシビリティ分類	アクセシビリティ要件
1	基準等への準拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS X 8241-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス第3部：ウェブコンテンツ」等に準拠していること。
2	指示や状態の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入力内容の形式に問題がある項目の強調表示やエラーメッセージ等については、色の違いを識別しにくいユーザ（視覚障害者の方等）を考慮し、可能な限り色のみで判別するようなものは用いないこと。
3	操作画面や操作手順の分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者には、情報端末の操作に不慣れな方や情報システムの仕組みに詳しくない方が存在すると想定されるため、操作画面や操作手順の分かりやすさに配慮すること。
4	使用環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の行政担当職員が使用する環境のネットワーク回線が脆弱である場合があることを考慮すること。 ・ 一部行政担当職員が使用する端末はインターネット接続が無く、LGWAN環境にあることを考慮すること。

3.2. システム方式に関する事項

(1) 前提事項

ア 本システムの利用環境

本システムは、自治体の職員、その他審査機関の職員等、複数の種類のユーザが複数の環境（アプ

リケーションを含む) から利用することを前提とする。利用する端末やブラウザについては Windows OS、macOS における Edge、Chrome、Firefox 及び Android、iOS の Chrome、Safari とし、本調達業務の開始以前に公開されているバージョンを最新とする。なお、業務開始後に公開されたバージョンに対してのバージョンアップ対応は必須としない。ただし、現行バージョンに致命的な脆弱性の検知等がされた場合は、本業務の担当部署（以下、「担当部署」という。）と協議の上、障害対応の一環としてアップデート対応を行うこと。また、ユーザと各ユーザが使用する環境は以下の通り。

(ア) ネットワーク環境

表 8 ユーザ分類ごとのネットワーク環境

ユーザ分類			ネットワーク		
			LGWAN	ガバメントソリューションサービス (GSS)	インターネット
行政機関等職員	農林水産省	本省		○	
		地方支分部局		○	
	自治体 ※1	都道府県	○		○
		市町村	○		○
申請者					○
その他審査機関等	農業委員会		○		○
	都道府県再生協議会		○		○
	地域農業再生協議会		○		○
	共済組合等				○
農業者、就農希望者等					○
システム運用業者	運用保守担当者 ※2				○
	ヘルプデスク担当者				○

※1:自治体職員が用いる端末は、LGWAN のみに接続できる端末、インターネットのみに接続できる端末、LGWAN 端末であるが VDI 上でインターネット接続できる端末が存在する。

※2:運用保守担当者が、本システムが稼働するサーバに接続する際は、閉域網を通じて接続するものとする。

(イ) オフライン環境

現地確認機能については、オフラインで利用できること。その際、「3.10 (1) 19 保存情報の機密性確保」の項目にある暗号化や最低限の情報のみをダウンロードする等により、機密性の確保を行うこと。また、1 アプリに対して複数ユーザが利用できるようにするとともに、オフライン時でもユーザ認証させる対策を講じること。

イ 各ネットワークの特徴

(ア) LGWAN

総合行政ネットワーク (LGWAN) は、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークであり、インターネットとは分離されている。自治体で職員が利用している端末は LGWAN 専用端末が多いことから、本システムは LGWAN に接続している端末でも利用することを前提とする。

なお、本システムでは LGWAN に接続している端末と、申請者等である農家等が利用する、インタ

ーネットに接続する端末の双方から利用することとなる。

実現するため、LGWAN 上にシステムを構築・接続する場合は LGWAN-ASP の規程類 (http://www.j-lis.go.jp/lgwan/asp/regulation/cms_15763841.html) に準拠する必要があり、本システムの構成にも規程・制約が発生するものである。本システムの実現において当該規程に準拠することをシステム方式の前提とする。

なお、LGWAN は自治体単位で帯域が確保されているのではなく、一定の地域で帯域が設定されているため、本システムの実現において LGWAN を利用する場合は各自治体の帯域を踏まえて非機能要件の実現性を確保した設計とすること。

(イ) ガバメントソリューションサービス (GSS) ネットワーク

ガバメントソリューションサービス (GSS) ネットワークとは、デジタル庁が整備した本省の閉域ネットワークを示す。

GSS ネットワークはインターネットにも接続しており、LGWAN とも新 G-net を経由してアクセスすることが可能であるが、新 G-net は複数のシステム等が共用して利用しているネットワークであることから、本システムの通信が新 G-net の帯域を占有するような利用の仕方は許容されない。新 G-net 接続は 10Gbps(同一の回線を本省の GSS ネットワーク接続回線と共有しており 10Gbps 占有ではない)、インターネット接続は 10Gbps(他府省との共用利用)の通信帯域であること及び他業務と共用する通信回線であることを踏まえて、デジタル庁を含め、事前の調整やテストなどを実施すること。なお、内閣府沖縄総合事務局との接続は GSS ネットワークによる接続と新 G-net 接続のいずれかが利用可能であるが、内閣府を含め、事前の調整やテストなどを実施すること。

(ウ) LGWAN 接続の制約

前述の LGWAN に接続するシステムを構築する場合、C-7-1 総合行政ネットワーク ASP ガイドライン「4.3.1 閉域性の確保」等に示されている構成をとる必要があり、全体方式に影響を及ぼす。本システムの実現方法として、SaaS や IaaS のクラウドを活用とする方法やデータセンタにサーバ機器などを構築するオンプレミスする方法など、複数の実現方式を検討することができるが、どの方法であっても LGWAN の規定や各種要件の内容に準拠することを前提とする。

(2) システム方式についての全体方針

本システムの全体方針として、以下の点に留意し、設計を進めること。

ア 汎用ソフトウェアの活用

可能な限り汎用ソフトウェアの活用を図り、低コストでかつ効率的にシステム化を行う。

イ パブリッククラウドの活用

本システムの要件を満たす構成として、パブリッククラウドをプラットフォームとし、SaaS やその他 PaaS/IaaS 等を必要に応じて組み合わせることを可とする。その際には、GISデータの追加やシステム利用の増加等に応じて、柔軟にリソース等を調整し、構築・運用コストを最適化できること。

ウ Web 対応のアプリケーション

本システムの実現方式は Web 対応のアプリケーションとし、JAVA アプレット等の端末に対して実行環境のインストールを必要とする仕組みは原則として使用しないものとする。なお、現地確認機能については、インターネットが届かない山間地等での使用を考慮し、スタンドアロン等での動作を考慮すること。

エ 開発生産性及び保守性向上

開発生産性及び保守性向上のため、画面、業務ロジック、データアクセスを極力疎結合な構造とし、各々の変更における影響範囲を極小化する。

開発生産性向上のため、遷移制御、トランザクション制御、ログ出力等の業務処理とは直接関係のない機能を共通機能として実現する。

なお、コーディングの際は、令和 7 年度開発で作成したコーディング規約を基に実施することとする。コーディング規約に修正・見直しが必要な場合は、受託者において実施すること。

オ 本システムの利用環境

本システムは、本省にて運用している農林水産省共通申請サービス及び MAFF アプリと連携している。農林水産省共通申請サービスとの連携については、eMAFF-IdP を利用し、SSO（シングルサインオン）による連携が行えるように開発を行うこと。

カ 行政機関等職員、その他審査機関等における負荷軽減

現在、農業委員会等においては現地確認において紙地図印刷が必要となる等負荷が高い状況となっている。この状況を踏まえ、負荷軽減に繋がるシステム化を行うこと。

(3) クラウドサービスの選定、利用に関する要件

- ア セキュリティ確保のため、本システムで用いるクラウドサービスは、原則として ISMAP クラウドサービスリストまたは ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスを選定すること。なお、例外的に ISMAP クラウドサービスリスト、または ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されていないクラウドサービスを選定する場合は、受託者の責任において、当該クラウドサービスが「ISMAP 管理基準」の管理策基準における統制目標（3 桁の番号で表現される項目）及び末尾に B が付された詳細管理策（4 桁の番号で表現される項目）と同等以上のセキュリティ水準を確保していることを選定すること。
- イ 要機密情報を取り扱うクラウドサービスの選定、利用に関しては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 5 年度版）」の「4.2.1 クラウドサービスの選定（要機密情報を取り扱う場合）」「4.2.2 クラウドサービスの利用（要機密情報を取り扱う場合）」の内容を遵守すること。
- ウ 情報資産を管理するデータセンタの設置場所に関しては、国内であることを基本とする。設置場所の考え方についてはクラウド方針を参照すること。
- エ 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- オ クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- カ 主管課の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。情報資産を国外に設置されるクラウドサービスに保管する際の考え方についてはクラウド方針を参照すること。なお、利用者がアクセス可能な部分を除き、国外から情報資産へアクセスする場合も日本国外への持ち出しに該当する。
- キ 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。

- ク 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。従って、主管課が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- ケ クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替え等の対策が講じられていること。
- コ クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実にすること。
- サ クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、主管課からの要求があった場合は提供すること。
- シ インターネット回線を通じたセキュリティ侵害を防ぐため、インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。
- ス クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得していること。
 - ・ ISO/IEC 27017:2015
 - ・ CS マーク（特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（JASA）のクラウドセキュリティ推進協議会が定めるもの）

(4) 開発方式

- ア 開発に当たっては、継続的インテグレーション・継続的デリバリー（以下、「CI/CD」という。）を可能とし、必要な要素（開発環境、検証環境等）一式を用意すること。
- イ 統合開発環境（エディタ、コンパイラ、デバッガなどプログラミング支援機能を含む）等は、受託者が用意すること。また、リポジトリ管理・プロジェクト管理の効率化やソースコード品質向上を目的としたプロジェクト関係者間のコラボレーション促進機能等の提案も許容する。
- ウ これらの開発環境については運用・保守事業者を引き継ぐことを想定し、可能な限りクラウド提供のCI/CDパイプラインもしくはマネージドサービス等と連携してクラウド環境に構築すること。なお、開発ツール等の組合せで実現した場合には、運用・保守事業者が該当ライセンス等を用意した上でそれらを引き継ぐことが可能であること。
- エ UI設計はUI設計専用のアプリケーションを利用し随時共有すること。
- オ API設計にはOpen API設計用のツールを利用すること。

(5) 機器等の設置方針

本システムはクラウドサービスを前提としているため、設置場所についてはクラウドサービスプロバイダの提供する場所となるが、その際は日本国内のリージョンを選択すること。

(6) その他

システム方式に係るその他の要件を以下に示す。

- ア 本システムは短期間での機能追加・改善を行うことが想定されており、できるだけ簡潔なアーキテク

トかつ簡易な構成とすること。なお、IaaS/PaaSについては単一クラウドサービスでの構築を想定している。

- イ 農林水産省は、デジタル庁が整備する「ガバメントソリューションサービス」(以下「GSS」という。)を利用して。設計、構築にあたり、GSS や農林水産省に申請が必要な場合は、定められた様式で申請書等を作成し提出すること。なお、GSS の DNS に設定を行う場合は、デジタル庁 GSS 担当が定めた DNS 設定規則を担当部署から受領して、その内容に基づいて申請書を作成し、担当部署を通じて申請すること。
- ウ LGWAN 又は G-Net を利用する場合は、当省に割り当てられた専用のドメイン名・IP アドレスを利用する必要がある。LGWAN 又は G-Net 側から本システムのサーバに接続する場合、受注後に担当部署から「GSS G-Net サービス利用ガイド」、「申請様式」等を受領して、その内容に基づいてドメイン名・IP アドレス・NAT 設定の申請書を作成し、担当部署を通じて申請すること。NAT 設定に当たっては、本システムのサーバに固定 IP アドレスが必要になることを踏まえて設計・構築を行うこと。LGWAN 又は G-Net の DNS 設定について、申請から実施までに1か月程度を要することを踏まえて、計画的に申請を行うこと。

3.3. システム規模に関する事項

本サービスの規模要件を以下に示す。また、本サービスの規模に関する業務要件は、「1.2 業務の規模」を参照のこと。

(1) 規模に関する前提条件

本システムはクラウドサービスを利用して運用されるため、以下の取り組みを行うこと。

ア クラウドサービスのマネージドサービスを効果的に活用し、コスト削減を継続的に図ること。原則としてサーバレスの構成を取ることとするが、インスタンスを利用してサーバを立てる場合は、サーバのスペック等を適切な範囲に調整してコスト削減を継続的に図ること。(オートスケールを利用する場合の変更条件・上下限值等を含む。)

イ リソース確保の方式(リザーブドインスタンス、スポットインスタンス等)についても検討すること。

(2) 各台帳のデータについて

表9 各台帳データのレコード数(見込)

No.	対象データ					
		想定レコード数 (全量)	令和5年度までに 本システム取込	令和6年度の 取込	令和7年度の 取込	令和8年度の取 込想定
1	農地台帳	約6,000万	約6,000万	(全量取込済)	(全量取込済)	(全量取込済)
2	水田台帳	約2,100万	約2,100万	-	-	-
3	農業共済台帳	約1,800万	約1,800万	-	-	-

4	多面的機能支払 台帳	約1,700万	約170万	-	-	-
5	中山間地域等直 接支払台帳	約300万	約40万	-	-	-
6	環境保全型農業 直接支払台帳	約440万	約55万	-	-	-

(3) アドレスコードマスタについて

以下に令和6年度開発のデータ移行を行った共通申請サービス内で保有するアドレスコードマスタのデータ容量、形式、テーブル一覧を示す。

表 10 データベース

データ容量	約 5GB
データ形式	PostgreSQL

表 11 テーブル一覧

日本語名	レコード件数	項目数
都道府県マスタ	235	4
市町村マスタ	20,492	5
字マスタ	893,715	7
小字等コード化マスタ	14,209,494	6
合併市町村コードマスタ	2,211	2
特殊合併市町村マスタ	474	2
地方公共団体コードマスタ	1,969	2
大字なし市町村マスタ	81	2
京都町名重複マスタ	1,581	7
通り名マスタ	1,784	4
方角マスタ	19	4

(4) 各制度のデータ数及び現地確認等の実施業務の実態について

以下の表については、農地情報紐づけ手法開発にあたっての参考とするため、令和3年度の「農地情報紐づけ手法開発支援等業務」の調達仕様書作成時点での概要をまとめたものである。制度により、地域ごとに運用が異なっているため実態把握が難しいケースがあることや、既存の情報からの推計等も含んでいることに留意されたい。

表 12 各制度のデータ数及び現地確認等の実施業務の実態について

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ 対象外)	農業共済 (令和8年度紐づけ 対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	中山間地域等直接 支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ 対象外)
農林水産省共通 申請サービスから オンライン手続を 開始する時期 ※令和8年度以 降連携を停止	令和3年度：農林水産 省共通申請サービスと農 業委員会サポートシステ ムとの連携機能を開発 令和4年度以降：オンラ イン手続を開始	令和3年度：農業委員 等利用システム内に審査 者ページを作成。農林水 産省共通申請サービスの 申請情報と連携 令和4年度以降：順次 実施	令和2年度：一部 協議会による試行を 実施 令和3年度以降： 農林水産省共通申 請サービスの本格利 用を開始し、対象協 議会を順次拡大	令和3年度：農業 共済団体において、 農業共済事務処理 システムの開発・改修 業務を開始 令和4年度：共通 申請サービスと農業 共済事務処理システ ムとの連携機能を開 発 なお、オンラインによ る申請手続（入力 等）は、農林水産省 共通申請サービスから 農業共済事務処理 システムへログインし て、農業共済事務処 理システム上で実施	該当なし	令和3年度：申請フ ォーム公表 令和4年度：標準 機能改善のための改 修 令和5年度：全国で オンライン手続を開始	令和3年度：申請フ ォーム公表 令和4年度：一部 地域での試行 令和5年度：全国で オンライン手続を開始	令和3年度：申請フ ォーム公表 令和4年度：全国で オンライン手続を開始
データ件数（行）	土地情報：約 6,000 万 件 世帯員情報：約 1,200 万件 経営体情報：約 400 万 件	約 6,000 万件	約 2,100 万件	約 1,800 万筆	約 3000 万筆（筆ポ リゴン数）	約 1,700 万件 （認定農用地面 積：約 227 万 ha、筆 数単位と推測）	約 300 万件 （対象農用地面 積：約 79 万 ha、筆 数単位と推測）	約 400 万件 （実施面積：約 8 万件、取組圃場数単 位のデータが存在する と推測）

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ 対象外)	農業共済 (令和8年度紐づけ 対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	中山間地域等直接 支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ 対象外)
データ項目数(列)	土地情報:345カラム 世帯員情報:191カラム 経営体情報:261カラム	農地台帳情報:77カラム	営農計画書基本情報:151項目 営農計画書明細情報(農地の利用計画):108項目	加入申込書の様式の項目:13項目(農作物共済の例)	10項目:筆ポリゴンID、履歴情報等	・農地維持支払:10項目 ・資源向上支払(共同):8項目 ・資源向上支払(長寿命化):9項目(要領の別記3-1様式2号~4号、認定農用地確認野帳など) ※それぞれの取組有無を記録しているかは、都道府県、市町村による。	35項目(25項目(要領の運用P59別紙様式2の農用地一覧の項目数)+予備10項目)	9項目(実施要領添付様式3(農場管理シート)など) ※有機農業以外は生産記録を提出のため記載内容は異なる
データ管理主体	市町村農業委員会	市町村農業委員会	地域農業再生協議会	農業共済組合	統計部	水土里情報システムで整理している都道府県は、都道府県(推進組織)単位。それ以外は市町村。	市町村	市町村
データ容量(概算)	土地情報:約156GB 世帯員情報:約20GB 経営体情報:約6GB	農地台帳情報:約80GB	約16GB	約15GB	約7GB	約13GB	約2.5GB	約3.5GB
データ形式	SQLServer	SQLServer	紙、Excel、システムが保持するデータベース	不明	GeoJSON	不明※市町村単位はエクセルもしくは紙ベースが主体※都道府県単位だが、独自システムの例もあり	エクセルもしくは紙ベース	不明※Excelや紙ベースでの地図等が主体と思われる

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ 対象外)	農業共済 (令和8年度紐づけ 対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	中山間地域等直接 支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ 対象外)
他のデータベースとの 共通キー等があるか	ない。 農業委員会等コードと下 記で一意。 【土地情報】 一筆番号(農業委員会 が独自に採番) 【世帯員情報】 世帯員番号(農業委員 会が独自に採番) 【経営体情報】 農家法人番号(農業委 員会が独自に採番)	【農地台帳情報】 地番(公開前と公開中と では重複あり)	不明 地域農業再生協議 会により、農地台帳、 農業共済と連携して いる場合がある。	同上	該当なし	地番	地番	不明 ※市町村によっては水 田台帳等と連携して いる場合もある
他制度との共通キー があるか	無し	無し	無し	無し	無し	水土里情報システム で整理している県があ る。民間ソフトウェアで 整理している例につい ては、共通キーの状況 は不明。	ない (水土里情報システ ム等と連携している市 町村もあるが少数)	不明 ※市町村によっては他 制度と連携している可 能性もある

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ 対象外)	農業共済 (令和8年度紐づけ 対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	中山間地域等直接 支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ 対象外)
その他特記事項	—	—	無し		統計部での利用ファイルごとの境界線における重複等の修正を施した全国ファイルを、令和2年度中に作成予定。 また、筆ポリゴンには、耕地を基準に作成した都道府県と、本地を基準に作成した都道府県がある。	多面的機能支払では、農用地だけでなく、水路や農道等の施設の保全管理も支援しているため、そちらの確認事務も行っている。 水土里情報 GIS、CAD、エクセル上で実施区域図を作成している県もあるが、筆毎の情報ではなく、実施区域の外形線として整理しているため、今回の「農地データ」としては活用できない。また、水土里情報システムで整理している県でも、必ずしも毎年度更新されていない県もある。	—	基本的に国側で対象データを把握していない。 (取組圃場の実施確認等のため、市町村レベルでは、申請情報(農業者名、面積、実施取組等)と地図情報を何らかの形で紐付けていますが、その管理方法等は市町村によって異なる)
サンプルデータ			経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)様式第2号 水稲生産実施計画書 兼 営農計画書	農作物共済引受要綱様式第1-1号(加入申込書)(農作物共済の例)	HPにて公開中	実施要領の別記3-1様式2号~4号(認定農用地確認野帳など)	実施要領の運用P59別紙様式2(農用地一覧)	記載例:あ実施要領の添付様式3(農場管理シート)

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度組づけ 対象外)	農業共済 (令和8年度組づけ 対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度組づけ 対象外)	中山間地域等直接 支払 (令和8年度組づけ 対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度組づけ 対象外)
実施面積	500万 ha (全農地)		不明	203万 ha	該当なし	実施面積：約 227 万 ha	対象農用地面積： 791,536ha	実施面積： 79,839ha
実施農業者数	土地の現況の調査		約 48 万件	142 万件	該当なし	申請者数 (組織 数)：26,618 農業者数 (個 人)：1,526,455 人 (非公表) 農業者 (農事組 合法人、営農組 合等)：31,194 団体 (非公表)	協定参加者数： 605,988 人	実施農業者数： 25,475 人 (非公 表)
現地確認の実施数 (概算)	【以下、農地の利用状況 調査 (遊休農地調 査)】実施委員会数： 1,736 委員会実施回 数：年 1 回		約 2,100 万件の内 数	被害状況によって異 なる	該当なし	約 27,000 件 / 年 (農用地の状況)	約 264 万件 (対象 農用地面積：約 79 万 ha、協定数： 26,013 件) ※件数 は農地数の概算※荒 廃農地発生・解消状 況に関する調査、写 真、衛星画像等によ る確認も可能 (※1 件 0.3haとして、実施 面積等を除して算 出。※いずれも正確な 件数 (筆数、ほ場数 等) は把握できてい ない。)	・申請書類は約 24 万件・現地確認は抽 出検査の場合もあり、 全体の 50%程度で ある、約 12 万件

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ 対象外)	農業共済 (令和8年度紐づけ 対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	中山間地域等直接 支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ 対象外)
現地確認のピーク時期	8月～10月		7～8月	9～10月(農作物共済の例)	該当なし	7～10月	不明 (実施時期は市町村により異なるが、9月末までに実施することとしている)(5カ年の対策の初年度は10月末までとしている。)	申請書類の照合：6月～7月 現地確認のピーク時期：6月～8月、12月～3月(取組によりピーク時期が異なる)
ピーク時期に行われる現地調査の実施数または割合	8割		約 2,100 万件の内数	被害状況によって異なる	該当なし	上記の間にほぼ100%	不明	申請書類の照合のピーク時期：6月～7月に約80% 現地確認のピーク時期：6月～8月に約40%、12月～3月に約40%
現地確認において確認する内容	農地の利用状況(遊休農地の状況)		申請された営農計画書の作物作付面積が現地と一致しているかを確認	損害評価項目：災害の種類、肥培管理、被害筆の収穫量等	該当なし	管理状況の適否(活動計画書どおり農地法面等が草刈りされているか)	協定に定められた農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動の実施状況、個別協定に定められた農業生産活動等の実施状況	作付面積、作付作物名、作付状況、農地の管理状況、緩衝帯設置の有無(有機農業に限る)

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ 対象外)	農業共済 (令和8年度紐づけ 対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	中山間地域等直接 支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ 対象外)
現地確認時、検査員 が参照しなければいけ ない情報 (わかる範囲で結構 です。)	農地の場所、境界線、所 所有者名		営農計画書	損害通知書の記載 項目：農地の場所、 加入者名、加入面 積、品種、基準収穫 量、加入者の申告事 項（災害の発生日、 災害の種類等）	該当なし	農地の場所、現況地 目	農地の場所、地番、 地目、境界線（一団 の農用地の境界）、 水路・農道等の施設 名等	業務計画書に記載の ある地図と農地台帳 等を照合し、現地確 認で補完。 農振農用地域計画 図（境界線）、農地 の場所、境界線、所 所有者名、農地面積、 耕作者名、耕作面 積、作付面積、作付 作物名、作付状況、 緩衝帯設置の有無、 〔農振農用地域計画 図、農地台帳及び耕 作台帳（水田台 帳）システムに関する 情報〕
現地確認の実施 数（概算） (2) (制度により現地確 認が2種類あるものを 記載)	【以下、農地法許可等時 の現地調査】 農業委員会数：1,736 許認可数（最大値）： 700千件					約 27,000 件／年 (水路、農道等の状 況) ※農用地に紐付く調 査ではないが、地図は 活用。地図に水路等 が登録されている地域 もある。		
現地確認のピーク時 期	通年で一定の実施数					3～4月		
ピーク時期に行われる 現地調査の実施数ま たは割合	－					上記の間にほぼ 100%		

	農業委員会制度 (農業委員会 サポートシステム)	【参考】農業委員会制度 (全国農地ナビ)	経営所得安定対策 (令和8年度紐づけ 対象外)	農業共済 (令和8年度紐づけ 対象外)	筆ポリゴン	多面的機能支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	中山間地域等直接 支払 (令和8年度紐づけ 対象外)	環境保全型農業 直接支払 (令和8年度紐づけ 対象外)
現地確認において確認する内容	許可等申請があった農地の利用状況					管理情報の適否（活動計画書どおり法面草刈や泥上げがされているか）		
現地確認時、検査員が参照しなければいけない情報	農地の場所、境界線、所有者名（耕作者名）、許可等申請情報					農地の場所、現況地目		

(5) eMAFF 農地ナビのアクセス数について

eMAFF 農地ナビのアクセス数は以下の通り。なお、以下は eMAFF 農地ナビの「ホーム画面である農地詳細情報画面のページビュー数（2024 年リニューアル後地図画面に変更）」と「API コール数」を記載している。

表 13 eMAFF 農地ナビのアクセス数

2022 年度						
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ページビュー数 (農地詳細情報画面)	602,207	590,902	673,943	665,194	976,207	660,772
API コール数	13,985,448	14,550,570	15,613,914	15,193,198	16,593,915	15,137,032
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数 (農地詳細情報画面)	791,341	526,043	650,291	501,059	719,595	1,976,992
API コール数 (GIS 基盤 API の利用状況)	15,500,782	14,052,669	13,746,500	13,408,491	15,429,046	24,108,501
2023 年度						
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ページビュー数 (農地詳細情報画面)	2,696,119	1,380,401	1,402,087	2,250,698	1,122,937	660,321
API コール数 (GIS 基盤 API の利用状況)	27,958,858	19,641,707	21,256,009	24,304,658	17,292,059	14,813,720
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数 (農地詳細情報画面)	951,211	600,189	556,987	577,409	659,708	598,125
API コール数 (GIS 基盤 API の利用状況)	16,929,330	13,880,889	12,724,618	13,536,500	15,169,198	15,654,742
2024 年度						
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ページビュー数 (地図画面)	803,211	861,155	845,373	895,854	785,760	853,004

APIコール数 (GIS 基盤 API の 利用状況)	16,488,796	17,692,222	18,030,953	19,306,823	16,914,435	19,564,209
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数 (地図画面)	870,726	756,654	739,459	1,405,866	1,437,327	1,687,795
APIコール数 (GIS 基盤 API の 利用状況)	18,456,556	14,884,635	15,960,696	16,570,022	16,525,075	17,923,829
	2025 年度					
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ページビュー数 (地図画面)	1,831,286	1,838,345	1,984,899	2,133,819	1,769,146	1,750,227
APIコール数 (GIS 基盤 API の 利用状況)	19,140,002	12,415,176	21,128,893	22,010,271	18,849,632	19,291,715
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数 (地図画面)	1,649,441	1,391,258	1,423,393	1,380,251	-	-
APIコール数 (GIS 基盤 API の 利用状況)	18,896,911	17,067,988	16,902,015	18,205,586	-	-

(6) 全国農地ナビ (eMAFF 農地ナビの前身システム) のアクセス数について

参考として、全国農地ナビ (eMAFF 農地ナビの前身システム) のアクセス数を以下に示す。

表 14 全国農地ナビ (eMAFF 農地ナビの前身システム) のアクセス数

全体アクセス数												
2015年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数	386,134	1,029,696	1,141,875	1,188,561	1,218,450	1,144,995	1,211,885	1,358,420	1,378,179	1,506,737	1,871,328	1,955,864
セッション数	38,204	39,337	46,798	40,170	36,318	36,437	39,809	43,115	45,057	50,033	65,792	67,045
平均閲覧ページ数	10.11	26.18	24.40	29.59	33.55	31.42	30.44	31.51	30.59	30.11	28.44	29.17
2016年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数	1,930,718	2,250,417	3,219,891	2,944,542	3,307,912	3,817,017	5,519,884	4,002,861	4,036,486	4,260,697	4,348,176	4,116,978
セッション数	57,049	65,389	105,083	83,364	98,417	118,807	98,452	99,522	102,017	98,911	107,472	127,029
平均閲覧ページ数	33.84	34.42	30.64	35.32	33.61	32.13	56.07	40.22	39.57	43.08	40.46	32.41
2017年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数	3,886,665	4,346,111	4,589,723	4,389,139	4,499,081	4,817,531	4,994,401	4,530,567	4,276,701	4,232,078	4,380,268	5,365,225
セッション数	122,571	128,122	164,091	351,196	128,506	141,314	136,311	113,813	120,855	230,085	232,023	487,717
平均閲覧ページ数	31.71	33.92	27.97	12.50	35.01	34.09	36.64	39.81	35.39	18.39	18.88	11.00
2018年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数	5,367,145	6,811,582	7,465,432	7,349,254	5,663,454	5,329,721	6,014,329	5,229,458	4,915,428	5,204,558	6,616,233	7,051,699
セッション数	524,952	726,443	911,738	358,723	148,420	151,288	133,783	117,663	110,674	117,163	129,539	140,311
平均閲覧ページ数	10.22	9.38	8.19	20.49	38.16	35.23	44.96	44.44	44.41	44.42	51.08	50.26
2019年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ページビュー数	5,722,814	5,862,873	6,274,818	7,233,666	5,945,685	6,345,393	5,704,202	4,916,635	4,517,612	4,560,625	4,441,893	4,819,490
セッション数	138,061	143,896	157,465	159,820	150,775	161,419	143,817	123,732	125,991	130,143	126,962	493,445
平均閲覧ページ数	41.45	40.74	39.85	45.26	39.43	39.31	39.66	39.74	35.86	35.04	34.99	9.77
2020年度												
	4月	5月	6月	7月	8月							
ページビュー数	3,906,859	4,792,701	6,707,913	6,764,137	6,380,827							
セッション数	184,309	143,414	175,830	188,062	182,234							
平均閲覧ページ数	21.20	33.42	38.15	35.97	35.01							

3.4. 性能に関する事項

本サービスの性能要件を以下に示す。下記の性能要件を踏まえて、本サービスの業務処理の特徴を考慮し、業務処理のピーク時においても大幅なレスポンスの低下等を招かないように、十分な処理性能を確保すること。ただし、原則「1.2 業務の規模」に記載されている想定利用者数を上限として性能は定めるものとし、想定を上回るアクセス集中が起きた場合には、一時的に目標値を下回ることは許容されるものとする。

(1) 応答時間

本システムにオンライン処理の性能として求める要件については、以下の通り。

表 15 応答時間

No.	ユーザ	要件
1	行政機関等職員 (農業委員会等)	<ul style="list-style-type: none"> システムの応答時間については、ユーザにストレスを感じさせない十分なレスポンスを確保することし、サーバのアプリケーション処理時間 3 秒以内を目標値とすること。 ※オンラインレスポンス値は、ユーザのネットワーク帯域の影響を受けるため、サーバのアプリケーション処理時間とする。なお、農地の密度が高い地域等で地図表示時に大量のデータを表示する場合等においては、目標値の達成が困難となることも考えられるため、その場合は、担当部署と協議の上、目標値を設定すること。 ※LGWAN接続をする自治体に関しては、LGWANとの接続に鑑みてストレスを感じさせないレスポンスに留意すること。
2	※令和 7 年度以降利用 想定無し その他審査機関等職員 (地域農業再生協議 会、共済組合等)	<ul style="list-style-type: none"> システムの応答時間については、ユーザにストレスを感じさせない十分なレスポンスを確保することし、サーバのアプリケーション処理時間 3 秒以内を目標値とすること。 ※オンラインレスポンス値は、ユーザのネットワーク帯域の影響を受けるため、サーバのアプリケーション処理時間とする。なお、農地の密度が高い地域等で地図表示時に大量のデータを表示する場合等においては、目標値の達成が困難となることも考えられるため、その場合は、担当部署と協議の上、目標値を設定すること。 ※その他審査機関等の内、例えば地域農業再生協議会の中には自治体職員を兼ねる担当者も存在しており、LGWANを介した接続が想定される。そのため、LGWAN接続をする自治体に関しては、LGWANとの接続に鑑みてストレスを感じさせないレスポンスに留意すること。
3	※令和 7 年度以降利用 想定無し 申請者	<ul style="list-style-type: none"> 応答時間について、基本的なリクエスト（20 項目・100 文字程度）に対し 3 秒を基本の目標値とすること。 システムの応答時間については、ユーザにストレスを感じさせない十分なレスポンスを確保すること。

No.	ユーザ	要件
		※オンラインレスポンス値は、ユーザのネットワーク帯域の影響を受けるため、サーバのアプリケーション処理時間とする。 ※レスポンスタイムに外部システム連携処理は含まないものとする。 ※目標値の達成率は90%とすること。
4	農業者、就農希望者等	<ul style="list-style-type: none"> システムの応答時間については、ユーザにストレスを感じさせない十分なレスポンスを確保することとし、サーバのアプリケーション処理時間 3 秒以内を目標値とすること。 ※オンラインレスポンス値は、ユーザのネットワーク帯域の影響を受けるため、サーバのアプリケーション処理時間とする。なお、農地の密度が高い地域等で地図表示時に大量のデータを表示する場合等においては、目標値の達成が困難となることも考えられるため、その場合は、担当部署と協議の上、目標値を設定すること。
5	運用保守事業者	円滑なシステム運用及び農地情報紐づけ作業が実現できるレスポンスを確保すること。

3.5. 信頼性に関する事項

本サービスに備える機能の停止等による業務への影響を最低限にとどめるため、クラウドサービスの利用を前提として、以下に示す要件を踏まえ本サービスの信頼性を確保すること。

(1) 可用性要件

ア 可用性に係る目標値

本システムの可用性に係る指標とその目標値については、以下のとおり。なお、以下に示す目標値は、シングルリージョンとして運用を行う上での目標値となる。

表 16 可用性に係る目標値

No.	指標分類	指標名	目標値
1	稼働率	稼働率	年97.0%

イ 可用性に係る対策

本システムの可用性に対して求める対策要件については、以下のとおり。

- アクセス頻度が高くなる 6 月～8 月の現地確認期間に限らず、現地確認状況などを把握するために地図参照等を実施することから、円滑に業務を遂行できる可用性の対策を実施すること。
- 対策により得られる効果と対策に要するコストの両面を考慮し、目標値に見合った最適な対策を選択すること。
- 365 日 24 時間の運用を目標とすること。

- ・ 通常時の負荷分散及び障害発生時の縮退運転を可能とすること。
- ・ 障害発生時にも業務が継続できるよう待機系への切替えを可能とすること。
- ・ 障害時のデータ消失対策として、サーバ上のデータベースファイルは、冗長構成をとるものとする。
- ・ 業務に用いるデータのバックアップ処理は業務への影響を排除した設計とすること。
- ・ 異常な入力や処理を検出しデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ・ 処理の結果を検証可能とする為、ログ等の証跡を残すこと。
- ・ システムの再起動等、業務システムに影響の出るメンテナンスを行う場合は、開始から 5 日前までに連絡すること。
- ・ バックアップの適切な保管場所を設定すること。
- ・ 障害テストを実施し、設計通りに可用性が担保されることを確認すること。
- ・ サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として【1. 0 日（クラウドサービス提供元の障害は最大 10 時間以内で復旧する想定）】を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。

(2) 完全性要件

機器の故障や誤操作に起因するデータの滅失や改変の防止、処理結果の信頼性確保、データの真正性確保に係る対策要件については、以下のとおり。

- ・ 30 日分のアプリケーション及びネットワークログをいつでも閲覧可能とし、本番環境については 30 日以前のログも請求・取得可能とすること。（最低ログ保存期間は 5 年）
- ・ なお、30 日以前のログの保管場所については、利用頻度とクラウド利用料を鑑みて最適な場所に保管すること。
- ・ 自動でデータベースファイルのバックアップを取得し、必要に応じ手動バックアップも可能であること。（過去 30 日前まで戻すことが可能とすること。ただし、業務データを保持していない Mapbox Atlas のデータについては、バックアップ取得を必須としない。）
- ・ 機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ・ 異常な入力や処理を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ・ 処理の結果を検証可能とするため、ログ（ネットワークログ、アプリケーションログ、セキュリティログ、システムログ、システム管理ログ等）等の証跡を残すこと。
- ・ データの複製や移動を行う際に、データが毀損しないよう、保護すること。
- ・ データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。
- ・ 電子データの送受信を行う際には電子署名やタイムスタンプを用いることで偽造等から保護することが可能であること。

(3) リスク低減対策

- ・ データの紛失や改ざんからデータを保護し、データの正確性及びデータの一貫性を保証すること。
- ・ プロバイダー提供による暗号化にてデータ保護が行われていること。
- ・ ノード、リソース(CPU・メモリ・ディスク)、プロセス、ジョブ、データベースの監視を実施すること。
- ・ 不正な通信を遮断する対策を講じることができること。
- ・ 不正アクセスが無い、攻撃検知・不正検知・防止ができること。
- ・ マルウェアや Dos 攻撃に代表される、外部からの攻撃に対する対策が講じられていること。
- ・ アプリケーション特有の脅威、脆弱性について対策すること。

- ・ 権限設定により機能やデータに対する認可を制御できること。
- ・ 動作環境として対象とするブラウザで、最低でも年に2回バージョンアップされていないかを確認し、バージョンアップされている場合は当該ブラウザでテストすること。
- ・ 認証強化策を検討し実施すること。
- ・ 認証情報の管理を適切に実施すること。
- ・ 管理画面など管理系へのアクセス制御を適切に実施すること。

3.6. 拡張性に関する事項

(1) 性能及び機能の拡張性

本システムの機能の拡張性として求める要件については、以下のとおり。

- ・ 台帳種類の追加、省内外の接続先システムとのインターフェース、バッチ処理の追加、及びユーザ種別の追加、衛星画像の取込、民間の営農支援システム等とのインターフェースの追加等に対応できること。
- ・ 将来的に行政機関が保持する審査系業務システム、マスタデータ系システム、データ活用基盤系システム、申請系システム、自治体システム等やその他民間サービスとの連携が必要になった際、柔軟に対応できること。
- ・ 令和7年度開発の機能追加により、性能が劣化することがないようにすること。なお、やむを得ず、性能劣化が発生する場合は、担当部署と協議の上、代替措置等を検討し対応すること。

3.7. 上位互換性に関する事項

(1) 上位互換性

上位互換性として、求める要件は以下のとおり。

- ・ クライアントOSのバージョンアップに備え、OSの特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。
- ・ Webブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、担当部署からの依頼があった場合に必要調査及び作業を実施すること。
- ・ 契約期間中にアプリケーション稼働環境として導入しているソフトウェアのバージョンアップが発生した場合は、原則、バージョンアップ後の環境を前提として開発を行うこと。なお、バージョンアップの決定時期によって対応が困難な場合には、担当部署と協議の上、その指示に従うこと。
- ・ バージョンアップについて、技術的な問題等がある場合は、担当部署と協議の上、その指示に従うこと。
- ・ OSやブラウザのバージョンアップ等に伴い、大幅な改修が見込まれる場合は、対応要否や範囲等を別途担当部署と協議の上、決定すること

3.8. 中立性に関する事項

(1) 中立性

中立性として、求める要件は以下のとおり。

- ・ 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダーの技術に依存しない、オープンな技術仕様に基づくものとする。
- ・ 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、全てオープンなインターフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。
- ・ 導入するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体（ISO、IETF、IEEE、

- ・ I T U、J I S C等) が規定又は推奨する各種業界標準に準拠すること。
- ・ 次期情報システム更改の際に、移行の妨げや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として情報システム内のデータ形式は X M L、C S V 等の標準的な形式で取り出すことができるものとする。
- ・ 特定の事業者や製品に依存することなく、他者に引き継ぐことが可能なシステム構成であること。

3.9. 継続性に関する事項

本サービスの停止等にも必要最低限の業務を継続（又は回復）するため、以下に示す要件を踏まえ、本サービスの継続性を確保すること。

(1) 想定するリスク

本システムの継続性について想定されるリスクについては、以下のとおり。

- ・ 地震、火災、風水害等、攻撃等による直接的なセンター設備及びシステムの損壊。
- ・ センター周辺のライフライン（電力、通信、交通等）の機能不全による情報システムの長時間停止。
- ・ 新型インフルエンザウイルス等によるパンデミック、及び人員や交通機関の被災等によるセンターの運用者不在。

(2) 事業再開の定義

本システムの事業の再開の定義については、以下のとおり。

- ・ システム運用をメインセンターからバックアップセンターへ切替え、システム資源及び要員体制の範囲内での縮退運用により業務を継続できること。
- ・ 本番環境については、原則、冗長化構造やホットスタンバイ状態の予備機の提供等の対策を講じること、大規模障害発生時もサービスを継続できること。ただし、令和 4 年度開発において、バックアップセンターである西日本リージョンのリソースを撤廃しているため、対応については担当部署と協議の上決定すること。

(3) 目標値

本システムの継続性目標値として求める要件については、以下のとおり。

- ・ 目標復旧時点：1 営業日前の時点（日次バックアップからの復旧）。
- ・ 目標復旧時間：24 時間程度（クラウドサービス提供元の障害は最大 10 時間以内で復旧する想定）。

※各目標値については担当部署と協議の上決定すること。

3.10. 情報セキュリティに関する事項

(1) セキュリティ対応要件

情報セキュリティに係る対策については、クラウドアーキテクトのベストプラクティス（Azure Well-Architected Framework）及び「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」（2025 年 7 月 1 日 内閣サイバーセキュリティセンター）等に従い、必要な対策を講じることとする。本システムの情報セキュリティに係る対策要件は以下のとおり。

表 17 セキュリティ対策要件

No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件
1	通信経路の分離	不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。
2	不正通信の遮断	通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。
3	通信のなりすまし防止	情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。
4	サービス不能化の防止	サービスの継続性を確保するため、構成機器が備えるサービス停止の脅威の軽減に有効な機能を活用して情報システムを構築すること。
5	不正プログラムの感染防止	不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。
6	不正プログラム対策の管理	システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。
7	構築時の脆弱性対策	情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。
8	運用時の脆弱性対策	運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。
9	ログの蓄積・管理	情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、本番環境についてはシステム稼働期間中のものをすべて保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等）を備えること。 データ形式は、テキストデータ等の汎用性のある形式であること。
10	ログの保護	ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。
11	時刻の正確性確保	情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
12	侵入検知	不正行為に迅速に対処するため、通信回線を介して所属する府省庁外と送受信される通信内容を監視し、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。
13	サービス不能化の検知	サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の過負荷状態を検知する機能を備えること。

No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件
14	主体認証	情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体のうち正当な利用者のみでの認証を行う機能として、識別コード（ID）とパスワードによる主体認証、パスワード規則の設定（文字列の長さの規定、文字種の規定等）、送信又は保存時の主体認証情報の暗号化、保存された主体認証情報へのアクセス制限の他、2つ以上の主体認証方式を用いて認証を行う多要素主体認証、ワンタイムパスワードによる主体認証等の方式を採用すること。
15	ライフサイクル管理	本システムを構成するソフトウェアについては3.11.(6)ソフトウェア要件を順守すること。 主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。
16	アクセス権管理	情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。
17	管理者権限の保護	特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。
18	通信経路上の盗聴防止	通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、通信回線を暗号化する機能を備えること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズムについては、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定すること。
19	保存情報の機密性確保	情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。また、外部との接続のある情報システムにおいて保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないこと。
20	保存情報の完全性確保	情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。
21	情報の物理的保護	情報の漏えいを防止するため、端末の離席対策（自動スクリーンロック等）、端末のワイヤーロック、施錠可能なサーバラックの採用等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
22	侵入の物理的対策	物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
23	システムの構成管理	情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。

No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件
24	システムの可用性確保	サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として【1. 0日（クラウドサービス提供元の障害は最大 10 時間以内で復旧する想定）】を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。
25	委託先において不正プログラム等が組み込まれることへの対策	情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。 また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。
26	調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策	機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
27	情報セキュリティ水準低下の防止	情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。
28	プライバシー保護	情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。

3.11. 情報システム稼働環境に関する事項

本システムの稼働環境要件については、原則として「3.2 システム方式に関する事項」、本節、及び調達仕様書に準ずるものとするが、設計工程で詳細化するものとする。以下に記載の要件の他に本システムを稼働させる上で必要なものがあれば、受注者の負担で全て用意すること。なお、業務要件、機能要件、及び他の非機能要件を満たすことができるのであれば、代替の提案をすることは許容する。

(1) システム構成

本システムの現行の構成は、パブリッククラウドをプラットフォームとし、SaaS やその他 PaaS/IaaS 等を必要に応じて組み合わせることで構成され、SaaS である Mapbox を活用して Microsoft Azure（以下、Azure という）の PaaS 上に機能を実装している。令和 8 年度の開発を実施するにあたり、必要に応じて他のサービスを利用し、構成を変更することも可とする。

本システムは、Azure 上に構築される、以下のサブシステムから構成される。

表 18 本システムのサブシステム概要

項番	サブシステム	サブシステム概要	対応する業務 ID
1	eMAFF 地理情報管理 Web システム (略称：地図管理 Web)	農林水産省の農地情報を一元管理するシステム	GY001
2	地図情報連携インターフェース	農林水産省の農地情報を外部と連携する地図情報連携インターフェース	全般
3	eMAFF 農地ナビ	公開された農地情報の参照・利用を行うシステム	GY003、GY004
4	eMAFF 現地確認アプリ (略称：現地確認アプリ)	現地確認を行うためのシステム (タブレットアプリ)	GY002
5	GIS 基盤	GIS ライブラリとして、各種 GIS 機能を提供する	全般
6	eMAFF 紐づけ情報管理 Web システム (略称：紐づけ管理 Web)	座標系変換ツール	GY005
7		位置情報付与ツール	
8		12桁コード化付与ツール	
9		紐づけ補正ツール	
10		地番位置地図マスタ生成ツール	
11		位置情報結合ツール	

上記のサブシステムの構成を踏まえたシステムの全体図を以下に示す。

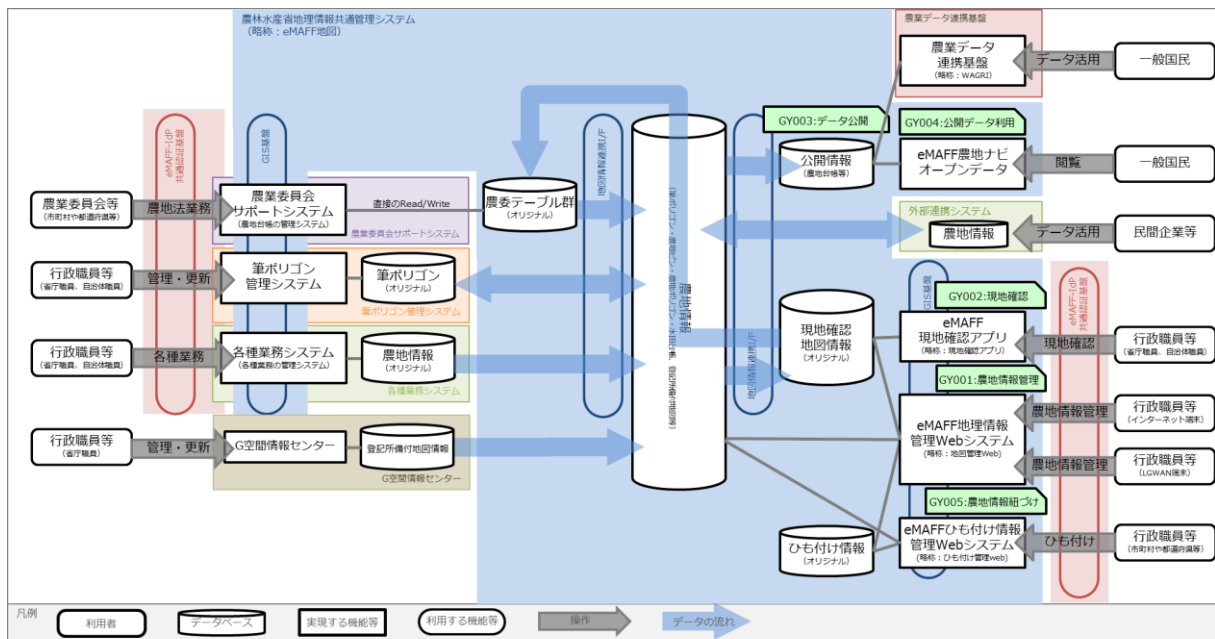


図3 システム全体図

(2) システム稼働環境

本システムの稼働環境は下記に示す環境を運用・保守事業者の負担と責任において用意する。本番環境以外は、必要な時のみの稼働を想定する。下記に加え、その他環境を追加する場合は、担当部署及び運用・保守事業者と協議の上、決定することとする。

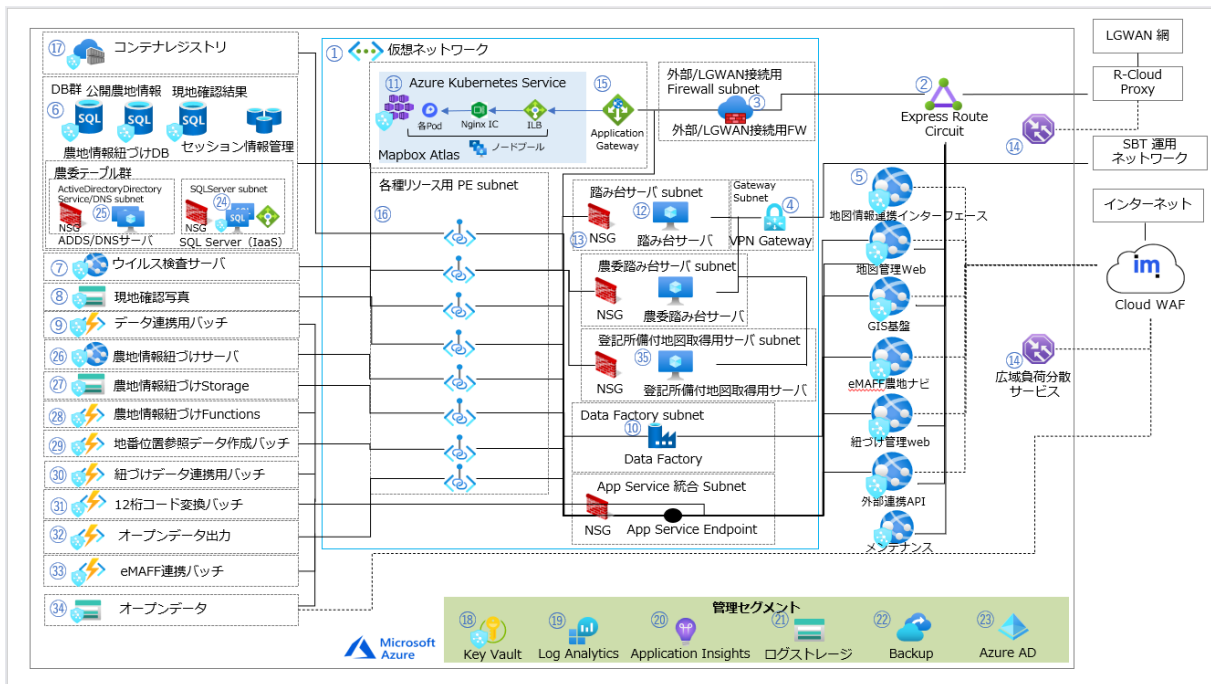
表 19 システム稼働環境

No.	環境	定義
1	本番環境	本システムとして稼働する環境。
2	ステージング環境	本番環境に展開する前に動作確認テストなどを行う環境。
3	開発環境	プログラム開発を行う環境。必要に応じてテスト環境として用いる。
4	研修環境	行政機関等職員やその他審査機関担当者がシステムの使用方法を習得するための環境。本番環境と同様の機能が動作する構成とする。

(3) クラウドサービス構成

本システムを構成する Azure リソースの構成図を以下に示す。

図 4 Azure リソース構成図



各 Azure リソースの概要について以下に示す。

表 20 Azure リソース概要

項番	リソースの種類	用途
1	Virtual Network	Azure プラットフォーム上に展開される仮想ネットワーク空間であり、システム内 PaaS リソース間のプライベート接続、及びルーティング制御のために構成する。
2	ExpressRoute	LGWAN 網との閉域接続を実現するための論理構成、及び接続アプライアンスを提供する。
3	Azure Firewall	仮想ネットワーク上のリソースが外部通信を行う際の通信制御を実現するためのファイアウォールアプライアンス。
4	VPN Gateway	運用ベンダーによる各システムの監視運用実現のためのプライベート接続を提供する VPN アプライアンス。
5	App Service	地図管理 Web、現地確認アプリ API サーバ、GIS 基盤サービス、eMAFF 農地ナビ用の Web/AP サービス、紐づけ管理 Web 実行基盤として構成。LGWAN 端末、インターネット端末の Web リクエストを受け付ける。
6	Azure SQL Database	現地確認結果、公開農地情報、農地情報紐づけデータのデータを格納するデータベースとして構成する。
7	Web App for Containers	現地確認アプリによりアップロードされる画像データについて、Azure Storage 格納前にウイルスチェックを行うウイルス検査サーバとして構成する。

項番	リソースの種類	用途
8	Azure Storage	現地確認写真を格納するオブジェクトストレージ。
9	Azure Functions	外部システムやデータベース間のデータ連携用のバッチ処理を行うためのアプリケーション実行基盤として構成する。
10	Azure Data Factory	外部システムやデータベース間のデータ取り込み、変換、出力を実行するデータ連携基盤として構成する。
11	Azure Kubernetes Service	LGWAN 端末の Mapbox 利用のための、Mapbox Atlas コンテナオーケストレーション基盤として構成する。
12	Virtual Machine	仮想ネットワーク内にてプライベート接続が必要となる運用保守作業を行うための踏み台サーバとして構成する。
13	NSG	仮想ネットワークの Inbound/Outbound 通信に対する L4 レベルの制御を提供するネットワーク制御リソース。各サブネットの通信要件に応じて制御設定を行う。
14	Traffic Manager	リージョン跨ぎでトラフィックを振り分ける DNS 広域負荷分散サービス。リージョン障害時に継続して Web サービスのネットワークトラフィックを待機系のサイトに振り分ける処理を行う。
15	Azure Application Gateway	複数の AKS クラスターでの負荷分散用のロードバランサーとして構成する。
16	Private Endpoint	PaaS サービスへのプライベート接続を提供するためのネットワークインターフェースリソース。バックエンドリソース (DB、ストレージ等) へのプライベート接続を提供。
17	Container Registry	コンテナイメージを格納するためのレジストリリソース。Mapbox Atlas 用のコンテナイメージ、マニフェスト (Helm Chart, Kubernetes マニフェスト) 格納用として構成する。
18	Key Vault	Azure リソース間の連携を行う際のクレデンシャル情報格納用のキーコンテナサービス。Managed ID が利用できない Azure リソースのクレデンシャル管理のために使用する。
19	Log Analytics	各種 Azure リソースのログ収集、解析を行うためのログサービス基盤。
20	Application Insights	Web サービス基盤におけるアプリケーションログの収集、解析を行うためのログサービス基盤。
21	Azure Storage (長期保管ログ用)	各種ログの長期保管用に利用するストレージサービス。
22	Azure Backup	Azure リソースのバックアップデータを格納。本システムにおいては、ストレージ、ディスクデータのバックアップに利用。
23	Azure AD	Azure 利用における認証・認可を提供する IDaaS 基盤。Azure 環境の操作を行うユーザ ID の管理、及び Azure リソース間のシステム認証の際に使用する Managed ID の管理を行う。
24	SQL Server (IaaS)	農委テーブル群のデータを格納するデータベースとして構成する。
25	Active Directory Domain Service /DNS サーバ	SQL Server (IaaS) が参加する AD。AlwaysOn 可用性グループのシステム要件として、Active Directory Domain Service (ドメインコントローラー) と DNS サーバを構成する。
26	Web App for Containers	農地情報紐づけ Functions よりトリガーされ、農地情報紐づけ用 SQLDB 及び Azure Storage にデータを格納するサーバとして構成する。

項番	リソースの種類	用途
27	Azure Storage	農地情報紐づけデータを格納するオブジェクトストレージ。
28	Azure Functions	農地情報紐づけサーバのバッチ実行をトリガーするアプリケーション実行基盤として構成する。
29	Azure Functions	紐づけ地番位置参照データテーブルを DB に作成するアプリケーション実行基盤として構成する。
30	Azure Functions	農地情報 DB から紐づけ情報 DB へ台帳情報を移行するバッチの実行基盤として構成する。
31	Azure Functions	紐づけ管理 Web において地名地番のアドレスコード化を実行する。アドレスコードを台帳と地番位置参照データに付与するツールの実行基盤として構成する。
32	Azure Functions	公開農地情報 DB からオープンデータ出力を行うためのアプリケーション実行基盤として構成する。
33	Azure Functions	共通申請サービスより水田台帳を連携するための夜間バッチの実行基盤として構成する。
34	Azure Storage	オープンデータを格納するオブジェクトストレージ。

(4) ソフトウェア構成

本システムのソフトウェア構成を以下に示す。

なお、本調達期間内にサポート期限が切れるソフトウェアについては、令和 7 年度運用保守等業務の範囲でバージョンアップ対応がされる点に留意すること。

表 21 ソフトウェア構成

項番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限
1	地図管理 Web	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
2		フレームワーク	.NET Framework	4.8	Microsoft	2031/10/1
3			Node.js	24	-	2028/4/30
4		言語	HTML	5	-	-
5			C#	7.3	Microsoft	-
6			React	17.0.2	-	-
7		開発ツール	Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
8		地図ライブラリ	Mapbox	v2 系	Mapbox	-
9		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.18.2	GitHub	2026/10/14 (令和 8 年度運用保守事業内で更新予定)
10	地図情報連携インターフェース	OS	Windows Server	Windows Server 2019 Datacenter	Microsoft	2029/1/9
11		データベース	SQL Server (PaaS)	-	Microsoft	2030/1/8

項番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限	
12		フレームワーク	.NET Framework	4.8	Microsoft	2031/10/1	
13			.NET	8.0	Microsoft	2026/11/10 (令和8年度運用保守事業内で更新予定)	
14			Azure Functions Runtime (C#)	1.x	Microsoft	2031/10/1	
15				4.x	Microsoft	-	
16		言語	HTML	5	-	-	
17				C#	7.3	Microsoft	-
18					12	Microsoft	-
19		開発ツール	Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13	
20		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.18.2	GitHub	2026/10/14 (令和8年度運用保守事業内で更新予定)	
21		eMAFF 農地ナビ	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
22		フレームワーク	.NET Framework	4.8	Microsoft	2031/10/1	
23			.NET	8.0	Microsoft	2026/11/10 (令和8年度運用保守事業内で更新予定)	
			Azure Functions Runtime (C#)	1.x	Microsoft	2031/10/1	
4.x				Microsoft	-		
24		言語	HTML	5	-	-	
25				C#	7.3	Microsoft	-
					10	Microsoft	-
26		開発ツール		Visual Studio 2019	-	Microsoft	2029/4/10
27				Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
				Microsoft.WindowsAzure.SDK	2.9.0	Microsoft	-
	Facebook SDK			18.0	Facebook	-	
28	地図ライブラリ	Mapbox	v2 系	Mapbox	-		
29	構成管理	GitHub Enterprise Server	3.18.2	GitHub	2026/10/14 (令和8年度運用保守事業内で更新予定)		
30	現地確認アプリ	データベース	realm-java	10.19.0	MongoDB	-	

項番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限	
	※3		realm-swift	10.47.0	MongoDB	-	
31		フレームワーク	Android SDK	API35	Google	-	
32			iOS SDK	iOS18	Apple	-	
33			iPadOS SDK	iPadOS18	Apple	-	
34			言語	Kotlin	2.2.0	-	-
35		Swift		5.10	Apple	-	
36		開発ツール	Xcode	16.0	Apple	-	
37			Android Studio	Narwhal Feature Drop 2025.1.2	Google	-	
38		地図ライブラリ	MapBox SDK for Android	10.19.0	MapBox	-	
39			MapBox SDK for iOS	6.4.1	MapBox	-	
40		セキュリティ対策	ClamAV	1.2.2	-	2027/12/15	
41		GIS 基盤	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
42			フレームワーク	.NET Framework	4.8	Microsoft	2031/10/1
43			言語	C#	7.3	Microsoft	-
44	HTML			5	-	-	
45	開発ツール		Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13	
46	地図ライブラリ		Mapbox	v2 系	Mapbox	-	
47	背景地図		国土地理院 空中写真	-	国土地理院	-	
48			国土地理院 標準地図	-	国土地理院	-	
49			GEOSPACE CDS for LGWAN ハイブリッド	-	NTT インフラネ ット	-	
50			GEOSPACE CDS for LGWAN 電子地図	-	NTT インフラネ ット	-	
51			Mapbox Satellite	-	Mapbox	-	
52			Mapbox Streets	-	Mapbox	-	
53			NTT データ AW3D オルソ画像 (Mapbox から配信)	-	国際航業	-	
54	セキュリティ対策		Falco	0.30.0	-	-	
55	構成管理	GitHub Enterprise Server	3.18.2	GitHub	2026/10/14 (令和8年度運 用保守事業内で 更新予定)		
56	その他	Velero	1.6.3	-	-		
57		Nginx Ingress Controller	1.0.3	-	-		

項番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限
58	位置情報付とツ ル	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
59		フレームワーク	.NET	8.0	Microsoft	2026/11/10 (令和8年度運 用保守事業内で 更新予定)
60			Azure Functions Runtime (C#)	4.x	Microsoft	2026/11/10 (令和8年度運 用保守事業内で 更新予定)
61		言語	C#	12	Microsoft	-
62			HTML	5	-	-
63		開発ツール	Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
64		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.18.2	GitHub	2026/10/14
65		12桁コード付とツ ール	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft
66	フレームワーク		.NET	8.0	Microsoft	2026/11/10 (令和8年度運 用保守事業内で 更新予定)
67			Spring Boot	3.5.4	-	2026/6/30 (令和8年度運 用保守事業内で 更新予定)
68			Azure Functions Runtime (C#)	4.x	Microsoft	2026/11/10 (令和8年度運 用保守事業内で 更新予定)
69			Azure Functions Runtime (Java)	17	Microsoft	2027/9
70	言語		C#	12	Microsoft	-
71			Java	17	Oracle	2027/9/1
72	開発ツール		Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
73			Eclipse	2024	Eclipse Foundation	-
74	構成管理		GitHub Enterprise Server	3.18.2	GitHub	2026/10/14 (令和8年度運 用保守事業内で 更新予定)

項番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限
75	紐づけ補正ツール	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
76		フレームワーク	.NET Framework	4.8	Microsoft	2031/10/1
77		言語	C#	7.3	Microsoft	-
78			HTML	5	-	-
79		開発ツール	Visual Studio 2019	-	Microsoft	2029/4/10
80			Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
81		地図ライブラリ	Mapbox	v2 系	Mapbox	-
82		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.18.2	GitHub	2026/10/14 (令和8年度運用保守事業内で更新予定)
83	座標系変換ツール	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
84		フレームワーク	.NET	8.0	Microsoft	2026/11/10 (令和8年度運用保守事業内で更新予定)
85			Azure Functions Runtime (Python)	4.x	Microsoft	-
86			Azure Functions Runtime (C#)	4.x	Microsoft	2026/11/10 (令和8年度運用保守事業内で更新予定)
87		言語	C#	12	Microsoft	-
88			Python	3.11	-	2027/10/1
89		開発ツール	Visual Studio 2022	-	Microsoft	2032/1/13
90			VS Code	-	Microsoft	-
91		構成管理	GitHub Enterprise Server	3.18.2	GitHub	2026/10/14 (令和8年度運用保守事業内で更新予定)
92		地番位置地図マスタ生成ツール	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft
93	位置情報結合ツール	データベース	SQL Database (PaaS)	-	Microsoft	-
94	その他(踏み台サーバ)	OS	Linux Server (RHEL)	8.8	Red Hat	2029/5/31
95			Linux Server (Ubuntu)	20.04 LTS	-	2029/5/31

項番	サブシステム	分類	名称	バージョン	メーカー名	サポート期限
96		セキュリティ対策	ESET Server Security for Linux	12.1	ESET	2026/10/31 (令和8年度運用保守事業内で更新予定)
97			Alpine Linux	3.22	-	2027/5/1

(5) アプリケーション構成

本システムのアプリケーション構成について、以下に示す。

表 22 アプリケーション構成

サブシステム	OS	ブラウザ
地図管理 Web	Windows 10,11	Mozilla Firefox
		Google Chrome
		Microsoft Edge
	macOS 14.0.1	Mozilla Firefox
		Google Chrome
		Apple Safari
	iPad OS 17.X	Apple Safari
AndroidOS 12 (API Level31)	Google Chrome	
eMAFF 農地ナビ	Windows 10,11	Mozilla Firefox
		Google Chrome
		Microsoft Edge
	macOS 14.0.1	Mozilla Firefox
		Google Chrome
		Apple Safari
	iOS 17.X、 iPad OS 17.X	Apple Safari
AndroidOS 12 (API Level31)	Google Chrome	
現地確認アプリ	iOS 17.X	使用しない (ネイティブアプリ)

サブシステム	OS	ブラウザ
	iPad OS 17.X	使用しない（ネイティブアプリ）
	AndroidOS 12 (API Level31)	使用しない（ネイティブアプリ）
位置情報付与ツール	Windows 10,11	Google Chrome
		Microsoft Edge
紐づけ補正ツール	Windows 10,11	Google Chrome
		Microsoft Edge

(6) ソフトウェア要件

本システムのソフトウェア要件については、以下のとおり。

- ・ 「拡張性に関する事項」、「中立性に関する事項」を踏まえたソフトウェアを導入すること。
- ・ 既知の脆弱性が存在するソフトウェアをシステムの構成要素としないこと。
- ・ システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新バージョンを採用すること。古いバージョンを採用する場合は、ソフトウェアベンダーのサポート期間内であることを前提とすること。
- ・ 脆弱性が発見された時に、その情報を可能な限り早く入手でき、かつ可能な限り早く対応策を講じられること。

(7) 情報セキュリティ対策要件

本システムのアプリケーション構成について、以下に示す。「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」を踏まえて、クラウドサービスを利用する場合の要件は、以下のとおり。

- ・ 情報システムの保護
 - (ア) 情報資産を管理するデータセンタの物理的所在地が、日本国内であること。
 - (イ) 本省の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
 - (ウ) 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。
 - (エ) クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
 - (オ) 契約の解釈が、日本法に基づくものであること。
 - (カ) 情報資産の所有権が、クラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。したがって、本省が要求する任意の時点又は契約終了時点において、情報資産を他の環境に移管させることができること。
 - (キ) 法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。
 - (ク) 情報資産が残留して漏えいすることがないように、必要な措置を講じること。
 - (ケ) 自らの知的財産権について、クラウド利用者に利用を許諾する範囲及び制約を、クラウド利用者に通知すること。
 - (コ) 運用段階において、本省又は本省の委託等を受けた第三者が行うクラウドサービス提供者への情報セキュリティの監査の受入れを認めること、又はクラウドサービス提供者が受けた情報セキュリ

- ティに係る外部機関による監査若しくは審査の内容及び結果を提示すること。
- (サ) 災害対策の観点から、国内の複数リージョンで本システムのために同一内容のサービスが提供可能であること。
 - (シ) サプライチェーンリスク対策の観点から、本省が求めた場合には「IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ、令和 2 年 6 月 30 日一部改正）及び「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成 30 年 6 月 7 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ監査報告書等を確認することがあるので、対応が可能であること。
 - (ス) クラウドサービスにおいて、本システムの稼働に影響する問題が発生した場合、当該問題の原因、発生経緯、対応方針及び再発防止策に関する報告を行うこと。

(8) 技術的要件

クラウドセキュリティに関して、次のいずれかを取得していること。

- (ア) ISO/IEC 27017:2015 認証
- (イ) CS ゴールドマーク

3.12. テストに関する事項

(1) 基本方針

- ・ 受注者は、テスト手法及び品質検証の手法として、過去のシステム構築（テスト）案件において、豊富な成功実績を有する手法を利用すること。なお、受注者固有のテスト手法及び品質検証手法を利用する場合は、ISO/IEC12207、共通フレーム SLCP-JCF2013 等の標準的なテスト手法、ISO/IEC25040 等の標準的な品質評価規格との対応関係について、農林水産省に説明すること。
- ・ 単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、各工程におけるテスト方針、テスト観点、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、テストデータ、テストで使用するツール、品質管理指標、合否判定基準等を記載したテスト計画書を作成し、担当部署の承認を受けること。なお、テスト計画書にはセキュリティ診断の実施に係る記載を必須とし、システムのセキュリティ上の脆弱性について静的検査及び動的検査を実施すること。受注者は、「安全なウェブサイトの作り方」（独立行政法人情報処理推進機構）等の内容を踏まえ、必要と考えられるセキュリティ診断内容及び方法を提案すること。
- ・ 各テスト実施時にテスト計画書に基づくテストケース、テスト項目、テスト手順、テスト条件、想定するテスト結果等を含むテスト仕様書をテストごとに作成の上、テスト実施期間中には、各テストの進捗及び品質の状況を随時担当部署に報告すること。
- ・ 各テスト終了時には、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、テスト結果報告書をテストごとに作成し、農林水産省の承認を受けること。
- ・ 必要に応じてテストツール、テスト管理ツールを活用し、効率良くテストを実施すること。
- ・ システム運用保守においては、本省が許可した第三者によるセキュリティテストを年 1 回実施すること。
- ・ 外部接続先システムが更改等を行った際は、テストデータを提供するなどの協力を行うこと。

(2) テストの種類及び目的、内容

テストの種類及び目的、内容については、以下のとおり。

表 23 テストの種類及び目的、内容

No.	テストの種類	テストの目的、内容
1	単体テスト	プログラム及びモジュールが個別単体において正しく機能することを確認するためのテストを実施する。
2	結合テスト	本システムで想定される機能全体において、システム内、システム間及び外部インターフェース接続等の順に、段階的にプログラム及びモジュールを結合した状態でテストを行い、アプリケーションプログラムの結合が完全であること、詳細設計の内容を実現していることを確認するためのテストを実施する。
3	総合テスト	本システム全体の欠陥欠如及びシステム要件の充足を目的とし、システム全体として妥当であることを機能性、使用性、運用性、性能、信頼性及びセキュリティ等の観点から確認するためのテストを本番環境と同様の環境にて実施する。
4	受入テスト	機能及び運用手順の確認を目的として、農林水産省が受入テストを実施する。受注者は、受入テストの実施要件に従って、農林水産省が受入テストを実施する上で必要な支援を行う。

(3) テスト環境

テスト環境で求める要件については、以下のとおり。

- ・ ステージング環境、開発環境、研修環境を利用するものとする。「3.11（2） システム稼働環境」を参照すること。単体テストにおいては、必要に応じてローカル環境も利用するものとする。

(4) テストデータ

テストデータで求める要件については、以下のとおり。

- ・ テストデータは、原則として設計・開発事業者が擬似データを作成して用いること。ただし、外部の連携情報システムとの調整を踏まえて作成分担を決定すること。

3.13. 移行に関する事項

(1) 移行手順

移行に必要な作業としては、以下を想定している。

- ・ 受注者は、システム移行/初期データ移行の方法、環境、ツール、段取り等を記載した移行計画書を作成し、農林水産省の承認を受けること。
- ・ 受注者は、農林水産省の移行判定を受けて、移行計画書に基づく移行作業を行うこと。
- ・ 受注者は、データ移行に当たり、新規テーブルのデータ構造を明示し、保有・管理するデータの変換、移行要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する手順書を作成し、農林水産省の承認を受けること。
- ・ 受注者は、上記手順書に従い、データを変換・移行した後は、移行後のデータだけでなく、例外データ等についても確認を行い、データの信頼性の確保を図ること。

(2) 移行要件

本システムの令和8年度の開発における移行として求める要件については、以下のとおり。

- ・ 令和8年度開発においては、新規機能の実装および既存機能の改修のみを予定しており、データ移行作業は発生しない想定。対象の各機能の本番システム移行作業は運用保守事業者が実施するため、連携して対応すること。

3.14. 引継ぎに関する事項

他事業者への円滑な引継ぎとして求める要件については、以下のとおり。

- ・ 特定の事業者依存することなく、他者による保守、追加開発が可能なシステム構成であること。
- ・ 特定のベンダーが保有するソフトウェア及びライセンスを前提としないこと。
- ・ 設計書等の既存資料を最新化すること。また、担当部署の要望に応じて、検討資料等の文書を残すこと。

また、本システムでは、本調達の契約期間終了後も、クラウドサービスの契約期間終了前に契約の延長又は他の引継ぎ先事業者（運用・保守事業者を想定）への引継ぎ等を行うことで、クラウドサービスをそのまま継続利用することを想定している。引継ぎに際しては、必要に応じて引継ぎ先事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、しかるべく管理者権限の引渡し等を行うこと。

3.15. 教育に関する事項

(1) 教育対象者の内容・方法

教育の対象範囲については、本システムの概要、基本操作等のほかに、当該開発で開発する機能の操作等を対象とするが、詳細については担当部署と協議して決定すること。オンライン説明会を実施する場合は、動画の公開 URL を教育対象者に事前連絡しておく等、教育対象者が任意のタイミングで受講できるように考慮すること。また、オンライン説明会に必要な機器等については、受託者が用意すること。

【オンライン説明会における方針】

オンライン説明会については、動画の公開 URL を教育対象者に事前連絡しておく等、教育対象者が任意のタイミングで受講できるように考慮すること。

また、オンライン説明会に必要な機器等については、受託者が用意すること。

(2) 教材の作成

教育に用いる教材の種類、概要、対象者については、表 24 のとおり。令和 4 年度開発、令和 5 年度開発、令和 6 年度開発、令和 7 年度開発及び追加開発の内容が反映された内容とすること。

なお、令和 8 年度開発業務においては、以下の教材を作成する。

- ・ 農地ナビ利用方法紹介画面
 - ①「農業委員会」②「農業者」③「これから農地を確保する人」④「都道府県市町村」の 4 つのユーザ属性による農地ナビ利用方法を図解した資料。
- ・ 現地確認アプリ操作マニュアル動画

現地確認アプリの操作方法及び各種機能の概要が音声での解説及び図解されている動画。

表 24 教材一覧

No.	教材の種類	教材の概要	対象者
1	基本的な操作手順	システム基本的な操作方法及び手順を記載したマニュアル。業務シーンごとに利用する画面等が整理され、操作方法等が分かりやすく図解されていること。また、よくある質問に対する回答が記載されていること。なお、必要に応じて、対象者毎に作成すること。	行政機関等職員 その他審査機関等 農業者、就農希望者等
2	GIS基本機能に関する操作手順	GIS基本機能を用いた独自レイヤの追加及び管理項目の追加等についての操作手順が分かりやすく図解され、よくある質問に対する回答が記載されていること。	行政機関等職員 その他審査機関等
3	公開農地情報の参照手順	本システムで公開する農地情報の参照に関するマニュアル。参照手順が分かりやすく図解され、よくある質問に対する回答が記載されていること。	農業者、就農希望者等
4	オープンデータの利用方法	本システムで提供するオープンデータの利用方法に関するマニュアル。ダウンロード方法やファイル形式等について、分かりやすく図解され、よくある質問に対する回答が記載されていること。	農業者、就農希望者等
5	職員操作における操作手順	本システムで現地確認要領を定義する操作手順等、職員操作の手順が分かりやすく図解され、よくある質問に対する回答が記載されていること。	行政機関等職員 その他審査機関等

3.16. 運用に関する事項

本システムにおける運用要件について、以下に示す。なお、「附属書⑦運用設計書」を併せて参照すること。また、当該資料は、本業務の内容を踏まえ、受託者にて見直しを行うこと。

(1) システム運用

システム運用における要件については、以下のとおり。

表 25 運転管理・監視要件

No.	作業名	作業概要	管理・監視項目
1	死活監視	本システムを構成する機器類の障害発生状況等を把握するために、機器の通信状況を監視すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再起動回数 ・ 機器応答率 ・ 機器応答時間 …等
2	性能監視	本システムの性能要件が維持されていることを確認すること。また、業務特性やピーク時特性を踏まえて情報システムの性能等の分析・管理を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応答時間（レスポンスタイム、ターンアラウンド、サーバ処理時間等） ・ スループット …等
3	稼働状況監視	本システムの稼働状況や利用状況の監視、ソフトウェアライセンス数の把握等を行うこと。また、IaaS/PaaSといったクラウドサービスを利用する場合は、サービスの利用量を把握できるようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働率 ・ CPU使用率 ・ メモリ空き容量 ・ HDD空き容量 ・ 情報システム利用状況（アクセス数、ユーザ数） ・ ソフトウェアライセンス …等
4	セキュリティ監視	情報セキュリティに関する事象の発生状況を監視すること。具体的な要件については、「4.10 情報セキュリティに関する事項」を確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正アクセス件数 ・ ウイルス検知数 ・ 不正侵入検知数 …等
5	ジョブ管理	本システムのジョブの実行結果を確認し、問題があれば報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョブ成功 ・ ジョブ失敗 …等
6	ログ管理	本システムのログの解析結果を確認し、問題があれば報告すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常検知件数 ・ 改ざん検知件数 …等
7	構成管理	ソフトウェア製品、ネットワーク等の情報システムを構成する資産の管理を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成変更件数 …等

No.	作業名	作業概要	管理・監視項目
8	ネットワーク管理	ネットワークの稼働状況や利用状況の監視を行うこと。また、ネットワーク機器や管理すべきサービスの構成情報（IPアドレス、ポート接続情報、回線情報等）を管理すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回線使用率 ・ ネットワーク障害発生件数 ・ ネットワーク機器故障率 ・ ネットワーク構成変更件数 …等
9	防犯監視	施設・区域等に対する物理的な不正侵入や火災の発生有無等を監視すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物理的な不正侵入発生状況 ・ 火災発生状況 …等
10	バックアップ管理	本システムにおけるデータのバックアップ管理を行うこと。具体的な要件については、「4.5 信頼性に関する事項」を確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時バックアップ率 ・ バックアップ実施回数 ・ バックアップデータからの復旧回数 …等
11	障害復旧対応	障害発生時に影響度等の分析を行った上で、障害による影響を最小限にとどめ、本システムの復旧作業を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害復旧時間 …等
12	情報システムの設定変更	本省からの依頼内容に基づき、情報システムの設定変更等を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムの設定変更件数 …等
13	セキュリティパッチ運用等業務	セキュリティパッチの適用やアップデートを年2回（半年に1回）実施すること。なお、セキュリティパッチの適応について緊急性の高い場合には、担当部署と協議のうえ、追加で実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ セキュリティパッチ適用件数 ・ アップデート実施件数 …等

(2) 運用の実績の評価と改善

- ・ 運用実績（サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況等）の値の取得、評価及び管理を行うこと。
- ・ 運用実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置の検討を行うこと。
- ・ 運用実績の評価内容、改善活動の内容等を含めた運用状況について、報告を行うこと。

3.17. 保守に関する事項

保守要件については、以下のとおり。なお、「附属書⑦運用設計書」を併せて参照すること。また、当該資料は、本業務の内容を踏まえ、受託者にて見直しを行うこと。

(1) アプリケーションの保守

- ・ アプリケーションプログラムの不具合の受付

9時30分から17時30分（行政機関の休日を除く。）の間、アプリケーションプログラムの不具合の報告・連絡を受けること。

- ・ アプリケーションプログラムの不具合の原因調査
アプリケーションプログラムの不具合の原因を調査し、特定すること。
- ・ 修正プログラムの作成、提示
アプリケーションプログラムの不具合を修正するための修正プログラムを作成し、検証環境においてテストを行うこと。
- ・ アプリケーションのバージョンアップ・クラウドサービスリリース時の対応
アプリケーションのバージョンアップ及びクラウドサービスのリリースに伴う影響分析を行い、必要に応じて対応等を行うこと。

(2) クラウドサービスの保守

クラウドサービスの保守として以下を実施すること。

- ア 利用しているクラウドサービスにおいて脆弱性及び不具合が確認された場合は、その対応について主管課と協議し、パッチ適用可否を判断すること。
- イ クラウドサービスにおいてバージョンアップ等の情報が公開された場合には、バージョンアップに伴う影響調査を実施した上で、主管課と協議し、適用等の可否を決定すること。なお、実施することとなったバージョンアップに伴う機器・サービス等の停止は計画停止に準ずるものとして扱う。また、バージョンアップに起因して改修が必要な場合には、対応について別途主管課と協議すること。
- ウ クラウドサービスで利用している環境の最新化や更新は、原則として IaC（Infrastructure as Code）を活用しコードを変更し、変更後のコードを実行することにより実施すること。
- エ 修正パッチ適用やバージョンアップ等を行う場合には、事前に検証環境において本サービスの運用に影響が生じないことを十分に検証し、環境更新の事前評価を実施すること。

(3) ソフトウェア保守

- ・ ソフトウェア製品の不具合の受付
9時30分から17時30分（行政機関の休日を除く。）の間、ソフトウェア製品の不具合の報告・連絡を受けること。なお、利用するクラウドサービスでは、クラウド事業者がソフトウェア保守作業を実施することを前提とする。OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性確認、不具合修正はクラウド事業者が実施するが、OS・ミドルウェアのアップデート後に機能の不具合があった場合には、運用・保守事業者はアプリケーション整合性確認を実施すること。ソフトウェアの脆弱性確認は年2回（半年に1回）の実施すること
- ・ アップデートファイル（セキュリティパッチ等）の提供
アップデートファイル（セキュリティパッチ等）の提供を年2回（半年に1回）実施すること。なお、セキュリティパッチの適応について緊急性の高い場合には、担当部署と協議のうえ、追加で実施すること。
- ・ サポート対応
ソフトウェア製品の利用に関する問合せに対応すること。

(4) データの保守

- ・ マスタデータや業務データの品質確認

本システムで用いられるマスタデータや業務において生成される業務データについて完全性等を確認すること。

- ・ 異常・不整合等が発生したデータの検出
本システムで用いられるマスタデータや業務において生成される業務データから異常・不整合等が発生したデータを検出すること。
- ・ 異常・不整合等が発生したデータの修正又は削除
検出された異常・不整合等が発生したデータの修正又は削除を行うこと。担当部署からの依頼に基づきデータを抽出すること。

(5) 職員操作の支援

- ・ 行政機関等職員等が実施する現地確認要領を定義する操作等、職員のシステム操作について、支援を行うこと。

(6) 保守実績の評価及び改善

- ・ 保守実績（サービスレベルの達成状況等）の値の取得、評価及び管理を行うこと。
- ・ 保守実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置の検討を行うこと。

(7) ドキュメントの保守

設計・開発関連ドキュメント及び運用・保守関連ドキュメントが、受託者の契約期間において、最新の状態であるよう維持・更新等を行う。

■機能一覧

要件定義書 機能一覧																										
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度 追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の 開発									
1.	地図管理Web	1.1.	ユーザー管理	1.1.1.	ユーザー認証	1.1.1.1.	ログイン機能	eMAFF-IdPを使いユーザー認証を行う機能	○																	
				1.1.2.	権限制御	1.1.2.1.	権限制御機能	共通申請サービスから取得した認可情報を元に、各画面の権限制御を行う機能 ※令和8年度以降は共通申請サービスとの連携は停止	○																	
		1.2.	地図機能	1.2.1.	地図表示	1.2.1.1.	地図表示機能	地図を表示する機能	○																	
						1.2.1.2.	地図ポリゴン表示機能	地図上にポリゴンを表示する機能	○																	
						1.2.1.3.	地図ピン表示機能	地図上にピンを表示する機能	○																	
						1.2.1.4.	地図ライン表示機能	地図上にラインを表示する機能	○																	
						1.2.1.5.	地図ラベル表示機能	ピンを押下した際に農地のメモや写真を表示する機能	○																	
						1.2.1.6.	ポリライン表示機能	地図上にポリラインを表示する機能	○																	
						1.2.1.7.	メッシュデータ表示機能	地図上にメッシュデータを表示する機能	○													○				
						1.2.2.	地図操作	1.2.2.1.	地図移動機能	地図上を移動する機能	○															
								1.2.2.2.	地図拡大縮小機能	地図を拡大/縮小する機能	○															
								1.2.2.3.	背景地図切り替え機能	背景地図を切り替える機能	○															
								1.2.2.4.	地図住所検索機能	地図上を住所で検索する機能	○															
								1.2.2.5.	地図印刷機能	地図を印刷する機能	○															
								1.2.2.6.	ルート検索/表示機能	地図上にルート検索し、ルートを表示する機能	○															
								1.2.2.7.	範囲指定選択機能	地図上にポリゴンまたはラインを描画し、描画したポリゴンまたはラインの範囲内に含まれたポリゴン/ピンの農地を自動的に選択状態にする機能	○															
				1.2.2.8.	距離計測機能			地図上で指定した2点間の距離を計測し表示する機能	○																	
				1.2.2.9.	面積計測機能			地図上で指定した多角形内の面積を計測し表示する機能	○																	
				1.2.3.	図形操作			1.2.3.1.	ポリゴン編集機能	ポリゴンの編集機能	○															
						1.2.3.2.	ピン編集機能	ピンの編集機能	○																	
						1.2.3.3.	ライン編集機能	・地図上にラインを引く機能 ・ルート設定や農地の分筆に使用する	○																	
						1.2.3.4.	ラベル編集機能	ピンを押下した際に表示される農地のメモ情報を編集する機能	○																	
						1.2.3.5.	ポリライン編集機能	ポリラインの編集機能	○																	
				1.2.4.	レイヤー	1.2.4.1.	レイヤー表示制御機能	レイヤーの表示設定機能	○																	
						1.2.4.2.	レイヤー追加機能	レイヤー(編集用レイヤー、現地確認用レイヤーなど)を追加する機能	○																	
						1.2.4.3.	レイヤー検索機能	レイヤーを検索する機能	○																	
						1.2.4.4.	レイヤー登録機能	レイヤーを登録する機能	○																	
						1.2.4.5.	レイヤー詳細情報表示機能	レイヤーの詳細情報を表示する機能	○																	
						1.2.4.6.	レイヤー詳細情報編集機能	レイヤーの詳細情報を編集する機能	○																	
						1.2.4.7.	レイヤー配色変更機能	レイヤーの配色変更機能	○																	
						1.2.4.8.	お気に入りレイヤー一覧表示機能	お気に入りのレイヤーを一覧表示する機能	○																	
						1.2.4.9.	お気に入りレイヤー設定機能	お気に入りのレイヤーを設定する機能	○																	
						1.3.	農地情報管理	1.3.1.	農地参照	1.3.1.1.	農地検索機能	農地の検索機能	○													
				1.3.1.2.	農地一覧表示機能					検索した農地を一覧表示する機能	○															
				1.3.1.3.	農地詳細表示機能					選択した農地の詳細情報を表示する機能	○															
										【補足】 (令和9年度以降の開発) 組織間で合意された場合に、各台帳の現地確認結果の参照を可能とすること。組織間の参照可否は、権限設定により制御を行うこととする。eMAFF地図で保有する各台帳の過去の現地確認結果についても参照可能とすること。台帳の項目単位で共有可否の設定を可能とすること。	○													○		
				1.3.1.4.	農地更新履歴一覧表示機能					選択した農地の更新履歴を一覧表示する機能	○															
				1.3.1.5.	農地更新履歴詳細表示機能					選択した農地の過去断面の詳細情報を表示する機能	○															
				1.3.1.6.	農地更新履歴断面地図表示機能					選択した農地の過去断面の地図情報を表示する機能	○															
				1.3.1.7.	農地現地確認履歴一覧表示機能					選択した農地を対象となった現地確認行程を一覧表示する機能	○															
				1.3.1.8.	農地現地写真地図表示機能					選択した農地の写真とその撮影場所、撮影方向を地図上に表示する機能	○															
				1.3.2.	農地編集					1.3.2.1.	農地登録機能	農地を新たに登録する機能	○													
										1.3.2.2.	農地情報編集機能	・農地の基本情報(地番や地目など)を編集する機能 ・編集用レイヤーが作成され、編集内容の保存、承認、破棄を行うことができる	○													
										1.3.2.3.	農地情報詳細編集機能	・農地のより詳細な情報(台帳ごとの固有項目など)を編集する機能 ・編集用レイヤーが作成される ・メモの編集や写真のアップロード機能も含む ・編集内容の保存、承認、破棄を行うことができる	○													
		1.3.2.4.	農地削除機能							農地を削除する機能	○															
		1.3.2.5.	農地分筆機能							農地を分筆する機能	○															
		1.3.2.6.	農地合筆機能					農地を合筆する機能	○																	
		1.4.1.	紐付け編集 (「筆ポリゴン紐付け編集」から名称変更)					1.4.1.1.	紐付け編集	ピン、ポリゴンや台帳、不動産登記簿等が更新された場合等、編集が必要な際に、紐付け情報の更新を手動で編集する機能																
		1.4.2.	紐付け自動更新 (「筆ポリゴン紐付け自動更新」から名称変更)					1.4.2.1.	更新検知	ピン、ポリゴンや台帳、不動産登記簿等が更新された場合等、編集が必要な際に、自動で紐付け情報を更新する機能																
				1.4.2.2.	紐付け情報の自動更新			【補足】 ・ポリゴン情報や台帳情報の更新を自動で検知し紐付け情報の更新が実施できること ・過去の紐付け情報について、後から確認できるよう履歴として残すこと						○ (#23)		○										
				1.4.2.3.	新規発生データの取り込み			・データ更新時に、過去のポリゴンデータ、台帳データが合筆/分筆している場合は、その履歴が管理され、確認できるようにすること ・複数レイヤー間のエラーチェック、整合性チェック等、特定のレイヤーでピン、ポリゴン、台帳等を修正した場合のチェックが行えること。 この場合の整合性チェックとは、例えば、ある台帳で耕作していることが確認できれば、別の台帳では遊休農地ではないと判断できる						○ (#23)		○										

■機能一覧

要件定義書 機能一覧																		
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度 追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の 開発	
		1.10.	データ公開	1.10.1.	eMAFF農地ナビデータ連携	1.10.1.1.	eMAFF農地ナビデータ連携	定期で「農地情報」から「公開用農地情報」へデータを移行する機能 農地情報内で個人情報が含まれるカラムを非公開項目としてマスクする等、一部データ変換も実施する (令和8年度開発) ・公開農地台帳にカラムを追加し、目標地図の対象になっている農地であるかを判別可能とする(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(ア)に関する改修) ・上記カラムの追加に伴い、データ公開バッチの改修を行う(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(ア)に関する改修) ・eMAFF農地ナビにて以下のような古い農地情報のデータが公開されているケースがあるため、当該データを公開農地台帳から削除するためにデータ公開バッチの削除処理の改修を行う(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(オ)に関する改修) ・農業委員会サポートシステムにて公開対象から非公開対象に設定変更した農地は、eMAFF農地ナビ上では設定変更される前の情報が公開されており、非公開設定後に農業委員会サポートシステムで情報の更新または削除を行った場合、農地情報に差分「3.2.一括ダウンロード」機能で選択されたダウンロード対象のデータについてzip形式に変換する機能	○							○ 改修要件	○ 改修要件	
		1.11.	OpenData生成	1.11.1.	一括ダウンロードデータバッチ	1.11.1.1.	データ変換	【補足】 (令和4年度開発) ・農地台帳の静的ダウンロードを対象とする		○ (農地台帳の静的ダウンロードのみ対象)								
						1.11.1.2.	データ移行	「1.11.1.1.データ変換」機能で変換したzip形式のファイルをオープンデータ格納ストレージへ移行する機能 【補足】 (令和4年度開発) ・農地台帳の静的ダウンロードを対象とする ・農業委員会の単位で公開非公開の設定がおこなえること		○ (農地台帳の静的ダウンロードのみ対象)								
		1.12.	システム共通	1.12.1.	縮退・正規化	1.12.1.1.	縮退バッチ	共通申請サービスのAPIを呼び出し、入力されたデータに対して縮退処理を行う ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止	○									
						1.12.1.2.	正規化・コード化バッチ	共通申請サービスのAPIを呼び出し、入力されたデータに対して正規化・コード化処理を行う ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止	○									
		1.13.	現地確認業務自動化	1.13.1.	画像取込	1.13.1.1.	画像取込	衛星画像等、現地確認自動化に使用する画像の取込を行う(令和7年度以降開発を検討)										
				1.13.2.	現地確認自動化	1.13.2.1.	現地確認自動化	衛星画像等の画像解析等により、現地確認業務の確認内容を自動で判定する(令和7年度以降開発を検討)										
		1.14.	農業共済台帳	1.14.1.	ファイル入力	1.14.1.1.	ファイル登録	共済台帳事務処理システムから出力された加入申込ファイル、加入確定ファイル、共通申請サービスより出力された損害通知ファイルの読み込みをおこなう。				○						
				1.14.2.	ファイル出力	1.14.2.1.	結果ファイル出力	行程単位に共済台帳事務処理システムへ渡す加入結果ファイルの出力をおこなう。				○						
						1.14.2.2.	帳票ファイル出力	農地単位に現地確認結果、現地確認写真の出力をおこなう。				○						
						1.14.2.3.	損害通知ファイル出力	損害通知ファイルのひな形ファイルの出力をおこなう。				○						
2.	地理情報共通管理システム (外部システムインターフェース)	2.1.	他システム連携インターフェース (外部システムインターフェース)	2.1.1.	農地情報参照	2.1.1.1.	農地情報参照機能	省内・省外の外部システムが本システムの農地情報を参照するAPI 【補足】 (令和4、5年度開発) ・JGD2000 (EPSG : 4612) のデータ等への変換等、測地系・座標系の変換に対応すること	○	○ (詳細設計までを実施)		○ (プログラム開発・テスト以降を実施)						
				2.1.2.	農地情報更新	2.1.2.1.	農地情報更新機能	省内・省外の外部システムを参照し、本システムの農地情報を更新するAPI 【補足】 (令和4、5年度開発) ・JGD2000 (EPSG : 4612) のデータ等への変換等、測地系・座標系の変換に対応すること	○	○ (詳細設計までを実施)		○ (プログラム開発・テスト以降を実施)						
				2.1.3.	紐付け情報参照	2.1.3.1.	紐付け情報参照機能	省内・省外の外部システムが本システムの紐付け情報を参照するAPI		○ (詳細設計までを実施)		○ (プログラム開発・テスト以降を実施)						
				2.1.4.	紐付け情報更新	2.1.4.1.	紐付け情報更新機能	省内・省外の外部のシステムを参照し、本システムの紐付け情報を更新するAPI		○ (詳細設計までを実施)		○ (プログラム開発・テスト以降を実施)						
		2.2.	共通申請サービス連携 (外部システムインターフェース)	2.2.1.	申請対象農地選択 農地選択	2.2.1.1.	農地選択機能	選択した農地の情報を共通申請サービス側へ連携する機能 ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止	○									
				2.2.2.	共通申請審査完了受付	2.2.2.1.	農地情報・紐付け情報最新化機能	・申請の審査が完了した地理情報を共通申請サービスから受領し、本システムで管理する情報を最新化する機能 ・農地の紐付け情報についても最新化を可能とすること ・経営所得安定対策における二毛作の申請に対する翌年度の現地確認ができるよう、年度を切り替えて現地確認を可能とすること ※例えば、妻は令和3年の秋に植えて、経営所得安定対策の申請の開始前(令和4年6月頃)に収穫されるため、申請データも令和4年度の水田台帳データも存在しない可能性がある				○						
				2.2.3.	現地確認用地図情報生成	2.2.3.1.	現地確認用地図情報生成機能	・共通申請サービスから受領した情報について、本システムにおいて現地確認用地図情報を生成する機能 ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止				○						

■機能一覧

要件定義書 機能一覧																					
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度 追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の 開発				
						6.1.1.11.	日本型直接型支払い台帳ファイルアップロード	日本型直接型支払い台帳ファイルのアップロードを行う ①中山間地域等直接支払台帳 ②多面的機能支払台帳 ③環境保全型直接支払台帳 ・紐づけ用のファイルをファイル格納領域へアップロード又は自動連携ができること ・アップロード履歴を作成すること ・データは紐づけ実施事業者が市町村：農政課より受領する ・アップロードファイルの確認・変更・削除ができること ・アップロード履歴の一覧を表示すること ・アップロードファイルの削除ができること ・アップロードファイルの変更は、削除後に再アップロードとすること	○												
						6.1.1.12.	アップロードファイル一覧確認	アップロードファイルの一覧を表示する	○												
						6.1.1.13.	地番履歴データファイルアップロード	地番履歴データファイルのアップロードを行う ・紐づけ用のファイルをファイル格納領域へアップロード又は自動連携ができること ・アップロード履歴を作成すること ・データは農林水産省が法務省より受領する ・アップロードファイルの確認・変更・削除ができること ・アップロード履歴の一覧を表示すること ・アップロードファイルの削除ができること ・アップロードファイルの変更は、削除後に再アップロードとすること	○												
				6.1.2.	ダウンロード機能	6.1.2.1.	登記所備付地図手動変換ファイルダウンロード	登記所備付地図手動変換ファイルのダウンロードを行う	○												
						6.1.2.2.	不動産登記簿手動修正ファイルダウンロード	不動産登記簿手動修正ファイルのダウンロードを行う	○												
						6.1.2.3.	農地台帳自動加工結果ダウンロード	農地台帳自動加工結果のダウンロードを行う	○												
						6.1.2.4.	水田台帳自動加工結果ダウンロード	水田台帳自動加工結果のダウンロードを行う	○												
						6.1.2.5.	農業共済台帳自動加工結果ダウンロード	農業共済台帳自動加工結果のダウンロードを行う	○												
						6.1.2.6.	日本型直接型支払い台帳自動加工結果ダウンロード	日本型直接型支払い台帳自動加工結果のダウンロードを行う	○												
						6.1.2.7.	登記所備付地図ダウンロード	G空間情報センターのWebサイト (https://front.geospatial.jp/moj-chizu-xml-readme/moj-chizu-xml-download/) に配置される日本全国分の登記所備付地図データを自動でダウンロードを行う ダウンロードファイルのうち座標ずれのあるファイルの削除を行う ダウンロードファイルのうち座標系定義に誤りがあるものについて座標系定義の修正を行う						○							
				6.1.3.	ファイル削除機能	6.1.3.1.	ファイル削除	紐づけ管理Webファイル上の削除を行う	○												
				6.1.4.	台帳状態確認機能	6.1.4.1.	台帳状態確認	アップロードしたファイルの一覧を表示し、各ファイルの業務状態の確認を行う	○												
		6.2.	座標系変換	6.2.1.	座標系変換機能	6.2.1.1.	手動座標系変換	手動で座標系変換を行う	○												
						6.2.1.2.	座標系変換	自動で座標系変換を行う ・自動処理で不動産登記簿の登記所備付地図（任意座標系）に対して、地番データが図内に存在する場合、移動/拡縮/アフィン変換のアルゴリズムを利用して公共座標系に変換できること ・なお、任意座標系を公共座標系に一意に変換するための十分な情報がないことから、完全に公共座標系に変換できることは期待できない。そのため、精度が低いデータについては検出できるようにすること (令和7年度開発) ・「登記所備付地図アップロード機能」を契機として本機能を自動実行可能とすること	○		○ (#56)			○ 改修要件							
		6.3.	地番位置参照データ作成	6.3.1.	地番位置参照データ作成機能	6.3.1.1.	地番位置参照データ作成	地番位置参照データを作成する機能 ・各台帳とマッチングするために、地番アドレスとその位置情報を具備した地番位置参照データを作成できること ・以下のデータを利用して作成すること ①登記所備付地図データ（公共座標系） ②登記所備付地図データ（任意座標系） ③地番図データ ④農地ポリゴンデータ ⑤水土里情報データ ⑥農地ピンデータ ⑦BMピンデータ ・地番位置参照データ内の地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること (令和4年度開発) ・対象データソースの増加やレイアウト変更等の改善に伴う改修を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを付与するよう改修を行うこと ・ベクタータイル用pbファイルを生成すること (令和6年度開発) ・共通申請サービスからeMAFF地図内の紐づけ情報データベースに移管されたアドレスコードマスタを参照し、地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止 (令和7年度開発) ・以下のアップロードを契機として本機能を自動実行可能とすること ①登記所備付地図データ（公共座標系） ②登記所備付地図データ（任意座標系）（今後の任意座標系データの利用方針次第で実装要否は調整するものとする） ③地番図データ ④農地台帳 ・地番位置参照データ作成時に 前回実行時からの差分として ・既存・更新（地番位置参照データと元データと土地アドレスが一致するレコード） ・新規（追加）（今回新たに追加された土地アドレスを持つレコード）	○	○ 改修要件	○ (#51,91)		○ 改修要件	○ 改修要件							

■機能一覧

要件定義書 機能一覧																		
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度 追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の 開発		
						6.3.1.2.	地番位置参照データマッチング	<ul style="list-style-type: none"> 地番位置参照データと各台帳データの地番アドレスを交換した12桁コード+12桁以降コードをキーとしてマッチングできること。また、マッチングランクをセットしてフィードバックファイルとして各台帳データを出力すること。 ■2023年06月以降■ ・マッチング時の地番位置参照データの優先順位は以下の通りとすること 地番図＞登記所備付地図（公共座標系）＞地番履歴（公共座標系）＞水土里情報＞農地ポロゴン＞農地ピン＞BMピン＞登記所備付地図（任意座標系）＞地番履歴（任意座標系） ※地番図、登記所備付地図（公共座標系）は必須でのマッチング。 それ以下の優先順位は上位のマッチングでAランクになったら実施しないこと ■2023年03月時点■ 【農地台帳】地番図＞登記所備付地図＞水土里情報＞農地ポロゴン＞農地ピン＞BMピン ※地番図、登記所備付地図（公共座標系）は必須でのマッチング。 それ以下の優先順位は上位のマッチングでAランクになったら実施しないこと 【農地台帳以外】登記所備付地図＞地番図＞水土里情報＞農地ポロゴン＞農地ピン＞BMピン ・マッチング時の判定結果（マッチングランク）は以下の通りとすること A：地名地番 が完全一致した場合の判定結果 B：地名と地番の 親番まで一致した場合の判定結果 台帳データ：前田字坂道 1-2-1、地番位置参照データ：前田字坂道 1-3 C：地名 の小字まで一致した場合の判定結果 台帳データ：前田字坂道 1-2-1、地番位置参照データ：前田字坂道 2 D：地名 の大字まで一致した場合の判定結果 台帳データ：前田字坂道 1-2-1、地番位置参照データ：前田字坂道 2 E：アンマッチした場合の判定結果 台帳データ：高田字福留 1-2、地番位置参照データ：該当なし ・マッチングランクは、A～Eの5段階を基本とすること。「J」（ダッシュ）付きのランクは地番位置参照データが持つ地番履歴データとのマッチングとすること ・地番位置参照データと各台帳データがアンマッチの場合は、地番履歴データを参照して旧地番や新地番でマッチングすること（令和7年度開発） ・農地台帳と地番位置参照データのマッチング ・地番位置参照データの差分を検出し、差分にて農地台帳と位置情報付与する機能を追加すること 	○	○ 改修要件	○ (#51,91)			○ 改修要件				
				6.4.	地番履歴データ作成	6.4.1.	地番履歴データ作成機能	6.4.1.1.	地番履歴データ作成	<ul style="list-style-type: none"> 自動で地番履歴データを作成する ・地番位置参照データとマッチングしなかった台帳とマッチングするための地番履歴データを自動で作成すること ・不動産登記簿データの登記簿CSVと地番履歴データを利用して自動作成すること ・分筆・合筆等の履歴を保持し各台帳とのマッチング率を向上させること ・地番履歴データの地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること 	○						○ (#51,91)	
						6.4.1.2.	手動地番履歴データ作成	手動で地番履歴データを作成する	○									
				6.5.	筆ポロゴンデータ地番付与	6.5.1.	筆ポロゴンデータ地番付与機能	6.5.1.1.	筆ポロゴンデータ取込	<ul style="list-style-type: none"> 筆ポロゴンデータの取込を行う ・農地情報DBから紐づけDBに筆ポロゴンデータの取り込みをすること ※指定した市町村のデータを取り込んで最新化する 	○							
						6.5.1.2.	筆ポロゴンデータ地番付与	筆ポロゴンデータへ地番付与を行う	○									
				6.6.	位置情報付与	6.6.1.	農地台帳	6.6.1.1.	農地台帳抽出	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムで管理する農地台帳を抽出し、取込を行う ・農業委員会サポートシステムから全国分の農地台帳を取得し、紐づけ管理Webに農地台帳の取り込みをすること ・データ取込に失敗した対象の農地台帳データをフィードバック用としてダウンロードできるようにすること ・編集したフィードバックファイルをアップロードして対象の農地台帳データの再取込ができること (令和7年度開発) ・農業委員会サポートシステム側の処理で紐づけDBにアップロードされた農地台帳データ（CSV）を対象にバッチを自動実行可能とすること。（今後の任意座標系データの利用方針次第で実装要否は調整するものとする） 	○						○ (#71,324)	
						6.6.1.2.	農地台帳データ自動加工	<ul style="list-style-type: none"> 農地台帳データを紐づけを行うためのレイアウトに自動加工を行う機能 ・実施機関ごとに管理手法が異なるのでデータ加工をすること ※レイアウト変換、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等 ・データ加工後に台帳IDを付与してDB登録をすること ・農地台帳の地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること (令和4年度開発) ・手動加工作業の軽減に向けた検討及び改修作業を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを付与するよう改修を行うこと ・差分データ(*)の追加/更新に関する改修を行うこと (*)紐づけ管理Webに取り込まれた台帳に新規追加もしくは面積・所有者など補正ツール上での確認項目が更新されたデータ (令和6年度開発) ・共通申請サービスからeMAFF地図内の紐づけ情報データベースに移管されたアドレスコードマスタを参照し、地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止 (令和7年度開発) ・「農地台帳抽出」機能の実行を契機として本機能を自動実行可能とすること。 	○	○ 改修要件	○ (#71,76,77,89,324)			○ 改修要件	○ 改修要件			

■機能一覧

要件定義書 機能一覧																
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度 追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の 開発
						6.6.1.3.	農地台帳位置情報付与	<p>農地台帳データに位置情報付与を行う機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチする場合に位置情報を付与すること ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチする区画情報がある場合はポリゴンIDを付与すること ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチするピン情報がある場合は位置情報を付与すること ・位置情報付与に失敗した対象の農地台帳データをフィードバック用としてダウンロードできること ・位置情報付与のマッチング結果をフィードバック用としてマッチングランクを付与して農地台帳データ全件をダウンロードできること ・編集したフィードバックファイルをアップロードして対象の農地台帳データの地番アドレスを更新すること <p>(令和4年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地番マッチング精度、紐付け率の向上に向けたロジックの見直し及び改修を行うこと ・令和3年度開発において地図管理We bと別で構築された紐付け管理We bと地図管理We bのデータベース統合を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを利用して位置情報付与するよう改修を行うこと ・地番位置参照データ、台帳が更新されることを考慮して位置情報付与するよう改修を行うこと <p>(令和7年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のアップロードを契機として 自動加工バッチ、地番位置参照データ作成バッチが実行され、続けて本機能を自動実行可能とすること ①登記所備付地図データ(公共座標系)、②登記所備付地図データ(任意座標系)(今後の任意座標系データの利用方針次第で実装要否は調整するものとする)、③地番図データ、④農地台帳 ・農地台帳と地番位置参照データのマッチングを行う際に、以下のパターンで位置情報付与を行う <ul style="list-style-type: none"> ・農地台帳のレコードで前回 地番位置参照データと紐づき 今回 紐づいた地番位置参照データ が削除されていない場合 地番位置参照データ:新規(追加)レコードと位置情報付与を行う ・農地台帳のレコードで前回 地番位置参照データと紐づき 今回 紐づいた地番位置参照データ が削除されている場合 地番位置参照データ:全レコードと位置情報付与を行う ・農地台帳のレコードで今回 新規のレコードの場合 地番位置参照データ:全レコードと位置情報付与を行う 	○	○ 改修要件	○ (#51,71,91,324)	○ 改修要件		○ 改修要件		○ 改修要件
						6.6.1.4.	紐づけ自動化制御ステータス管理機能	<p>(令和7年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地台帳の紐づけ機能一部自動化に伴い、バッチの自動実行を指定された場合、以下のバッチを起動する。 <ul style="list-style-type: none"> ・農地台帳データ自動加工 ・地番位置参照データ作成 ・地番位置参照データマッチング ・農地台帳位置情報付与 ・農地台帳アップロード済みで自動実行を指定された場合、農地台帳データ自動加工を実行すること ・地番位置参照データ元ファイル がアップロード済みで自動実行を指定された場合、地番位置参照データ作成、地番位置参照データマッチングを実行すること ・農地台帳データ自動加工済みで自動実行を指定された場合、各農業委員会に紐づく地番位置参照データがファイルアップロード済みの場合、完了ステータスを確認後に農地台帳位置情報付与を実行すること 						○		
				6.6.2.	水田台帳	6.6.2.1.	水田台帳取込	<p>データベース連携により水田台帳の取込を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通申請サービスを使用している市町村は共通申請サービスから全国分の水田台帳の取り込みをすること ・共通申請サービスを使用していない市町村はアップロードファイルから水田台帳の取り込みをすること ・データ取込に失敗した対象の水田台帳データをフィードバック用としてダウンロードできるようにすること ・編集したフィードバックファイルをアップロードして対象の水田台帳データの再取込ができること <p>※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止</p>	○							
						6.6.2.2.	水田台帳自動加工	<p>水田台帳データを紐づけを行うためのレイアウトに自動加工を行う機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関ごとに管理手法が異なるのでデータ加工をすること ※レイアウト変換、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等 ・データ加工後に台帳IDを付与してDB登録をすること ・水田台帳の地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること <p>(令和4年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手動加工作業の軽減に向けた検討及び改修作業を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを付与するよう改修を行うこと ・差分データ(*)の追加/更新に関する改修を行うこと (*)紐付け管理Webに取り込まれた台帳に新規追加もしくは面積・所有者など補正ツール上での確認項目が更新されたデータ <p>(令和6年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通申請サービスからeMAFF地図内の紐づけ情報データベースに移管されたアドレスコードマスタを参照し、地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること 	○	○ 改修要件	○ (#76,77,89)	○ 改修要件				
						6.6.2.3.	水田台帳位置情報付与	<p>水田台帳データに位置情報付与を行う機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチする場合に位置情報を付与すること ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチする区画情報がある場合はポリゴンIDを付与すること ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチするピン情報がある場合は位置情報を付与すること ・位置情報付与に失敗した対象の水田台帳データをフィードバック用としてダウンロードできること ・位置情報付与のマッチング結果をフィードバック用としてマッチングランクを付与して水田台帳データ全件をダウンロードできること ・編集したフィードバックファイルをアップロードして対象の水田台帳データの地番アドレスを更新すること <p>(令和4年度開発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地番マッチング精度、紐付け率の向上に向けたロジックの見直し及び改修を行うこと ・令和3年度開発において地図管理We bと別で構築された紐付け管理We bと地図管理We bのデータベース統合を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを利用して位置情報付与するよう改修を行うこと ・地番位置参照データ、台帳が更新されることを考慮して位置情報付与するよう改修を行うこと 	○	○ 改修要件	○ (#51,71,91,324)	○ 改修要件				
				6.6.3.	農業共済台帳	6.6.3.1.	農業共済台帳取込	<p>データベース連携により農業共済台帳の取込を行う</p>				○ 改修要件				

機能一覧

要件定義書 機能一覧																	
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度 追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の 開発	
						6.6.3.2.	農業共済台帳自動加工	農業共済台帳データを紐づけを行うためのレイアウトに自動加工を行う機能 ・アップロードファイルから農業共済台帳の取り込みをすること ・データ取込に失敗した対象の農業共済台帳データをフィードバック用としてダウンロードできるようにすること ・編集したフィードバックファイルをアップロードして対象の農業共済台帳データの項目を更新すること ・実施機関ごとに管理手法が異なるのでデータ加工をすること ※レイアウト変換、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等 ・データ加工後に台帳IDを付与してDB登録をすること ・農業共済台帳の地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること (令和4年度開発) ・手動加工作業の軽減に向けた検討及び改修作業を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを付与するよう改修を行うこと (令和5年度に向けた開発) ・差分データ(*)の追加/更新に関する改修を行なうこと (*)紐付け管理Webに取り込まれた台帳に新規追加もしくは面積・所有者など補正ツール上での確認項目が更新されたデータ (令和6年度開発) ・共通申請サービスからeMAFF地図内の紐づけ情報データベースに移管されたアドレスコードマスタを参照し、地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止	○	○ 改修要件	○ (#76,77,89)	○ 改修要件	○ 改修要件				
						6.6.3.3.	農業共済台帳位置情報付与	農業共済台帳データに位置情報付与を行う機能 ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチする場合に位置情報を付与すること ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチする区画情報がある場合はポリゴンIDを付与すること ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチするピン情報がある場合は位置情報を付与すること ・位置情報付与に失敗した対象の農業共済台帳データをフィードバック用としてダウンロードできること ・位置情報付与のマッチング結果をフィードバック用としてマッチングランクを付与して農業共済台帳データをダウンロードできること ・編集したフィードバックファイルをアップロードして対象の農業共済台帳データの地番アドレスを更新すること (令和4年度開発) ・地番マッチング精度、紐付け率の向上に向けたロジックの見直し及び改修を行うこと ・令和3年度開発において地図管理Webと別で構築された紐づけ管理Webと地図管理Webのデータベース統合を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを利用して位置情報付与するよう改修を行うこと (令和5年度に向けた開発) ・地番マッチング精度、紐付け率の更なる向上に向けたロジックの見直し及び改修を行うこと ・地番位置参照データ、台帳が更新されることを考慮して位置情報付与するよう改修を行うこと	○	○ 改修要件	○ (#30,51,71,91,324)	○ 改修要件					
				6.6.4.	日本型直接型支払い台帳	6.6.4.1.	日本型直接型支払い台帳取込	データベース連携により日本型直接型支払い台帳の取込を行う						○ 改修要件			
						6.6.4.2.	日本型直接型支払い台帳自動加工	日本型直接型支払い台帳データを紐づけを行うためのレイアウトに自動加工を行う機能 ・アップロードファイルから日本型直接型支払い台帳の取り込みをすること ・データ取込に失敗した対象の日本型直接型支払い台帳データをフィードバック用としてダウンロードできるようにすること ・編集したフィードバックファイルをアップロードして対象の日本型直接型支払い台帳データの再取込ができること ・実施機関ごとに管理手法が異なるのでデータ加工をすること ※レイアウト変換、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等 ・データ加工後に台帳IDを付与してDB登録をすること ・日本型直接型支払い台帳の地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること (令和4年度開発) ・手動加工作業の軽減に向けた検討及び改修作業を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを付与するよう改修を行うこと (令和5年度開発) ・差分データ(*)の追加/更新に関する改修を行なうこと (*)紐付け管理Webに取り込まれた台帳に新規追加もしくは面積・所有者など補正ツール上での確認項目が更新されたデータ (令和6年度開発) ・共通申請サービスからeMAFF地図内の紐づけ情報データベースに移管されたアドレスコードマスタを参照し、地番アドレスに12桁コード+12桁以降コードを付与すること ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止	○	○ 改修要件	○ (#76,77,89)	○ 改修要件	○ 改修要件				
						6.6.4.3.	日本型直接型支払い台帳位置情報付与	日本型直接型支払い台帳データに位置情報付与を行う機能 ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチする場合に位置情報を付与すること ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチする区画情報がある場合はポリゴンIDを付与すること ・地番位置参照データと12桁コード+12桁以降コードがマッチするピン情報がある場合は位置情報を付与すること ・位置情報付与に失敗した対象の直接型支払い台帳データをフィードバック用としてダウンロードできること ・位置情報付与のマッチング結果をフィードバック用としてマッチングランクを付与して日本型直接型支払い台帳データをダウンロードできること ・編集したフィードバックファイルをアップロードして対象の日本型直接型支払い台帳データの地番アドレスを更新すること (令和4年度開発) ・地番マッチング精度、紐付け率の向上に向けたロジックの見直し及び改修を行うこと ・令和3年度開発において地図管理Webと別で構築された紐づけ管理Webと地図管理Webのデータベース統合を行うこと ・12桁コード+12桁以降コードを利用して位置情報付与するよう改修を行うこと (令和5年度開発) ・地番マッチング精度、紐付け率の更なる向上に向けたロジックの見直し及び改修を行うこと ・地番位置参照データ、台帳が更新されることを考慮して位置情報付与するよう改修を行うこと	○	○ 改修要件	○ (#51,71,91,324)	○ 改修要件					

■機能一覧

要件定義書 機能一覧																			
大区分ID	大区分	中区分ID	中区分	小区分ID	小区分	機能ID	機能名	機能説明	令和3年度開発	令和4年度開発	令和4年度 申し送り事項	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度 追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の 開発		
						6.7.9.2.	システム制御	【複数市区町村ユーザーのみ必須】 処理対象とする市区町村を1つのみ選択できること ・市区町村を特定できないため、ユーザー認証により、複数市区町村へのアクセスが可能なユーザーと判断された場合、処理対象となる	○										
						6.7.9.3.	地図機能	・地図を背景として表示できること ※地形図、空中写真、または衛星写真を表示可能とすること。切り替え表示可能とすること ・表示中の地図を移動できること ・地図の縮尺変更（拡大・縮小）ができること ・筆ポリゴンに紐づく地番位置参照データ情報が表示できること ・紐づけた地番位置参照データの面積が表示できること ・紐づけた地番位置参照データの地目が表示できること ・位置情報付与した区画情報・ピン情報の地番を表示できること ※初期表示の優先順位：農地ポリゴン＞地番図＞登記所備付地図＞水土里ネット＞BMピン＞農地ピン ・区画情報・ピン情報に紐づく台帳情報が表示できること ・紐づけた各台帳の面積が表示できること ・紐づけた各台帳の地目が表示できること ・各台帳に位置情報付与した区画情報・ピン情報の地番を表示できること ※初期表示の優先順位：農地ポリゴン＞地番図＞登記所備付地図＞水土里ネット＞BMピン＞農地ピン ・地図上でレイヤー選択ができること ・筆ポリゴン・区画情報・ピン情報の表示/非表示を制御できること ・レイヤーの色と色の透明度を変更できること	○		○ (#75)								
						6.7.9.4.	出力機能	・台帳の位置情報付与結果を出力できること（形式：csv） ・印刷目的として、表示されている地図を画像形式にエクスポートできること（形式：PNG）	○										
						6.7.9.5.	参照機能	・対象の台帳に対して条件を指定して検索を行い、リストに表示するレコードの絞り込みができること ・位置情報の参照ができること ・筆ポリゴン・区画情報・ピン情報の位置情報を参照できること ・紐付き台帳の参照ができること ・区画情報・ピン情報に紐付いている台帳のレコードを参照できること	○										
						6.7.9.6.	編集機能	・地番位置参照データと各台帳の紐づけ編集が手動でできること ・画面上で地番位置参照データと台帳情報を選択し手動で紐づけの編集ができること ・過去の紐づけ情報を履歴として残すこと ・複数レイヤー間のエラーチェック・整合性チェック、特定のレイヤーでポリゴンを修正した場合のチェックができること	○										
						6.7.9.7.	確認機能	【承認権限があるユーザーのみ使用可】 ・指定したレコードの紐づけに対して承認ができること ・リストに表示されている全レコードに対して一括承認も可能とすること 【承認権限があるユーザーのみ使用可】 ・台帳に対して紐づけの承認を行い、紐づけ台帳DBを作成すること ・対象の台帳のレコードが承認済の場合に、台帳承認が可能とすること	○										
		6.8.	農林水産省地理情報共通管理システム形式変換ツール	6.8.1.	農林水産省地理情報共通管理システム形式変換機能	6.8.1.1.	農林水産省地理情報共通管理システム形式変換	位置情報を付与された台帳データと地番を付与された筆ポリゴンを、地番を軸に紐づけて農林水産省地理情報共通管理システム形式へ変換するツール	○										
		6.9.	システム間連携	6.9.1.	農業委員会サポートシステム	6.9.1.1.	農地台帳連携	農地と台帳が紐づいているデータ及び台帳余り農地情報を農業委員会サポートシステムから紐づけ管理Webにデータ連携できること ■連携サイクル■ 適宜 ■連携情報■ 【区画情報】 ・農地ポリゴンデータ 【ピン情報】 ・農地ピンデータ 【台帳】 ・農地台帳データ				○							
						6.8.1.2.	紐づけ情報の連携	位置情報が付与された複数地番管理マスタを紐づけ管理Webから農業委員会サポートシステムにデータ連携できること ■連携サイクル■ 適宜 ■連携情報■ ・農地台帳ファイル（複数地番管理マスタ） ※地番図と登記所備付地図でマッチングした位置情報を連携する（地番図が優先）				○							
		6.10.	紐づけ作業結果ファイルの比較ツール	6.10.1.	紐づけ作業結果ファイルの比較ツール	6.10.1.1.	紐づけ作業結果ファイルの比較ツール	（令和8年度開発） ・前回と今回の紐づけ作業結果ファイルをインプットとし、マッチングランク等について前回分との比較・分析を行い、比較結果を確認できるファイルを自治体単位で作成すること（要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ア(A)に関する改修）								○ 改修要件			
7.	データ移行ツール	7.1.	データ移行	7.1.1.	共済台帳データ移行	7.1.1.1.	共済台帳 過去被害データ移行バッチ	共済台帳の過去被害データを移行するツール				○							

附属書②-1 業務フロー
(令和6年12月時点)

1. システム化業務フロー 凡例定義
2. ユーザの分類について
3. アクター凡例定義 (ユーザ)
4. アクター凡例定義 (システム)
5. システム化業務フロー
 - ・GY001 : 農地情報管理
 - ・GY002 : 現地確認
 - ・GY003 : データ公開
 - ・GY004 : 公開データ利用
 - ・GY005 : 農地情報紐づけ
 - ・GY006 : 紐づけデータ連携

凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



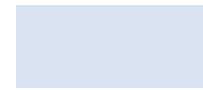
紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力／
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続



プロセスの前頁遷移

アクター凡例定義（ユーザ）



アクター凡例定義（ユーザ）

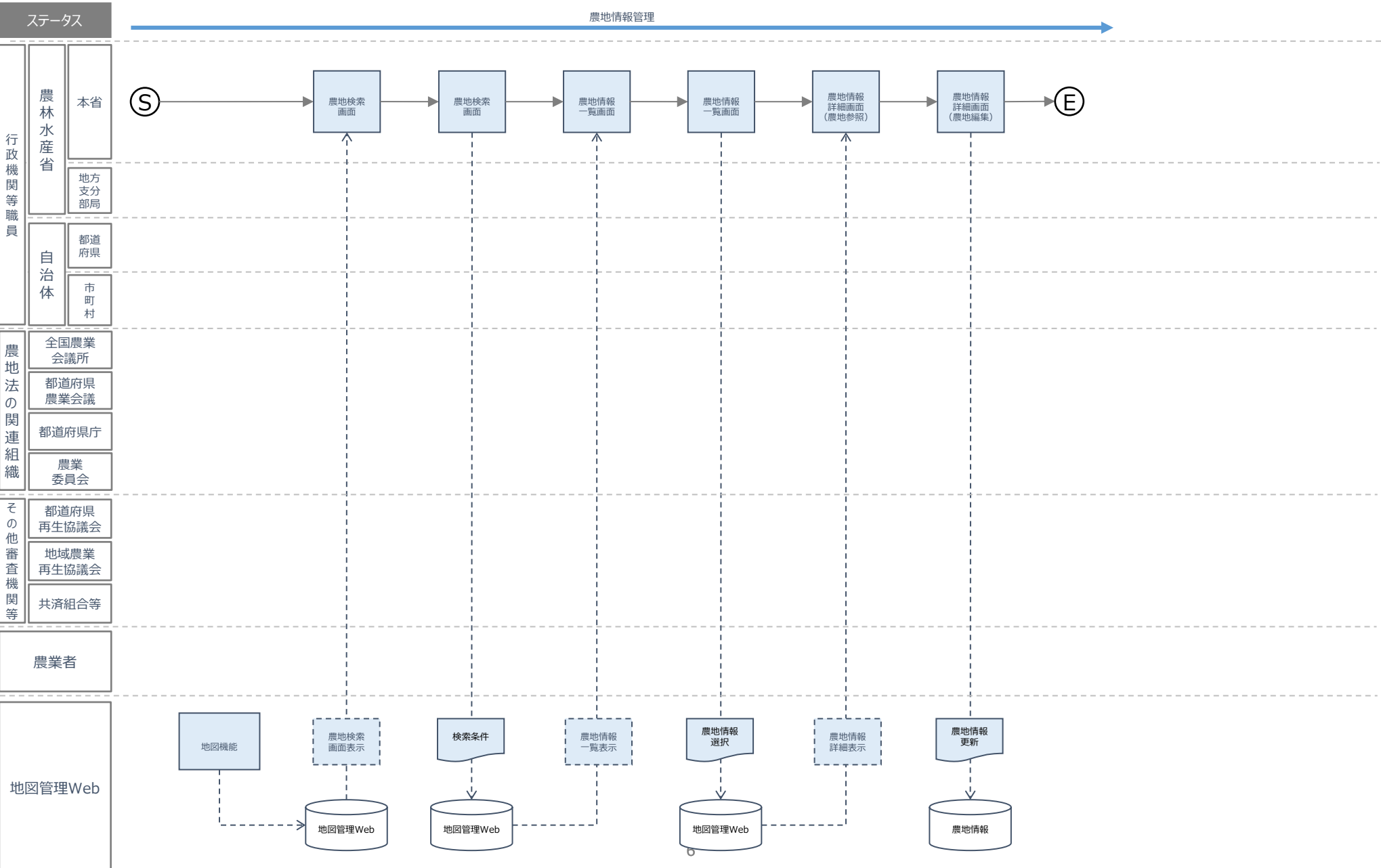
その他審査機関等	都道府県再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
	地域農業再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】
	農業共済組合等	<ul style="list-style-type: none"> 農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
	土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】
	申請者	<ul style="list-style-type: none"> 個人農業者、法人農業者等を指す。 農地に係る各種申請を行う。
	農業者、就農希望者等	<ul style="list-style-type: none"> 農業従事者や農業への従事希望者を指す。 農地情報の参照を行う。

システム運用業者等	運用保守担当者	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。 定常時、障害時の運用保守を行う。
	コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。 ユーザからの問い合わせ対応を行う。
	紐付け実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省からの業務委託により、紐付け作業を実施する事業者

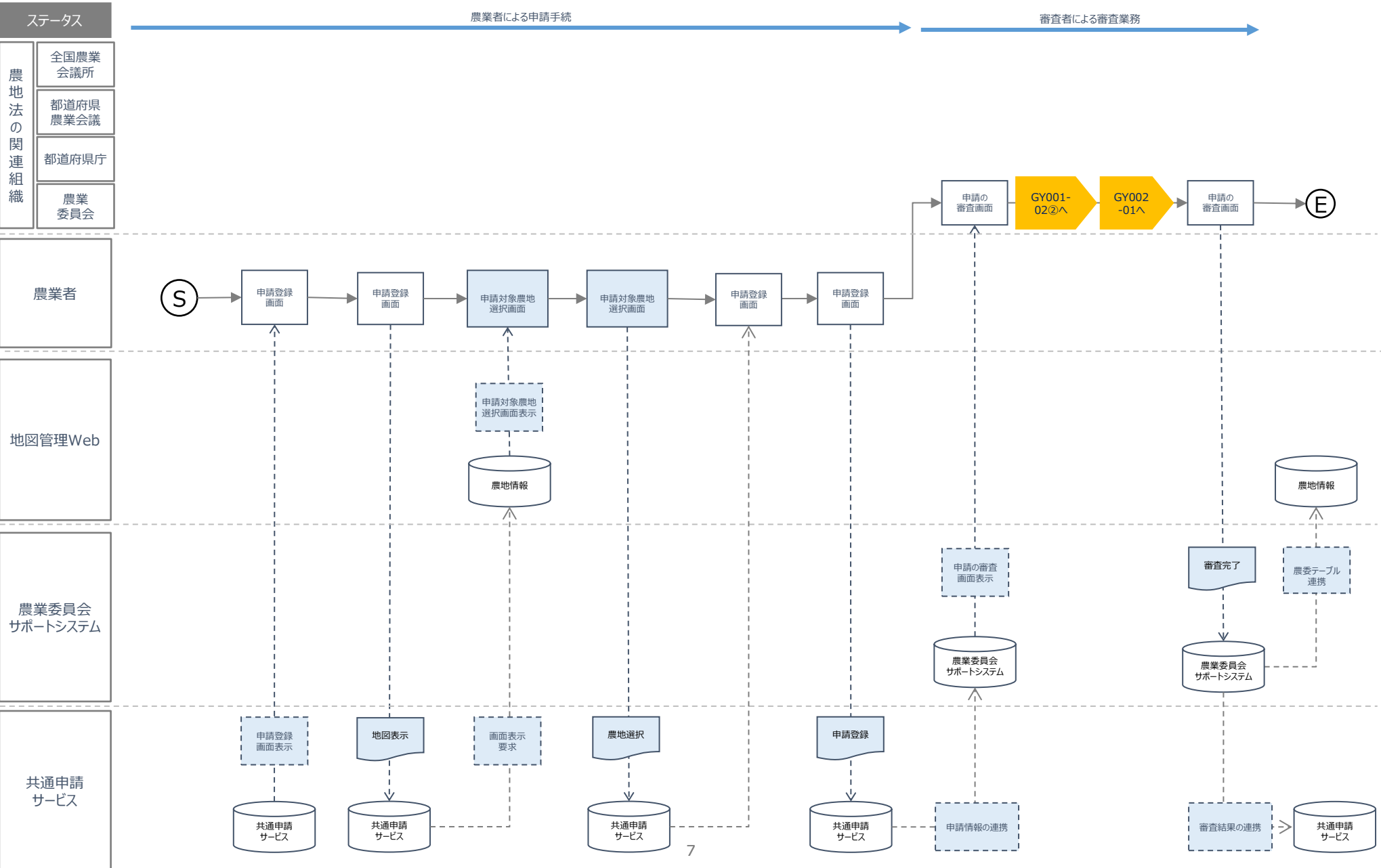
アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	<ul style="list-style-type: none">各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。
現地確認アプリ	<ul style="list-style-type: none">自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化するためのアプリケーション。
eMAFF農地ナビ	<ul style="list-style-type: none">農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。
紐づけ管理Web	<ul style="list-style-type: none">農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。
農業委員会サポートシステム	<ul style="list-style-type: none">各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。
共通申請サービス	<ul style="list-style-type: none">法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えることができるシステム。
eMAFF-IdP	<ul style="list-style-type: none">eMAFF-IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。
MAFFアプリ	<ul style="list-style-type: none">農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。
他システム	<ul style="list-style-type: none">上記以外の農地情報を取り扱うシステム。
GIS基盤	<ul style="list-style-type: none">GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。

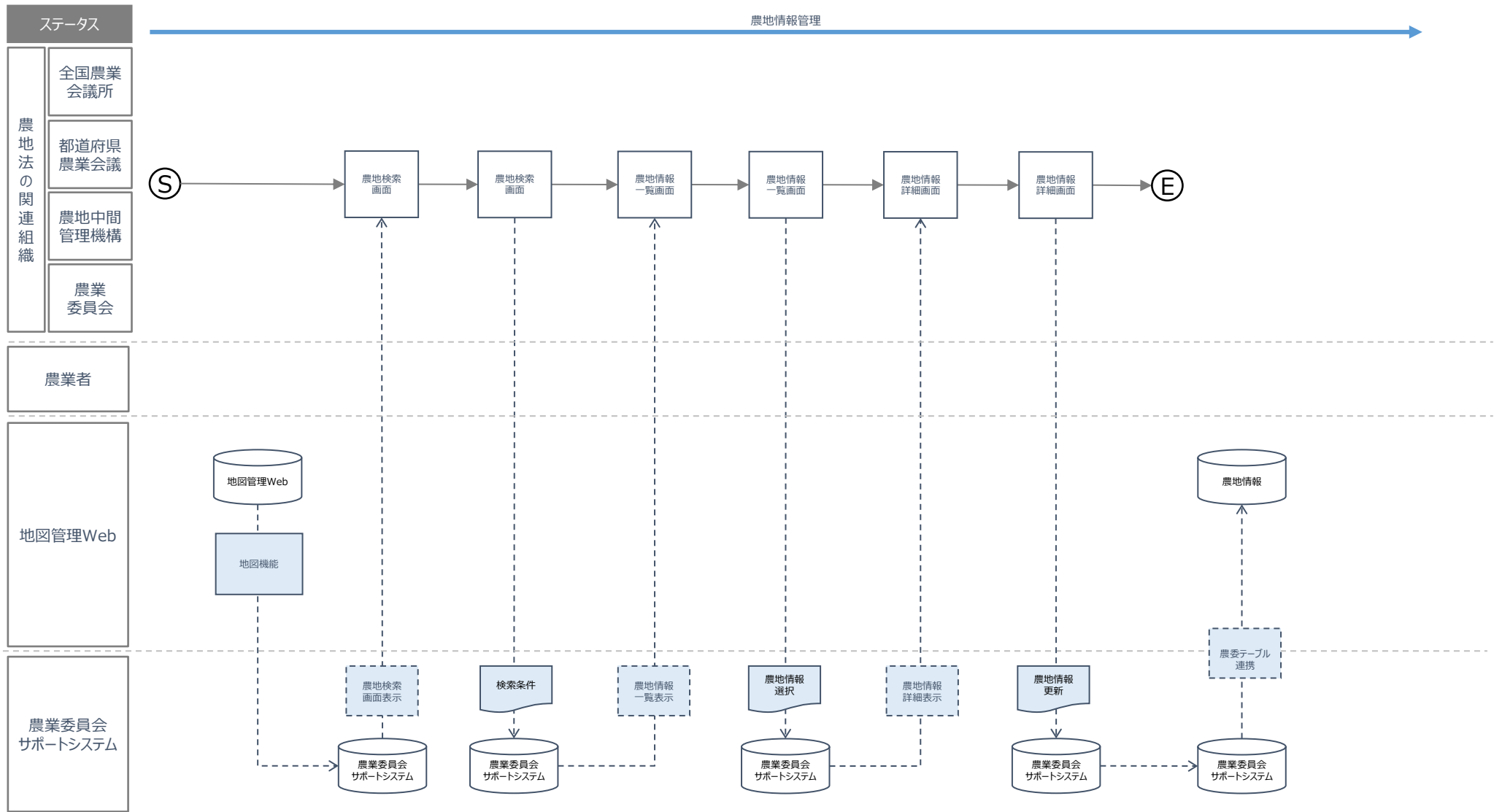
GY001-01.農地情報管理（地図管理Webで管理）



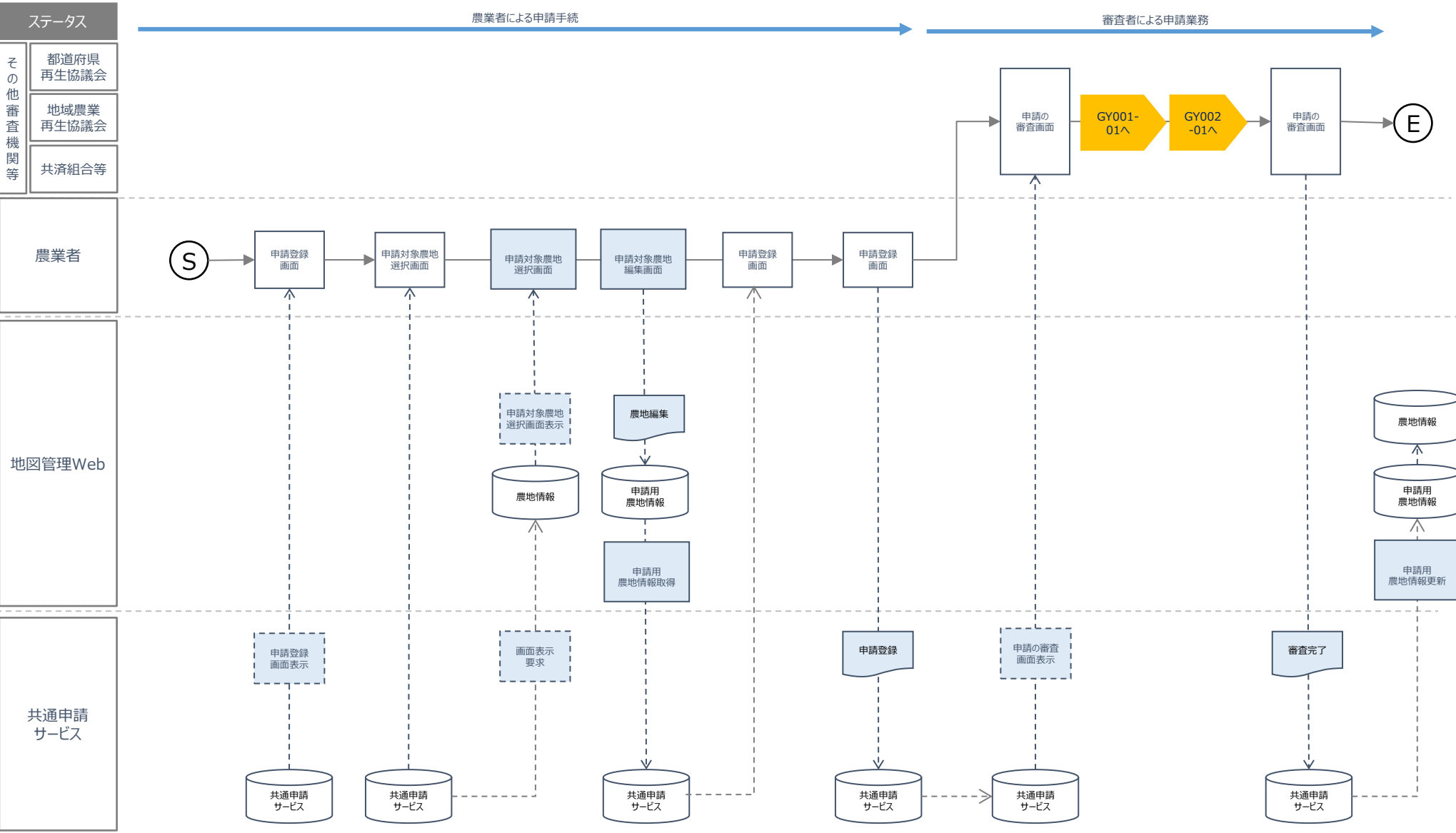
GY001-02①.農地情報管理（農業委員会サポートシステムで管理：農地台帳）



GY001-02②.農地情報管理（農業委員会サポートシステムで管理：農地台帳）



GY001-03.農地情報管理（共通申請サービスで管理：水田台帳）



GY001-04.農地情報管理（他システムで管理：その他台帳）

農地情報管理

ステータス



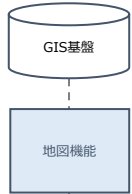
本省

農林水産省
地方支分部局

自治体
都道府県
市町村

農業者

地図管理Web



検索条件



紐づけ情報も連携する

農地情報選択

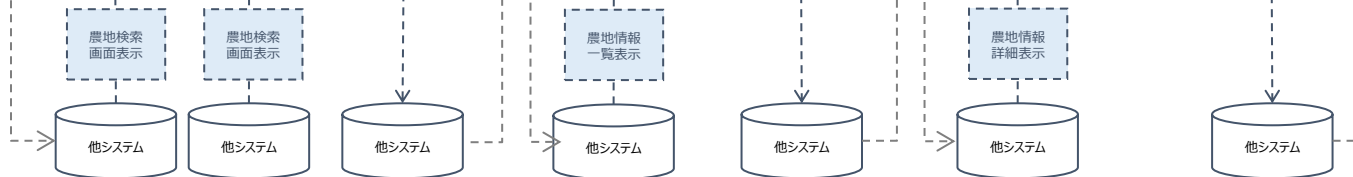


紐づけ情報も連携する

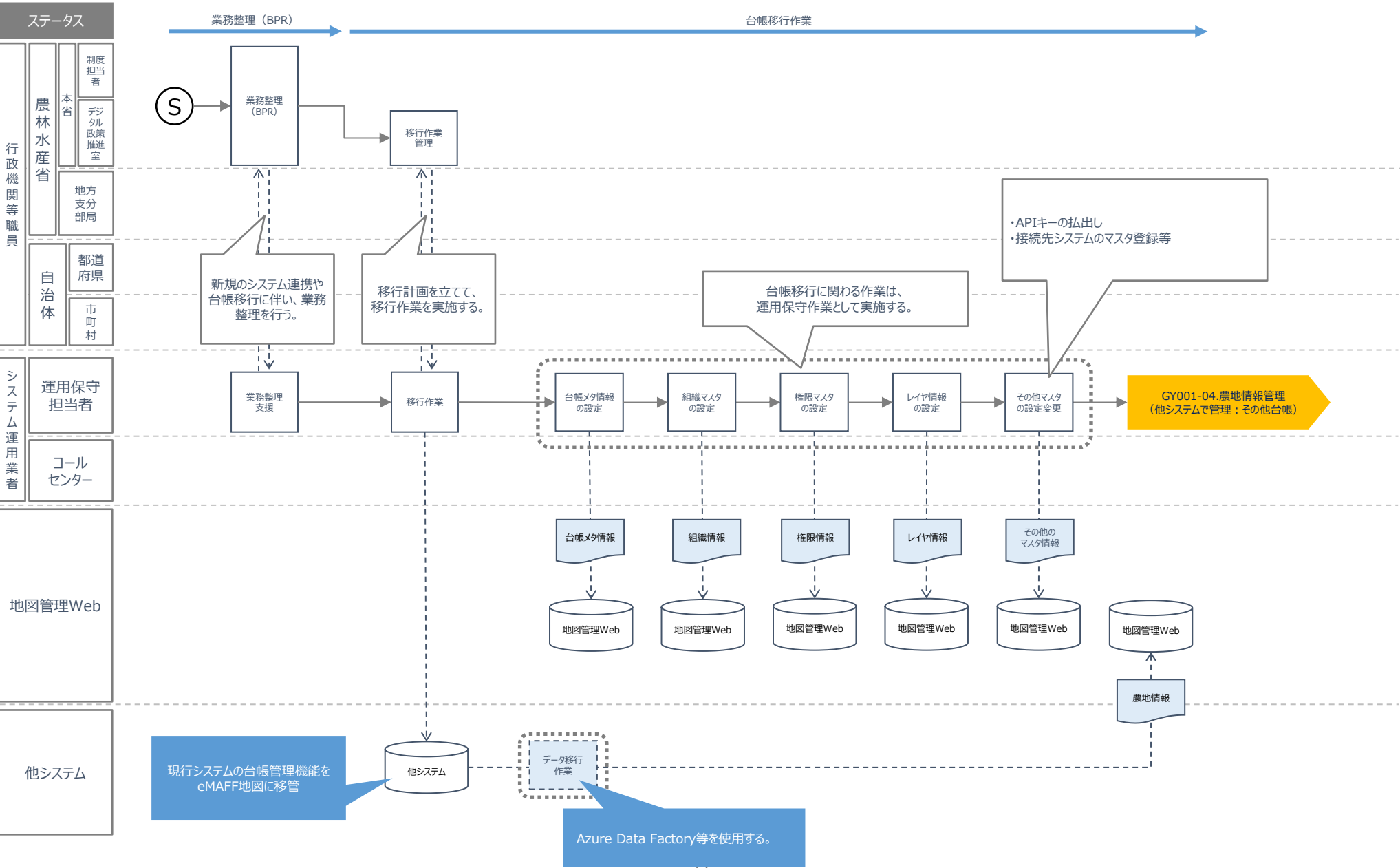
更新情報



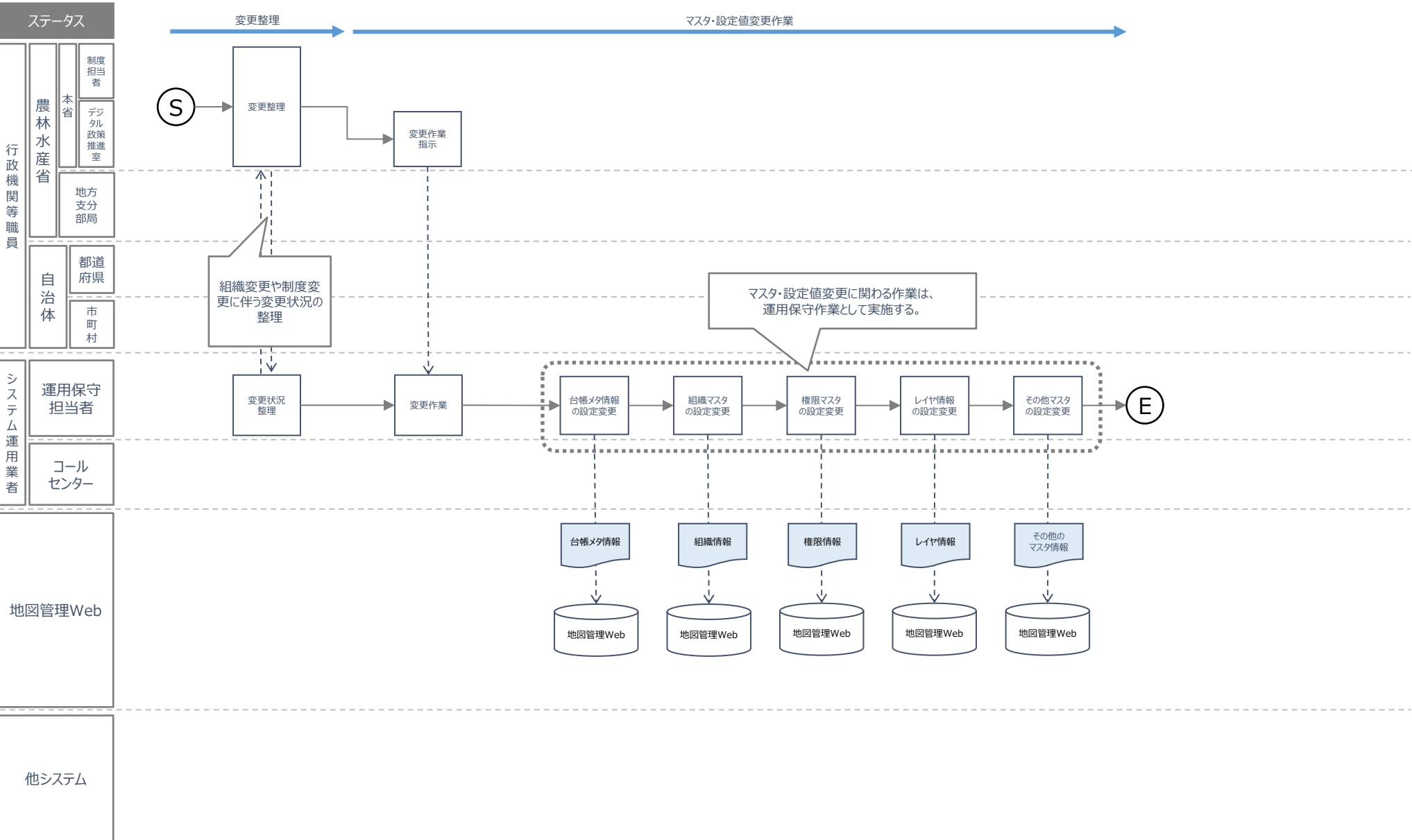
他システム

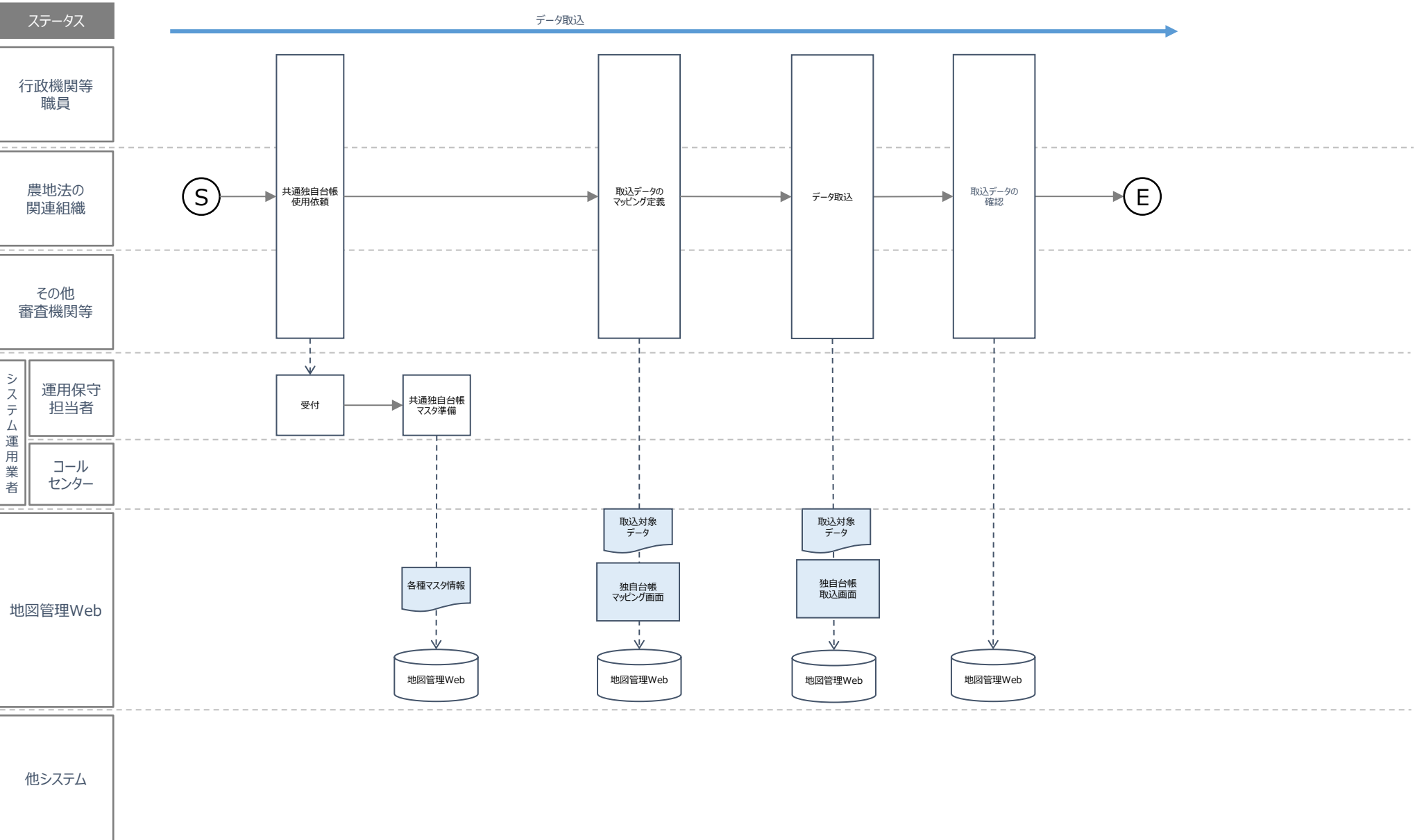


GY001-05.農地情報管理（新規のシステム連携・台帳移行）



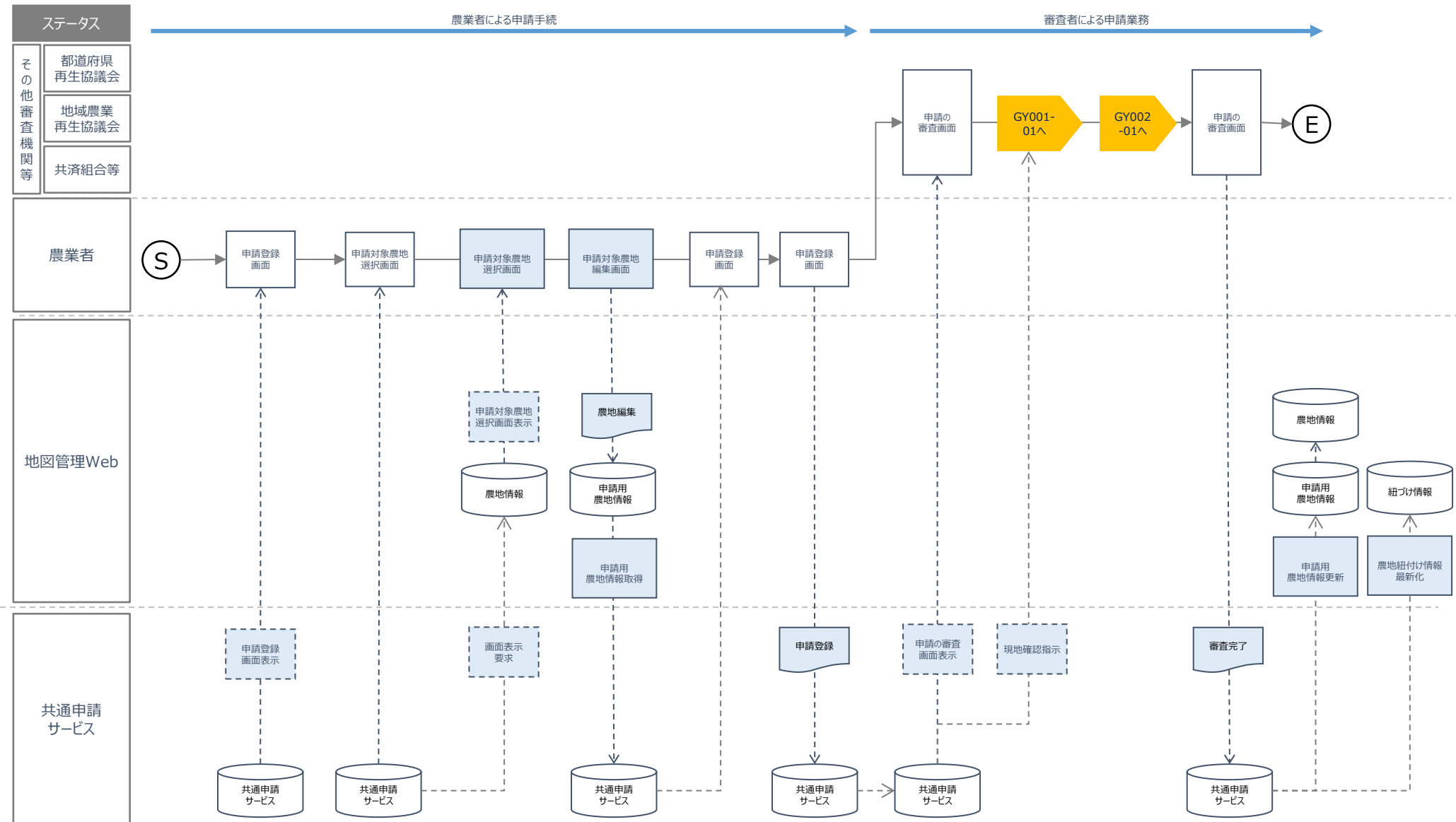
GY001-06.農地情報管理（マスタ・設定値管理）



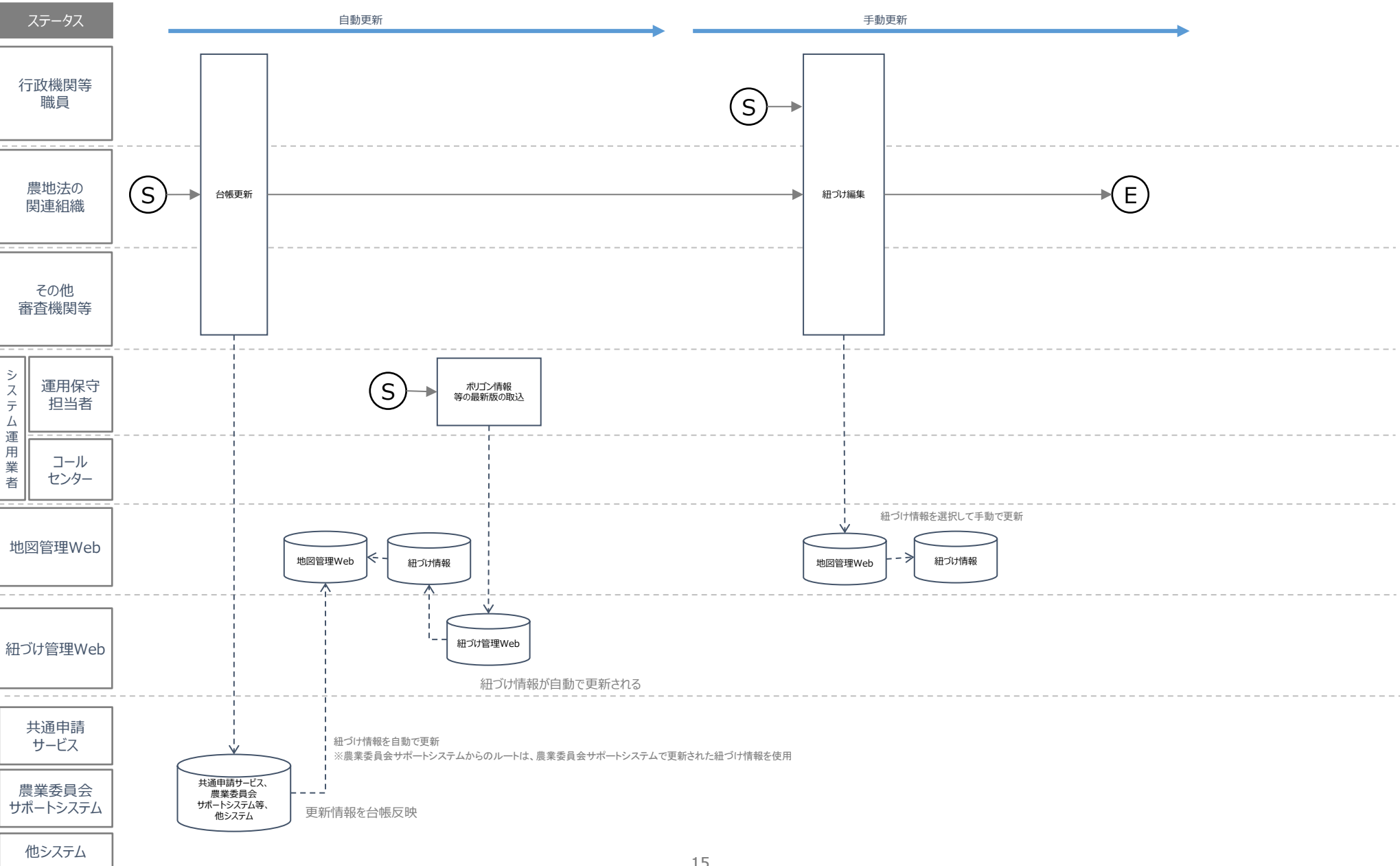


GY001-8.農地情報管理

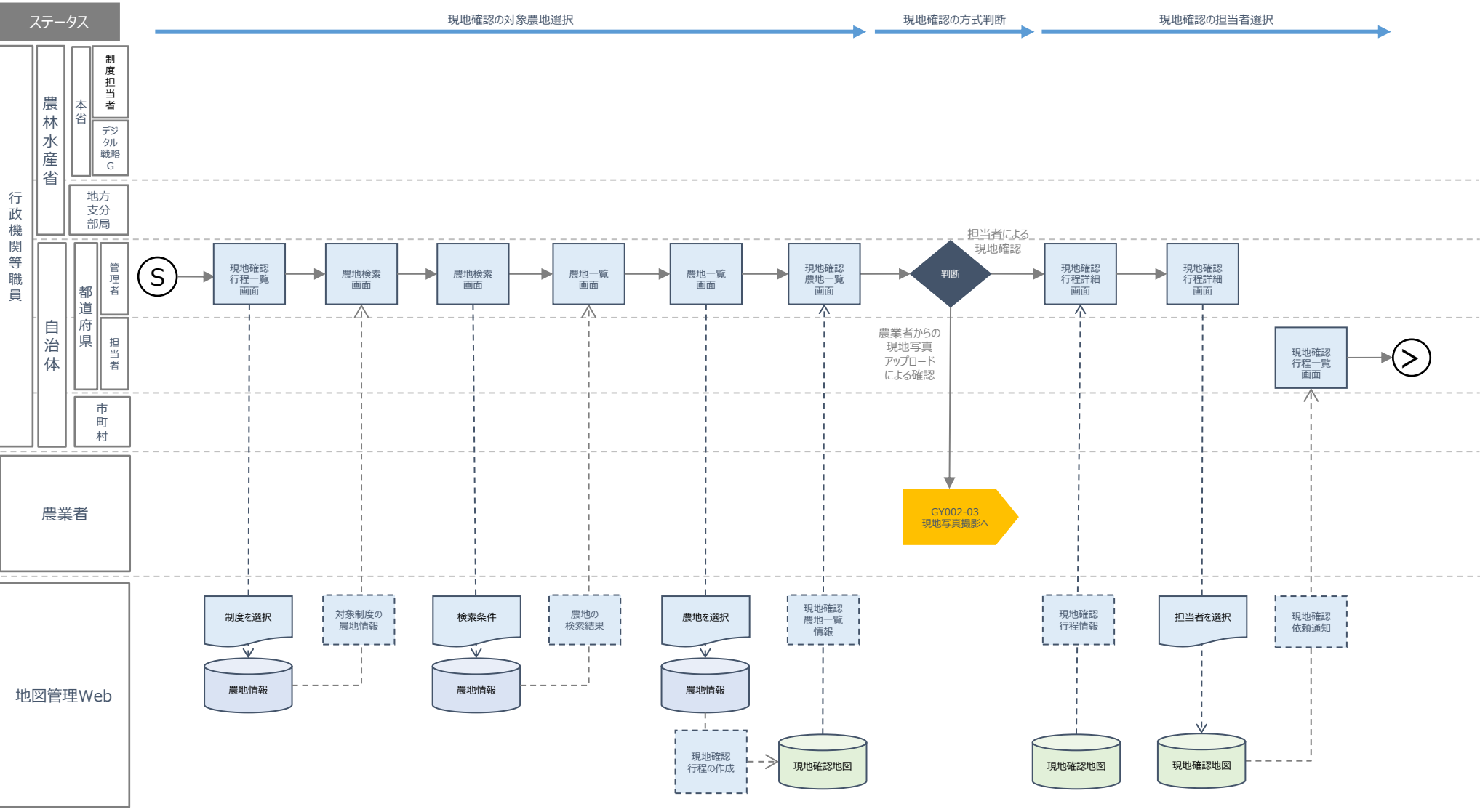
(現地確認用地図情報生成、農地情報・紐付け情報最新化)



GY001-9.農地情報管理（紐づけ情報メンテナンス）



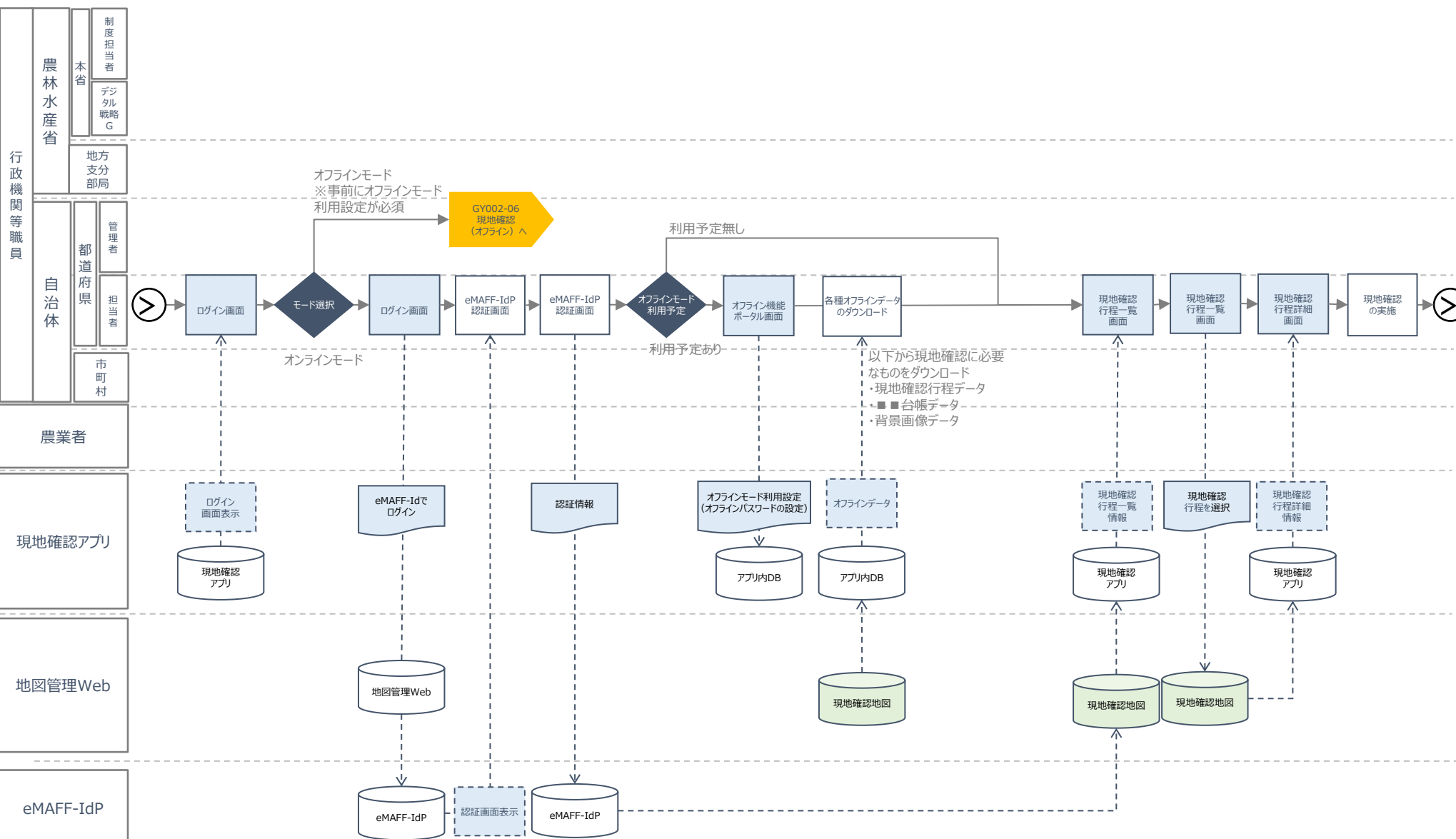
GY002-01.現地確認行程管理



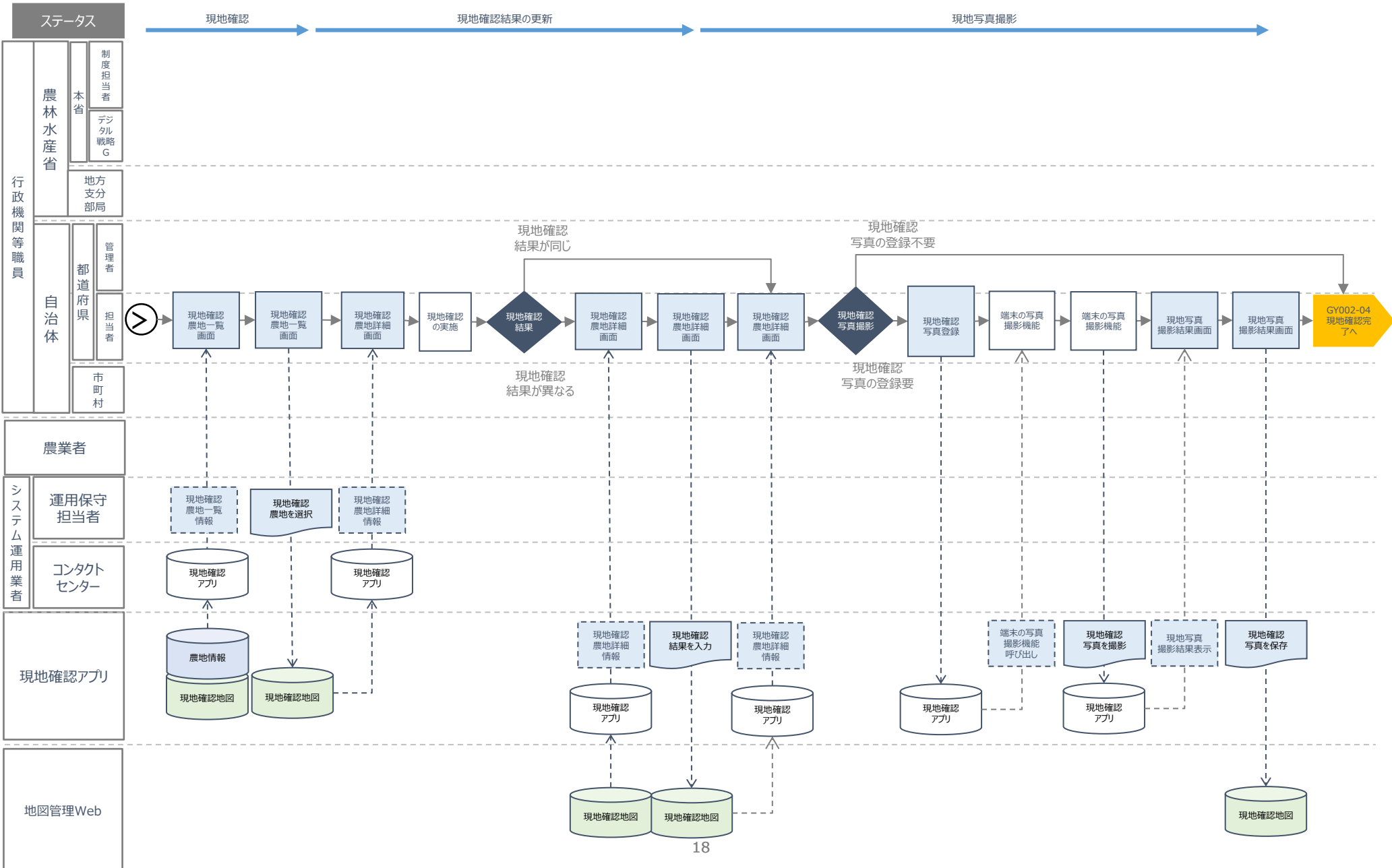
GY002-02.現地確認①

ステータス

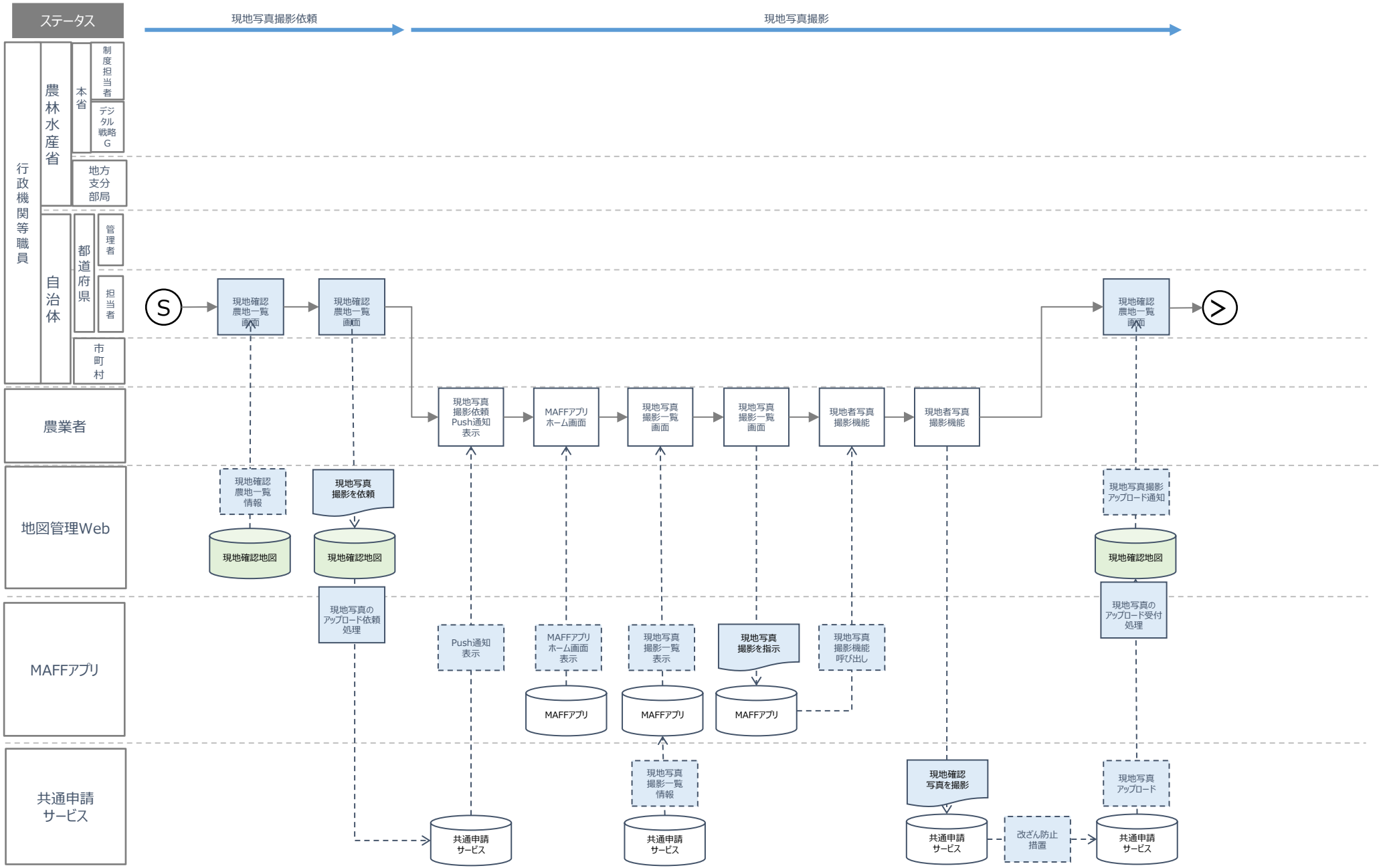
現地確認



GY002-02.現地確認②



GY002-03.現地写真撮影①



GY002-03.現地写真撮影②

ステータス

現地写真確認

現地確認結果の更新

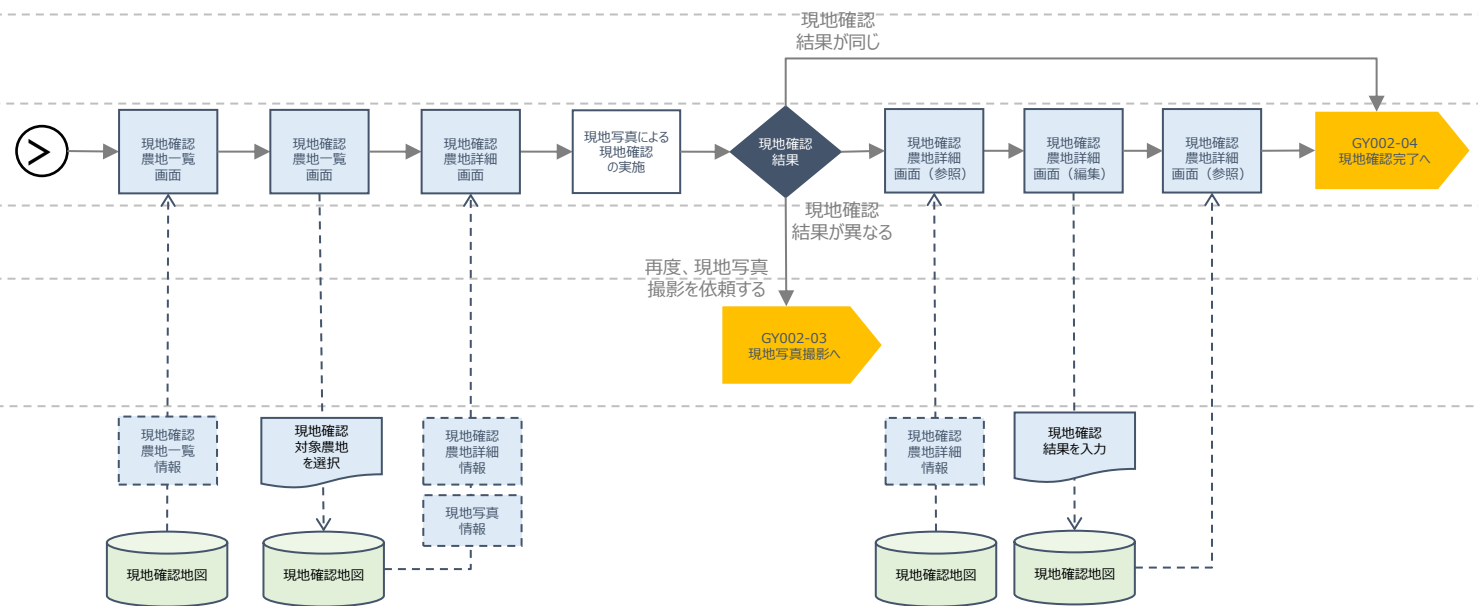


農業者

地図管理Web

MAFFアプリ

共通申請サービス

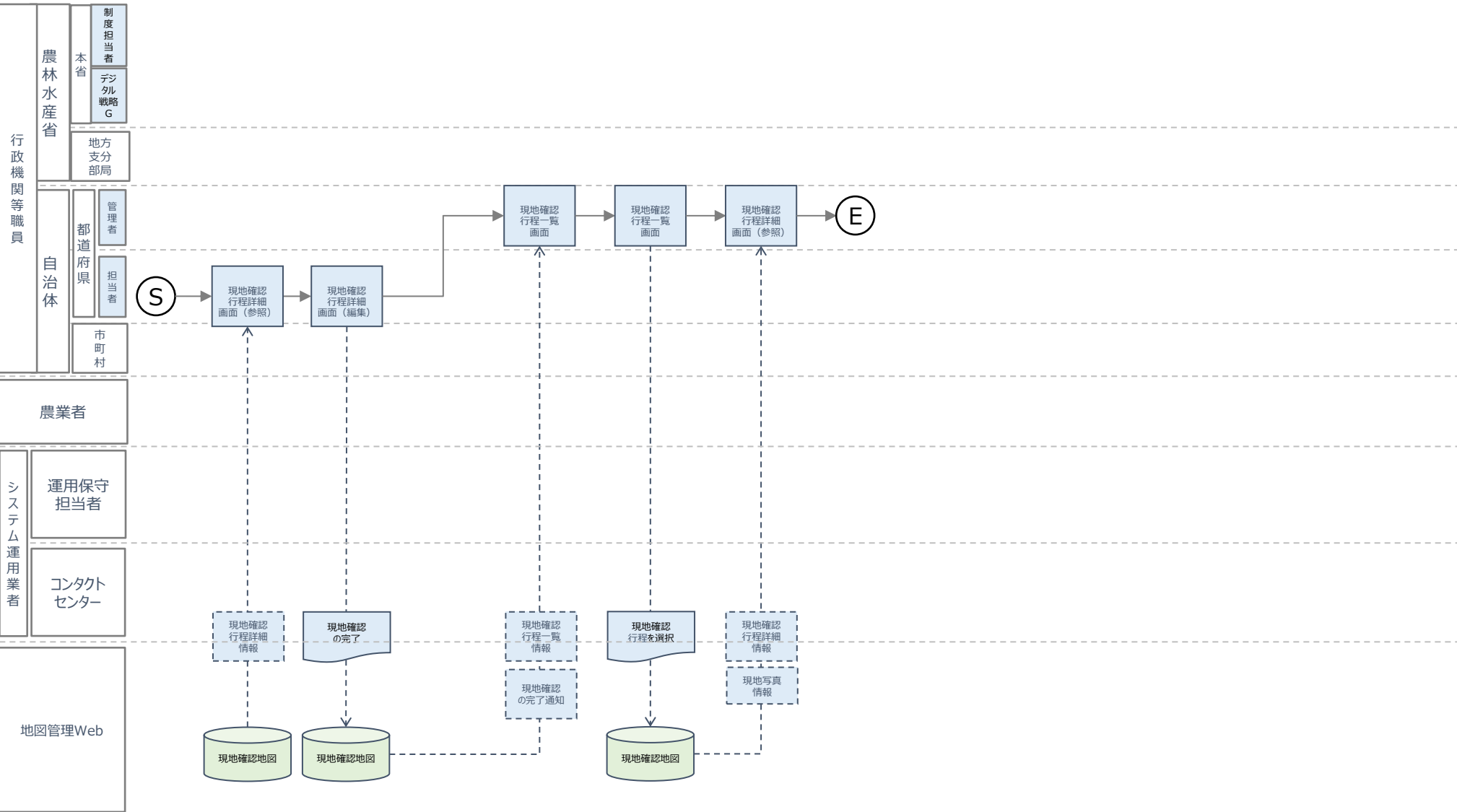


GY002-04.現地確認完了

ステータス

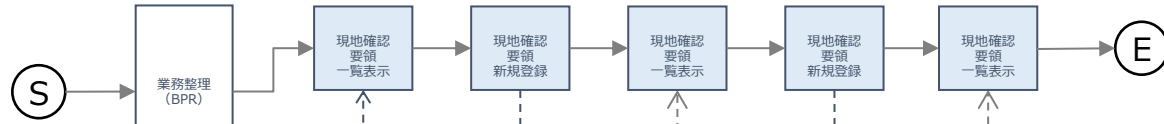
現地確認の完了処理

現地確認の完了確認

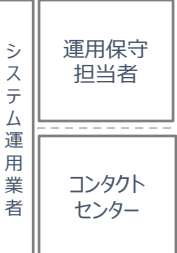


GY002-05.現地確認要領管理

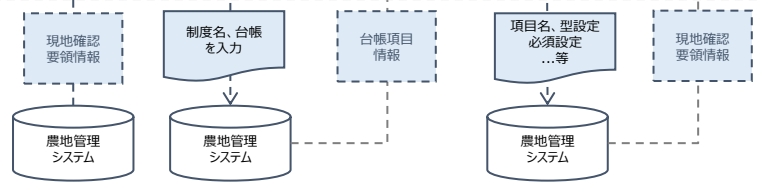
ステータス



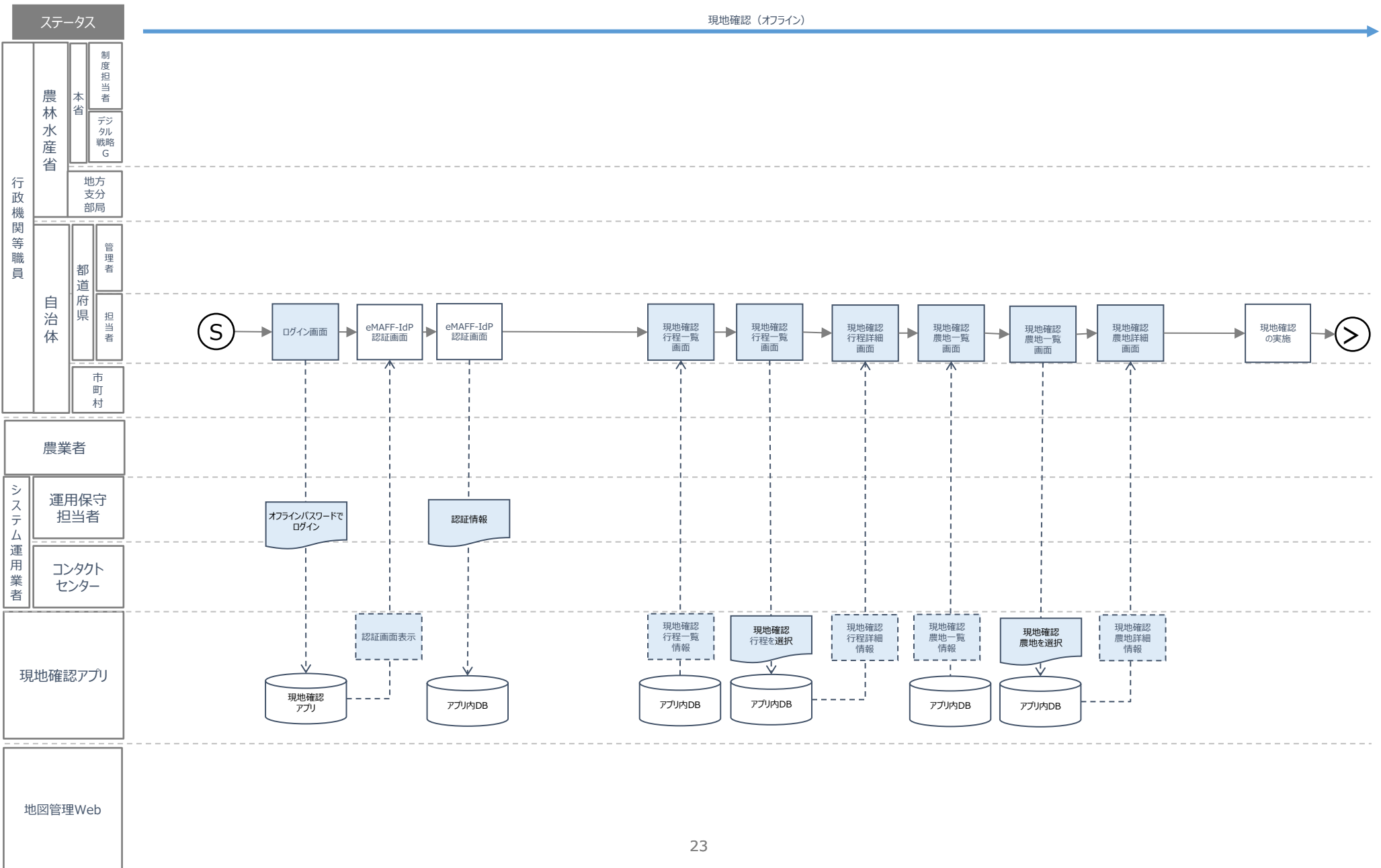
農業者



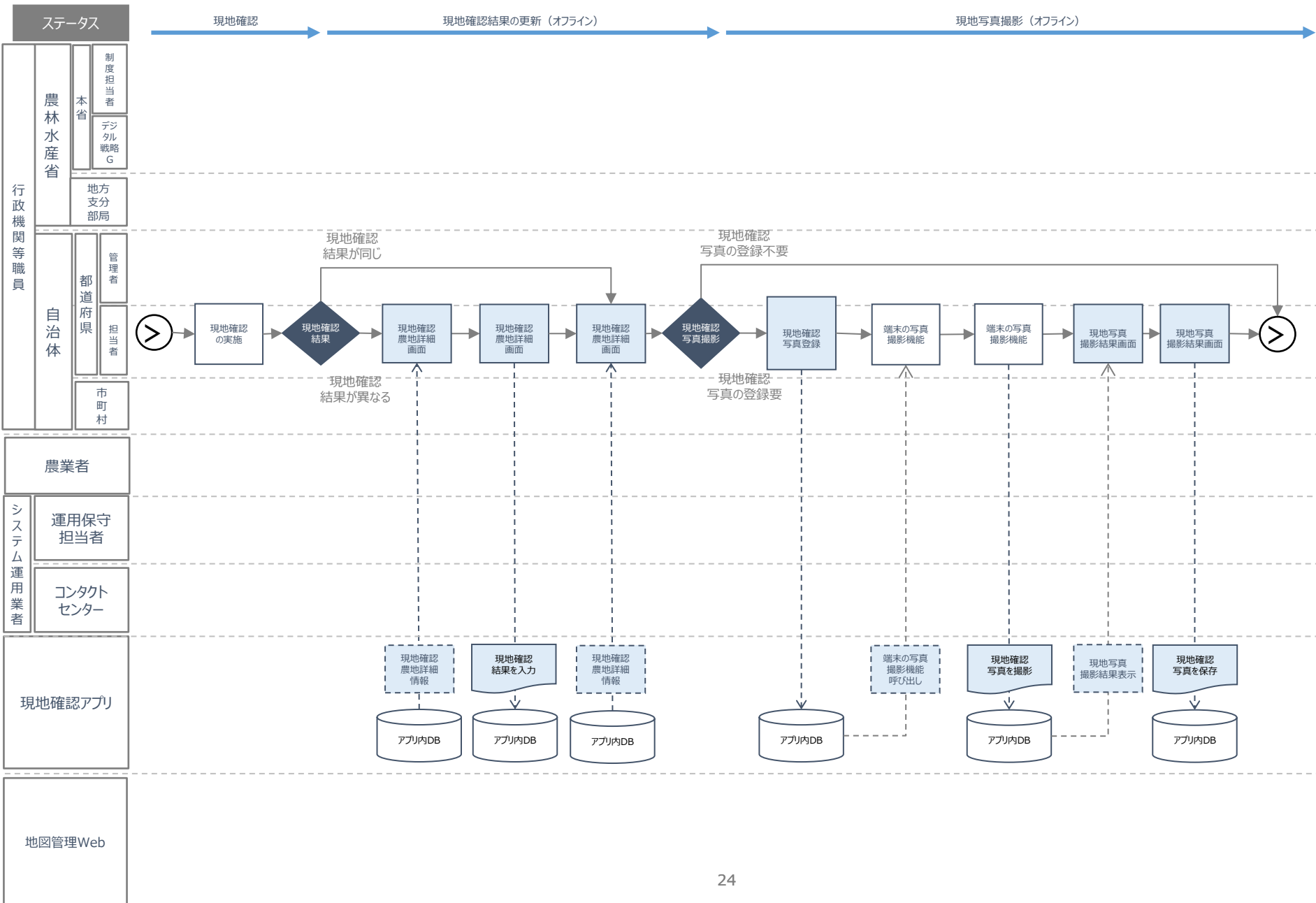
地図管理Web



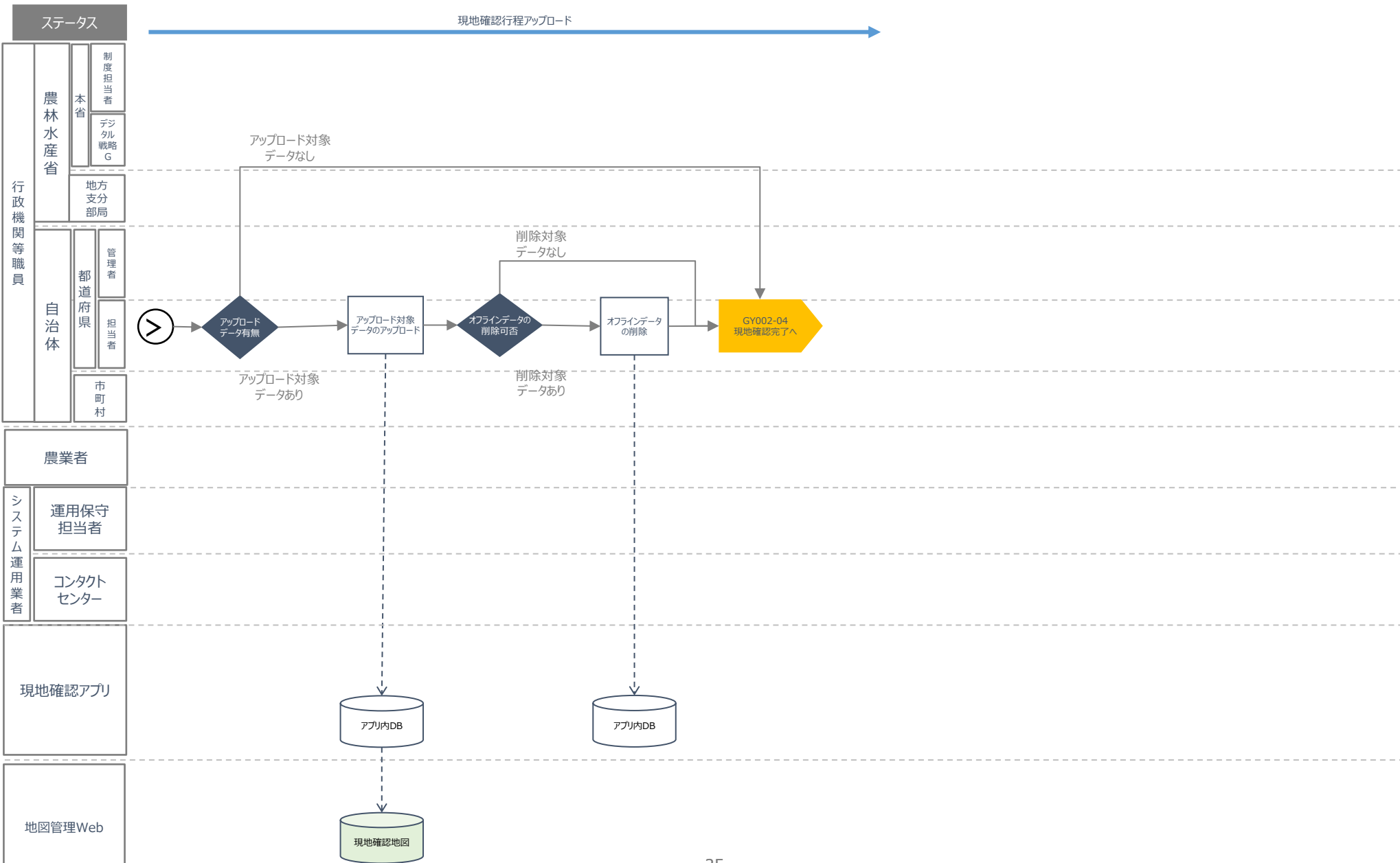
GY002-06.現地確認（オフライン①）



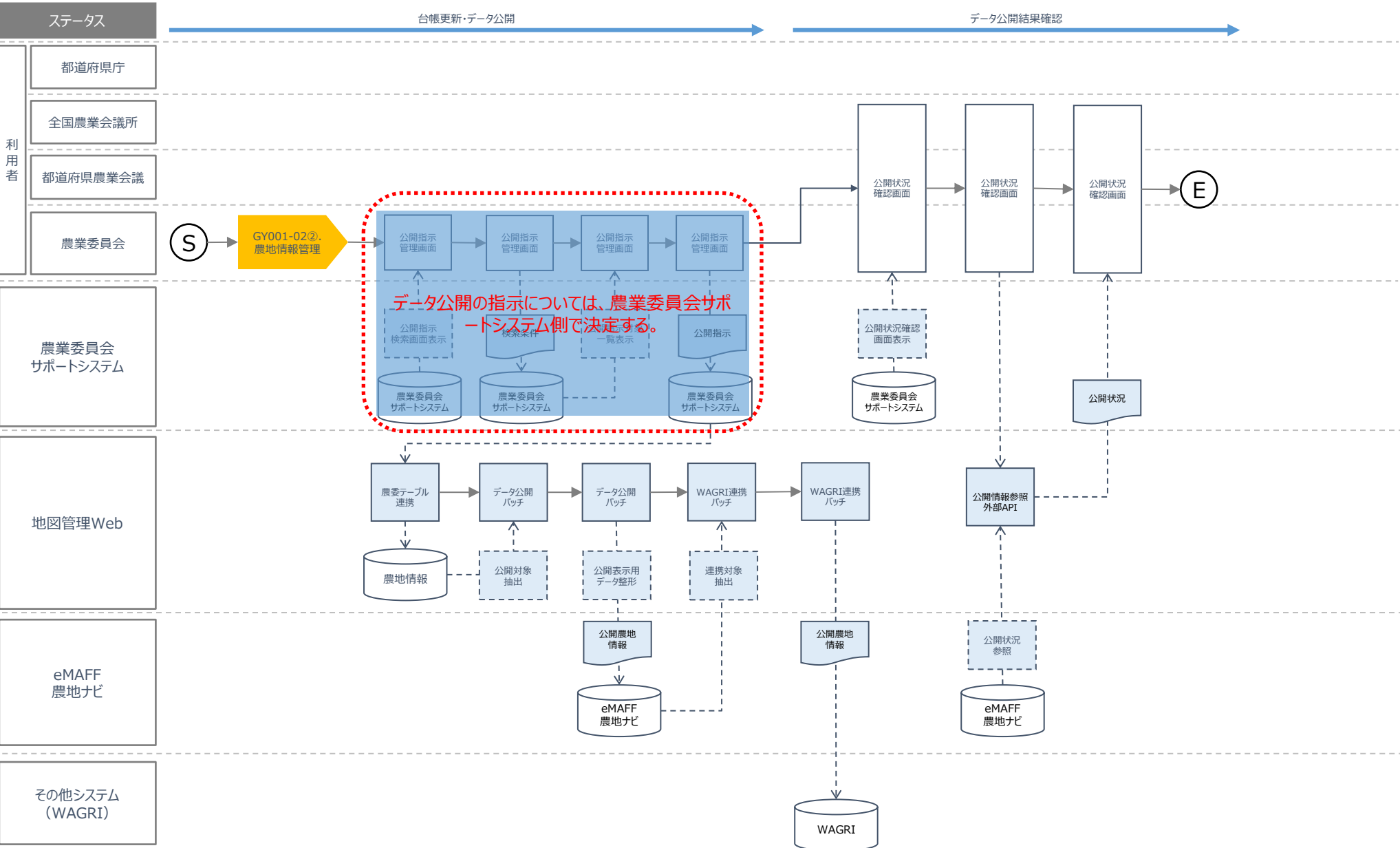
GY002-06.現地確認（オフライン②）



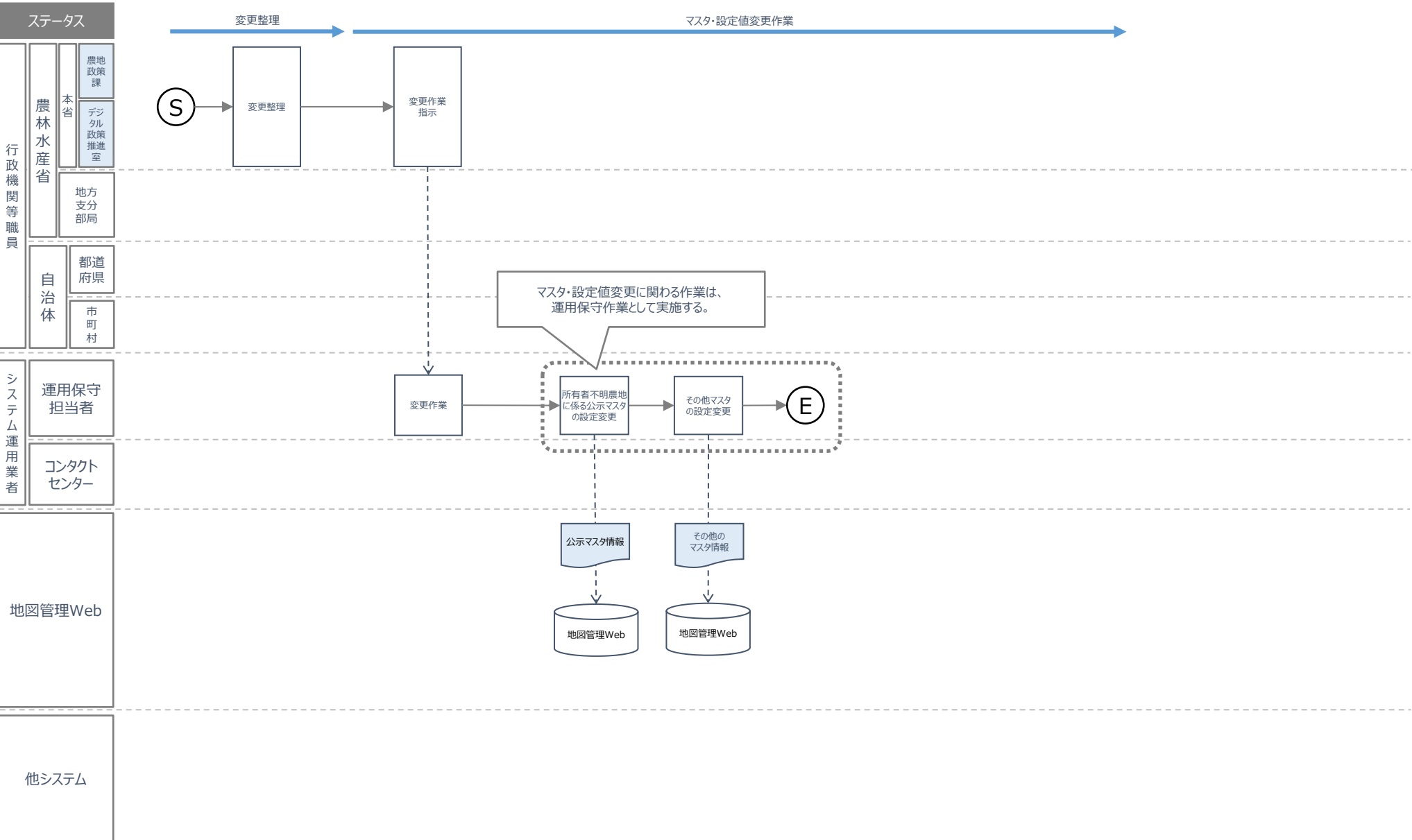
GY002-06.現地確認（オフライン③）



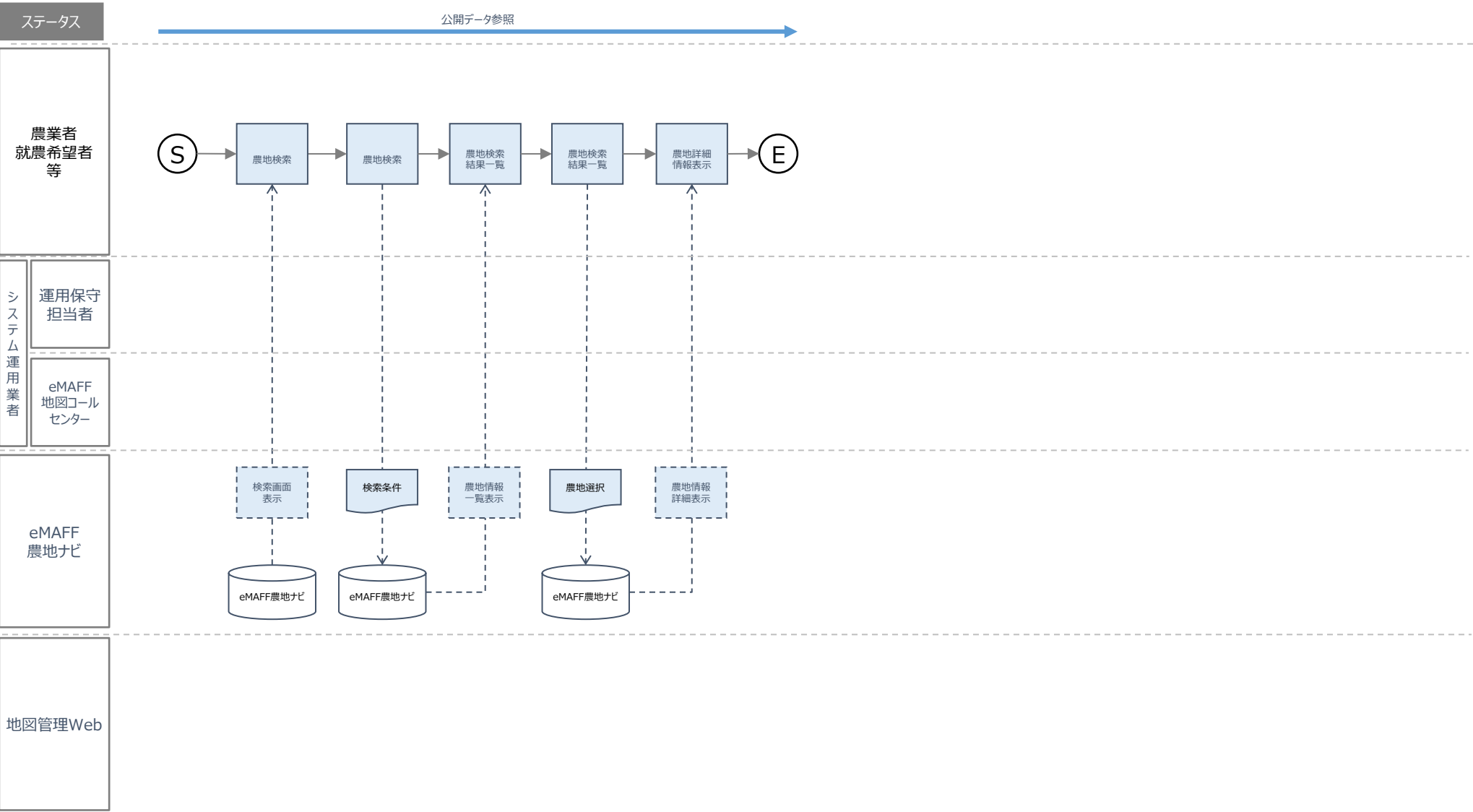
GY003-01.データ公開



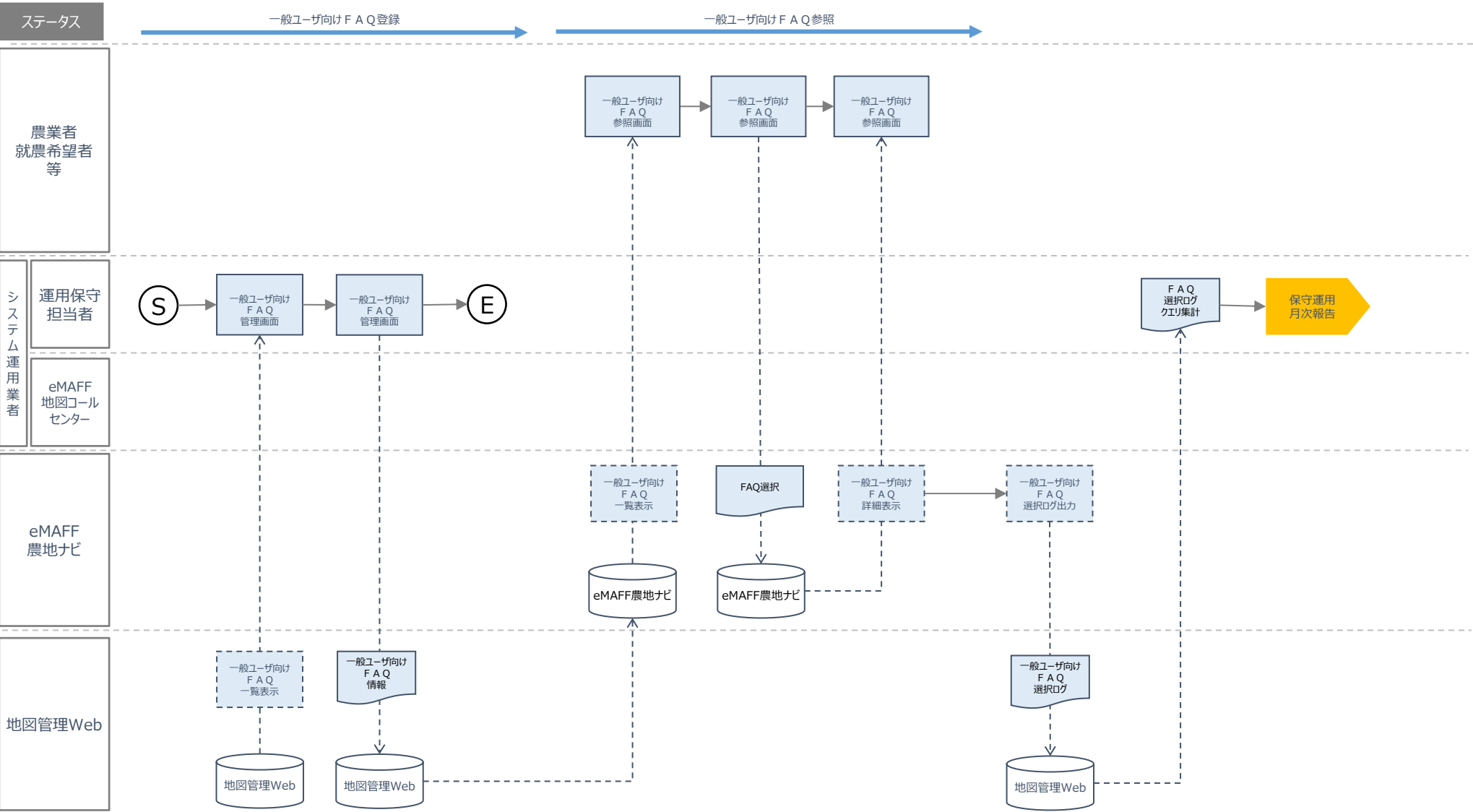
GY003-02. eMAFF農地ナビ管理（マスタ・設定値管理）



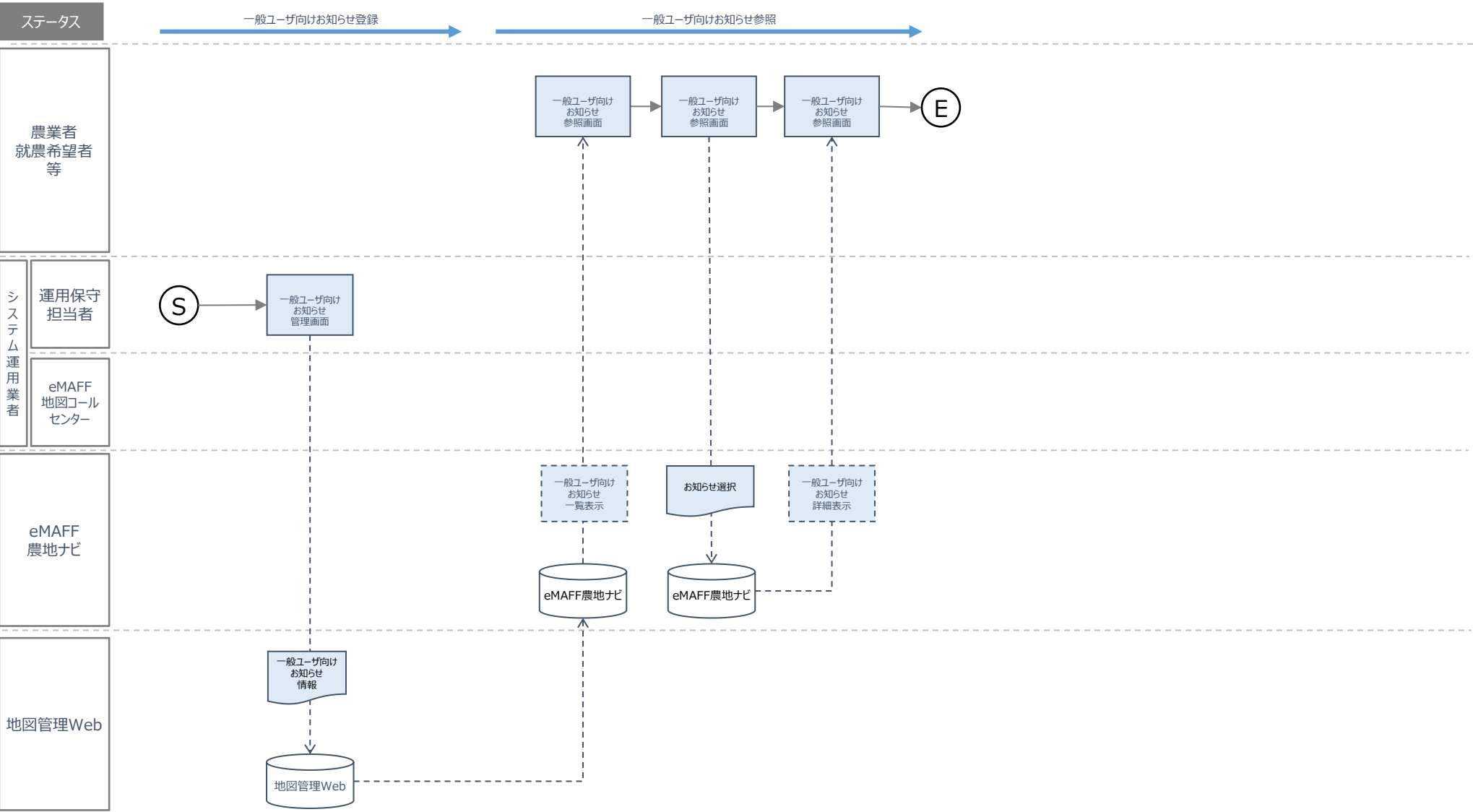
GY004-01.公開データ参照



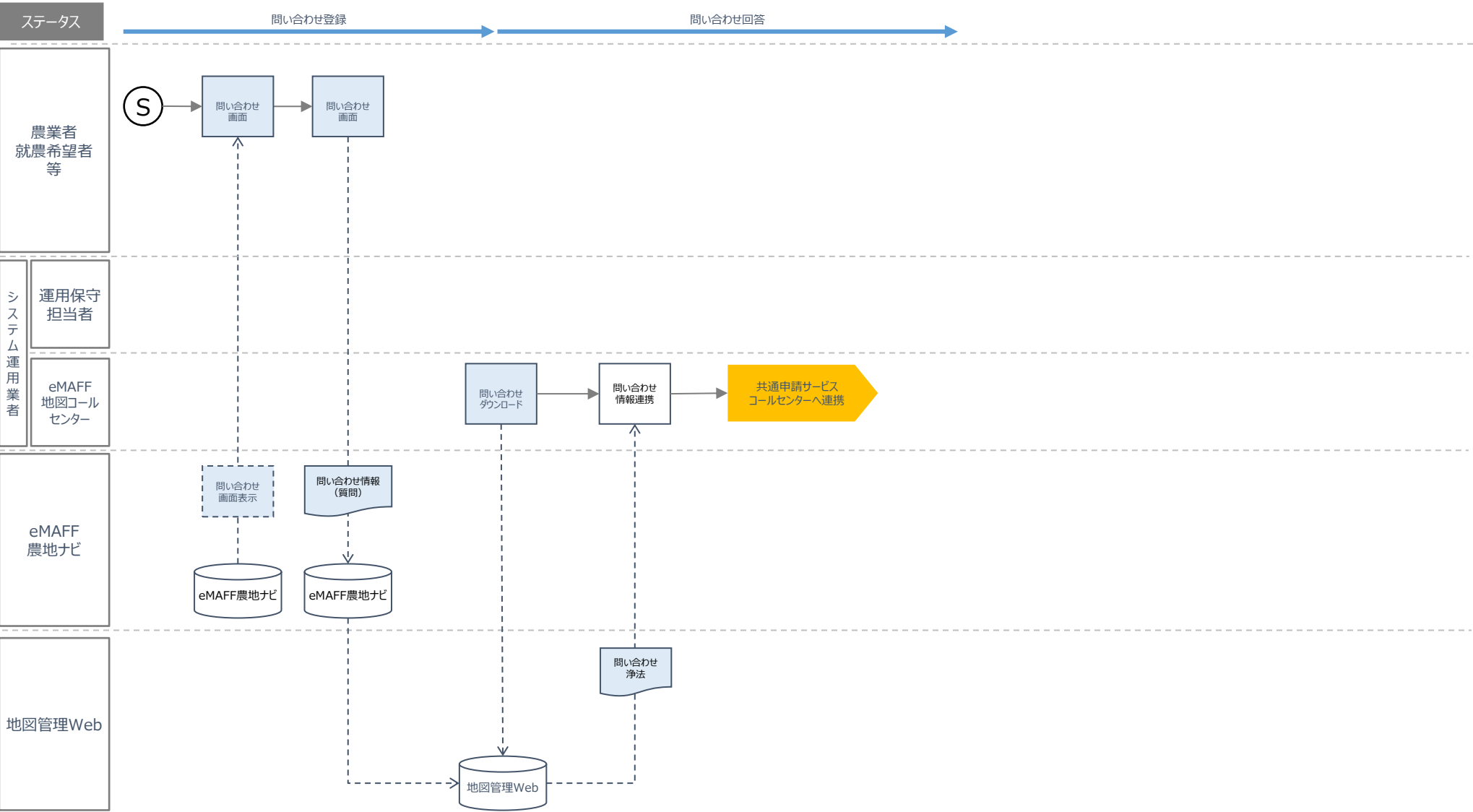
GY004-02.一般ユーザ向けFAQ管理・参照



GY004-03.一般ユーザ向けお知らせ管理・参照

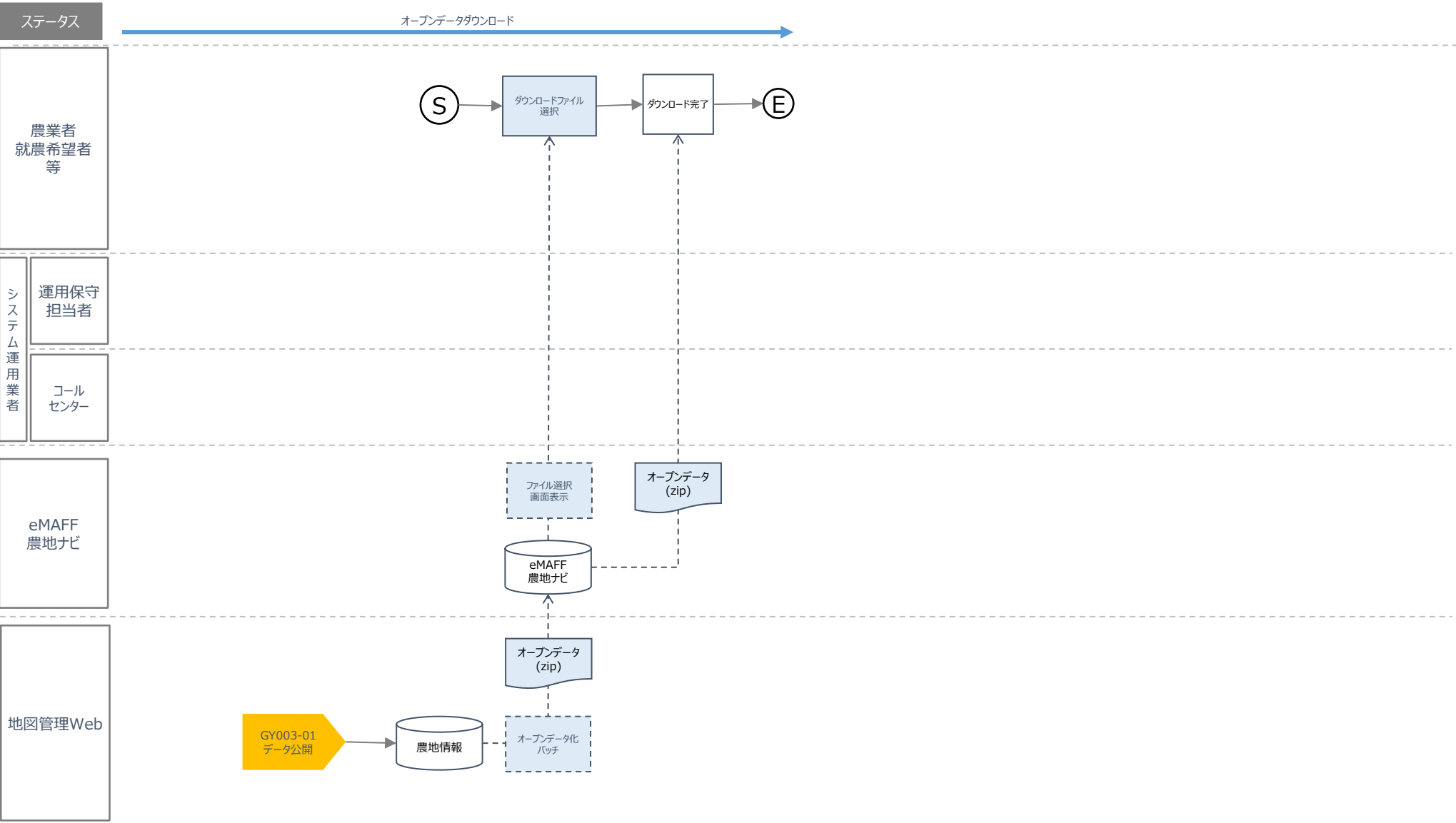


GY004-04.お問い合わせ登録・回答



GY004-05.オープンデータダウンロード

令和4年度開発にて機能としては開発済
ただし、ユーザには解放していない機能



GY005-00-01 : ログイン(eMAFF-IdPを用いたログイン)

ステータス

未ログイン

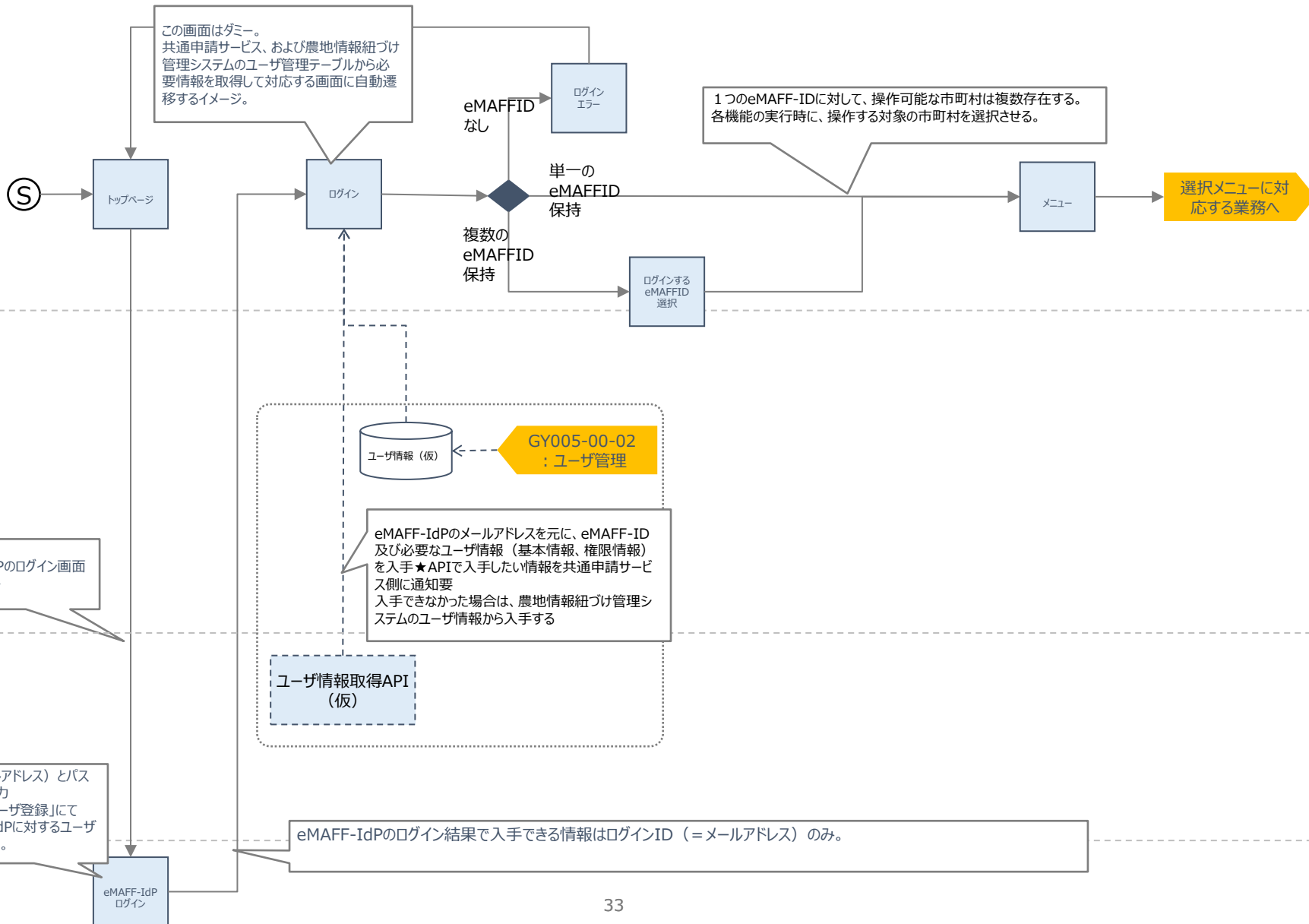
ログイン済

全アクター

紐づけ管理Web

共通申請サービス

eMAFF-IdP



GY005-00-02 : ユーザ管理

ステータス

未ログイン

ログイン済

紐づけ実施
事業者

①

GY005-00-01
: ログイン

メニュー

個別管理ユーザ
一覧

個別管理ユーザ
登録

個別管理ユーザ
編集

個別管理ユーザ
削除

②

① 共通申請サービスで管理されているユーザにシステム管理者・承認責任者権限を与える場合
 ・共通申請サービスから対象のユーザ情報を検索する
 ・付与したい権限を選択する

② 紐づけ担当者を登録する
 ・共通申請サービスから検索し、登録対象ユーザが存在しない事を確認する。
 ・ユーザ情報、権限、対応する市町村を選択する。

紐づけ管理Web

ユーザ情報 (仮)

共通申請
サービス

ユーザ情報取得API
(仮)

市町村情報
取得API (仮)

eMAFF-IdP

業務フロー小分類一覧（GY005-01：データ前準備）

No.	業務フロー(小分類)名	概要
1	GY005-01-01：アップロード	地番位置参照データ、地番履歴、公共座標系地図のXMLデータ作成に必要な元データを入手し、紐づけ管理システムにアップロードする。
2	GY005-01-02：座標系変換	アップロードした不動産登記簿の登記所備付地図（任意座標系）に対して、地番データが図郭内に存在する場合、移動/拡縮/アフィン変換/曲げのアルゴリズムを利用してを公共座標系に自動処理にて変換する。 自動処理にて正確性検証でしきい値を下回る場合、手動処理にて任意座標系図郭データと地番データに対して、ジオメトリのペアを大量に作成して調整する。
3	GY005-01-03：地番位置参照データ作成	アップロードした各ファイルを用いて、登記所備付地図、地番図、農地ポリゴン、農地ピン、水土里情報、BMピンの6種の地番位置参照データを作成する。
4	GY005-01-04：筆ポリゴンデータ取込	農地情報データベースから農地情報紐づけにて利用する筆ポリゴンデータのコピーを作成する。
5	GY005-01-05：筆ポリゴンデータ地番アドレス付与	区画情報と筆ポリゴンとの重畳判定（最大面積、中心点直下、最近傍中心点）を実施し、区画情報に紐付いた筆ポリゴンへの地番付与を行う。m:n対応を前提とした包含関係についても整理する。 区画情報が存在しない場合、ピン情報と筆ポリゴンとの内外判定による地番付与を実施する。

GY005-01-01 : アップロード①(登記所備付地図)

ステータス

アップロード中

アップロード済

行政機関等職員	法務省	民事課
	農林水産省	戦略・デジタル
	市町村	課税課

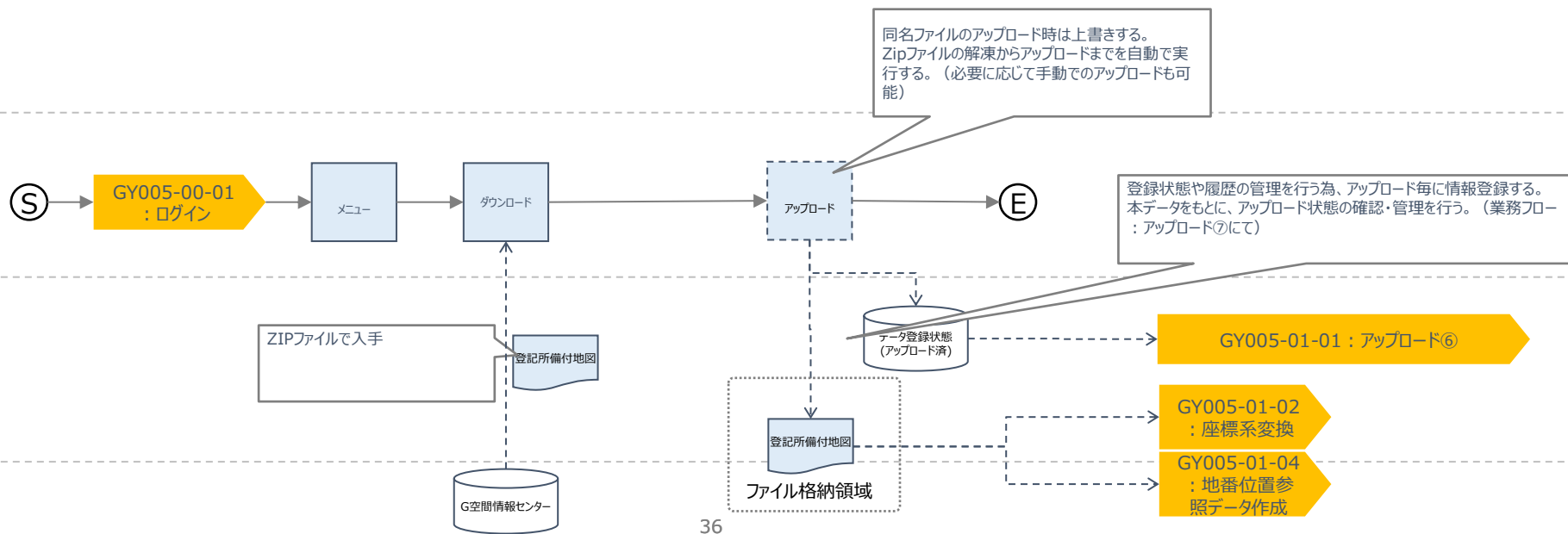
農地法の関連組織	全国農業会議所
	農業委員会

その他審査機関等	地域農業再生協議会
	農業共済組合
	土地改良事業団体連合会
	民間事業者

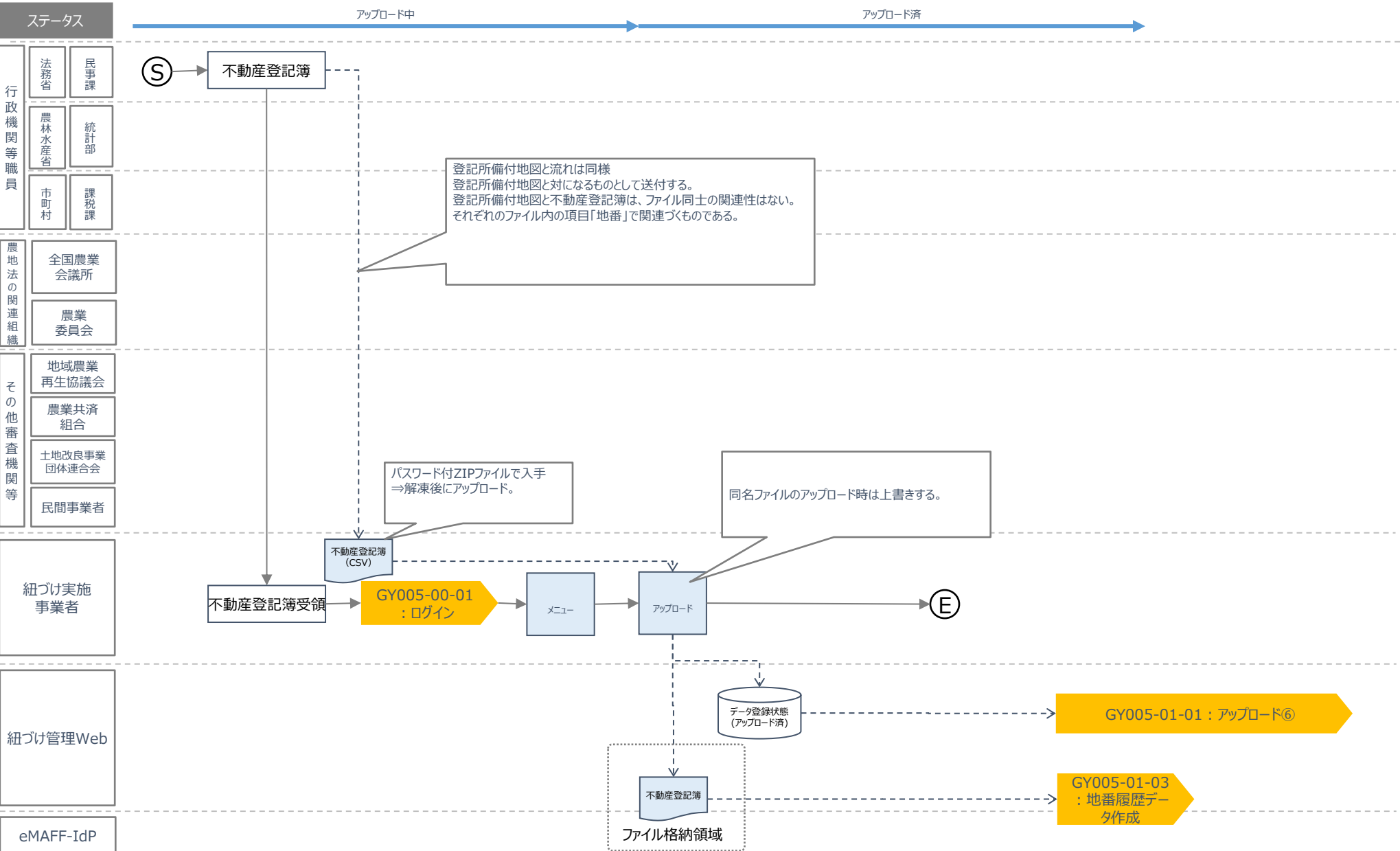
紐づけ実施事業者

紐づけ管理Web

その他システム



GY005-01-01 : アップロード②(不動産登記簿)



GY005-01-01 : アップロード③(地番図)

ステータス

アップロード中

アップロード済

- 行政機関等職員
 - 法務省
 - 民事課
 - 農林水産省
 - 統計部
 - 市町村
 - 課税課

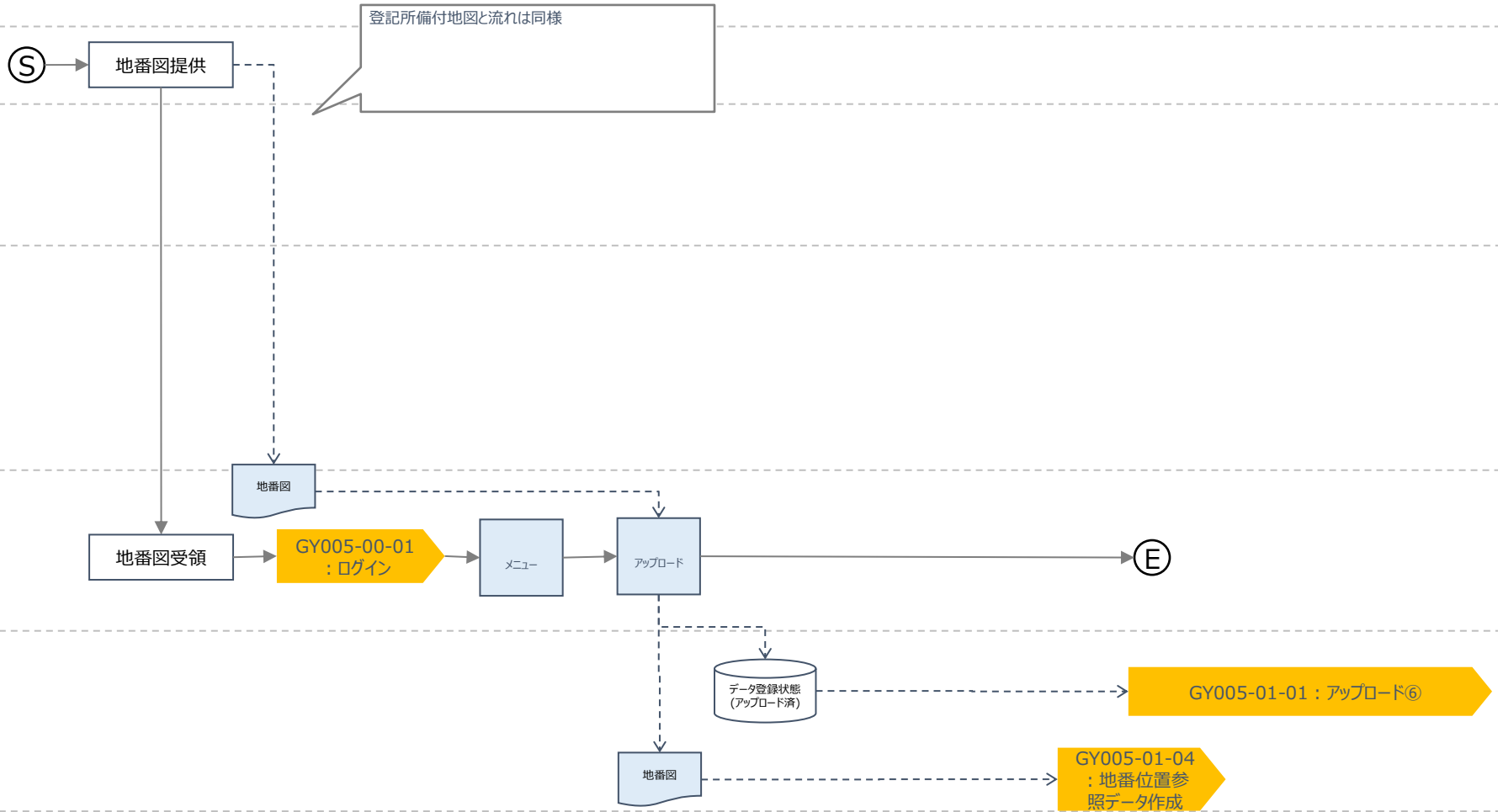
- 農地法の関連組織
 - 全国農業会議所
 - 農業委員会

- その他審査機関等
 - 地域農業再生協議会
 - 農業共済組合
 - 土地改良事業団体連合会
 - 民間事業者

- 紐づけ実施事業者

- 紐づけ管理Web

- eMAFF-IdP



GY005-01-01 : アップロード④(水土里情報)

ステータス

アップロード中

アップロード済

行政機関等職員	法務省	民事課
	農林水産省	統計部
	市町村	課税課

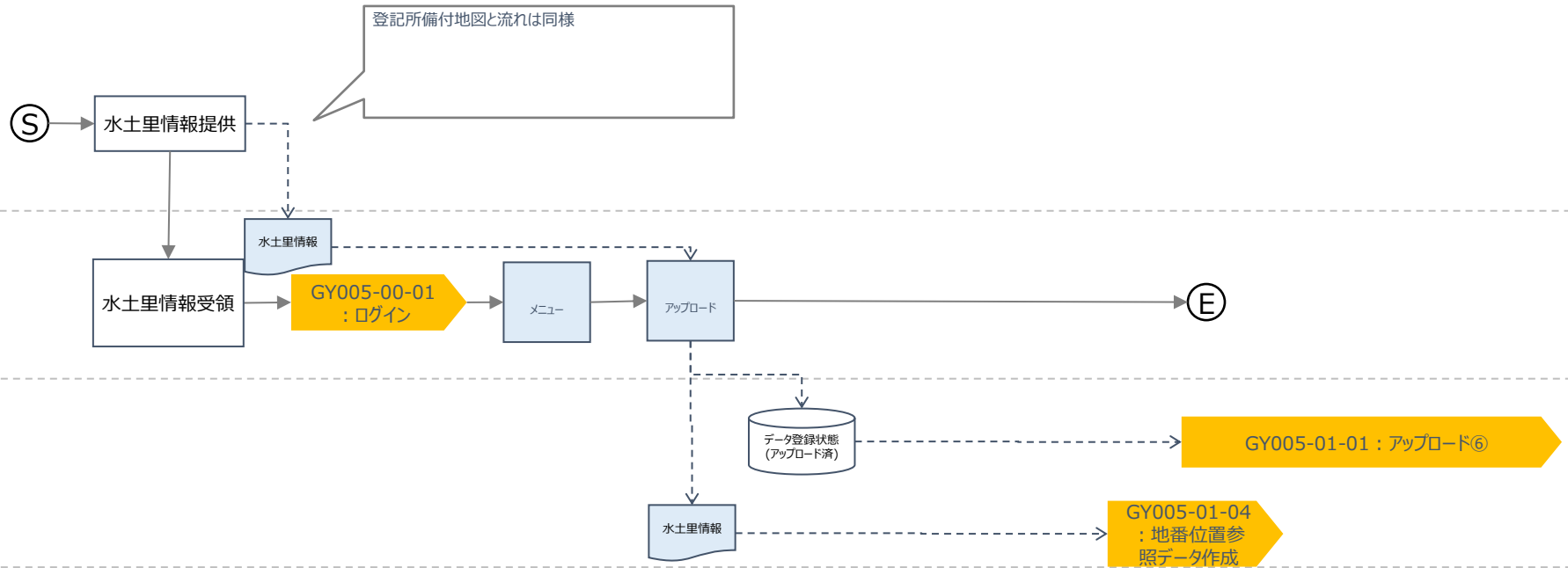
農地法の関連組織	全国農業会議所
	農業委員会

その他審査機関等	地域農業再生協議会
	農業共済組合
	土地改良事業団体連合会
	民間事業者

紐づけ実施事業者

紐づけ管理Web

eMAFF-IdP



GY005-01-01 : アップロード⑤(BMピン)

ステータス

アップロード中

アップロード済

行政機関等職員

法務省

民事課

農林水産省

統計部

市町村

課税課

農地法の関連組織

全国農業
会議所

農業
委員会

その他審査機関等

地域農業
再生協議会

農業共済
組合

土地改良事業
団体連合会

民間事業者

登記所備付地図と流れは同様

⑤

BMピン提供

BMピン

BMピン受領

GY005-00-01
: ログイン

メニュー

アップロード

⑥

紐づけ実施
事業者

紐づけ管理Web

データ登録状態
(アップロード済)

GY005-01-01 : アップロード⑥

BMピン

GY005-01-04
: 地番位置参
照データ作成

eMAFF-IdP

GY005-01-01 : アップロード⑥(アップロード状態確認-共通)

ステータス

アップロード済

アップロード済/削除済

行政機関等職員	法務省	民事課
	農林水産省	統計部
	市町村	課税課

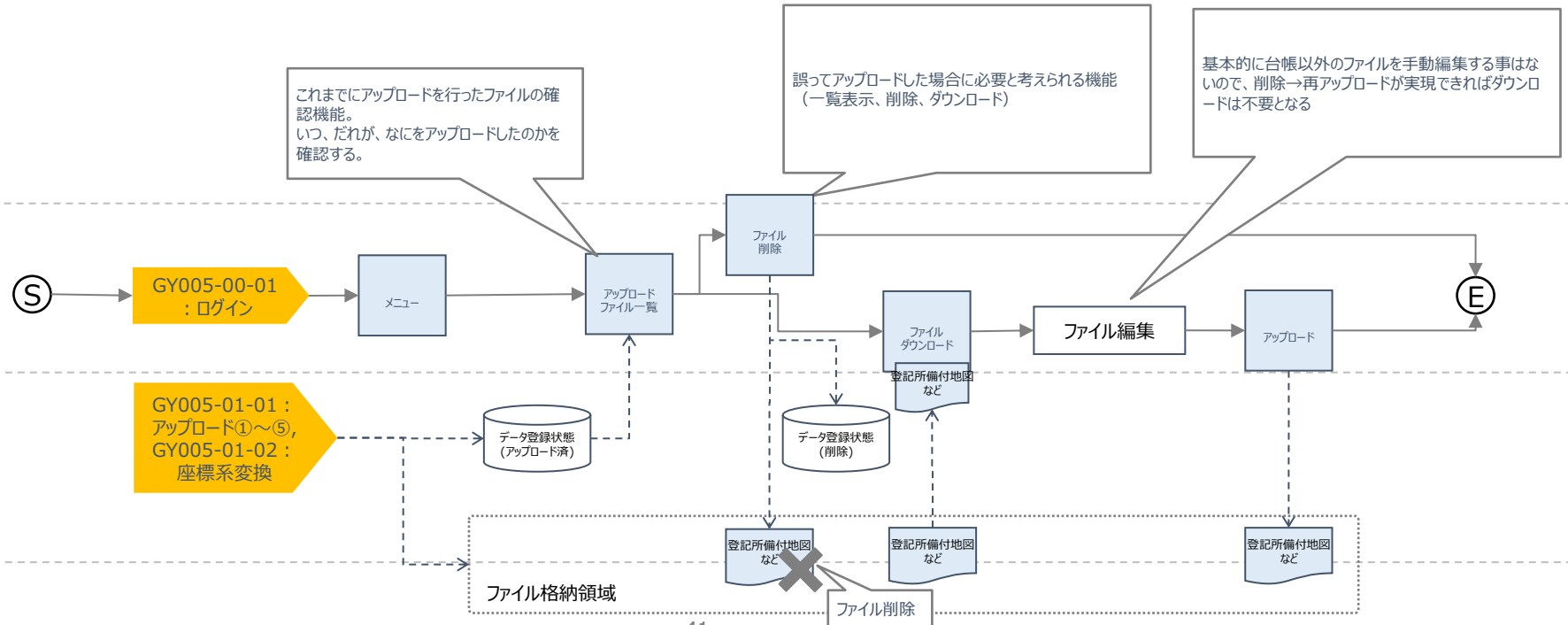
農地法の関連組織	全国農業会議所
	農業委員会

その他審査機関等	地域農業再生協議会
	農業共済組合
	土地改良事業団体連合会
	民間事業者

紐づけ実施事業者

紐づけ管理Web

eMAFF-IdP



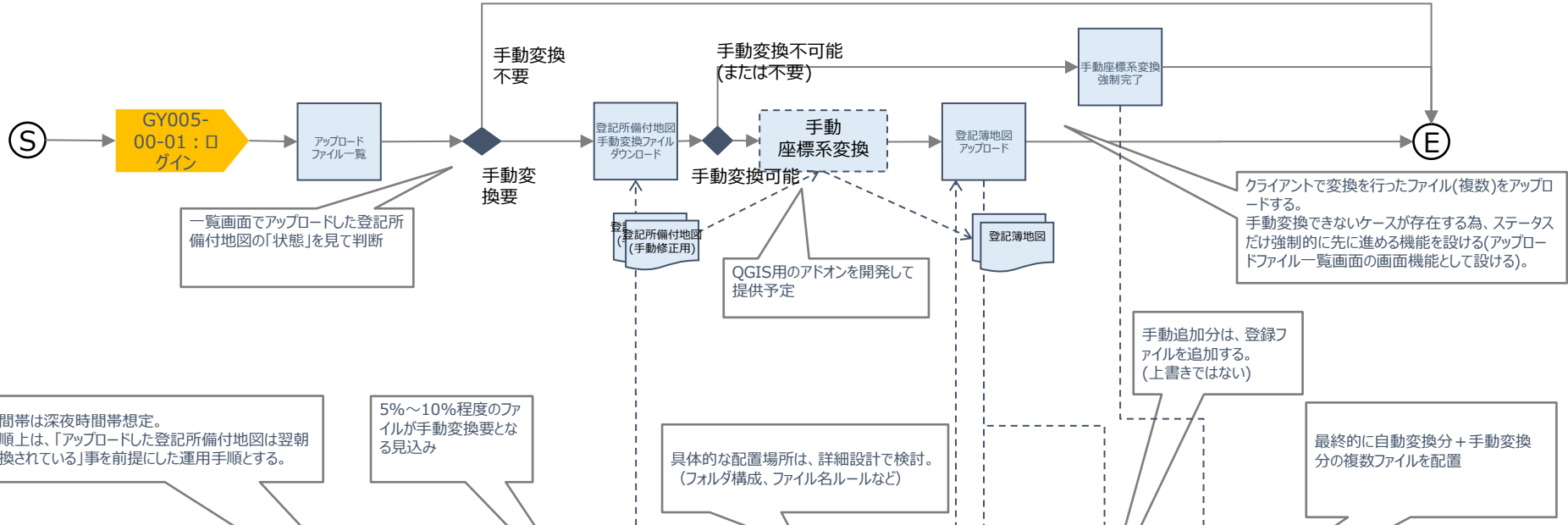
GY005-01-02 : 座標系変換

ステータス

(登録所備付地図)アップロード済

(登録所備付地図)自動座標系変換済

(登録所備付地図)手動座標系変換済



紐づけ実施事業者

実行時間帯は深夜時間帯想定。
運用手順上は、「アップロードした登録所備付地図は翌朝自動変換されている」事を前提にした運用手順とする。

5%~10%程度のファイルが手動変換要となる見込み

具体的な配置場所は、詳細設計で検討。
(フォルダ構成、ファイル名ルールなど)

手動追加分は、登録ファイルを追加する。
(上書きではない)

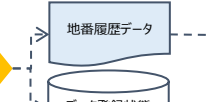
最終的に自動変換分+手動変換分の複数ファイルを配置

紐づけ管理Web

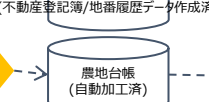
GY005-01-01 : アップロード①



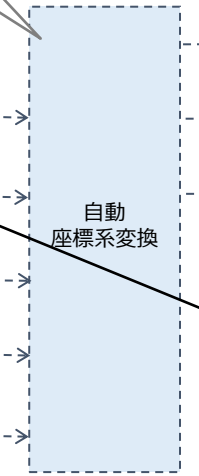
GY005-01-03 : 地番履歴データ作成



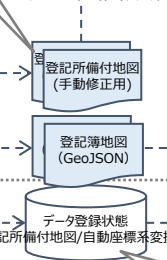
GY005-02-01 : 農地台帳データ抽出・自動加工



AzureFunctions (スケジュール起動)



ファイル格納領域



- ・手動修正用の登録所備付地図のパスとGeoJSONファイルのパスを書き込み。
- ・状態を更新

登録所備付地図がアップロードされている=「データ登録状態テーブル」上でアップロード済状態で登録された状態。
これを自動座標系変換のINPUTデータとして扱ってもらう。
→レコード内にファイルを取得する為の情報 (パスなど) を保存する。
インプットファイルは3セット揃ってからの実行を基本とする。
ただし農地台帳が無いケースはレアだがありうるので、どういった形で情報通知するかは詳細設計で検討。

GY005-01-04 : 地番位置参照データ作成

GY005-01-01 : アップロード⑥

手動修正が必要な場合は、次業務 (地番位置参照データ作成) は行わせない。
(地番位置参照データが不完全な状態になり再取込が必要になる状態を避ける)
自動座標系変換済と手動座標系変換済の2ステータスに状態を分けて管理する。

GY005-01-04 : 地番位置参照データ作成 (基本登録フロー)

ステータス

アップロード済

地番位置参照データ作成済

紐づけ実施
事業者

Ⓢ

GY005-00-01 : ログイン

メニュー

地番位置参照データ作成
状況確認

実行状況確認～ログのダウンロードは
HG001-03 : 地番履歴データ作成と
同じである為、割愛する。

ⓔ

マスク設定に沿って自治体ごとに必要な地番位置
参照データがそろっていることを確認後、自動実行。

Azure Functions

(全アップロード業務)

ファイル登録状態
(アップロード済)

地番位置参照データ作成

ファイル登録状態
(地番位置参照データ作成済)

GY005-01-02 : 座標
系変換

登録簿地図
(GeoJSON)

地番位置参照データ作
成(登記所備付地図)

地番位置参照データ
(登記所備付地図)

区画情報
(登記所備付地図)

GY005-01-01 : アップ
ロード③

地番図

地番位置参照データ
作成(地番図)

地番位置参照データ
(地番図)

区画情報
(地番図)

GY005-02-01 : 農
地台帳データ抽出・自
動加工

農地ポリゴン

地番位置参照データ
作成(農地ポリゴン)

地番位置参照データ
(農地ポリゴン)

区画情報
(農地ポリゴン)

農地ピン

地番位置参照データ
作成(農地ピン)

地番位置参照データ
(農地ピン)

GY005-01-01 : アップ
ロード④

水土里情報

地番位置参照データ
作成(水土里情報)

地番位置参照データ
(水土里情報)

区画情報
(水土里情報)

GY005-01-01 : アップ
ロード⑤

BMピン

地番位置参照データ
作成(BMピン)

地番位置参照データ
(BMピン)

ファイル格納領域

GY006 : 紐づけデ
ータ連携

GY005-01-06 :
筆ポリゴンデータ地
番アドレス付与

各台帳の位置情
報付与

GY005-06 : 手
動位置情報紐づ
け(紐づけ補正
ツール)

pbfファイル

ベクタータイル
生成処理

12桁コード化
付与処理

12桁コードテー
ブル

紐づけ管理Web

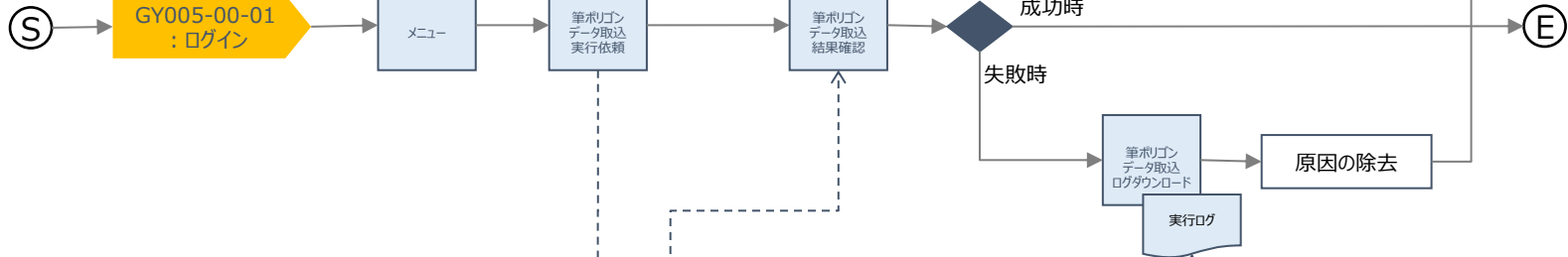
GY005-01-05 : 筆ポリゴンデータ取込

ステータス

筆ポリゴン未取込

筆ポリゴン取込済(地番アドレスなし)

紐づけ実施
事業者



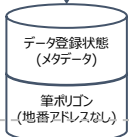
紐づけ管理Web

Azure Data Factory
(※単純なデータ移送である場合)

筆ポリゴンデータ
取込

Azure Monitor

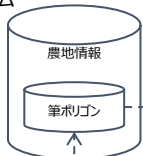
実行ログ



GY005-01-06 :
筆ポリゴンデータ地
番アドレス付与

農林水産省
地理情報
共通管理
システム

農地情報紐づけ管理システム
の対象外



筆ポリゴン管理
システム



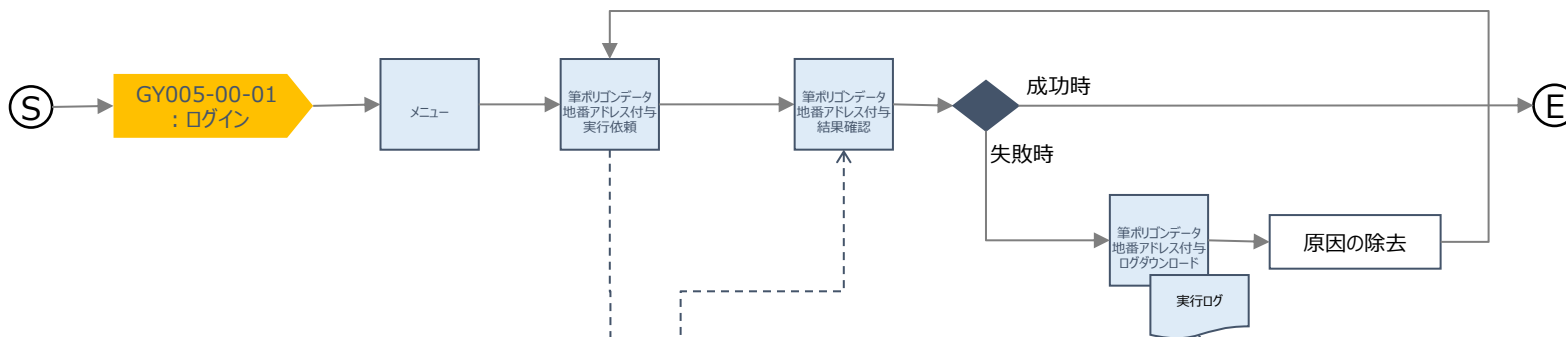
GY005-01-06 : 筆ポリゴンデータ地番アドレス付与

ステータス

筆ポリゴン取込済(地番アドレスなし)

筆ポリゴン取込済(地番アドレス付与済)

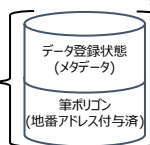
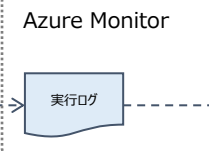
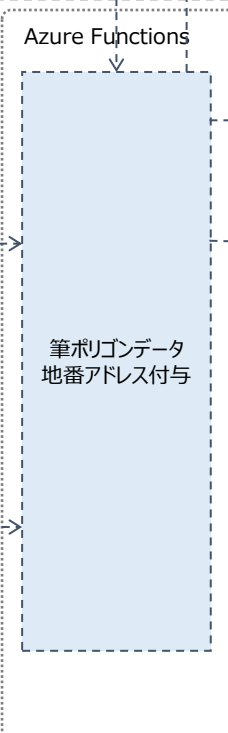
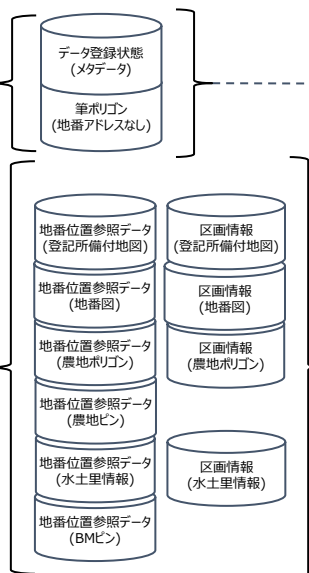
紐づけ実施
事業者



紐づけ管理Web

GY005-01-05 : 筆ポリゴンデータ取込

GY005-01-04 : 地番位置参照データ作成(基本登録フロー)



GY005-06 : 手動位置情報紐づけ(紐づけ補正ツール)

筆ポリゴンデータ移行

業務フロー小分類一覧（GY005-02：農地台帳紐づけ）

No.	業務フロー(小分類)名	概要
01	GY005-02-01：農地台帳データ 抽出・自動加工	<p>農林水産省地理情報共通管理システム（農地情報）より全国分の農地台帳を取得し、農地情報紐づけ管理システムに抽出する。</p> <p>あわせて、実施機関ごとに管理手法が異なる台帳データに対し、地番を用いた紐づけを効果的に行うための前処理として、データ加工作業を実施する。加工処理は、地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換（順序・結合）、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等となる。</p> <p>加工後、台帳のDB登録を行う。その際、台帳IDを付与する。</p>
02	GY005-02-02：農地台帳データ 位置情報付与	<p>地番位置参照データを元に、台帳データ加工で処理を行った台帳データに対して、地番をキーとした位置情報付与作業を行う。</p> <p>地番位置参照データに地番と対応する区画情報が含まれている場合はポリゴンIDを、</p> <p>ピン情報が含まれている場合は緯度経度を付与する。</p> <p>また、地番マッチング精度に応じたマッチングレベルを付与し、筆ポリゴンとの紐づけにおける正確性検証や再紐づけ作業の効率化を図る。</p>

GY005-02-01 : 農地台帳データ抽出・自動加工

未登録

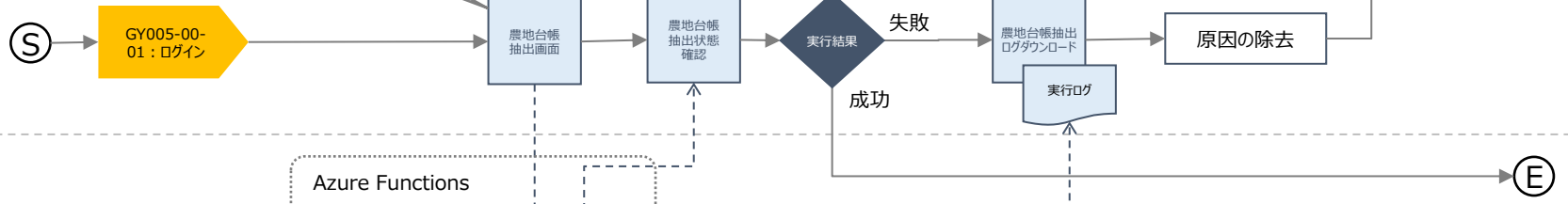
自動加工済

ステータス

農地法の関連組織
 全国農業会議所
 農業委員会

・対象の市町村を選択して抽出する。
 ・既に台帳データが抽出済以降の業務状態である場合は、新規レコードの追加、既存レコードの更新を行なう

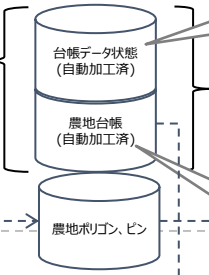
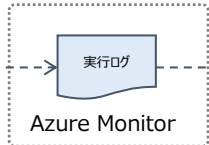
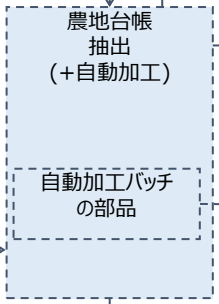
システム運用業者
 紐づけ実施業者



紐づけ管理Web

R4年度時点では位置情報が付与されていない農地台帳への対応のため、農委サポートシステムから直接抽出したCSVファイルをSE作業にて取込

Azure Functions



台帳データ状態：台帳のメタ情報、台帳の業務状態を管理する事を目的としたテーブル

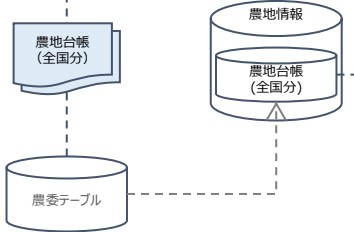
GY005-02-02：農地台帳データ 位置情報付与

GY005-01-04：地番位置参照データ作成（基本登録フロー）

1つの台帳レコードに、複数の地番が記載されているケースがある。位置情報付与・確認は地番単位で実施するが、最終的な確認業務は台帳レコード単位で行う。



農林水産省地理情報共通管理システム
 農委サポートシステム



GY005-02-02 : 農地台帳データ 位置情報付与

ステータス

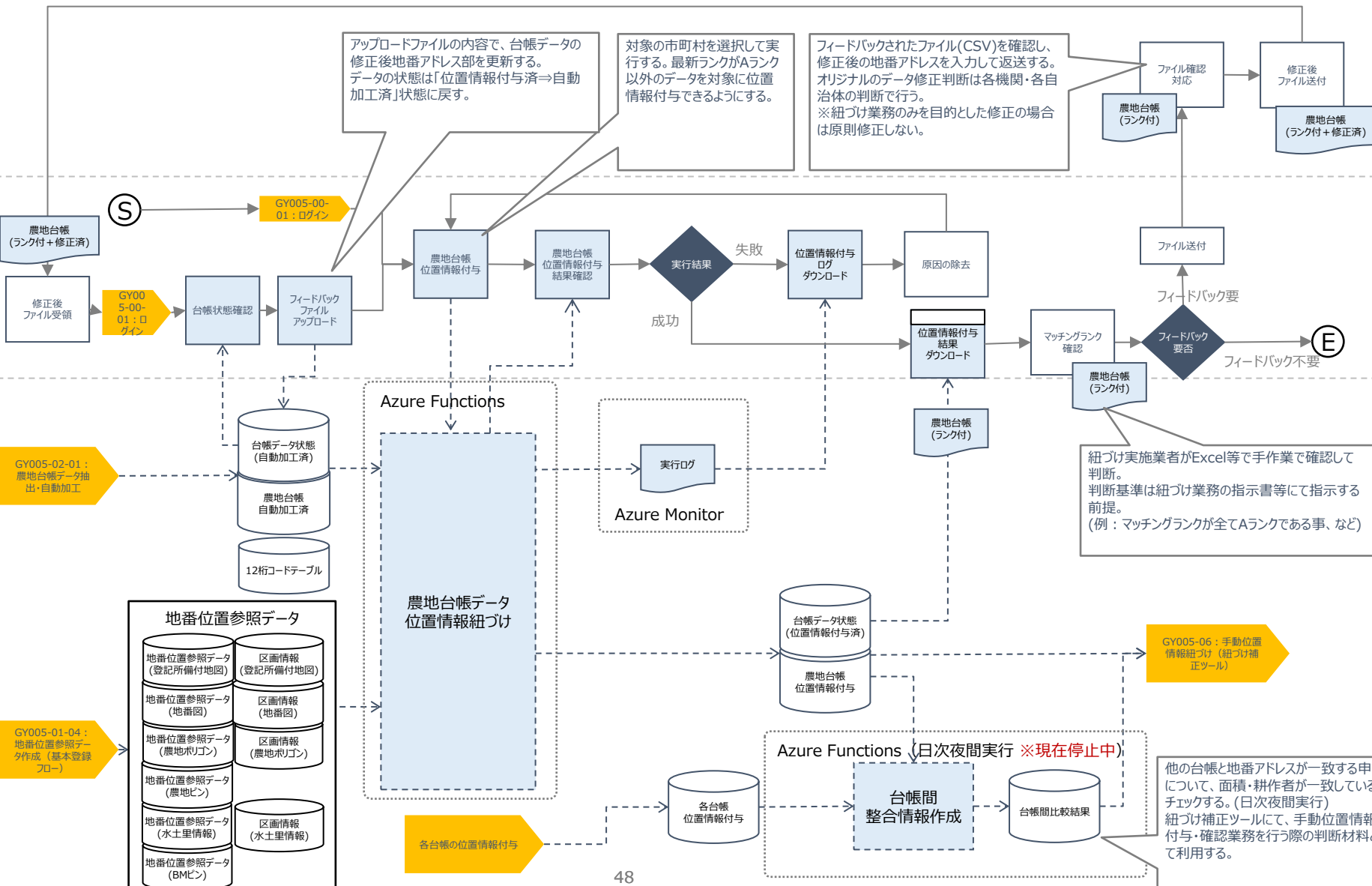
台帳データ自動加工済

位置情報付与

農地法の関連組織
 全国農業会議所
 農業委員会

システム運用業者
 紐づけ実施業者

紐づけ管理Web



業務フロー小分類一覧（GY005-03：水田台帳紐づけ）

No.	業務フロー(小分類)名	概要
1	GY005-03-01：水田台帳アップロード	水田台帳を取得し、農地情報紐づけ管理システムにアップロードする。 共通申請サービスを使用している市町村はデータベース連携によりデータ入手し、その他の市町村はファイルで入手する。 入手したファイルに対して必要に応じて外字対応・地番の手動加工を行う。
2	GY005-03-02：水田台帳データ自動加工	実施機関ごとに管理手法が異なる台帳データに対し、地番を用いた紐づけを効果的に行うための前処理として、データ加工作業を実施する。加工処理は、地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換（順序・結合）、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等となる。 加工後、台帳のDB登録を行う。その際、台帳IDを付与する。
3	GY005-03-03：水田台帳データ位置情報付与	地番位置参照データを元に、台帳データ加工で処理を行った台帳データに対して、地番をキーとした位置情報付与作業を行う。 地番位置参照データに地番と対応する区画情報が含まれている場合はポリゴンIDを、 ピン情報が含まれている場合は緯度経度を付与する。 また、地番マッチング精度に応じたマッチングレベルを付与し、筆ポリゴンとの紐づけにおける正確性検証や再紐づけ作業の効率化を図る。

GY005-03-01 : 水田台帳アップロード① (ファイルによる入手)

ステータス

データ前準備

水田台帳アップロード済

行政機関等職員
市区町村
農政課

共通申請サービスを使用していない市町村の場合：
ファイルで入手する。

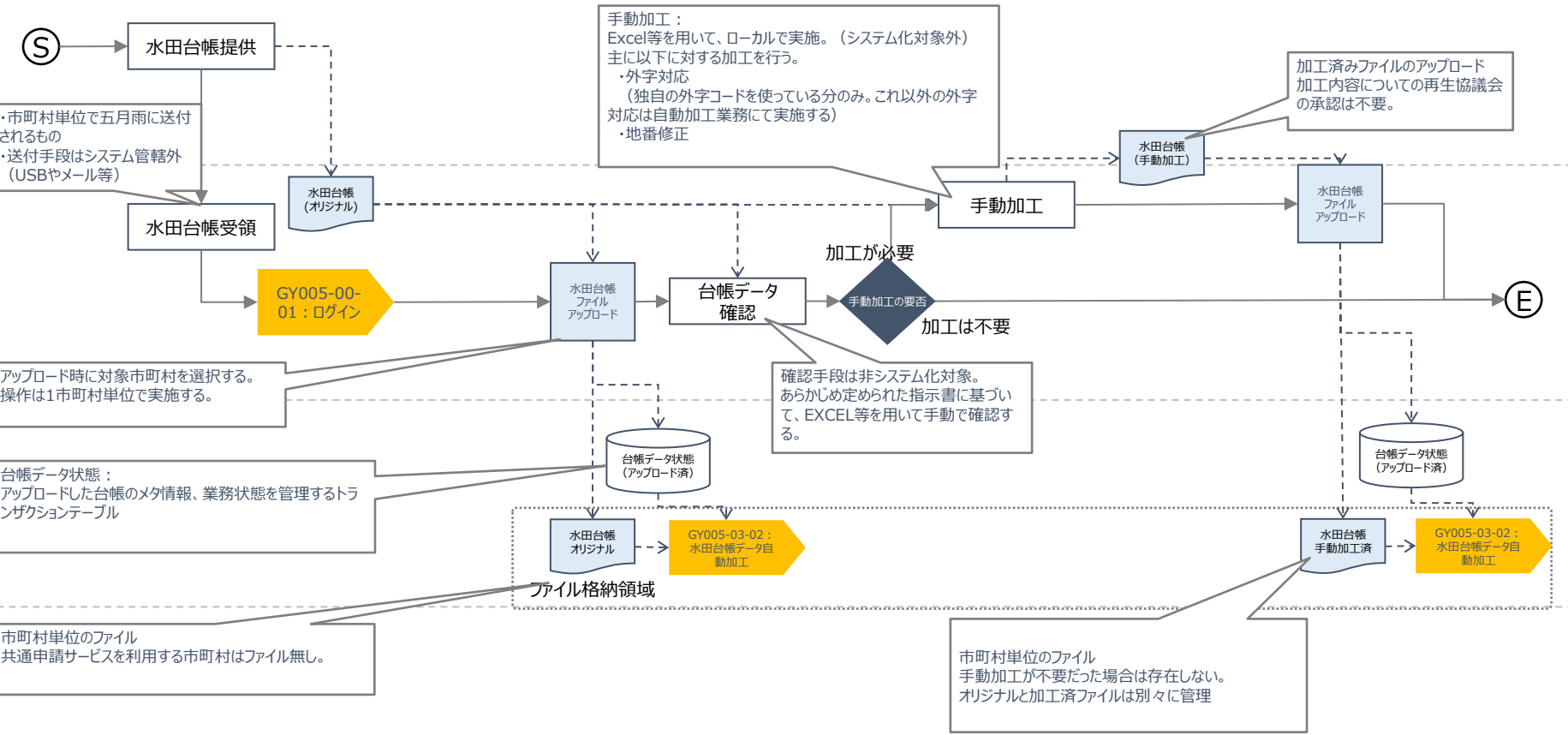
その他審査機関等
地域農業再生協議会

システム運用業者
紐づけ実施業者

紐づけ管理Web

農林水産省地理情報共通管理システム

共通申請サービス



GY005-03-01 : 水田台帳アップロード② (データベース連携による入手)

ステータス

データ前準備

台帳データ自動加工済

行政機関等職員
市区町村
農政課

その他審査機関等
地域農業再生協議会

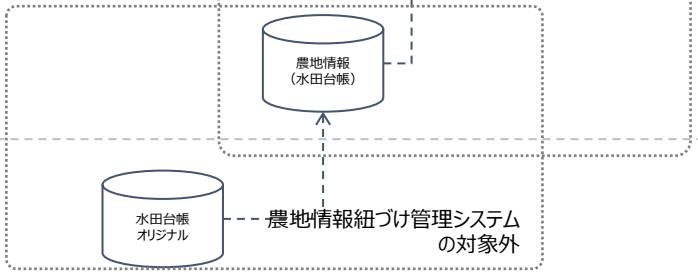
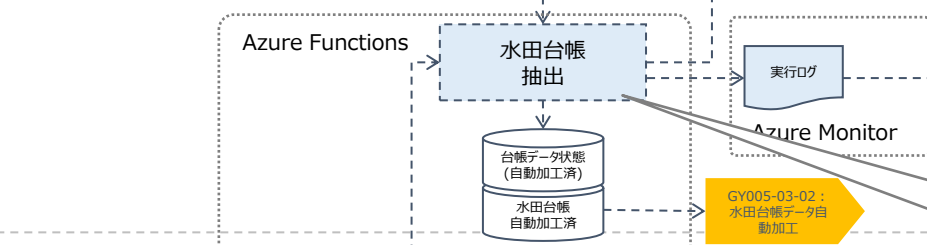
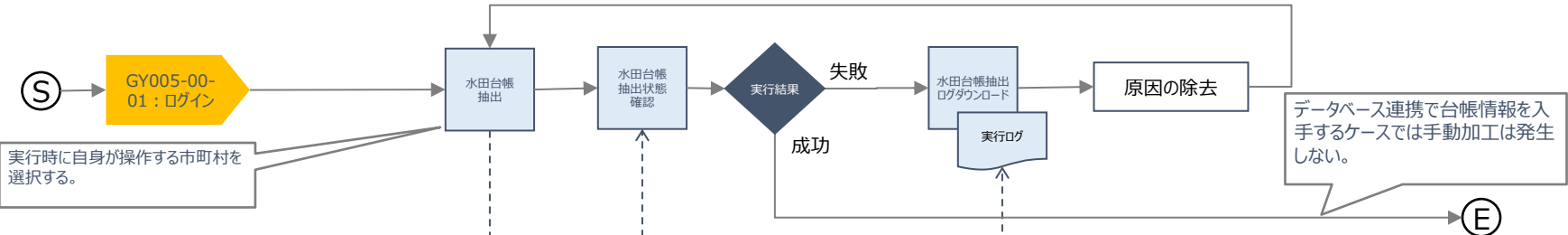
システム運用業者
紐づけ実施業者

紐づけ管理Web

農林水産省地理情報共通管理システム

共通申請サービス

共通申請サービスを使用している市町村の場合：
共通申請サービスのデータベースから入手する。



データベース連携の場合は、取込と同時に「自動加工」まで実施する。
オリジナルデータには口座情報など紐づけ業務に利用しない項目が含まれる為、コピーする際は必要最小限の項目のみとする。

取込済状態で再度取込を実行する場合（間違えた場合や次年度の取込時）
1回きり実行の前提である事から、再取込仕様は市町村単位での入替とする。
つまり、位置情報付与業務以降も再実行が必要である

GY005-03-02 : 水田台帳データ自動加工

ステータス

水田台帳アップロード済

台帳データ自動加工済

その他
審査機
関等

地域農業
再生協
議会

・対象の市町村を選択して抽出する。
・既に台帳データが抽出済以降の業務状態である場合は、新規レコードの追加、既存レコードの更新を行なう

シス
テム
運
用
業
者

紐づけ
実施業者

Ⓢ

GY005-00-01 : ログイン

水田台帳
自動加工
依頼

水田台帳
自動加工
結果確認

実行結果

失敗

成功

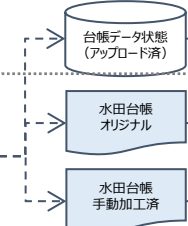
水田台帳
自動加工
結果
ログ
ダウンロード

原因の除去

Ⓔ

紐づけ管理Web

GY005-03-01 : 水田台帳アップロード①



Azure Functions

水田台帳
自動加工

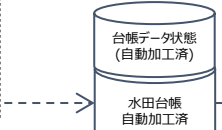
Azure Monitor

実行ログ

・地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換 (順序・結合)
・町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等
・台帳IDを付与

GY005-03-01 : 水田台帳アップロード②

データベース連携で取り込む市町村については、取込時に自動加工まで実施してしまう為、本シートでの業務は発生しない。



GY005-03-03 : 水田台帳データ位置情報付与

12桁コード化
付与処理

12桁コードテーブル

市町村単位
手動加工済ファイルが存在する場合は、手動加工済ファイルを優先して利用する。
手動加工済ファイルが存在しない場合は、オリジナルファイルを利用する。

ファイル内には口座情報など紐づけ業務に利用しない項目が含まれる為、テーブルへ登録する際は必要最小限の項目のみとする。

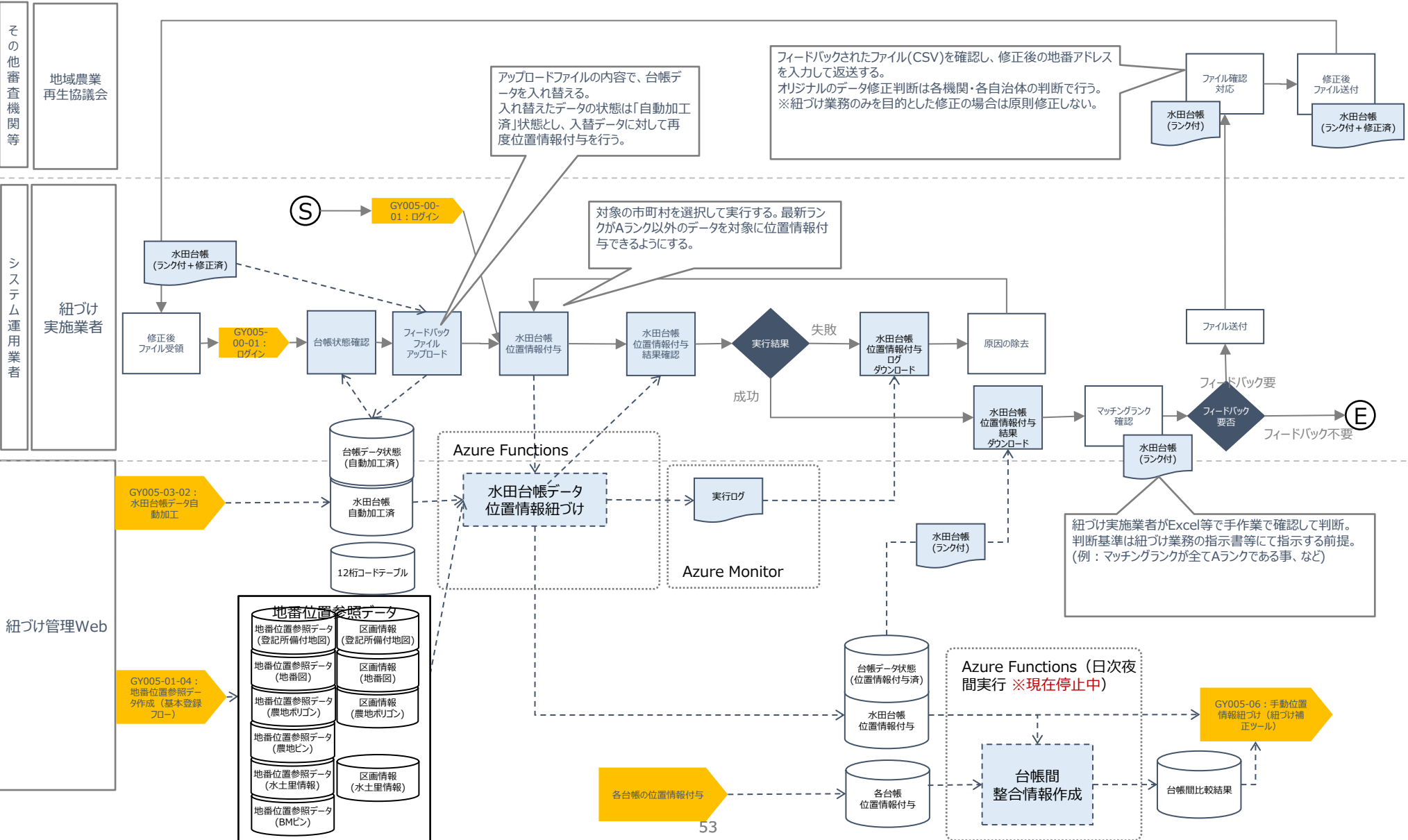
eMAFF-IDP

GY005-03-03 : 水田台帳データ位置情報付与

ステータス

台帳データ自動加工済

位置情報付与済



業務フロー小分類一覧（GY005-04：農業共済台帳紐づけ）

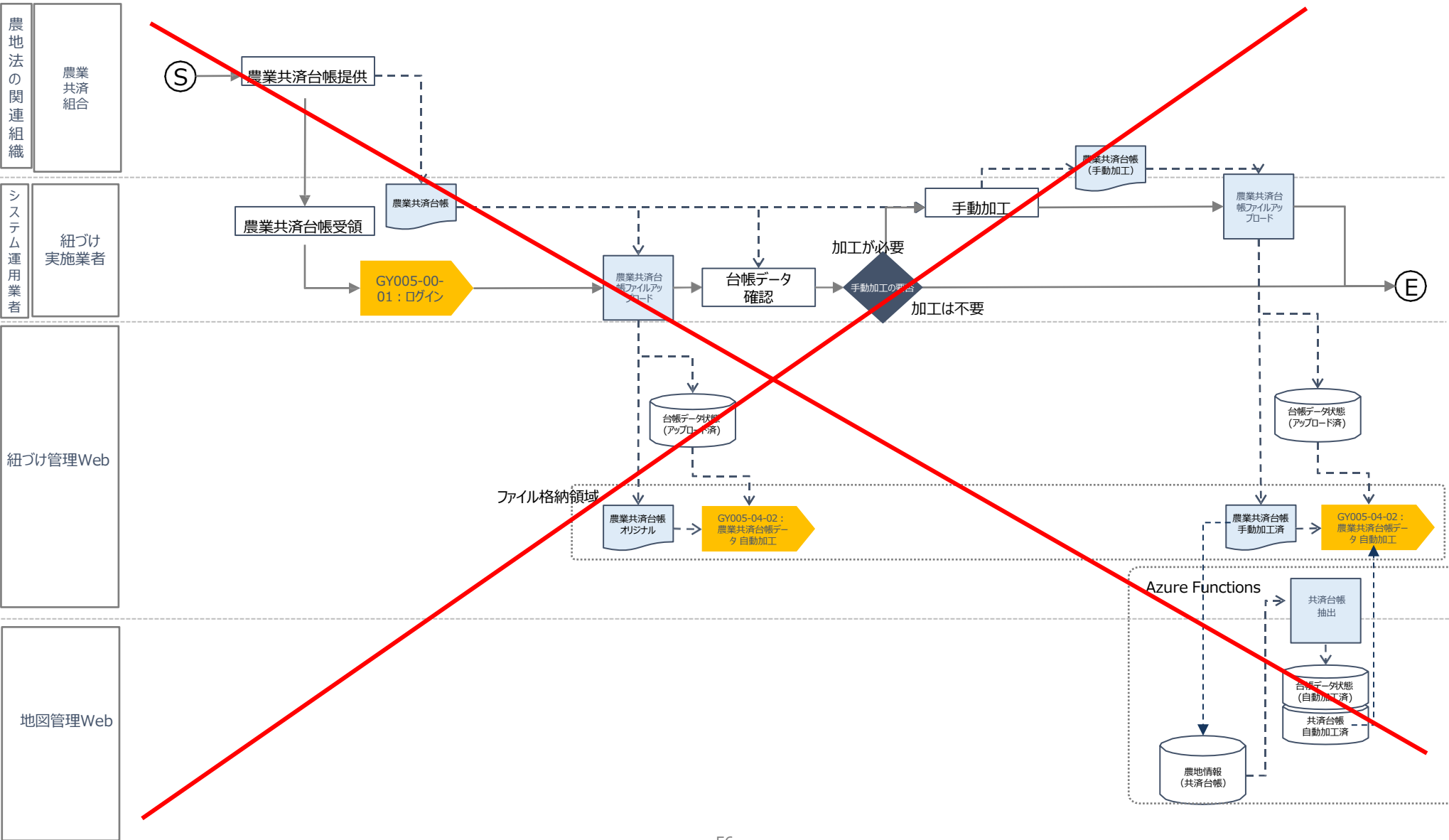
No.	業務フロー(小分類)名	概要
01	GY005-04-01：農業共済台帳台帳アップロード	農業共済組合より農業共済台帳を取得し、農地情報紐づけ管理システムにアップロードする。現在はDB連携のため機能削除済み。
02	GY005-04-02：台帳データ自動加工	実施機関ごとに管理手法が異なる台帳データに対し、地番を用いた紐づけを効果的に行うための前処理として、データ加工作業を実施する。加工処理は、地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換（順序・結合）、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等となる。 加工後、台帳のDB登録を行う。その際、台帳IDを付与する。
03	GY005-04-03：位置情報付与	地番位置参照データを元に、台帳データ加工で処理を行った台帳データに対して、地番をキーとした位置情報付与作業を行う。地番位置参照データに地番と対応する区画情報が含まれている場合はポリゴンIDを、ピン情報が含まれている場合は緯度経度を付与する。 また、地番マッチング精度に応じたマッチングレベルを付与し、筆ポリゴンとの紐づけにおける正確性検証や再紐づけ作業の効率化を図る。

GY005-04-01 : 農業共済台帳 アップロード 現在はDB連携のため機能削除済み

ステータス

データ前準備

農業共済台帳アップロード



GY005-04-02 : 農業共済台帳データ 自動加工

ステータス

農業共済台帳アップロード済

台帳データ自動加工

農地法の関連組織

農業共済組合

・対象の市町村を選択して抽出する。
・既に台帳データが抽出済以降の業務状態である場合は、新規レコードの追加、既存レコードの更新を行なう

システム運用業者

紐づけ実施業者

Ⓢ

GY005-00-01 : ログイン

台帳データ自動加工画面

自動加工結果確認

実行結果

失敗

自動加工結果ログダウンロード

原因の除去

ⓔ

紐づけ管理Web

Azure Functions

農業共済台帳データ自動加工

実行ログ

Azure Monitor

台帳データ状態 (自動加工済)

農業共済台帳自動加工済

GY005-04-03 : 農業共済台帳データ位置情報付与

・地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換 (順序・結合)
・町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等
・台帳IDを付与

GY005-04-01 : 農業共済台帳アップロード (共済台帳自動加工済DBから)

データベース連携で取り込む市町村については、取込時に自動加工まで実施してしまう為、本シートでの業務は発生しない。

12桁コード化付与処理

12桁コードテーブル

eMAFF-IdP

GY005-04-03 : 農業共済台帳データ 位置情報付与

ステータス

台帳データ自動加工済

位置情報付与

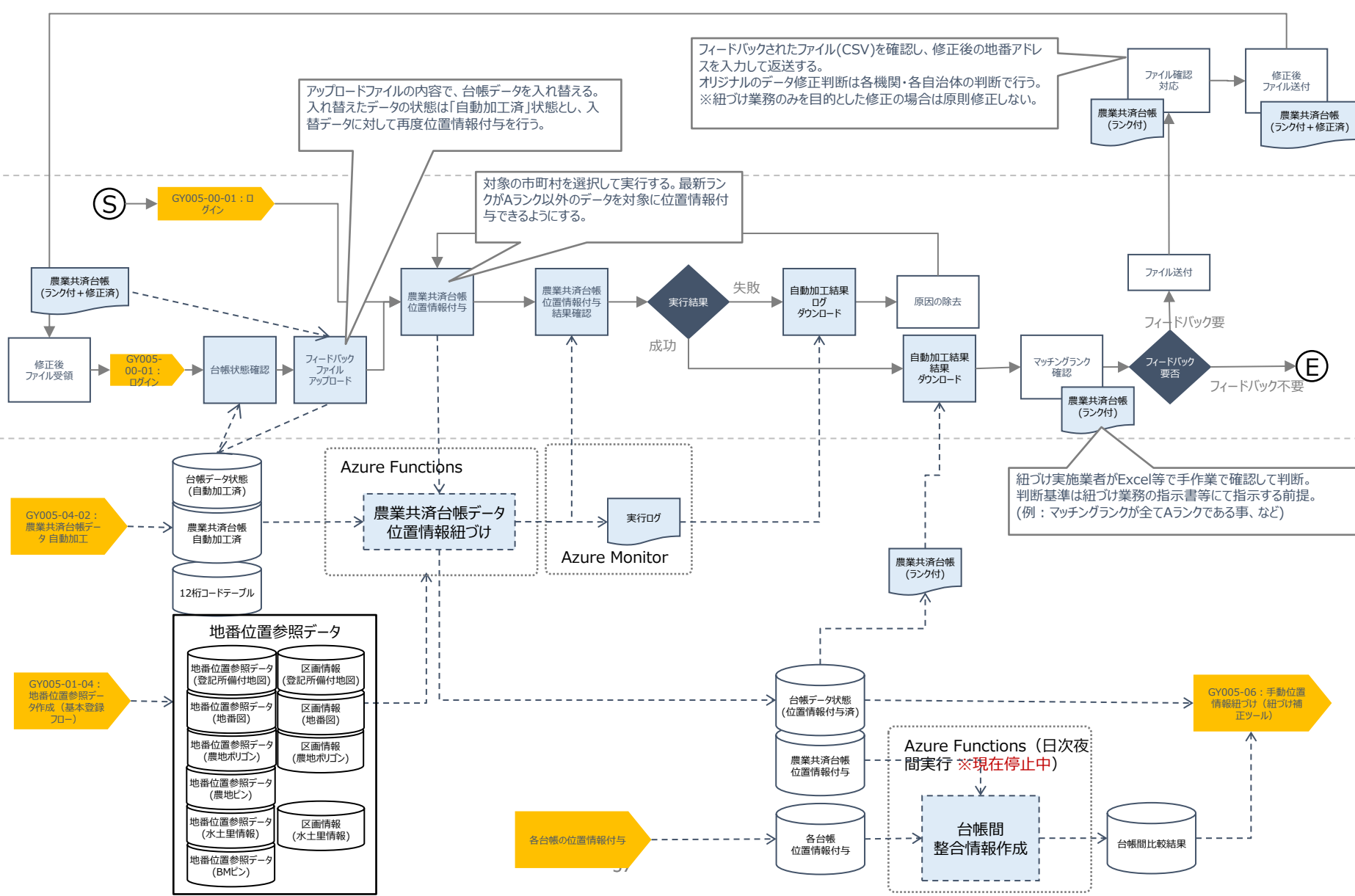
農地法
の
関連
組織

農業
共済
組合

システム
運用
業者

紐づけ
実施
業者

紐づけ管理Web



業務フロー小分類一覧（GY005-05：直接型支払い台帳紐づけ）

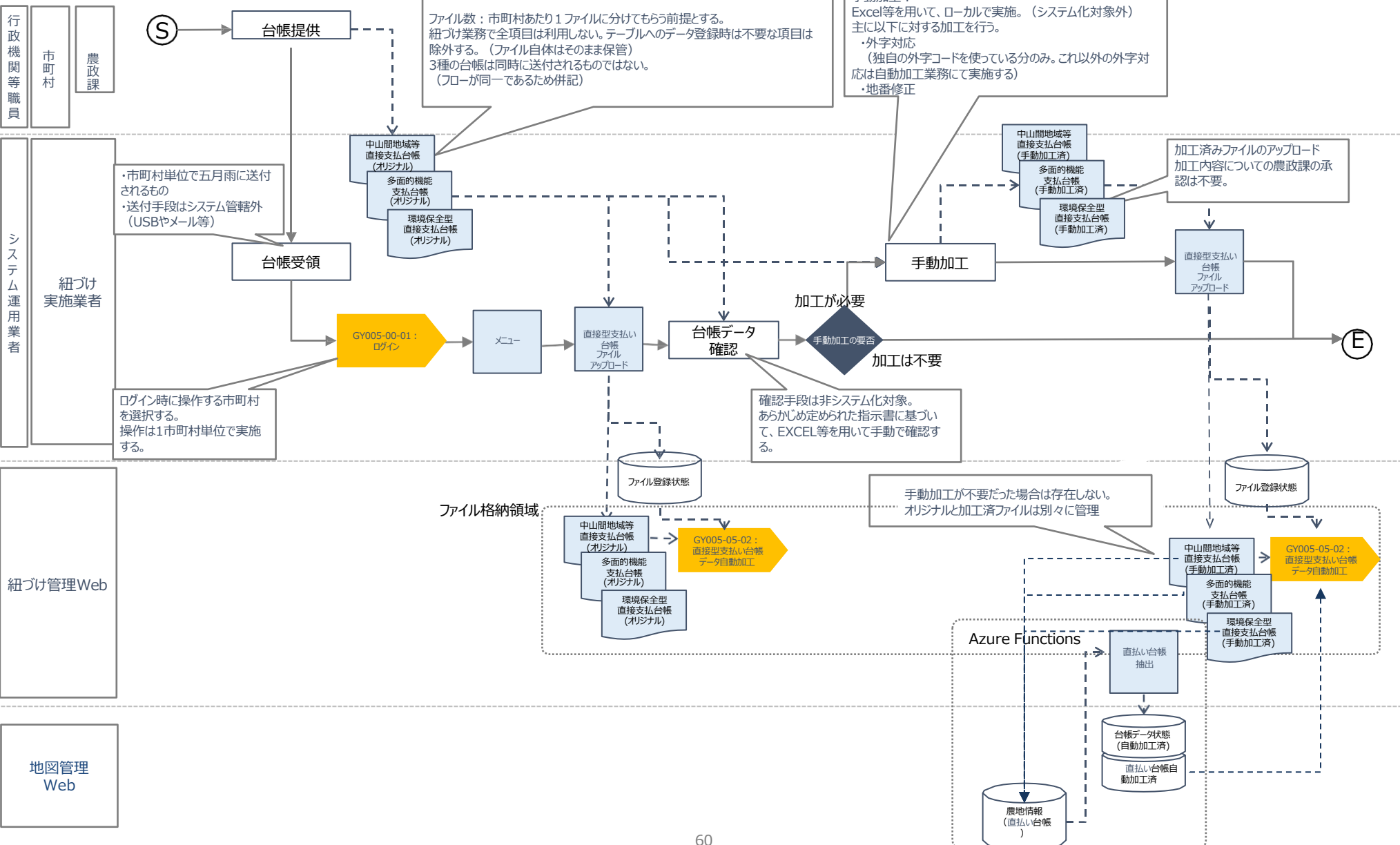
No.	業務フロー(小分類)名	概要
1	GY005-05-01：直接型支払い台帳アップロード	農政課より直接型支払い台帳を取得し、紐づけ管理システムにアップロードする。
2	GY005-05-02：直接型支払い台帳データ自動加工	実施機関ごとに管理手法が異なる台帳データに対し、地番を用いた紐づけを効果的に行うための前処理として、データ加工作業を実施する。加工処理は、地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換（順序・結合）、町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等となる。 加工後、台帳のDB登録を行う。その際、台帳IDを付与する。
3	GY005-05-03：直接型支払い台帳データ位置情報付与	地番位置参照データを元に、台帳データ加工で処理を行った台帳データに対して、地番をキーとした位置情報付与作業を行う。地番位置参照データに地番と対応する区画情報が含まれている場合はポリゴンIDを、ピン情報が含まれている場合は緯度経度を付与する。 また、地番マッチング精度に応じたマッチングレベルを付与し、筆ポリゴンとの紐づけにおける正確性検証や再紐づけ作業の効率化を図る。

GY005-05-01 : 直接型支払い台帳アップロード

ステータス

データ前準備

直接型支払い台帳アップロード済



GY005-05-02 : 直接型支払い台帳データ自動加工

ステータス

直接型支払い台帳アップロード済

台帳データ自動加工済

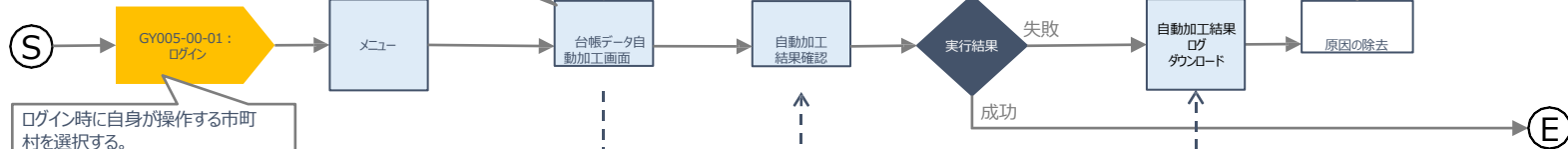
行政機関等職員
市町村
農政課

システム運用業者
紐づけ実施業者

紐づけ管理Web

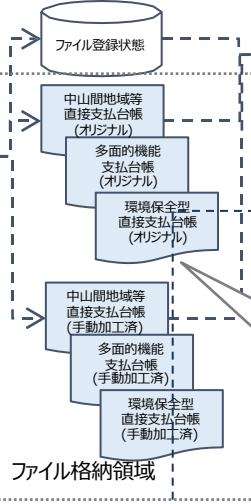
eMAFF-IdP

・対象の市町村を選択して抽出する。
・既に台帳データが抽出済以降の業務状態である場合は、新規レコードの追加、既存レコードの更新を行なう



ログイン時に自身が操作する市町村を選択する。以降の操作は選択した1市町村に対する業務

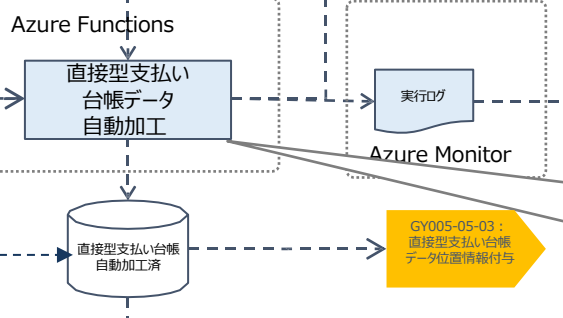
GY005-05-01 : 直接型支払い台帳アップロード (直接支払台帳オリジナルから)



ファイル格納領域

GY005-05-01 : 直接型支払い台帳アップロード (直払い台帳自動加工済DBから)

データベース連携で取り込む市町村については、取込時に自動加工まで実施してしまう為、本シートでの業務は発生しない。



・地番位置参照データや各台帳間の連携を可能とするためのレイアウト変換 (順序・結合)
・町名、大字追加、データ表記のゆらぎを吸収するためのカナ変換、外字変換等
・台帳IDを付与

市町村単位
手動加工済ファイルが存在する場合は、手動加工済ファイルを優先して利用する。
手動加工済ファイルが存在しない場合は、オリジナルファイルを利用する。

ファイル内には口座情報など紐づけ業務に利用しない項目が含まれる為、テーブルへ登録の際は必要最小限の項目のみとする。



GY005-05-03 : 直接型支払い台帳データ位置情報付与

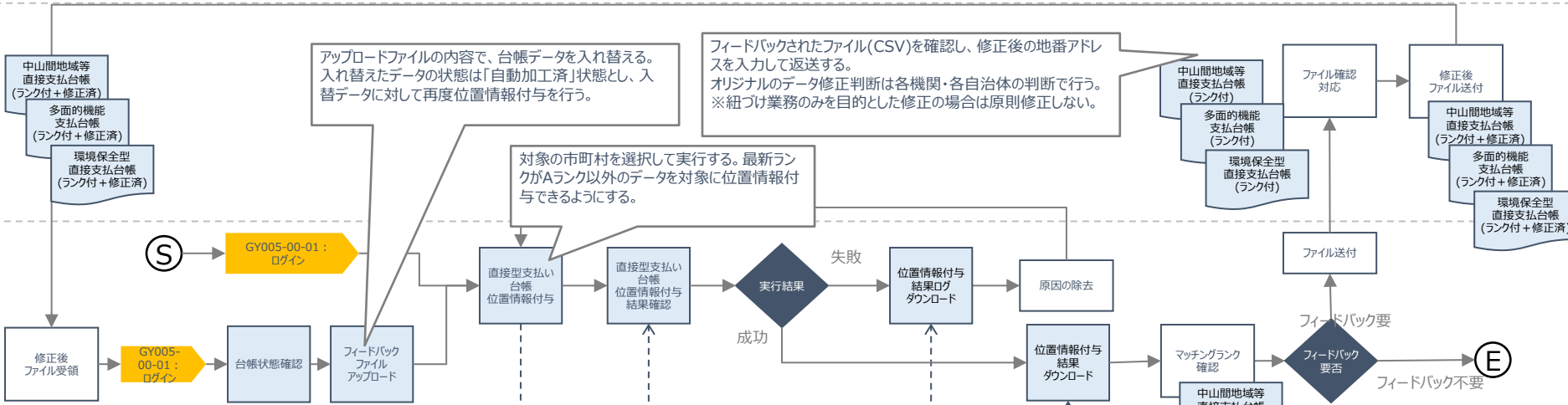
ステータス

台帳データ自動加工済

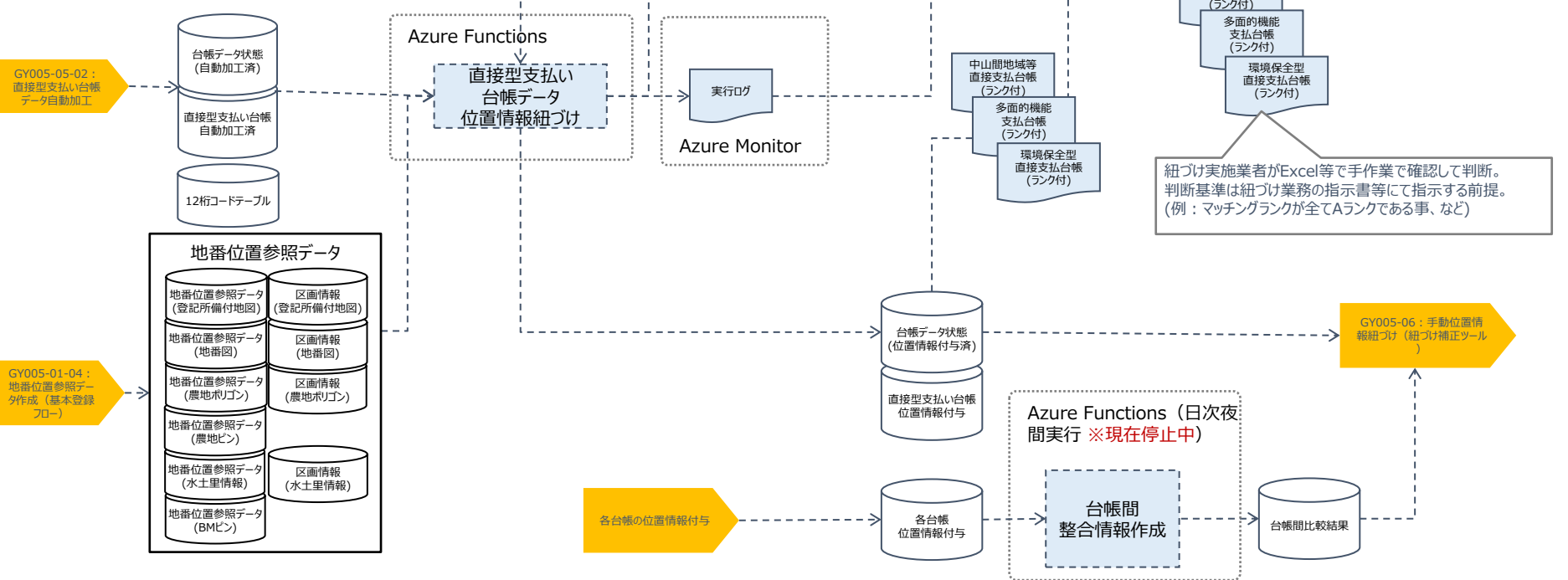
位置情報付与済

行政機関等職員
市町村
農政課

システム運用業者
紐づけ実施業者



紐づけ管理Web



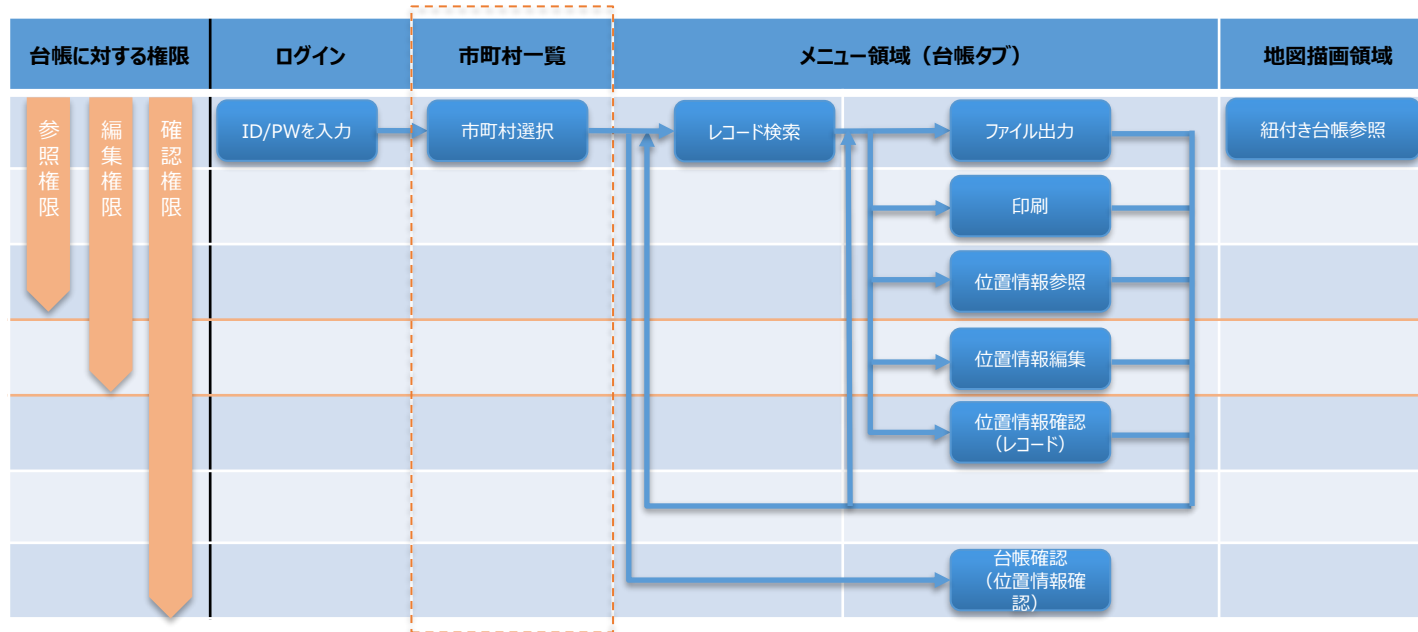
業務フロー小分類一覧（GY005-06：手動位置情報紐づけ（紐づけ補正ツール））

No.	地理情報共通管理システム共通機能 業務フロー(小分類)名	概要
1	GY005-06-01：ユーザー認証	入力されたIDとパスワードにより、eMAFF_IdPの認証方法にてユーザー認証を行う
2	GY005-06-02：システム制御	【複数市町村ユーザーのみ必須】 処理対象とする市町村を選択する。（1つの市町村のみ選択）
3	GY005-06-03：地図	地図表示：地図を背景として表示する 移動：表示中の地図を移動する ズーム：地図の縮尺変更（拡大・縮小）を行う 面積表示：区画情報に面積を表示する レイヤ選択：農水省筆ポリゴン・区画情報・ピン情報の表示/非表示を制御する ※ 農水省筆ポリゴンはデフォルトで非表示 ※ 地番の表示/非表示も含めて制御

業務フロー小分類一覧（GY005-06：手動位置情報紐づけ（紐づけ補正ツール））

No.	紐づけ補正ツール独自機能 業務フロー(小分類)名	概要
4	GY005-06-04：出力	<p>ファイル出力：台帳の位置情報付与結果を出力する（形式：csv）</p> <p>印刷：表示されている地図を画像形式にエクスポートする（形式：PNG）</p>
5	GY005-06-05：参照	<p>レコード検索： 処理対象の台帳に対して条件を指定して検索を行い、リストに表示するレコードの絞り込みを行う</p> <p>位置情報参照： 台帳と区画情報・ピン情報の位置情報を参照する</p> <p>紐付き台帳参照： 区画情報・ピン情報に紐付いている台帳のレコードを参照する</p>
6	GY005-06-06：編集	<p>位置情報編集： 【編集権限があるユーザーのみ使用可】 台帳と区画情報・ピン情報の位置情報を編集する</p>
7	GY005-06-07：確認	<p>位置情報確認（レコード）： 【確認権限があるユーザーのみ使用可】 指定したレコードの紐づけに対して確認を行う。</p> <p>台帳確認（位置情報確認） 【確認権限があるユーザーのみ使用可】 台帳に対して紐づけの確認を行い、紐付け台帳DB（FIX版）を作成する。</p>

操作フロー（GY005-06：手動位置情報紐づけ（紐づけ補正ツール））

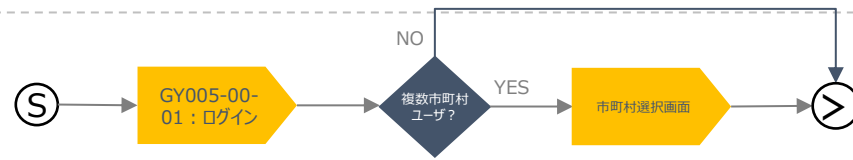


GY005-06-01,02 : 紐づけ補正ツール（ユーザ認証・システム制御）

ステータス

ログイン

市町村選択



行政機関等職員
関連機関

確認担当者

システム運用業者

紐づけ実施業者

紐づけ担当者

紐づけ管理Web
(紐づけ補正ツール)

GY005-06-03 : 紐づけ補正ツール (地図)

ステータス

地図表示

地番表示・面積表示

行政機関等職員
関連機関

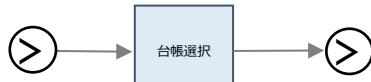
確認担当者

地図描画領域のアイコンで呼び出す

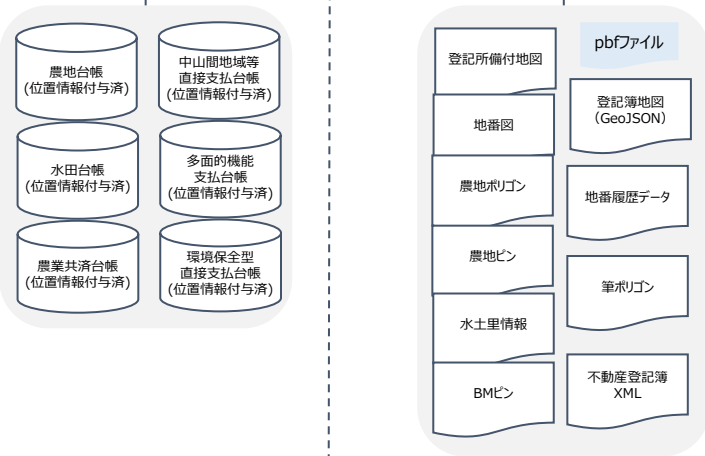
システム運用業者

紐づけ実施業者

紐づけ担当者



紐づけ管理Web
(紐づけ補正ツール)



地図表示機能：
Mapbox標準でサポートされる機能はWrapperなどせずそのまま利用する

GIS基盤



Mapbox GL JS

GY005-06-04 : 紐づけ補正ツール (出力 : ①ファイル出力)

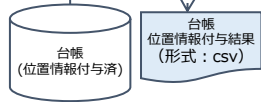
ステータス

ファイル出力

行政機関等職員
関連機関

確認担当者

台帳の位置情報付与結果を出力する (形式 : csv)
※リストに表示されているレコードを対象に出力する。



紐づけ管理Web
(紐づけ補正ツール)

システム運用業者

紐づけ実業者

紐づけ担当者

GY005-06-04 : 紐づけ補正ツール (出力 : ②印刷)

ステータス

印刷

行政機関等職員
関連機関

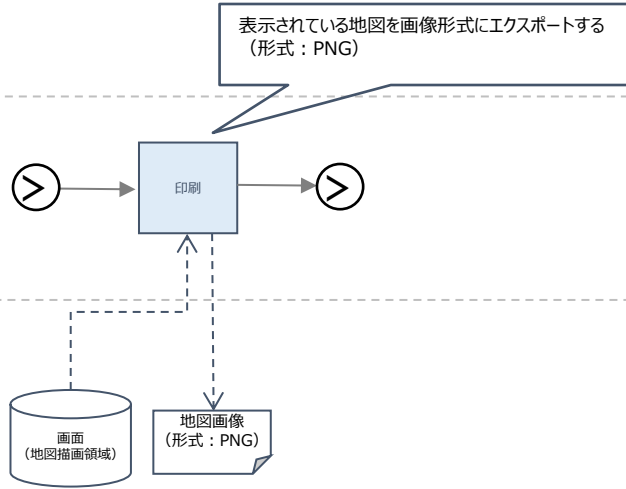
確認担当者

システム運用業者

紐づけ実施業者

紐づけ担当者

紐づけ管理Web
(紐づけ補正ツール)



GY005-06-05 : 紐づけ補正ツール (参照)

ステータス

レコード検索

位置情報参照

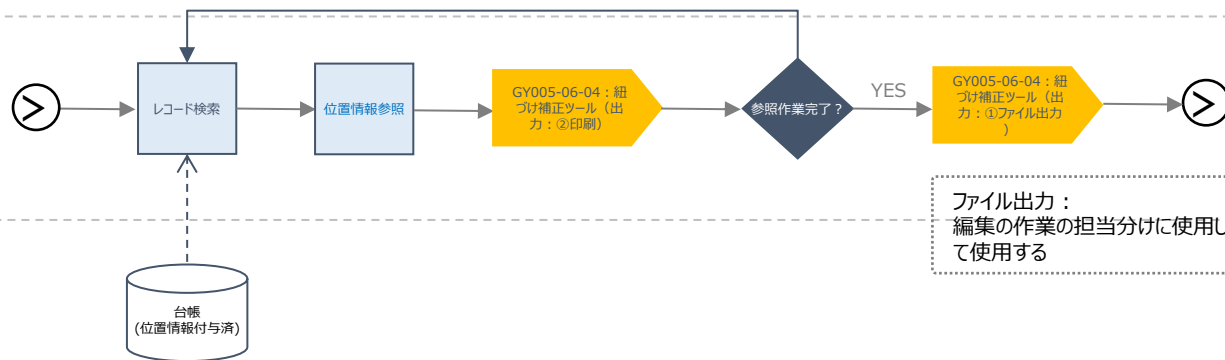
出力

行政機関等職員
関連機関

確認担当者

印刷：
地図上に表示されている紐づけ状態の記録を残したり、
確認用の資料に地図の画像を貼付して使用する

NO



ファイル出力：
編集の作業の担当分けに使用したり、チェックリストとして使用する

システム運用業者

紐づけ実業者

紐づけ担当者

紐づけ管理Web
(紐づけ補正ツール)

GY005-06-06 : 紐づけ補正ツール (編集)

ステータス

レコード検索

位置情報参照

位置情報編集
紐付き台帳参照

出力

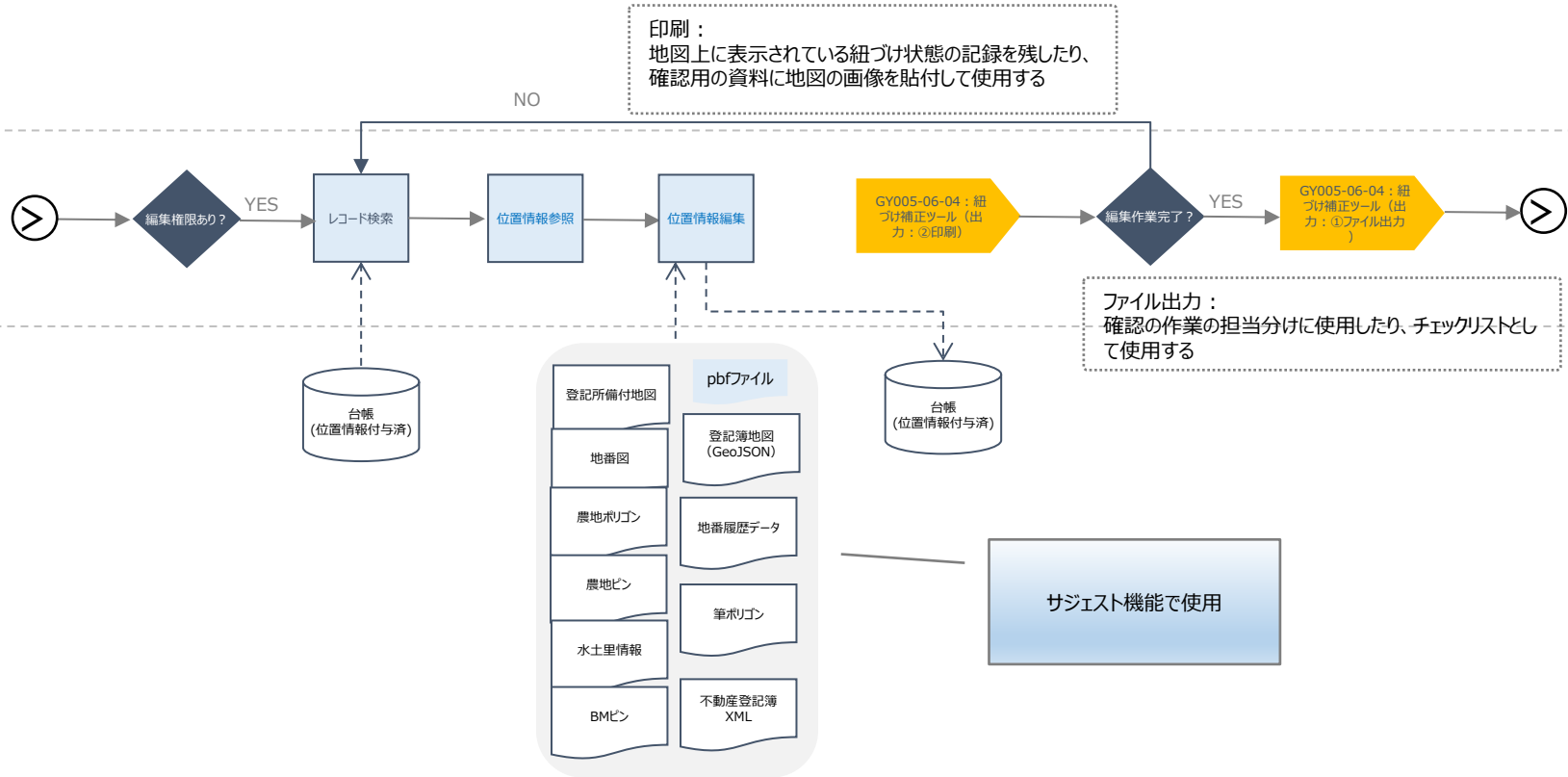
行政機関等職員
関連機関

確認担当者

システム運用業者

紐づけ実業者

紐づけ担当者



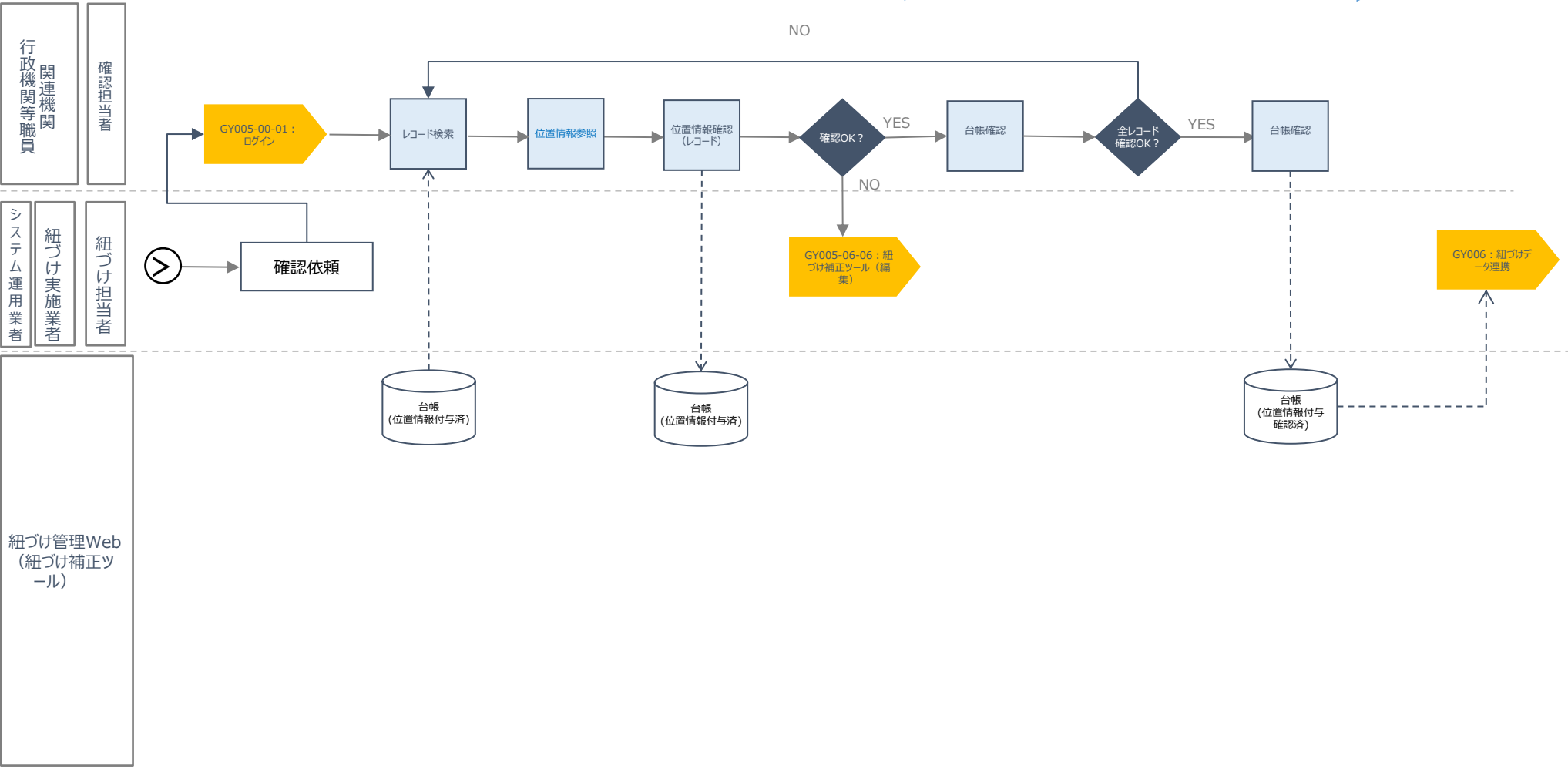
紐づけ管理Web
(紐づけ補正ツール)

GY005-06-07 : 紐づけ補正ツール (確認)

ステータス

位置情報確認 (レコード)

台帳確認



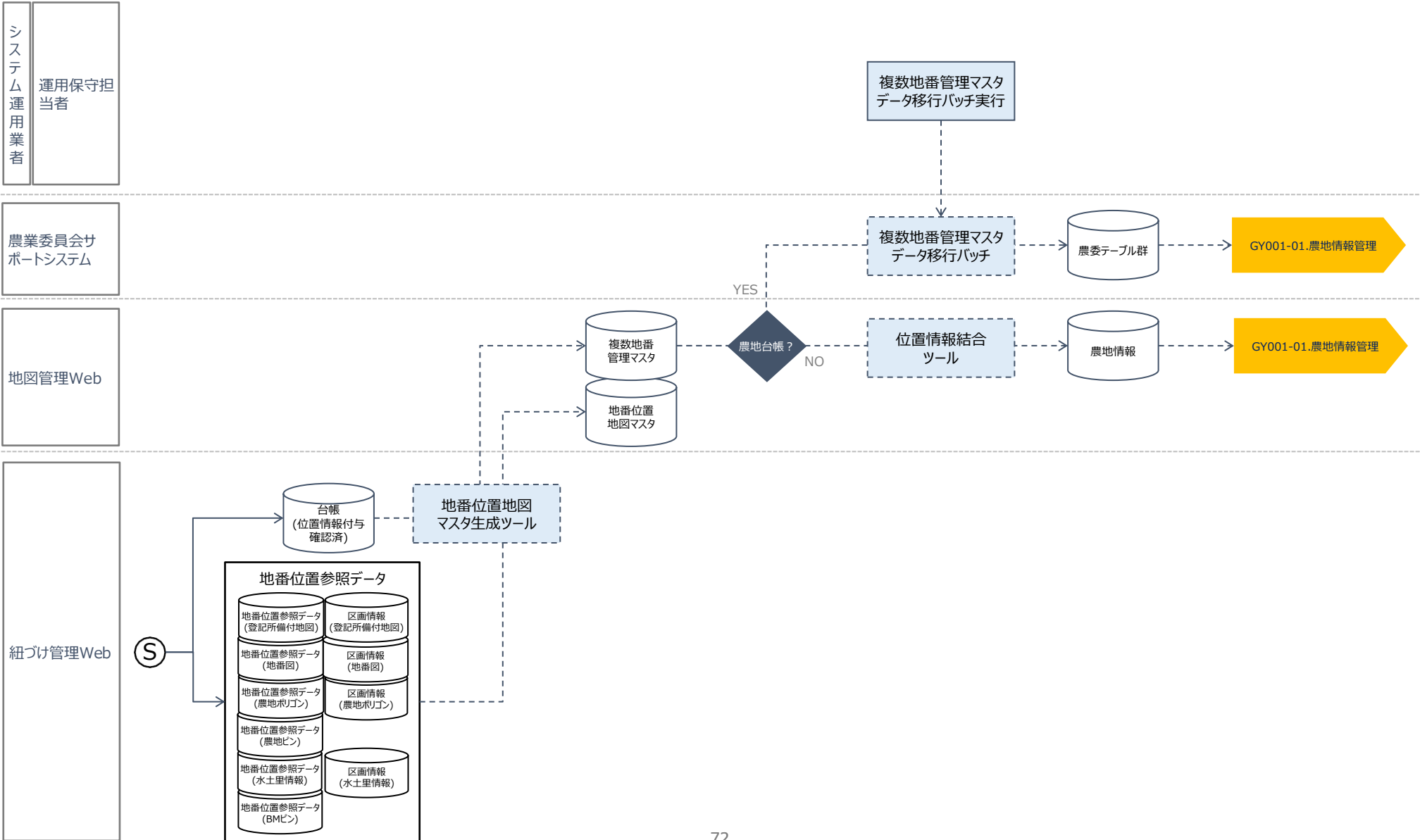
GY006 : 紐づけデータ連携

ステータス

地番位置地図マスタ作成

データ移行

紐づけデータ活用



附属書②-2 業務フロー（農業共済）
（令和6年12月時点）

1. システム化業務フロー 凡例定義
2. アクター凡例定義 (ユーザ)
3. アクター凡例定義 (システム)
4. 農業共済データの連携・現地確認の実現方式
5. システム化業務フロー

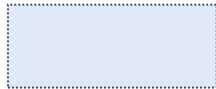
凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



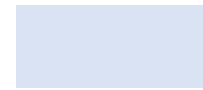
紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力／
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続

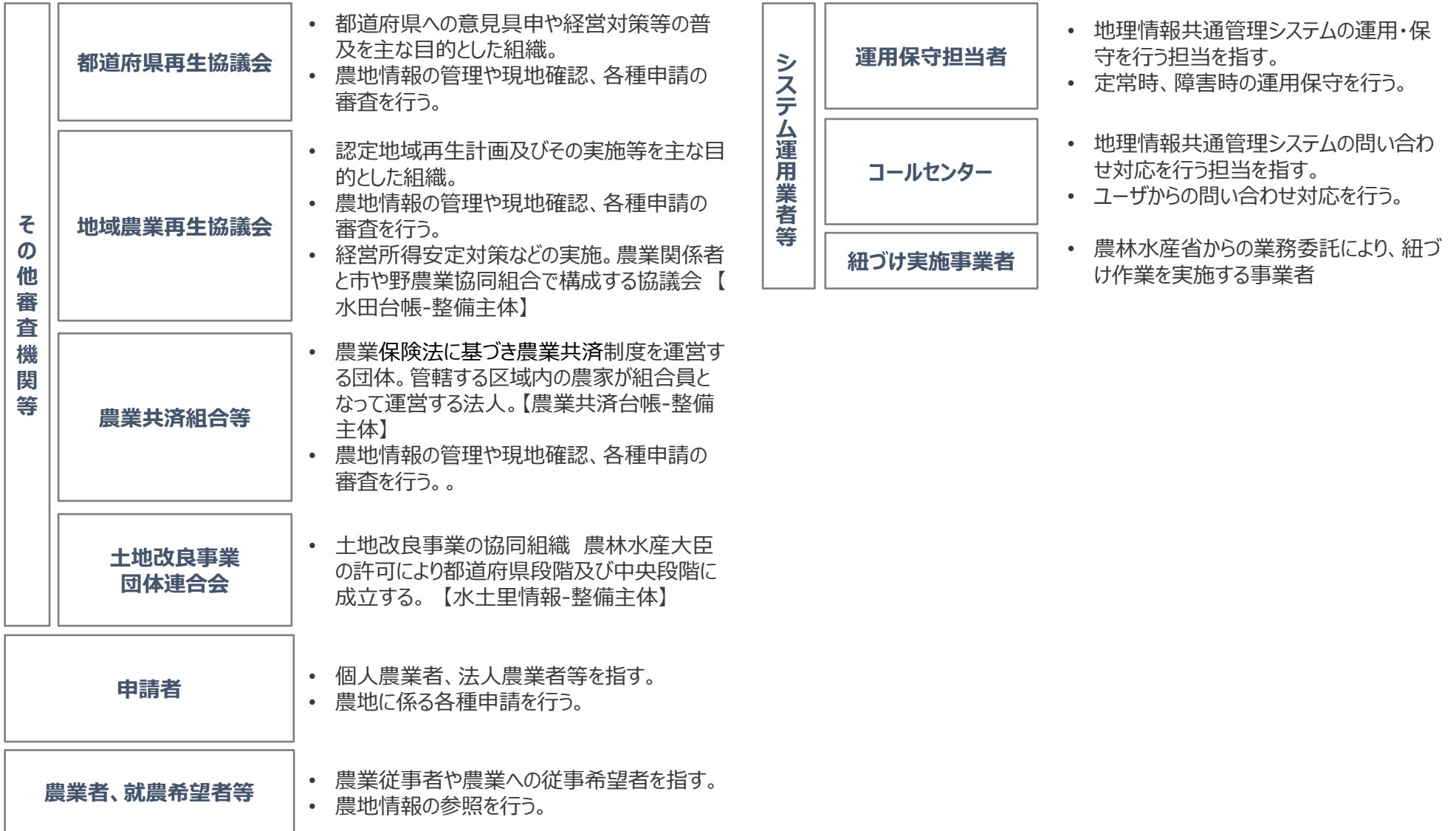


プロセスの前頁遷移

アクター凡例定義（ユーザ）



アクター凡例定義（ユーザ）



アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	<ul style="list-style-type: none">各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。
現地確認アプリ	<ul style="list-style-type: none">自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化するためのアプリケーション。
eMAFF農地ナビ	<ul style="list-style-type: none">農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。
紐づけ管理Web	<ul style="list-style-type: none">農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。
農業委員会サポートシステム	<ul style="list-style-type: none">各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。
eMAFF	<ul style="list-style-type: none">法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えることができるシステム。
eMAFF IdP	<ul style="list-style-type: none">eMAFF IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。
MAFFアプリ	<ul style="list-style-type: none">農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。
農業共済事務処理システム	<ul style="list-style-type: none">農業共済組合等が農業共済に係る事務処理等の業務で利用するシステム
GIS基盤	<ul style="list-style-type: none">GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。
他システム	<ul style="list-style-type: none">上記以外の農地情報を取り扱うシステム。

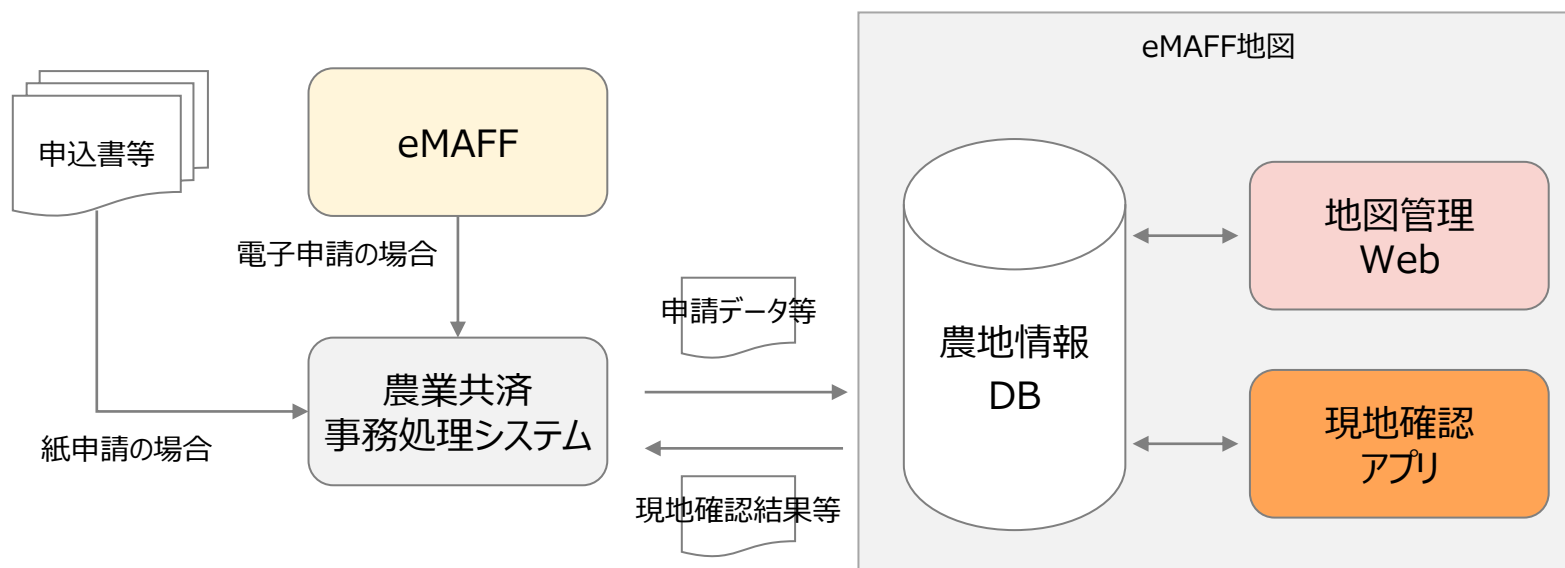
用語定義

No.	用語	説明
1	現在確認要領	原則、野帳に基づき、「現地確認アプリに表示する項目」と「現地確認アプリで入力する項目」を定義するもの。 地図管理Webの画面、及びDBで設定する。
2	現地確認行程	予め作成された現地確認要領をもとに、「誰が」「いつ」「どこに」現地確認に行くかを定義するもの。 地図管理Webの画面で設定する。

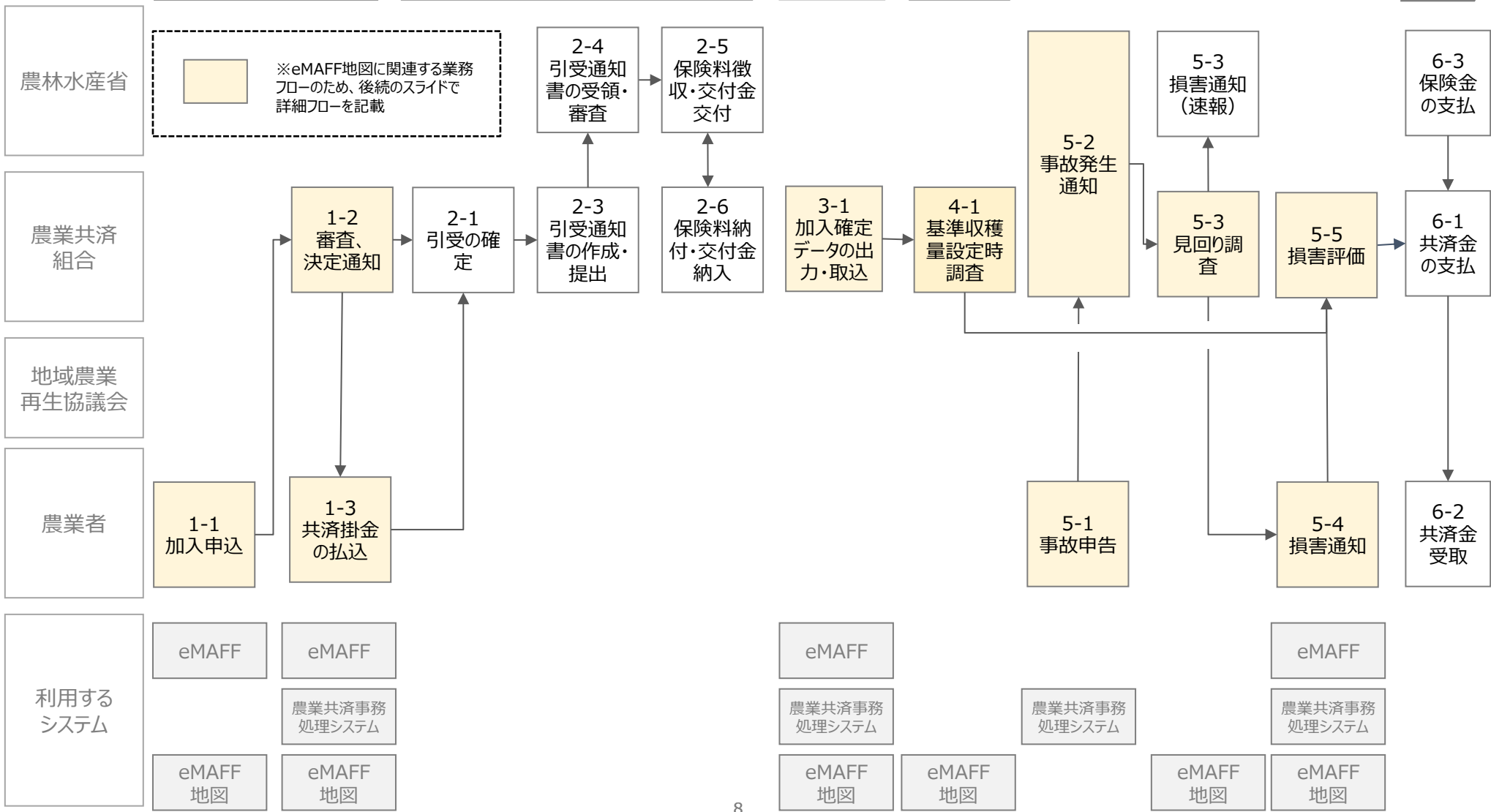
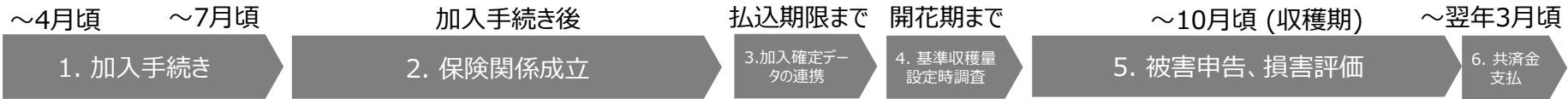
農業共済データの連携・現地確認の実現方式

農業共済データの連携・現地確認の実現方式（要件）

- eMAFF地図は、農業共済事務処理システムとデータ連携を行う。データ連携は、ファイルの入出力により実施する（将来的にはAPI連携を行うことを想定しており、設計時には将来的なAPI連携への移行を踏まえ、柔軟な設計とする必要あり）
- 現地確認時は、現地確認要領・行程を地図管理Webで作成し、現地確認アプリ（オフライン機能の利用も含む）で実施
- eMAFF地図では、紐づけデータを活用した農地の管理、現地確認を実施可能
- 地図管理Web、現地確認アプリ上で、筆毎・年次ごとに過去の被害発生状況を確認することが可能
- 対象共済は、農作物、畑作、果樹共済（業務フローや利用データに大きな差異はないため、次ページ以降に農作物共済の業務フローを記載する。ただし、組合によって現地確認のタイミングが異なる可能性があるため、現地確認のタイミングや農業共済事務処理システムとeMAFF地図とのデータ連携は、柔軟に対応できる設計とする必要あり）



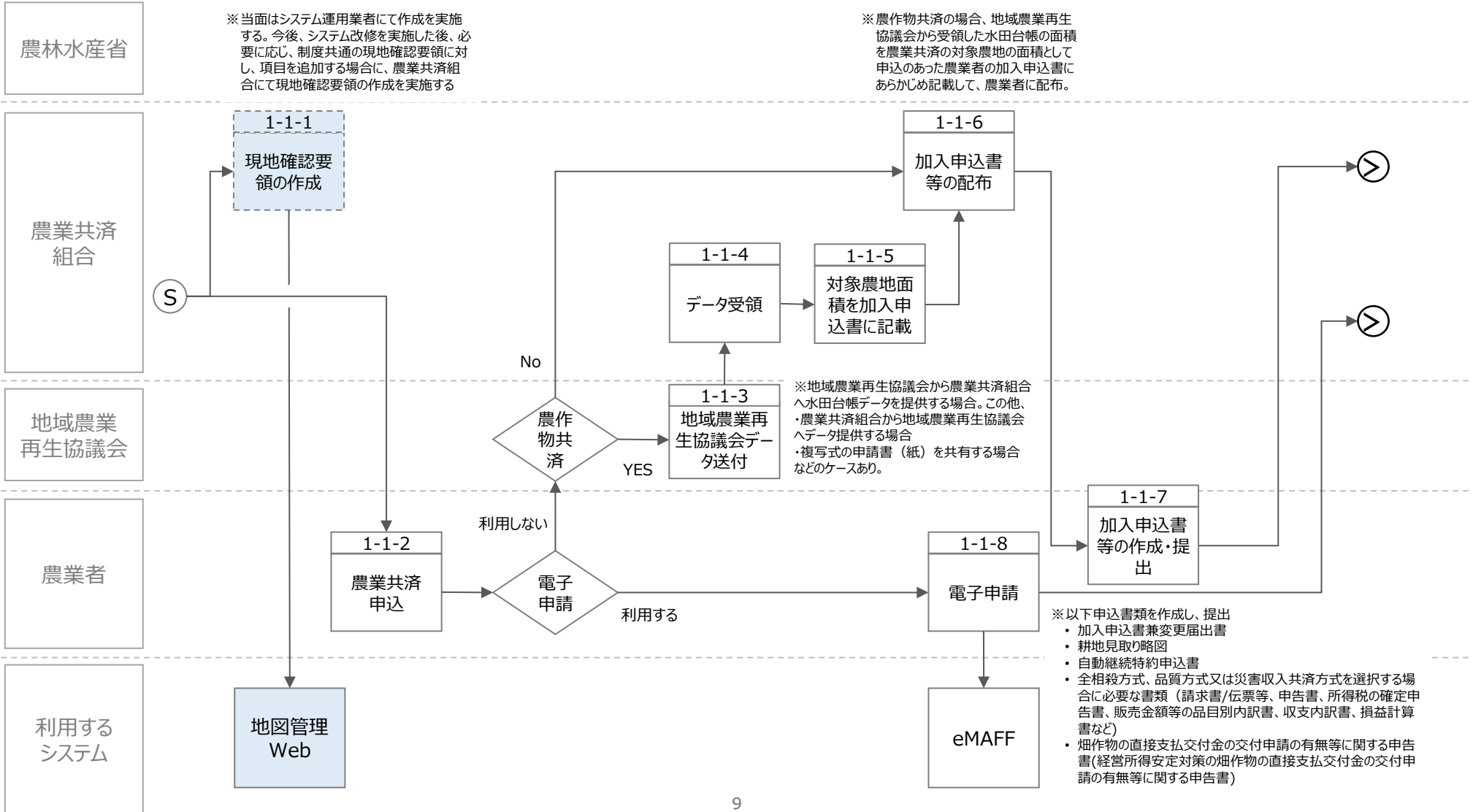
農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 全体フロー (将来業務)



農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-1.加入申込 (1/2)

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

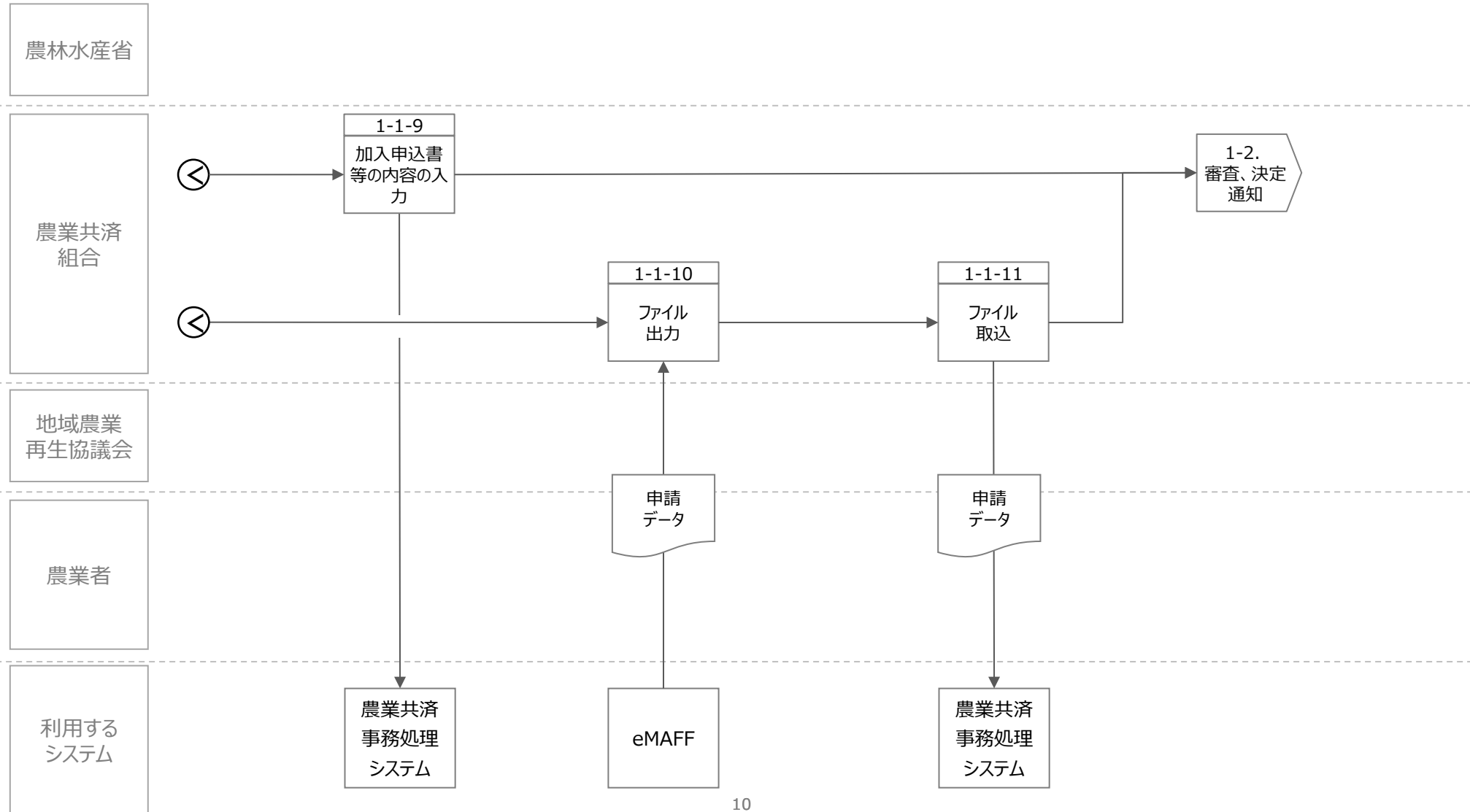
1-1. 加入申込



農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-1.加入申込 (2/2)

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

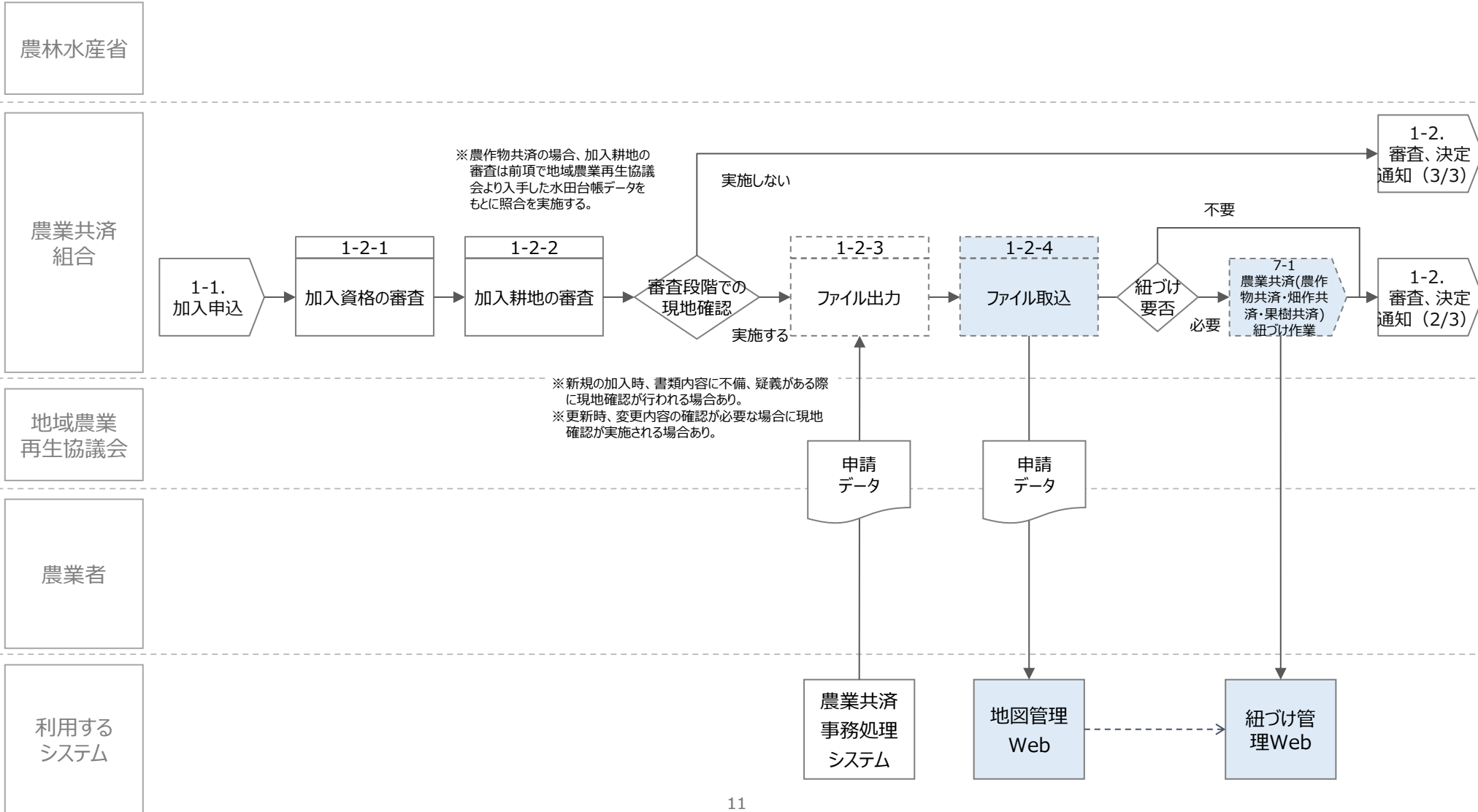
1-1. 加入申込



農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-2. 審査、決定通知 (1/3)

1-2-3 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

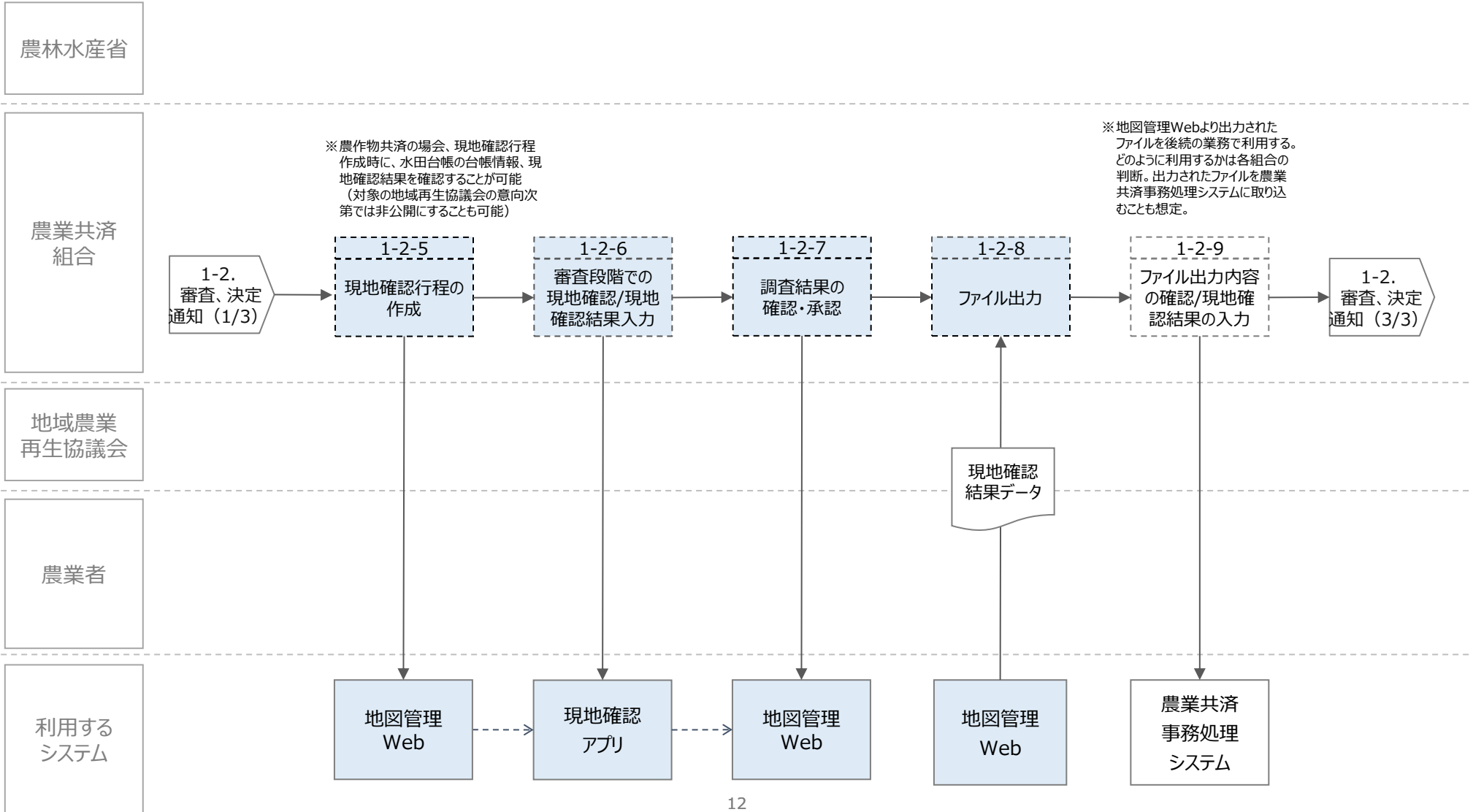
1-2. 審査、決定通知




農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-2. 審査、決定通知 (2/3)

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

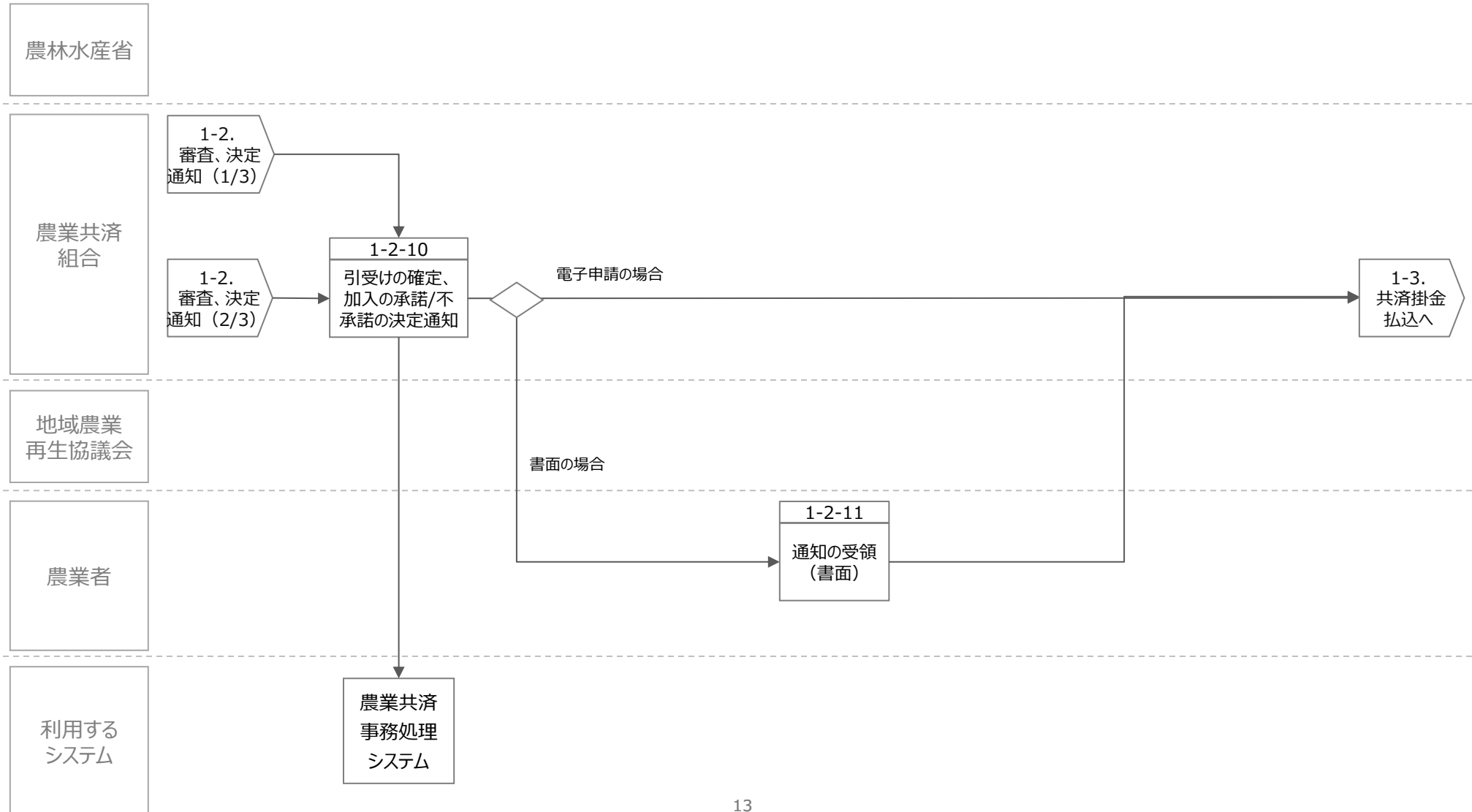
1-2. 審査、決定通知




農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-2. 審査、決定通知 (3/3)

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

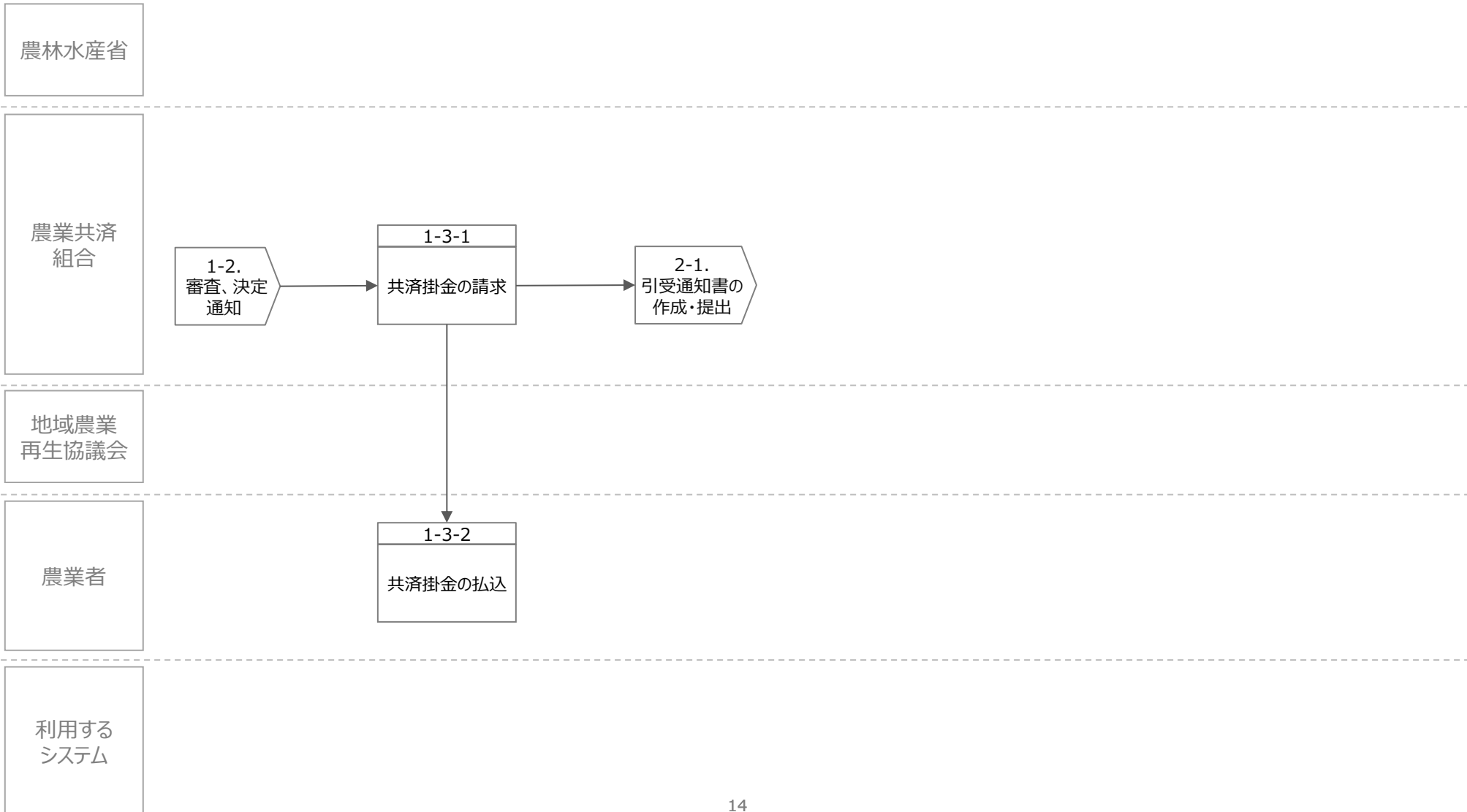
1-2. 審査、決定通知




農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 1-3.共済掛金払込

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

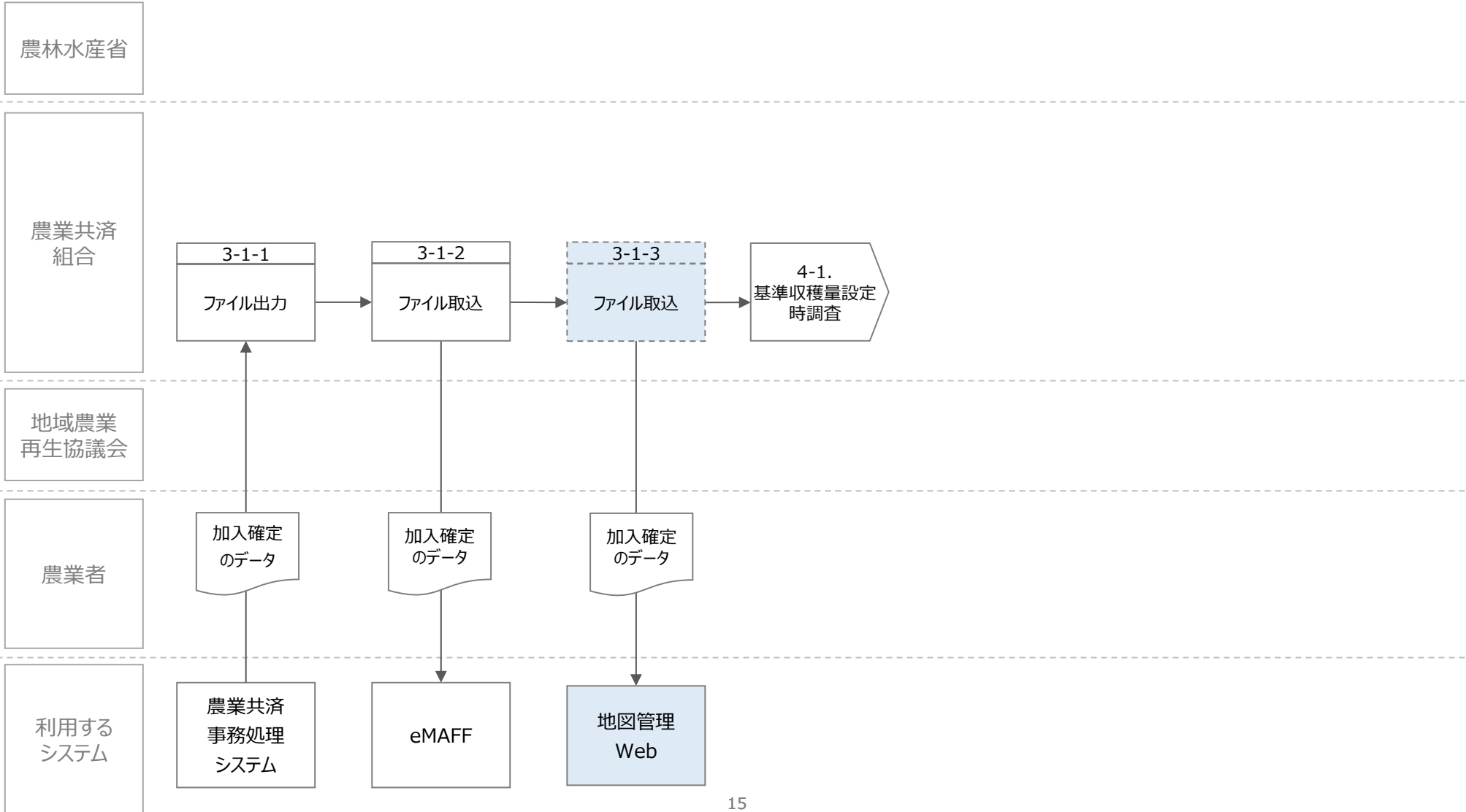
1-3. 共済掛金の払込



農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 3-1.加入確定データの連携

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

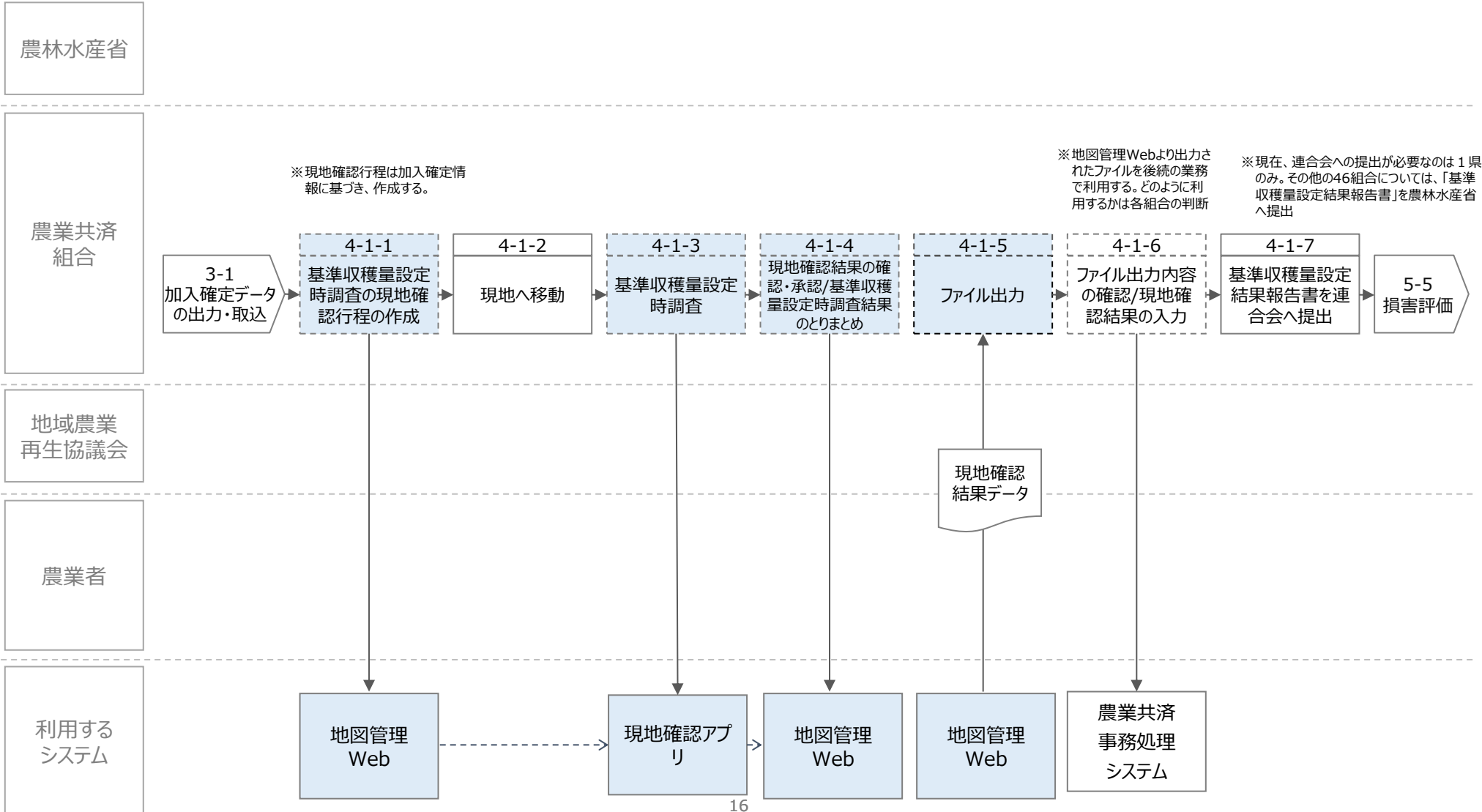
3-1.加入確定データの連携




農業共済(果樹共済) 将来業務フロー 4-1 基準収穫量設定時調査

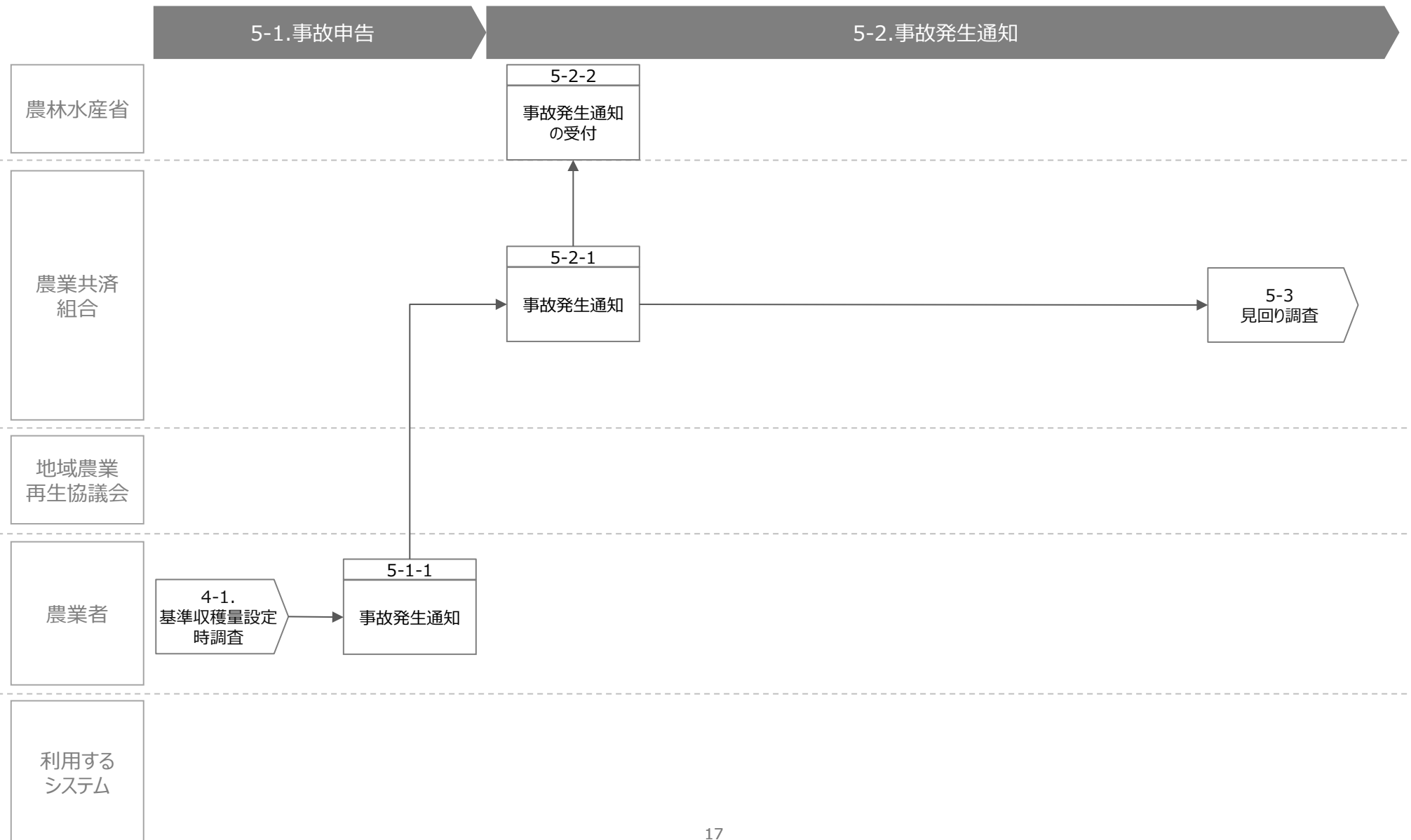
☐ eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

4-1. 基準収穫量設定適用調査



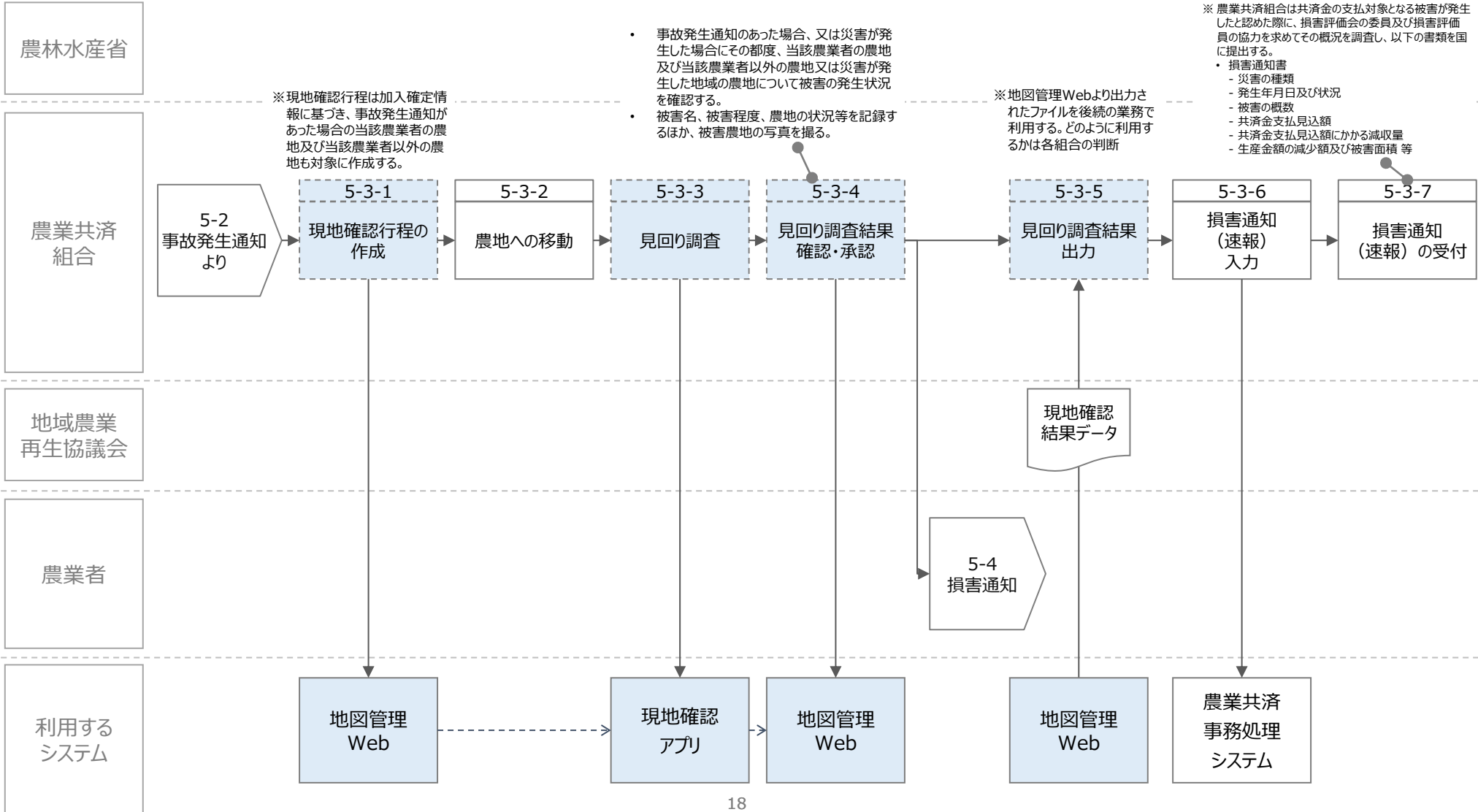
農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 5-1.事故申告~5-2.事故発生通知

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム



eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

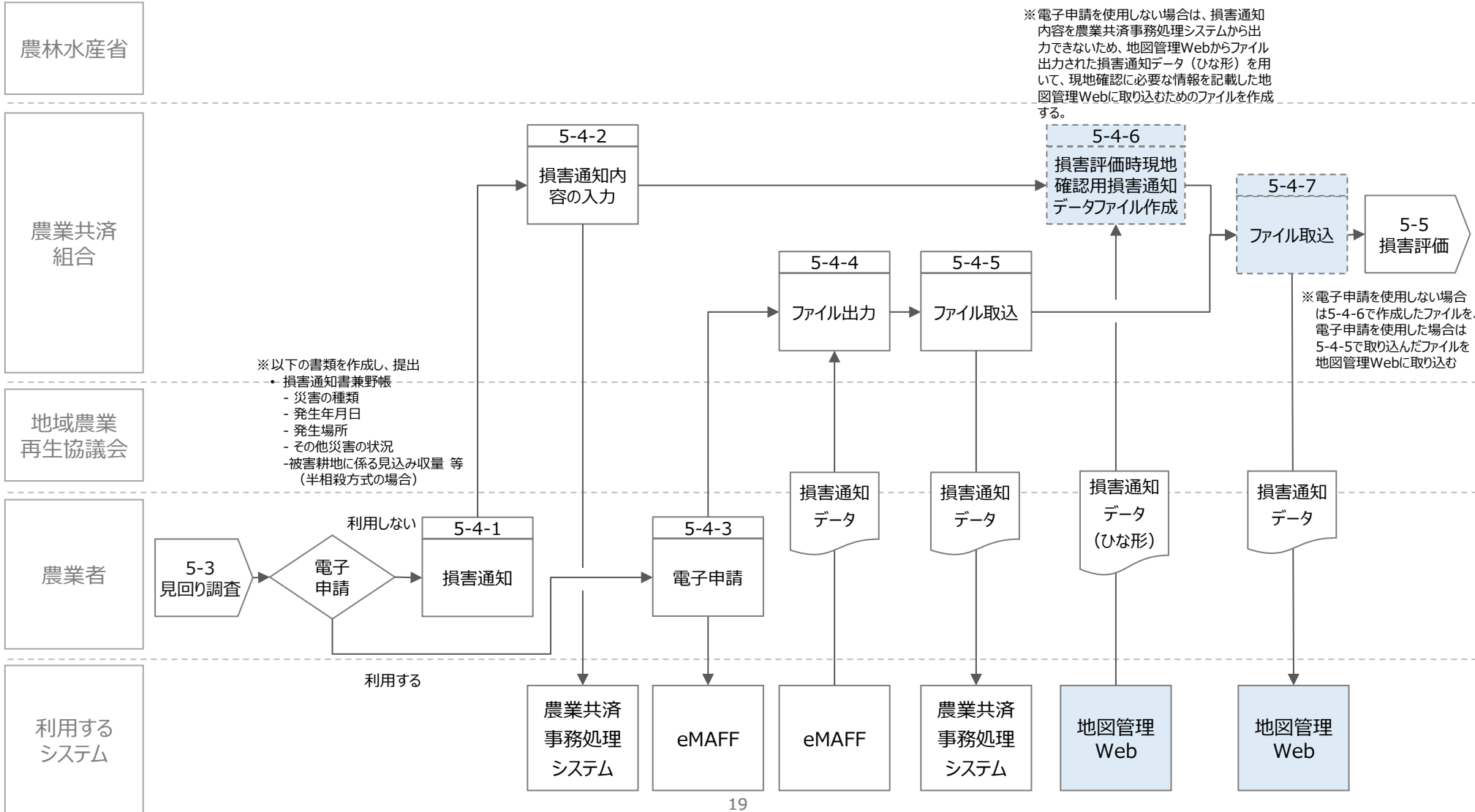
5-3.見回り調査



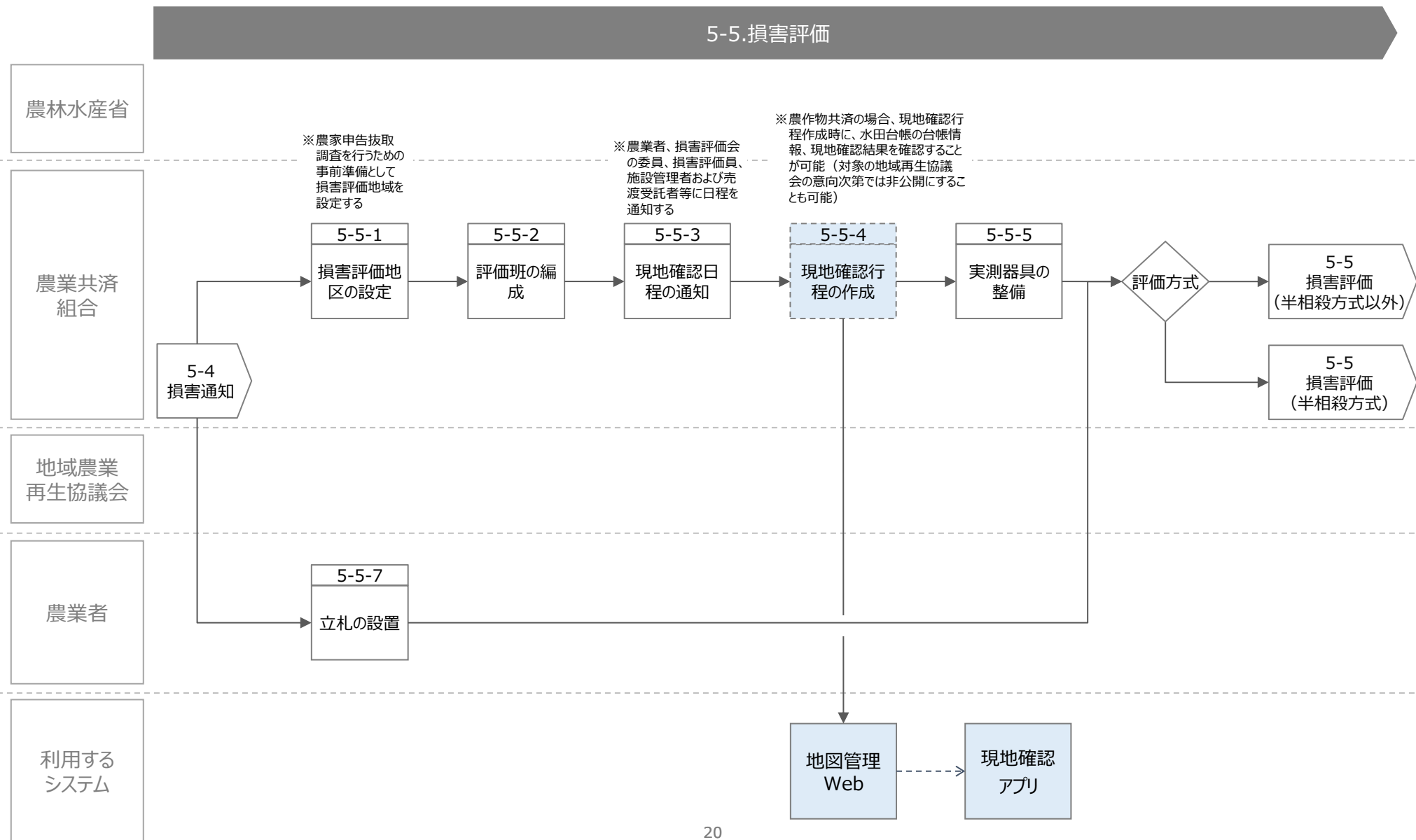
農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 5-4.損害通知

☐ eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

5-4.損害通知

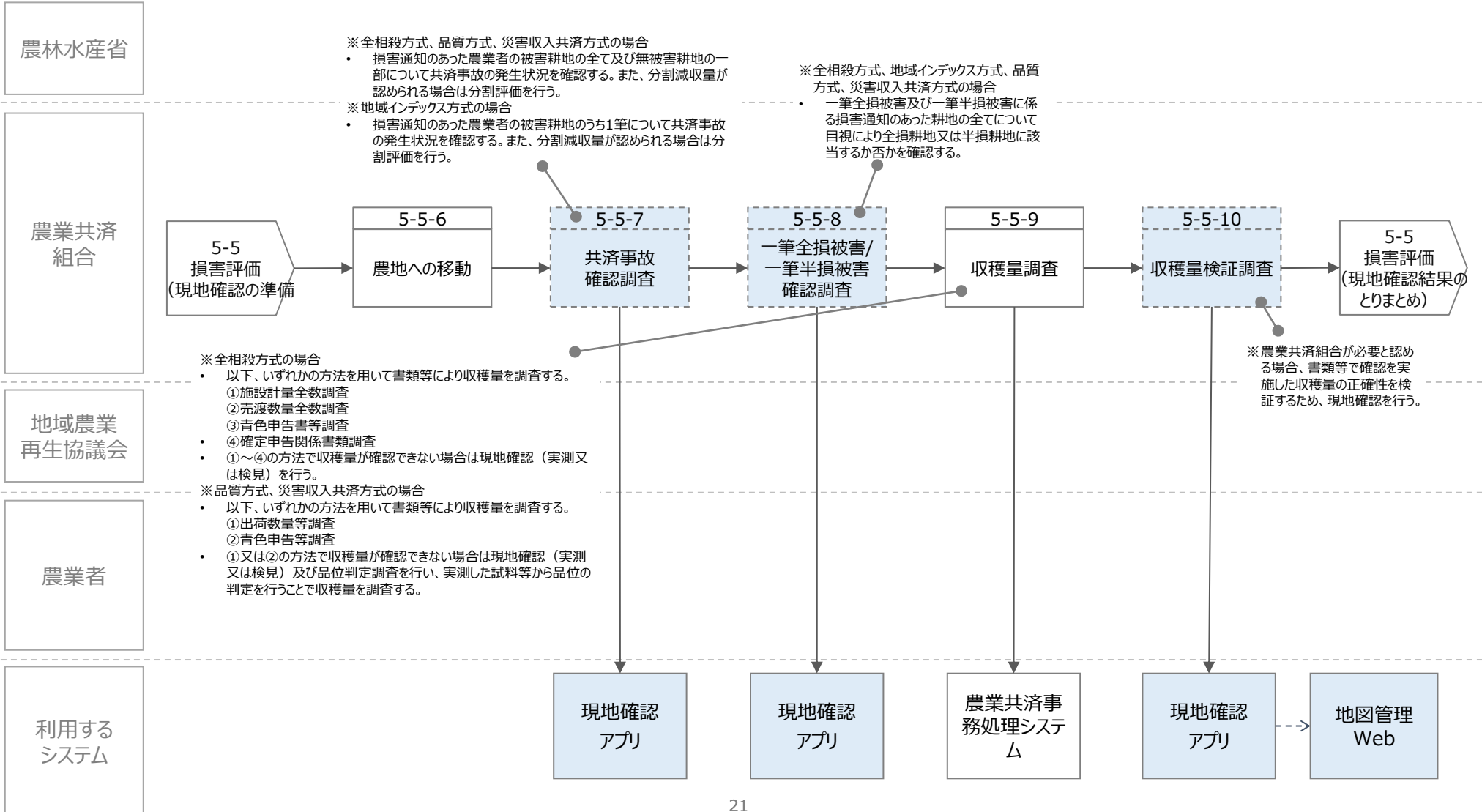


5-5-4 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム



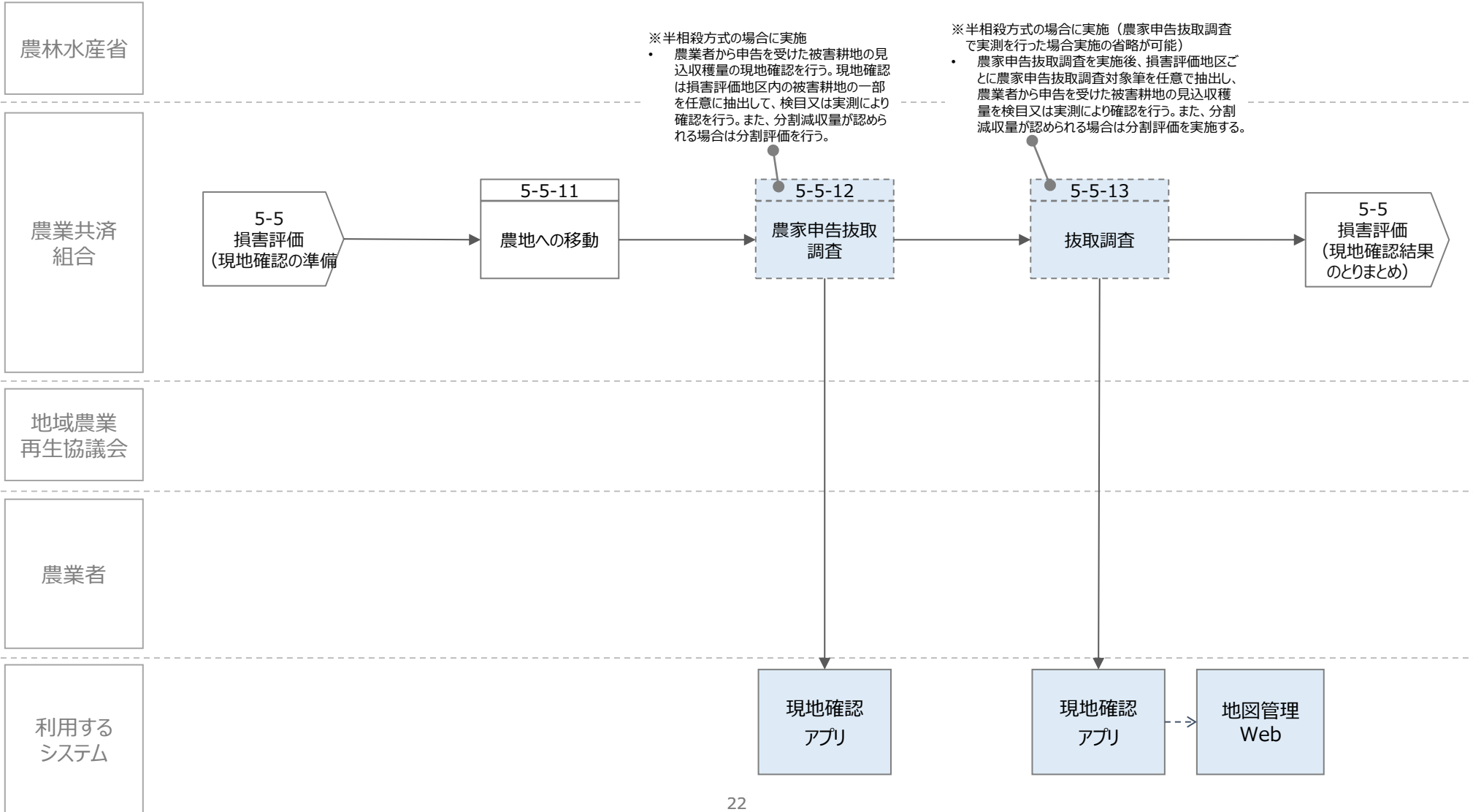
eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

5-5.損害評価



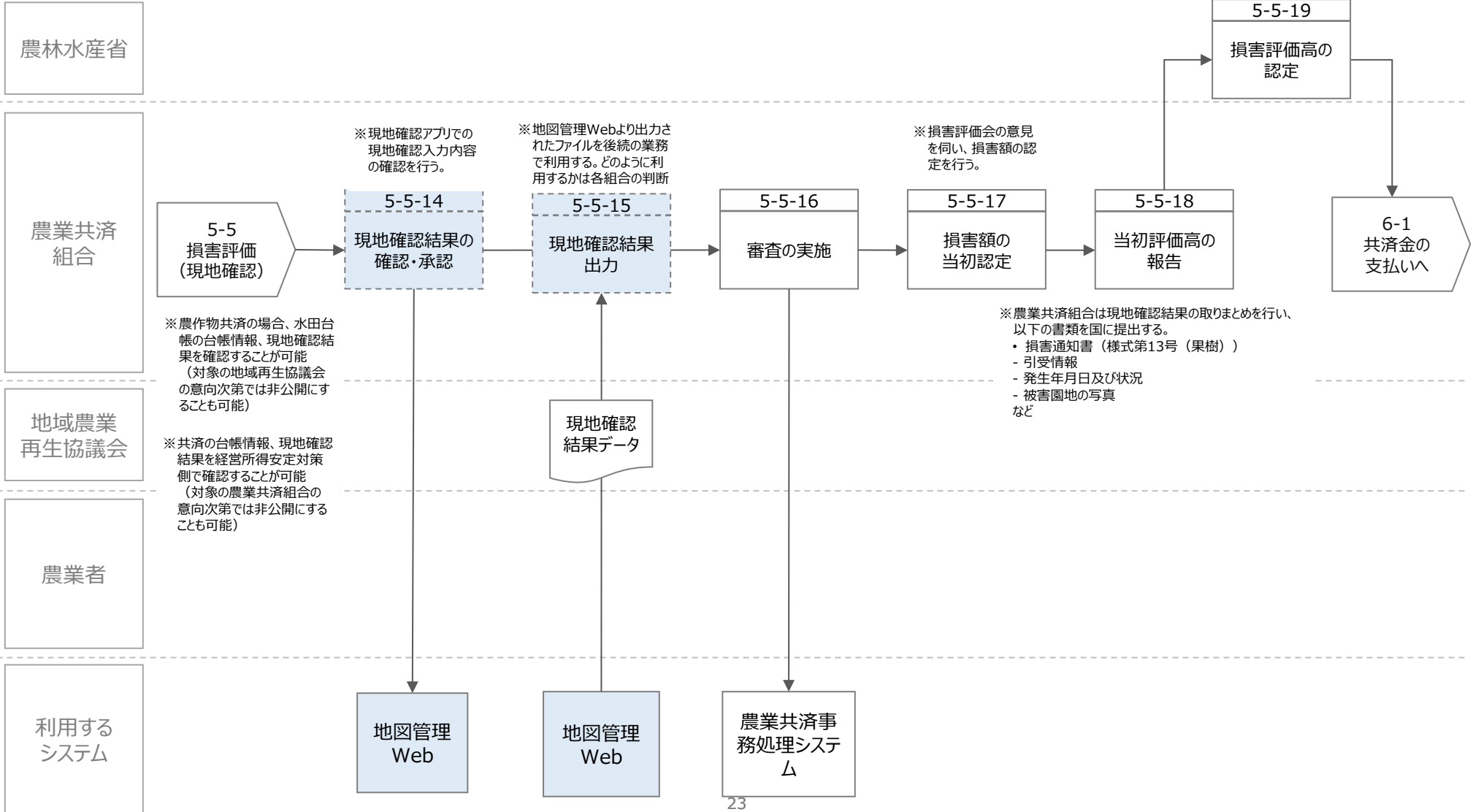
eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

5-5.損害評価



☐ eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

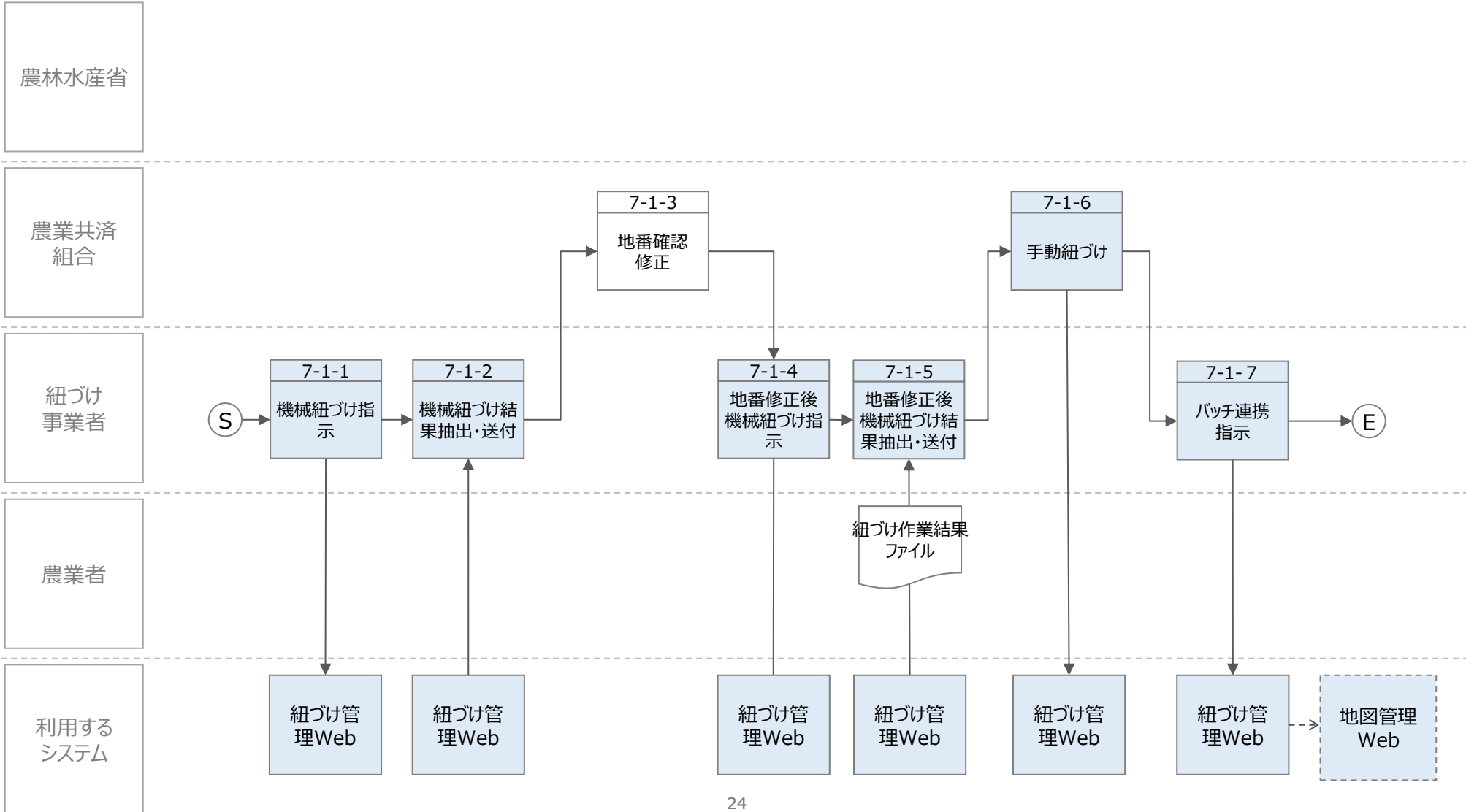
5-5.損害評価



農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 将来業務フロー 7-1.紐づけ作業











 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

7-1.農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 紐づけ作業



[参考資料]
業務フロー概要図（農業共済）
（令和5年11月時点）

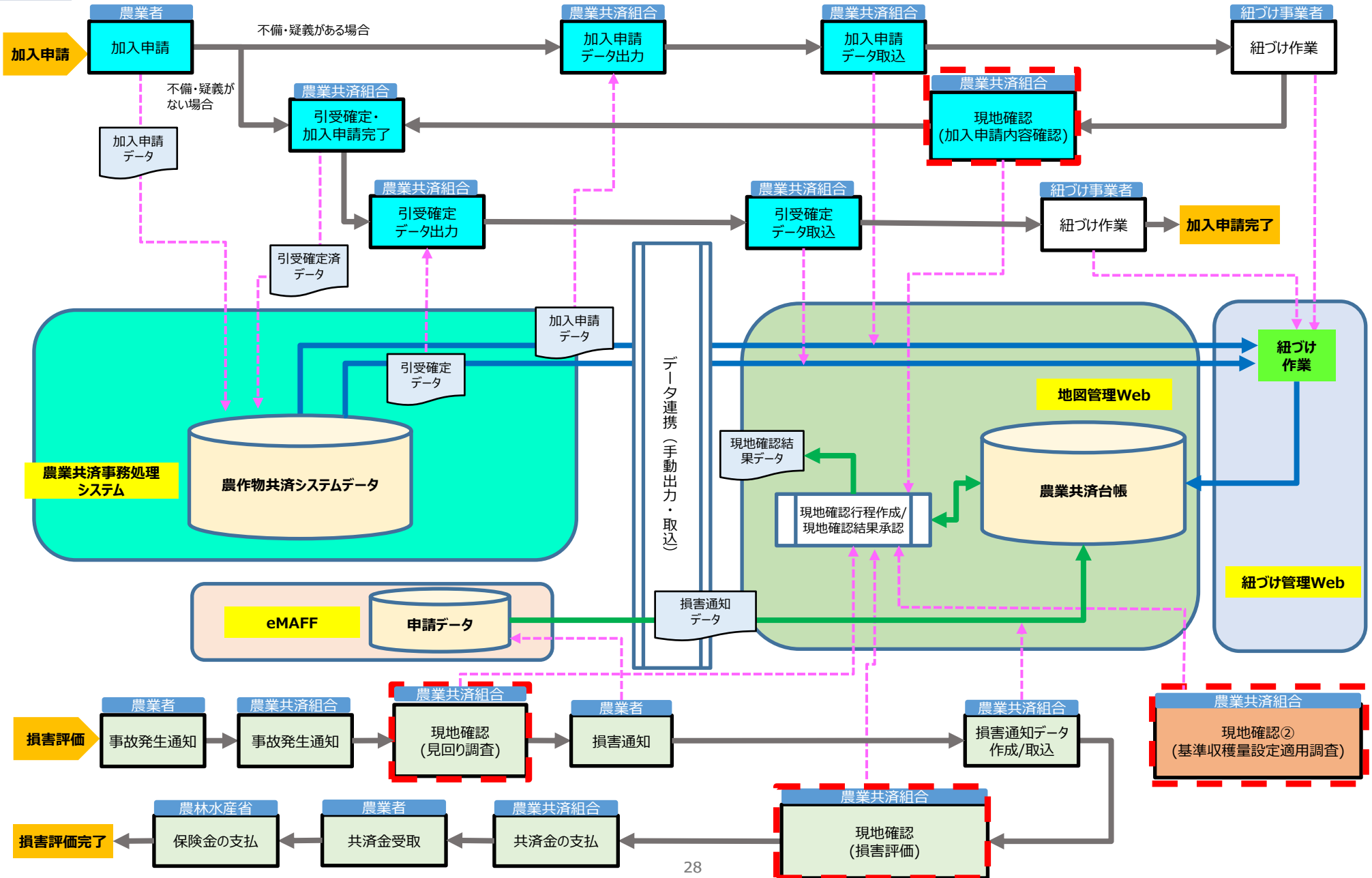
農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 業務フロー概要図凡例①

記号	説明	記号	説明
	農業共済加入申請の際のデータの流れ		システム内の処理
	被害申告・損害評価時のデータの流れ		紐づけの際に発生する業務
	システムへのインプットとアウトプットの流れ		農業共済加入申請の際に発生する業務
	業務フロー		基準収穫量設定適用調査の際に発生する業務
	業務を実行する担当者・担当部門		被害申告・損害評価時に発生する業務

農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 業務フロー概要図凡例②

記号	説明	記号	説明
	データベース		現地確認業務を示す枠
	データ		紐づけ作業
	システム名称		
	各業務の開始点		
	各業務の終点		

農業共済(農作物共済・畑作共済・果樹共済) 業務フロー概要図



令和7年度以降に開発予定

附属書②-3 業務フロー（中山間地域等直接支払制度） （令和5年9月時点）

1. 参考資料
2. システム化業務フロー 凡例定義
3. アクター凡例定義 (ユーザ)
4. アクター凡例定義 (システム)
5. システム化業務フロー

当資料に記載の業務フローは以下の情報を参考に作成しています。

※農林水産省「[中山間地域等直接支払制度](#)」にページに掲載の以下の資料

- [中山間地域等直接支払交付金実施要領（令和5年4月1日改正）](#)
- [中山間地域等直接支払交付金交付要綱（令和4年4月1日改正）](#)
- [中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（令和5年4月1日改正）](#)
- [中山間地域等直接支払制度パンフレット\(第5期対策\)](#)

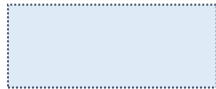
凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力／
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続



プロセスの前頁遷移

アクター凡例定義（ユーザ）



アクター凡例定義（ユーザ）

その他審査機関等	都道府県再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
	地域農業再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】
	農業共済組合等	<ul style="list-style-type: none"> 農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
	土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】
	申請者	<ul style="list-style-type: none"> 個人農業者、法人農業者等を指す。 農地に係る各種申請を行う。
	農業者、就農希望者等	<ul style="list-style-type: none"> 農業従事者や農業への従事希望者を指す。 農地情報の参照を行う。

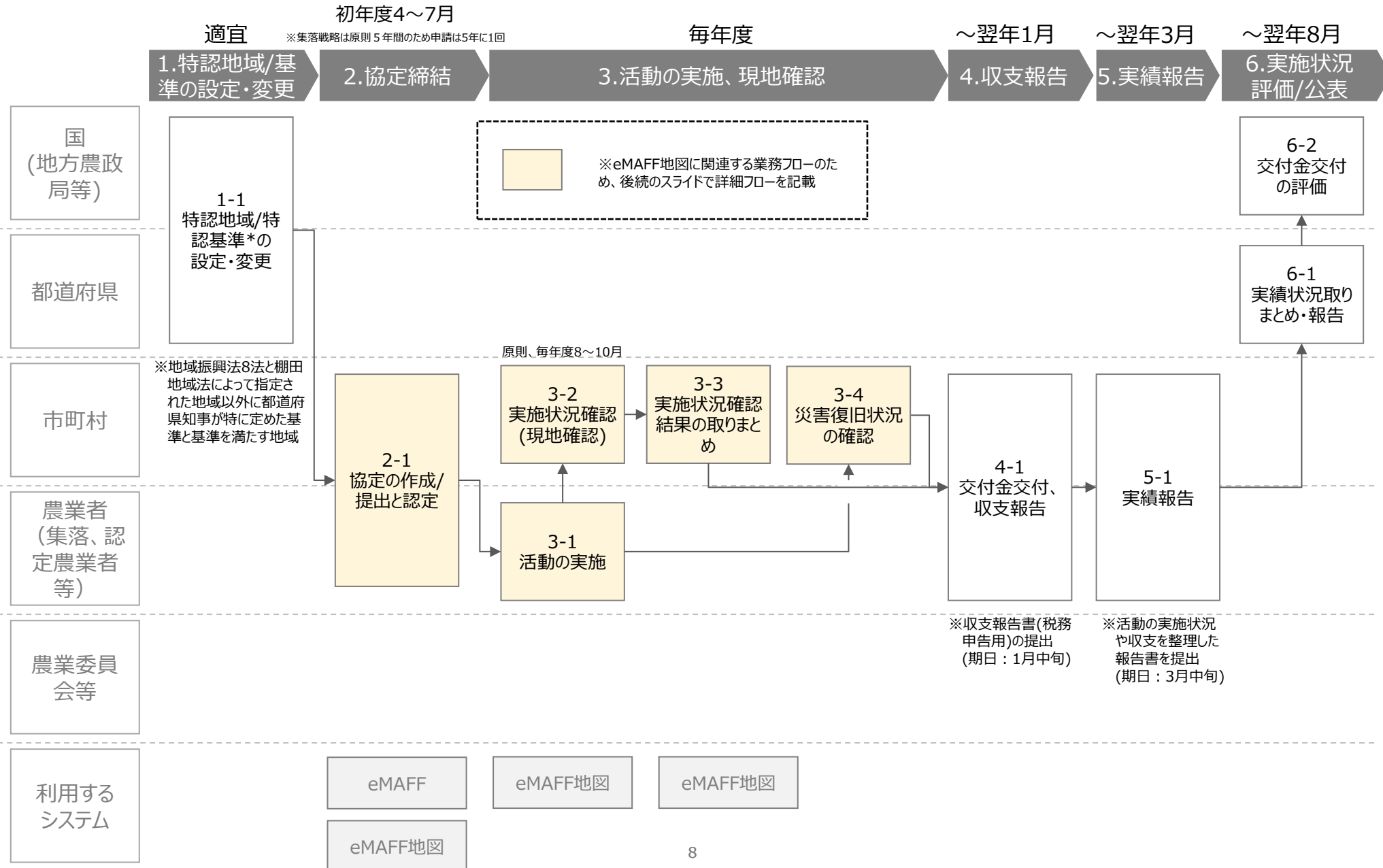
システム運用業者等	運用保守担当者	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。 定常時、障害時の運用保守を行う。
	コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。 ユーザからの問い合わせ対応を行う。
	紐付け実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省からの業務委託により、紐付け作業を実施する事業者

アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	<ul style="list-style-type: none">各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。
現地確認アプリ	<ul style="list-style-type: none">自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化するためのアプリケーション。
eMAFF農地ナビ	<ul style="list-style-type: none">農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。
紐づけ管理Web	<ul style="list-style-type: none">農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。
農業委員会サポートシステム	<ul style="list-style-type: none">各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。
共通申請サービス	<ul style="list-style-type: none">法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えることができるシステム。
eMAFF-IdP	<ul style="list-style-type: none">eMAFF-IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。
MAFFアプリ	<ul style="list-style-type: none">農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。
農業共済事務処理システム	<ul style="list-style-type: none">農業共済組合等が農業共済に係る事務処理等の業務で利用するシステム
GIS基盤	<ul style="list-style-type: none">GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。
他システム	<ul style="list-style-type: none">上記以外の農地情報を取り扱うシステム。

No.	用語	説明
1	現在確認要領	原則、野帳に基づき、「現地確認アプリに表示する項目」と「現地確認アプリで入力する項目」を定義するもの。 地図管理Webの画面、及びDBで設定する。
2	現地確認行程	予め作成された現地確認要領をもとに、「誰が」「いつ」「どこに」現地確認に行くかを定義するもの。 地図管理Webの画面で設定する。

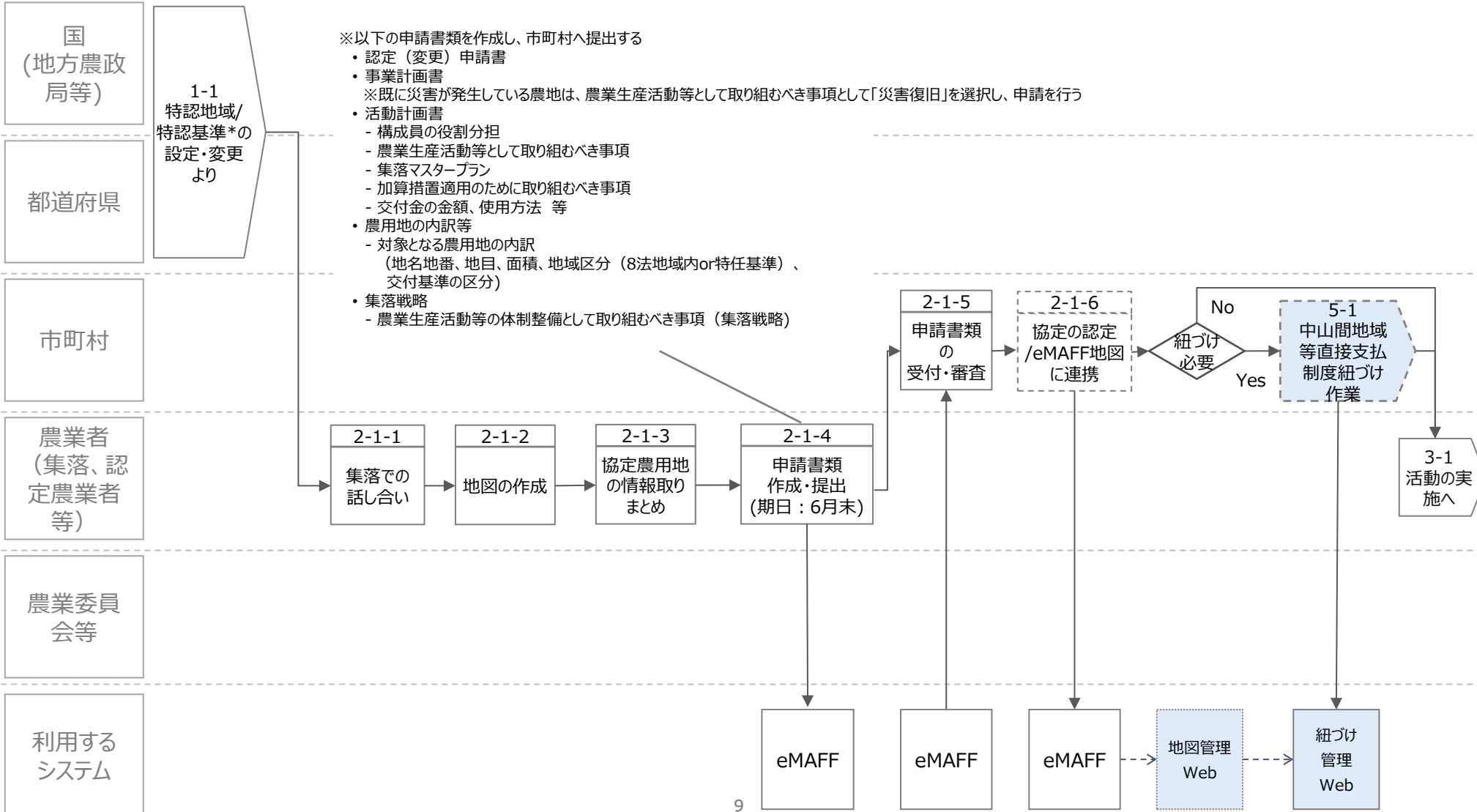
中山間地域等直接支払制度 全体フロー




中山間地域等直接支払制度 業務フロー 2-1.協定の作成/提出と認定

☐ eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

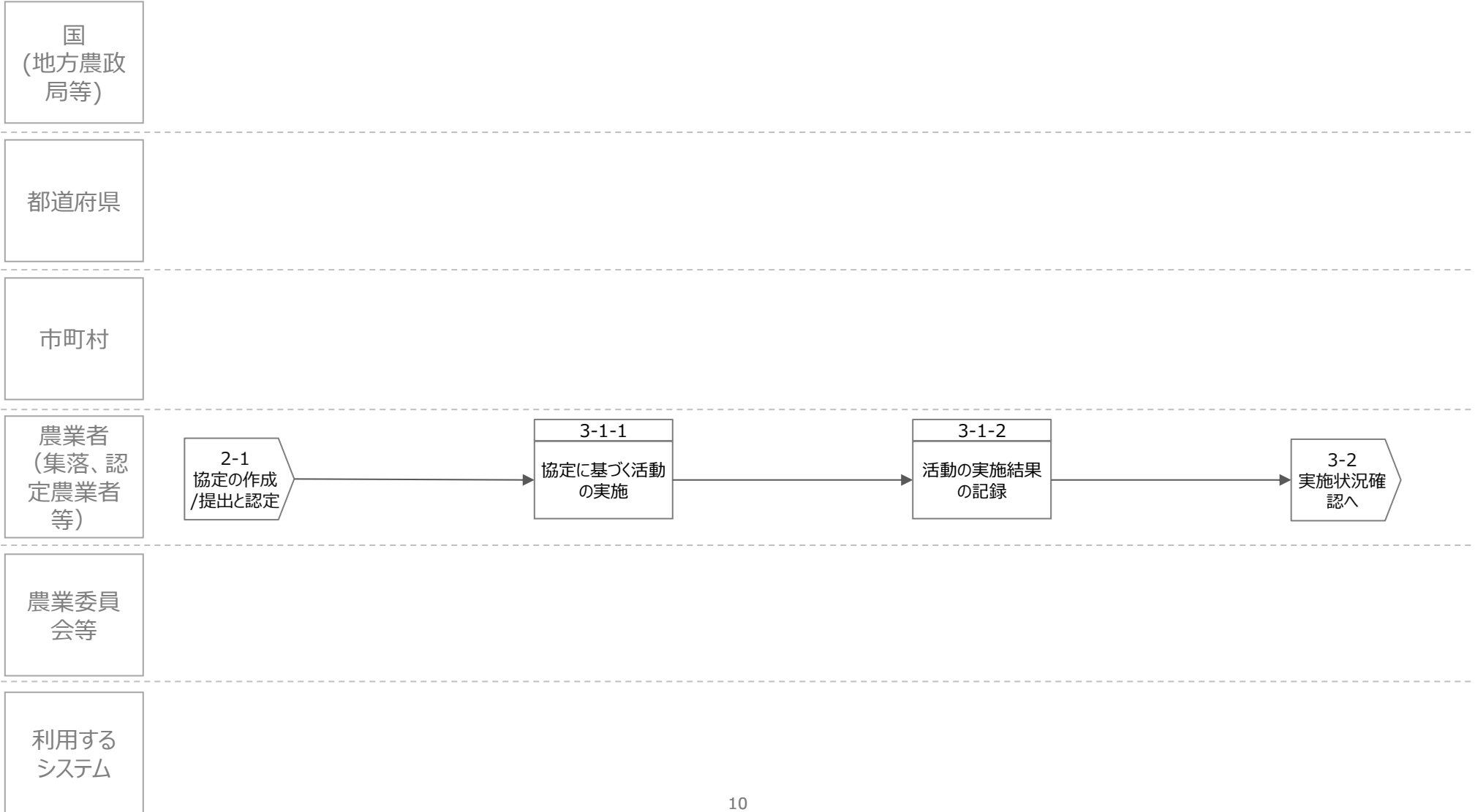
2-1. 協定の作成/提出と認定



中山間地域等直接支払制度 業務フロー 3-1.活動の実施

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

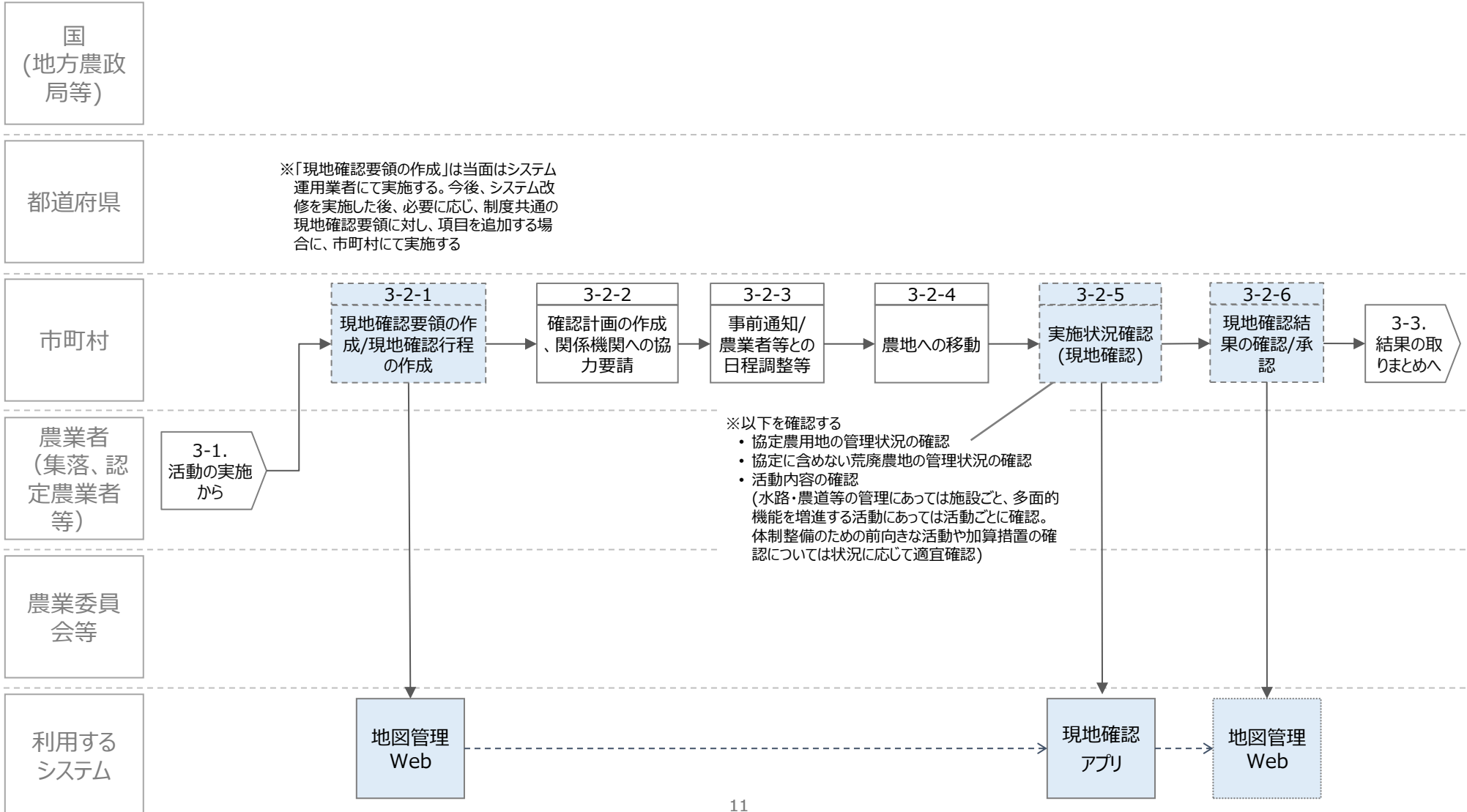
3-1. 活動の実施



中山間地域等直接支払制度 業務フロー 3-2.実施状況確認（現地確認）

☐ eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

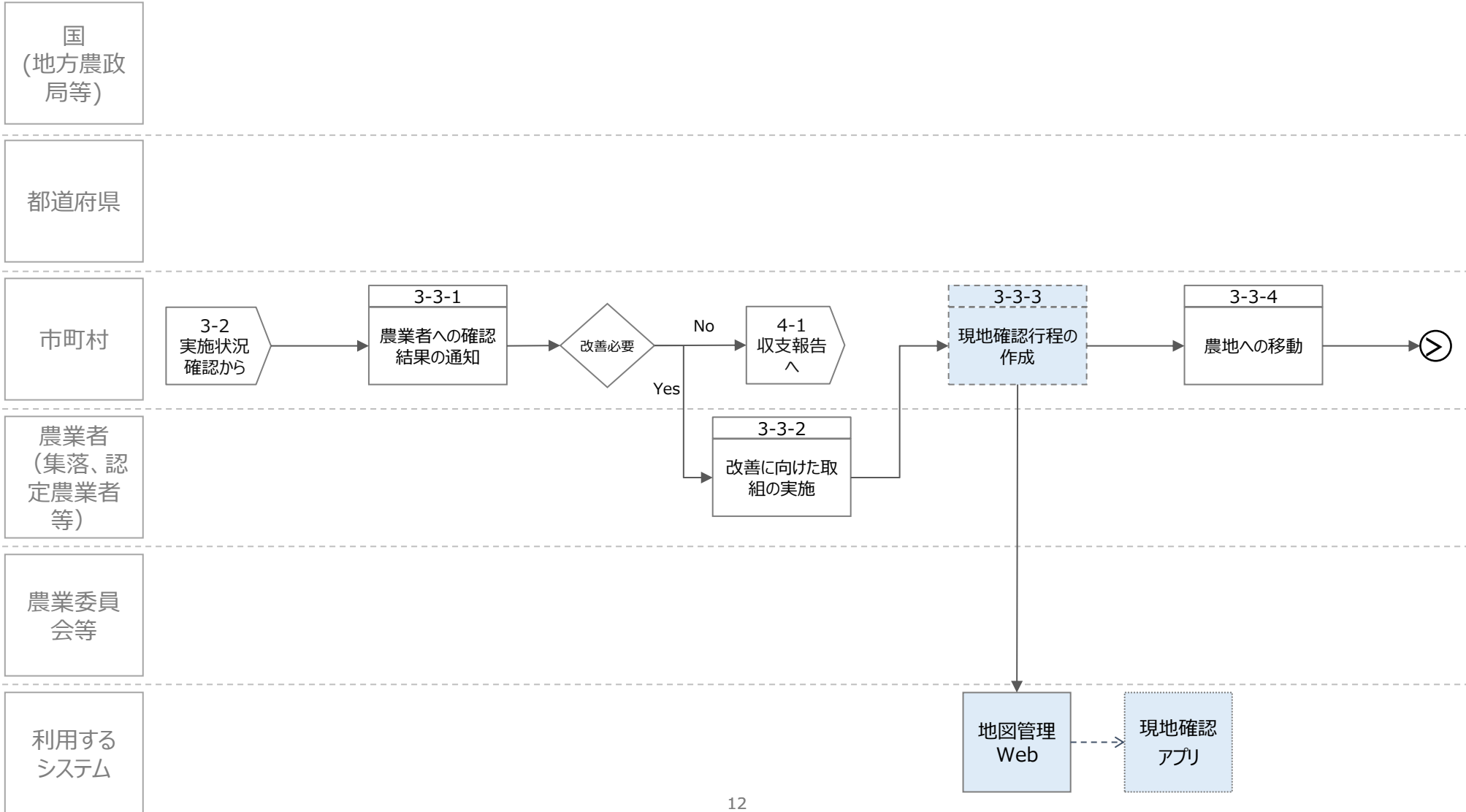
3-2. 実施状況確認(現地確認)



中山間地域等直接支払制度 業務フロー 3-3.実施状況確認結果のとりまとめ(1/2)

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

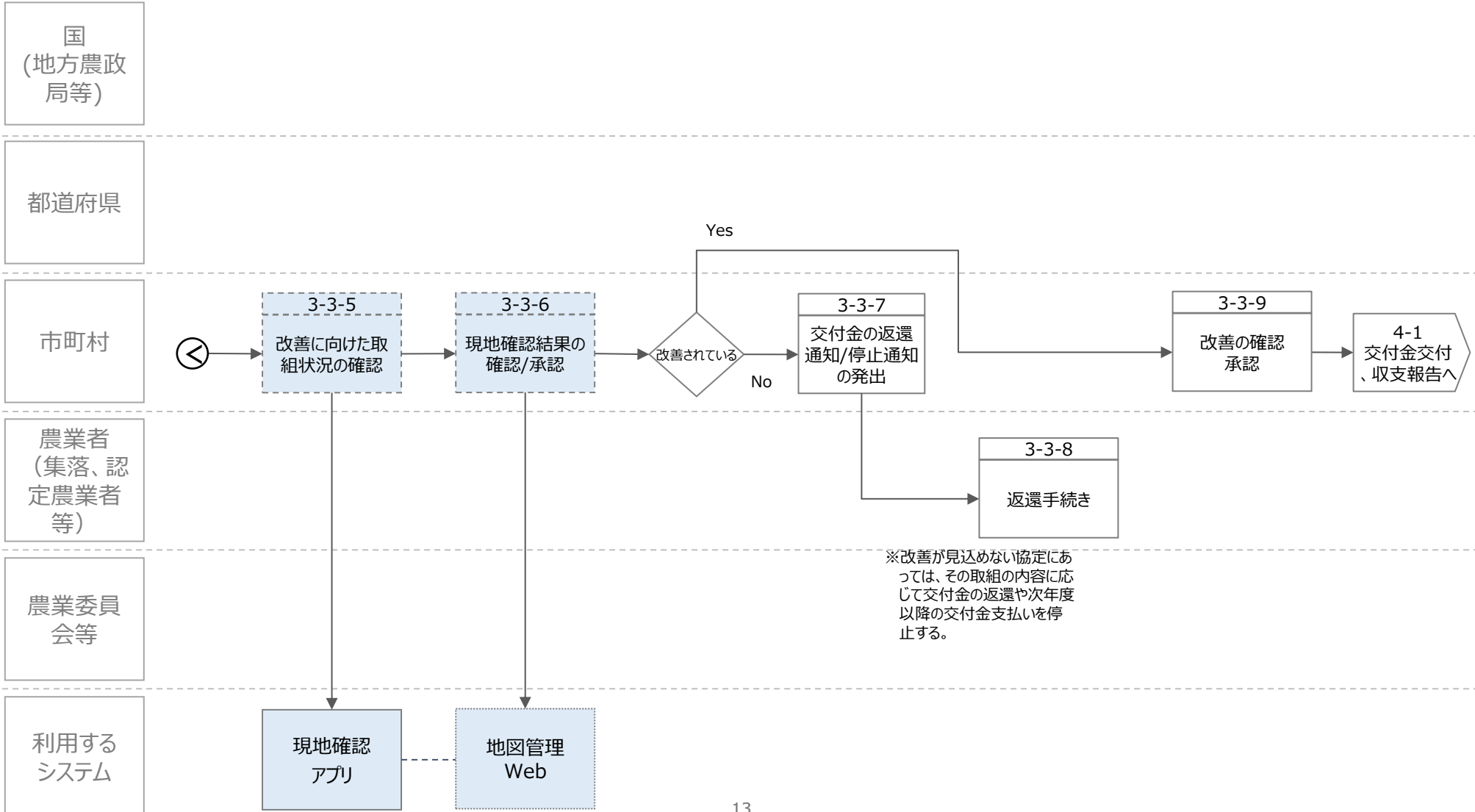
3-3. 実施状況確認結果のとりまとめ



中山間地域等直接支払制度 業務フロー 3-3.実施状況確認結果のとりまとめ(2/2)

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

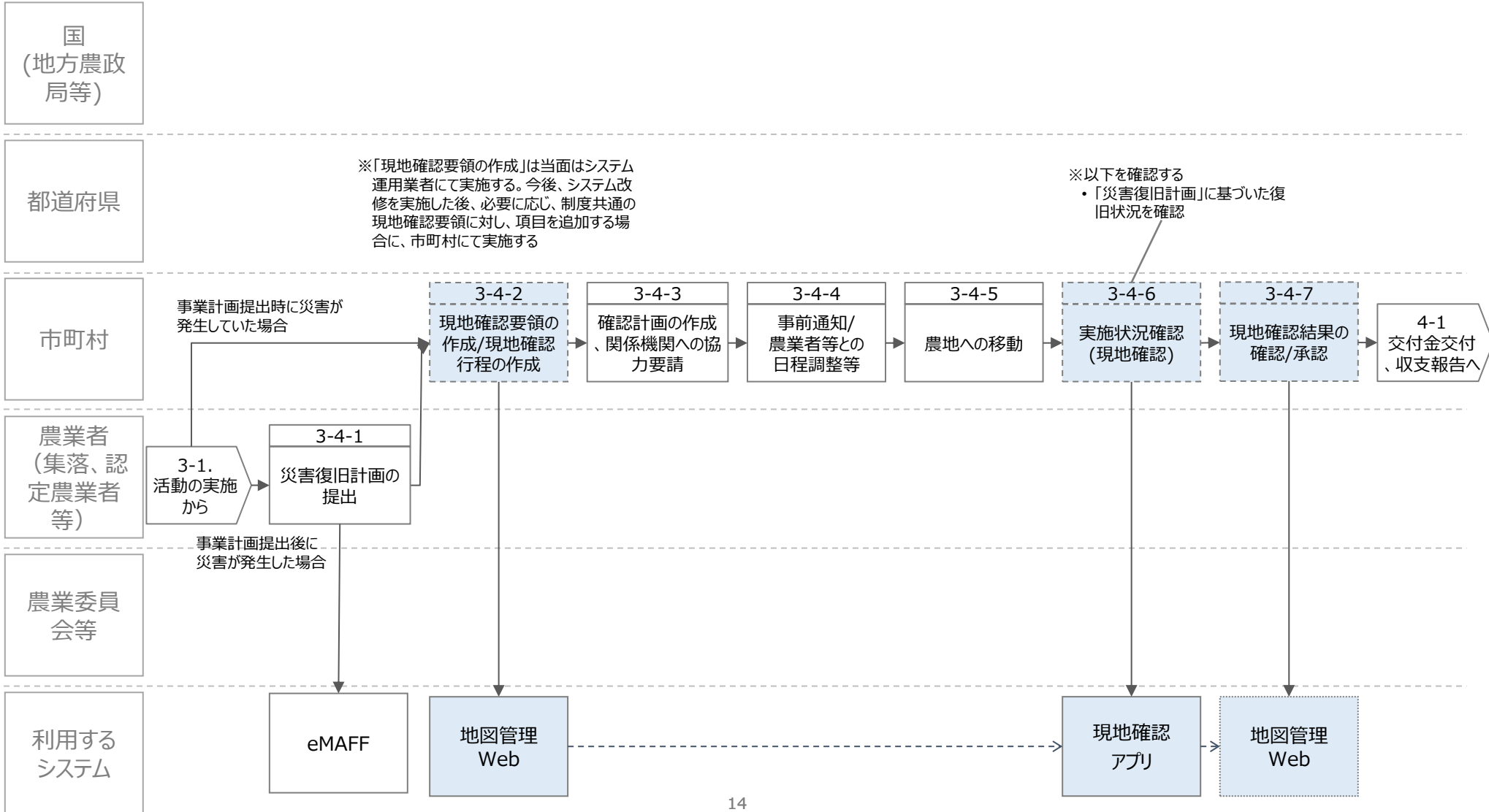
3-3. 実施状況確認結果のとりまとめ



中山間地域等直接支払制度 業務フロー 3-4.災害復旧状況の確認

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

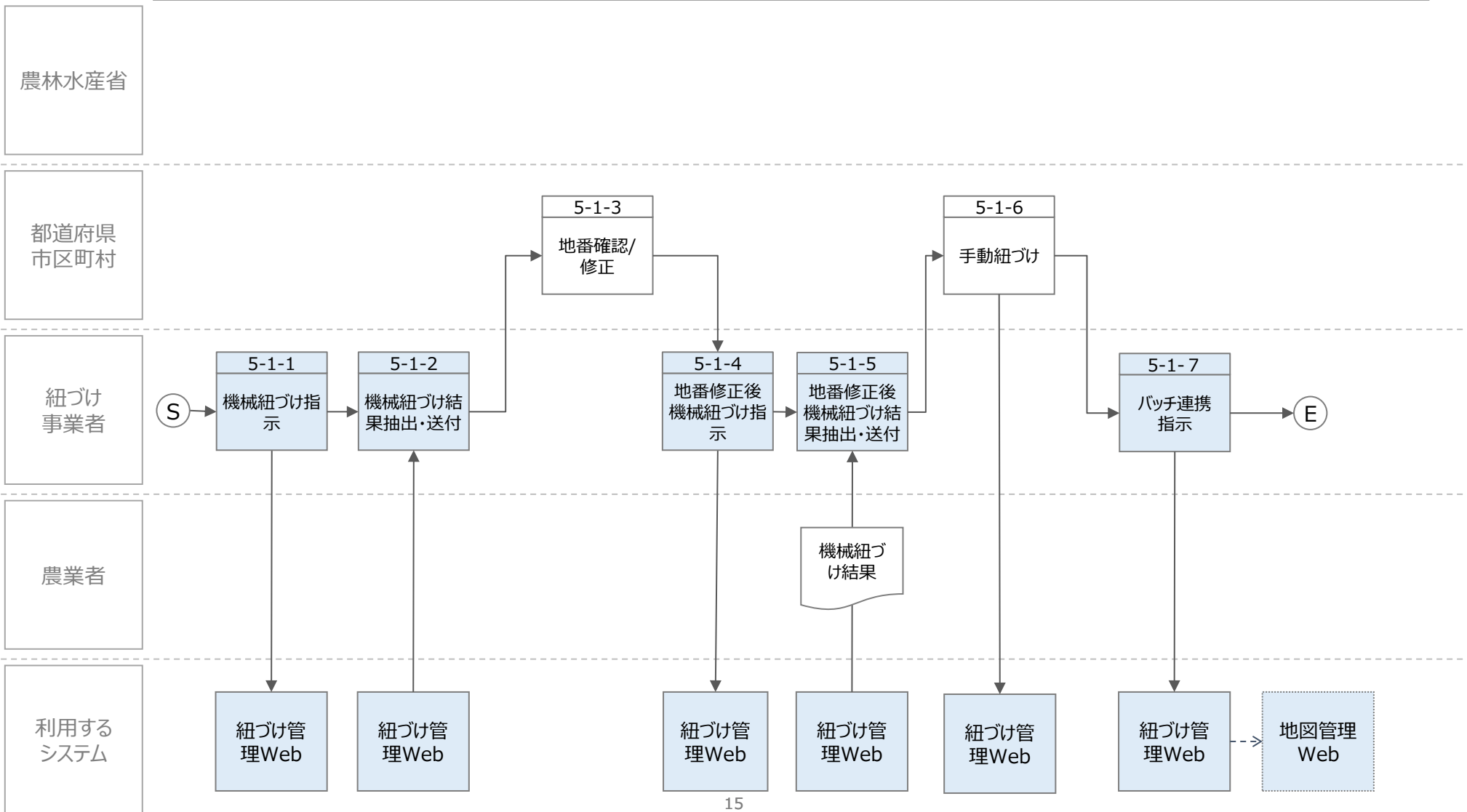
3-4.災害復旧状況の確認



中山間地域等直接支払制度 業務フロー 5-1. 紐づけ作業




eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

5-1. 紐づけ作業

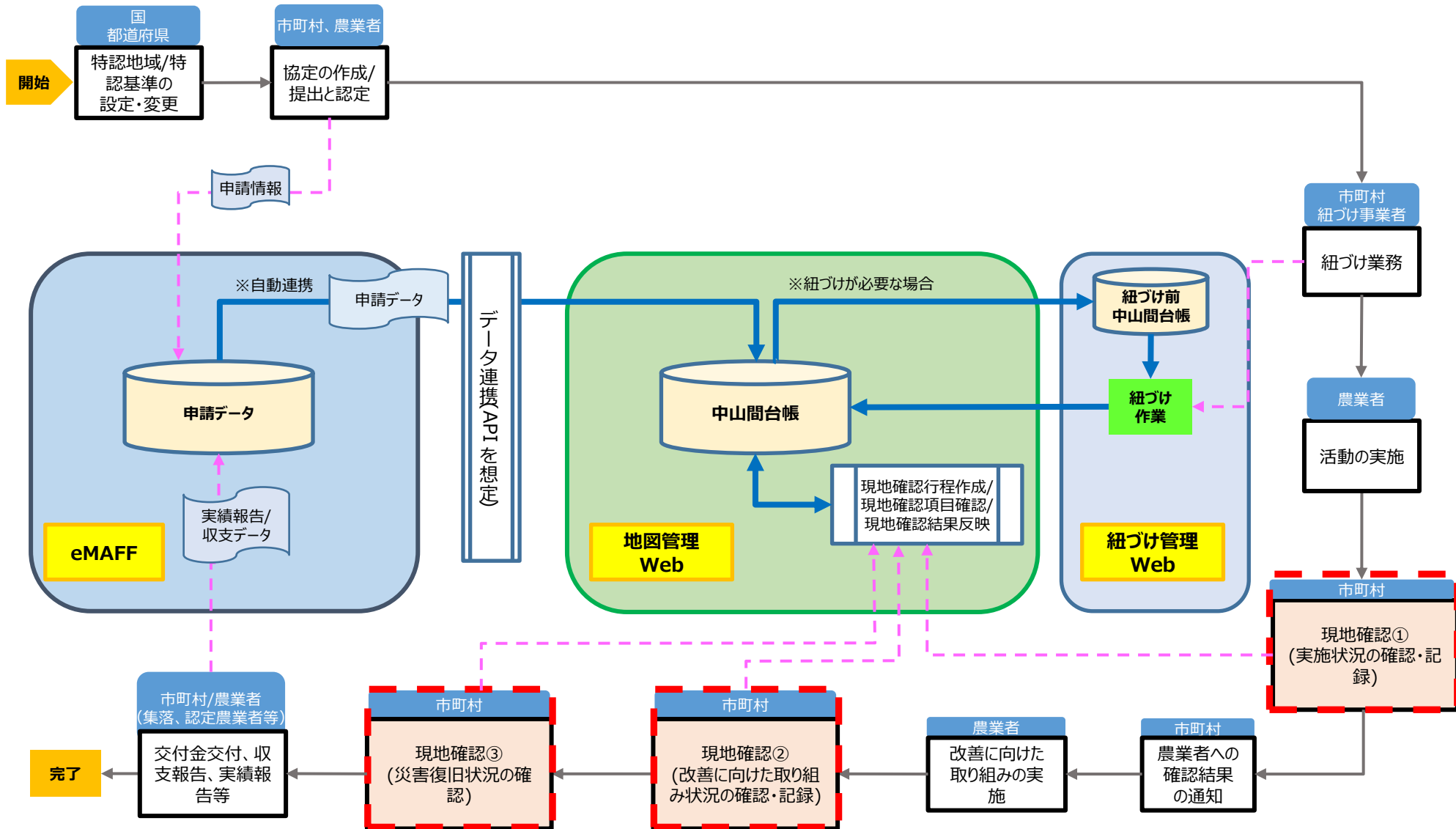


[参考資料]
業務フロー概要図（中山間地域等直接支払制度）
（令和5年9月時点）

中山間地域等直接支払制度 業務フロー概要図凡例

記号	説明	記号	説明
	データの流れ		業務を実行する担当者・担当部門
	業務フロー		システム内の処理
	システム		業務の内容
	始点		データベース
	終点		データ
	システム名称		現地確認業務を示す枠
	システムへのインプット・アウトプット		紐づけ作業。詳細の内容は別途記載

中山間地域等直接支払制度 業務フロー概要図



※災害発生時のみ

令和7年度以降に開発予定

附属書②-4 業務フロー（環境保全型農業直接支払制度） （令和5年9月時点）

1. 参考資料
2. システム化業務フロー 凡例定義
3. アクター凡例定義 (ユーザ)
4. アクター凡例定義 (システム)
5. 用語定義
6. システム化業務フロー

当資料に記載の業務フローは以下の情報を参考に作成しています。

※農林水産省「[環境保全型農業直接支払交付金](#)」にページに掲載の以下の資料

- [環境保全型農業直接支払交付金について](#)
- [令和5年度環境保全型農業直接支払交付金の紹介](#)
- [令和5年度環境保全型農業直接支払交付金の手引き](#)
- [環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和5年4月1日一部改正）](#)
- [環境保全型農業直接支払交付金実施要領（令和5年4月1日一部改正）](#)

凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



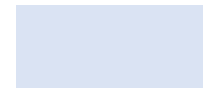
紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力／
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続

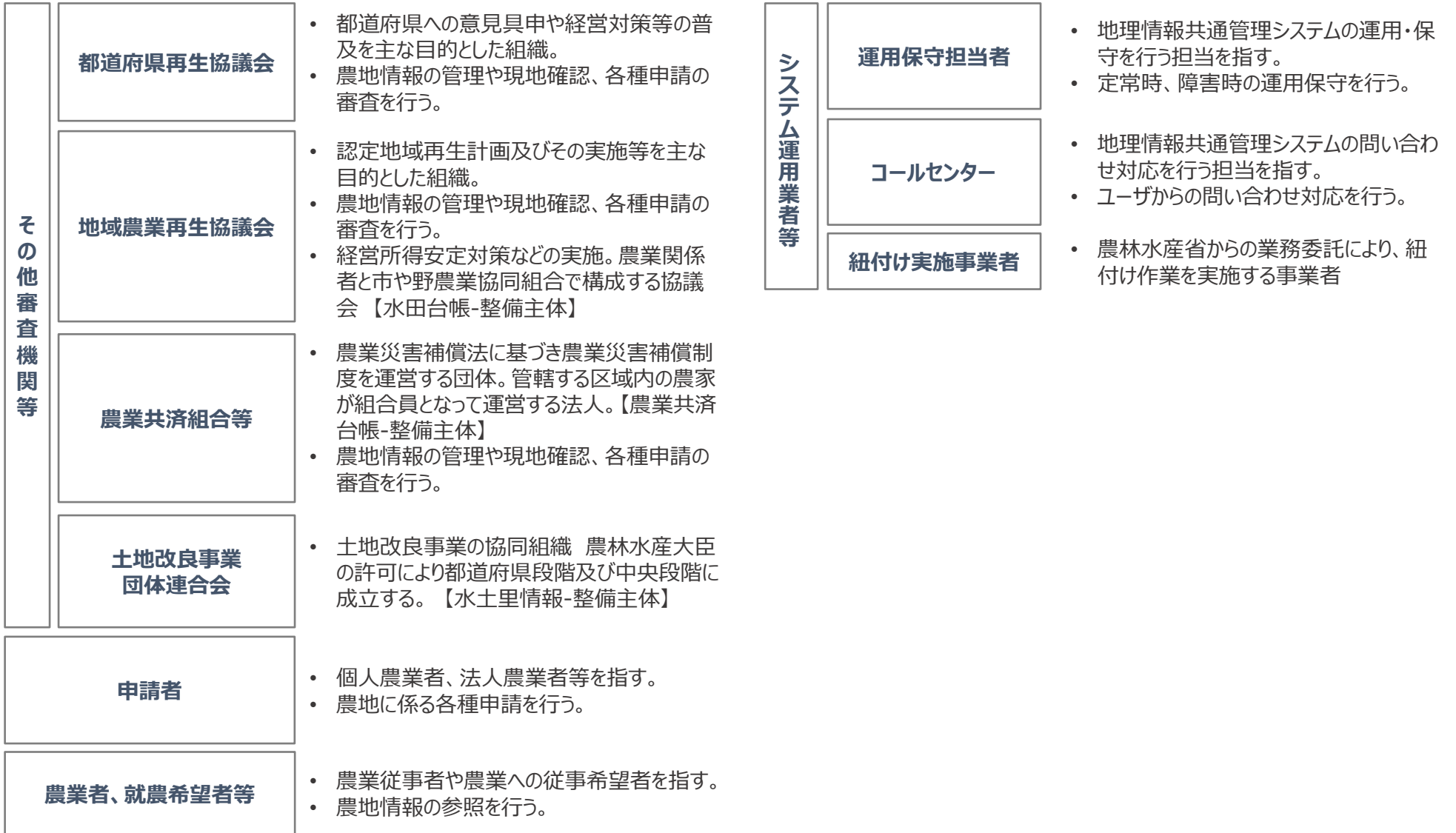


プロセスの前頁遷移

アクター凡例定義（ユーザ）



アクター凡例定義（ユーザ）



アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	• 各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。
現地確認アプリ	• 自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化するためのアプリケーション。
eMAFF農地ナビ	• 農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。
紐づけ管理Web	• 農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。
農業委員会サポートシステム	• 各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。
共通申請サービス	• 法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えることができるシステム。
eMAFF-IdP	• eMAFF-IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。
MAFFアプリ	• 農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。
農業共済事務処理システム	• 農業共済組合等が農業共済に係る事務処理等の業務で利用するシステム
GIS基盤	• GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。
他システム	• 上記以外の農地情報を取り扱うシステム。

用語定義

No.	用語	説明
1	現在確認要領	原則、野帳に基づき、「現地確認アプリに表示する項目」と「現地確認アプリで入力する項目」を定義するもの。 地図管理Webの画面、及びDBで設定する。
2	現地確認行程	予め作成された現地確認要領をもとに、「誰が」「いつ」「どこに」現地確認に行くかを定義するもの。 地図管理Webの画面で設定する。

環境保全型農業直接支払制度 全体フロー

初年度6月末

※事業計画は5年間のため
申請は5年に1回

毎年度

毎年度

～毎年度3月末

～翌年度4月末

1. 5年間の事業計画、
営農活動計画書の提出・認定

2. 交付申請
/活動の実施

3. 実施状況報告

4. 交付金交付

5. 営農活動
実績報告書の提出

国
(地方農政局等)



※eMAFF地図に関連する業務フローのため、
後続のスライドで詳細フローを記載

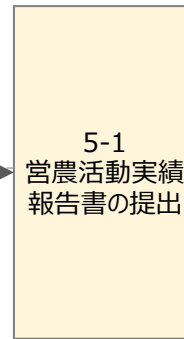
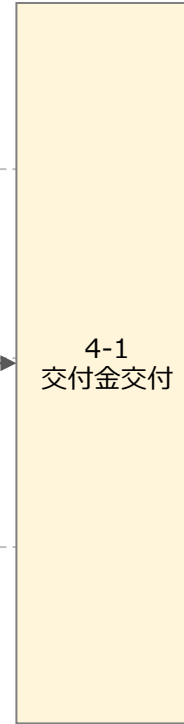
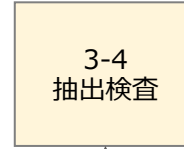
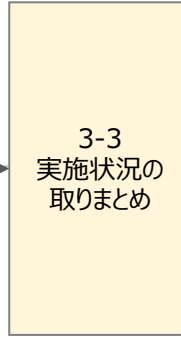
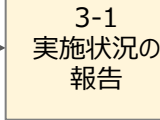
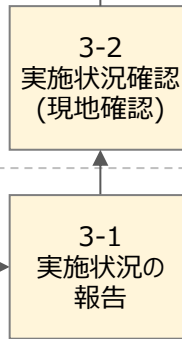
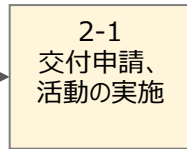
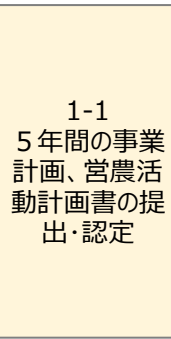
都道府県

市町村

農業者

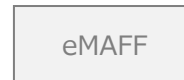
農業振興
地域整備
促進協議
会など

利用する
システム



※交付申請は市町村が定める
日まで

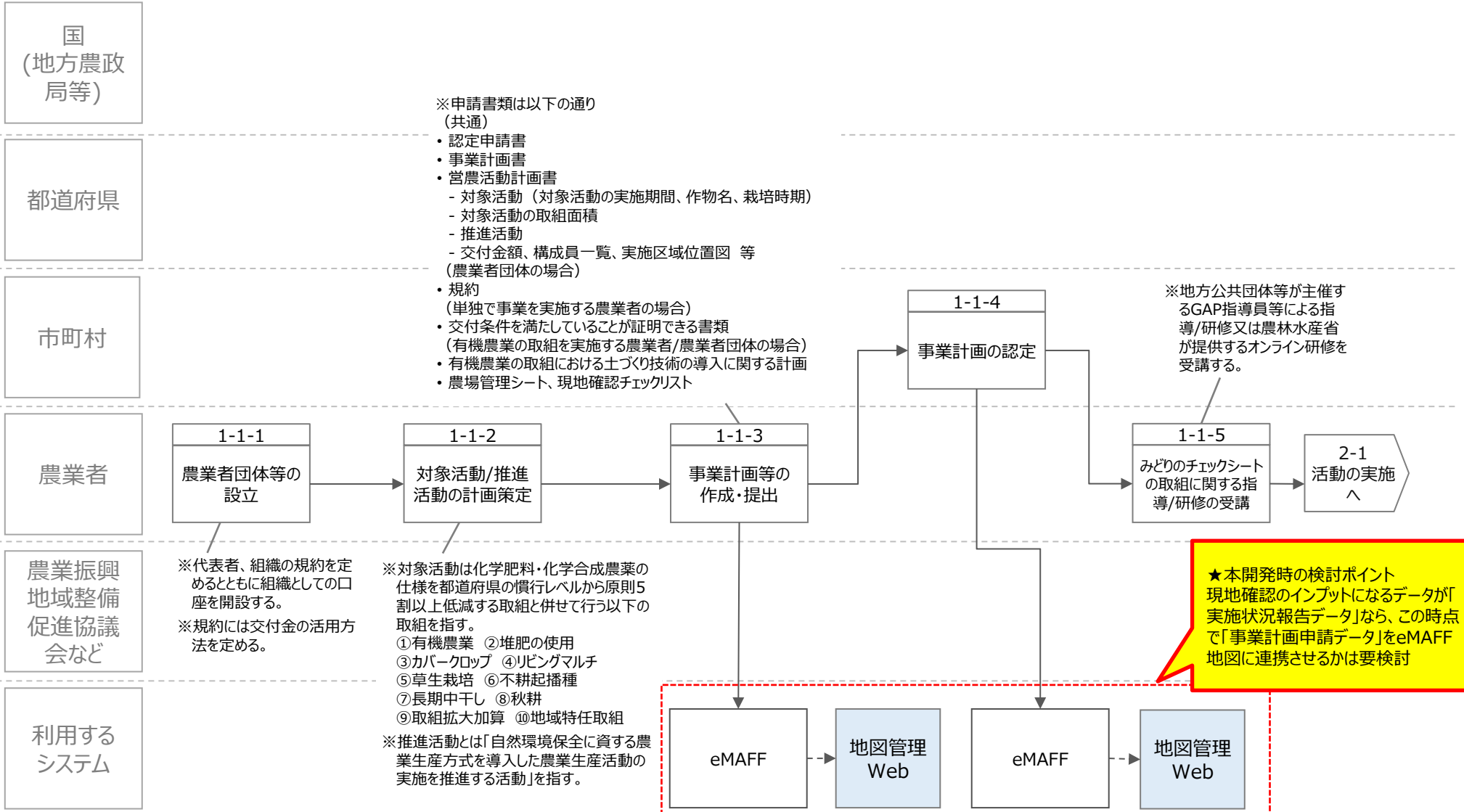
※実施状況報告書等の提出は
毎年度1月末日まで
※実績報告書の提出は
市町村が定める日まで



環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 1-1. 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定

☐ eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

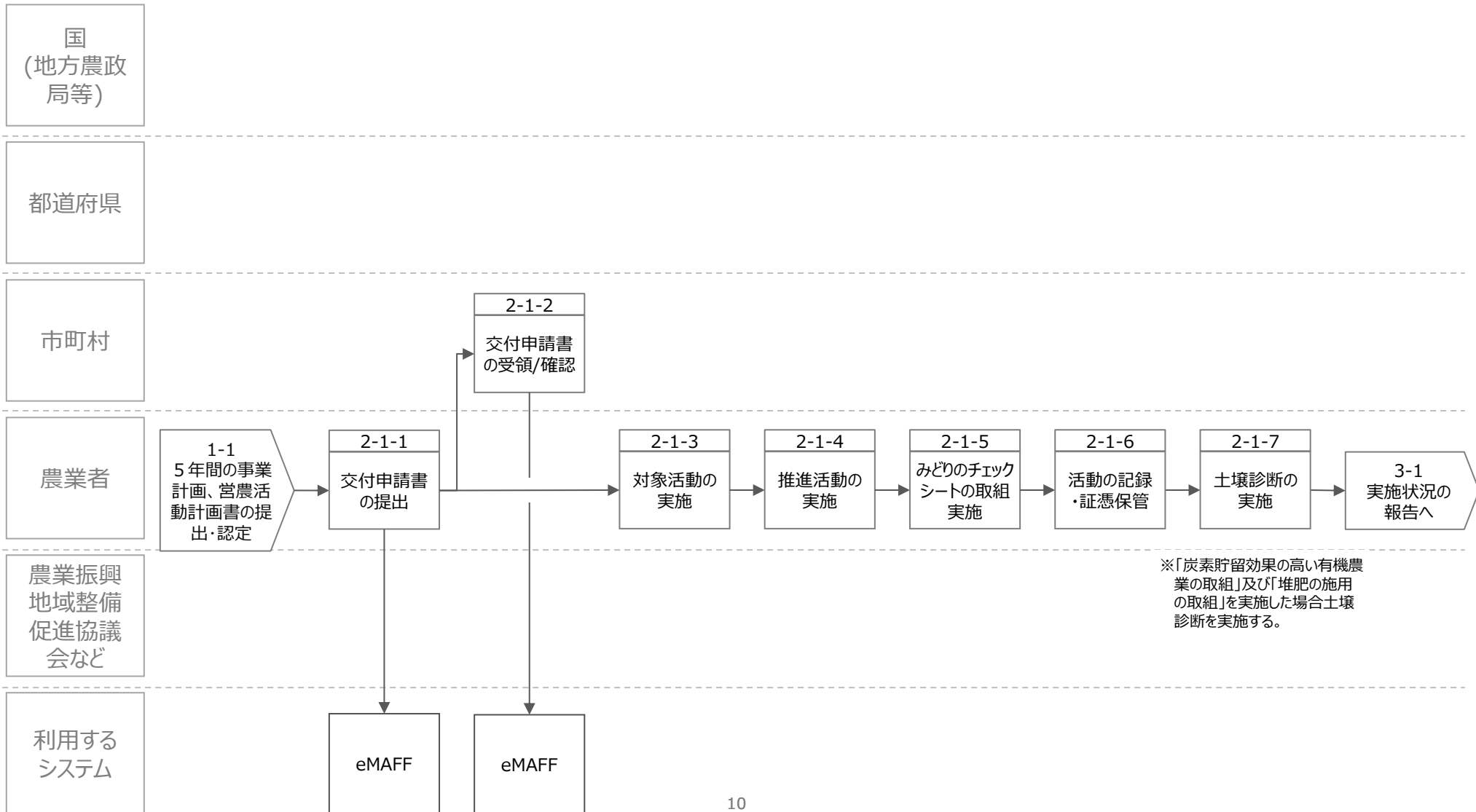
1-1. 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定



環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 2-1.交付申請/活動の実施

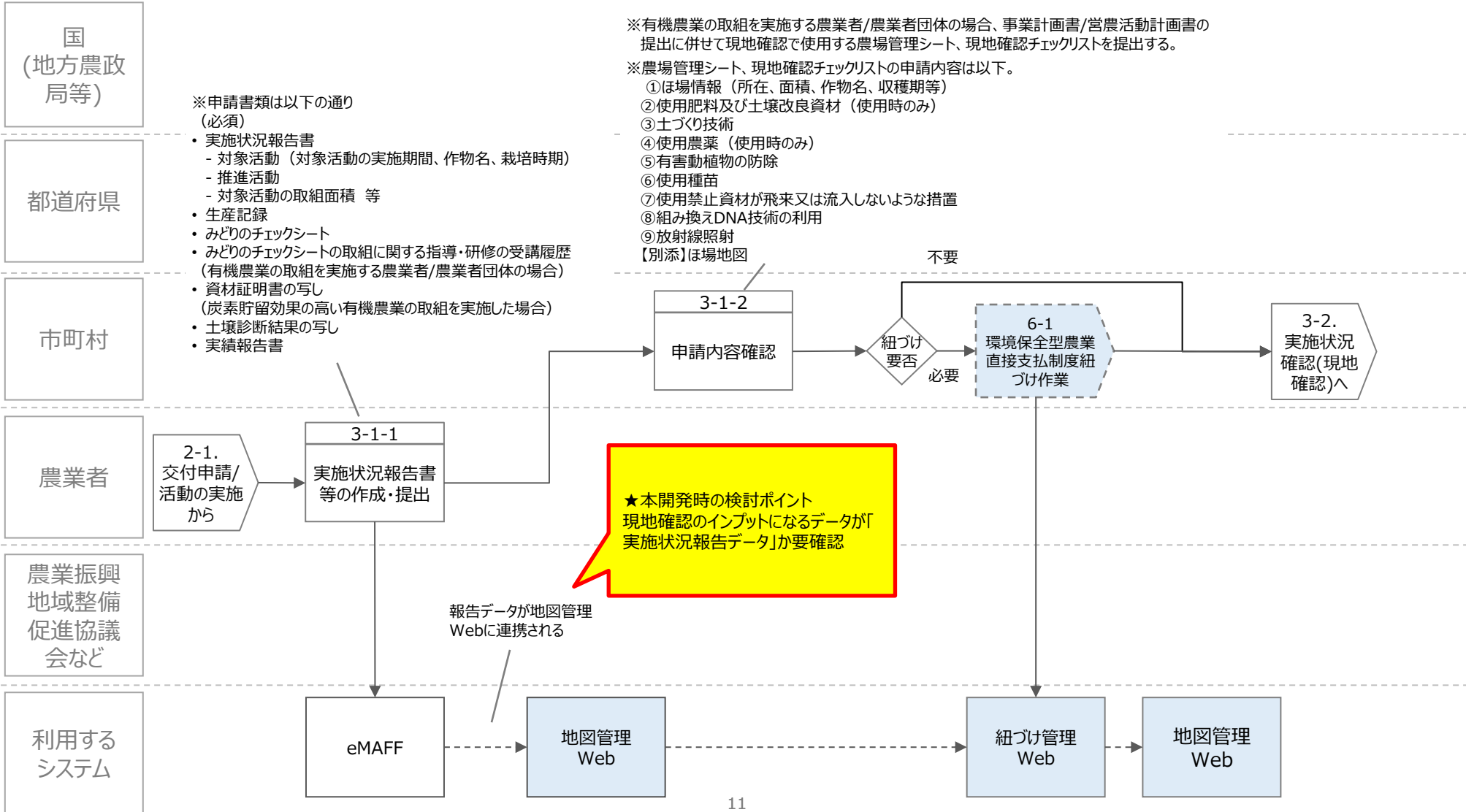
 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

2-1.交付申請/活動の実施



☐ eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

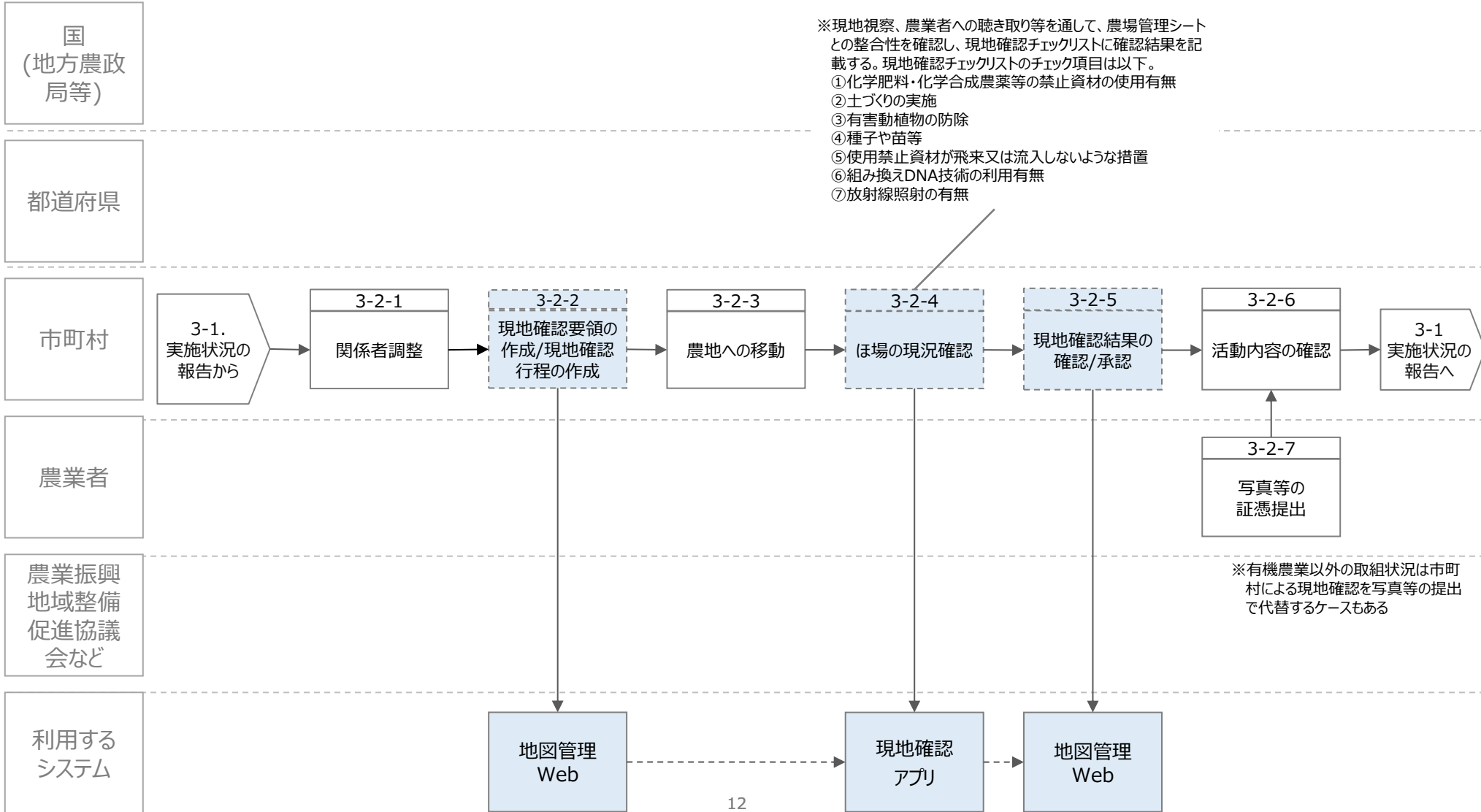
3-1. 実施状況の報告



環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 3-2.実施状況確認（現地確認）

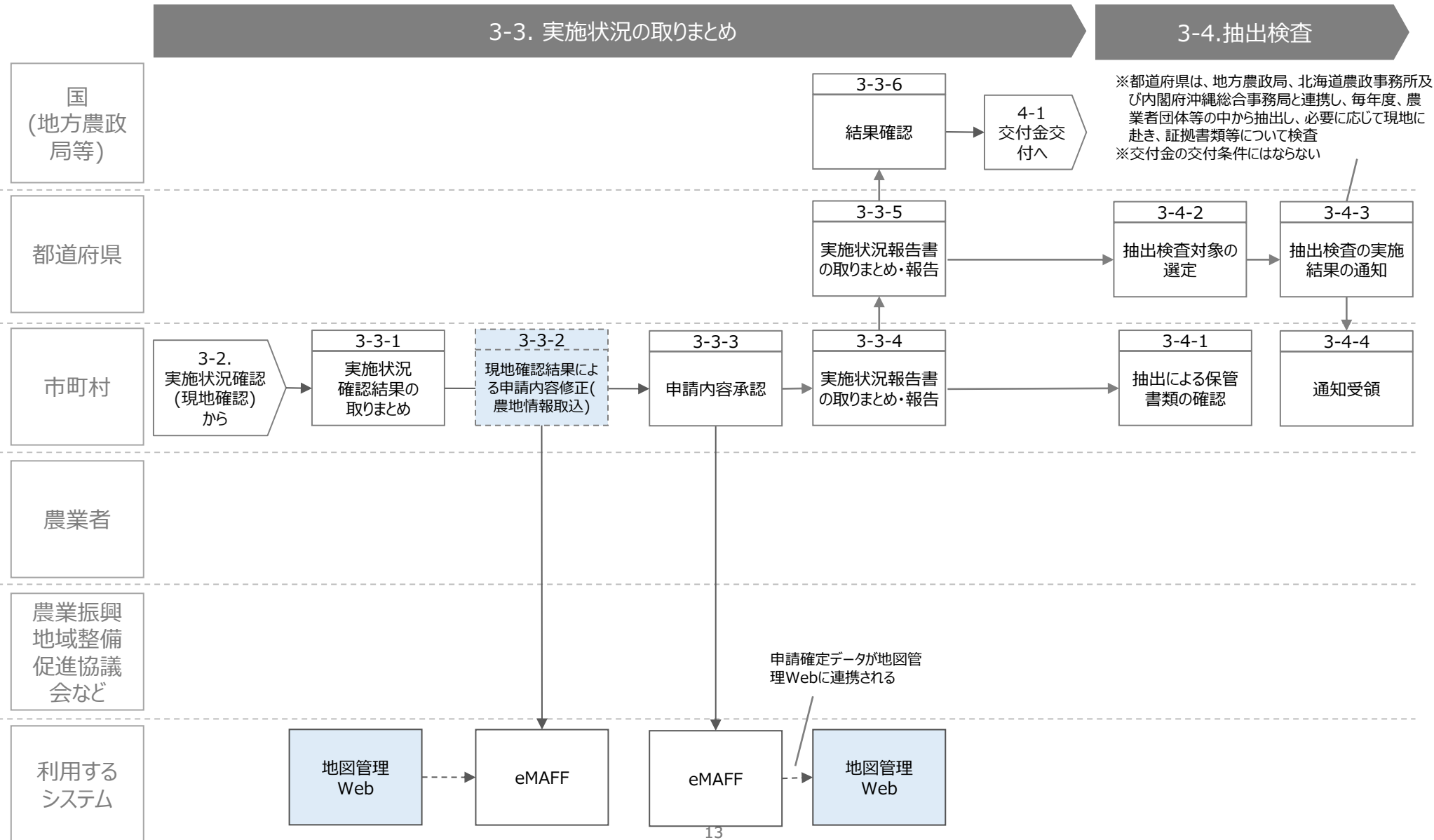
 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

3-2. 実施状況確認(現地確認)

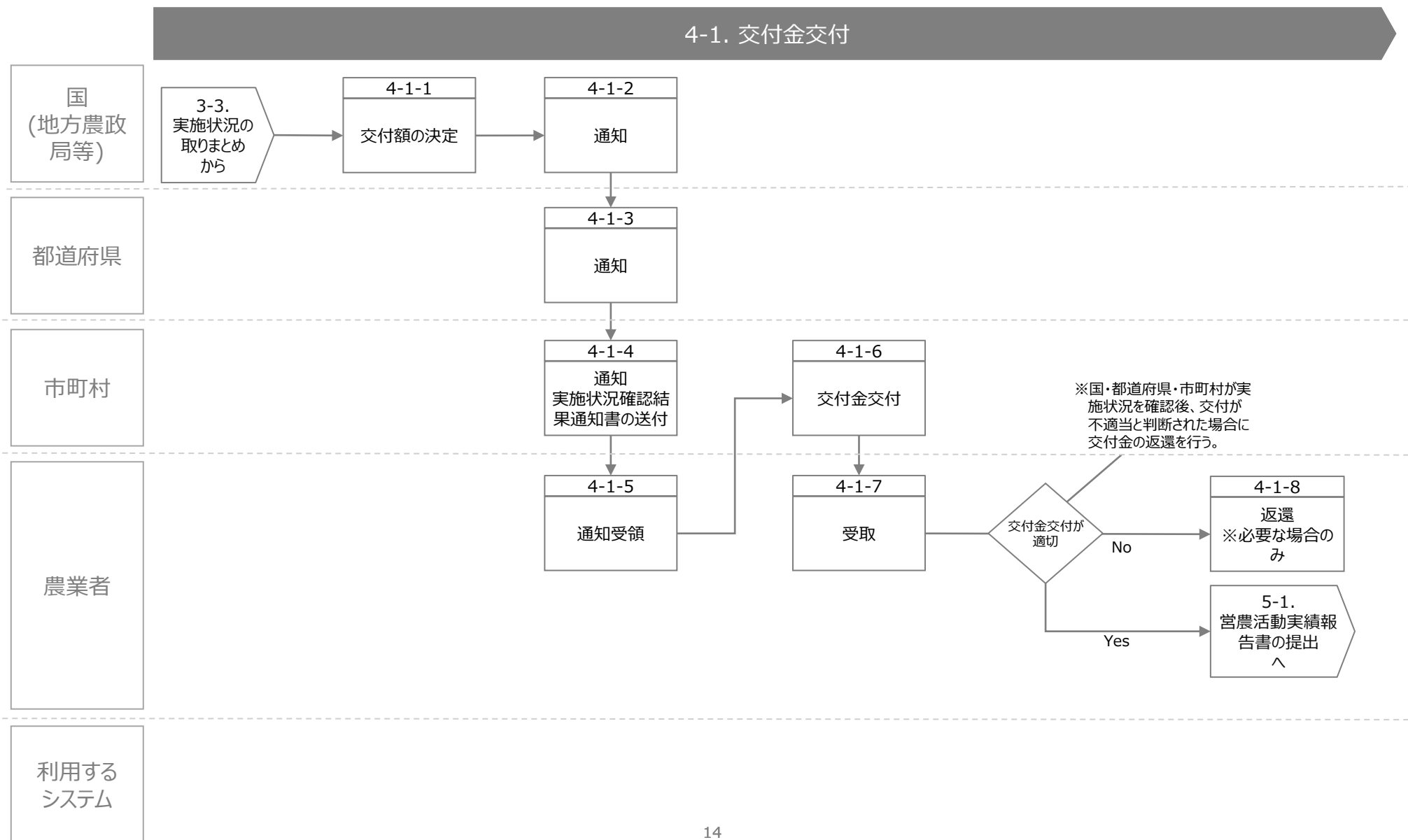


環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 3.実施状況報告


 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム



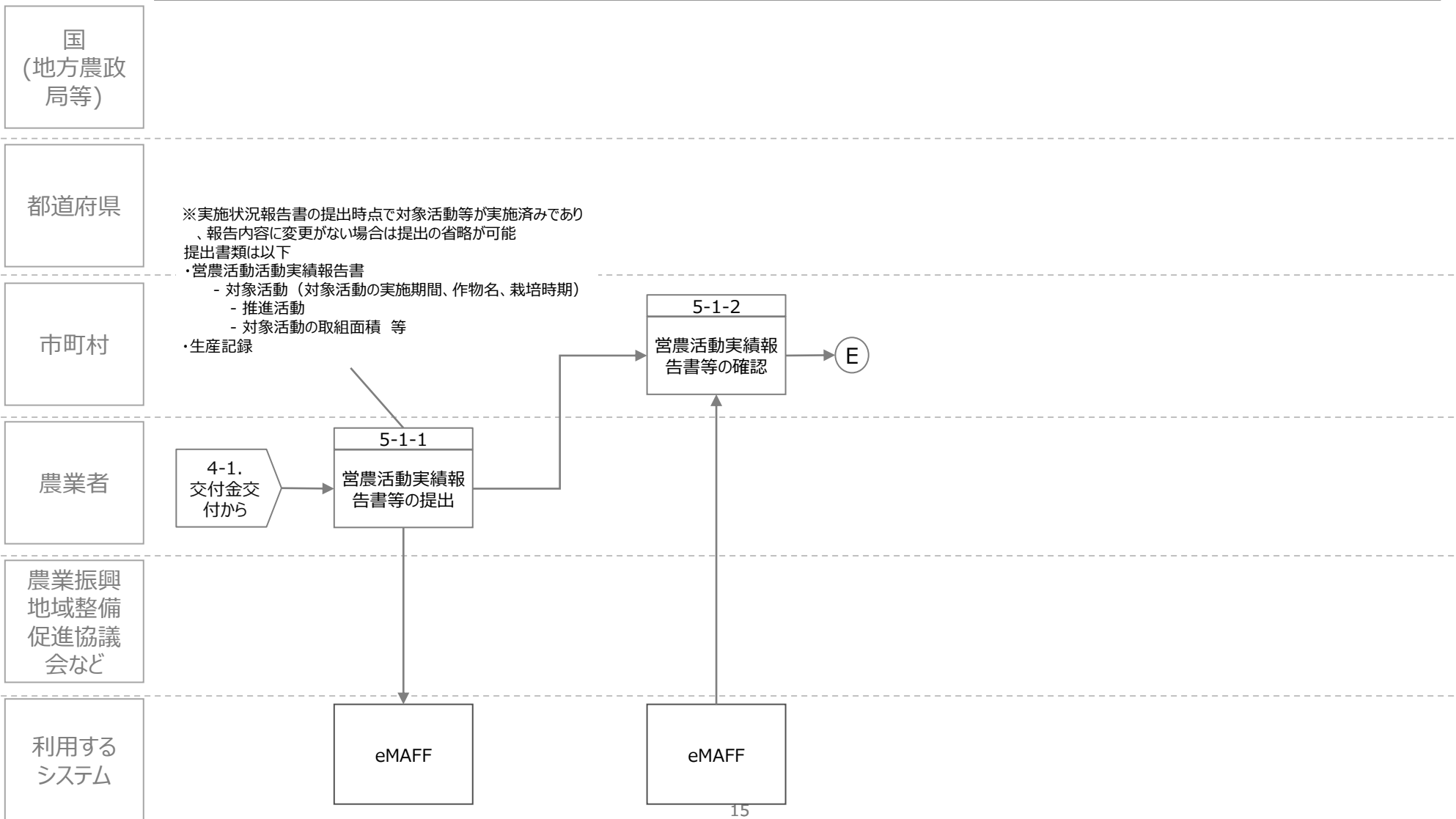
eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム



環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 5-1.営農活動実績報告書の提出

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

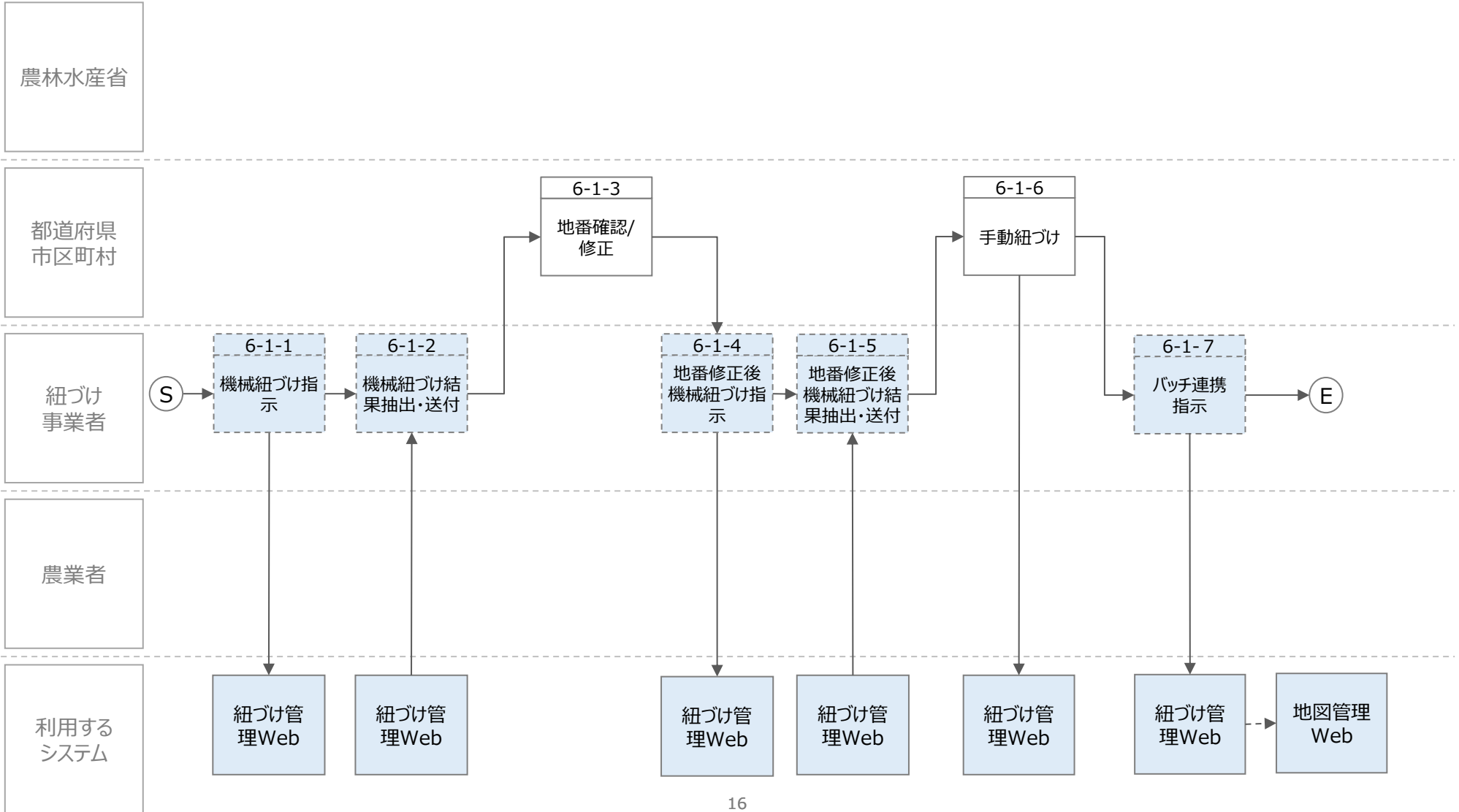
5-1.営農活動実績報告書の提出



環境保全型農業直接支払制度 業務フロー 6-1.紐づけ作業





 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

6-1. 環境保全型農業直接支払制度紐づけ作業

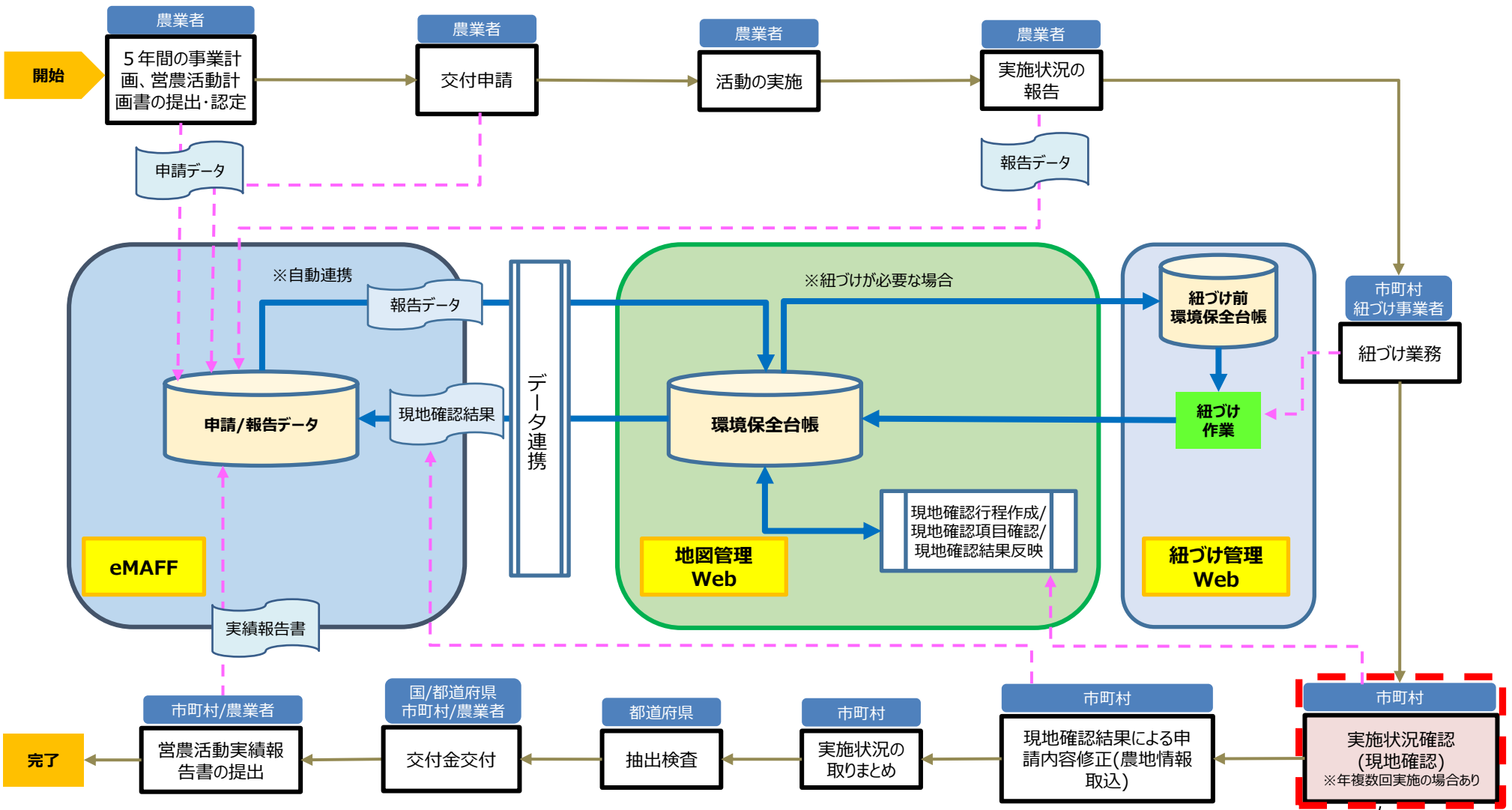


[参考資料]
業務フロー概要図（環境保全型直接支払制度）
（令和5年9月時点）

環境保全型直接支払制度 業務フロー 概要図凡例

記号	説明	記号	説明
	データの流れ		業務を実行する担当者・担当部門
	業務フロー		システム内の処理
	システム		業務の内容
	始点		データベース
	終点		データ
	システム名称		現地確認業務を示す枠
	システムへのインプット・アウトプット		紐づけ作業。詳細の内容は別途記載

環境保全型農業直接支払制度 業務フロー概要図



- ✓ 農地耕作状況
- ✓ 作物名
- ✓ 「農場管理シート・現地確認チェックリスト(農水省作成)」のチェック項目に準じたヒアリング ※有機農業の場合

令和7年度以降に開発予定

附属書②-5 業務フロー（多面的機能支払制度） （令和5年9月時点）

1. 参考資料
2. システム化業務フロー 凡例定義
3. アクター凡例定義 (ユーザ)
4. アクター凡例定義 (システム)
5. システム化業務フロー

当資料に記載の業務フローは以下の情報を参考に作成しています。

※農林水産省「[多面的機能支払交付金](#)」にページに掲載の以下の資料

- [令和5年度多面的機能支払交付金のあらまし（パンフレット）](#)
- [多面的機能支払交付金実施要綱（令和5年4月1日一部改正）](#)
- [多面的機能支払交付金実施要領（令和5年4月1日一部改正）](#)
- [別記（令和5年4月1日一部改正）](#)

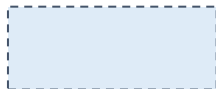
凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力／
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続



プロセスの前頁遷移

アクター凡例定義（ユーザ）



アクター凡例定義（ユーザ）

その他審査機関等	都道府県再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
	地域農業再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】
	農業共済組合等	<ul style="list-style-type: none"> 農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
	土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】
	申請者	<ul style="list-style-type: none"> 個人農業者、法人農業者等を指す。 農地に係る各種申請を行う。
	農業者、就農希望者等	<ul style="list-style-type: none"> 農業従事者や農業への従事希望者を指す。 農地情報の参照を行う。

システム運用業者等	運用保守担当者	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。 定常時、障害時の運用保守を行う。
	コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。 ユーザからの問い合わせ対応を行う。
	紐付け実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省からの業務委託により、紐付け作業を実施する事業者

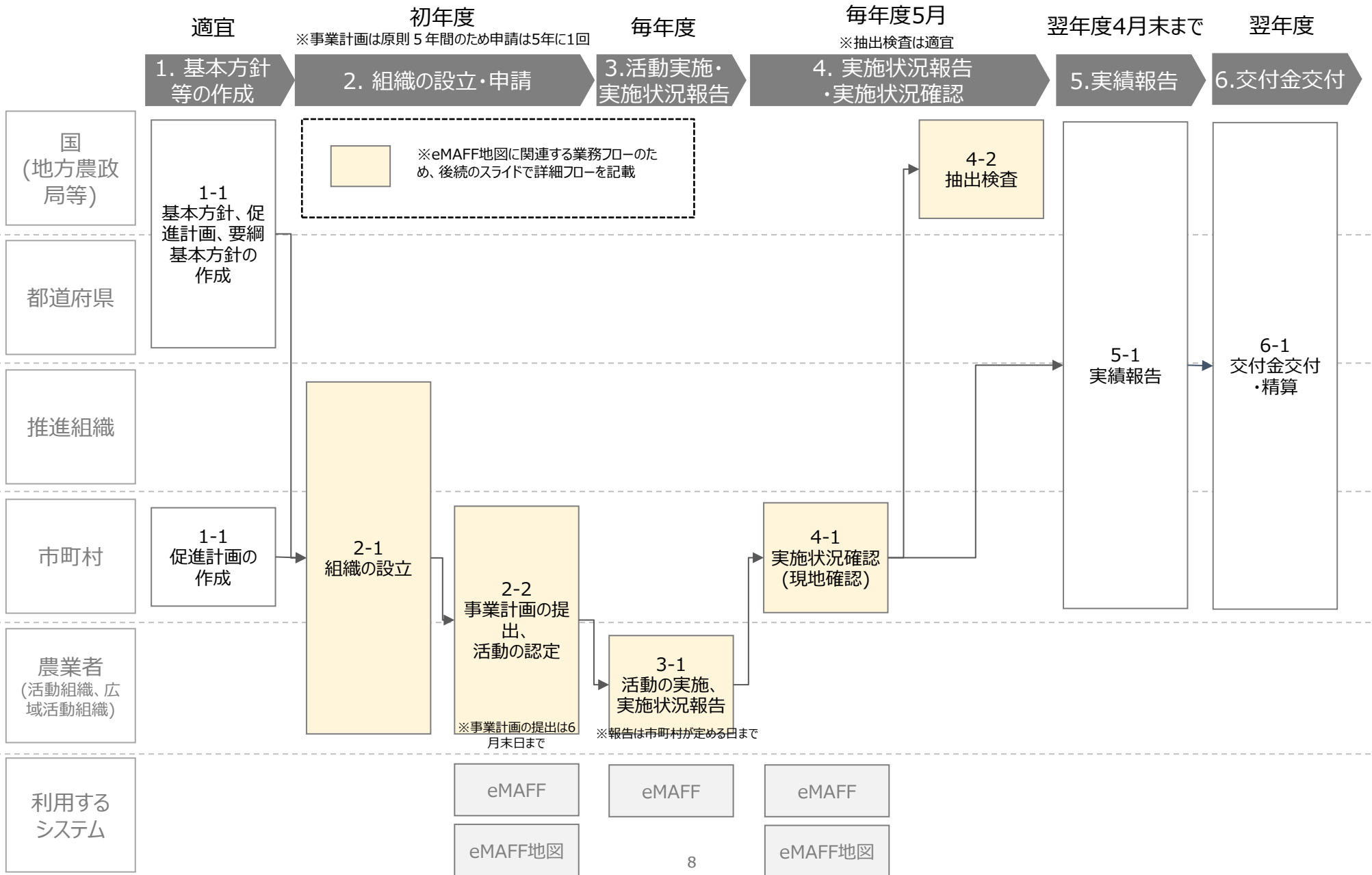
アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	<ul style="list-style-type: none">各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。
現地確認アプリ	<ul style="list-style-type: none">自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化するためのアプリケーション。
eMAFF農地ナビ	<ul style="list-style-type: none">農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。
紐づけ管理Web	<ul style="list-style-type: none">農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。
農業委員会サポートシステム	<ul style="list-style-type: none">各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。
共通申請サービス	<ul style="list-style-type: none">法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えることができるシステム。
eMAFF-IdP	<ul style="list-style-type: none">eMAFF-IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。
MAFFアプリ	<ul style="list-style-type: none">農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。
農業共済事務処理システム	<ul style="list-style-type: none">農業共済組合等が農業共済に係る事務処理等の業務で利用するシステム
GIS基盤	<ul style="list-style-type: none">GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。
他システム	<ul style="list-style-type: none">上記以外の農地情報を取り扱うシステム。

用語定義

No.	用語	説明
1	現在確認要領	原則、野帳に基づき、「現地確認アプリに表示する項目」と「現地確認アプリで入力する項目」を定義するもの。 地図管理Webの画面、及びDBで設定する。
2	現地確認行程	予め作成された現地確認要領をもとに、「誰が」「いつ」「どこに」現地確認に行くかを定義するもの。 地図管理Webの画面で設定する。

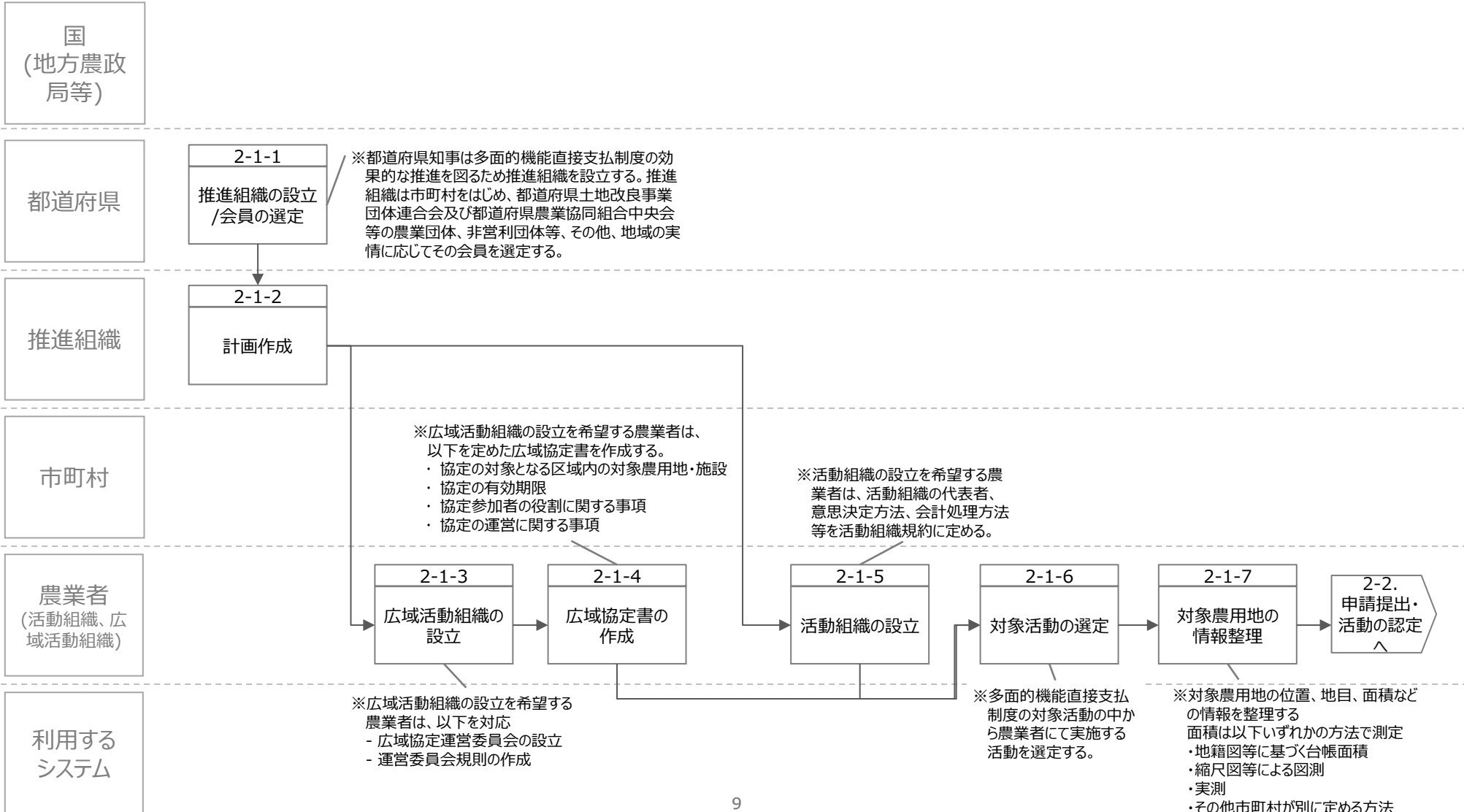
多面的機能支払制度 全体フロー



多面的機能支払制度 業務フロー 2-1.組織の設立、計画の作成

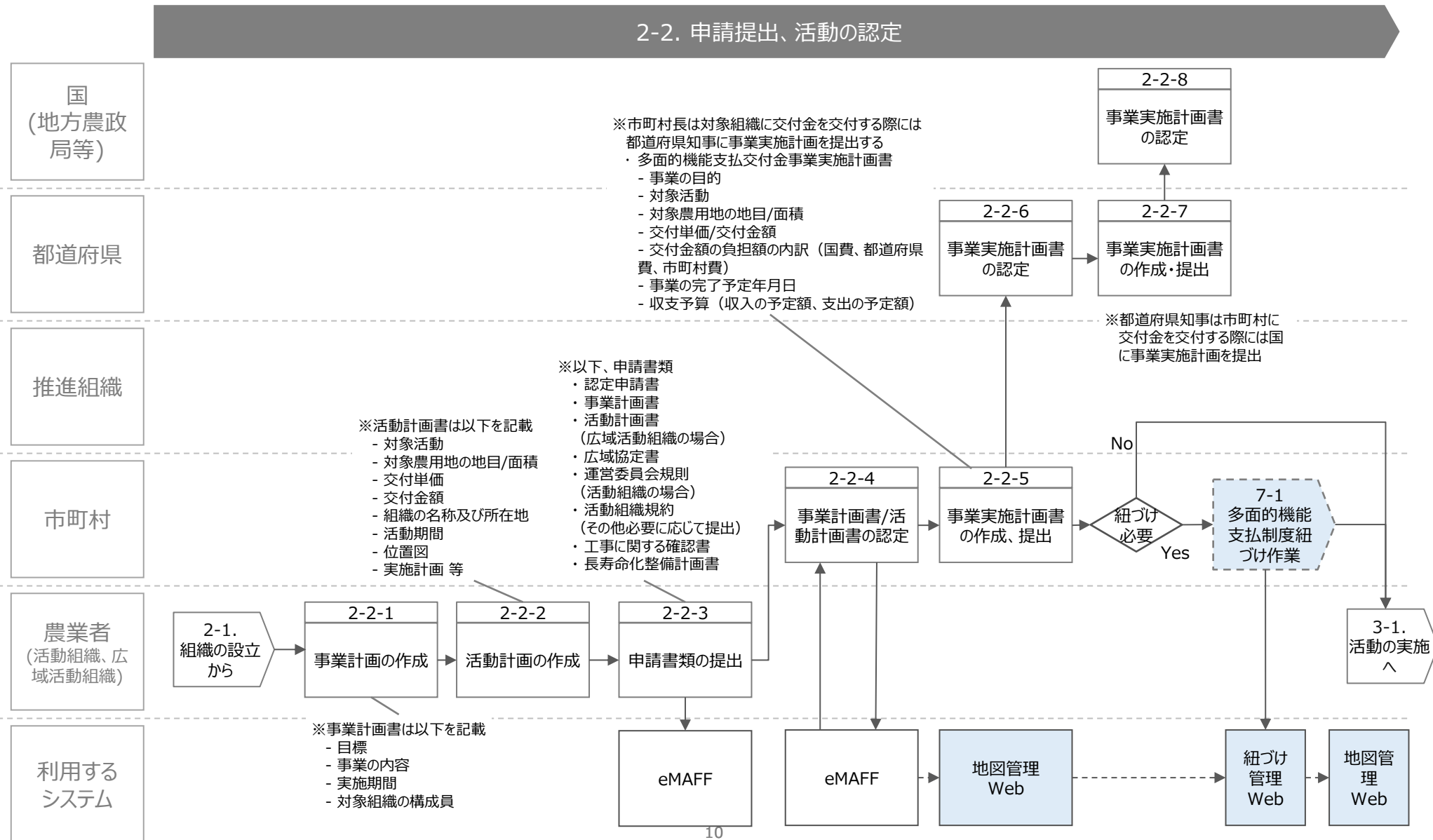
☐ eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム


2-1. 組織の設立



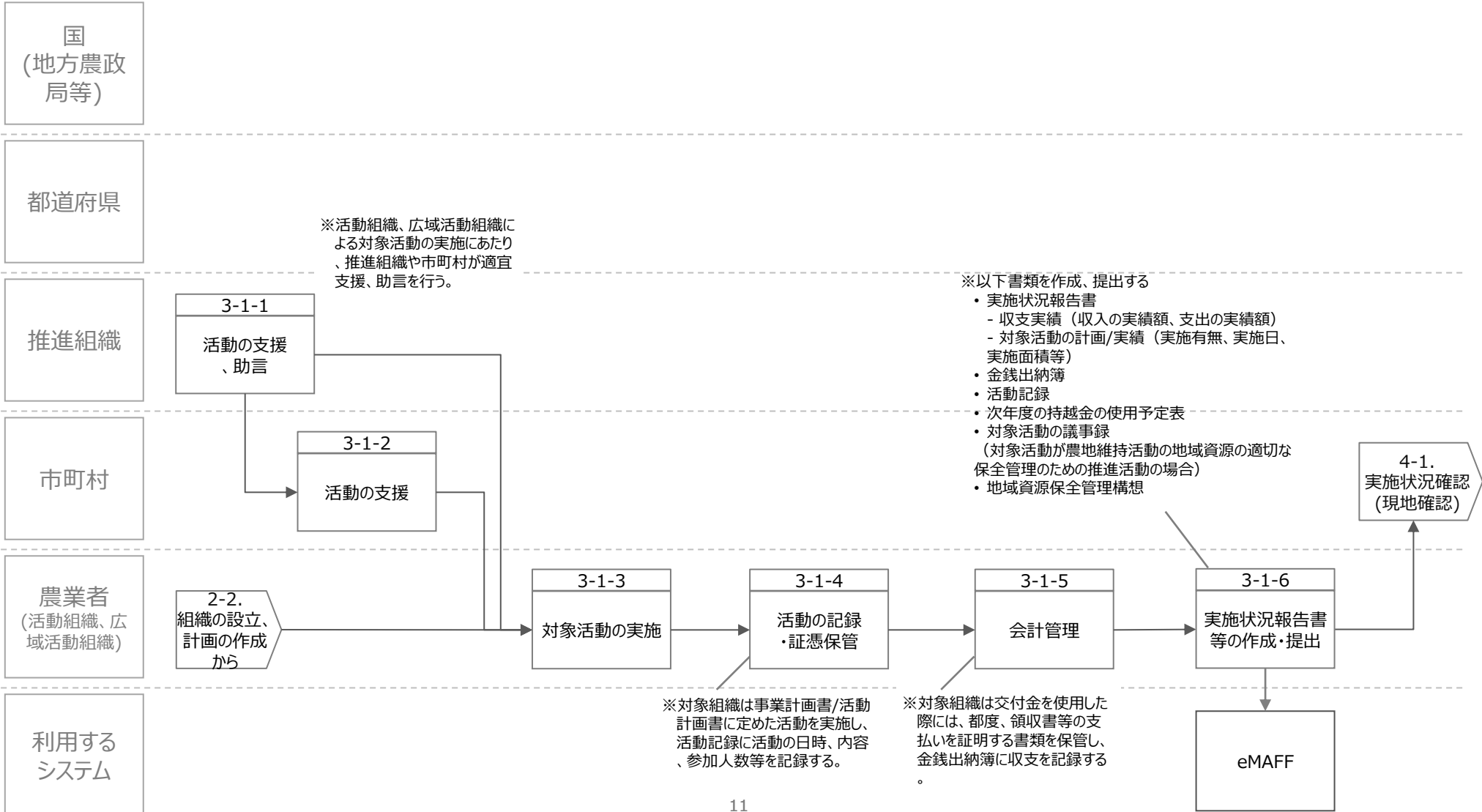
多面的機能支払制度 業務フロー 2-2.申請の提出、活動の認定

☐ eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム



 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

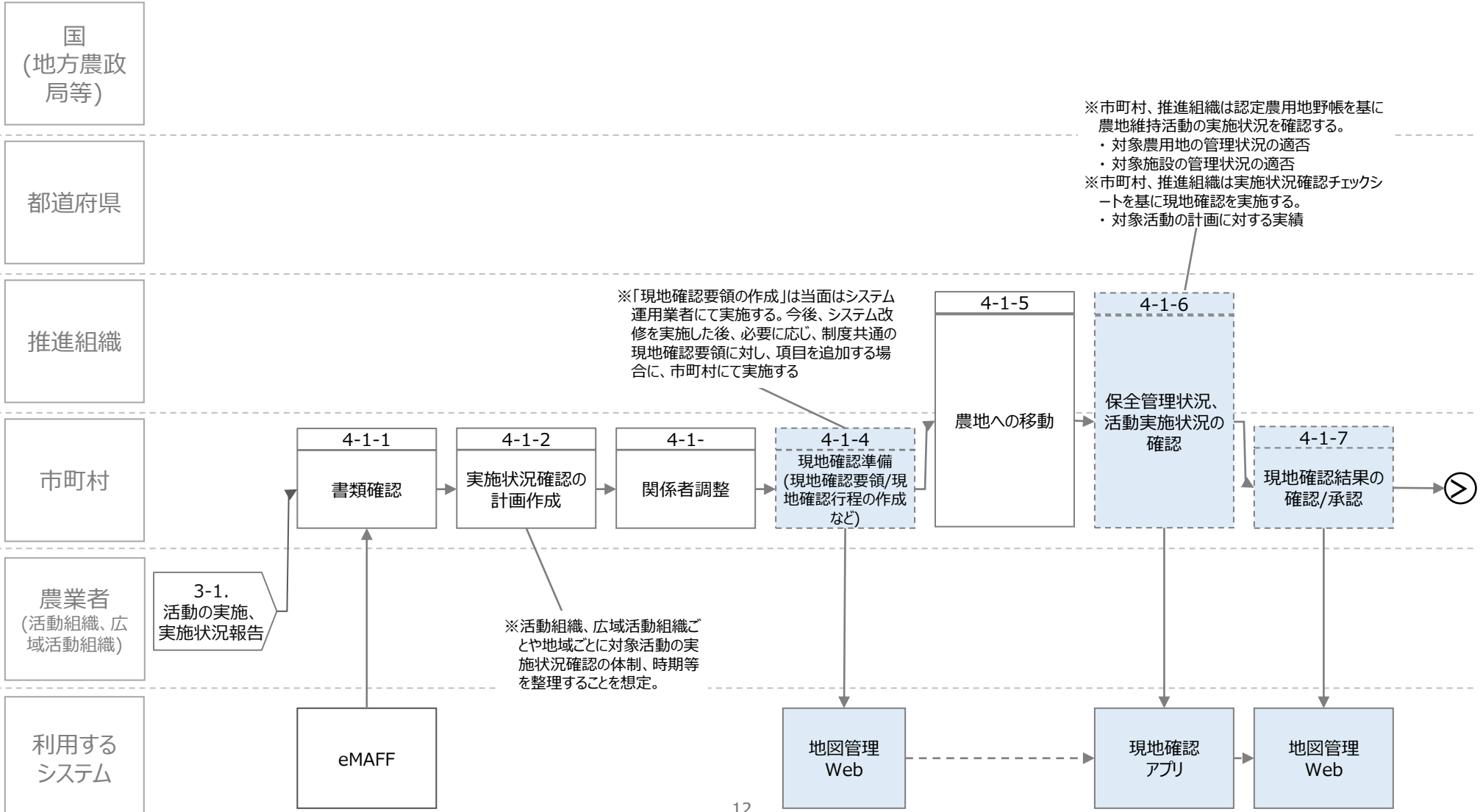
3-1.活動の実施、実施状況報告



多面的機能支払制度 業務フロー 4-1 実施状況確認(現地確認)

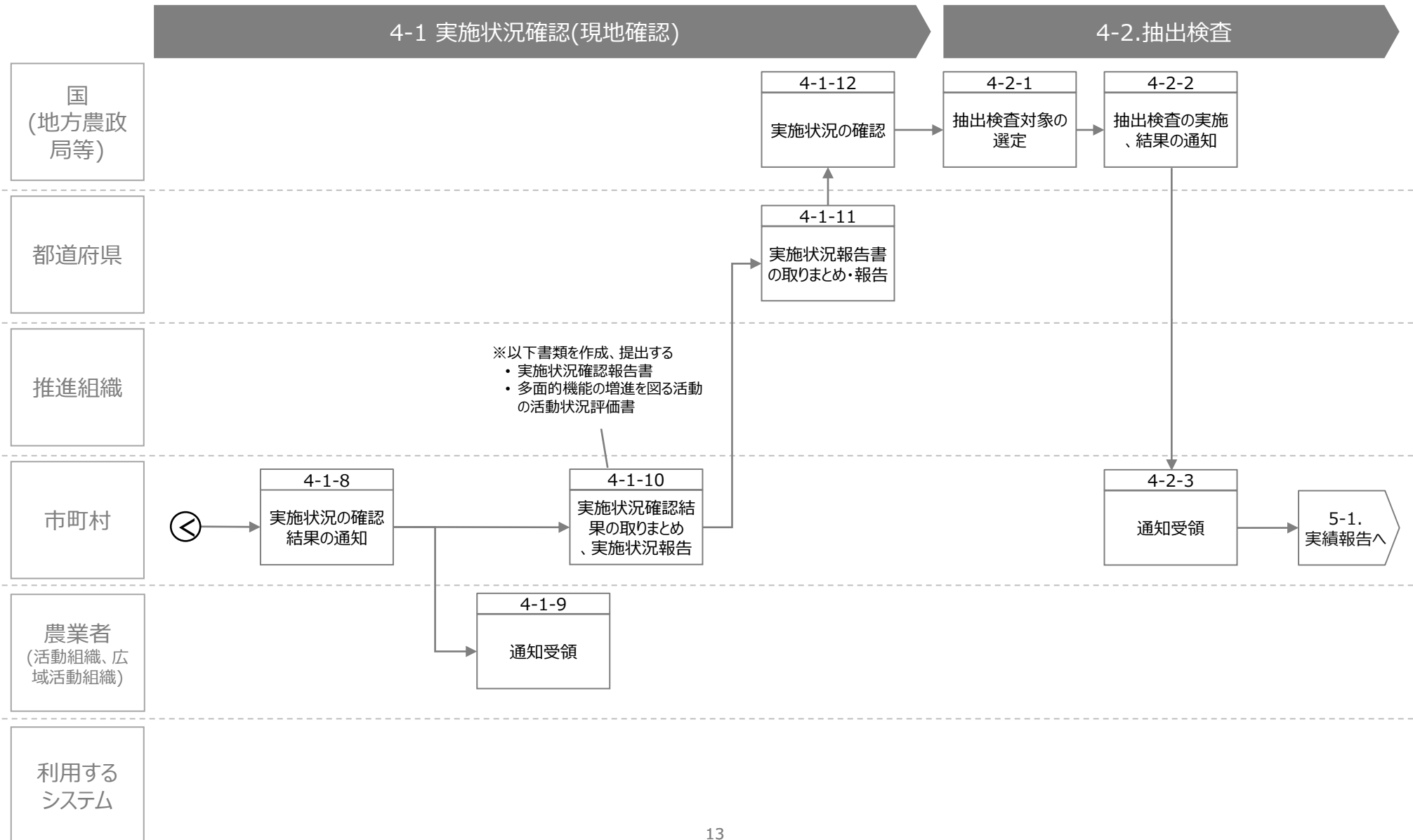
 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

4-1 実施状況確認(現地確認)



多面的機能支払制度 業務フロー 4-1 実施状況確認(現地確認)

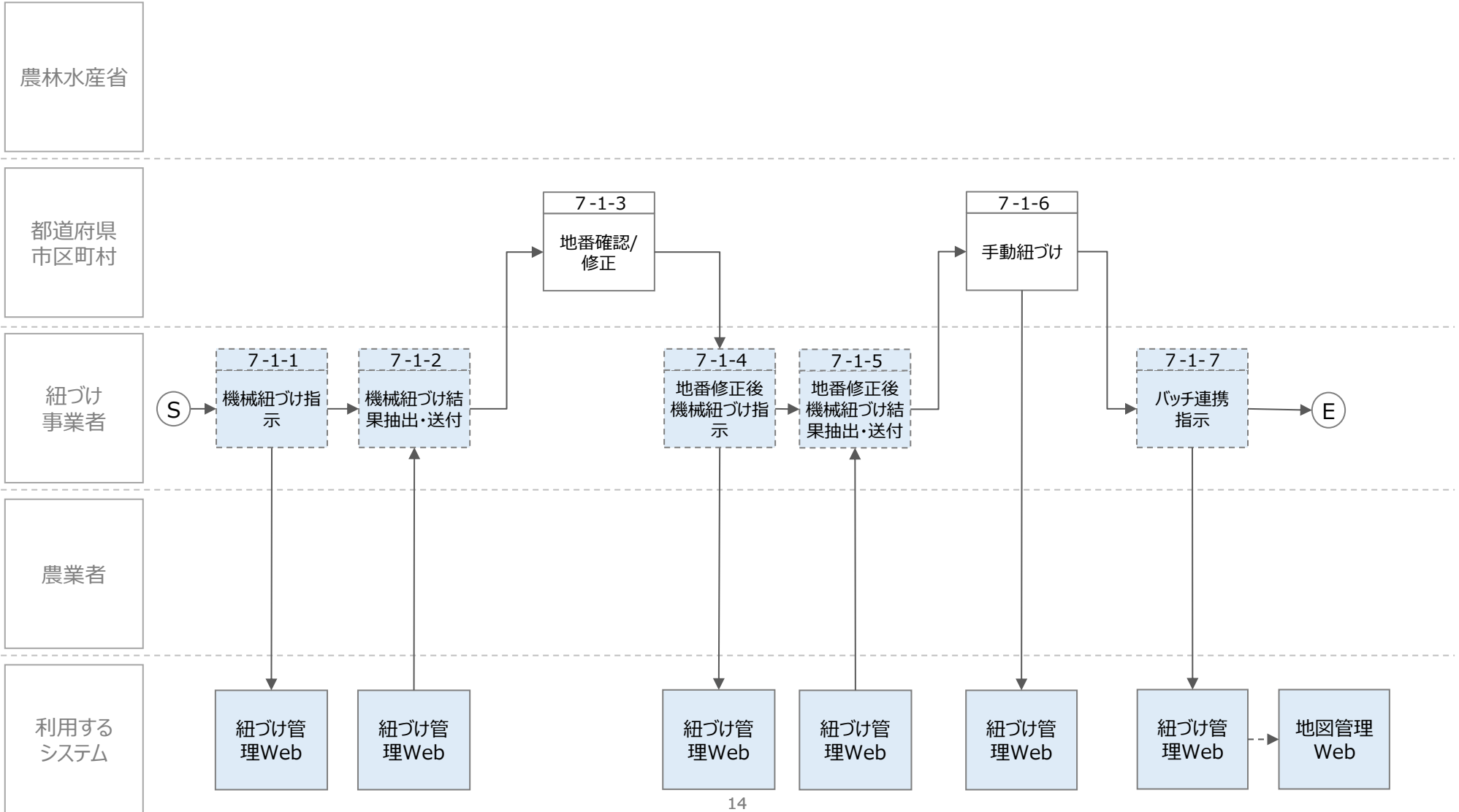
eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム



多面的機能支払制度 業務フロー 7-1.紐づけ作業

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

7-1.多面的機能支払制度紐づけ作業

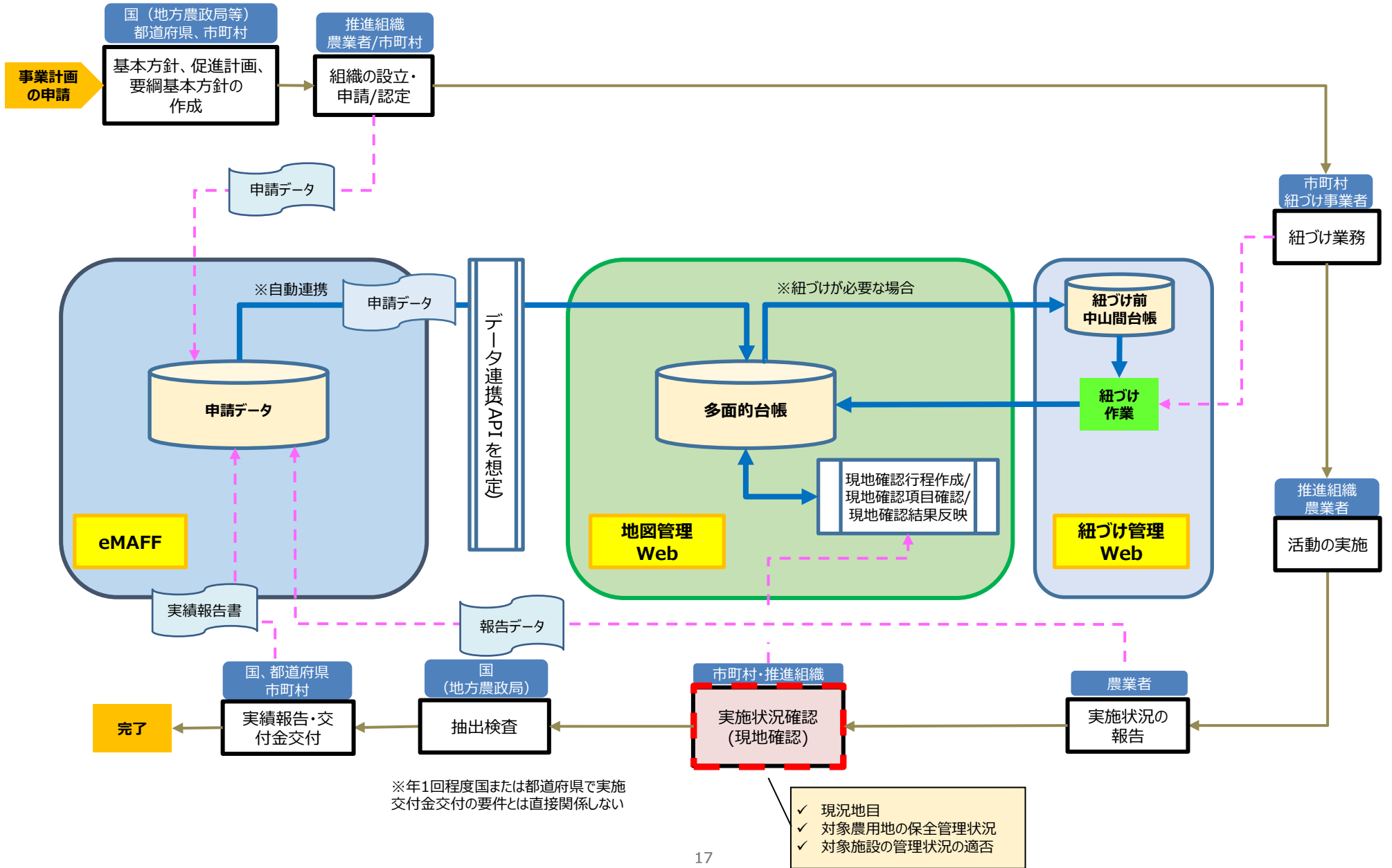


[参考資料]
業務フロー概要図（多面的機能支払制度）
（令和5年9月時点）

多面的機能支払制度 業務フロー 概要図凡例

記号	説明	記号	説明
	データの流れ		業務を実行する担当者・担当部門
	業務フロー		システム内の処理
	システム		業務の内容
	始点		データベース
	終点		データ
	システム名称		現地確認業務を示す枠
	システムへのインプット・アウトプット		紐づけ作業。詳細の内容は別途記載

多面的機能支払制度 業務フロー概要図



附属書②-6 業務フロー
(経営所得安定対策制度)

1. システム化業務フロー 凡例定義
2. アクター凡例定義 (ユーザ)
3. アクター凡例定義 (システム)
4. システム化業務フロー

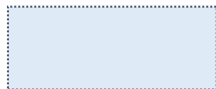
凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



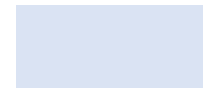
紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力／
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続



プロセスの前頁遷移

アクター凡例定義（ユーザ）



アクター凡例定義（ユーザ）

その他審査機関等	都道府県再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。 	システム運用業者等	運用保守担当者	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。 定常時、障害時の運用保守を行う。
	地域農業再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】 		コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。 ユーザからの問い合わせ対応を行う。
	農業共済組合等	<ul style="list-style-type: none"> 農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。 		紐付け実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省からの業務委託により、紐付け作業を実施する事業者
	土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】 			
	申請者	<ul style="list-style-type: none"> 個人農業者、法人農業者等を指す。 農地に係る各種申請を行う。 			
	農業者、就農希望者等	<ul style="list-style-type: none"> 農業従事者や農業への従事希望者を指す。 農地情報の参照を行う。 			

アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	<ul style="list-style-type: none">各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。
現地確認アプリ	<ul style="list-style-type: none">自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化するためのアプリケーション。
eMAFF農地ナビ	<ul style="list-style-type: none">農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。
紐づけ管理Web	<ul style="list-style-type: none">農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。
農業委員会サポートシステム	<ul style="list-style-type: none">各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。
共通申請サービス	<ul style="list-style-type: none">法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えることができるシステム。
eMAFF-IdP	<ul style="list-style-type: none">eMAFF-IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。
MAFFアプリ	<ul style="list-style-type: none">農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。
農業共済事務処理システム	<ul style="list-style-type: none">農業共済組合等が農業共済に係る事務処理等の業務で利用するシステム
GIS基盤	<ul style="list-style-type: none">GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。
他システム	<ul style="list-style-type: none">上記以外の農地情報を取り扱うシステム。

用語定義

No.	用語	説明
1	現在確認要領	原則、野帳に基づき、「現地確認アプリに表示する項目」と「現地確認アプリで入力する項目」を定義するもの。 地図管理Webの画面、及びDBで設定する。
2	現地確認行程	予め作成された現地確認要領をもとに、「誰が」「いつ」「どこに」現地確認に行くかを定義するもの。 地図管理Webの画面で設定する。

経営所得安定対策制度 現地確認が必要な交付金

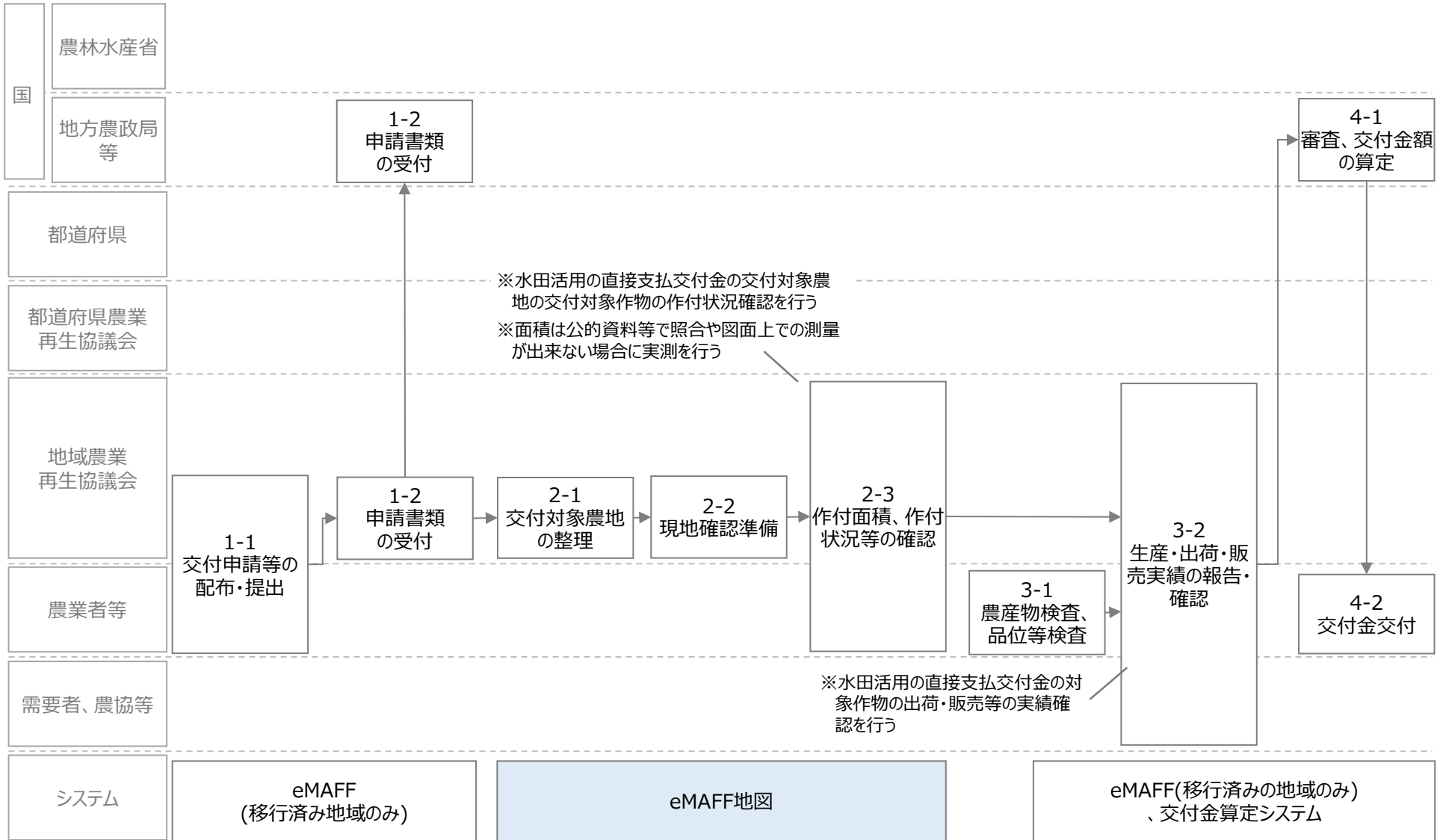
経営所得安定対策制度の交付金のうち、畑作物の直接支払交付金（面積払い）と水田活用の直接支払交付金は、現地で作付作物・作付状況等を確認している。その他の交付金は申請内容で確認を行っている。

現地確認の対象となる交付金

交付金/手続き等	対象作物	現地確認または交付金交付に係る確認点							補足
		農地耕作状況	作付作物	面積	作付状況	品種	品質/等級	出荷/生産数量	
畑作物の直接支払交付金（数量払い）	麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね	-	○	-	-	○※1	○	○	1. 麦、なたね等の一部のみ
畑作物の直接支払交付金（面積払い）	麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね	-	○	○	○	-	-	-	
収入減少影響緩和交付金	米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ	-	○	-	-	-	-	○	
水田活用の直接支払交付金	戦略作物助成	-	○	○	○	-	△	○※2	2.加工用米、飼料用米及び米粉用米
	産地交付金	-	○	○	○	-	-	△ 出荷を把握	
	水田農業高収益化推進助成	-	○	○	○	-	-	△ 出荷を把握	
	都道府県連携型助成	-	○	○	○	-	-	△ 出荷を把握	

経営所得安定対策制度 全体フロー

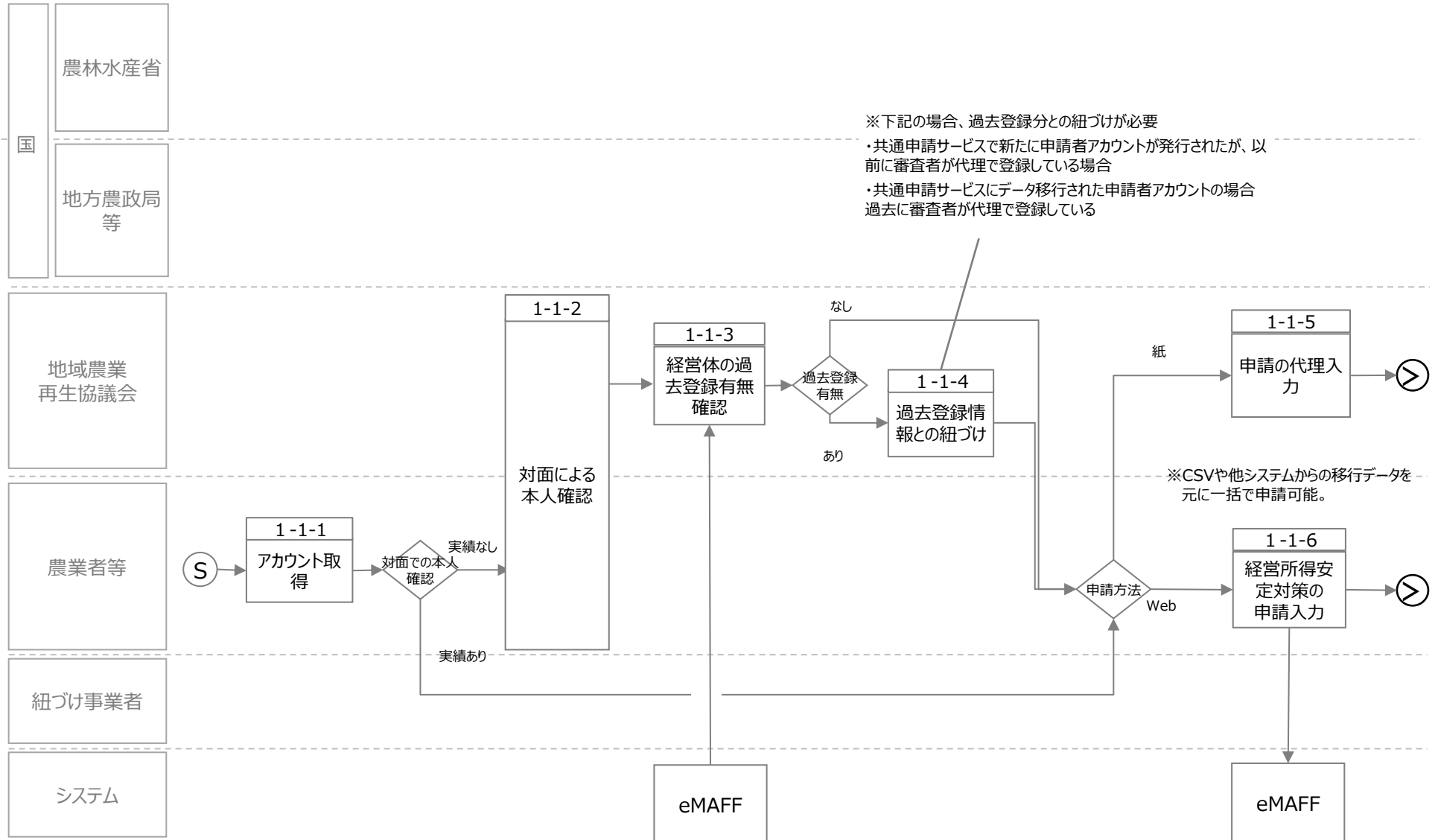
●— ~6月 —●●— ~7月 —●●— 7~9月 —●●— 随時 ※作物により時期が異なる —●●— ~翌年3月 —●●—



経営所得安定対策制度 業務フロー 1-1 交付申請等の配布・提出

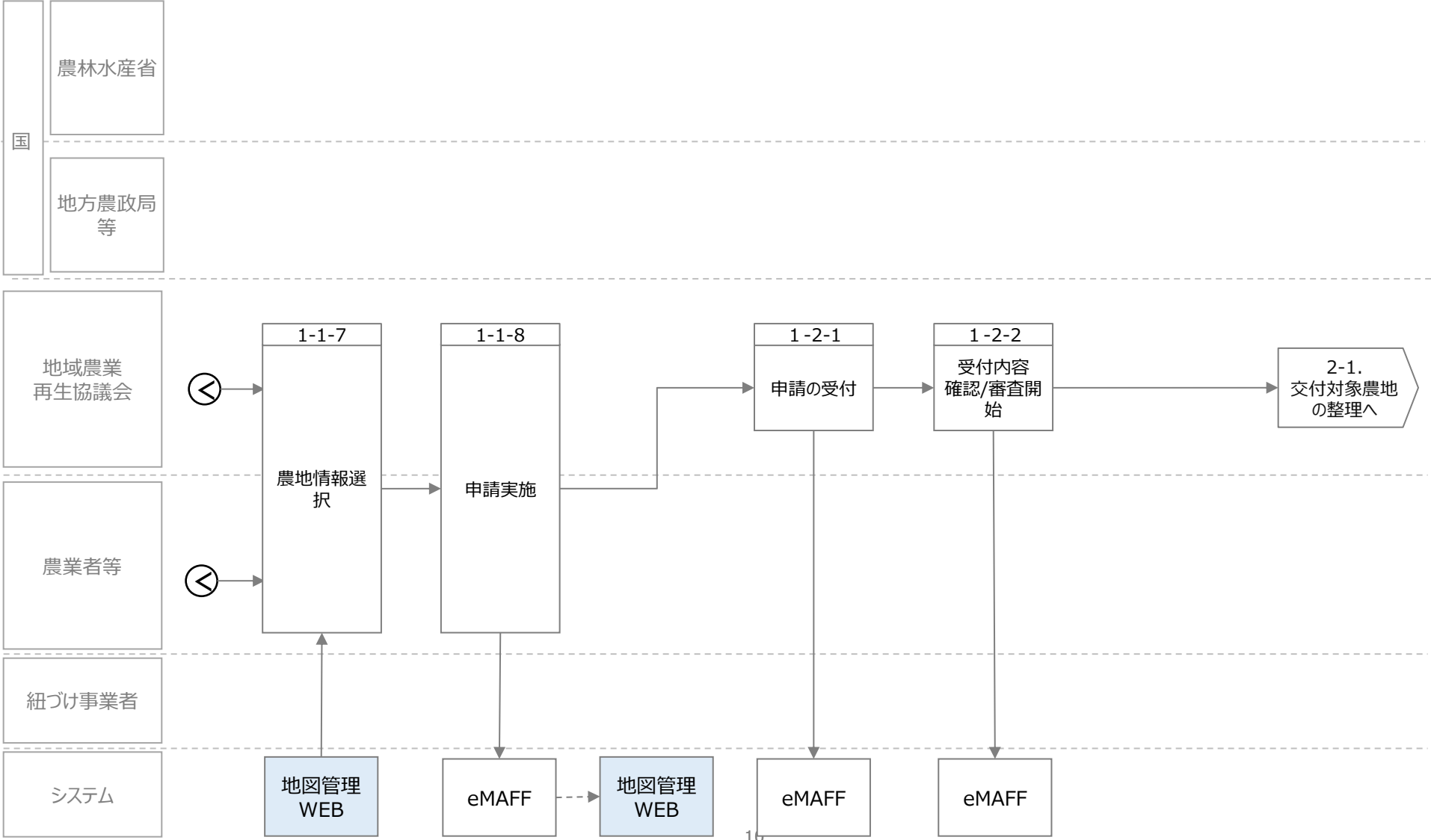
eMAFF地図 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

1-1 交付申請等の配布・提出



経営所得安定対策制度 業務フロー 1-1 交付申請等の配布・提出～1-2.申請書類の受付

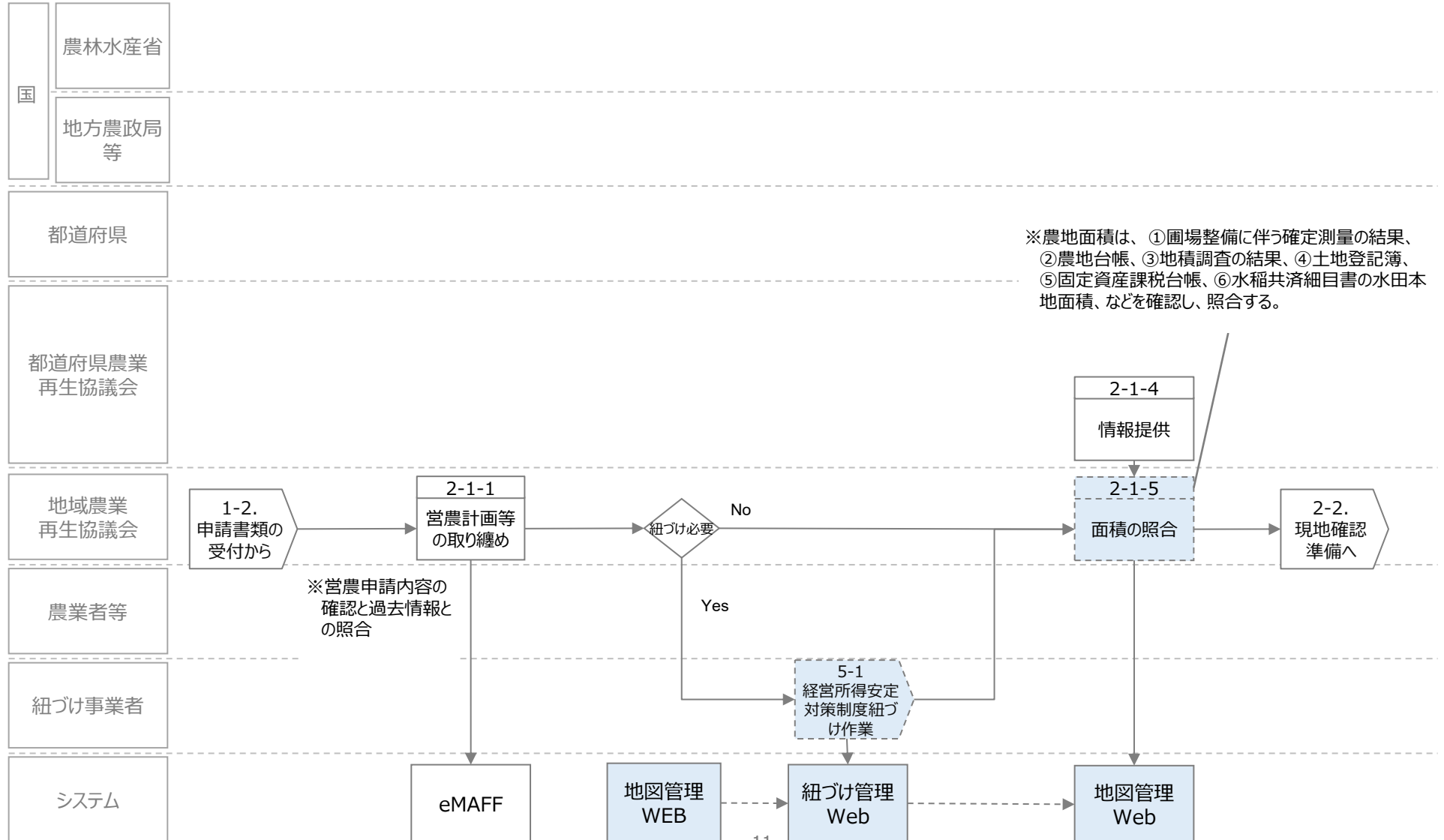
☐ eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム



経営所得安定対策制度 業務フロー 2-1.交付対象農地の整理

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

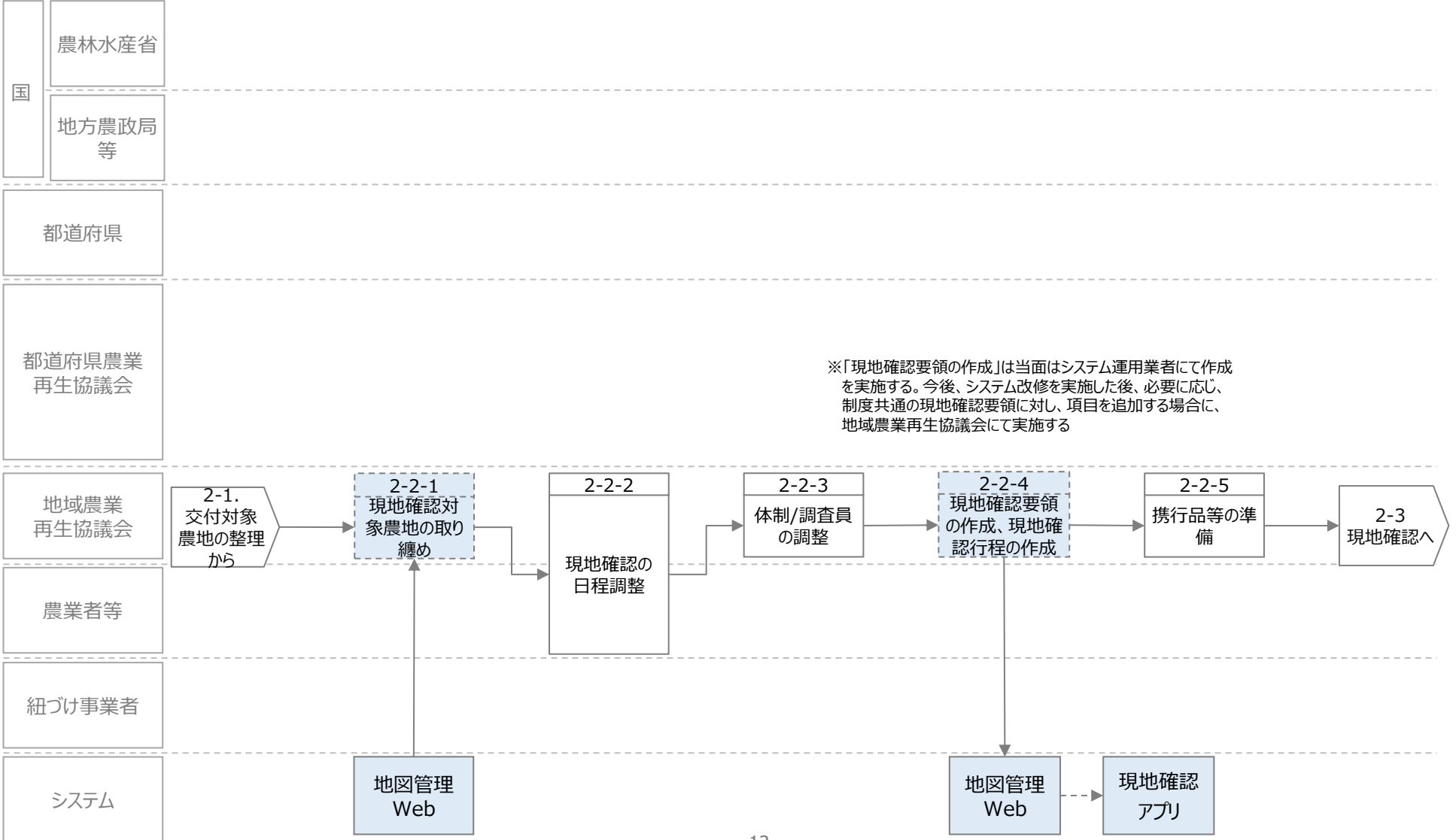
2-1. 交付対象農地の整理



経営所得安定対策制度 業務フロー 2-2.現地確認準備

 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

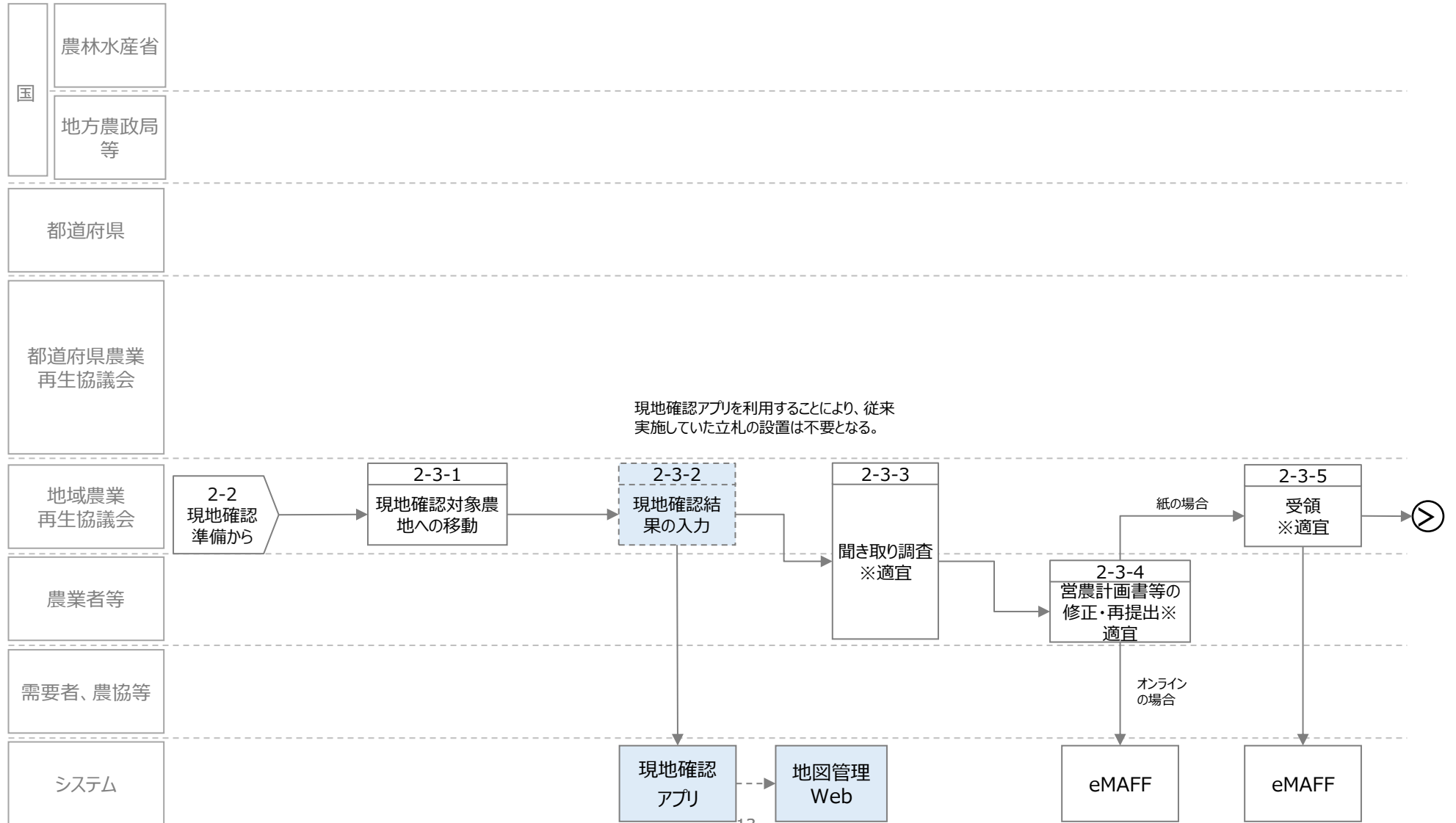
2-2. 現地確認準備



経営所得安定対策制度 業務フロー 2-3 作付面積、作付状況等の確認

☐ eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

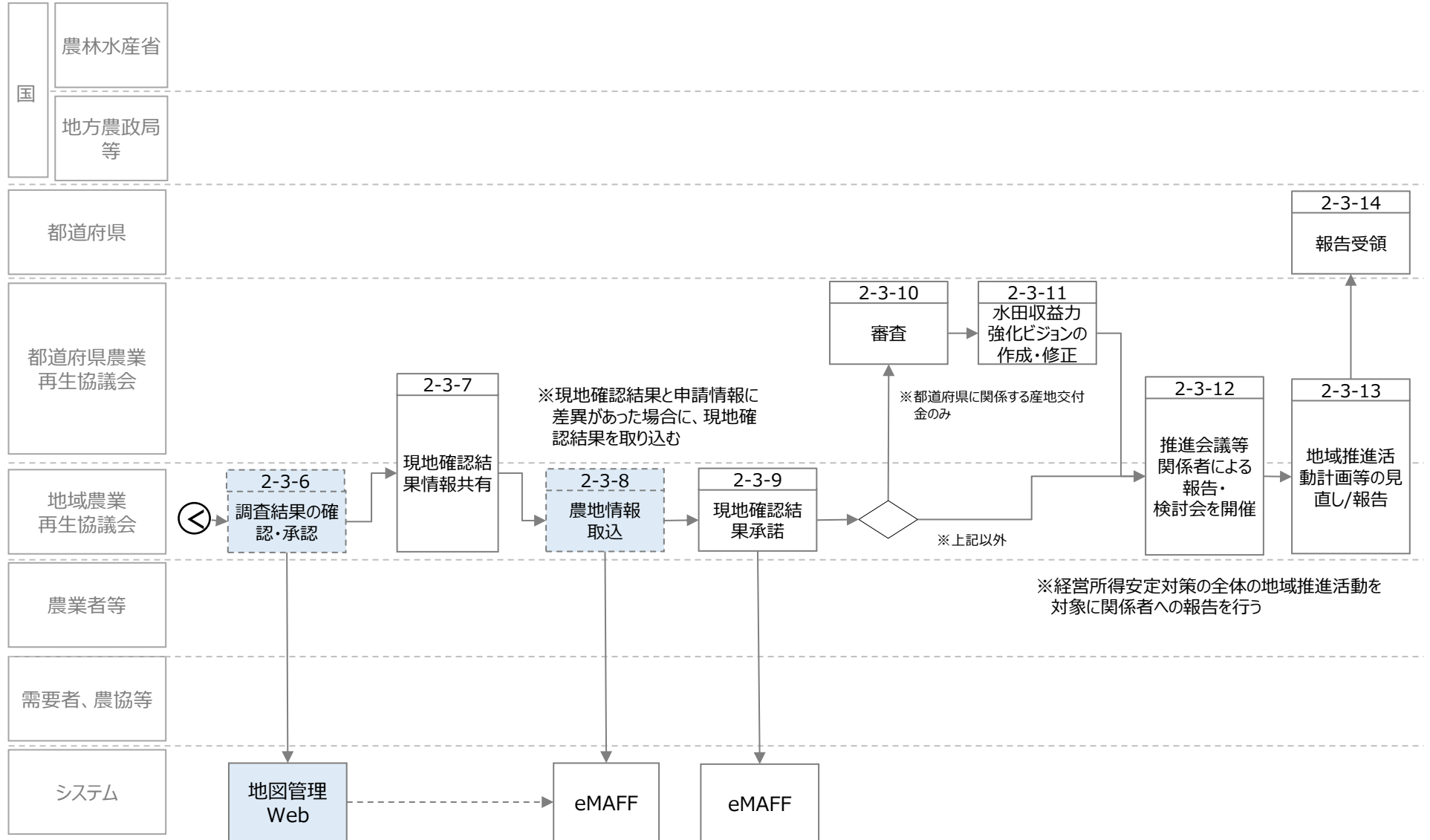
2-3 作付面積、作付状況等の確認



経営所得安定対策制度 業務フロー 2-3 作付面積、作付状況等の確認

2-3-6 eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

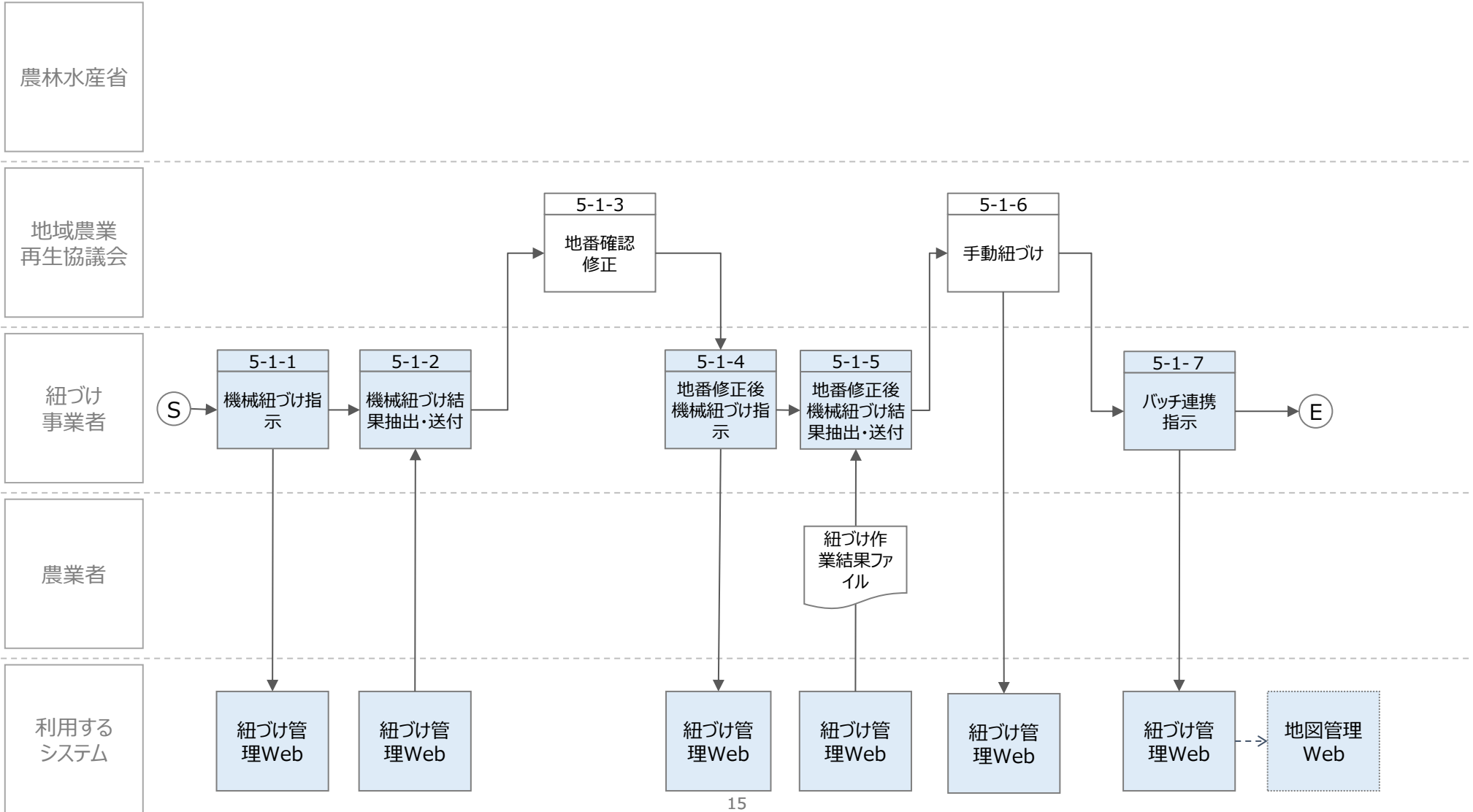
2-3 作付面積、作付状況等の確認



経営所得安定対策制度 業務フロー 5-1. 紐づけ作業

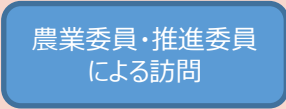

eMAFF地図を利用する場合に追加となる業務・システム

5-1. 紐づけ作業

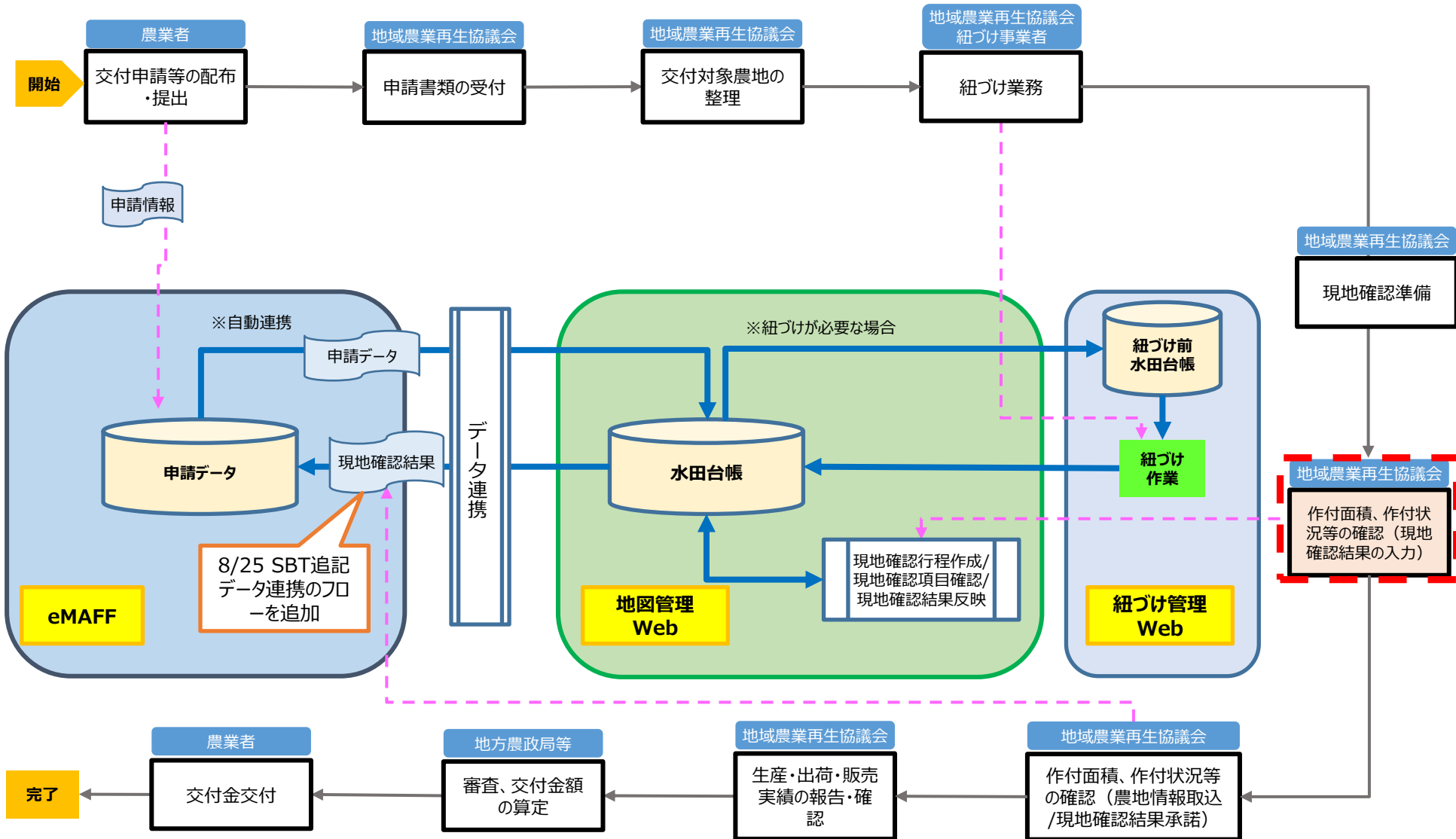


[参考資料]
業務フロー概要図（経営所得安定対策制度）
（令和5年9月時点）

経営所得安定対策制度 業務フロー概要図凡例

記号	説明	記号	説明
	データの流れ		業務を実行する担当者・担当部門
	業務フロー		システム内の処理
	システム		業務の内容
	始点		データベース
	終点		データ
	システム名称		現地確認業務を示す枠
	システムへのインプット・アウトプット		紐づけ作業

経営所得安定対策制度 業務フロー概要図



附属書②-7 紐づけデータ活用に係る業務フロー
(農地台帳編)
(令和6年12月時点)

1. システム化業務フロー 凡例定義
2. ユーザの分類について
3. アクター凡例定義 (ユーザ)
4. アクター凡例定義 (システム)
5. システム化業務フロー
 - 001: 農地法に係る申請～紐づけ対象データ取込
 - 002: 紐づけ業務に使用するデータの受領
 - 003: 紐づけ業務
 - 004: 現地確認
 - 005: eMAFF農地ナビ連携
 - 006: 意向確認・目標地図作成
6. 複数システム間のデータフローと業務フロー

凡例



ユーザが本システムを利用しないプロセス



ユーザが本システムを利用するプロセス



システムによる自動処理



プロセスの分岐点



テキストデータ



画像データ等（添付書類）



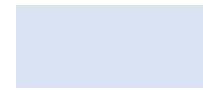
紙媒体（帳票等）



データベースへのデータ入力／
システム画面へのデータ出力



別のフローへ遷移



他システム利用範囲



プロセス遷移



データの流れ



プロセスの開始



プロセスの終了



プロセスの次頁継続



プロセスの前頁遷移

アクター凡例定義（ユーザ）



アクター凡例定義（ユーザ）

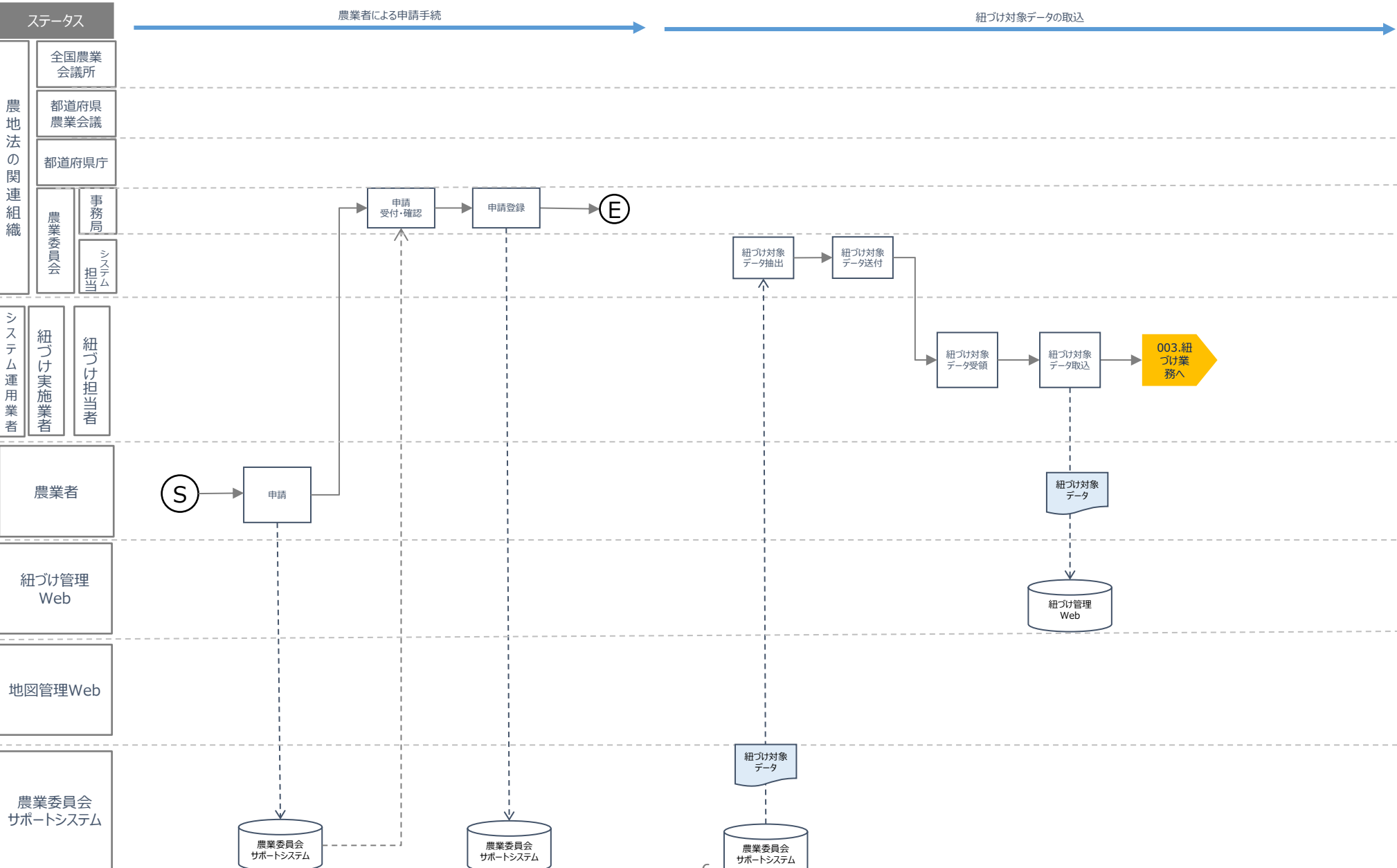
その他審査機関等	都道府県再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県への意見具申や経営対策等の普及を主な目的とした組織。 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
	地域農業再生協議会	<ul style="list-style-type: none"> 認定地域再生計画及びその実施等を主な目的とした組織。 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。 経営所得安定対策などの実施。農業関係者と市や野農業協同組合で構成する協議会【水田台帳-整備主体】
	農業共済組合等	<ul style="list-style-type: none"> 農業災害補償法に基づき農業災害補償制度を運営する団体。管轄する区域内の農家が組合員となって運営する法人。【農業共済台帳-整備主体】 農地情報の管理や現地確認、各種申請の審査を行う。
	土地改良事業団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業の協同組織 農林水産大臣の許可により都道府県段階及び中央段階に成立する。【水土里情報-整備主体】
	申請者	<ul style="list-style-type: none"> 個人農業者、法人農業者等を指す。 農地に係る各種申請を行う。
	農業者、就農希望者等	<ul style="list-style-type: none"> 農業従事者や農業への従事希望者を指す。 農地情報の参照を行う。

システム運用業者等	運用保守担当者	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムの運用・保守を行う担当を指す。 定常時、障害時の運用保守を行う。
	コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報共通管理システムの問い合わせ対応を行う担当を指す。 ユーザからの問い合わせ対応を行う。
	紐づけ実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省からの業務委託により、紐づけ作業を実施する事業者

アクター凡例定義（システム）

地図管理Web	<ul style="list-style-type: none">各実施機関に収集された農地に関する情報を紐づけた地図を作成し、農地情報の一元管理を行うためのシステム。
現地確認アプリ	<ul style="list-style-type: none">自治体職員等による現地確認を簡素化・効率化するためのアプリケーション。
eMAFF農地ナビ	<ul style="list-style-type: none">農地法に基づき農地情報をインターネット上に公開するシステム。
紐づけ管理Web	<ul style="list-style-type: none">農林水産省地理情報共通管理システムで申請された農地情報に関する各種申請台帳と筆ポリゴンデータを紐づけ、各申請台帳同士の関連付けを行うシステム。
農業委員会サポートシステム	<ul style="list-style-type: none">各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するためのシステム。
共通申請サービス	<ul style="list-style-type: none">法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請なども含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に行えることができるシステム。
eMAFF-IdP	<ul style="list-style-type: none">eMAFF-IdPを用いたシングルサインオン（SSO）を実現するための認証基盤。
MAFFアプリ	<ul style="list-style-type: none">農林水産省から農業者や農業関係者に対して、農業に関する情報を提供するためのスマートフォン用アプリケーション。
他システム	<ul style="list-style-type: none">上記以外の農地情報を取り扱うシステム。
GIS基盤	<ul style="list-style-type: none">GISライブラリとして、各種GIS機能を提供するための基盤。
全国データベース	<ul style="list-style-type: none">農地の出し手（貸す人）と受け手（借りる人）の意向を調査して、農地の現状地図と目標地図を作成し、「地域計画の実質化」を支援するシステム。

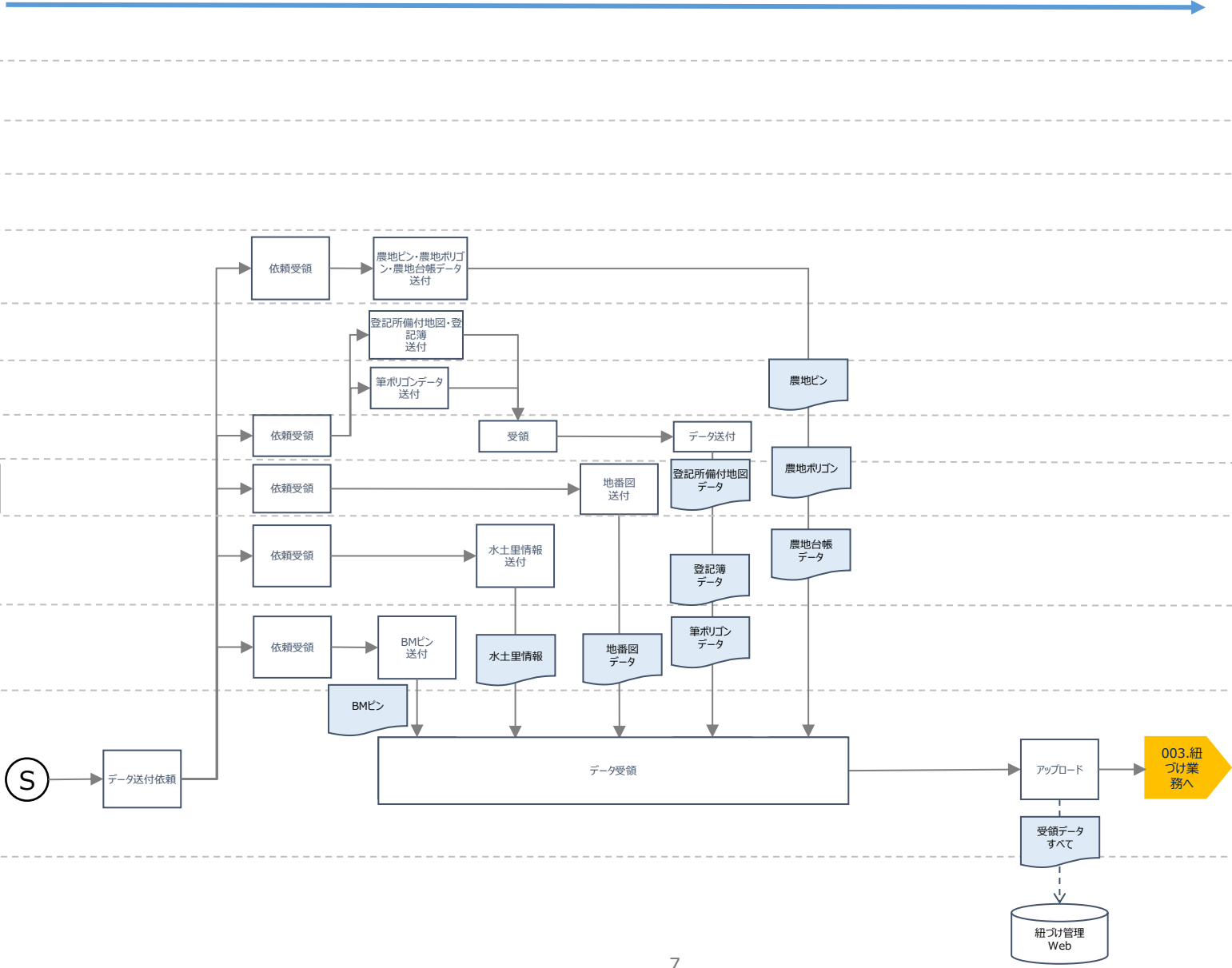
001.農地法に係る申請～紐づけ対象データの取込



002. 紐づけ業務に使用するデータの受領

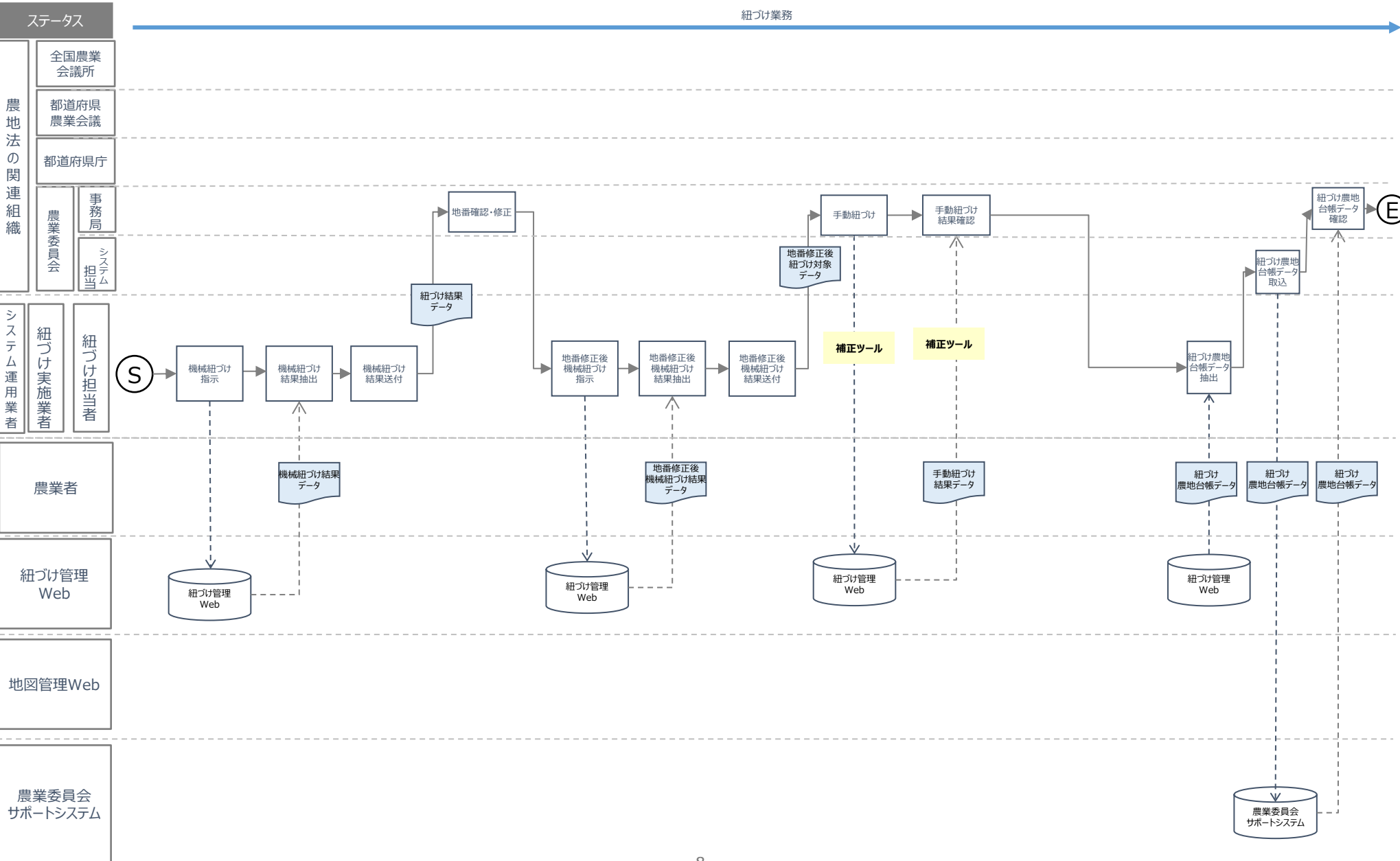
紐づけ業務用データ受領

- ステータス
- 農地法の関連組織
 - 全国農業会議所
 - 都道府県農業会議
 - 都道府県庁
 - 農業委員会
 - 事務局
 - システム担当
- 行政機関職員
 - 法務省
 - 農林水産省
 - 統計部
 - 大田官房
 - 農務局
 - デジタル
 - 市区町村
- その他行政機関
 - 土地改良事業団体連合会
- ゼンリン
- システム運用業者
 - 紐づけ実施業者
 - 紐づけ担当者
- 紐づけ管理 Web



003. 紐づけ業務

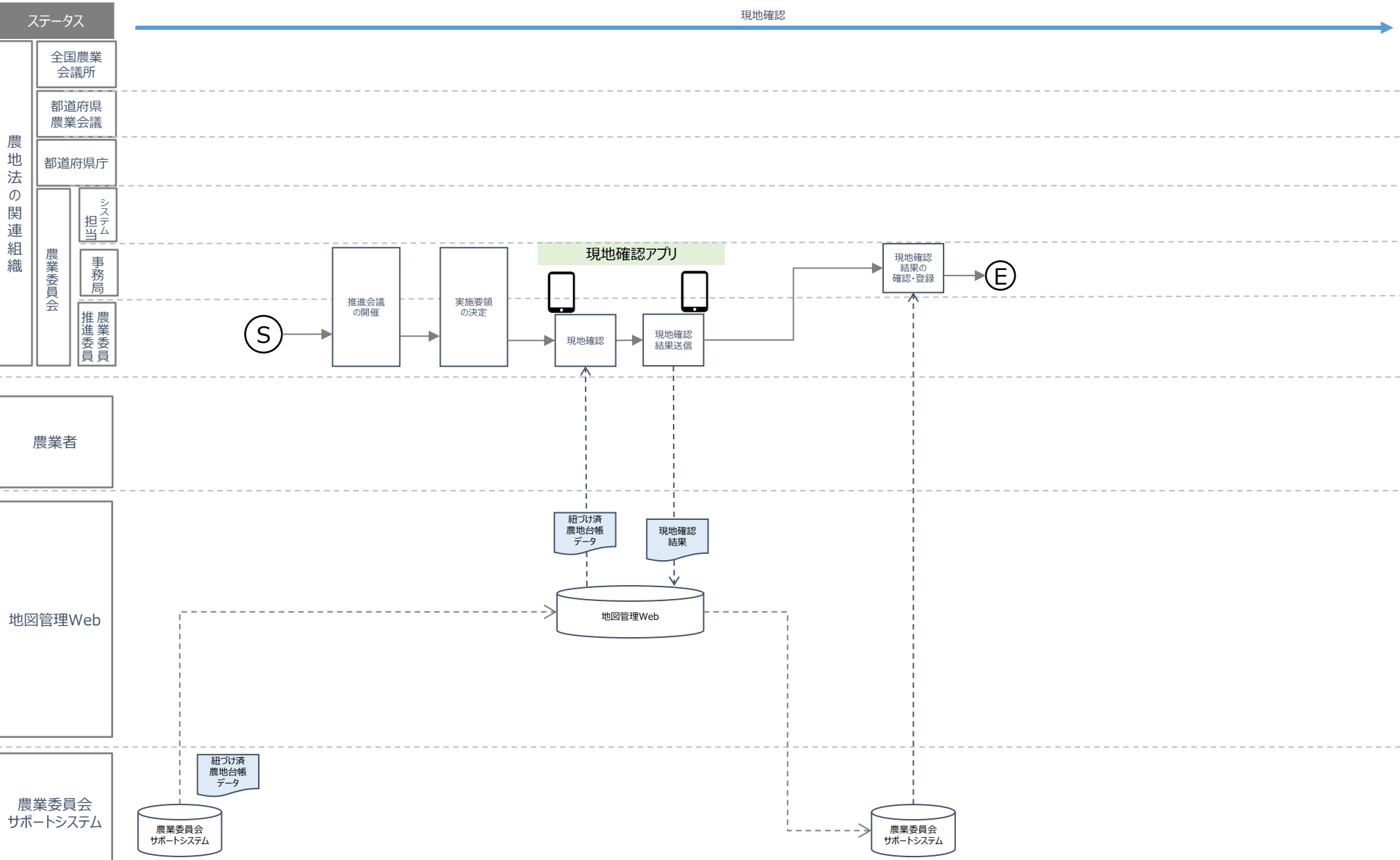
紐づけ業務



- ステータス
- 農地法の関連組織
 - 全国農業会議所
 - 都道府県農業会議
 - 都道府県庁
 - 農業委員会
 - 事務局
 - システム担当
- システム運用業者
 - 紐づけ実業者
 - 紐づけ担当者
- 農業者
- 紐づけ管理 Web
- 地図管理 Web
- 農業委員会 サポートシステム

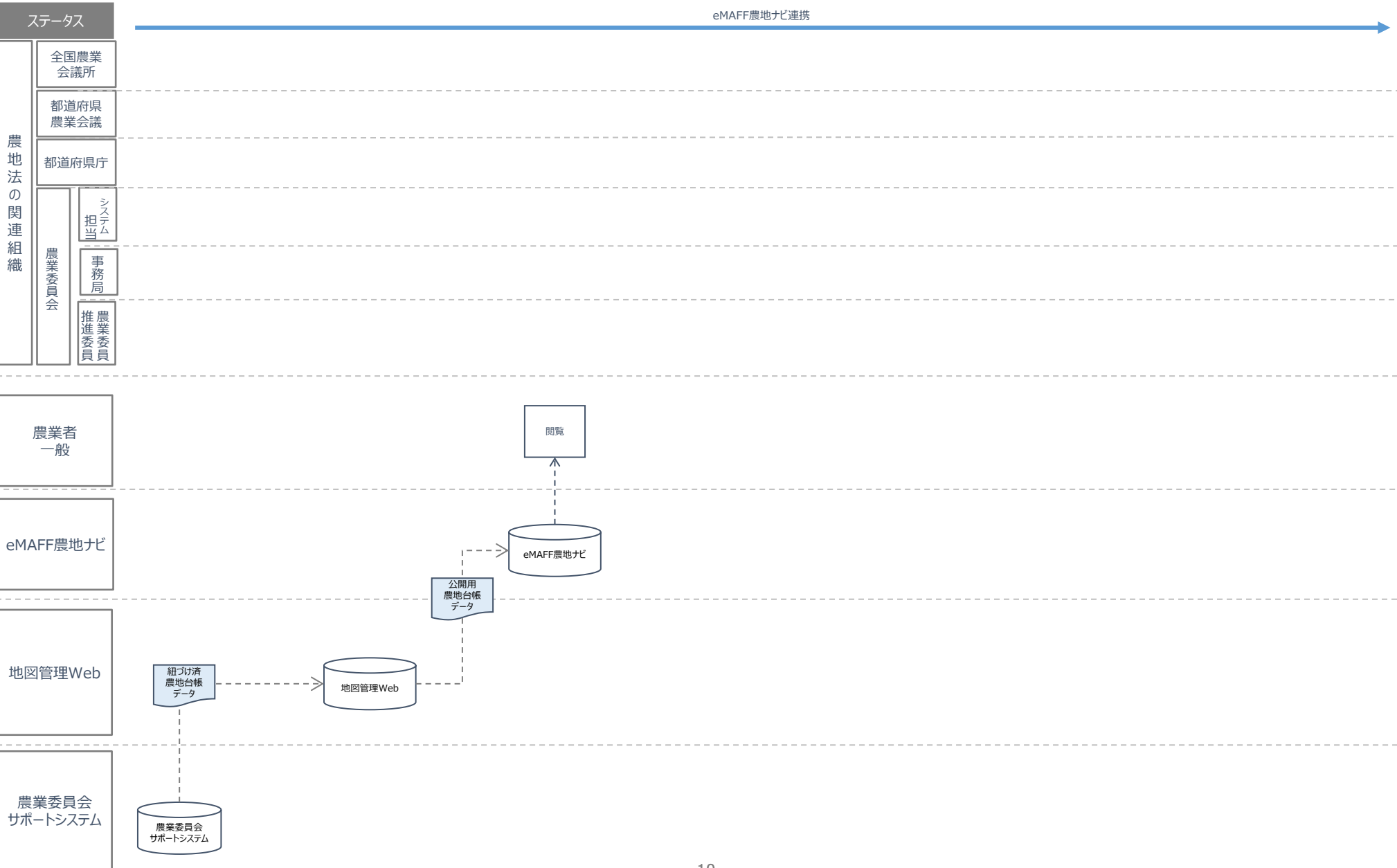
004.現地確認

現地確認



005.eMAFF農地ナビ連携

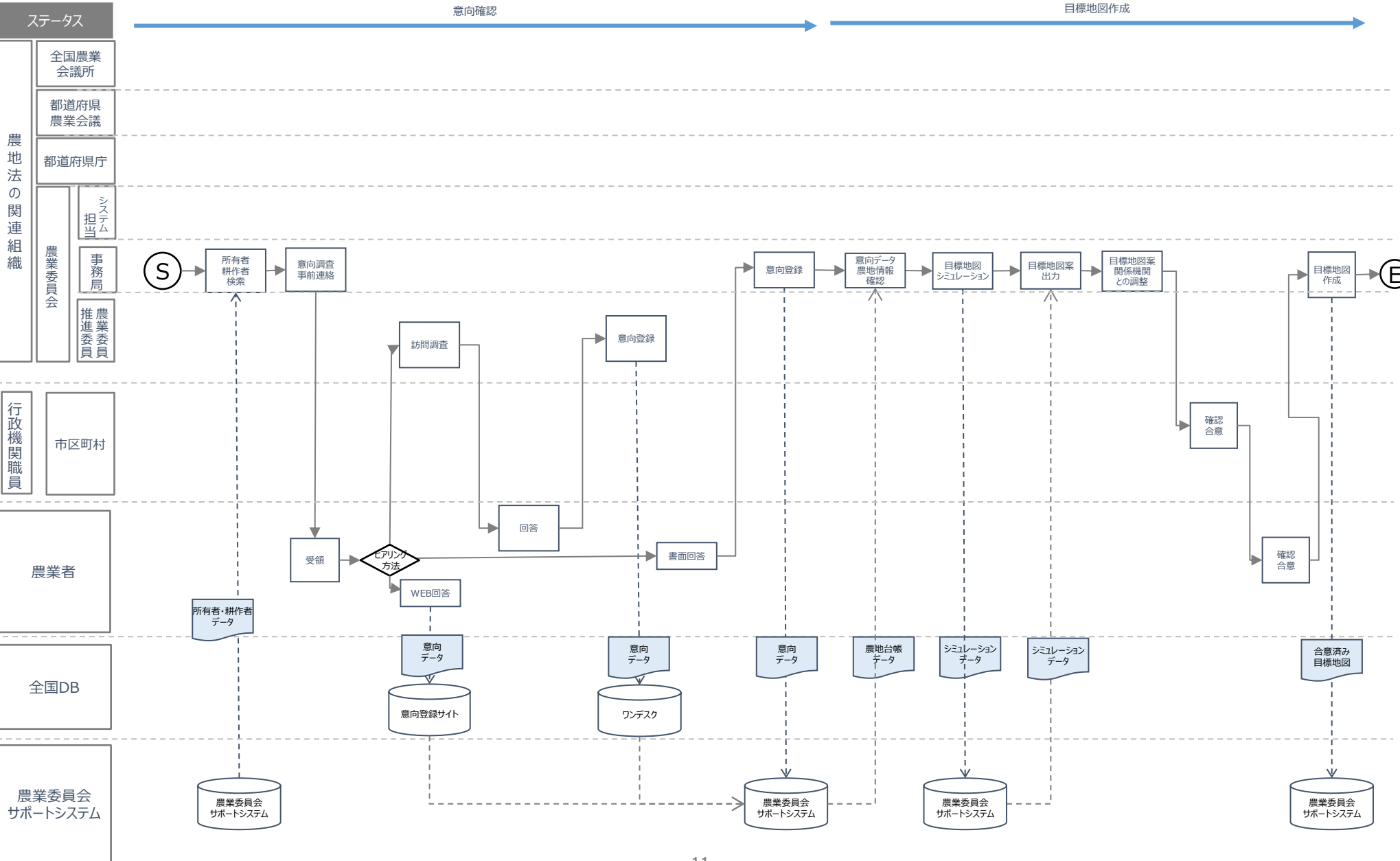
eMAFF農地ナビ連携











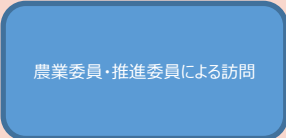
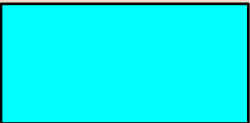
006.意向確認・目標地図作成

意向確認

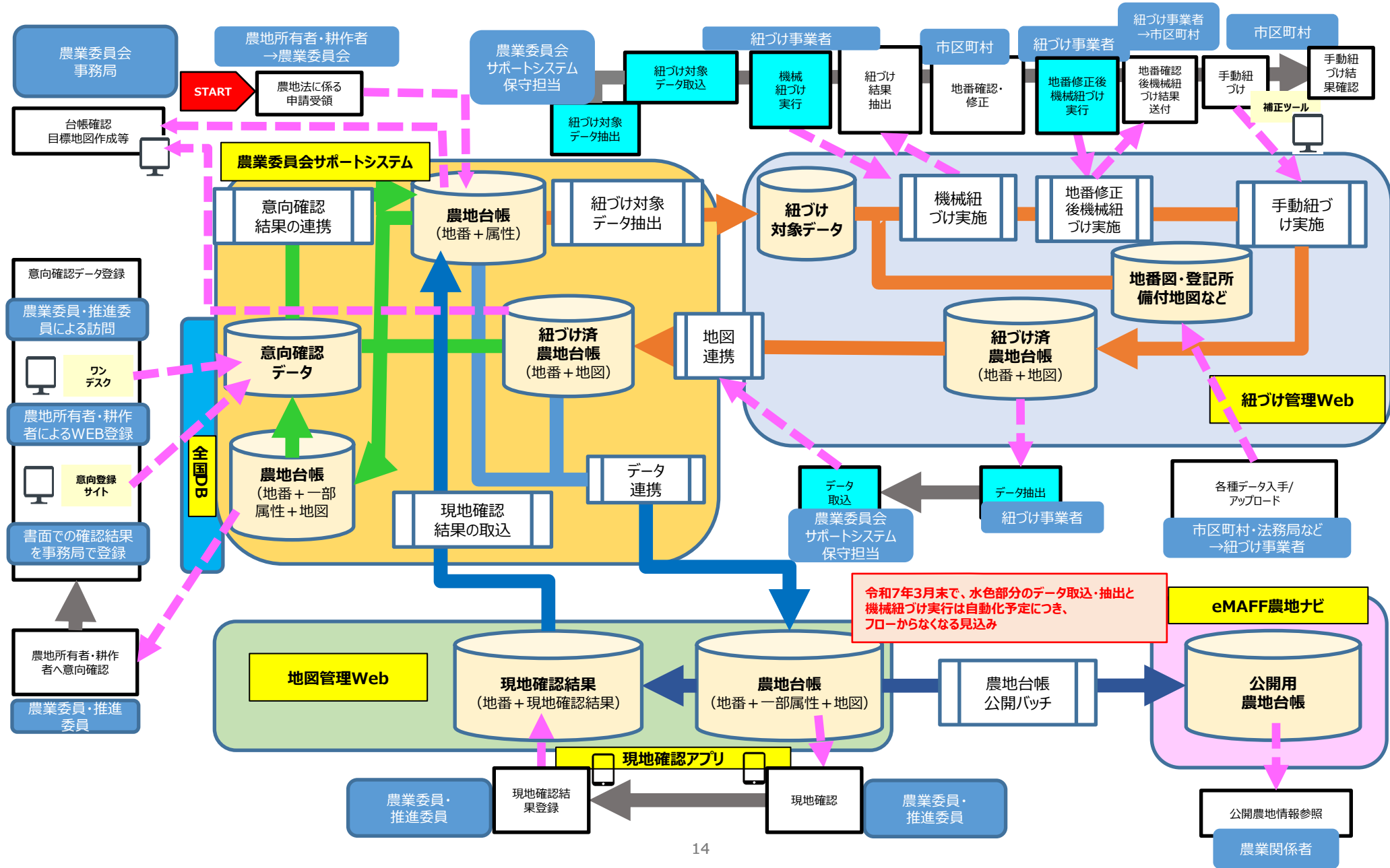
目標地図作成



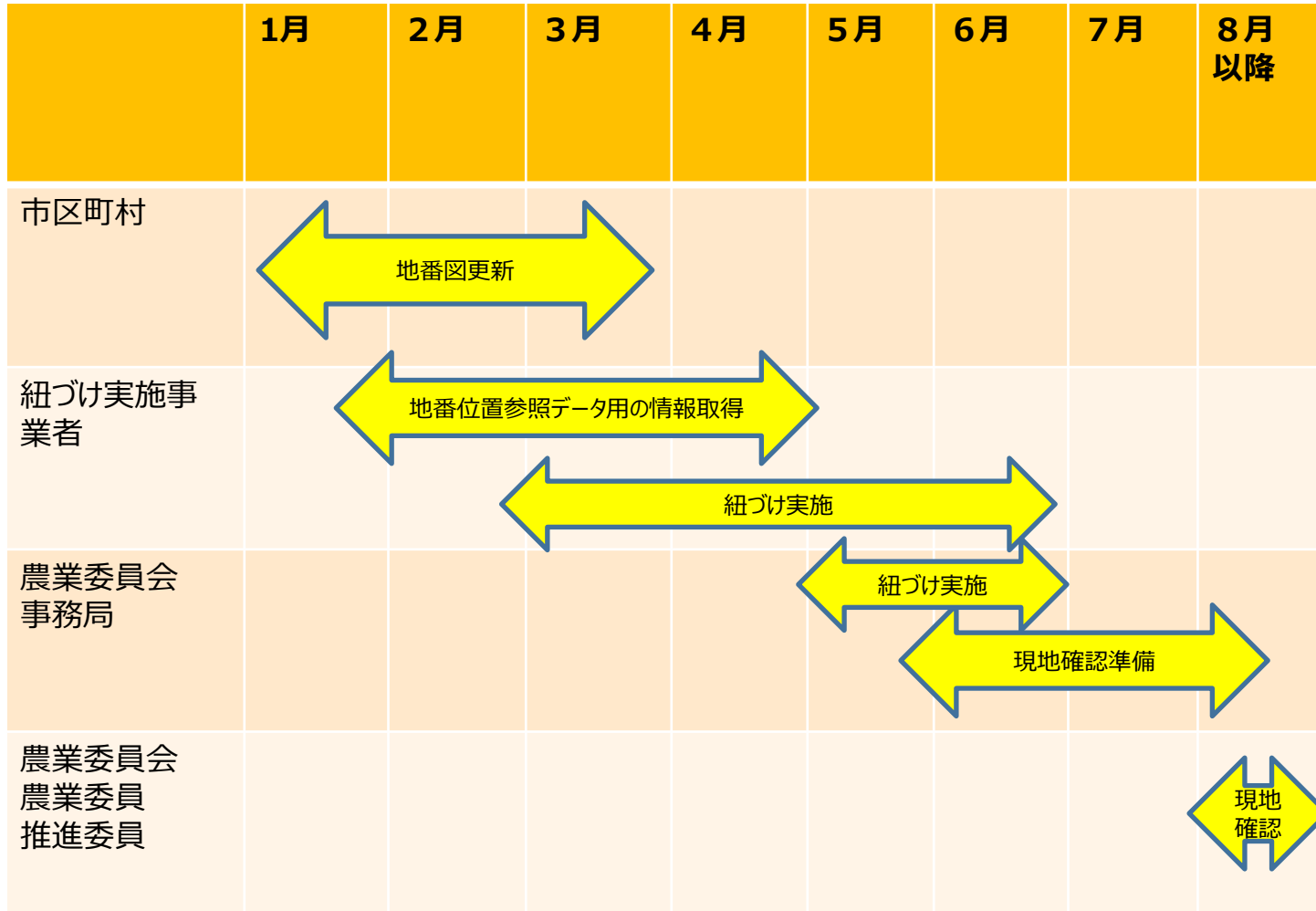
複数システム間のデータフローと業務フロー (俯瞰図)

記号	説明	記号	説明
	紐づけ対象データの流れ		業務フロー
	農業委員会サポートシステムと 地図管理WEB間のデータの 流れ		システム内の処理
	意向確認に付随するデータの 流れ		実行する業務
	システムへのインプットとアウト プットの流れ		データ
	業務を実行する担当者・担 当部門		令和7年3月末で自動化され る予定の業務

複数システム間のデータフローと業務フロー（俯瞰図）



時系列での業務の流れ



■ 画面一覧

項番	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度改修	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
1	地図管理Web	地図画面	地図を介して行う操作一式を担う画面。 (令和4年度開発) 住所検索機能において地番検索も可能とすること。 クラスタの選択を可能とすること。	○	○ 改修要件						
2	地図管理Web	メニュー画面	スライド系画面の最上部に表示する画面。 検索（農地、現地確認行程、レイヤー、現地確認要領）や新規作成（農地、現地確認行程、現地確認要領）するための各画面に遷移する。 また、お気に入りの管理、各種ダウンロードの操作、ユーザ情報の表示、紐づけ管理WEBへの遷移および、ログアウトが可能。 (令和4年度開発) 紐づけ管理WEBへの遷移を可能とすること。	○	○ 改修要件						
3	地図管理Web	印刷設定ダイアログ	用紙サイズやズームレベル等を設定し、地図を印刷するダイアログ。 (令和4年度開発) クラスタの選択を可能とすることに伴い、凡例にクラスタが選択された場合の例を追加すること。	○	○ 改修要件						
4	地図管理Web	計測ダイアログ	計測する項目（距離計測、面積計測）を選択するダイアログ。 ・距離計測：地図上に描画したラインの距離を計測する。 ・面積計測：地図上に描画したポリゴンの面積を計測する。	○							
5	地図管理Web	範囲指定選択ダイアログ	範囲指定する際の対象（ピン、ポリゴン、クラスター）を選択するダイアログ。 地図上に描画したポリゴン内に、農地のピン、ポリゴンまたはクラスターが含まれる場合、選択状態とする。 (令和4年度開発) クラスタの選択を可能とすること。	○	○ 改修要件						
6	地図管理Web	お気に入り追加ダイアログ	メニュー画面のお気に入り追加ボタン押下時に表示するダイアログ。 お気に入りに追加するレイヤー情報を選択し保存する。（組織単位）	○							
7	地図管理Web	お気に入り一覧画面	ユーザが登録したお気に入りのレイヤーを一覧形式で表示する画面。 対象のレイヤーを一覧から選択し、削除する。 対象のレイヤーを一覧から選択し、地図上にレイヤーを追加する。	○							
8	地図管理Web	レイヤー一覧画面	既存のレイヤーを検索し、その結果を一覧形式で表示する画面。	○							
9	地図管理Web	レイヤー詳細画面	条件で農地を絞り込み、その結果を一覧形式で表示する画面。 選択した農地を既存の現地確認行程に追加する。 選択した農地を既存の編集レイヤーに追加する。 該当する既存のレイヤーを参照、編集する。	○							
10	地図管理Web	レイヤー農地詳細画面	以下を行うことができる画面。 農地を新規に作成する。（詳細項目） 農地の詳細を表示する。（履歴を含む） 農地の詳細を変更する。（詳細項目） 農地に関連する現地確認行程の履歴を一覧形式で表示する。 農地の編集履歴を一覧形式で表示する。	○							
11	地図管理Web	レイヤー農地一覧画面（スライド）	以下を行うことができる画面。 農地を新規に作成する。 条件で農地を絞り込み、その結果を一覧形式で表示する。 選択した農地を表示する。 選択した農地をもとに現地確認行程を作成する。（申請時は審査者に限る） 選択した農地を既存の現地確認行程に追加する。 選択した農地を編集（削除、分筆、合筆、ポリゴン編集、ピン編集）する。 選択した農地を申請する。 編集した農地を保存、破棄、承認する。 申請用の農地を保存、破棄する。	○							
12	地図管理Web	合筆選択ダイアログ	合筆時にIDや履歴情報を引き継ぐ筆を選択するダイアログ。	○							
13	地図管理Web	レイヤー農地詳細画面（スライド）	以下を行うことができる画面。 新規にポリゴンを作成する。 新規にピンを作成する。 農地を新規に作成する。（基本項目） 農地の詳細を変更する。（基本項目）	○							
14	地図管理Web	色分け設定画面（スライド）	以下を行うことができる画面。 地図上のポリゴンやピンの色分けをするための項目（色分け項目）を選択する。 色分け項目に応じた条件（色分け項目の値が数値なら閾値、文字列なら完全一致するテキスト、など）を入力する。 色分けする条件を追加、削除する。	○							
15	地図管理Web	配色設定ダイアログ	色分け設定画面（スライド）の配色を変更するダイアログ。 配色の透明度を変更する。	○							

■ 画面一覧

項番	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度改修	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
16	地図管理Web	ラベル設定画面（スライド）	地図上のピンをクリックした際にラベル表示する項目を設定する。 ピン止め設定をすることで、選択農地のラベル表示を固定する。	○							
17	地図管理Web	ルート設定画面（スライド）	以下を行うことができる画面。 手動または住所からルートの設定をする。 住所からルート設定する場合、出発地と目的地を指定する。 地図上に表示されたルートに隣接する農地を自動選択することも可能。	○							
18	地図管理Web	レイヤーダウンロードダイアログ	レイヤー情報をダウンロードする形式を選択するダイアログ。	○							
19	地図管理Web	現地確認行程一覧画面	以下を行うことができる画面。 既存の現地確認行程を検索し、その結果を一覧形式で表示する。 選択した現地確認行程を削除する。 選択した現地確認行程を表示する。 対象の行程を一覧から選択し地図上に現地確認行程レイヤーを追加する。	○							
20	地図管理Web	現地確認行程詳細画面	現地確認行程の農地を一覧形式で表示する画面、以下を行うことができる。 選択した農地を削除する。 選択した農地を表示する。 選択した農地の現地写真の撮影依頼を送信する。 新規で現地確認行程を作成する。 既存の現地確認行程を変更する。 該当する現地確認行程を表示する。 現地確認行程の担当者を削除する。 現地確認行程の担当者変更時、変更した担当者へ現地確認の通知を送信する。	○							
21	地図管理Web	現地確認行程担当者選択ダイアログ	担当者を検索し、その結果を一覧形式で表示するダイアログ。 担当者を現地確認行程の一覧に追加する。	○							
22	地図管理Web	現地確認用農地詳細画面	現地確認行程の対象農地の詳細項目を表示する画面。以下を行うことができる。 現地確認行程の対象農地の現地確認結果を更新する。 現地確認行程の対象農地に対するメモ、写真を確認、更新する。 現地確認行程の対象農地の撮影依頼を送信する。 該当する農地に関連する現地確認行程の履歴を一覧形式で表示する。	○							
23	地図管理Web	現地写真詳細情報ダイアログ	現地写真のプレビューと詳細情報（撮影日時、撮影者、方角情報など）を表示するダイアログ。	○							
24	地図管理Web	現地確認要領一覧画面	既存の現地確認要領を検索し、その結果を一覧形式で表示する画面。 表示した現地確認要領に対する変更、複製、削除をする。	○							
25	地図管理Web	現地確認要領詳細画面	現地確認要領の作成、更新、削除をする画面。	○							
26	地図管理Web	現地確認アプリプレビュー画面	該当の現地確認要領をもとに、現地確認アプリでのイメージをプレビュー表示する画面。	○							
27	地図管理Web	お問い合わせダウンロード画面	公開システムで一般ユーザが登録したお問い合わせの内容を検索し、一覧表示する画面。 一覧表示の内容をダウンロードする。	○							
28	地図管理Web	一般ユーザ向けFAQ管理画面	一般ユーザ向けのFAQを管理する画面。	○							
29	地図管理Web	一般ユーザ向けお知らせ管理画面	一般ユーザ向けのお知らせを管理する画面。	○							
30	地図管理Web	位置情報候補一覧画面	複数地番管理マスタ、地番位置地図マスタからアドレスコードにより、位置情報候補リストを表示する 地図上にピン・ポリゴン情報を表示する 選択した位置情報に更新をおこない、更新前の情報を履歴管理する			○					
31	地図管理Web	位置情報更新履歴一覧画面	位置情報を更新した際に履歴管理された情報を表示する			○					
32	地図管理Web	独自台帳取込画面	ジオメトリ情報が格納された外部ファイルをインポートするための画面。 インポートしたファイルは、地図管理Webの地図上で表示することが可能。		△ (基本設計までを実施)						○ (詳細設計以降を実施)
33	地図管理Web	独自台帳マッピング画面	ジオメトリ情報が格納された外部ファイルと地図管理WebのDBとのマッピング定義をするための画面。 また、他組織への公開・非公開や画面表示名のカスタマイズも併せて設定することが可能。		△ (基本設計までを実施)						○ (詳細設計以降を実施)
34	現地確認アプリ	ログイン画面	eMAFF IdP認証を実施する画面 (令和8年度開発) ・かんたんコード認証画面における「かんたんコードをお忘れですか?」及び「かんたんコードを変更する」のリンクをタップした後に表示されるPINコード入力画面に「前の画面に戻る」ボタンを追加し、前の画面に戻ることができるようにする（要件定義書2.1.機能に関する事項(1)イ(エ)gに関する改修） ・本画面に以下の項目を追加する。（要件定義書2.1.機能に関する事項(1)イ(ウ)に関する改修）	○						○ 改修要件	

■ 画面一覧

項番	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度改修	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
35	現地確認アプリ	HOME画面	HOMEを表示する画面。オンラインモードとオフラインモードの切り替え機能、住所や施設を検索し中心に地図を表示する機能、地図上に描画した線や図形の面積を計算し表示する機能、フリーハンドで囲った範囲にある農地に対して現地確認結果を一括更新する機能、現地確認の対象農地を地図で現地確認農地検索・一覧画面を表示する機能などの利用が可能な画面。 (令和8年度開発) ・行程が追加された際のポップアップについて、表示設定された際の位置がメニューバーに重複しないよう調整を行う(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)イ(工)aに関する改修) ・「不耕作黄」と「その他」のポリゴンの色が似ているため色を変更する(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)イ(工)eに関する改修) ・遊休農地の「その他区分」を細分化し、詳細な分類を表示されるようにする(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)イ(工)fに関する改修)	○	○ 改修要件(オフライン対応)					○ 改修要件	
36	現地確認アプリ	現地確認行程一覧画面	現地確認行程の一覧画面を表示し、オフラインモードで利用するための現地確認行程をアプリ内DBにダウンロード、アプリ内DBからアップロードする画面 (令和8年度開発)	○	○ 改修要件(オフライン対応)					○ 改修要件	
37	現地確認アプリ	現地確認行程詳細画面	現地確認行程の詳細情報を表示し、オフラインモード利用用にダウンロードした現地確認行程データをアプリ内DBから削除する画面	○	○ 改修要件(オフライン対応)						
38	現地確認アプリ	現地確認農地一覧画面	現地確認行程に紐づく農地の一覧を表示する画面	○	○ 改修要件(オフライン対応)						
39	現地確認アプリ	農地検索画面	農地の検索条件を表示する画面	○	○ 改修要件(オフライン対応)						
40	現地確認アプリ	農地検索結果一覧画面	農地の検索結果を表示する画面	○	○ 改修要件(オフライン対応)				○ 改修要件		
41	現地確認アプリ	農地位置確認画面	農地の位置を表示する画面	○	○ 改修要件(オフライン対応)						
42	現地確認アプリ	レイヤー一覧画面	レイヤーの一覧を表示する画面	○	○ 改修要件(オフライン対応)						
43	現地確認アプリ	農地詳細画面	農地の詳細情報を表示する画面 (令和8年度開発) ・現地確認結果を入力する際に必要な項目を絞って入力可能な「簡単入力モード」に切り替えるボタンを追加する(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)イ(ア)に関する改修) - オンラインモード、オフラインモード両方での入力時に切り替えボタンが表示される仕様とする。 - 入力の対象となる台帳は、農地台帳のみ対象とする - 農地パトロールでの現地確認結果の入力時は表示されない仕様とする。 ・現地確認登録で「変更なし」を選択できるボタンを追加する(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)イ(工)bに関する改修) ・「現地確認項目」入力欄と「現地確認写真」登録欄の表示順を逆にする(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)イ(工)cに関する改修) ・「登録」ボタンとメニュータブの位置が近い位置を調整する(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)イ(工)dに関する改修)	○	○ 改修要件(オフライン対応)				○ 改修要件	○ 改修要件	
44	現地確認アプリ	現地確認対象農地検索画面	現地確認の対象農地の検索条件を表示する画面	○	○ 改修要件(オフライン対応)						
45	現地確認アプリ	一括更新設定画面	一括入力の規則を表示する画面 (令和8年度開発) ・現地確認結果を入力する際に必要な項目を絞って入力可能な「簡単入力モード」に切り替えるボタンを追加する(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)イ(ア)に関する改修) - オンラインモード、オフラインモード両方での入力時に切り替えボタンが表示される仕様とする。 - 入力の対象となる台帳は、農地台帳のみ対象とする	○						○ 改修要件	
46	現地確認アプリ	現地写真確認画面	現地写真を実寸大で表示する画面	○							
47	現地確認アプリ	現地確認農地更新履歴画面	過去の現地確認農地の履歴を確認する画面	○							
48	現地確認アプリ	お知らせ画面	お知らせを表示する画面	○							
49	現地確認アプリ	フッター	フッターを表示する画面	○	○ 改修要件(オフライン対応)						
50	現地確認アプリ	ログインモード選択画面	オンラインモードでのログイン、またはオフラインモードでのログインを自動選択する画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○						
51	現地確認アプリ	オフライン認証画面	オフライン認証を行う画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○						

■ 画面一覧

項番	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度改修	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
52	現地確認アプリ	オフラインパスワード設定画面	オフラインモード利用時に必要な認証用のオフラインパスワード設定を行う画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○						
53	現地確認アプリ	台帳ダウンロード・アップロード画面	台帳データのダウンロード・アップロード、オフラインモード利用用にダウンロードした台帳データをアプリ内DBから削除する画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○				○ 改修要件		
54	現地確認アプリ	台帳絞り込み画面	台帳データを任意の地域で検索し、絞り込みを行うための画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○				○		
55	現地確認アプリ	台帳絞り込み状況確認画面	台帳ダウンロード時に現在設定している絞り込み状況と現在のダウンロード状態を参照する画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○				○		
56	現地確認アプリ	背景画像ダウンロード画面	背景画像のダウンロード、端末ストレージ内に保存された背景画像の削除を行う画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○				○ 改修要件		
57	現地確認アプリ	ダウンロード・アップロード履歴確認画面	現地確認行程と台帳のダウンロード・アップロード履歴、背景画像のダウンロード履歴を表示する画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○						
58	現地確認アプリ	オフライン機能ポータル画面	オフライン機能に関連する各画面(項番35、52、53、54)への遷移と、オフラインパスワード設定画面(項番51)の表示、オフラインパスワードの削除を行う画面 ※オフラインモードで利用するために使用する画面		○						
59	現地確認アプリ	現地確認農地検索・一覧画面	絞り込み機能付き現地確認農地一覧リストを地図画面と並列で表示する画面		○						
60	現地確認アプリ	オンラインヘルプ画面	現地確認アプリの使い方及び操作説明書を参照するための画面 (令和8年度開発) ・本画面に以下の2項目を追加する。(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)イ(ウ)に関する改修) - よくある質問 (FAQ) - リリースノート		○					○ 改修要件	
61	eMAFF農地ナビ	ヘッダー	eMAFF農地ナビの画面共通ヘッダー 地図画面と一般情報画面にて表示内容が異なる。 ヘッダー(地図画面)：農地を探す機能の各ダイアログリンク、ハンバーガーメニュー(グローバルメニュー、サイト情報メニュー) ヘッダー(一般情報画面)：ハンバーガーメニュー(グローバルメニュー)	○		○ 改修要件(リニューアル対応)				○ 改修要件	
62	eMAFF農地ナビ	フッター	eMAFF農地ナビの画面共通フッター	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
63	eMAFF農地ナビ	住所から探すダイアログ(都道府県を選ぶ)	都道府県の単位で範囲を指定できる。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
64	eMAFF農地ナビ	住所から探すダイアログ(市区町村を選ぶ)	市区町村の単位で指定できる。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
65	eMAFF農地ナビ	住所から探すダイアログ(大字を選ぶ)	市区町村の単位で指定できる。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
66	eMAFF農地ナビ	条件から探すダイアログ	農地情報の条件を指定して、農地情報の絞り込みができる。 (令和8年度開発) ・「賃借権等の設定がない」を選択して検索した場合、「終期年月日」が表示されない仕様である旨利用者向けの説明文言を追加する(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(エ)a(b)に関する改修) ・矛盾する複数条件を選択した際に検索結果が表示されないよう検索ボタンが押下できないようにする(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(エ)a(b)に関する改修)	○		○ 改修要件(リニューアル対応)				○ 改修要件	
67	eMAFF農地ナビ	条件から探すダイアログ(都道府県選択)	都道府県の一覧が表示され、都道府県の範囲で名称を選択できる。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
68	eMAFF農地ナビ	条件から探すダイアログ(市区町村選択)	市区町村の単位で名称を指定できる。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
69	eMAFF農地ナビ	条件から探すダイアログ(大字選択)	大字の単位で名称を指定できる。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
70	eMAFF農地ナビ	条件から探すダイアログ(検索結果)	検索結果の一覧を表示する画面。 (令和8年度開発) ・「一覧表示」ボタンを押下後に本画面にて地図上に表示されているピンの一覧を表示する(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(エ)b(b)に関する改修)	○		○ 改修要件(リニューアル対応)				○ 改修要件	

■ 画面一覧

項番	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度改修	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
71	eMAFF農地ナビ	地図画面	農地情報1件の詳細情報を表示する画面。 (令和8年度開発) ・目標地図の対象になっている農地であるかを色分け及び吹き出しにて表示できること(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(ア)に関する改修) ・目印アイコンの緯度経度を表示すること(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(イ)b(a)に関する改修) ・緯度経度からの検索を可能とするために、地図画面上に「検索ボックス」、「移動」ボタン及び「地図アプリで表示ボタン」を配置する(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(イ)a)に関する改修) ・目印マーカの表示から国名を除外する又は「日本」以外を非表示とすること(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(イ)b(d)に関する改修) ・背景衛星画像のタイルデータに撮影日情報を持たせ、地図上で右クリックをした際に、撮影日を吹き出し等で表示すること(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(ウ)に関する改修) (令和9年度以降の開発) ・土地改良施設ごとの表示ができること	○		○ 改修要件(リニューアル対応)				○ 改修要件	○ 改修要件
72	eMAFF農地ナビ	地図画面(パレット)	農地情報詳細画面の地図上に表示されるピンの色を変更することができる画面。 (令和8年度開発) ・「基本的事項」に目標地図の対象農地かどうかを表示する欄を設ける(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(ア)に関する改修) ・ドロップダウンリスト/ラジオボタンに「目標地図の対象になっているか」を追加する(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(ア)に関する改修)	○		○ 改修要件(リニューアル対応)				○ 改修要件	
73	eMAFF農地ナビ	シミュレーションモード選択ダイアログ	農地ナビシミュレーションのシミュレーションモードを選択できる画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
74	eMAFF農地ナビ	農地ナビシミュレーション画面(地域モード)	地域内の農地に対し、条件を満たすかどうかで色分けできる画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
75	eMAFF農地ナビ	農地ナビシミュレーション農地選択画面	農地ナビシミュレーションの対象となる農地を選択できる画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
76	eMAFF農地ナビ	農地ナビシミュレーション画面(農地選択モード)	シミュレーション対象の農地に隣接する農地に対し、条件を満たすかどうかで色分けできる画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
77	eMAFF農地ナビ	農地ナビシミュレーション農地追加画面	農地ナビシミュレーションの対象となる農地を追加できる画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
78	eMAFF農地ナビ	お問い合わせフォーム	よくある質問を表示し、サイト全般の問い合わせを行うことができる画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
79	eMAFF農地ナビ	お問い合わせ内容確認画面	サイト全般の問い合わせフォームに入れた内容を確認するために入力データを表示する画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
80	eMAFF農地ナビ	お問い合わせ送信完了画面	サイト全般の問い合わせデータの送信が完了したことを表示する画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
81	eMAFF農地ナビ	よくある質問一覧画面	お問い合わせフォームに表示していない、よくある質問を表示する画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
82	eMAFF農地ナビ	新着情報詳細画面	新着情報の詳細を表示する画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
83	eMAFF農地ナビ	このサイトのご説明	サイトについての説明を表示する画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
84	eMAFF農地ナビ	ご利用方法	サイトの利用方法について表示する画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
85	eMAFF農地ナビ	ユースケース別利用方法の紹介	(令和8年度開発) ・①「農業委員会」②「農業者」③「これから農地を確保する人」④「都道府県市町村」の4つのユーザー属性による農地ナビの利用方法を紹介する画面の追加 (要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(イ)に関する改修)							○	
86	eMAFF農地ナビ	個人情報保護規程	個人情報保護規程を表示する画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
87	eMAFF農地ナビ	システム利用規約	システム利用規約を表示する画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					
88	eMAFF農地ナビ	サイトマップ	サイトマップを表示する画面。	○		○ 改修要件(リニューアル対応)					

■ 画面一覧

項番	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度改修	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
89	eMAFF農地ナビ	お気に入りダイアログ	検索結果および農地詳細についてお気に入りから内容を表示できる画面。 (令和8年度開発) 検索条件及び農地のお気に入り上限数を20件から増やした形を表示する。(要件定義書2.1 機能に関する事項(1)ウ(エ)~(イ)に関する改修)	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)				○ 改修要件	
90	eMAFF農地ナビ	お気に入りのご利用方法説明画面	お気に入りについての説明を表示する画面。	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)					
91	eMAFF農地ナビ	筆ポリゴンについて	筆ポリゴンについての説明を表示する画面。	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)					
92	eMAFF農地ナビ	農地探しナビゲーター	農地ナビの使用方法を説明するページを表示する画面。	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)					
93	eMAFF農地ナビ	関係団体リンクページ	関係団体のサイトへのリンクの一覧を表示する画面。	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)					
94	eMAFF農地ナビ	農業を始めるには 手続きについて	農業を始めたい人に対して、基本的な農業の始め方（就農）について説明する画面。	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)					
95	eMAFF農地ナビ	就農事例集	就農事例集を表示する画面。	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)					
96	eMAFF農地ナビ	農業経営基盤強化促進法による所有者不明農地の中間管理機構への貸付けに係る公示	農業経営基盤強化促進法による所有者不明農地の中間管理機構への貸付けに係る公示について、各市町村のリンクを一覧表示する画面。	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)					
97	eMAFF農地ナビ	便利な使い方	地図機能に関する使い方など便利な利用方法を表示する画面。	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)					
98	eMAFF農地ナビ	特集	特集（農地中間管理機構について）を表示する画面。	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)					
99	eMAFF農地ナビ	システムエラー画面	システムエラー時に遷移する画面	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)					
100	eMAFF農地ナビ	システムメンテナンス画面	システムメンテナンス時に表示する画面	○		○ 改修要件 (リニューアル対応)					
101	eMAFF農地ナビ	ダウンロードダイアログ	地図画面に表示された農地情報をファイルとしてダウンロードできる。または地方公共団体単位ダウンロードを選択できる。			○ 改修要件 (リニューアル対応)	○ (静的画面によりダウンロード(対象は農地台帳のみ))				○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)
102	eMAFF農地ナビ	ダウンロードダイアログ（都道府県選択）	都道府県単位でオープンデータをダウンロードできる。または都道府県を選択しダウンロード対象市区町村を表示する。			○ 改修要件 (リニューアル対応)					
103	eMAFF農地ナビ	ダウンロードダイアログ（市区町村選択）	市区町村単位でオープンデータをダウンロードできる。			○ 改修要件 (リニューアル対応)					
104	eMAFF農地ナビ	操作ガイド一覧画面	操作ガイドの一覧を表示する。			○ 改修要件 (リニューアル対応)					
105	eMAFF農地ナビ	お役立ち情報一覧画面	お役立ち情報の一覧を表示する。			○ 改修要件 (リニューアル対応)					
106	eMAFF農地ナビ	新着情報一覧画面	新着情報の一覧を表示する。			○ 改修要件 (リニューアル対応)					
107	紐づけ管理web	トップページ画面	eMAFF紐づけ情報管理Webシステムにログインする前に表示する画面。 eMAFF-IdP画面に遷移させるのみ。特別な機能はない。	○							

■ 画面一覧

項番	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度改修	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
108	紐づけ管理web	ログイン画面	eMAFF-IdPログイン画面からのレスポンスを受け、紐づけ管理システム内部のログインユーザ判定を行う画面。 判定結果、IDや市町村の選択を要する場合は、各選択画面へ。 不要ならばメニュー画面へなどの制御を行う。 実体の画面は無し。	○							
109	紐づけ管理web	eMAFF-ID選択画面	今回のログインをどのユーザでログインするか選択する画面。 【遷移条件】 eMAFF-IdPから入手したメールアドレスを共通申請サービスに問い合わせた結果、複数のeMAFFIDを持つユーザだった場合に遷移する。単一のeMAFFIDを持つユーザだった場合は遷移しない。 ※令和8年度以降共通申請サービスの連携は停止	○							
110	紐づけ管理web	メニュー画面	eMAFF紐づけ情報管理Webシステム（位置情報付与ツール・対話ツール）で操作可能な機能の一覧を表示し、操作する機能を選択させる画面。 各業務実行の開始画面に導く導線の始端 ログインユーザの権限によって、各メニューの表示制御を行う。	○				○ 改修要件			
111	紐づけ管理web	ログインエラー画面	紐づけ管理システム内部でのログインユーザ判定でNGとなった場合の画面。 （アカウント、パスワードがeMAFF-IdPの認証に失敗した場合、共通申請サービスまたは紐づけ管理システムに事前ユーザ登録がなかった場合） 機能的にはトップページへの遷移リンクのみ。 ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止	○							
112	紐づけ管理web	ユーザー一覧画面	ユーザー一覧を表示する画面	○							
113	紐づけ管理web	ユーザ削除画面	ユーザ削除を行う画面	○							
114	紐づけ管理web	ユーザ登録画面	ユーザ登録を行う画面	○							
115	紐づけ管理web	ユーザ編集画面	ユーザ編集を行う画面	○							
116	紐づけ管理web	バッチ実行依頼画面	設定されている全バッチをオンラインでキックする画面。	○				○ 改修要件			
117	紐づけ管理web	バッチ実行結果確認画面	実行した全バッチの結果を取得して表示する画面。	○				○ 改修要件			
118	紐づけ管理web	データ状態一覧画面	アップロードしたファイルの一覧を表示し、各ファイルの業務状態を確認する画面。一覧からファイルを選択してダウンロードや削除を行う。	○				○ 改修要件			
119	紐づけ管理web	ファイルアップロード画面	ファイルをファイル格納領域に保存し、アップロードファイル状態の管理を行う画面。 対象は以下のファイル。 ・データ前準備に利用する各種データファイル	○				○ 改修要件			
120	紐づけ管理web	ログアウト画面	各画面からログアウトボタンが押下された場合、確認メッセージを表示して再確認を行う画面。「ログアウト」が選択された場合、ログアウト処理を行い結果を画面表示する。	○							
121	紐づけ管理web	フィードバックファイルアップロード画面	位置情報付与バッチ結果を各機関・自治体へフィードバック後、修正したファイルをアップロードする画面。	○							
122	紐づけ管理web	地図画面	地図を表示し、地図に関する共通の操作を行うことが可能となる画面。スライドを開閉することで地図を画面全体に表示する。	○							
123	紐づけ管理web	メニュー画面	スライド画面の上部に表示する台帳確認を行う画面に遷移するためのメニュー画面。また、ヘルプ情報・ユーザ情報の表示やログアウトが可能。	○							
124	紐づけ管理web	ユーザ情報画面	ユーザ情報メニューを表示する画面。	○							
125	紐づけ管理web	ヘルプダイアログ	ヘルプ情報を表示するダイアログ。	○							
126	紐づけ管理web	台帳確認ダイアログ	台帳に対して位置情報付与結果の確認を行う画面。各台帳行及び「確認」ボタンは承認権限を持つユーザかつ確認・担当する台帳のみ表示するダイアログ。	○							
127	紐づけ管理web	台帳一覧画面	台帳操作に関するメニューを表示する画面。	○							
128	紐づけ管理web	台帳詳細画面	台帳一覧画面にて選択されている行の詳細情報を表示する画面。	○							
129	紐づけ管理web	CSV出力画面	CSV出力の設定を行う画面。	○							

■画面一覧

項番	サブシステム分類	画面名	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度改修	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
130	紐づけ管理web	印刷設定画面	用紙サイズやズームレベル等を設定し、地図を印刷する画面。	○							
131	紐づけ管理web	面積表示設定画面	設定した各台帳の面積を表示する画面。	○							
132	紐づけ管理web	配色設定画面	レイヤの配色を変更する。配色の透明度を変更する画面。	○							

■ 帳票・ファイル一覧

項番	帳票・ファイル分類	帳票・ファイル名	入力元ログ	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度改修	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
1	運用保守	エラー対応クエリ	アクセスログ アプリケーションログ バッチログ APIログ エラーログ	該当ログから、対象となるエラーを検索し、エラー内容、処理内容等を取得する。	○							
2	運用保守	不正アクセス対応クエリ	アクセスログ APIログ	該当ログから、対象となるユーザーのアクセス情報、処理内容等を取得する。	○							
3	稼働実績集計	ユーザー単位実績集計クエリ	アクセスログ アプリケーションログ	該当ログから、ユーザー単位の利用実績情報（画面単位、機能単位など）を取得する。	○							
4	稼働実績集計	処理機能単位実績集計クエリ	アクセスログ アプリケーションログ	該当ログから、処理機能単位の利用実績情報（利用ユーザー数など）を取得する。	○							
5	稼働実績集計	アクセス元システム単位実績集計クエリ	アクセスログ	該当ログから、アクセス元システム単位の利用実績情報（月別、機能単位、API単位、利用ユーザー数、アクセス量など）を取得する。	○							
6	稼働実績集計	FAQ参照状況分析用クエリ	アプリケーションログ	該当ログから、任意の期間におけるeMAFF農地ナビのよくある質問・特によくある質問のFAQ参照回数を取得する。		○						

■情報・データ一覧

項番	データ名	用途	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
1	農地情報	台帳種類（農地台帳／水田台帳／農業共済／中山間地域等直接支払／多面的機能支払／環境保全型農業直接支払に関する台帳及び筆ポリゴン等）毎に農地の所在／地番、面積、作期、作物、品種、地権者、耕作者等の農地情報	○							
2	農地情報紐付け情報	台帳種類（農地台帳／水田台帳／農業共済／中山間地域等直接支払／多面的機能支払／環境保全型農業直接支払に関する台帳及び筆ポリゴン等）、台帳ID、紐付けID等の台帳及び筆ポリゴンとの紐付け関係を示す情報（令和4年度開発）令和3年度開発において地図管理Webと別で構築された紐づけ管理Webと地図管理Webのデータベース統合（令和6年度開発）位置情報のマッチング処理の際に、地名地番を12桁コード+12桁以降コードへ変換を行うためのアドレスコードの情報（令和7年度開発）農地台帳の機械紐づけを自動実行するために必要となるキー項目を農業委員会サポートシステム側の管理テーブルより初期移行	○	○ (改修)		○ (改修)				
3	現地確認情報	現地確認要領、現地確認行程や農地の所在／地番、面積、作期、作物、品種、生産状況、現地写真等の現地確認結果等、現地確認に関する情報	○							
4	公開用農地情報	農地情報のうち、個人情報に係る項目を匿名化した情報	○							
5	レイヤー情報	地図上に表示するレイヤーや、お気に入りレイヤー、ユーザレイヤー等のレイヤー情報	○							
6	申請者情報	申請者、組織、経営体等、共通申請サービスで管理する申請者の情報 ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止	○							
7	認可情報	各台帳に対する組織のアクセス情報等の認可情報	○							
8	農地情報紐づけ辞書情報	農地情報紐づけを行うにあたって、台帳データへ位置情報を付与するため情報	○							
9	現地確認アプリ通知管理情報	現地確認アプリへの通知依頼状態等の管理情報	○							
10	MAFFアプリ通知管理情報	MAFFアプリへの通知依頼状態やメール送信依頼状態等の管理情報 ※令和8年度以降MAFFアプリとの連携は停止	○							
11	オープンデータ情報	本システムから提供するオープンデータの情報		○ (農地台帳の静的ダウンロードのみ対象)						○ (農地台帳、水田台帳の動的ダウンロードが対象)
12	オフライン利用時更新情報	現地確認アプリをオフライン利用した際に格納される一時領域の情報		○						
13	外部取込情報	外部から本システムにデータ取込を行い管理される情報		△ (基本設計までを実施)						○ (詳細設計以降を実施)
14	農地以外の地理的情報	土地改良施設（ダム等）、病虫害発生マップ、災害状況、ため池、ライスセンター等、農地以外の地理的情報（ピン情報、ポリゴン情報、ポリライン情報、メッシュデータ情報）								○

■外部インターフェース一覧

項番	外部インターフェース	形式	呼出元	呼出先	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
1	eMAFF-IIdP連携	API	本システム	eMAFF-IIdP	認証処理を行う際に利用するeMAFF-IIdPのインターフェース。	○							
2	認可情報連携	API	本システム	共通申請サービス	共通申請サービスから認可情報を取得するインターフェース。 ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止	○							
3	農地選択	API	共通申請サービス	本システム	申請時に共通申請サービスから呼び出される申請対象農地を選択するインターフェース。 ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止	○							
4	共通申請審査完了受付	API	共通申請サービス	本システム	申請の審査が完了した地理情報を共通申請サービスから受領し、農地の紐付け情報の最新化を可能とするインターフェース。 ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止		○						
5	現地確認用地図情報生成	API	共通申請サービス	本システム	現地確認用地図情報を生成するためのインターフェース。 ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止		○						
6	現地確認用地図情報参照	API	農業委員会サポートシステム	本システム	本システムの現地確認用地図情報を参照するインターフェース。現地撮影写真を参照し、表示することも可能。	○							
7	現地確認用地図情報更新	API	農業委員会サポートシステム	本システム	本システムの現地確認用地図情報を更新するインターフェース。	○							
8	農地情報参照	API	他システム	本システム	本システムの農地情報を参照するインターフェース。 (令和4、5年度開発) ・JGD2000 (EPSG : 4612) のデータ等への変換等、測地系・座標系の変換に対応すること ・対象となるシステムが増える可能性あり	○	○ 改修要件	○ (プログラム開発・テスト以降を実施)					
9	農地情報更新	API	他システム	本システム	本システムの農地情報を更新するインターフェース。 (令和4、5年度開発) ・JGD2000 (EPSG : 4612) のデータ等への変換等、測地系・座標系の変換に対応すること ・対象となるシステムが増える可能性あり	○	○ 改修要件	○ (プログラム開発・テスト以降を実施)					
10	紐付け情報参照	API	他システム	本システム	本システムの紐付け情報を参照するインターフェース。		○ (詳細設計までを実施)	○ (プログラム開発・テスト以降を実施)					
11	紐付け情報更新	API	他システム	本システム	本システムの紐付け情報を更新するインターフェース。		○ (詳細設計までを実施)	○ (プログラム開発・テスト以降を実施)					
12	MAFFアプリ連携 (現地確認実務依頼)	API	本システム	MAFFアプリ	審査者に対して現地確認依頼を通知する際に呼び出されるインターフェース。 ※令和8年度以降MAFFアプリとの連携は停止	○							
13	MAFFアプリ連携 (現地写真撮影依頼)	API	本システム	MAFFアプリ	農業者に現地写真アップロード依頼を行う際に使用されるインターフェース。 (令和9年度以降の開発) ・撮影依頼を行う申請者のMAFFアプリ利用有無が判断できないか検討し実装すること ※令和9年度以降MAFFアプリとの連携は停止	○	○ (基本設計までを実施)					○ (詳細設計以降を実施)	
14	MAFFアプリ連携 (現地写真アップロード)	API	MAFFアプリ	本システム	MAFFアプリで撮影された写真をテーブルにアップロードするインターフェース。 ※令和8年度以降MAFFアプリとの連携は停止	○							
15	MAFFアプリ連携 (現地写真撮影依頼結果通知)	API	MAFFアプリ	本システム	MAFFアプリから現地写真がアップロードされたことを依頼元に通知する際に使用されるインターフェース。 ※令和8年度以降MAFFアプリとの連携は停止	○							
16	農委テーブル連携	バッチ	本システム	農業委員会サポートシステム	農業委員会サポートシステムの農地情報 (農地台帳・農地ビド・農地ポリゴン等) のデータを取り込む。 また一意に識別するキー情報については農業委員会サポートシステムが採番したものを取り込む。 (令和8年度開発) ・目標地図の対象となっている農地の該否情報を農業委員会サポートシステムから本システムに連携すること (要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(ア)に関する改修)	○						○ 改修要件	
17	現地確認行程連携	API	本システム	農業委員会サポートシステム	農業委員会サポートシステムと現地確認行程の情報を連携するためのAPI 【補足】 (令和6年度の開発) 農業委員会サポートシステムにおいて削除した現地確認行程の情報を取り込み、本システムにおいても該当の現地確認行程を削除する機能を追加する。	○							
18	農地台帳抽出	バッチ	本システム	農業委員会サポートシステム	紐付け対象となる農地台帳レコードを市町村単位で本システムにコピー登録する事を目的としたデータ連携用バッチ。農業委員会サポートシステムの農地台帳データより本システムで必要な情報を抽出し、抽出した農地台帳データに対し自動加工を行う。	○							
19	水田台帳抽出	バッチ	本システム	共通申請サービス	紐付け対象となる水田台帳レコードを市町村単位で本システムにコピー登録する事を目的としたデータ連携用バッチ。農林水産省共通申請サービスの申請/審査情報より水田台帳データ本システムで必要な情報を抽出し、抽出した水田台帳データに対し自動加工を行う。 ※令和8年度以降共通申請サービスとの連携は停止	○							
20	筆ポリゴンデータ受取	ファイル	本システム	筆ポリゴン管理システム	筆ポリゴン管理システムで更新した筆ポリゴンデータを本システムで受け取る。	○							
21	筆ポリゴン更新データ提供	ファイル	筆ポリゴン管理システム	本システム	本システムで更新した筆ポリゴンデータを筆ポリゴン管理システムに提供する。	○							
22	筆ポリゴン更新データ提供	バッチ	本システム	G空間情報センター	G空間情報センターのWebサイト (https://front.geospatial.jp/moj-chizu-xml-readme/moj-chizu-xml-download/) に配置される日本全国分の地図XMLデータを自動でダウンロードを行う ・取得対象のデータは「全自治体を対象」または「任意の自治体を対象」で選択可能とする				○				
23	WAGRI連携	ファイル	WAGRI	本システム	本システムで保有する筆ポリゴン及び農地ビドのデータをWAGRIに提供する (令和8年度開発) ・上記に追加してeMAFF農地ナビで公開されているポリゴン情報 (登記所備付地図とも付けたポリゴン及び農業委員会管理のポリゴン) をWAGRIに提供する (要件定義書2.1.機能に関する事項(1)エ(ア)に関する改修)	○						○ 改修要件	

■外部インターフェース一覧

項番	外部インターフェース	形式	呼出元	呼出先	概要	令和3年度開発	令和4年度開発	令和5年度開発	令和6年度開発	令和7年度開発	令和7年度追加改修	令和8年度開発	令和9年度以降の開発
24	Google Maps連携	API	他システム	本システム	(令和8年度開発) ・精度経度による検索機能において、入力内容をGoogle Mapsに連携し、表示可能とする(要件定義書2.1.機能に関する事項(1)ウ(エ)に関する改修)							○	

農林水産省 様

農林水産省地理情報共通管理システム
運用・保守設計書

4.02 版

承認 2	承認 1	PM	チーム	担当
		2026/01/08	2026/01/08	2026/01/08
		SBT 宇土	SBT 大原	SBT 渡邊

変更履歴

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
0.70	新規作成	-	2021/07/19 SBT 大山	2021/07/19 SBT 清水	2021/07/19 SBT 越前屋
0.80	共通申請のインシデント定義の変更に伴い、インシデント定義の追加、障害レベル定義の修正を実施。	第 7-1 (3) 運用保守サービスレベル 第 8-3 (1) インシデント管理 第 10-1 (2) 障害時対応内容	2021/07/27 SBT 大山	2021/07/27 SBT 清水	2021/07/27 SBT 越前屋
0.81	運用設計工程判定 指摘事項対応	● PMO 指摘事項 (No9、No10、No12、No13) ・誤植を修正 (No9、No10、No12、No13) ● PwC 指摘事項 (No40、No43、No44)	2021/08/02 SBT 大山	2021/08/02 SBT 清水	2021/08/02 SBT 越前屋
1.00	運用項目の追加に伴う更新	第 8-3 (7) API キーの管理 第 9-1 (3) データ保守	2021/09/01 SBT 大山	2021/09/01 SBT 清水	2021/09/01 SBT 越前屋
1.00	AKS 監視について追記	第 5 2 監視システム	2021/10/15 SBT 大山	2021/10/15 SBT 清水	2021/10/15 SBT 越前屋
1.01	農委テーブル群 DB 構成変更対応に伴う更新	第 3-1 (4) システム構成説明 第 3-2 ネットワーク構成 第 5-2 監視システム 第 6-1 (2) ログ管理方法 第 6-2 (2) バックアップ・リストア方法 第 8-2 (4) セキュリティパッチ 第 8-3 (6) アカウント管理 表 8-3 (8) キャパシティ管理 第 8-3 (11) ライフサイクル管理 第 9-1 (2) ソフトウェア製品保守	2021/11/01 SBT 大山	2021/11/01 SBT 清水	2021/11/01 SBT 越前屋
1.02	AKS ログ管理方法変更	第 6-1 (2) ログ管理方法	2021/12/17 SBT 大山	2021/12/17 SBT 清水	2021/12/17 SBT 越前屋

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
1.03	農委テーブル群 DB のアクセス権について追記	第 4-1 (2) ウ 農委テーブル群 DB のアクセス権	2022/01/04 SBT 大山	2022/01/04 SBT 清水	2022/01/04 SBT 越前屋
1.04	アプリケーションのリグレッションテストについて追記	第 9-1 (1) アプリケーションの保守	2022/01/21 SBT 大山	2022/01/21 SBT 清水	2022/01/21 SBT 越前屋
1.05	筆ポリゴン取り込み業務の追加	第 4-1 (3) 関連する外部システムの運用保守体制 第 9-1 (3) データ保守	2022/03/11 SBT 大山	2022/03/11 SBT 清水	2022/03/11 SBT 越前屋
1.05	WAGRI 連携機能追加に伴う修正	第 5-3 監視方法	2022/03/11 SBT 大山	2022/03/11 SBT 清水	2022/03/11 SBT 越前屋
1.06	版数を修正	—	2022/06/29 SBT 新海	2022/06/29 SBT 西尾	2022/06/30 SBT 酒井
1.06	体制図を最新化	第 4 運用保守概要 (1) eMAFF 地図運用保守体制図	2022/06/29 SBT 新海	2022/06/29 SBT 西尾	2022/06/30 SBT 酒井
1.06	役割分担を最新化	第 4 運用保守概要 (1) eMAFF 地図運用保守体制図	2022/06/29 SBT 新海	2022/06/29 SBT 西尾	2022/06/30 SBT 酒井
1.06	障害対応方針にインシデント管理対象、障害報告書対応の区分を追加	第 10 障害対応業務	2022/06/29 SBT 新海	2022/06/29 SBT 西尾	2022/06/30 SBT 酒井
1.07	文書の位置付けの修正	第 1 - 1 本設計書の位置づけ	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	参考資料の追加による修正	第 1 - 5 本設計書の参考資料	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	実施年度に合せ文言削除	第 2 - 1 業務の目的と範囲	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	ネットワーク構成図の更新	第 3 - 2 ネットワーク構成	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	監査対象の変更に伴う修正	第 8 - 2 (9) 監査対応	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	保管方法変更に伴う修正	第 8 - 1 (6) ログ管理	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
1.07	業務用特権ユーザ新設に係る変更	第 8-3(6) アカウント管理	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	eMAFF 地図運用と農地情報紐づけの運用の運用統合	第 2-2(1) 業務内容	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	西日本リージョン廃止に伴う修正	第 3-1(1) 運用環境 第 3-4(2) 目標復旧時間	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	eMAFF 地図運用と農地情報紐づけの運用の運用統合	第 3-1(2) サブシステム 第 3-1(4) システム構成説明 第 4-1(1) eMAFF 地図運用保守体制図 第 4-1(2) 運用保守体制の説明 第 5-2 監視システム 第 4-2(3) パッチ適用範囲 第 5-4 監視対象 第 6-2(3) バックアップ・リストア対象 第 7-1(1) システムのサービスレベル 第 7-1(2) 性能のサービスレベル 第 8-2(2) データ維持管理 第 8-2(3) 計画停止 第 8-2(7) アプリケーションの管理 第 8-2(8) 証明書更新 第 8-3(8) キャパシティ管理 第 8-3(11) ライフサイクル管理 第 8-4(1) コールセンター 第 8-4(3) 定型的変更への対応 第 9-1(1) アプリケーションの保守 第 9-1(2) ソフトウェア製品保守 第 9-1(3) データ保守	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	R4 年度開発要件	第 3-1(4) システム構成説明 第 6-2(3) バックアップ・リストア対象	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	R4 年度開発要件	第 4-2(3) パッチ適用範囲	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
1.07	誤記を修正	第7-1(3) 運用保守サービスレベル 第4-2(3) パッチ適応範囲 第6-2バックアップ管理	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.07	版数を変更	版数を 1.06 から 1.07 へ変更	2022/09/07 SBT 新海	2022/09/30 SBT 西尾	2022/09/30 SBT 酒井
1.08	西日本リージョン廃止に伴う記載修正	第7-1(3) 表7-3 運用保守サービスレベル (障害対応)	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	アプリケーションのバージョン見直し 対象アプリケーションの追加・見直し	第8-3(11) 表8 39 ライフサイクル管理対象	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	障害発生時の報告タイミング変更に伴う記載修正	第10-1(2) 障害時対応内容	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	表番号を修正	表10-2 挿入に伴い以降の表番号を修正	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	現地確認アプリの掲載機能追加	第8-2(3) 計画停止	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	eMAFF 地図運用と農地情報紐づけの運用の運用統合	第9-1(3) データ保守	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.08	版数変更	版数を 1.07 から 1.08 へ変更	2022/12/13 SBT 新海	2022/12/28 SBT 西尾	2022/12/28 SBT 酒井
1.09	版数更新	版数を 1.08→1.09	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	文言修正	第4-1(2) 表4 1 運用保守担当の役割	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	バージョン情報更新対応に伴う記載修正	第8-3(11) 表8 39 ライフサイクル管理対象	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
1.09	Azure Kubernetes Services 証 明書更新作業 廃止に伴う記 載修正	第8-2(8)表 8 1 6 証明書更新対象	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	ライセンス管理 対象新規追加 に伴う記載修 正	第8-3(9)表 8 3 5 ライセンス管理対象	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	R4年度運用 保守要件に伴 うソフトウェア管 理対象更新対 応	第9-1(2)表 9 3 ソフトウェア製品保守 対象	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	詳細設計書_ 別紙_バッチ一 覧修正に伴う 記載修正	第9-1(3)表 9 4 データ保守業務	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	公開農地台帳 農地ピン・農地 ポリゴンデータ 抽出作業運用 引継ぎに伴う 記載修正	第9-1(3)表 9 4 データ保守業務	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	基本設計書修 正に伴う記載 修正	第2-2(1)表 2 1 業務一覧	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	基本設計書修 正に伴う記載 修正	第3-1(1)表 3-1 運用環境一覧	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	文言修正	第8-2(8)証明書更新	2023/01/23 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井
1.09	令和4年度最 終納品版	全体	2023/03/31 SBT 渡邊	2023/03/31 SBT 西尾	2023/03/31 SBT 酒井

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
2.00	2022年度の運用体制に合せ、農地情報紐づけの運用内容をeMAFF 地図運用に追加	第1-5 表1-2 参考資料一覧	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	Azure Kubernetes Service 証明書更新作業運用引継ぎに伴う記載修正	第8-2(8) 表8-13 証明書更新対象	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	eMAFF 地図同期機能バッチ追加に伴う記載修正	第6-2(3) 表6-1 バックアップ・リストア対象	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	基本設計書更新に伴う記載修正	第9-1(2) 表9-4 ソフトウェア製品保守対象	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	版数更新	第1-3 用語定義	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	版数更新	第1-5 表1-2 参考資料一覧	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	文言修正	全体	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	運用・保守実施計画書更新に伴う対応	第1-1 図1-1 本設計書の位置付け及び関連する文書との関係	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	運用設計書類記載方針見直しに伴う対応	第1-5 表1-2 参考資料一覧	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
2.00	運用設計書類 記載方針見直しに伴う対応	第2-1 業務の目的と範囲 第2-2(1) 業務内容 第3-1(2) 表3-2 サブシステム一覧 第3-1(3) 図3-1 システム構成図 第3-1(4) 表3-3 システム構成説明 第3-2 ネットワーク構成 第4-1(1) eMAFF 地図 運用保守体制図 第4-1(2) 運用保守体制の説明 第4-2(1) 運用・保守範囲" 第4-3(2) 環境毎の運用保守業務の種類 第4-4 運用保守スケジュール 第4-5 運用引継ぎ 第5-1 監視実装方針 第6-1 ログ管理 第6-2 バックアップ管理 第7-1(3) 表7-3 運用保守サービスレベル(障害対応) 第8 運用業務 第8-1 監視作業 第8-2(2) データ維持管理 第8-2(3) 計画停止 第8-2(7) アプリケーション管理 第8-3(11) ライフサイクル管理 第8-5(1) 表8-43 定期報告業務 第9-1(1) アプリケーションの保守 第9-2(1) 表9-8 定期報告業務 第10-1(1) 障害時対応体制	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	運用保守等業務調達仕様書の更新に伴う記載修正	第1-5 表1-2 参考資料一覧	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
2.00	共通申請サービス接続用の証明書更新作業運用引継ぎに伴う記載修正	第8-2(8)表 8-1 3 証明書更新対象	2023/5/29 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	公示・関連団体のリンク確認運用開始に伴う記載修正	第9-1(3)表 9-5 データ保守業務	2023/7/4 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	基本設計書更新に伴う記載修正	第5-2図 5-1 監視システムイメージ	2023/7/7 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	基本設計書更新に伴う記載修正	第9 保守業務	2023/7/7 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	文言修正	第4-3(1)表 4-5 システム運用業者が実施する運用保守業務の種類 第7-1(3)表 7-3 運用保守サービスレベル	2023/7/10 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.00	証明書管理対象追記	第8-2(8)表 8-1 3 証明書更新対象	2023/7/10 SBT 渡邊	2023/7/31 SBT 西尾	2023/7/31 SBT 宇土
2.01	文言修正	第8-4(2)表 8-4 2 ヘルプデスク業務	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	Azure 提供サービス名変更対応	第4-2(2)ウ 農委テーブル群 DB のアクセス権 第4-2(3)表 4-4 パッチ適用範囲 第6-2(3)表 6-1 バックアップ・リストア対象 第10-2表 10-4 セキュリティ対応方針	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	Mapbox Atlas シークレットキー更新対応	第43(1)表 4-5 システム運用業者が実施する運用保守業務の種類 第43(2)表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類 第83(12)シークレット管理	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
2.01	業務用特権一時利用ユーザ追加対応	第 8-3 (6) 表 8-27 アカウント管理対象	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	農業委員会個人情報参照権限変更対応	第 9-1 (3) 表 9-3 データ保守業務	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	基本設計書更新に伴う記載修正	第 5-2 図 5-1 監視システムイメージ 第 5-3 表 5-1 監視対象 第 5-3 表 5-2 URL 監視対象 第 8-2 (6) 表 8-9 クラウドサービス一覧	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	現地確認アプリ新認証方式導入に伴う問合せ対応	第 8-2 (6) 表 8-9 クラウドサービス一覧 第 8-3 (6) 表 8-27 アカウント管理対象 第 8-3 (10) 表 8-35 アクセス管理対象 第 8-4 (2) 表 8-42 ヘルプデスク業務	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	運用設計書類記載方針見直しに伴う対応	第 4-3 (2) 表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類 第 8-2 (4) 表 8-6 セキュリティパッチ業務 第 8-2 (7) アプリケーション管理 第 8-2 (7) 表 8-10 アプリケーション管理業務 第 9-1 (2) 表 9-3 ソフトウェア製品保守対象 第 9-1 (3) 表 9-5 データ保守対象	2023/11/8 SBT 渡邊	2023/11/8 SBT 西尾	2023/11/8 SBT 宇土
2.01	基本設計書更新に伴う修正	第 8-2 (6) 表 8-9 クラウドサービス一覧 第 8-3 (9) 表 8-33 ライセンス管理対象	2023/12/5 SBT 新海	2023/12/5 SBT 西尾	2023/12/5 SBT 宇土
2.02	シークレット管理の記載箇所見直し	第 4-3 (1) 表 4-5 システム運用業者が実施する運用保守業務の種類 第 4-3 (2) 表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類 第 8-3 (10) アクセス管理 第 8-3 (12) シークレット管理	2023/12/14 SBT 渡邊	2023/12/14 SBT 西尾	2023/12/14 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
2.02	テーブル設計・ テーブル構成 総点検の追記	第9-1(3) データ保守 表 9-3 データ保守 業務	2023/12/14 SBT 峰岸	2023/12/14 SBT 西尾	2023/12/14 SBT 宇土
2.02	地域農業再生 協議会におけ る現地確認要 領定義変更対 応	第9-1(4) 表 9-4 職員実装の支援業務	2023/12/26 SBT 渡邊	2023/12/26 SBT 西尾	2023/12/26 SBT 宇土
2.03	Azure Kubernetes Service 構成 見直し対応	第6-2(3) 表 6-1 バックアップ・リストア対 象	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	外部連携用 API サーバの 構築対応	第7-1(2) 表 7-2 性能のサービスレベル 計測対象	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	eMAFF 農地 ナビ関連団体 リンク一覧修 正対応	第9-1(3) 表 9-3 データ保守業務	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	外部連携用 API サーバの 構築対応	第4-2(3) 表 4-4 パッチ適用範囲 第6-2(3) 表 6-1 バックアップ・リストア対 象	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	長期保管ログ 設定見直し対 応	第4-3(2) 表 4-6 環境毎の運用保守業 務の種類 第6-1(1) ログ管理方針	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	文言修正	第4-2(3) 表 4-4 パッチ適用範囲 第7-1(2) 表 7-2 性能のサービスレベル 計測対象 第7-1(2) 性能のサービスレベル 第8-2(2) 表 8-4 データ維持管理業務	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土
2.03	運用設計書類 記載方針見直 しに伴う対応	第8-3(4) 表 8-22 構成管理対象	2024/1/30 SBT 渡邊	2024/1/30 SBT 西尾	2024/1/30 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
2.03	農地情報紐づけ組織変更対応定型作業化対応	第9-1 (3) データ保守 表 9-3 データ保守業務	2024/02/02 SBT 峰岸	2024/02/02 SBT 西尾	2024/02/02 SBT 宇土
3.00	令和5年度最終納品版	全体	2024/03/29 SBT 峰岸	2024/03/29 SBT 西尾	2024/03/29 SBT 宇土
3.01	Cuenote 開発、ステージング環境統合対応	第4 3 (2) 「表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類」 第8 3 (9) 「表 8-33 ライセンス管理対象」	2024/04/18 SBT 渡邊	2024/04/18 SBT 西尾	2024/04/18 SBT 宇土
3.01	お名前.com ライセンス追加	第8 3 (9) 「表 8-33 ライセンス管理対象」	2024/04/18 SBT 渡邊	2024/04/18 SBT 西尾	2024/04/18 SBT 宇土
3.01	西日本リージョン削除に伴う記載修正	第7 1 (1) 「表 7-1 システムのサービスレベル」	2024/05/15 SBT 渡邊	2024/05/15 SBT 西尾	2024/05/15 SBT 宇土
3.01	文言修正	第1 はじめに 第1 4 本設計書の改定 第2 業務概要 第3 1 システム全体構成 第3 3 稼働環境 第3 4 システム設計 第4 2 (2) ア 本システムのアクセス権 第4 2 (2) イ「表 4-2 Azure アクセス権」 第5 3 「表 5-1 監視対象」 第5 3 「表 5-4 URL 監視対象」 第8 2 (8) 「表 8-13 証明書更新対象」 第8 3 (6) 「表 8-27 アカウント管理対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	農委DBアクセス証跡取得に伴う農委用踏み台サーバの追加	第4 2 (2) ウ農委テーブル群 DB のアクセス権 第5 2 「図 5-1 監視システムイメージ」 第8 2 (4) 「表 8-7 セキュリティパッチ対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
3.01	ドキュメント参照先明示	第15「表 1-2 参考資料一覧」 第33 稼働環境 第33 (2) 稼働時間 第35 (1) 目標稼働率 第35 (2) 目標復旧時間 第42 (3) パッチ適用範囲 第43 (2) 環境毎の運用保守業務の種類 第52 監視システム 第53 監視対象 第62 (3) バックアップ・リストア対象 第83 (6) 「表 8 -27 アカウント管理対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	基本、インフラ設計書更新に伴う記載修正	第35 可用性・稼働率 第42 (3) 「表 4-4 パッチ適用範囲」 第52「図 5-1 監視システムイメージ」 第62 (3) 「表 6-1 バックアップ・リストア対象」 第71 (1) 「表 7-1 システムのサービスレベル」 第82 (7) 「表 8-11CD 対象一覧」 第82 (8) 「表 8-13 証明書更新対象」 第83 (8) 「表 8-31 キャパシティ管理対象」 第83 (9) 「表 8-33 ライセンス管理対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	ログ保管方法変更対応	第61 (1) ログ管理方針	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	メンテナンスサーバ追加	第52「図 5-1 監視システムイメージ」 第53 (3) 「表 5-4URL 監視対象」 第82 (8) 「表 8-13 証明書更新対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	外部連携用 API サーバの構築対応	第82 (8) 「表 8-13 証明書更新対象」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
3.01	Azure 権限グループの新規作成	第42(2)イ「表 4-2 Azure アクセス権」	2024/5/20 SBT 渡邊	2024/5/20 SBT 西尾	2024/5/20 SBT 宇土
3.01	共通申請サービス prestgprev 環境廃止に伴うHeroku 証明書更新作業廃止	第82(8)「表 8-13 証明書更新対象」	2024/5/23 SBT 渡邊	2024/5/23 SBT 西尾	2024/5/23 SBT 宇土
3.01	eMAFF 農地ナビオープンデータダウンロードオフライン機能追加に伴う記載修正	第71(1)「表 7-1 システムのサービスレベル」	2024/5/23 SBT 渡邊	2024/5/23 SBT 西尾	2024/5/23 SBT 宇土
3.02	文言修正	第82(8)「表 8-13 証明書更新対象」	2024/7/26 SBT 渡邊	2024/7/26 SBT 西尾	2024/7/26 SBT 宇土
3.02	定期的スペック変更自動化	第83(8)「表 8-29 キャパシティ管理業務」	2024/7/26 SBT 渡邊	2024/7/26 SBT 西尾	2024/7/26 SBT 宇土
3.02	eMAFF 農地ナビ関連団体リンク一覧修正対応	第91(3)「表 9-3 データ保守業務」	2024/8/21 SBT 渡邊	2024/8/21 SBT 西尾	2024/8/21 SBT 宇土
3.02	R6 年度ライセンス管理対象更新	第83(9)「表 8-33 ライセンス管理対象」	2024/9/30 SBT 渡邊	2024/9/30 SBT 西尾	2024/9/30 SBT 宇土
3.02	基本、インフラ設計書更新に伴う記載修正	第33(1)「表 3-1 稼働環境一覧」 第35(2) 目標復旧時間	2024/10/8 SBT 渡邊	2024/10/8 SBT 西尾	2024/10/8 SBT 宇土
3.02	文言修正	第82(8)「表 8-13 証明書更新対象」	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土
3.02	開発運用保守等業務調達仕様書の更新に伴う記載修正	第15「表 1-2 参考資料一覧」	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
3.02	ドキュメント参照先明示	第43(2)「表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類」 第62(3) バックアップ・リストア対象 第82(2)「表 8-5 データ維持管理対象」 第82(8) 証明書更新	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土
3.02	長期保管ログ削除	第61(1) ログ管理方針 第81(2) ア「表 8-2 ログ保管・分析業務」	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土
3.02	現地確認アプリ API サーバ削除及びGIS基盤統合	第42(3)「表 4-4 パッチ適用範囲」 第52「図 5-1 監視システムイメージ」 第53「表 5-1 監視対象」 第53(1)「表 5-2 メトリック監視対象」 第52(3)「表 5-3 URL 監視対象」 第53(4)「表 5-4 ログ監視対象」 第62(3)「表 6-1 バックアップ・リストア対象」 第82(7)「表 8-10 CD 対象一覧」 第82(8)「表 8-12 証明書更新対象」 第83(8)「表 8-29 キャパシティ管理業務」	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土
3.02	基本、インフラ設計書更新に伴う記載修正	第91(3)「表 9-3 データ保守業務」	2024/11/13 SBT 渡邊	2024/11/13 SBT 西尾	2024/11/13 SBT 宇土
3.02	文言修正	第13用語定義 第15「表 1-2 参考資料一覧」	2024/11/28 SBT 我如古	2024/11/28 SBT 西尾	2024/11/28 SBT 宇土
3.02	共通申請サービス住所正規化・コード化依頼バッチ及び関連テーブル eMAFF 地図移行	第71(1)「表 7-1 システムのサービスレベル」 第82(8)「表 8-13 証明書更新対象」 第91(3)「表 9-3 データ保守業務」	2024/11/28 SBT 渡邊	2024/11/28 SBT 西尾	2024/11/28 SBT 宇土
3.02	フレームワークの記載を削除	第42(3)「表 4-4 パッチ適用範囲」	2024/12/13 SBT 新海	2024/12/13 SBT 西尾	2024/12/13 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
3.02		第 8 2 (2) データ維持管理	2024/12/13 SBT 大原	2024/12/13 SBT 西尾	2024/12/13 SBT 宇土
3.02	11～17 の資料を附属書②-1～7のシステム化業務化フローに修正	第 1 5 表 1 -1 参考資料一覧	2024/12/16 SBT 我如古	2024/12/16 SBT 藤原	2024/12/16 SBT 宇土
3.02	「紐づけ実施事業者」を追加	第 2 5 「表 2 -1 システム利用者および関係者」	2024/12/16 SBT 新海	2024/12/16 SBT 西尾	2024/12/16 SBT 宇土
3.02	基本設計書更新に伴う記載修正	第 5 2 「図 5 -1 監視システムイメージ」	2024/12/16 SBT 新海	2024/12/16 SBT 西尾	2024/12/16 SBT 宇土
3.02	参照ドキュメント追加	第 3 1 (2) システム構成図	2024/12/16 SBT 新海	2024/12/16 SBT 西尾	2024/12/16 SBT 宇土
3.02	定期的スペック変更自動化	第 8 3 (8) キャパシティ管理「表 8 -30 キャパシティ管理対象」	2025/01/27 SBT 渡邊	2025/01/27 SBT 西尾	2025/01/27 SBT 宇土
3.02	共通申請サービス住所正規化・コード化依頼バッチ及び関連テーブル eMAFF 地図移行	第 9 1 (3) 「表 9 -3 データ保守業務」	2025/01/29 SBT 渡邊	2025/01/29 SBT 西尾	2025/01/29 SBT 宇土
3.02	文言修正	第 8 3 (8) 「表 8 -29 キャパシティ管理業務」	2025/02/04 SBT 渡邊	2025/02/04 SBT 西尾	2025/02/04 SBT 宇土
3.02	Azure Storage 不要データ削除を追記	第 9 1 (3) データ保守 表 9 -3 データ保守業務	2025/02/04 SBT 宮原	2025/02/04 SBT 西尾	2025/02/04 SBT 宇土
3.02	文言修正	第 4 7 (1) CI/CD 基盤 第 1 0 1 (2) 「表 10 -3 障害対応方針」 第 8 3 (5) リリース管理	2025/02/17 SBT 渡邊	2025/02/17 SBT 西尾	2025/02/17 SBT 宇土
3.02	R6 年度アカウント管理作業対象最新化	第 8 3 (6) 「表 8 -2 6 アカウント管理対象」	2025/02/17 SBT 渡邊	2025/02/17 SBT 西尾	2025/02/17 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
3.02	ドキュメント参照先明示	第7 1 (3) 運用保守サービスレベル	2025/02/17 SBT 渡邊	2025/02/17 SBT 西尾	2025/02/17 SBT 宇土
3.03	Azure Cache for Redis 削除	第4 2 (3) 「表 4-4 パッチ適用範囲」 第5 3 (1) 「表 5-2 メトリック監視対象」 第6 2 (3) 「表 6-1 バックアップ・リストア対象」 第8 3 (8) 「表 8-3 0 キャパシティ管理業務」	2025/2/28 SBT 渡邊	2025/2/28 SBT 西尾	2025/2/28 SBT 宇土
3.03	R7 年度 eMAFF 地図コールセンター廃止	第4 3 (1) 「表 4-5 システム運用業者が実施する運用保守業務の種類」 第4 3 (2) 「表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類」 第7 1 3) 運用保守サービスレベル 第8 4 (1) コールセンター 第8 4 (1) ヘルプデスク 第8 4 (3) 「表 8-41 対象 FAQ」 第8 5 (2) 「表 8-43 月次報告内容」 第8 5 (3) 「表 8-44 年次報告内容」	2025/2/28 SBT 渡邊	2025/2/28 SBT 西尾	2025/2/28 SBT 宇土
3.03	SQL Database 不要データ削除を追記	第9 1 (3) データ保守 表 9-3 データ保守業務	2025/03/03 SBT 宮原	2025/03/03 SBT 西尾	2025/03/03 SBT 宇土
3.03	ドキュメント参照先明示	第2 5 「表-1 システム利用者および関係者」	2025/03/07 SBT 渡邊	2025/03/07 SBT 西尾	2025/03/07 SBT 宇土
3.03	紐づけ管理 Web 一部 App Service 削除に伴う記載修正	第5 3 (1) 「表 5-2 メトリック監視対象」 第8 2 (7) 「表 8-10CD 対象一覧」 第8 3 (8) 「表 8-3 0 キャパシティ管理業務」	2025/03/07 SBT 渡邊	2025/03/07 SBT 西尾	2025/03/07 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
3.03	R7 年度運用 保守コスト削 減対応	第7 1 (3)「表 7-3 運用保守サービスレ ベル(障害対応)」 第7 1 (3)「表 7-4 運用保守サービスレ ベル(情報漏洩あり)」 第8 3 (1 1)「表 8-37 ライフサイクル管理 業務」 第9 2 (1)「表 9-5 定期報告業務」 第9 1 (3)「表 9-3 データ保守業務」	2025/3/12 SBT 渡邊	2025/3/12 SBT 西尾	2025/3/12 SBT 宇土
3.03	文言修正	第4 2 (2)「表 4 2 Azure アクセス権」	2025/3/18 SBT 渡邊	2025/3/18 SBT 西尾	2025/3/18 SBT 宇土
4.00	令和6年度最 終納品版	全体 ドキュメント名を運用設計書から運用・保守設 計書に変更	2025/3/31 SBT 渡邊	2025/3/31 SBT 西尾	2025/3/31 SBT 宇土
4.01	R7 年度体制 図最新化、ド キュメント参照 先明示、運用 保守等業務調 達仕様書の更 新に伴う記載 修正	第1 1「図 1-1 本設計書の位置付け及び関 連する文書との関係」 第1 3用語定義 第1 5「表 1-2 参考資料一覧」 第2 5「表 2-1 システム利用者及び関係者」 第1 0 2「表 1 0-4 セキュリティ対応方針」	2025/04/16 SBT 渡邊	2025/04/16 SBT 大原	2025/04/16 SBT 宇土
4.01	インデックス再 構築(オンライ ン)実行を追 記 SQL Databa se 不要デー タ削除を更新	第9 1 (3) データ保守「表 9-3 データ保守 業務」	2025/5/9 SBT 宮原	2025/5/9 SBT 藤原	2025/5/9 SBT 宇土
4.01	R7 年度運用 保守コスト削 減対応	第8 3 (1 1)ライフサイクル管理	2025/06/24 SBT 渡邊	2025/06/24 SBT 大原	2025/06/24 SBT 宇土
4.01	開発業務調達 仕様書の更新 に伴う記載修 正	第1 3用語定義 第1 5「表 1-2 参考資料一覧」	2025/08/21 SBT 渡邊	2025/08/21 SBT 大原	2025/08/21 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
4.01	地図管理 Web の画面に関する Azure リソース削除	第 5 2「図 5-1 監視イメージ」 第 5 3 (3) URL 監視	2025/09/01 SBT 渡邊	2025/09/01 SBT 大原	2025/09/01 SBT 宇土
4.01	Azure Cache for Redis 削除	第 5 2「図 5-1 監視イメージ」	2025/09/01 SBT 渡邊	2025/09/01 SBT 大原	2025/09/01 SBT 宇土
4.02	登記所備付地図データ自動アップロード・ダウンロード機能追加	第 5 3 (5)「表 5-5 サーバ監視対象」 第 8 2 (4)「表 8-6 セキュリティパッチ対象」 第 8 3 (8)「表 8-3 0 キャパシティ管理業務」 第 9 1 (1)「表 9-1 アプリケーション保守業務」	2025/11/10 SBT 渡邊	2025/11/10 SBT 大原	2025/11/10 SBT 宇土
4.02	令和 7 年度利用料削減	第 3 3 (1)「表 3-1 稼働環境一覧」 第 4 2 (2)「表 4-2 Azure アクセス権」 第 4 3 (2)「表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類」 第 6 (3)「表 6-1 バックアップ・リストア対象」 第 7 1 (3)「表 7-3 運用保守サービスレベル(障害対応)」 第 8 3 (8)「表 8-3 0 キャパシティ管理業務」 第 1 0 障害対応業務 1 障害復旧対応 第 1 0 障害対応業務 2 セキュリティ対応	2025/11/13 SBT 渡邊	2025/11/13 SBT 大原	2025/11/13 SBT 宇土
4.02	ドキュメント参照先明示	第 4 1 (1) eMAFF 地図 運用保守体制図 第 4 1 (2) 運用保守体制の説明	2025/12/17 SBT 渡邊	2025/12/17 SBT 大原	2025/12/17 SBT 宇土
4.02	セキュリティ対策ソフト Symantec Endpoint Protection から ESET Server Security for Linux への移行	第 8 3 (9)「表 8-32 ライセンス管理対象」	2025/12/17 SBT 渡邊	2025/12/17 SBT 大原	2025/12/17 SBT 宇土

版数	更新概要	更新箇所	更新日 更新者	承認日 承認者	審査日 審査者
4.02	2026/1/1GIS 基盤地図表示機能障害に伴う再発防止対応	第101(2)障害時対応内容「表10-1障害レベル」	2026/01/08 SBT 渡邊	2026/01/08 SBT 大原	2026/01/08 SBT 宇土

目次

第1	はじめに	1
1	本設計書の位置付け	1
2	本設計書の構成.....	2
3	用語定義	2
4	本設計書の改定.....	2
5	本設計書の参考資料.....	3
第2	業務概要	5
1	業務の目的	5
2	業務範囲	5
3	業務一覧	5
4	業務フロー	5
5	本システムの利用者及び関係者.....	5
第3	システム概要	7
1	システム全体構成.....	7
(1)	システム構成.....	7
(2)	システム構成図.....	7
2	ネットワーク構成.....	7
3	稼働環境	8
(1)	稼働環境	8
(2)	稼働時間	9
4	システム設計	9
5	可用性・稼働率	9
(1)	目標稼働率	9
(2)	目標復旧時間	9
(3)	目標復旧時点	9
第4	運用保守概要	10
1	運用保守体制.....	10
(1)	eMAFF 地図 運用保守体制図.....	10
(2)	運用保守体制の説明	10
(3)	関連する外部システムの運用保守体制	10
2	運用・保守範囲	12
(1)	運用・保守範囲.....	12

(2)	アクセス権	12
(3)	パッチ適用範囲	15
3	運用保守業務の種類	19
(1)	システム運用業者の運用保守業務の種類	19
(2)	環境毎の運用保守業務の種類	23
4	運用保守スケジュール	26
5	運用引継ぎ	26
(1)	運用保守の引継ぎ時の対応	26
6	コミュニケーションルール	26
7	運用保守作業の自動化	26
(1)	CI/CD 基盤	26
第5	監視設計	27
1	監視実装方針	27
2	監視システム	27
3	監視対象	28
(1)	メトリック監視	29
(2)	セキュリティ監視	30
(3)	URL 監視	31
(4)	ログ監視	31
(5)	サーバ監視	32
(6)	Service Health 監視	34
第6	システムデータ管理	35
1	ログ管理	35
(1)	ログ管理方針	35
(2)	ログ管理方法	35
2	バックアップ管理	35
(1)	バックアップ・リストア方針	35
(2)	バックアップ・リストア方法	36
(3)	バックアップ・リストア対象	36
第7	サービスレベル	39
1	サービスレベルの定義	39
(1)	システムのサービスレベル	39
(2)	性能のサービスレベル	40
(3)	運用保守サービスレベル	40
第8	運用業務	43

1	監視作業	43
(1)	監視作業共通	43
(2)	ログ管理	43
2	情報システム維持管理	44
(1)	バックアップ管理	44
(2)	データ維持管理	44
(3)	計画停止	45
(4)	セキュリティパッチ	45
(5)	ハードウェア保守	46
(6)	クラウドサービスのリリースに伴う対応	46
(7)	アプリケーション管理	47
(8)	証明書更新	48
(9)	監査対応	50
3	運用管理業務	51
(1)	インシデント管理	51
(2)	問題管理	52
(3)	システム構成管理	53
(4)	変更管理	54
(5)	リリース管理	54
(6)	アカウント管理	55
(7)	API キーの管理	57
(8)	キャパシティ管理	58
(9)	ライセンス管理	61
(10)	アクセス管理	62
(11)	ライフサイクル管理	63
4	ユーザサポート業務	64
(1)	ヘルプデスク	64
(2)	メンテナンス通知対応	65
(3)	定型的変更への対応	65
5	データ収集及び報告	66
(1)	定期報告	66
(2)	月次報告	66
(3)	年次報告	66
第9	保守業務	67
1	アプリケーション保守	67
(1)	アプリケーション保守	67
(2)	ソフトウェア製品保守	68

(3)	データ保守	68
(4)	職員実装の支援	70
2	データ収集及び報告	71
(1)	定期報告	71
第10	障害対応業務	72
1	障害復旧対応	72
(1)	障害時対応体制	72
(2)	障害時対応内容	72
2	セキュリティ対応	75
3	重大インシデント(大規模災害等) 対応業務	76

第1 はじめに

運用・保守設計書(以下、「本設計書」という。)は、農林水産省様(以下、「貴省」という。)のeMAFF 地図(以下本システム)の運用保守業務に係る業務範囲、業務内容、役割分担、責任範囲を示すものである。

1 本設計書の位置付け

本設計書の位置付け及び関連する文書との関係は、「図 1-1 本設計書の位置付け及び関連する文書との関係」とおりである。本設計書には赤枠の囲みが該当し、運用保守設計に関わる事項について記載する。



図 1-1 本設計書の位置付け及び関連する文書との関係

2 本設計書の構成

本設計書は、以下「表 1-1 本設計書の構成」の内容で構成する。

表 1-1 本設計書の構成

項番	構成名	概要
1	はじめに	本設計書の位置付け、構成、参考資料について記載する。
2	業務概要	本システムを用いた農地情報管理に関する業務について記載する。
3	システム概要	本システムのシステム概要について記載する。
4	運用保守概要	本システムの運用保守業務の体制、範囲、種類、スケジュール、コミュニケーション管理、運用引継ぎ及び自動化について記載する。
5	監視設計	本システムの監視対象、監視方法を定義する。
6	システムデータ管理	本システムのログ管理及びバックアップ・リストア管理を定義する。
7	サービスレベル	本システムのサービスレベルを定義する。
8	運用業務	本システムの運用業務について記載する。
9	保守業務	本システムのアプリケーション保守業務について記載する。
10	障害対応業務	本システムの障害発生時の対応を定義する。

3 用語定義

本設計書で使用する用語については、「eMAFF 地図-01-0001-05_設計・開発実施計画書_別紙 1 用語集」、「運用保守・紐づけ共通-01-0001-01_作業計画書_別紙 1 用語集」のとおりとする。

4 本設計書の改定

本設計書の改定は、以下の契機に準じて実施するものとする。

- 貴省、システム運用業者双方の合意事項に明確な変更が生じた場合。
- 貴省、システム運用業者双方が必要と認めた場合。

5 本設計書の参考資料

本設計書の参考資料は、以下「表 1-2 参考資料一覧」のとおりとする。

表 1-2 参考資料一覧

項番	参考資料名称
1.	令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務 調達仕様書
2.	令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務 調達仕様書
3.	【別紙1】令和7年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務_要件定義書
4.	農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務（令和7年度）別紙1 要件定義書
5.	eMAFF 地図-01-0000-05_設計・開発実施計画書
6.	eMAFF 地図-01-0001-05_別紙1 用語集
7.	運用保守・紐づけ共通-01-0000-01_作業計画書
8.	運用保守・紐づけ共通-01-0001-01_作業計画書_別紙1 用語集
9.	eMAFF 地図-02-0000-05_設計・開発実施要領
10.	eMAFF 地図-02-1000-02_運用・保守実施要領
11.	eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書
12.	附属書②-1_システム化業務フロー
13.	附属書②-2_システム化業務フロー（農業共済）
14.	附属書②-3_システム化業務フロー（中山間）
15.	附属書②-4_システム化業務フロー（環境保全）
16.	附属書②-5_システム化業務フロー（多面的）
17.	附属書②-6_システム化業務フロー（経営所得安定対策制度(水田台帳)）
18.	附属書②-7_システム化業務フロー（紐づけデータ活用に係る業務フロー_農地台帳編）
19.	eMAFF 地図-04-0002-01_基本設計書_別紙_認可・権限方式設計
20.	eMAFF 地図-04-0025-01_農地情報紐づけ_基本設計書_別紙_認可・権限方式設計
21.	eMAFF 地図-04-0004-01_基本設計書_別紙_地図管理 Web 方式設計
22.	eMAFF 地図-04-0005-01_基本設計書_別紙_GIS 基盤方式設計
23.	eMAFF 地図-04-0006-01_基本設計書_別紙_現地確認アプリ方式設計
24.	eMAFF 地図-04-0022-01_基本設計書_別紙_eMAFF 農地ナビ方式設計
25.	eMAFF 地図-05-0000-01_詳細設計書
26.	eMAFF 地図-05-0079-01_詳細設計書_別紙_テーブル定義（S01 地図管理 Web）
27.	eMAFF 地図-05-0121-01_詳細設計書_別紙_テーブル定義（S00 GIS 基盤）
28.	eMAFF 地図-05-0122-01_詳細設計書_別紙_テーブル定義（S03 eMAFF 農地ナビ）
29.	eMAFF 地図-05-0191-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_テーブル定義（共通）
30.	eMAFF 地図-05-0193-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_テーブル定義（変換ツール）
31.	eMAFF 地図-05-0194-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_テーブル定義（地番位置参照データ）
32.	eMAFF 地図-05-0213-01_詳細設計書_別紙_テーブル定義（S02 現地確認アプリ_アプリ内 DB）
33.	eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計

項番	参考資料名称
34.	eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計
35.	eMAFF 地図-05-0197-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_インフラ設計
36.	eMAFF 地図-05-0196-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計

第2 業務概要

1 業務の目的

本業務の目的については、「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 第2 業務設計 1 業務の目的」のとおりとする。

2 業務範囲

本システムの業務範囲については、「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 第2 業務設計 2 業務の範囲」のとおりとする。

3 業務一覧

本システムの業務一覧については、「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 第2 業務設計 3 業務一覧」のとおりとする。

4 業務フロー

本システムの業務フローについては、「eMAFF 地図-04-0001-01_基本設計書 第2 業務設計 4 業務フロー」のとおりとする。

5 本システムの利用者及び関係者

本システムの利用者及び関係者については、「表 2-1 システム利用者及び関係者」のとおりとする。

各システム利用者及び関係者の詳細については、「農林水産省地理情報共通管理システム運用保守等業務（令和7年度）別紙1 要件定義書 3. 非機能要件定義 1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項（1）情報システムの利用者の種類、特性「表5 本システムの利用者の種類、特性」」のとおりとする。

表 2-1 システム利用者及び関係者

ユーザ分類		役割
行政機関等職員 (農業委員会等)	貴省	農地情報の管理や現地確認を行う。
	本省	
	地方分局	
	自治体	
申請者	都道府県	農地に係る各種申請を実施する際に地図情報の閲覧を行う。
	市町村	
	農業委員会	
	都道府県農業再生協議会	
その他審査機関等	地域農業再生協議会	農地情報の管理や現地確認を行う。
	共済組合等	

ユーザ分類	役割
農業者、就農希望者等	公開用地図を閲覧する、オープンデータをダウンロードする、もしくは自身が利用する営農管理ソフトとデータ連携する。
運用・保守及び紐づけ実施事業者	「第4 1 運用保守体制」のとおりとする。

第3 システム概要

1 システム全体構成

(1) システム構成

本システムを構成するサブシステムは、「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 第3 機能設計 1 システム全体構成 (2) システム構成「表 3-1 本システムのサブシステム一覧」」のとおりとする。

(2) システム構成図

運用保守対象となるシステムの構成図は、「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 第3 機能設計 1 システム全体構成 (2) システム構成「図 3-1 システム全体図」」「第4 情報システム稼働環境設計 1 農林水産省地理情報共通管理システムの稼働環境 (1) 稼働環境概要 イ システム構成方針「図 4-2 システム構成図」」のとおりとする。

2 ネットワーク構成

本システムを構成するネットワーク構成は「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 第4 情報システム稼働環境設計 2 ネットワーク設計 (1) 全体ネットワーク構成概要」のとおりとする。

3 稼働環境

(1) 稼働環境

本システムの稼働環境は、「表 3-1 稼働環境一覧」のとおりとする。

稼働環境の詳細は、以下のとおりとする。

- 「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 第4システム稼働環境設計 1 農林水産省地理情報共通管理システムの稼働環境 環境種別「表 4 1 環境種別一覧」」
- 「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 1.システム概要 1 サーバ構成 環境構成」

表 3-1 稼働環境一覧

項番	環境	特徴・用途
1	本番環境	本システムのサービス提供環境。 現用系の一系統とし、東日本リージョンを現用系とするバックアップデータのみ西日本リージョンでも保管する
2	ステージング環境	本番環境に展開する前に動作確認テストなどを行う環境。 現用系の一系統とし、東日本リージョンを現用系とするバックアップデータのみ西日本リージョンでも保管する。 構成においては、LGWAN 接続の有無を除いて本番環境と差異は無く同一構成とする。 性能においては、Azure 利用料削減のため、動作確認テストなどを行える範囲内にてスケールダウンする。
3	開発環境	通常運用時は使用せず、大規模開発用に ARM テンプレートを用いてデプロイし利用する
4	研修環境	行政機関等職員やその他審査機関担当者がシステムの使用方法を習得するための環境。 構成においては、本番環境と差異は無く同一構成とする。 性能においては、Azure 利用料削減のため、担当者によるシステムの研修が行える範囲内にてスケールダウンする。

※紐づけ管理 Web、eMAFF 農地ナビでは、研修環境の提供は行わない。

(2) 稼働時間

本システムの稼働時間は「eMAFF 地図-04-0019-01_基本設計書_別紙_非機能設計 3.可用性設計」のとおり、24 時間 365 日(メンテナンス時間を除く)とする。

4 システム設計

運用保守対象となるシステム設計は、「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 情報システム稼働環境設計 システム設計 サブシステム一覧」のとおりとする。

5 可用性・稼働率

(1) 目標稼働率

本システムの目標稼働率はバッチ処理やシステムメンテナンス等を考慮し 97%以上とする。

なお、稼働率については、「eMAFF 地図-04-0019-01_基本設計書_別紙_非機能設計 3.可用性設計【稼働率】」のとおりとする。

目標稼働率の算出方法は、「システムの実稼働時間÷(システムの想定稼働時間-計画停止時間)」とする。

(2) 目標復旧時間

本システムにおける目標復旧時間は、障害検知からシステムが復旧回復するまでの時間とし、24 時間以内の業務復旧を目標とする。

なお、Azure 基盤の復旧については、Microsoft での対応となるので、この目標復旧時間には含まない。

目標復旧時間の詳細は、「eMAFF 地図-04-0019-01_基本設計書_別紙_非機能設計 8.継続性設計」のとおりとする。

(3) 目標復旧時点

本システムにおける目標復旧時点は「eMAFF 地図-04-0019-01_基本設計書_別紙_非機能設計 8.継続性設計」のとおりとする。

第4 運用保守概要

1 運用保守体制

(1) eMAFF 地図 運用保守体制図

本システムの運用・保守体制については、「運用保守・紐づけ共通-01-0000-01_作業計画書 5.3 作業実施体制」のとおりとする。

(2) 運用保守体制の説明

運用保守体制のそれぞれの役割は、「運用保守・紐づけ共通-01-0000-01_作業計画書 5.4 作業実施体制における役割」のとおりとする。

(3) 関連する外部システムの運用保守体制

本システムに関連する、外部システムの運用保守体制の役割は、「表 4-1 外部システム運用保守体制」のとおりとする。

表 4-1 外部システム運用保守体制

項番	システム	組織	役割及び団体名	役割
1.	共通申請サービス	システム管理組織(貴省デジタル戦略グループデジタル政策推進チーム)	システム管理者	共通申請サービスのサービス提供に関する事項を管理する。 ・農業に係る申請時に農地情報表示、農地情報の同期を行う。 ・本システム移行時に連携を行う。(※1)
2.		システム運用業者	システム運用担当	共通申請サービスの運用を行う。 システム管理者からの指示で、運用を行う。
3.	MAFF アプリ	システム管理組織(貴省デジタル戦略グループデジタル政策推進チーム)	システム管理者	MAFF アプリのサービス提供に関する事項を管理する。 ・ジオタグ写真(農業情報作付証明写真)撮影、連携を行う。 ・本システム移行時に連携を行う。(※1)
4.		システム運用業者	システム運用担当	MAFF アプリの運用を行う。 システム管理者からの指示で、運用を行う。
5.	農業委員会サポートシステム	システム管理組織(全国農業会議所)	システム管理者	農業委員会サポートシステムのサービス提供に関する事項を管理する。 ・本システムの農委テーブル群参照、更新を行う。 ・本システムの移行時に連携を行う。(※1)
6.		システム運用業者	システム運用担当	農業委員会サポートシステムの運用を行う。 システム管理者からの指示で、運用を行う。
7.	ワンデスクシステム	システム管理組織(全国農業会議所)	システム管理者	ワンデスクシステムのサービス提供に関する事項を管理する。

項番	システム	組織	役割及び団体名	役割
				<ul style="list-style-type: none"> ・本システムの農委テーブル群参照を行う。 ・本システム移行時に連携を行う。(※1)
8.		システム運用業者	システム運用担当	ワンデスクシステムの運用を行う。 システム管理者からの指示で、運用を行う。
9.	全国データベース	システム管理組織(全国農業会議所)	システム管理者	全国データベースのサービス提供に関する事項を管理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・本システムの農委テーブル群参照を行う。 ・本システム移行時に連携を行う。(※1)
10.		システム運用業者	システム運用担当	全国データベースの運用を行う。 システム管理者からの指示で、運用を行う。
11.	筆ポリゴン管理システム	システム管理組織(貴省大臣官房統計部)	システム管理者	筆ポリゴン管理システムのサービス提供に関する事項を管理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・面積調査の対地標本実測調査(筆ポリゴン)の管理・公開を行う。 ・本システムと筆ポリゴンデータ連携を行う。 ・本システム移行時に連携を行う。(※1)
12.		システム運用業者	システム運用担当	筆ポリゴン管理システムの運用を行う。 システム管理者からの指示で、運用を行う。
13.	農業共済事務処理システム	システム管理組織(貴省経営局保険課)	システム管理者	農業共済事務処理システムのサービス提供に関する事項を管理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・本システムの農地情報参照を行う。 ・本システム移行時に連携を行う。(※1)
14.		システム運用業者	システム運用担当	農業共済事務処理システムの運用を行う。 システム管理者からの指示で、運用を行う。
15.	eMAFF IdP	システム管理組織(貴省デジタル戦略グループデジタル政策推進チーム)	システム管理者	eMAFF IdP のサービス提供に関する事項を管理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・eMAFF IdP アカウント発行、管理、個別権限設定を行う。 ・本システムへの認証時に eMAFF IdP 利用によるSSOを行う。 ・本システム移行時に連携を行う。(※1)
16.		システム運用業者	システム運用担当	eMAFF IdP の運用を行う。 システム管理者からの指示で、運用を行う。

※1 「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第9 2 (2) 表 9-2 関連システム一覧 連携機能」のとおりとする。」

2 運用・保守範囲

(1) 運用・保守範囲

本システムにおける運用・保守範囲は、「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 機能設計 システム全体構成 システム構成 システム全体図」の青塗りの範囲(農林水産省地理情報共通管理システム)のとおりとする。

(2) アクセス権

ア 本システムのアクセス権

本システム利用者からのアクセスについては eMAFF IdP で認証を行い、ユーザ管理を eMAFF IdP に集約を行う。

eMAFF 地図の認証・認可の方針については、「eMAFF 地図-04-0002-01_基本設計書_別紙_認可・権限方式設計」のとおりとする。

イ Azure のアクセス権

本システムを構成する Azure 環境へのアクセスについては Microsoft Entra ID ロール及び Azure RBAC 機能を用いて管理を行う。Azure 環境へのアクセス権は、以下「表 4-2 Azure アクセス権」のとおりとする。

本システムの管理を行う権限種別や利用想定 Microsoft Entra ID ロールについては、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 2.Microsoft Entra ID 3 オブジェクト設計」のとおりとする。

表 4-2 Azure アクセス権

項番	ユーザ	ユーザ種別/ Microsoft Entra ID グループ	割り当て Azure 環境				用途
			本番 環境	ステー ジ環境	開発 環境	研修 環境	
1.	システム 管理者(農 林水産 省)	全体管理者 (農林水産 省)	所有者	所有者	所有者	所有者	・Azure 契約時に作成されるビルトインアカウント。 ・Microsoft Entra ID アカウントの発行を行う。 ※大規模開発に備えて開発環境向けの所有者権限削除は行わない。
2.		農林水産省 担当者	閲覧者	閲覧者	—	閲覧者	・eMAFF テナント上で発行するアカウント。 ・Azure 環境の帳票(ログ) 閲覧を行う。
3.	システム運 用業者 (eMAFF 地図)	システム管 理者	所有者	所有者	所有者	所有者	・Azure 契約時に作成される運用事業者用ビルトイン アカウント。 ・サブスクリプションの作成、アカウント発行、ユーザのゲスト 招待を行う。 ※大規模開発に備えて開発環境向けの所有者権限削 除は行わない。
4.		運用保守担 当者	共同作 成者	共同作 成者	共同作 成者	共同作 成者	・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待され る運用保守用アカウント。 ・Azure 環境全般の運用保守に関する作業を実行す る。 ※大規模開発に備えて開発環境向けの共同作成者権 限削除は行わない。

項番	ユーザ	ユーザ種別/ Microsoft Entra ID グループ	割り当て Azure 環境				用途
			本番 環境	ステー ジ ング環境	開発 環境	研修 環境	
5.		監視担当者	閲覧者	閲覧者	閲覧者	閲覧者	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される監視用アカウント。 ・Azure 環境全般の監視作業を実行する。 ※大規模開発に備えて開発環境向けの閲覧者権限削除は行わない。
6.		アプリケーション開発保守管理者	共同作成者	共同作成者	共同作成者	共同作成者	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発保守用アカウント。 ・Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。 ・担当者よりも広範囲の作業を実施可能とする。 ※大規模開発に備えて開発環境向けの共同作成者権限削除は行わない。
7.		アプリケーション開発保守管理者 (SQL Server 管理者)	共同作成者(※対象リソースを限定)	共同作成者(※対象リソースを限定)	共同作成者(※対象リソースを限定)	共同作成者(※対象リソースを限定)	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発保守用アカウント。 ・SQL Server に対象を限定し、Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。 ※大規模開発に備えて開発環境向けの共同作成者権限削除は行わない。
8.	システム設計開発業者 ※1	アプリケーション開発保守管理者	—	—	共同作成者	—	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発用アカウント。 ・Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。 ・担当者よりも広範囲の作業を実施可能とする。 ※大規模開発に備えて開発環境向けの共同作成者権限削除は行わない。
9.		アプリケーション開発保守担当者	—	—	共同作成者	—	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発用アカウント。 ・Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。 ※大規模開発に備えて開発環境向けの共同作成者権限削除は行わない。
10.		アプリケーション開発保守担当者(SQL Server ステージング管理者)	—	共同作成者	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発用アカウント。 ・Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。 ・SQL Server ステージング環境に対象を限定し、Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。
11.		アプリケーション開発保守担当者(SQL Server 開発管理者)	—	—	共同作成者	—	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用業者の Azure テナントからゲスト招待される開発用アカウント。 ・Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。 ・SQL Server 開発環境に対象を限定し、Azure 環境のアプリケーション開発に関する作業を実行する。 ※令和7年度開発環境削減に伴い、ユーザからアカウント権限を削除済み。大規模開発に備えてユーザ種別/Microsoft Entra ID グループの削除は行わない。

※1 システム運用事業者以外で、設計開発のため Azure へのアクセスが必要なユーザ

ウ 農委テーブル群 DB のアクセス権

本システム内に構成されている農委テーブル群 DB(SQL Server (IaaS))へのアクセスについては、SQL Server(IaaS) と同環境に構成される、Active Directory Domain Services/DNS(IaaS) の制御にて、アクセスを行う。アクセス権については、以下「表 4-3 農委テーブル群 DB アクセス権」のとおりとする。

Active Directory Domain Services/DNS(IaaS) の構成については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 37.SQLServer (IaaS) 37-2 全体構成」のとおりとする。

表 4-3 農委テーブル群 DB アクセス権

項番	ユーザ	ユーザ種別	Active Directory Domain Services ユーザ				用途
			本番環境	ステージング環境	開発環境	研修環境	
1	システム運用業者 (eMAFF 地図)	運用保守担当者用アカウント	ユーザ	ユーザ	ユーザ	ユーザ	<ul style="list-style-type: none"> SQL Server(IaaS) のデータベースに接続するためのアカウント。 サーバおよび DB の障害対応を行う。
2	農業委員会サポートシステム運用保守担当者	運用保守担当者用アカウント	ユーザ	ユーザ	ユーザ	ユーザ	<ul style="list-style-type: none"> SQL Server(IaaS) のデータベースに接続するためのアカウント。 データメンテナンスの作業を実施する。

(3) パッチ適用範囲

本システムで利用するリソースにおけるパッチの適用範囲は、以下「表 4-4 パッチ適用範囲」のとおりとする。

システム運用業者が行うパッチ適用については、「説明箇所」に記載の項に業務範囲、業務内容を記載する。

クラウド事業者が行うパッチ適用については、クラウドサービスの仕様として、クラウドサービス事業者が保守を行うため、個別の計画は不要となる。

各リソースの用途については「eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第2 1 システム設計、第2 2 サブシステム個別設計」、「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤) 1.システム概要 1-1 サーバ構成 リソース構成一覧」の各リソース一覧のとおりとする。

表 4-4 パッチ適用範囲

○:パッチ適用担当、—:対象外

サブシステム	コンポーネント	カテゴリ	リソース	システム運用業者	クラウド事業者	説明箇所
共通	共通	ネットワーク	Virtual Network	—	○	
			ExpressRoute (Circuit, Gateway)	—	○	
			VPN Gateway	—	○	
			Azure Firewall	—	○	
			Traffic Manager	—	○	
			Network Security Group	—	○	
			Azure Private DNS	—	○	
		コンピューティング	Virtual Machine	○	—	セキュリティパッチ
		ログ	Log Analytics	—	○	
			Application Insights	—	○	
		ストレージ	Azure Storage	—	○	
		ID 管理	Microsoft Entra ID	—	○	
		セキュリティ	Azure Key Vault	—	○	
バックアップ	Azure Backup	—	○			
地図管理 Web	地図管理 Web	ネットワーク	Private Endpoint	—	○	
		コンピューティング	Azure App Service	—	○	
			Azure Functions	—	○	
		データベース	Azure SQL Database	—	○	
		ストレージ	Azure Storage	—	○	
			セキュリティ	Azure Key Vault	—	○
地図情報 連携インター フェイス	地図情報連 携インターフ ェース	ネットワーク	マネージド仮想ネットワーク	—	○	
			Private Endpoint	—	○	
			Private Link Service	—	○	
			Azure Data Factory	—	○	

サブシステム	コンポーネント	カテゴリ	リソース	システム運用業者	クラウド事業者	説明箇所	
		コンピューティング	Azure Functions	—	○		
			Azure App Service	—	○		
			Virtual Machines	○	—	セキュリティパッチ	
			Active Directory Domain Services/DNS サーバ	○	—	セキュリティパッチ	
		データベース	Azure SQL Database	—	○		
		ストレージ	Azure Storage	—	○		
eMAFF 農地ナビ	eMAFF 農地ナビ	ネットワーク	Private Endpoint	—	○		
		コンピューティング	Azure App Service	—	○		
		データベース	Azure SQL Database	—	○		
	オープンデータ	ネットワーク	Private Endpoint	—	○		
		コンピューティング	Azure Data Factory	—	○		
			Azure Functions	—	○		
		セキュリティ	Imperva App Protect	—	○		
			Microsoft Defender	—	○		
		ストレージ	Azure Storage	—	○		
現地確認 アプリ	現地確認アプリ	ネットワーク	Private Endpoint	—	○		
		コンピューティング	Web App for Container (Clam AV)	○	—	ソフトウェア製品保守	
		ストレージ	Azure Storage	—	○		
		データベース	Azure SQL Database	—	○		
		ストレージ	Azure Container Registry	—	○		
			セキュリティ	Azure Key Vault	—	○	
			Imperva App Protect	—	○		
		紐づけ管理 Web	紐づけ管理 Web	ネットワーク	Private Endpoint	—	○
マネージド仮想ネットワーク	—				○		
コンピューティング	Azure App Service			—	○		
	Azure Functions			—	○		
	Azure Data Factory			—	○		
データベース	Azure SQL Database			—	○		
ストレージ	Azure Storage			—	○		
セキュリティ	Azure Key Vault			—	○		
	Imperva App Protect			—	○		
GIS 基盤	GIS 基盤	ネットワーク	Private Endpoint	—	○		
		コンピューティング	Azure App Service	—	○		
			Azure Functions	—	○		
		データベース	Azure SQL Database	—	○		
セキュリティ	Azure Key Vault	—	○				

サブシステム	コンポーネント	カテゴリ	リソース	システム運用業者	クラウド事業者	説明箇所		
	Mapbox Atlas	ネットワーク	Imperva App Protect	—	○			
			Route Table	—	○			
			Load Balancer	—	○			
			Azure Application Gateway	—	○			
		コンピューティング	Private Endpoint	—	○			
			Azure Kubernetes Service	○	—	ソフトウェア製品保守		
			Mapbox Atlas	○	—	ソフトウェア製品保守		
			Nginx Ingress Controller	○	—	ソフトウェア製品保守		
			Falco	○	—	ソフトウェア製品保守		
			Velero	○	—	ソフトウェア製品保守		
			Virtual Machine Scale Sets	—	○			
			ストレージ	Managed Disk	—	○		
		Azure Container Registry		—	○			
		Azure Storage		—	○			
		セキュリティ	Microsoft Defender	—	○			
		その他	踏み台サーバ	コンピューティング	Virtual Machines	○	—	セキュリティパッチ
				ストレージ	Managed Disk	—	○	
CI/CD 基盤	ネットワーク		Virtual Network	—	○			
			VPN Gateway	—	○			
			Private Endpoint	—	○			
			Private DNS Zone	—	○			
			Network Security Group	—	○			
			Load Balancer	—	○			
			Traffic Manager	—	○			
			Network Interface	—	○			
コンピューティング	Virtual Machines		○	—	セキュリティパッチ			
	GitHub Enterprise Server		○	—	ソフトウェア製品保守			
	GitHub Enterprise Backup Server		○	—	ソフトウェア製品保守			
	GitHub Enterprise Self-hosted Runner		○	—	ソフトウェア製品保守			
ログ	Log Analytics		—	○				
ストレージ	Managed Disk		—	○				

サブシステム	コンポーネント	カテゴリ	リソース	システム運用業者	クラウド事業者	説明箇所
			Azure Storage	—	○	
		ID 管理	Microsoft Entra ID	—	○	
		セキュリティ	Microsoft Defender for Storage	—	○	
		バックアップ	Recovery Service Vault	—	○	
			Backup Vault	—	○	
	農委テーブル群	データベース	SQL Server	○	—	ソフトウェア製品保 セキュリティパッチ

3 運用保守業務の種類

(1) システム運用業者の運用保守業務の種類

システム運用業者が実施する運用保守業務の種類を、「表 4-5 システム運用業者が実施する運用保守業務の種類」のとおりとする。各運用保守業務の詳細については、「第8 運用業務」以降の各章にて定義を行う。

表 4-5 システム運用業者が実施する運用保守業務の種類

項番	運用・保守業務の種類		概要
1	監視作業	死活監視	本システムを構成する機器類、アプリケーションの障害発生状況等を把握するために、機器の通信状況やサーバの使用可能又は使用不可能な状態の監視を行う。
2		性能監視	本システムの性能要件が維持されていることを確認するためにサーバの性能情報を取得し予め決められた閾値の監視を行う。また、業務特性やピーク時特性を踏まえて情報システムの性能等の分析・管理を行う。
3		稼働状況監視	本システムの稼働状況や利用状況を把握するために、サーバの稼働状況、資源の使用状況、パフォーマンス状況の監視を行う。
4		セキュリティ監視	本システムの情報セキュリティに関する事象の発生状況を把握するために、OS、ミドルウェア及び業務アプリケーションに対する不正アクセスを検知し、システムの安全性が維持されているか監視を行う。
5		ジョブ管理	本システムのジョブの実行結果を確認する。
6		ログ管理	本システムを構成する機器類、アプリケーションの異常検知等を把握するために、システムログやアプリケーションログの監視を行う。ログの解析結果を確認するために、クラウド及びソフトウェアから出力されたログの管理を行う。システムの利用履歴を特定するためのオペレーションログ、データベースログ、セキュリティインシデント等が発生した際に原因追跡を行うためのシステムログを対象とする。
7		ネットワーク監視	ネットワーク機器の稼働状況の監視を行う。
8		防犯監視	本システムはクラウド環境に構築されているため防犯監視については、クラウドサービス提供者にて行う。 クラウドサービス提供者にてデータセンターに対して物理的な不正侵入や火災の発生有無等を監視するために、監視カメラ/センサー/有人巡回により不審者の侵入を監視する。 また、自動火災検知及び抑制装置により火災の早期発見と火災発生時に適切な消火を行う。

項番	運用・保守業務の種類	概要
9		データ監視 本システムで用いられるマスターデータや業務において生成される業務データに対して、不正アクセスや不正改ざんを監視するために、データ監視を行う。
10	情報システム維持管理	バックアップ管理 データバックアップについては、障害発生時に障害発生直前のシステム状態に速やかに復旧可能となるように、自動バックアップを取得する。また、必要に応じ手動でのバックアップ取得を行う。
11		データ維持管理 本システムで用いられるマスターデータや業務において生成される業務データから異常・不整合等が発生したデータを検出し修正または削除を実施する。また、データ損失を防止するため、適切なバックアップ取得の対応を行う。
12		計画停止 本システムはクラウド環境に構築されているため、原則、システム停止を伴う作業は発生しないが、万一発生する場合には事前に承認を受けた上で実施する。
13		セキュリティパッチ運用 本システムを構成するサーバのセキュリティパッチの適用やアップデートを行う。
14		ハードウェア保守 本システムはクラウド環境に構築されているため、ハードウェアを利用していない。クラウド環境については、クラウドサービス業者にて保守対応を行う。
15		クラウドサービスのリリースに伴う対応 本システムで利用するクラウドサービスにて更新が行われる場合、リリースに伴う影響を調査し、対応計画の立案をおこない、貴省の合意のもと対応を進める。
16		アプリケーション管理 リリースされるアプリケーションの改竄、破壊、誤消去の防止、開発中または修正中のアプリケーションファイルと本番ファイルの分離、バージョン管理に加え、ソースコードに対するアクセス制御を行う。
17		証明書更新 本システムで利用する SSL/TLS サーバ証明書について、有効期限が切れないように、更新作業を行う。
18		監査対応 第三者が行う情報セキュリティの監査を受入れ、情報セキュリティに係る外部機関による監査もしくは審査の内容及び結果を提示する。
19		運用管理業務
20	問題管理 運用において解決すべき問題について、発生時の対応手順、管理手法等について記載する。	
21	システム構成管理 本システムで利用する全ての情報資産を一元管理し、システム構成を更新・変更する場合は変更要求・管理を行い、システム構成の管理を行う。	

項番	運用・保守業務の種類		概要
22		変更管理	本システムにおいて、情報システムへの変更が発生した場合には、変更要求を行う。変更要求の承認後、変更を行い、その後、変更した内容に関して情報システム管理の更新を行う。
23		リリース管理	本システムにおける変更管理対象のうち、システムに変更が発生する場合の作業について(本番環境への移行) リリース管理方針に則り、管理を行う。
24		アカウント管理	アカウントの種類と、ライセンスの割当先を(組織名、部局及び課室) 管理する。アカウントの追加、変更、削除及び無効に関する作業及び管理を行う。
25		キャパシティ管理	本システムのキャパシティ情報を管理する。
26		ライセンス管理	本システムで稼働するクラウドサービスのライセンス管理を行う。
27		アクセス管理	不正アクセスを防止するためにクラウド型 WAF(Web Application Firewall) と PaaS のセキュリティ設定管理を行い、本システムにおける Azure Key Vault のシークレットキー更新管理を行うことでアクセス制御を行う。
28		ライフサイクル管理	本システムを構成する OS、ソフトウェア等については、運用中にサポートが終了しないよう管理を行う。
29		ユーザサポート業務	ヘルプデスク
30	定期的変更への対応		蓄積された問合せ情報に基づき、FAQ(よくある質問とそれに対する回答) を作成し、システム上で閲覧出来るようにする。
31	データ収集及び報告 (運用業務)	定期報告	サービスレベルの達成状況、稼働状況、セキュリティインシデントの検出状況及びセキュリティインシデントへの対応状況等について、月次で定期報告を実施する。
32	アプリケーション保守	アプリケーション保守	アプリケーションで不具合が発生した場合、原因の調査、対応計画の立案を行い、貴省の合意のもと対応を進める。
33		ソフトウェア製品保守	ソフトウェア製品、ミドルウェアの脆弱性やバージョンアップ情報が提供された場合、脆弱性についてはユーザ影響を最小限に抑えるための対応を行う。

項番	運用・保守業務の種類		概要
34		データの保守	マスターデータや業務データの品質確認、異常・不整合等が発生したデータの検出、異常・不整合等が発生したデータの修正又は削除を行う。
35		職員実装の支援	本システムの現地確認要領を定義する操作について、支援を行う。
36	データ収集及び報告 (保守業務)	定期報告	保守対応状況等について、定期報告を実施する。 運用実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置を検討する。
37	障害発生時対応	障害復旧対応	障害発生時に影響等の調査を行った上で、障害等による影響を最小限に止め、システム復旧を行うシステム障害等に対する問合せに対する一次対応や復旧作業実施者や関係する事業者と連携を行う。
38		セキュリティ対応	セキュリティアラート発生時、影響等の調査を行った上で、セキュリティ対応、報告を行う。
39		重大インシデント(大規模災害等) 対応	重大インシデント発生時に、システムの停止が原因となり業務の遂行ができなくなることを避けるため、必要な計画を事前に策定する。非常時におけるシステムの継続的な稼働、または停止した場合の早期復旧を実現する。

(2) 環境毎の運用保守業務の種類

システム運用業者が実施する環境毎の運用保守業務の種類については、「表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類」のとおりとする。実施する業務を「○」、未実施の業務を「—」で示す。一部作業または対象のみ実施する業務は「△」で示す。また、本項目以降の業務の時間帯や作業量等については環境毎に差異はないため、本番環境と同様の内容とする。

「表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類」の備考に記載しているシステム構成の環境差異については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計」、「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_インフラ詳細設計書（CI/CD 基盤）」のとおりとする。

表 4-6 環境毎の運用保守業務の種類

○：実施 △：一部実施 —：未実施

項番	運用保守業務の種類		本番環境	ステージング環境	研修環境	備考
1.	監視作業	死活監視	○	△	○	ステージングについては、システム利用者が利用する環境ではないため、システム管理者への連絡、エスカレーションは行わない。 本システムはクラウド環境に構築されているため防犯監視については、クラウドサービス提供者にて行うため、システム運用業者では監視を行わない。 ログ管理について、Azure Storage 本番環境のログ保管期間は5年間、その他の環境は利用料削減のため、ログ保管を行わない。
2.		性能監視	○	△	○	
3.		稼働状況監視	○	△	○	
4.		セキュリティ監視	○	△	○	
5.		ジョブ管理	○	△	○	
6.		ログ管理	○	△	△	
7.		ネットワーク監視	○	△	○	
8.		防犯監視	—	—	—	
9.		データ監視	○	△	○	
10.	情報システム	バックアップ管理	○	○	○	—
11.	維持管理	データ維持管理	○	○	○	—
12.		計画停止	○	—	○	計画停止に関する調整・メンテナンス情報の掲載について、システム利用者が利用する環境ではないステージング環境は、対象外とする。 研修環境については、他システムへの影響が無いことからお知らせ掲載不要とし、「運用保守担当→システム管理者→全国農業会議所→研修環境システム利用者」のルートで個別に計画停止について通知を行う。
13.		セキュリティパッチ運用	○	○	○	作業対象及び環境に応じた実施タイミングについては、「eMAFF 地図-13-0003-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_運用保守スケジュール」のとおりとする。

項番	運用保守業務の種類	本番環境	ステージ環境		研修環境	備考	
14.	ハードウェア保守	—	—		—	本システムはクラウド環境に構築されているため、ハードウェアを利用していない。クラウド環境については、クラウドサービス業者にて保守対応を行うため、システム運用業者では対応を行わない。	
15.	クラウドサービスのリリースに伴う対応	○	○		○	—	
16.	アプリケーション管理	○	○		○	—	
17.	証明書更新	○	○		○	—	
18.	監査対応	○	—		—	—	
19.	運用管理業務	インシデント管理	○	○		○	—
20.		問題管理	○	○		○	—
21.		システム構成管理	○	○		○	本システムを構成する Azure リソースの環境差異については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計」のとおりとする。
22.		変更管理	○	○		○	—
23.		リリース管理	○	△		○	ステージング環境については、本番環境へのリリース前に動作確認環境として利用するため、本番環境と合わせて管理を行う。
24.		アカウント管理	○	○		○	担当者アカウント管理及び業務用特権ユーザアカウントを除く共通アカウント管理は、本番環境・ステージング環境・研修環境を対象とする。 共通アカウントの業務用特権ユーザアカウント管理は、本番環境を対象とする。
25.		API キー管理	○	—		—	—
26.		キャパシティ管理	○	○		○	—
27.	ライセンス管理	○	△		○	—	
28.	アクセス管理	○	△		○	システム利用者が利用しないため、ステージング環境は R-Cloud を導入していない。	
29.	ライフサイクル管理	○	○		○	—	
30.	ユーザサポート業務	ヘルプデスク	○	—		○	
31.							
32.		定型的变化への対応	○	—		○	

項番	運用保守業務の種類		本番環境	ステージ環境	研修環境	備考
33.	データ収集及び報告(運用業務)	定期報告	○	○	○	—
34.	アプリケーション保守	アプリケーション保守	○	○	○	—
35.		ソフトウェア製品保守	○	○	○	—
36.		データの保守	○	○	○	—
37.		職員実装の支援	○	—	○	ステージング環境について、利用者が利用する環境ではないため、該当サービスに関する業務は行わない。
38.	データ収集及び報告(保守業務)	定期報告	○	○	○	—
39.	障害発生時対応	障害復旧対応	○	△	○	障害の発生した環境および、影響範囲に応じた障害レベルによって対応を行う。障害レベルは障害時対応業務より「表 10-1 障害レベル」のとおりとする。
40.		セキュリティ対応	○	○	○	—
41.		重大インシデント(大規模災害等) 対応	○	○	○	—

4 運用保守スケジュール

本システムにおける定常的な作業については、運用保守スケジュールを策定する。

運用保守スケジュールについては、「eMAFF 地図-13-0003-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_運用保守スケジュール」のとおりとする。

5 運用引継ぎ

(1) 運用保守の引継ぎ時の対応

本システムの運用保守引継ぎ時には、「eMAFF 地図-24-0000-02_引継計画書」を元に引継ぎを実施する。

6 コミュニケーションルール

コミュニケーションルールについては、「eMAFF 地図-02-1000-02_運用・保守実施要領 3.コミュニケーション管理要領 3.1 コミュニケーションの方針」のとおりとする。

7 運用保守作業の自動化

(1) CI/CD 基盤

開発/運用保守作業のコスト削減、作業品質の向上、リードタイムの短縮を目的として、継続的デリバリー（以下、CD）の実施環境を構築する。

CD に関わる方針は以下のとおりとする。

- CI/CD 基盤として、「GitHub Enterprise Server」を IaaS として構築する。
- ビルド/デプロイ作業の自動化を行い、開発/運用コストの削減、リードタイムの短縮、作業品質の向上を図る。
- Azure リソース(Azure App Service、Azure Data Factory、Azure Kubernetes Service 等) 毎にソフトウェアライフサイクルが異なるため、異なる CD パイプラインを構成する。
- リリースに紐づけたビルド済みの以前のパッケージを保持し、アプリケーション障害発生時の短時間でロールバックを行う。
- CD 対象については、「第 8 2 (7) アプリケーション管理」のとおりとする。
- CI/CD 基盤のインフラ構成、非機能要件、構築パラメータ、パイプラインの詳細については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

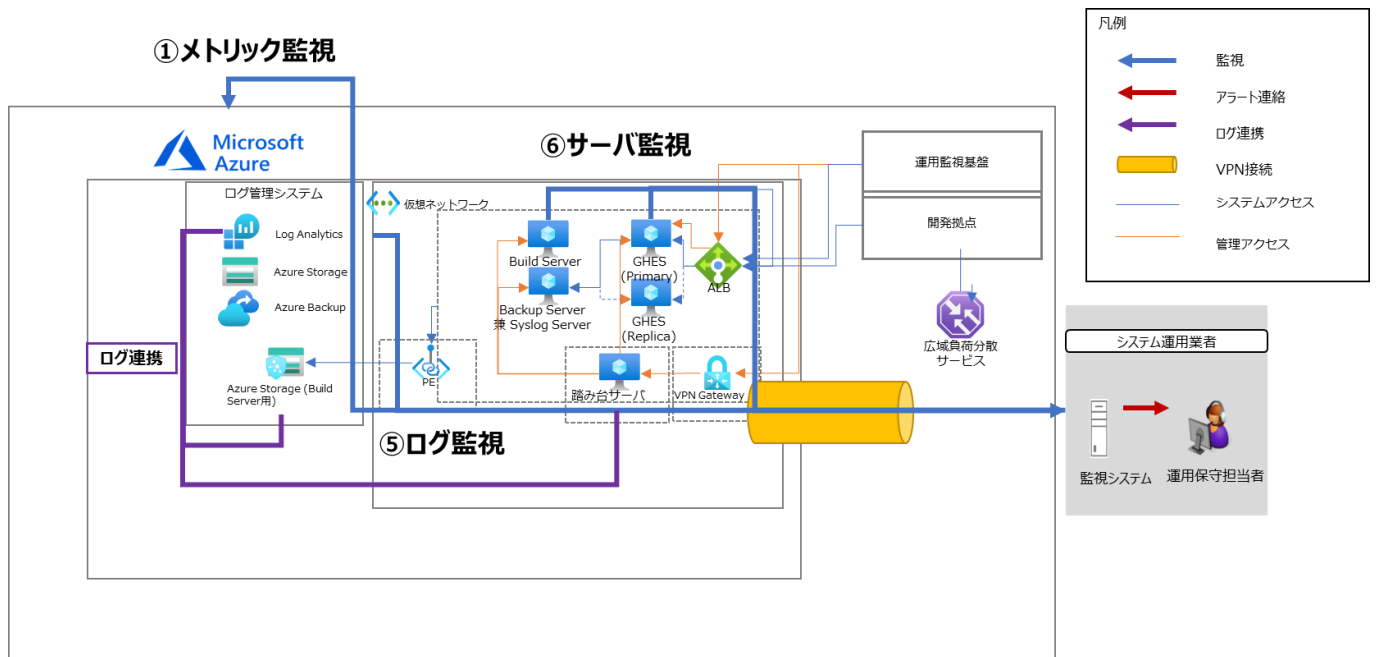


図 5-2CI/CD 基盤監視システムイメージ

3 監視対象

本システムの監視対象は、「表 5-1 監視対象」のとおりとする。

表 5-1 監視対象

項番	サブシステム/コンポーネント	①メトリック監視	②セキュリティ監視	③URL 監視 (VPN)	④URL 監視 (インターネット)	⑤ログ監視	⑥サーバ監視	⑦ Service Health
1	地図管理 Web	○	○	—	○	○	—	○
2	地図情報連携インターフェース	○	○	—	○	○	○	○
3	eMAFF 農地ナビ	○	○	—	○	○	—	○
4	現地確認アプリ	○	○	—	—	○	—	○
5	GIS 基盤	○	○	○	○	○	—	○
6	紐づけ管理 Web	○	○	—	○	○	—	○
7	踏み台サーバ	○	○	○	—	○	○	○
8	CI/CD 基盤	○	○	—	—	○	○	○

(1) メトリック監視

本システムのメトリック監視は、「表 5-2 メトリック監視対象」のとおりとする。

表 5-2 メトリック監視対象

項番	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
1	地図管理 Web	App Service	死活、ネットワーク、性能
2		Azure Functions	死活
3		SQL Database	ネットワーク、稼働状況
4		Azure Storage	稼働状況
5		App Service プラン	稼働状況
6	地図情報連携インターフェース	Azure Data Factory	稼働状況
7		Azure Functions	死活
8		App Service	死活、ネットワーク、性能
9		SQL Database	ネットワーク、稼働状況 ※農委テーブル群は、外部システムと地図管理 web、現地確認アプリ、eMAFF 農地ナビ、GIS 基盤間のデータ連携時の中間 DB のためメトリック監視によるネットワーク、稼働状況監視は不可のため、サーバ監視を行う。
10		SQL Server (IaaS)	ネットワーク、稼働状況 ※農委テーブル群は、外部システムと地図管理 web、現地確認アプリ、eMAFF 農地ナビ、GIS 基盤間のデータ連携時の中間 DB のためメトリック監視によるネットワーク、稼働状況監視は不可のため、サーバ監視を行う。
11		Azure Storage	稼働状況
12		App Service プラン	稼働状況
13	eMAFF 農地ナビ	App Service	死活、ネットワーク、性能
14		Azure Functions	死活 ※ログ監視にて死活監視を行っている為、メトリック監視は不要。
15		SQL Database	ネットワーク、稼働状況

項番	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
16		Azure Key Vault	稼働状況
17		App Service プラン	稼働状況
18	現地確認アプリ	SQL Database	ネットワーク、稼働状況
19		Azure Storage	稼働状況
20		Web App for Containers	死活、ネットワーク
21		Azure Container Registry	稼働状況
22	GIS 基盤 ※対象「App Service」, 「App Service プラン」につい ては、GIS 基盤（現地確認ア プリ API 含む）	App Service	死活、ネットワーク、性能
23		Azure Functions	死活
24		SQL Database	ネットワーク、稼働状況
25		App Service プラン	稼働状況
26	Mapbox Atlas	Application Gateway	稼働状況
27		Azure Kubernetes Service	稼働状況
28		Virtual Machine Scale Sets	死活、稼働状況
29		Managed Disk	稼働状況
30		Azure Container Registry	稼働状況
31		Azure Storage	稼働状況
32	紐づけ管理 Web	App Service	死活、ネットワーク、性能
33		Azure Functions	死活
34		Azure Data Factory	稼働状況
35		SQL Database	ネットワーク、稼働状況
36	踏み台サーバ	Azure Storage	稼働状況
37		App Service プラン	稼働状況
38		Azure Firewall	死活、ネットワーク
39	踏み台サーバ	Azure Storage	稼働状況
40	CI/CD 基板	Virtual Machine	ネットワーク、稼働状況
41	CI/CD 基板	Azure Storage	稼働状況

(2) セキュリティ監視

セキュリティ監視対象については、「表 1 0-4 セキュリティ対応方針」のとおりとする。

(3) URL 監視

本システムの URL 監視は、「表 5-3URL 監視対象」のとおりとする。

表 5-3URL 監視対象

項番	サブシステム/コンポーネント	ネットワーク	対象	監視内容
1	地図管理 Web	外部接続セグメント	地図管理 Web	死活、性能、稼働状況
2	地図情報連携インターフェース	外部接続セグメント	地図情報連携インターフェース	死活、性能、稼働状況
3	eMAFF 農地ナビ	外部接続セグメント	eMAFF 農地ナビ	死活、性能、稼働状況
4	現地確認アプリ	外部接続セグメント	現地確認アプリ メンテナンス	死活、性能、稼働状況
5	GIS 基盤（現地確認アプリ API 含む）	外部接続セグメント	GIS 基盤	死活、性能、稼働状況
		LGWAN 接続セグメント	GIS 基盤	死活、性能、稼働状況
6	Mapbox Atlas	LGWAN 接続セグメント	AKS(Mapbox Atlas)	死活、性能、稼働状況
7	紐づけ管理 Web	外部接続セグメント	紐づけ管理 Web	死活、性能、稼働状況
		LGWAN 接続セグメント	紐づけ管理 Web	死活、性能、稼働状況
8	踏み台サーバ	—	対象なし	—
9	CI/CD 基盤	—	対象なし	—

(4) ログ監視

本システムのログ監視は、「表 5-4 ログ監視対象」のとおりとする。

表 5-4 ログ監視対象

項番	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
1	地図管理 Web、地図情報連携インターフェース、eMAFF 農地ナビ、現地確認アプリ、GIS 基盤及び紐づけ管理 Web	Azure Functions	ジョブ ※対象ジョブについては「eMAFF 地図-05-0070-01_詳細設計書_別紙_バッチ一覧（S01 地図管理 Web）、「eMAFF 地図-05-0167-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_バッチ一覧」のとおりとする。
2	地図情報連携インターフェース、紐づけ管理 Web	Azure Data Factory	ジョブ ※対象ジョブについては「eMAFF 地図-05-0070-01_詳細設計書_別紙_バッチ一覧（S01 地図管理

項番	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
			Web)、「eMAFF 地図-05-0167-01_農地情報紐づけ_詳細設計書_別紙_バッチ一覧」のとおりとする。
3	地図管理 Web	Application Insights	ログ
4	eMAFF 農地ナビ	Application Insights	ログ
5	GIS 基盤 (現地確認アプリ API 含む)	Application Insights	ログ
6	紐づけ管理 Web	Application Insights	ログ
7	現地確認アプリ	Web App for Containers	セキュリティ、ログ
8	Mapbox Atlas	Azure Kubernetes Service	稼働状況、ネットワーク、ログ
9	地図情報連携インターフェース	SQL Server (IaaS)	ログ
10	地図情報連携インターフェース	Active Directory Domain Services/DNS サーバ	ログ
11	GIS 基盤	App Service	ログ
12	踏み台サーバ	Virtual Machine	ログ
13	CI/CD 基盤	Git Hub Enterprise Server	ログ
14	CI/CD 基盤	バックアップ兼ログ収集サーバ	ログ

(5) サーバ監視

本システムのサーバ監視は、「表 5-5 サーバ監視対象」のとおりとする。

表 5-5 サーバ監視対象

項番	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
1	地図情報連携インターフェース	Active Directory Domain Services/DNS サーバ	死活、稼働状況
2	地図情報連携インターフェース	SQL Server (IaaS)	死活、稼働状況
3	紐づけ管理 Web	Virtual Machine	死活、稼働状況
4		Managed Disk	死活、稼働状況
5	踏み台サーバ	Virtual Machine	死活、稼働状況
6		Managed Disk	死活、稼働状況
7	農委用踏み台サーバ	Virtual Machine	死活、稼働状況
		Managed Disk	死活、稼働状況
8	CI/CD 基盤	ビルドサーバ	死活、稼働状況
9	CI/CD 基盤	Virtual Machine	死活、稼働状況
10	CI/CD 基盤	バックアップ兼ログ収集サーバ	死活、稼働状況

項番	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
11	CI/CD 基盤	CD サーバ	死活

(6) Service Health 監視

本システムの Service Health 監視は、「表 5-6 Service Health 監視対象」のとおりとする。

表 5-6 Service Health 監視対象

項番	サブシステム/コンポーネント	対象	監視内容
1	地図管理 Web、地図情報連携インターフェース、eMAFF 農地ナビ、現地確認アプリ、GIS 基盤、Mapbox Atlas、紐づけ管理 Web、踏み台サーバ及び CI/CD 基盤	全て	死活、稼働状況、セキュリティ

第6 システムデータ管理

本システムにおけるシステムデータ管理について記載する。

1 ログ管理

ログ管理について定義する。

本システムのログ管理について記載する。

(1) ログ管理方針

ログ管理の方針を以下に記載する。

- 障害時の調査やセキュリティインシデント等に迅速に対応するため、アプリケーション、ネットワーク、セキュリティ、システム、システム管理の各ログを Azure Log Analytics を利用し過去 30 日分のログを可視化・分析可能な構成とする。
- 長期ログ保管について、「第4 3 (2) 環境毎の運用保守業務の種類」備考のとおりとする。利用料削減のため、30 日経過したログは Azure Storage を用いてホットアクセス層に保管し、1 年経過したログはホットアクセス層からアーカイブ層に保管場所の変更を行う。保管場所の変更については踏み台サーバの Power shell を用いる。Power shell の稼働については「第5 3 (4) ログ監視」にて監視を行う。
- 長期保管後のログについて、コスト削減のため5 年経過したログ削除を行う。
- ログ設定情報について、「eMAFF 地図-05-0126-01_詳細設計書 別紙_パラメータシート」で管理を行う。
- ログ収集、解析について、Log Analytics および Application Insights を用いる。
- 監査対応等でログ提示をシステム管理者から依頼された場合、ログ取得を行い提示する。
- Azure Kubernetes Service(AKS) について、自動で長期保管ログ用 Azure Storage へ出力されるため、手動での作業は不要となる。

(2) ログ管理方法

ログ管理方法については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

2 バックアップ管理

バックアップ管理について定義する。

(1) バックアップ・リストア方針

バックアップ・リストアの方針を以下に記載する。

- 機器の故障、誤操作等によるデータの滅失を防止するため、データ特性に合わせた適切なバックアップを取得する。
- バックアップは日次で取得し最低 30 日間の保管を行う。
- ヒューマンエラー等の人的な障害によるデータ損失が発生した場合は、バックアップからデータを復元することで 1 営業日前のバックアップ取得時点までデータ復旧を行える構成とする。
- 災害等によるリージョン障害時もデータの滅失を防ぐため、バックアップデータは待機系サイトにも保管する。

(2) バックアップ・リストア方法

本システムは Azure にて構築されているため、Azure のバックアップ機能を利用してバックアップを取得する。

本システムのバックアップ・リストア方法については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

(3) バックアップ・リストア対象

バックアップ・リストア方針に則り、本システムのバックアップを行う。バックアップ・リストア対象は、以下「表 6-1 バックアップ・リストア対象」のとおりとする。

各リソースのバックアップ・リストア対象の詳細については、以下のとおりとする。

- 「eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計 第4章3「表 4-2 バックアップ/リストア方式一覧」」
- 「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤) 20.GitHub Enterprise Server 7 (3) バックアップ/リストア設計」
各リソースの用途については、以下のとおりとする。
- 「eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第2章1システム設計、第2章2サブシステム個別設計」
- 「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤) 1.システム概要 1-1 サーバ構成 リソース構成一覧」

表 6-1 バックアップ・リストア対象

○:バックアップ/リストア実施、△:代替手法によるバックアップ/リストア、—:対象外

サブシステム	コンポーネント	リソース	バックアップ	リストア	説明
共通	共通	Azure Storage	○	○	
地図管理 Web	地図管理 Web	Azure App Service	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、App Service 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure Functions	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、Functions 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure SQL Database	○	○	
		Azure Storage	○	○	
地図情報 連携インター フェース	地図情報連 携インターフェ ース	Azure Data Factory	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上で各種エンティティ用のコード (パイプライン定義等の JSON ファイル) をバージョン管理・バックアップするため、Data Factory 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、パイプラインを含む Data Factory リソースを再デプロイする。
		Azure Functions	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、Functions 側でのバックアップ

サブシステム	コンポーネント	リソース	バックアップ	リストア	説明
					は行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure App Service	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、App Service 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure SQL Database	○	○	
		SQL Server(IaaS)	○	○	
		Azure Storage	○	○	
eMAFF 農地ナビ	eMAFF 農地ナビ	Azure App Service	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、App Service 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure SQL Database	○	○	
	オープンデータ	Azure Data Factory	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上で各種エンティティ用のコード (パイプライン定義等の JSON ファイル) をバージョン管理・バックアップするため、Data Factory 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、パイプラインを含む Data Factory リソースを再デプロイする。
		Azure Functions	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、Functions 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure Storage	○	○	
現地確認アプリ	現地確認アプリ	Web App for Container	△	○	
		Azure Container Registry	△	△	コンテナイメージの基となる Docker file を、運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップする。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上の Docker file を用いて、再度コンテナイメージを作成・格納する。
GIS 基盤	GIS 基盤 ※リソース 「Azure App Service」については、GIS 基盤 (現地確認アプリ API 含む)	Azure App Service	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、App Service 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure SQL Database	○	○	
		Azure Functions	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、Functions 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
	Mapbox Atlas	Azure Kubernetes Service	○	○	
		Azure Container Registry	△	△	Mapbox 社のレジストリから再取得する。

サブシステム	コンポーネント	リソース	バックアップ	リストア	説明
		Azure Storage	○	○	
紐づけ管理 Web	紐づけ管理 Web	Azure App Service	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、App Service 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure Functions	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップするため、Functions 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、アプリケーションを再デプロイする。
		Azure Data Factory	△	○	運用管理基盤上の Git リポジトリ上で各種エンティティ用のコード (パイプライン定義等の JSON ファイル) をバージョン管理・バックアップするため、Data Factory 側でのバックアップは行わない。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上のコードを用いて、パイプラインを含む Data Factory リソースを再デプロイする。
		Azure SQL Database	○	○	
		Azure Storage	○	○	
		Azure Container Registry	△	△	コンテナイメージの基となる Docker file を、運用管理基盤上の Git リポジトリ上でコードをバージョン管理・バックアップする。リストアが必要な際は、Git リポジトリ上の Docker file を用いて、再度コンテナイメージを作成・格納する。
	地図データ 更新バッチ 用サーバ	Virtual Machine	○	○	
その他	踏み台サーバ	Virtual Machine	○	○	
		Azure Storage	○	○	
	CI/CD 基盤	Virtual Machine	○	○	
		Azure Storage	○	○	

第7 サービスレベル

本サービスのサービスレベルの定義を行う。なお、定義する範囲はシステム運用業者が担当する運用保守対応とする。

1 サービスレベルの定義

運用保守業務の品質向上を図るため、本サービスにおける、サービスレベルを定義する。

本項で定めるサービスレベルは、定期的にサービスの達成・未達状況について確認を行う指標とする。

サービスの改善が必要と判断された場合、その原因と内容、改善案を提示し、協議の上対策を講じるものとする。

(1) システムのサービスレベル

本システムにおけるシステムの信頼性に関するサービスレベルは以下を前提とし、システムのサービスレベルは、以下「表 7-1 システムのサービスレベル」のとおりとする。

- 信頼性の指標として、システム全体、またはサブシステムの稼働率を対象とする。
- 稼働率は利用者が本システムを利用できる状態を示す。メンテナンス等の計画停止時間は含めないこととする。
- 以下の機能は稼働率には含めない。
ログ機能、バックアップ機能、システムアップデート目的の外部通信のための通信制御機能、および Azure 外のシステム。
- サービスレベルの評価対象は、本番環境を対象とする。
- 本システムに求められる稼働率要件を目標値とする。サブシステム単位での目標値は定義しない。

表 7-1 システムのサービスレベル

項番	指標	サブシステム	コンポーネント	目標値	期待値※	説明
1.	信頼性	eMAFF 地図全体	eMAFF 地図全体	97%	地図管理 Web 98.0%、 農地ナビ 98.4%、 現地確認アプリ 98.2%、 紐づけ管理 Web 97.8%	「eMAFF 地図-04-0019-01_基本設計書_別紙_非機能設計 3.可用性設計（1）可用性要件」のとおりとする。
2.	信頼性	地図管理 Web	地図管理 Web	-	99.3%	地図管理 Web で期待される稼働率。
3.	信頼性	地図情報連携インターフェース	地図情報連携インターフェース	-	99.2%	地図情報連携インターフェースで期待される稼働率。
4.	信頼性	eMAFF 農地ナビ	eMAFF 農地ナビ	-	99.8%	eMAFF 農地ナビで期待される稼働率。
5.	信頼性	eMAFF 農地ナビ	オープンデータ	-	99.9%	オープンデータで期待される稼働率。

項番	指標	サブシステム	コンポーネント	目標値	期待値※	説明
6.	信頼性	現地確認アプリ	現地確認アプリ	-	99.5%	現地確認アプリで期待される稼働率。
7.	信頼性	GIS 基盤	GIS 基盤	-	99.7%	GIS 基盤で期待される稼働率。
8.	信頼性	GIS 基盤	Mapbox Atlas	-	99.8%	Mapbox Atlas で期待される稼働率。
9.	信頼性	紐づけ管理 Web	紐づけ管理 Web	-	99.1%	紐づけ管理 Web で期待される稼働率

(2) 性能のサービスレベル

本システムの性能に関するサービスレベル計測対象は「表 7-2 性能のサービスレベル計測対象」とおりとする。

- 本システムの性能のサービスレベルとして、レスポンスタイムを取得する。
- レスポンスタイムは、URL 監視にて測定を行う。
- 本システムの性能設計については以下基準のため、サービスレベルの目標値は設定しない。
- 各アプリケーションにおいてはユーザにストレスを与えない十分なレスポンスを確保できるよう機能設計する。

表 7-2 性能のサービスレベル計測対象

項番	指標	サブシステム	コンポーネント
1.	性能	地図管理 Web	地図管理 Web
2.	性能	地図情報連携インターフェース	地図情報連携インターフェース
3.	性能	eMAFF 農地ナビ	eMAFF 農地ナビ
4.	性能	現地確認アプリ	現地確認アプリ
5.	性能	GIS 基盤	GIS 基盤
6.	性能	紐づけ管理 Web	紐づけ管理 Web

(3) 運用保守サービスレベル

本システムにおける運用保守業務のサービスレベルについて記載する。

- 運用保守に関するサービスレベルについては、障害・アラート発生時の各種対応の時間を指標とする。
- ユーザサポート業務に関するサービスレベルについては、「eMAFF 地図-13-0001-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_ヘルプデスク運用計画書 第4品質管理2業務評価 「表 4-1 業務評価表」」のとおりとする。
- 障害・アラートについて、システムへの影響度合いに応じた障害レベルを設定し、レベル毎にサービスレベルを設定する。
- 障害レベルに関する定義については、「表 8-18 インシデントの分類」「表 10-1 障害レベル」のとおりとする。
- 障害レベル毎の運用保守サービスレベルについては、「表 7-3 運用保守サービスレベル(障害対応)」及び「表 7-4 運用保守サービスレベル(情報漏洩あり)」のとおりとする。

➤ 各対応ステータスの説明は「表 7-5 対応ステータス」のとおりとする。

表 7-3 運用保守サービスレベル(障害対応)

障害レベル	該当事象	対応ステータス			
		監視通報	一次応答	暫定対応※1	恒久対応提示
S2	サービス全面停止+データ復旧要 ・本番環境の eMAFF 地図でサービス障害が発生し、データの復旧が必要	—	4 時間	12 時間	20 日※ 2
A2	サービス全面停止 ・本番環境の eMAFF 地図のサービスが停止 ・本番環境の eMAFF 地図のサービスが利用不可	—	4 時間	12 時間	20 日※ 2
B2	縮退運転 ・eMAFF 地図内の一部機能の停止	—	4 時間	1 営業日	20 日※ 2
C2	お知らせ ・システムの高負荷で利用に影響が生じている場合 ・ステージング環境における全体、一部のサービス障害	—	—	2 営業日	月次報告書にて提示※ 2
D2-1	ユーザ影響は無い障害 ・本番環境、研修環境における全体、一部のサービス障害	—	—	2 営業日	月次報告書にて提示※ 2
D2-2	ユーザ影響は無い障害 ・ステージング環境における全体、一部のサービス障害	—	—	7 営業日	月次報告書にて提示※ 2

※1 クラウドサービスに起因する問題については、対応時間の提供対象外とする。

※ 2 アプリケーションの不具合対応までの期間はベストエフォートとする。

表 7-4 運用保守サービスレベル(情報漏洩あり)

障害レベル	該当事象	対応ステータス			
		監視通報	一次応答	暫定対応※1	恒久対応提示
S1 A1 B1 C1 D1	情報漏洩あり	—	4 時間	12 時間	20 日※

※アプリケーションの不具合対応までの期間はベストエフォートとする。

表 7-5 対応ステータス

項番	対応ステータス	説明
1	監視通報	システム運用業者は、障害を検知した場合に、システム管理者への障害通知を行う。
2	一次応答	システム管理者へ障害連絡の通知を行った後、障害切り分け、障害対応内容について報告を行う。
3	暫定対応	システム管理者に障害連絡の報告を行った後、システムを一時的に復旧するための対応を行う。(待機系へ切り替えによる復旧対応の実施等) インフラで復旧の目途が立たない場合に、利用者への障害連絡を実施する。 外部システムが関係するものについて、外部システム側のシステム運用業者へ連絡を行う。外部システム側のシステム運用業者から管理者に連絡を行い、復旧に必要な調整を行う。 障害がクラウドサービス側に起因する場合には、サービス事業者にて対応し、システム運用業者は状況をとりまとめ、システム管理者へ報告を行う。
4	恒久対応提示	障害復旧後するための発生した障害、アラートに対し、恒久対応が必要な事象が必要な場合の対応内容の提示を行う。(アプリケーションの不具合対応、リソースの拡張計画等)

第 8 運用業務

1 監視作業

本システムにおける監視業務は、以下「表 8-1 監視業務」のとおりとする。

本システムの監視方針は、以下のとおりとする。

- 本システムに対して、24 時間 365 日監視を行う。
- 障害発生時の報告先や障害対応内容については、「第 10 障害対応業務」に記載する。
- 監視項目や監視閾値、対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-1 監視業務

項番	業務名	説明
1	監視対応	監視システムを利用し、本システムの監視を自動で行う。
2	アラート対応	発生したアラートを検知し、システム管理者への連絡、エスカレーションを行う。
3	監視設定追加・変更・削除	監視システムの設定パラメータを追加・変更・削除を行う。

(1) 監視作業共通

監視対象については、「第 5 3 監視設計対象」のとおりとする。

(2) ログ管理

ログ管理対象については、「第 6 1 ログ管理」のとおりとする。

ア ログ保管・分析

本システムにおけるログ保管・分析業務は、以下「表 8-2 ログ保管・分析業務」のとおりとする。

表 8-2 ログ保管・分析業務

項番	業務名	説明
1.	ログ設定変更	登録済みログの取得設定変更を行う。
2.	ログ調査	ログの確認、出力を行う。
3.	長期保管ログ削除	長期保管後のログについて、コスト削減のため 5 年経過したログ削除を行う。

2 情報システム維持管理

(1) バックアップ管理

本システムにおけるバックアップ管理業務は、以下「表 8-3 バックアップ管理業務」のとおりとする。

本システムのバックアップ管理対象、方針については、「第6 2 バックアップ管理」のとおりとする。

リストア方法や対応フローについては、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-3 バックアップ管理業務

項番	業務名	説明
1	バックアップ取得	バックアップ管理対象においてバックアップを取得する。
2	バックアップ設定変更	登録済みバックアップのスケジュール変更を行う。
3	リストア作業	取得済みの正常な最新のバックアップを用いて、リストアを行う。

(2) データ維持管理

本システムで利用するデータにおけるデータ維持管理業務は、以下「表 8-4 データ維持管理業務」のとおりとする。

本システムのデータリストア管理対象、方針については、「第6 2 バックアップ管理」のとおりとする。

データリストア方法や対応フローについては、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-4 データ維持管理業務

項番	業務名	説明
1	バックアップ取得	データ維持管理対象においてバックアップを取得する。
2	バックアップ設定変更	登録済みバックアップのスケジュール変更を行う。
3	データリストア作業	取得済みの正常な最新のバックアップを用いて、データリストアを行う。

データ維持管理対象については、「eMAFF 地図-04-0003-01_基本設計書_別紙_データベース方式設計」-「第3 農林水産省地理情報共通管理システムにおけるデータベース設計」のとおりとする。

(3) 計画停止

本システムを構成するリソースやアプリケーションの改修等が行われる際に、システム停止を伴う作業が必要となった場合の方針について記載する。

本システムの計画停止対応方針は、以下のとおりとする。

- 本システム及び外部システムへの影響確認、対応計画立案、承認、外部システム関係者への連絡、計画停止情報の掲載を行う。
- 本システムにて計画停止を行う場合の影響範囲、メンテナンス情報の掲載方法について、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書 運用保守実施方法 情報システム維持管理 計画停止 計画停止時の影響範囲」のとおりとする。
- 影響対象となる外部システム毎の調整に関する事項、計画停止情報の通知方法については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書 運用保守実施方法 情報システム維持管理 計画停止 お知らせ掲載依頼情報」のとおりとする。

(4) セキュリティパッチ

本システムを構成するサーバのセキュリティパッチ適用業務について定義する。

セキュリティパッチ業務は、以下「表 8-5 セキュリティパッチ業務」のとおりとする。

セキュリティパッチの適用頻度など、環境毎の実施方法については「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-5 セキュリティパッチ業務

項番	業務名	説明
1	パッチ影響度調査	セキュリティパッチに対して、本システムに及ぼす影響確認を行い、パッチ適用の可否を判断する。
2	パッチ適用	Windows Server については、Azure Automation Update Management を用いて、原則すべての更新プログラムを適用する。 Linux Server については、セキュリティパッチを対象とし、カーネルバージョンアップは対象外とする。

セキュリティパッチ対象は、以下「表 8-6 セキュリティパッチ対象」のとおりとする。

表 8-6 セキュリティパッチ対象

項番	サブシステム /コンポーネント	対象	説明
1	地図情報連携インターフェース	農委テーブル群(SQL Server(IaaS)) (Windows Server)	Windows アップデートを行う。
2		農委テーブル群(Active Directory Domain Service/DNS Server(IaaS)) (Windows Server)	Windows アップデートを行う。

項番	サブシステム /コンポーネント	対象	説明
3	紐づけ管理 Web	地図データ更新バッチ用サーバ(Windows Server)	Windows アップデートを行う。
4	その他	踏み台サーバ(Windows Server)	Windows アップデートを行う。
5		農委踏み台サーバ(Windows Server)	Windows アップデートを行う。
6		CI/CD 基盤(Windows Server)	Windows アップデートを行う。
7		CI/CD 基盤(Linux Server)	Linux セキュリティパッチ適用を行う。

(5) ハードウェア保守

本システムはクラウド環境に構築されているため、ハードウェアを利用していない。クラウド環境については、クラウドサービス業者にて保守対応を行うため、システム運用業者では対応を行わない。

(6) クラウドサービスのリリースに伴う対応

本システムで利用するクラウドサービスにて更新が行われる場合、以下「表 8-7 クラウドサービスのリリースに伴う対応」の対応を行う。

対応計画内容や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-7 クラウドサービスのリリースに伴う対応

項番	業務名	説明
1	リリースに伴う影響調査	クラウドサービス事業者が実施するリリースについて、本システムへの影響有無について調査を行う。
2	対応計画の立案	クラウドサービス事業者が実施するリリースについて、本システムへの影響がある場合、対応計画を立案しシステム管理者合意のもと対応を行う。

対象のクラウドサービスは、以下「表 8-8 クラウドサービス一覧」のとおりとする。

表 8-8 クラウドサービス一覧

項番	対象	ネットワーク	説明
1	Azure	共通	本システムを構成するクラウド環境。
2	R-Cloud	LGWAN	LGWAN と繋がったクラウド環境上の専用プライベートネットワーク。
3	Mapbox	共通	本システムで利用する SaaS の地図サービス。
4	GRED	インターネット	本システムの Web ページの改ざんを検知するサービス。
5	クラウド型 WAF (Imperva App Protect)	インターネット	本システムへのインターネットを経由した悪意あるユーザからの Web サーバへのサイバー攻撃を防止するサービス。
6	国土地理院 空中写真	インターネット	本システムで利用する電子地形図（空中写真、衛星画像を用いたタイル）データ。

項番	対象		ネットワーク	説明
		標準地図	インターネット	本システムで利用する電子地形図（タイル）データ。
7	GEOSPACE CDS for LGWAN	ハイブリッド	LGWAN	本システムで利用する GEOSPACE コンテンツ（航空写真と衛星画像を併用したハイブリッド写真）を提供する LGWAN-ASP サービス。
		電子地図	LGWAN	本システムで利用する GEOSPACE コンテンツ（電子地図）を提供する LGWAN-ASP サービス
8	Cuenote		インターネット	本システムで利用するメール配信サービス。

(7) アプリケーション管理

本システムにおけるアプリケーションのソースコード管理を行う。

アプリケーション管理業務は、以下「表 8-9 アプリケーション管理業務」のとおりとし、管理対象は、「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 機能設計 機能概要 機能概要一覧」のとおりとする。

管理対象のアプリケーション及びリソースについては、CD(継続的デリバリー)の仕組みを用意する。CD 対象については、以下「表 8-10CD 対象一覧」のとおりとする。

ソースコードの管理ルールやバージョンルール等については、以下のとおりとする。

- CD（継続的デリバリー）については、「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_インフラ詳細設計書（CI/CD 基盤）」のとおりとする。
- ビルド、デプロイのパイプラインについては、別紙「eMAFF 地図-13-0006-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_パイプライン詳細設計（CI/CD 基盤）」のとおりとする。

表 8-9 アプリケーション管理業務

項番	業務名	説明
1.	ソースコード管理	本システムで使用するアプリケーションはソースコード管理サービス(GitHub Enterprise Server)を利用して管理を行う。 ソースコード管理サービスを利用することで、バージョンの管理、本番・開発のソースコードを分けて管理する。 ソースコードは、Git Flow に従い管理を行う。
2.	プロビジョニングプロファイル更新管理	iOS アプリケーションの構築環境（運用端末）として、Mac Book 等を用意する。 Mac 端末には、プロビジョニングプロファイルの導入を行う。プロビジョニングプロファイルの有効期限 1 年に合わせ年次で更新を行う。 Android の構築環境については、iOS のプロビジョニングプロファイルの更新に該当する作業は発生しないため、更新不要。

表 8-10CD 対象一覧

項番	サブシステム	区分	リソース	CD 対象	補足
1.	地図管理 Web	Web	Web Apps	コード一式	コード改修の度を実施

項番	サブシステム	区分	リソース	CD 対象	補足
2.	地図情報連携 インターフェース	バッチ ETL	Azure Data Factory	各種エンティティ用 JSON ファイル (Pipelines, Data Sets, Data Flows 等の定義ファイル)	パイプライン構成変更の度に実施
3.			Azure Functions	コードー式	コード改修の度に実施
4.	eMAFF 農地ナビ	Web	Web apps	コードー式	コード改修の度に実施
5.	現地確認アプリ	モバイルアプリ ケーション	-	コードー式	iOS/Android 用
6.	GIS 基盤	Web	Web apps	コードー式	コード改修の度に実施
7.		Mapbox Atlas	Azure Kubernetes Service	Helm Chart、 Kubernetes マニフ ェストー式	・構成変更 (Pod の CPU/RAM スペック 変更等) の度に実施 ・Mapbox Atlas のバージョンアップの度 に、Helm Chart 内で指定するコンテナイ メージも変更
		AKS 用ワー クロード (Ng inx Ingres s, Falco, Velero のマ ニフェスト群)	Azure Kubernetes Service	ロードバランサー (Application Gateway) 配下の クラスター	構成変更 (Nginx Ingress, Falco, Velero の設定変更、バージョンアップな ど) の度に実施
8.	共通	ウイルス検査 サーバ	Web App for Containers	コードー式	コンテナイメージ内の各種パッケージ (Clam AV, Nodejs 等) のバージョンア ップの度に実施

(8) 証明書更新

本システムにおける証明書更新業務は、以下「表 8-11 証明書更新業務」のとおりとする。

対象のドメインについては、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-11 証明書更新業務

項番	業務名	説明
1	証明書の更新	本システムで利用する証明書の有効期限が切れないように、証明書の調達・更新作業を行う。 ※証明書の発行時に、証明書発行機関より、確認のため、システム管理者に連絡が行われる場合がある。

証明書更新対象は、以下「表 8-12 証明書更新対象」のとおりとする。

証明書更新対象の詳細については、以下のとおりとする。

- 「eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計 第2サブシステム個別設計（サブシステム/コンポーネント名）4.ネットワーク (viii) 通信暗号化設計」
- 「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_インフラ詳細設計書（CI/CD 基盤）11.システム概要 2-6 セキュリティ設計 (2)改ざん防止設計」

表 8-12 証明書更新対象

項番	サブシステム /コンポーネント	対象	証明書種別	提供元
1	地図管理 Web	Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
2		クラウド型 WAF	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
3		Azure Functions	SSL/TLS サーバ証明書 Heroku 証明書	Heroku
4	地図情報連携インターフェース	Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
5	eMAFF 農地ナビ	Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
6		クラウド型 WAF	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
7	現地確認アプリ	クラウド型 WAF	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
8	GIS 基盤 ※対象「Azure App Service」については、GIS 基盤（現地確認アプリ API 含む）	Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
		クラウド型 WAF	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
9		Azure Application Gateway	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
10		Azure Kubernetes Service	SSL/TLS サーバ証明書 AKS 証明書	Microsoft

項番	サブシステム /コンポーネント	対象	証明書種別	提供元
11	紐づけ管理 Web	Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
12		クラウド型 WAF	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft
13	共通	GitHub Enterprise Server	SSL/TLS サーバ証明書 (Let's Encrypt)SAML 証明書	Internet Security Research Group
14		Azure App Service	SSL/TLS サーバ証明書 Sure Server Prime 証明書	Microsoft

(9) 監査対応

本システムに対する監査対応について、以下「表 8-13 監査対応」のとおりとする。

監査方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-13 監査対応

項番	業務名	説明
1	監査計画の立案	監査を実施するにあたり、実施時期、適用範囲等、監査の実施および報告の監査計画書を作成する。
2	監査対応	監査計画書に基づき、監査を行う。
3	監査結果の報告	監査報告書を作成し、対象組織へ監査結果の報告を行う。

3 運用管理業務

(1) インシデント管理

本システムの運用において、発生したインシデントの起票からクローズまでの対応状況を管理する。

本システムにおけるインシデント管理業務は、以下「表 8-14 インシデント管理業務」のとおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-14 インシデント管理業務

項番	業務名	説明
1	インシデント登録	インシデント、サービス要求に基づき、インシデントの受付情報を登録する。
2	インシデントのクローズ	対応完了報告内容の承認に基づき、登録済みインシデントのクローズ処理を行う。

インシデント管理対象は、以下「表 8-15 インシデント管理対象」のとおりとする。

表 8-15 インシデント管理対象

項番	大分類	小分類	説明
1	インシデント	アラート	アラートメールにて受領した障害通知の管理を行う。
2	サービス要求	問合せ	受領した問合せの管理を行う。
3		作業	受領した運用作業依頼、システム設定作業依頼の管理を行う。

ア インシデントの重大度

インシデントの重要度について、以下「表 8-16 インシデントの重大度」のとおりとする。

表 8-16 インシデントの重大度

重大度	状況	説明
S	サービス全面停止 + データ復旧要	サービスが全面停止した状態で、かつ、データ復旧が必要。
A	サービス全面停止	サービスが全面停止した状態。データ復旧は必要ない。
B	縮退運転	サービスの一部機能が停止し、一部サービスを継続する。
C	お知らせ(サービス停止せずに、復旧対応をユーザにお知らせするのみ)	サービスの機能に影響が出ているが、お知らせで告知し、復旧にいたるまで障害状態そのままにサービス継続する。
D	ユーザ影響は無い障害	障害が起きているがユーザ影響はないもの。

イ 情報漏洩の有無

インシデントにおける情報漏洩の有無は以下「表 8-17 インシデントにおける情報漏洩有無」とおりとする。

表 8-17 インシデントにおける情報漏洩有無

区分	定義	説明
1	情報漏洩あり	インシデント起因で情報漏洩が発生した。
2	情報漏洩なし	インシデント発生したが、情報漏洩が無かった。

ウ インシデントの分類

重大度と情報漏洩有無の 2 つの定義を掛け合わせて、対応時の分類は以下「表 8-18 インシデントの分類」とおりとする。

表 8-18 インシデントの分類

重大度	情報漏洩	
	あり	なし
S	S1	S2
A	A1	A2
B	B1	B2
C	C1	C2
D	D1	D2

(2) 問題管理

インシデント管理において、一次対応を行ったもので、二次対応(インシデントの恒久対応や、サービス要求において発生した運用課題など)が必要な場合は、問題管理として起票し管理を行う。本サービスにおける問題管理について記載する。

本システムにおける問題管理業務は、以下「表 8-19 問題管理業務」とおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」とおりとする。

表 8-19 問題管理業務

項番	業務名	説明
1	問題管理登録	インシデント管理において、二次対応が必要な場合、または一定期間経過したが開クローズされていない場合、問題管理として登録する。
2	二次対応計画の策定	二次対応計画を策定し、システム管理者の承認を得る。
3	問題管理のクローズ	対応完了報告内容の承認に基づき、登録済み問題管理のクローズ処理を行う。

問題管理対象は、以下「表 8-20 問題管理対象」のとおりとする。

表 8-20 問題管理対象

項番	大分類	小分類	説明
1	インシデント	アラート	障害に対する暫定復旧後に恒久対応が必要なもの。
2	サービス要求	問合せ	システム管理組織から本システムに対する問題を受領したもの。
3		作業	システム設定作業やメンテナンス作業において、手順書とおりの対応を行ったにも関わらず想定とおりの結果とならず、計画の再検討が必要なもの。

(3) システム構成管理

本システムの納品物に対して変更が発生した場合、更新物のバージョンを管理する。

本システムにおけるシステム構成管理業務は、以下「表 8-21 システム構成管理業務」のとおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-21 システム構成管理業務

項番	業務名	説明
1	構成管理資料更新	構成管理対象に変更が生じた場合、関係者合意のもと、構成管理資料の修正を行う。

構成管理対象は、以下「表 8-22 構成管理対象」のとおりとする。

表 8-22 構成管理対象

項番	構成管理対象	説明
1.	システム構成情報	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第 3 1 (2)「運用保守対象のシステムについて記載された情報表 3-11 本システムのサブシステム一覧」のとおりとする。
2.	ソフトウェア構成	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第 3 1 (3)ソフトウェア構成」のとおりとする。
3.	アプリケーション構成	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第 3 1 (4)「表 3-33 本システムのアプリケーション構成表 3-1 本システムのサブシステム一覧」のとおりとする。
4.	ネットワーク構成	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第 4 2 42 (1)「図 4-4 全体ネットワーク構成表 3-3 本システムのアプリケーション構成」のとおりとする。

項番	構成管理対象	説明
5.	セグメント構成	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第4 2 (2)「表 4-2 セグメント一覧図 4-4 全体ネットワーク構成」のとおりとする。
6.	リソース構成	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書第4 3 (1)「表 4-5 Azure リソース一覧図 4-4 全体ネットワーク構成」のとおりとする。

(4) 変更管理

インシデント管理または問題管理において本システムのシステム構成(システム設定、構成データ) やドキュメントの変更が必要な場合、変更の起票からクローズまでの対応を管理する。

本サービスにおける変更管理について記載する。

- 本システムにおける変更管理業務は、以下「表 8-23 変更管理業務」のとおりとする。
- 管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。
- 変更管理対象は、「表 8-22 構成管理対象」のとおりとする。

表 8-23 変更管理業務

項番	業務名	説明
1	変更管理の登録	変更要求を変更管理に登録する。
2	変更計画の策定	変更計画を策定し、システム管理者の承認を得る。
3	変更の実装	変更計画に則り、変更を行う。
4	変更管理のクローズ	対応完了報告内容の承認に基づき、登録済み変更管理のクローズ処理を行う。

(5) リリース管理

変更管理において、変更承認を得た場合、本番環境へのリリース計画からリリース作業の実施・報告までの対応を管理する。

本システムにおけるリリース管理について記載する。

- リリース管理業務は、「表 8-24 リリース管理業務」のとおりとする。
- 管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-24 リリース管理業務

項番	リリース分類	分類定義
1	リリース管理登録	リリース管理の登録を行う。
2	リリース計画の策定	リリース計画を策定し、システム管理者の承認を得る。
3	リリースの実施	リリース計画に則り、リリースを行う。
4	リリース管理のクローズ	対応完了報告内容の承認に基づき、登録済みリリース管理のクローズ処理を行う。

システム運用業者が行う運用保守業務について、変更管理にて承認された変更要求をリリース管理の対象とする。なお、Microsoft Azure や R-Cloud のメンテナンス作業のようなシステム運用業者が行わないリリース作業についてリリース管理対象としないが、システム運用業者の運用保守業務への影響があるため、システム管理組織または当該サービス事業者より連絡をいただくものとする。

(6) アカウント管理

本システムで使用するアカウントの管理について記載する。

- 不要なアカウントがないことを確認するために、四半期毎にアカウントの棚卸を行う。棚卸の作業実績について、月次報告書に記載を行う。
- 運用保守担当者の変更がある場合には、必要最低限の権限でアカウントを付与、またはアカウント削除を行う。
- システム管理者や開発担当者等関連事業者のアカウントが必要な場合、必要最低限の権限でアカウントを付与する。
- 本システムにおけるアカウント管理業務は、以下「表 8-25 アカウント管理業務」のとおりとする。
- 管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-25 アカウント管理業務

項番	業務名	説明
1	アカウント棚卸	定期的に本システムで使用するアカウントの棚卸を行う。
2	アカウント追加	本システムで使用するアカウントの追加作業を行う。
3	アカウント変更	本システムで使用するアカウントの変更作業を行う。
4	アカウント削除	本システムで使用するアカウントの削除作業を行う。
5	アカウント無効	本システムで使用するアカウントの無効化作業を行う。
6	パスワード変更	定期的に本システムで使用するアカウントのパスワード変更を行う。

アカウント管理対象は、以下「表 8-26 アカウント管理対象」のとおりとする。

表 8-26 アカウント管理対象

項番	アカウントの種類	アカウントの区分	説明
1.	Azure	担当者アカウント	本システムを構築する Azure の管理画面へログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「第 4 2 (2) イ Azure のアクセス権」のとおりとする。

項番	アカウントの種類	アカウントの区分	説明
2.	Mapbox	共通アカウント	本システムで利用する Mapbox の管理画面へログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 35.Mapbox Atlas 2 システム構成」のとおりとする。
3.	Mapbox Atlas	共通アカウント	本システムで利用する Mapbox Atlas のアカウントページ、Studio へログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 35.Mapbox Atlas 2 システム構成」のとおりとする。
4.	クラウド型 WAF (Imperva App Protect)	担当者アカウント	本システムで利用するクラウド型 WAF の管理画面へログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0126-01_詳細設計書_別紙_パラメータシート 52.Imperva App Protect アカウント設計<共通>」のとおりとする。
5.	踏み台サーバ (Windows Server)	共通アカウント	踏み台サーバへログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 33.踏み台サーバ 2 構成 (17)セキュリティポリシー設定」、「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤) 17.踏み台サーバ 2 構成 (16) ユーザ設計」のとおりとする。
6.	農委テーブル群(SQL Server(IaaS)) (Windows Server)	共通アカウント	農委テーブル群の SQL Server の管理者アカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 37.SQLServer (IaaS) 3 OS 構成 (17)ユーザ設計」のとおりとする。
7.	農委テーブル群(Active Directory Domain Service/DNS Server(IaaS)) (Windows Server)	共通アカウント	農委テーブル群の AD/DNS サーバ、SQL Server へログインするための AD アカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 33. 踏み台サーバ 3Active Directory Domain Services/DNS 構成設計 (8) ユーザ設計」のとおりとする。
8.	CI/CD 基盤 (Linux Server)	共通アカウント	CI/CD 基盤へログインするためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_インフラ詳細設計書 (CI/CD 基盤) 19.バックアップ兼ログ収集サーバ 2 構成 (4)ユーザ・グループ設計」のとおりとする。

項番	アカウントの種類		アカウントの区分	説明
9.	eMAFF ID	業務用特権ユーザ	共通アカウント	本システムの現地確認アプリ及び地図管理 Web 本番環境の調査を行う場合、アプリ保守担当が利用するための特権ユーザアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-04-0002-01_基本設計書_別紙_認可・権限方式設計第6「表6-2 台帳のデータ更新に係る機能と役割の関係」」のとおりとする
		業務用特権一時利用ユーザ	共通アカウント	本システムの現地確認アプリ、紐づけ管理 Web 及び地図管理 Web 本番環境の調査を行う場合、アプリ保守担当が一時的に利用するための特権ユーザアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-04-0002-01_基本設計書_別紙_認可・権限方式設計第6「表6-2 台帳のデータ更新に係る機能と役割の関係」」のとおりとする
10.	Cuenote		共通アカウント	現地確認アプリの利用者がパスワード再発行メールの受信に失敗した場合、運用保守担当が Cuenote のログ調査を行うためのアカウント。 アカウントの権限については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 51.Cuenote SR-S 設定項目 アカウント管理」のとおりとする。

ユーザごとのアカウントの種類は、以下「表 8-27 アカウントの区分」のとおりとする。

表 8-27 アカウントの区分

項番	アカウントの区分	説明
1.	担当者アカウント	個人で使用するアカウント
2.	業務用特権ユーザアカウントを除く共通アカウント	複数人で使用する共通のアカウント 「eMAFF 地図-13-0003-01_運用計画書及び保守計画書_別紙_運用保守スケジュール」に従い、パスワードの変更を行う。
3.	共通アカウントの業務用特権ユーザアカウント	全農業委員会様の情報を参照できる共通アカウント 使用都度、「台帳認可マスタ」で権限の設定、パスワードの変更を行う。

(7) API キーの管理

本システムで使用する API キーの管理について記載する。

- API キーには有効期限の設定が無いため、更新作業についての計画は不要となる。
- API キーに関して不正利用等のインシデントや、キー管理ルールの変更があった場合には速やかに対応を行う。
- API キーの更新が必要な場合には、API キーを利用しているシステム毎に、システム運用業者にて、既存のキーの停止および新規キーの発行対応を行う。その後各システムにて、新規 API キーへの更新を実施する。
- 本システムが提供する API の管理業務は、以下「表 8-28 API キーの管理業務」のとおりとする。

- 管理方法については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-28 API キーの管理業務

項番	業務名	説明
1	API キーの発行	API キーの発行を行う。 ※新規システム連携時等
2	API キーの削除	API キーの削除を行う。

(8) キャパシティ管理

本システムのキャパシティ管理業務は、以下「表 8-29 キャパシティ管理業務」のとおりとする。

管理方法や管理閾値、拡張の計画等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-29 キャパシティ管理業務

項番	業務名	説明
1	キャパシティ情報の収集	本システムを構成する Azure リソースやネットワークの使用状況等の情報を収集する。
2	キャパシティプランニング	収集した情報に基づき、リソースの拡張・縮退等の計画を行う。 コスト削減を目的とし、あらかじめ定めたリソースについて Azure Automation を用いて、使用率の低い時間帯にリソースの停止やスペックの低下（以下、「定期的スペック変更対象」という。）を自動で行う。 定期的スペック変更対象の詳細については、「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 39.Azure Automation」のとおりとする。

キャパシティ管理対象は、以下「表 8-30 キャパシティ管理対象」のとおりとする。

表 8-30 キャパシティ管理対象

項番	サブシステム/ コンポーネント	管理項目	説明
1	地図管理 Web	Web 実行基盤のリソース容量	Azure App Service のリソース状況。
2		データベース容量	Azure SQL Database のデータベース容量。
		ストレージ領域	Azure Storage のストレージ領域。 ※eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第 4 5「表 4 4 ストレージ領域拡張手法一覧」より手動対応不要。
3	地図情報連携 インターフェース	Azure SQL Server のリソース容量	Azure SQL Server のリソース状況。

項番	サブシステム/ コンポーネント	管理項目	説明
		データベース容量	Azure SQL Database のデータベース容量。
		ストレージ領域	Azure Storage のストレージ領域。 ※eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第 4 5「表 4 4 ストレージ領域拡張手法一覧」より手動対応不要。
4	eMAFF 農地ナビ	Web 実行基盤のリソース容量	Azure App Service のリソース状況。※定期的スベック変更対象
5		データベース容量	Azure SQL Database のデータベース容量。※定期的スベック変更対象 Azure SQL Database のデータベース状況。
6	現地確認アプリ	データベース容量	Azure SQL Database のデータベース容量。 Azure SQL Database のデータベース状況。
		ストレージ領域	Azure Storage、Azure Container Registry のストレージ領域。 ※Azure Storage は eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第 4 5「表 4 4 ストレージ領域拡張手法一覧」より手動対応不要。 ※Azure Container Registry は eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 25.Azure Container Registry 5(1)スケーリング設計より手動対応不要。
7	GIS 基盤 ※「Azure App Service」 については、GIS 基盤（現地確認 アプリ API 含む）	Web 実行基盤のリソース容量	Azure App Service のリソース状況。※定期的スベック変更対象
8		データベース容量	Azure SQL Database のデータベース容量。 Azure SQL Database のデータベース状況。
		インターネット回線	Azure Application Gateway の回線使用状況。 ※eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第 4 5「表 4 3 スケーリング手法一覧」より手動対応不要。
9		Mapbox Atlas のリソース容量	Azure Kubernetes Service、Azure Virtual Machine Scale Sets のリソース状況。
	ストレージ領域	Azure Storage、Azure Container Registry、Azure Managed Disk のストレージ領域。 ※Azure Storage は eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第 4 5「表 4 4 ストレージ領域拡張手法一覧」より手動対応不要。 ※Azure Container Registry は eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 25.Azure Container Registry 5(1)スケーリング設計より手動対応不要。	
10	紐づけ管理 Web	Web 実行基盤のリソース容量	Azure App Service のリソース状況。

項番	サブシステム/ コンポーネント	管理項目	説明
		データベース容量	Azure SQL Database のデータベース容量。 Azure SQL Database のデータベース状況。
		地図データ更新バッチ用サーバのリソース容量	Azure Virtual Machine のリソース状況。
		地図データ更新バッチ用サーバのストレージ領域	Azure Manage Disk のストレージ領域。
11	その他	踏み台サーバのリソース容量	Azure Virtual Machine のリソース状況。※本番環境は定期的スペック変更対象外。ステージング、研修環境は定期的スペック変更対象。
		踏み台サーバのストレージ領域	Azure Manage Disk のストレージ領域。
		CI/CD 基盤のリソース容量	Azure Virtual Machine のリソース状況。
		CI/CD 基盤のストレージ領域	Azure Storage、Azure Manage Disk のストレージ領域。 ※Azure Storage は eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計第4 5「表 4 4 ストレージ領域拡張手法一覧」より手動対応不要。
12	全体	LGWAN 回線	LGWAN 回線の回線使用状況。

(9) ライセンス管理

本システムのライセンス管理業務は、以下「表 8-31 ライセンス管理業務」のとおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-31 ライセンス管理業務

項番	業務名	説明
1	ライセンス棚卸	定期的に本システムで稼働するクラウドサービスのライセンスの棚卸を行う。
2	ライセンス更新	ライセンスの有効期限が切れる前に更新を行う。

本サービスでのライセンス管理対象は、以下「表 8-32 ライセンス管理対象」のとおりとする。

表 8-32 ライセンス管理対象

項番	管理対象	説明
1.	Azure	本システムを構成する Azure を利用するためのライセンス。
2.	Mapbox	本システムで利用する Mapbox を利用するためのライセンス。
3.	Mapbox Atlas	本システムで利用する Mapbox Atlas を利用するためのライセンス。
4.	R-Cloud	本システムで利用する R-Cloud を利用するためのライセンス。
5.	クラウド型 WAF (Imperva App Protect)	本システムで利用するクラウド型 WAF を利用するためのライセンス。
6.	GRED	本システムで利用する GRED を利用するためのライセンス。
7.	GEOSPACE CDS for LGWAN	本システムで利用する GEOSPACE CDS for LGWAN を利用するためのライセンス。
8.	Cuenote	本システムで利用する Cuenote を利用するためのライセンス。 ※「eMAFF 地図-05-0126-01_詳細設計書_別紙_パラメータシート 51.Cuenote SR-S ライセンス期限」より管理対象 Cuenote のライセンス期限は 2030/12/31 までと十分な有効期限があるため、ライセンス更新管理は行わない。
9.	GitHub Enterprise	本システムで利用する GitHub Enterprise を利用するためのライセンス。
10.	NTT データ AW3D オルソ画像	本システムで利用するオルソ補正を行った衛星画像データを利用するためのライセンス。
11.	お名前.com	本システムで利用する CI/CD 基盤のドメインを利用するためのライセンス。
12.	Windows Remote Desktop Services	本システムで利用する踏み台サーバを利用するためのライセンス。
13.	Computer Aided Test	本システムでテスト進捗管理を行うためのライセンス。
14.	ESET Server Security for Linux	本システムで利用する CI/CD 基盤のセキュリティ対策ソフトウェア ESET Server Security for Linux を利用するためのライセンス。

(10) アクセス管理

本システムへのサイバー攻撃や外部からのアクセスを制限するために、通信許可対象の管理を行う。
本システムにおけるアクセス管理業務は、以下「表 8-33 アクセス管理業務」のとおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-33 アクセス管理業務

項番	業務名	説明
1.	アクセス制御の設定変更	遮断が必要と判断されたアクセス、または遮断が必要ないと判断されたアクセスが発生した場合、設定変更を行う。
2.	アクセス制御管理	クラウド型 WAF(Imperva App Protect) において、ホワイトリスト、ブラックリストの管理を行う。
3.	Azure ネットワーク管理	本システムを構成する Azure リソースアクセス、通信許可対象の管理を行う。
4.	Azure Key Vault シークレットキー更新管理	本システムを構成する Azure リソースへのアプリケーション間のアクセス管理を行う Azure Key Vault のシークレットキーの定期的な棚卸、有効期限が切れる前に更新計画の策定、更新作業を行う。

本サービスでのアクセス管理対象は、以下「表 8-34 アクセス管理対象」のとおりとする。

表 8-34 アクセス管理対象

項番	サービス	説明
1.	R-Cloud	LGWAN と繋がったクラウド環境上に構築した専用プライベートネットワークで外部からのアクセスを制限する。
2.	クラウド型 WAF (Imperva App Protect)	インターネットを経由した悪意あるユーザからの Web サーバへのサイバー攻撃を防止、遮断する。
3.	Azure	許可した GIP(Global IP Address) からの通信のみアクセスを許可し、外部からの通信を制御する。
4.	Cuenote	許可した Cuenote 管理画面接続用の IP アドレス、API 接続用の IP アドレスからの通信のみアクセスを許可し、外部からの通信を制御する。

Azure Key Vault シークレットキー更新管理対象は、以下「表 8-35 Azure Key Vault シークレットキー管理対象」のとおりとする。

表 8-35 Azure Key Vault シークレットキー管理対象

項番	コンポーネント	管理対象	説明
1	農委テーブル群	SQL Server	農委テーブル群のデータを格納するデータベースとして構成する
2	GIS 基盤	Velero	Mapbox Atlas のバックアップに使用しているモジュール

(11) ライフサイクル管理

本システムを構成する OS、ソフトウェア等については、運用中にサポートが終了しないよう管理を行う。

本システムにおけるライフサイクル管理業務は、以下「表 8-36 ライフサイクル管理業務」のとおりとする。

管理方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-36 ライフサイクル管理業務

項番	業務名	説明
1	ライフサイクルの棚卸	定期的に本システムで利用する OS、ソフトウェア等の棚卸を行う。
2	バージョンアップ計画の策定	サポート期限が切れる前にバージョンアップ計画を策定し、システム管理者へ承認を得る。
3	バージョンアップ対応	バージョンアップ計画に則り、バージョンアップを行う。

ライフサイクル管理対象は、以下「表 8-37 ライフサイクル管理対象」のとおりとする。

表 8-37 ライフサイクル管理対象

項番	サブシステム	管理対象
1	地図管理 Web	「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 機能設計 システム全体構成 ソフトウェア構成 本システムのソフトウェア構成」のとおりとする。
2	地図情報連携インターフェース	
3	eMAFF 農地ナビ	
4	現地確認アプリ	
5	GIS 基盤	
6	紐づけ管理 Web	

項番	サブシステム	管理対象
7.	その他	以下ドキュメントのとおりとする。 ・「eMAFF 地図-05-0124-01_詳細設計書_別紙_インフラ設計 情報セキュリティ設計 ライフサイクル管理 ライフサイクル管理対象ソ フトウェア一覧」 ・「eMAFF 地図-13-0004-01_運用計画書及び保守計画書_ 別紙_インフラ詳細設計書(CI/CD 基盤) 踏み台サーバ/ビルドサ ーバ/バックアップ兼ログ収集サーバ/GitHub Enterprise Server ライフサイクル管理設計」 ・「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細 設計 踏み台サーバ OS 設計」

4 ユーザサポート業務

(1) ヘルプデスク

ヘルプデスク業務は、以下「表 8-38 ヘルプデスク業務」のとおりとする。

担当者の対応範囲や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」の
とおりとする。

表 8-38 ヘルプデスク業務

項番	業務名	説明	担当者
1.	eMAFF 地図に関する 問合せ対応	行政職員等、一般国民からの eMAFF 地図サブシステムの基 本的な操作等に関する問合せを受付、管理し、一次応答、エ スカレーションを行う。	共通申請サービスコール センター、運用保守担 当者
2.	API に関する問合せ対 応	行政職員等からの API に関する問合せを受付、管理し、一 次応答、エスカレーションを行う。	共通申請サービスコール センター、運用保守担 当者
3.	共通申請サービスのコール センターからのエスカレ ーション対応	共通申請サービスのコールセンターからのエスカレーションについ て、問合せを受付、管理し、一次応答、エスカレーションを行 う。	運用保守担当者
4.	問合せ対応	システム管理者からの問合せを受付、管理し、一次応答、エス カレーションを行う。	運用保守担当者
5.	メンテナンス通知	メンテナンス情報の掲載・通知を行う。 関連システムへの影響がある場合、メンテナンス情報を連携す る。	運用保守担当者

(2) メンテナンス通知対応

本システムでメンテナンスを行う場合の方針について記載する。

- メンテナンスを行う場合には、メールまたは月次報告等でシステム管理者に報告を行う。
- システム停止を伴わない(非停止) メンテナンスを行う際は、システム利用者への連絡(情報掲載)は不要とする。ただし、作業リスクが懸念される場合には「運用業務 2 (3) 計画停止」のとおり情報連携、情報掲載を行う。

(3) 定期的変更への対応

蓄積された問合せ情報に基づき、FAQ の更新を行う。

定期的変更への対応業務は、以下「表 8-39 定期的変更への対応業務」のとおりとする。

対応頻度や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-39 定期的変更への対応業務

項番	業務名	説明
1	情報収集	問合せの内容や傾向などを収集する。また既存の FAQ についても陳腐化していないことを確認する。
2	FAQ 更新	情報収集をもとに、システム管理者の承認を得て FAQ の更新を行う。

対象の FAQ については、以下「表 8-40 対象 FAQ」のとおりとする。

表 8-40 対象 FAQ

項番	対象	説明
1	地図管理 Web、現地確認アプリ FAQ	行政機関等職員、その他審査機関等、申請者が利用する地図管理 Web、現地確認アプリに関する FAQ。利用者が共通申請サービスと同じことから、共通申請サービスのプラットフォーム上に掲載する
2	eMAFF 農地ナビ一般ユーザー向け FAQ	農業者、就農希望者等一般国民が利用する eMAFF 農地ナビに関する FAQ。
3	ヘルプデスク用 FAQ	運用保守担当者間でのナレッジ共有を目的とした、内部用 FAQ。
4	紐づけ管理 Web FAQ	行政職員等からの紐づけ管理 Web の基本的な操作等に関する FAQ。

5 データ収集及び報告

(1) 定期報告

本システムにおける定期報告業務は、以下「表 8-41 定期報告業務」のとおりとする。

開催方法や頻度、報告内容等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 8-41 定期報告業務

項番	業務名	説明
1.	月次報告	本システムの稼働状況及び、運用保守業務実績の取りまとめを行う。取りまとめた結果について、安定的な運用の維持と継続的な改善のため、月ごとの評価を実施し、目標に満たない場合は要因分析、改善措置の検討を行う。
2.	年次報告	月次報告を行った運用保守業務実績を元に、年間の運用保守実績として取りまとめを行い、報告を行う。

(2) 月次報告

月次報告内容は、以下「表 8-42 月次報告内容」のとおりとする。

表 8-42 月次報告内容

項番	報告内容	説明
1	システム稼働状況	報告対象月のシステム稼働状況を報告する。
2	クラウドサービス利用状況	報告対象月のリソース使用状況、ライセンス使用状況を報告する。
3	インシデント管理状況	報告対象月のインシデント管理状況(アラート発生、問合せ、サービスリクエスト) の件数、クローズ状況を報告する。
4	ヘルプデスク稼働状況	報告対象月のヘルプデスク稼働状況を報告する。
5	運用作業実績状況	報告対象月の運用作業実績を報告する。

(3) 年次報告

年次報告内容は、以下「表 8-43 年次報告内容」のとおりとする。

表 8-43 年次報告内容

項番	報告内容	説明
1	システム稼働状況	報告対象年のシステム稼働状況を報告する。
2	クラウドサービス利用状況	報告対象年のリソース使用状況、ライセンス使用状況を報告する。
3	インシデント管理状況	報告対象年のインシデント管理状況(アラート発生、問合せ、サービスリクエスト) の件数、クローズ状況を報告する。
4	ヘルプデスク稼働状況	報告対象年のヘルプデスク稼働状況を報告する。
5	運用作業実績状況	報告対象年の運用作業実績を報告する。

第9 保守業務

本サービスにおける保守業務を定義する。

1 アプリケーション保守

(1) アプリケーション保守

プログラムの不具合の報告・連絡の受付は、以下「表 9-1 アプリケーション保守業務」のとおりとする。
システム管理組織と協議の上、改善対応に優先順位をつけて順次対応を行う。

保守対応方法については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 9-1 アプリケーション保守業務

項番	業務名	説明
1.	アプリケーションの不具合報告・連絡の受付	アプリケーションの不具合報告やアラートを受信した場合に、受付を行う。
2.	アプリケーションの不具合の原因調査	アプリケーションの不具合の原因を調査し、特定する。
3.	修正プログラムの作成、提示	アプリケーションの不具合を修正するための修正プログラムを作成し、ステージング環境においてテストを行う。
4.	アプリケーションのリグレーションテスト	本システムを利用する環境、現地確認アプリを利用する端末について、OS の更新が発生した場合に、OS 更新後の本システムの動作影響を確認するために、アプリケーションのリグレーションテストを実施する。
5.	アプリケーション動作要件確認	本システムを利用する環境において、クラウドサービスとバッチ等の API 連携におけるアプリケーション動作要件確認を定期的実施する。

アプリケーション保守対象は、「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 機能設計 システム全体構成 システム構成 本システムのサブシステム一覧」のとおりとする。

リグレーションテストの対象と実施端末については、「eMAFF 地図-04-0000-01_基本設計書 第31 (4) アプリケーション構成」のとおりとする。

動作不良等が確認された場合には、アプリケーション不具合として登録を行い、システム管理者と協議の上、対応を実施する。

(2) ソフトウェア製品保守

ソフトウェア製品保守業務は、「表 9-2 ソフトウェア製品保守業務」のとおりとする。

対応方法やバージョンアップ計画内容については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

ソフトウェア製品保守対象は、「表 8-37 ライフサイクル管理対象」のとおりとする。

表 9-2 ソフトウェア製品保守業務

項番	業務名	説明
1	脆弱性やバージョンアップ情報の確認	ソフトウェア製品、ミドルウェアの脆弱性、バージョンアップ情報が公開されているか確認する。
2	バージョンアップ計画の策定	サポート期限が切れる前にバージョンアップ計画を策定し、システム管理者へ承認を得る。
3	バージョンアップ対応	バージョンアップ計画に則り、バージョンアップを行う。

(3) データ保守

本システムのデータ保守業務について記載する。

- 最新のデータを保持し、データの整合性を保つため、データの異常や不整合を検出し、問題のあるデータの修正・削除の対応を行う。
- 本システムの利用者側から変更が行えない設定(マスタ設定等) について、データ保守業務として、運用保守業者にて、データの変更対応を実施する。
- 新規の台帳移行に伴う、移行方針の調整および移行作業を実施する。
- 年次、月次での対応が必要なデータについてメンテナンスを実施する。

データ保守業務の詳細について、以下「表 9-3 データ保守業務」に記載する。

作業内容ごとの対応方法や対応フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 9-3 データ保守業務

項番	業務名	説明
1	異常・不整合等が発生したデータの検出	本システムのデータに異常や不整合が発生した場合に検知を行う。
2	異常・不整合等が発生したデータの修正・削除	異常や不整合が発生したデータを修正または削除を行う。
3	新規の台帳移行	新規の台帳移行を行う。対応事項は以下のとおり。 - 台帳の移行項目の確定。 - 台帳の移行方式の確定。 - 紐づけ情報を付与し、ジオメトリーを生成する。(ジオメトリーが無い場合) - 台帳のメタ情報の移行。 - 台帳の移行の実施。 - 汎用コードマスタへの台帳種別の追加。

項番	業務名	説明
		<ul style="list-style-type: none"> - 組織の移行。 - レイヤー設定の移行。 - 認可情報を移行する。
4	年度ごとの台帳移行 (台帳のレイアウト変更等)	<p>年次作業として年度ごとの台帳移行作業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 過年度の台帳のレイヤーを過年度分とし、更新権限を削除する。 - 新年度の台帳を移行する。※以降は、「新規の台帳移行」と同じ。
5	組織変更対応	<p>組織変更が行われる場合、以下情報の移行を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 組織を移行する。 - 認可情報を移行する。 <p>また、紐づけ管理 Web のアカウント情報の追加、削除を実施する。</p>
6	マスタ・設定値管理 (地図管理 Web)	<p>依頼に基づきマスタ・設定値の変更、管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷処理のズームレベルの閾値を変更する。 ・地図画面のズームレベルの閾値を変更する。 ・背景地図の種類を増やす。 ・認可情報を変更する。※役割マスタで管理している権限(台帳編集や参照、現地確認行程の作成の権限等) の品揃え変更時 ・一覧系画面の 1 ページの最大表示件数を変更する。 ・撮影依頼時に同一経営体に多量の撮影依頼を送ってもいいかの確認ダイアログを表示するための撮影対象農地件数の閾値を変更する。 ・台帳の項目が増えた場合、台帳メタ情報マスタのレコード登録と該当台帳テーブルのカラムを追加する。
7	マスタ・設定値管理 (eMAFF 農地ナビ)	<p>依頼に基づきマスタ・設定値の変更、管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背景地図の追加に伴い、設定ファイルに地図の参照 URL を追加する。
8	マスタ・設定値管理 (紐づけ管理 Web)	<p>依頼に基づきマスタ・設定値の変更、管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷処理のズームレベルの閾値を変更する。 ・地図画面のズームレベルの閾値を変更する。 ・背景地図の種類を変更する。(追加、削除含む) ・地番位置参照データの種類を変更する。(追加、削除含む) ・認可情報を変更する。※役割マスタで管理している権限(紐づけ作業や紐づけ情報の編集や参照、の権限等) の品揃え変更時 ・一覧系画面の 1 ページの最大表示件数を変更する。 ・台帳や地番位置参照データの項目が増えた場合、該当テーブルのカラムを追加する。
9	コンテンツ変更 (eMAFF 農地ナビ)	eMAFF 農地ナビのコンテンツを変更する。
10	公示のリンク確認	所有者不明農地の中間管理機構への貸付けに係る公示のマスタを更新する。
11	筆ポリゴンのデータ連携	年 1 度、筆ポリゴン管理システムより提供される最新の筆ポリゴンデータを eMAFF 地図に取り込みを行い、eMAFF 農地ナビにて公開を行う。

項番	業務名	説明
		また、土地アドレス情報を付与加工したデータを筆ポリゴン管理システムへ連携を行う。
12	公開農地台帳農地ピン・農地ポリゴンデータ抽出	農業委員会サポートシステムからより依頼される公開農地台帳の農地ピン・農地ポリゴンデータ抽出作業を行う。
13	農業委員会個人情報参照権限変更	地図管理 Web、現地確認アプリの台帳許可マスタの個人情報参照権限変更を行い、所有者などの個人情報の非表示対応を行う。
14	テーブル設計・テーブル構成総点検	テーブル設計書と本番環境のテーブル構成を比較し、差異がある部分について設計書修正またはテーブル定義更新を行う。
15	アドレスコードマスタメンテナンス	依頼に基づきアドレスコードマスタの変更、管理を行う。
16	Azure Storage 不要データ削除	年 1 度、全環境にて Azure Storage 内の不要なデータを精査し、削除を行う。
17	SQL Database 不要データ削除	半期に一度、本番環境にて SQL Database の不要なデータを精査し、削除を行う。
18	インデックス再構築（オンライン）実行	対象テーブルの断片化率が高いものを対象にアプリ保守担当にてインデックス再構築を実行し、処理時間短縮及び業務 SQL の処理性能の劣化防止を図る。

データ保守の対象は、以下「eMAFF 地図-04-0003-01_基本設計書_別紙_データベース方式設計 農林水産省地理情報共通管理システムにおけるデータベース設計」のとおりとする。

（４） 職員実装の支援

本システムの職員実装の支援方針は、以下のとおりとする。

- 行政機関等職員から現地確認要領を定義する操作について、問合せを受領し受付を行う。
- 問合せ内容を確認し、現地確認要領を定義する操作について支援を行う。
- 本システムにおける職員実装の支援業務は、以下「表 9-4 職員実装の支援業務」のとおりとする。

表 9-4 職員実装の支援業務

項番	業務名	説明
1	操作支援	行政機関等職員からの現地確認要領を定義する操作について、支援を行う。現地確認要領が定義されている制度（農地台帳、水田台帳、共済台帳）を対象に、年 1 回（年度始め）、制度改定有無をシステム管理者へ確認し、制度が改定されていた場合は、システム管理者と調整し、水田台帳、現地確認要領の定義追加・変更・削除を行う。

2 データ収集及び報告

(1) 定期報告

本システムにおける定期報告業務は、以下「表 9-5 定期報告業務」のとおりとする。

開催方法や頻度、報告内容等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 9-5 定期報告業務

項番	業務名	説明
1.	月次報告	月次にて保守実績の報告、保守実績の評価を行う。
2.	年次報告	年間の保守実績の報告、保守実績の評価を行う。

ア 月次報告

月次報告内容は、以下「表 9-6 月次報告内容」のとおりとする。

表 9-6 月次報告内容

項番	報告内容	説明
1	保守作業実績状況	報告対象月のアプリケーション保守対応、システム設定、メンテナンスの作業実績を報告する。 保守作業実績：内容、工数、作業時間

イ 年次報告

年次報告内容は、以下「表 9-7 年次報告内容」のとおりとする。

表 9-7 年次報告内容

項番	報告内容	説明
1	保守作業実績状況	報告対象年のアプリケーション保守対応、システム設定、メンテナンスの作業実績を報告する。 保守作業実績：内容、工数、作業時間

第 10 障害対応業務

1 障害復旧対応

本システムで発生した障害の復旧対応について、記載する。

アラートと障害レベルの紐づけや外部システムとの連携フロー等については、「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

(1) 障害時対応体制

本システムの障害発生時の対応体制は、「運用保守・紐づけ共通-01-0000-01_作業計画書 5.4 作業実施体制における役割」のとおりとする。

(2) 障害時対応内容

本システムにて障害が発生した場合の対応内容について記載する。

対応内容については、障害の発生した環境および、影響範囲に応じたレベルによって対応を行う。障害レベルについては、「第 8 3 (1) インシデント管理」の重大度に応じた定義を行うものとし、以下「表 10-1 障害レベル」のとおりとする。

また、各障害レベルにおける対応・報告方針については、「表 10-3 障害対応方針」のとおりとする。

業務影響度の定義については、「表 10-2 業務影響度の定義」のとおりとする。

なお、定義に当てはめることが難しい事象が発生した場合は、都度業務影響範囲を判断する。

システム障害によって、外部システムに影響がある場合、外部システムの管理者への連携、障害情報の掲載を行う。影響対象を受ける外部システムについては、「第 8 2 (3) 計画停止」のとおりとする。

表 10-1 障害レベル

障害レベル	該当事象	事象例	検知方法
S	サービス全面停止 + データ復旧要 ・本番環境の eMAFF 地図でサービス障害が発生し、データの復旧が必要	・データのリストアが必要な障害	-
A	サービス全面停止 ・本番環境の eMAFF 地図のサービスが停止 ・本番環境の eMAFF 地図のサービスが利用不可	・Azure リージョン障害 ・両系ネットワーク障害(LGWAN/インターネット)	・Azure Service Health ・URL 監視
B	縮退運転 ・eMAFF 地図内一部機能の停止 ・eMAFF 地図内一部のアプリの停止	・WEB ページアクセスエラー ・地図表示機能障害	・サービス監視 ・地図表示監視

障害レベル	該当事象	事象例	検知方法
C	お知らせ ・システムの高負荷で利用に影響が生じている場合 ・ステージング環境における、全体、一部のサービス障害	・WEB サーバサービス起動失敗 ・WEB サーバリソース枯渇 ・データベースのリソース枯渇	・性能監視(CPU,メモリ) ・性能監視(DTU)
D-1	ユーザ影響は無い障害 ・本番環境 ・研修環境	・冗長構成片系のトラブル ・アプリケーションエラー ・データ連携ジョブの実行失敗 ・研修環境におけるレベル A-C 相当のアラート	・アプリケーションログ監視 ・ジョブ監視
D-2	ユーザ影響は無い障害 ・ステージング環境	・一時的なリソース高騰 ・ステージング環境におけるレベル A-C 相当のアラート	・性能監視
D-3	ユーザ影響は無い障害	—	—

表 10-2 業務影響度の定義

パターン	業務影響内容	影響範囲	
		すべての利用者・組織に影響を及ぼすもの	特定の利用者・組織に影響を及ぼすもの
1	障害が発生し、障害復旧まで業務が進められない。	大	中
2	障害が発生し、業務は進められるが、障害復旧まで業務の進捗が遅れる。 ※「業務の進捗が遅れる」は、予定より3日以上遅延の場合とする。	大	中
3	障害が発生したが、回避策があり、業務が継続できる。	中	小
4	障害が発生したが、一時的なエラーのみで、再処理すれば業務継続できる。	小	小
5	障害が発生し、エラーは発生しているが、業務に影響がないもの。	無	無

表 10-3 障害対応方針

障害レベル	該当事象	環境	業務影響度	障害対応方針	外部システムへの連絡有無	インシデント管理対象	障害報告書対応
S	サービス全面停止+データ復旧要	・本番環境	大 ※当該障害レベルは「大」のみ	障害発生検知後即時に電話および電子メールまたは、チャットツールにてシステム管理者へ報告を行う。 24時間/365日にて障害報告と障害対応を行う。	障害検知後即時に影響のある外部システムのシステム運用業者へ連絡を行う。 24時間/365日にて障害連絡を行う。	対象	対象
A	サービス全面停止		大 ※当該障害レベルは「大」のみ			対象	対象
B	縮退運転	・本番環境	大 ※当該障害レベルは「大」のみ	障害発生検知後即時に電話および電子メールまたは、チャットツールにてシステム管理者へ報告を行う。 24時間/365日にて障害報告と障害対応を行う。	障害検知後即時に影響を確認し、外部システムに影響がある場合、対象のシステム運用業者へ連絡を行う。 営業日 (9:30~17:30)にて障害連絡を行う。	対象	対象
C	お知らせ	・本番環境	大	障害発生検知後、業務影響度を確認し、当日中に電子メールまたは、チャットツールにてシステム管理者へ報告を行う。 ※必要に応じて電話にて報告 営業日 (9:30~17:30)にて障害報告と障害対応を行う。	障害検知後に影響を確認し、外部システムに影響がある場合、対象のシステム運用業者へ連絡を行う。 営業日 (9:30~17:30)にて障害連絡を行う。	対象	対象
			中				
			小				
D-1	ユーザ影響は無い障害	・本番環境 ・研修環境	無	月次報告にて、報告を行う。	影響はないため、連絡は行わない。	対象	-
D-2		・ステージング環境	無			対象	-

障害レベル	該当事象	環境	業務影響度	障害対応方針	外部システムへの連絡有無	インシデント管理対象	障害報告書対応
				営業日 (9:30~17:30) にて 障害対応を行う。			
D-3		-	無			対象	-

2 セキュリティ対応

本システムにて実施するセキュリティ監視対応は、以下「表 10-4 セキュリティ対応方針」のとおりとする。

表 10-4 セキュリティ対応方針

項番	セキュリティ製品	サービス事業者	環境	対応方針
1	クラウド WAF (Imperva App Protect)	Imperva	・本番環境 ・ステージング環境 ・研修環境	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間/365 日対応を行う。 ・アラートを受信した場合、セキュリティログの内容をもとに、通信状況や環境への影響確認を実施する。 ・解析の結果、攻撃の可能性が高く、その通信が通過していると判断した場合には、攻撃元の IP アドレスをブラックリストへ登録し、該当 IP アドレスからの通信遮断の対応を行う。 ※誤検知であるとお客様が判断された場合には、ブラックリストから解除を行う。 ・解析時にレベルの判断を行い、次頁「表 10-5 クラウド WAF(Imperva App Protect) アラートの報告方針」に則り、報告を実施する。
2	改ざん検知 (GRED)	日立システムズ	・本番環境 ・ステージング環境 ・研修環境	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日(9:30~17:30) 対応を行う。 ・改ざん検知アラート検知後、アラート内容について調査を実施する。 ・調査実施後、WEB サイトの改ざんが見られる場合には、電話およびチャットツールにて報告を実施する。 ・改ざんが見られる場合には、サイトの復元を実施する。(バックアップからの復元) ・過検知の場合は、発生時点での報告は実施せず、月次報告にて報告を行う。 ※意図したサイト更新後のアラート検知の場合等
3	ウイルス検査ソフトウェア(Clam AV)	Cisco	・本番環境 ・ステージング環境 ・研修環境	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日(9:30~17:30) 対応を行う。 ・アラート検知後、アラート内容の確認を実施する。 ・アラート発生毎の報告は実施しない。 ・月次報告にて、まとめて報告を行う。

項番	セキュリティ製品	サービス事業者	環境	対応方針
4	Microsoft Defender	Microsoft	<ul style="list-style-type: none"> ・本番環境 ・ステージング環境 ・開発環境 (※1) ・研修環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・重大度 High のアラートについては、24 時間/365 日対応を行う。その他のアラートについては、営業日 (9:30~17:30) 対応を行う。 ・アラート検知後、アラート内容の確認を実施する。 ・攻撃や不正アクセスの可能性の高いアラート(重大度：High) の場合、電話およびチャットツールにて報告を行う。 ・その他のアラートについて、確認結果として対応が必要なものについては、チャットツールにて報告を行う。 ・意図した操作や影響の無いものについては、月次報告で報告を行う。

※ 1 令和 7 年度利用料削減に伴い、開発環境の一部リソースを削除したが、Microsoft Defender の開発環境は「eMAFF 地図-05-0123-01_詳細設計書_別紙_インフラ詳細設計 31.Microsoft Defender for Cloud」より削除しない。

表 1 0-5 クラウド WAF(Imperva App Protect) アラートの報告方針

レベル	説明	報告方針
4	内部への侵入に成功し、何らかの不正活動が検出された場合	電話およびチャットツールにて報告を行う。
3	攻撃が成功と判断できた場合	電話およびチャットツールにて報告を行う。
2	実際に影響を与えようとする攻撃を検知しているが、攻撃の成功・失敗に確認を要する場合	メールにて報告を行う。
1	スキャンを行うためなど実害の無い攻撃の場合	本システムへの影響はないため、連絡は行わない。
0	通常の通信または誤検知と判断した場合	本システムへの影響はないため、連絡は行わない。

3 重大インシデント(大規模災害等) 対応業務

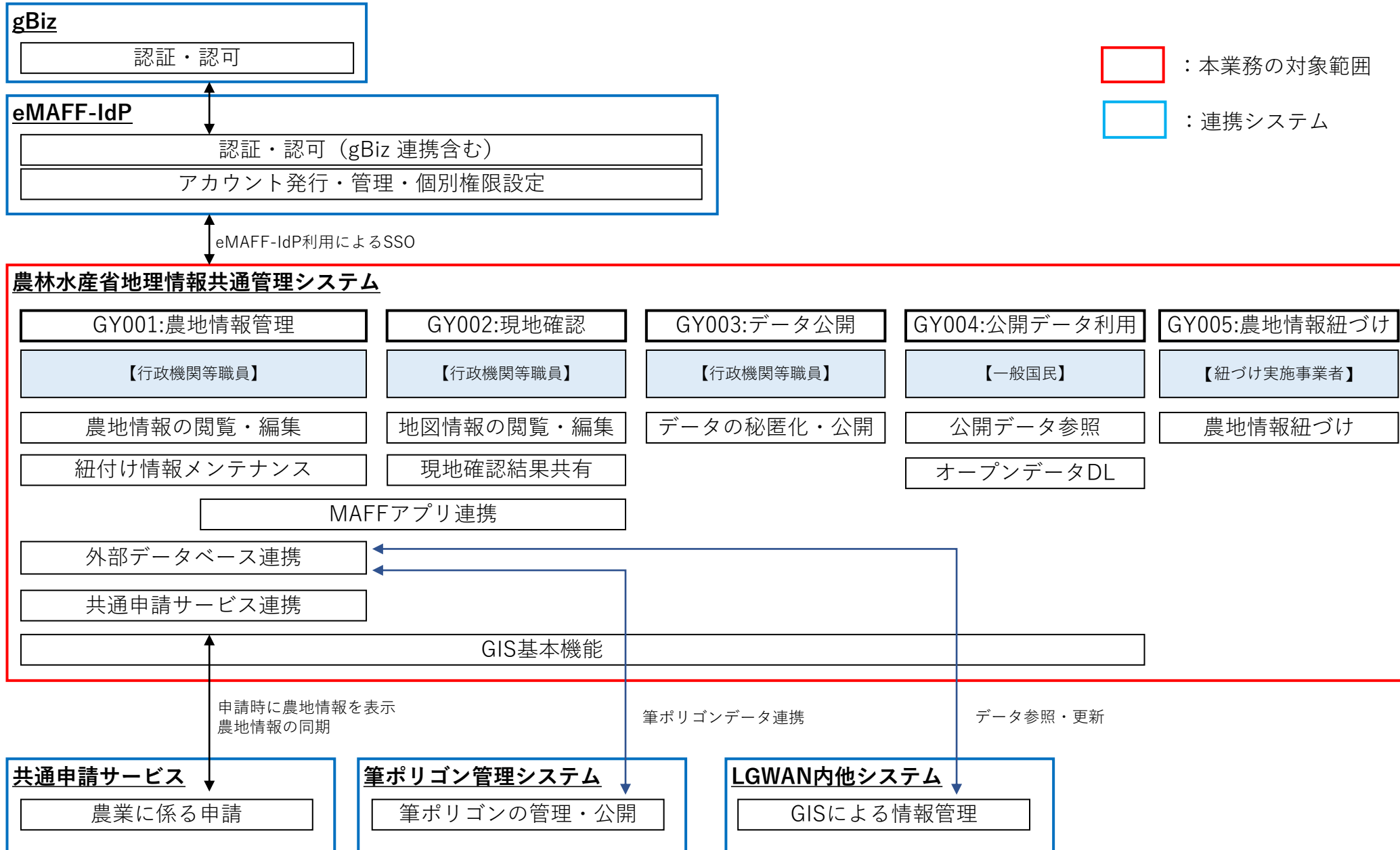
本システムにおける重大インシデント(大規模災害等) が発生した場合、以下「表 1 0-6 重大インシデント(大規模災害等) 対応業務」の対応を行う。

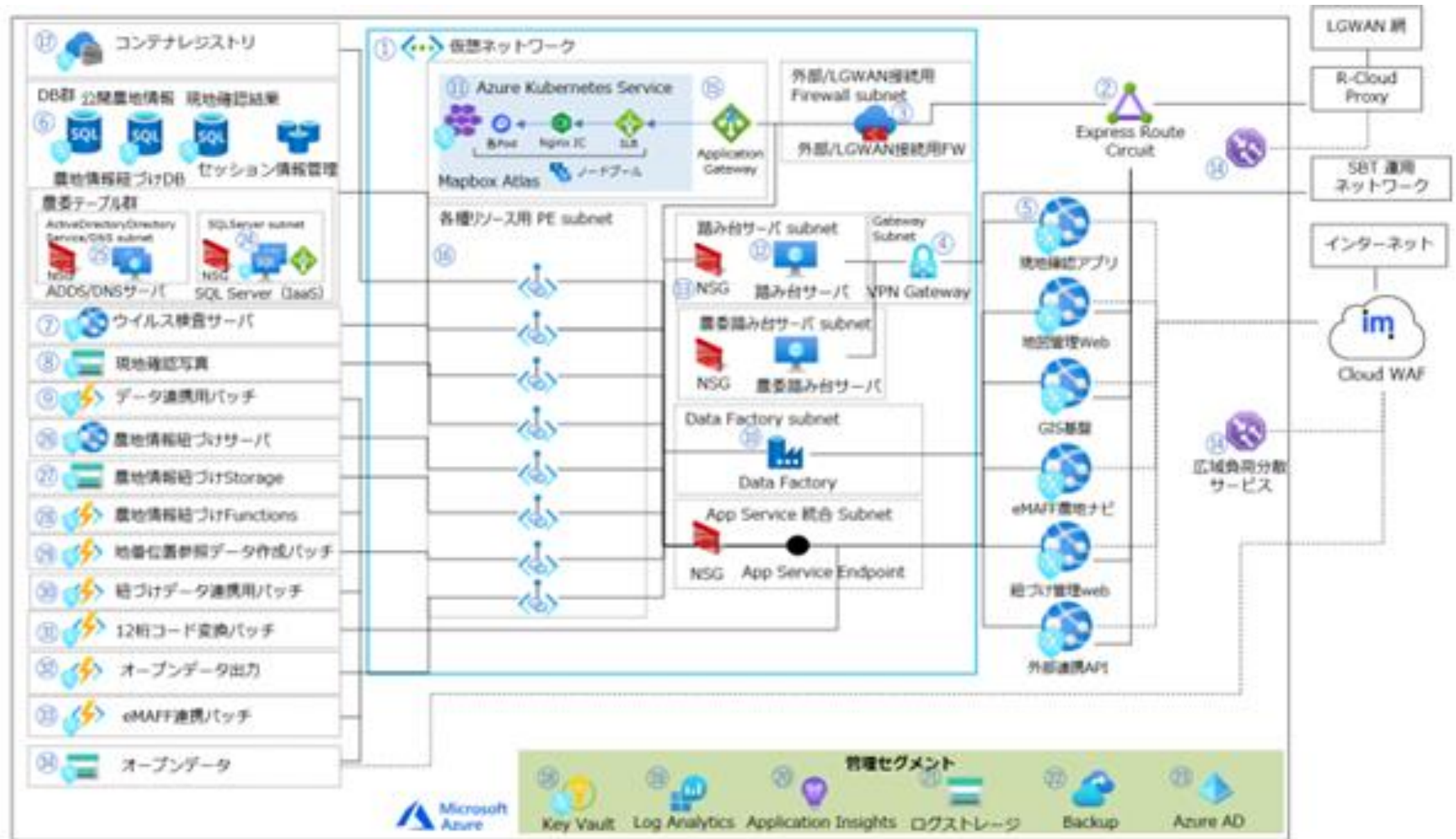
対応方法、フロー、役割分担などは「eMAFF 地図-13-0000-01_運用計画書及び保守計画書」のとおりとする。

表 1 0-6 重大インシデント(大規模災害等) 対応業務

項番	業務名	説明
1	災害対策発動	災害発動の発令をかける※サービス事業者に準ずる。
2	緊急連絡	システム管理者へ連絡する。また、影響を受ける外部システムのシステム運用業者へ連絡する。
3	緊急対策委員会の設置	災害発動時にシステム復旧までの緊急委員会を設置する。

項番	業務名	説明
4	災害復旧実施	災害復旧を実施する。
5	災害発生時運用業務	災害環境における復旧までの運用業務を実施する。
6	通常業務への復帰	災害発生時運用から通常運用への復帰状況を確認する。

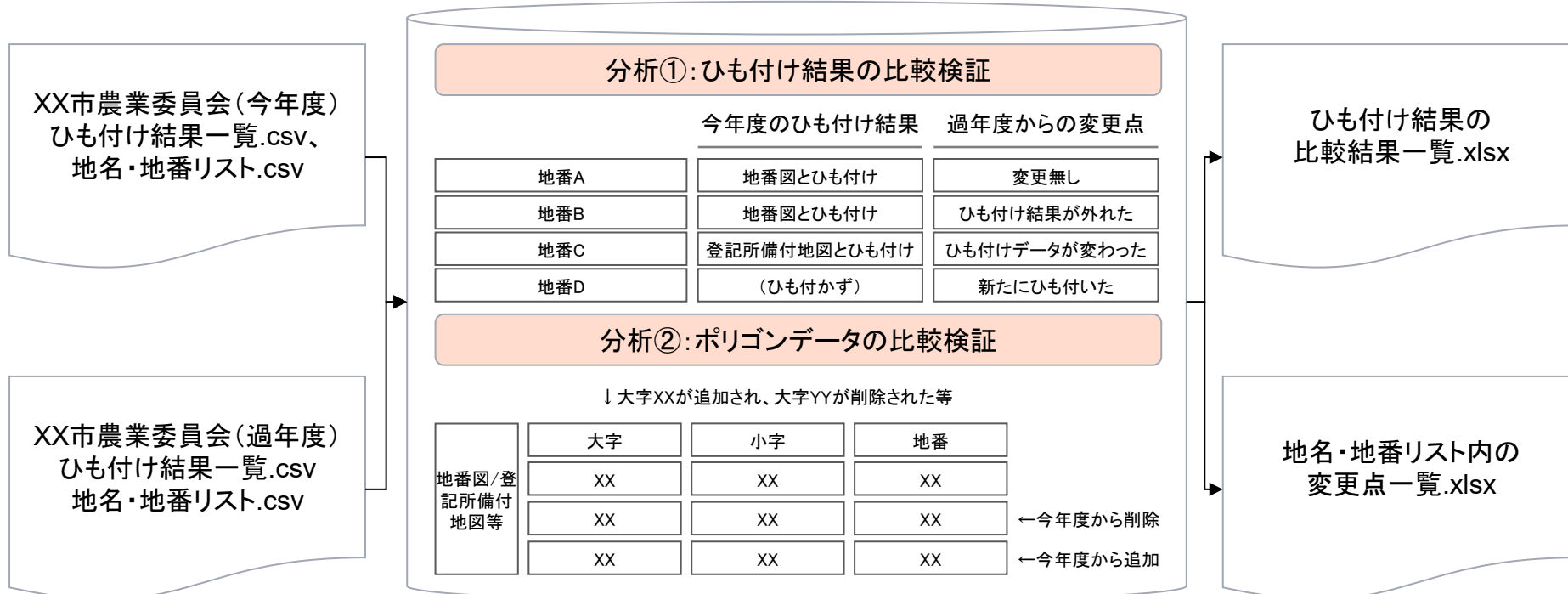
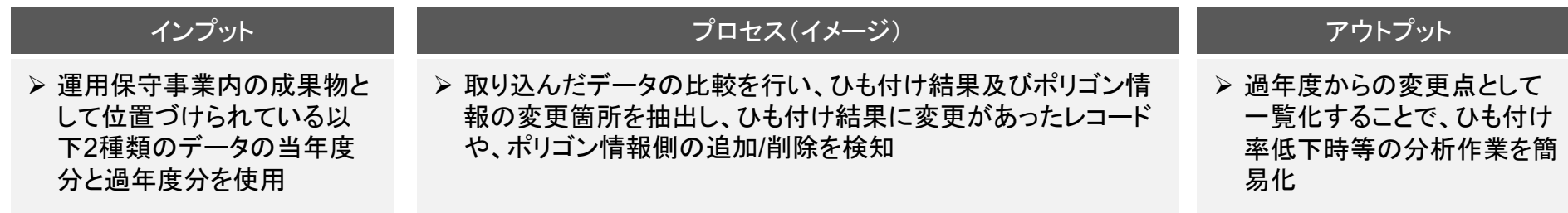




別紙2-2

改修機能の補足資料(ひも付け実施業務の改修要件イメージ)

本機能は、現在人手による対応が求められる今年度と過年度のひも付け結果等分析をツール化し、今後の改善点の洗い出しや農業委員会へのフィードバックに活用する。



別紙2-2

改修機能の補足資料(ひも付け実施業務の改修要件イメージ)

各入力データ上で取得可能なデータ項目を以下に示す。

ひも付け結果一覧.csv

台帳情報

- マッチングランク
- 地番(自動加工)
- 地番(台帳)
- 都道府県コード
- 都道府県名
- 地方公共団体コード
- 地方公共団体名
- 大字コード
- 大字名
- 小字コード
- 小字名
- 現況地目
- 登記簿面積
- 所有者
- 耕作者
- 登記地目
- 現況面積
- 本地面積
- 地番位置参照データ土地アドレス
- 地番位置参照データ種別
- 地番位置参照データ面積
- 地番位置参照データ所有者
- 地番位置参照データ登記地目
- 地番位置参照データ現況地目

ひも付け結果

- 地番位置参照データ土地アドレス
- 地番位置参照データ種別
(地番図/登記所備付地図等)
- 地番位置参照データ面積
- 地番位置参照データ所有者
- 地番位置参照データ登記地目
- 地番位置参照データ現況地目

地名・地番一覧.csv

- データ種別
(地番図/登記所備付地図等)
- 当道府県CD
- 都道府県
- 地方公共団体CD
- 地方公共団体
- 大字
- 小字
- 地番

情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則(平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。)等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

II 応札者に関する情報の提供

- 1 応札者は、応札者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)の所属・専門性(保有資格、研修受講実績等)・実績(業務実績、経験年数等)及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報(〇〇国籍の者が△名(又は□%)等)を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 応札者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)

(1)ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等

(2)プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等

(3)独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書

III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。

(1)本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても、第三者に開示し、又は本業務以外の目的で利用しないこと。

- (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
 - (3) 本業務に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本業務実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。
 - (4) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
 - (5) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
 - (6) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
 - (7) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の收拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。
- 2 受託者は、委託期間を通じて以下の措置を講ずること。
- (1) 情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、以下に掲げる措置を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、実施が不十分の場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
 - ア 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
 - イ 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
 - ウ ログの取得・監視
 - エ 情報を取り扱う機器等の物理的保護
 - オ 情報を取り扱う要員への周知と統制
 - カ セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
 - キ 取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
 - ク セキュリティ対策の検証・評価・見直し
 - (2) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
 - (3) 本業務において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに委託事業の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施すること。
 - (4) 私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。

- (5)本業務において取り扱う情報が本業務上不要となった場合、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。
- 3 受託者は、委託期間の終了に際して以下の措置を講ずること。
- (1)本業務の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことを書面等により報告すること。
- (2)成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。
- (3)本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。
- 4 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。

IV 情報システムにおける情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務において情報システムに関する業務を行う場合には、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。
- (1)本業務の各工程において、農林水産省の意図しない情報システムに関する変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)
- (2)本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。
- 2 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。
- (1)情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能や監視のために必要な機能を本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。
- ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。
- イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。
- (ア)農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスやサ

- ービス不能攻撃を監視する機能
 - (イ)不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能
 - (ウ)端末等の農林水産省内ネットワークの末端に位置する機器及びサーバ装置において不正プログラムの挙動を監視する機能
 - (エ)農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能
 - (オ)端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能
 - (カ)サーバ装置等の機器の動作を監視する機能
 - (キ)ネットワークセグメント間の通信を監視する機能
- (2)開発する情報システムに関連する脆弱(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。
- ア 既知の脆弱(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。
 - イ 開発時に情報システムに脆弱(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。
 - ウ セキュリティ侵害につながる脆弱(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。
 - エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。
- (3)開発する情報システムに意図しない不正なプログラム等が組み込まれないよう、以下を全て含む対策を本業務の成果物に明記すること。
- ア 情報システムで利用する機器等を調達する場合は、意図しない不正なプログラム等が組み込まれていないことを確認すること。
 - イ アプリケーション・コンテンツの開発時に意図しない不正なプログラム等が混入されることを防ぐための対策を講ずること。
 - ウ 情報システムの構築を委託する場合は、委託先において農林水産省が意図しない変更が加えられないための管理体制を求めること。
- (4)要安定情報を取り扱う情報システムを構築する場合は、許容される停止時間を踏まえて、情報システムを構成する要素ごとに、以下を全て含むセキュリティ要件を定め、本業務の成果物に明記すること。
- ア 端末、サーバ装置及び通信回線装置等の冗長化に関する要件
 - イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置並びに取り扱われる情報に関するバックアップの要件
 - ウ 情報システムを中断することのできる時間を含めた復旧に関する要件
- (5)開発する情報システムのネットワーク構成について、以下を全て含む要件を定め、本業務の成果物に明記すること。
- ア インターネットやインターネットに接点を有する情報システム(クラウドサービスを含

む。)から分離することの要否の判断及びインターネットから分離とした場合に、分離を確実にするための要件

イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置上で利用するソフトウェアを実行するために必要な通信要件

ウ インターネット上のクラウドサービス等のサービスを利用する場合の通信経路全般のネットワーク構成に関する要件

エ 農林水産省外通信回線を経由して機器等に対してリモートメンテナンスすることの要否の判断とリモートメンテナンスすることとした場合の要件

3 受託者は、本業務において情報システムの構築を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1)情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

ア 主体認証機能

イ アクセス制御機能

ウ 権限管理機能

エ 識別コード・主体認証情報の付与管理

オ ログの取得・管理

カ 暗号化機能・電子署名機能

キ 暗号化・電子署名に係る管理

ク 監視機能

ケ ソフトウェアに関する脆(ぜい)弱性等対策

コ 不正プログラム対策

サ サービス不能攻撃対策

シ 標的型攻撃対策

ス 動的なアクセス制御

セ アプリケーション・コンテンツのセキュリティ

ソ 政府ドメイン名(go.jp)の使用

タ 不正なウェブサイトへの誘導防止

チ 農林水産省外のアプリケーション・コンテンツの告知

(2)監視機能及び監視のための復号・再暗号化

監視のために必要な機能について、2(1)イの各項目を例として必要な機能を設けること。また、必要に応じ、監視のために暗号化された通信データの復号化や、復号されたデータの再暗号化のための機能を設けること。

(3)情報セキュリティの観点に基づくソフトウェアの選定

情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう可能な限り最新版を選定し、利用するソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限に係る情報を農林水産省に提供すること。

ただし、サポート期限が公表されていないソフトウェアについては、情報システムのライフサイクルを踏まえ、ソフトウェアの発売等からの経過年数や後継となるソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。

(4) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

- ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムとの分離
- イ 試験項目及び試験方法の決定並びにこれに基づいた試験の実施
- ウ 試験の実施記録の作成・保存

(5) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

- ア 変更管理、アクセス制御、バックアップの取得等、ソースコードの不正な変更・消去を防止するための管理
- イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針の適切な実施
- ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するための設計レビュー及びソースコードレビューの範囲及び方法の決定並びにこれに基づいたレビューの実施
- エ オフショア開発を実施する場合の試験データに実データを使用することの禁止

(6) 政府共通利用型システムの利用における情報セキュリティ対策

ガバメントソリューションサービス(GSS)等、政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを構築する場合は、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に基づき、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させることがないように、適切なセキュリティ要件を実装すること。

4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。

- ア 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
- イ 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
- ウ 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
- エ 運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
- オ 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
- カ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:2025年5月27日)の「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートの提出
- キ アプリケーション・コンテンツの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポートを継続しているバージョンでの動作検証及び当該バージョン

ョンで正常に動作させるためのアプリケーション・コンテンツ等の修正

(2) 情報システムの運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。

- ア 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
- イ 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
- ウ 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立

(3) 情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を全て含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。

- ア 監視するイベントの種類や重要度
- イ 監視体制
- ウ 監視状況の報告手順や重要度に応じた報告手段
- エ 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順
- オ 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)

(4) 情報システムで不要となった識別コードや過剰なアクセス権限等の付与がないか定期的に見直しを行うこと。

(5) 情報システムにおいて定期的に脆弱(ぜい)弱性対策の状況を確認すること。

(6) 情報システムに脆弱(ぜい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆弱(ぜい)弱性の対策を行うこと。

(7) 要安定情報を取り扱う情報システムについて、以下の内容を全て含む運用を行うこと。

- ア 情報システムの各構成要素及び取り扱われる情報に関する適切なバックアップの取得及びバックアップ要件の確認による見直し
- イ 情報システムの構成や設定の変更等が行われた際及び少なくとも年1回の頻度で定期的に、情報システムが停止した際の復旧手順の確認による見直し

(8) ガバメントソリューションサービス(GSS)等、本業務の調達範囲外の政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを運用する場合は、政府共通利用型システム管理機関との責任分界に応じた運用管理体制の下、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に従い、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。

(9) 不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理し、運用・保守によって機器の構成や設定情報等に変更があった場合は、情報セキュリティ対策が適切であるか確認し、必要に応じて見直すこと。

5 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。

(1) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策

(2)情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

V 情報システムの一部の機能を提供するサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、要機密情報を取り扱う情報システムの一部の機能を提供するサービス(クラウドサービスを除くものとし、以下「業務委託サービス」という。)に関する業務を実施する場合は、業務委託サービス毎に以下の措置を講ずること。

1 業務委託サービスの中断時や終了時に円滑に業務を移行できるよう、取り扱う情報の可用性に応じ、以下を例としたセキュリティ対策を実施すること。

(1)業務委託サービス中断時の復旧要件

(2)業務委託サービス終了または変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法

2 業務委託サービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターが設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。

3 業務委託サービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。

4 ペネトレーションテストや脆弱(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。

5 業務委託サービスの利用を通じて農林水産省が取り扱う情報について、目的外利用を禁止すること。

6 業務委託サービスの提供に当たり、業務委託サービスの提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること)。

7 業務委託サービスの提供者の資本関係、役員等の情報、業務委託サービスの提供が行われる施設等の場所、業務委託サービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

8 業務委託サービスの提供者の情報セキュリティ水準を証明する、IIの2で掲げる証明書等または同等以上の国際規格等の証明書の写しを提出すること。

9 情報セキュリティインシデントへの対処方法を確立していること。

10 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を確認できること。

11 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を確立していること。

12 業務委託サービスの提供者との情報の受渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について業務委託サービスの提供者と合意し、定められた手順により情報を取り扱うこと。

VI クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、本業務において、クラウドサービス上で要機密情報を取り扱う場合は、当該クラウドサービスごとに以下の措置を講ずること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Xの措置を講ずること。

1 サービス条件

- (1)クラウドサービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターについて、設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
- (2)クラウドサービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- (3)クラウドサービス終了時に情報を確実に抹消することが可能であること。
- (4)本業務において要求されるサービス品質を満たすクラウドサービスであること。
- (5)クラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)のうち農林水産省の情報又は農林水産省が利用するクラウドサービスの環境に影響を及ぼす可能性のある者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
- (6)ペネトレーションテストや脆弱(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- (7)原則として、ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリスト(以下「ISMAP クラウドサービスリスト等」という。)に登録されているクラウドサービスであること。
- (8)ISMAP クラウドサービスリスト等に登録されていないクラウドサービスの場合は、ISMAPの管理基準に従い、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標(3桁の番号で表現される項目)及び末尾にBが付された詳細管理策(4桁の番号で表現される項目)を原則として全て満たしていることを証明する資料を提出し、農林水産省の承認を得ること。

2 クラウドサービスのセキュリティ要件

- (1)クラウドサービスについて、以下の要件を満たしていること。
 - ア クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能が農林水産省の要求事項を満たすこと。
 - イ クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対してアクセス制御できること。
 - ウ クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える操作が特定されていること。
 - エ クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化が行われていること。
 - オ クラウドサービス上に他ベンダが提供するソフトウェア等を導入する場合、ソフトウェアのクラウドサービス上におけるライセンス規定に違反していないこと。
 - カ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合、その機能を確認していること。

キ 暗号鍵管理機能をクラウドサービス提供者が提供する場合、鍵管理手順、鍵の種類
の情報及び鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける情報をクラウドサー
ビス提供者から入手し、またリスク評価を実施していること。

ク 利用するクラウドサービスのネットワーク基盤が他のネットワークと分離されていること。

ケ クラウドサービス提供者が提供するバックアップ機能を利用する場合、農林水産省の
要求事項を満たすこと。

(2)クラウドサービスで利用するアカウント管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満た
していること。

ア クラウドサービス提供者が付与し、又はクラウドサービス利用者が登録する識別コー
ドの作成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける管理

イ クラウドサービスを利用する情報システムの管理者権限を保有するクラウドサービス
利用者に対する、強固な認証技術による認証

ウ クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能について、農林水産省
の要求事項を満たすための措置の実施

(3)クラウドサービスで利用するアクセス制御に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たし
ていること。

ア クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対する適切なアクセ
ス制御

イ インターネット等の農林水産省外通信回線から農林水産省内通信回線を経由せずに
クラウドサービス上に構築した情報システムにログインすることを認める場合の適切な
セキュリティ対策

(4)クラウドサービスで利用する権限管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしてい
ること。

ア クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える誤操作の抑制

イ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合
の利用者の制限

(5)クラウドサービスで利用するログの管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たして
いること。

ア クラウドサービスが正しく利用されていることの検証及び不正侵入、不正操作等がな
されていないことの検証を行うために必要なログの管理

(6)クラウドサービスで利用する暗号化に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしてい
ること。

ア クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化の適切な実施

イ 情報システムで利用する暗号化方式の遵守度合いに係る法令や農林水産省訓令等
の関連する規則の確認

ウ 暗号化に用いる鍵の保管場所等の管理に関する要件

エ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関する生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理

(7)クラウドサービスを利用する際の設計・設定時の誤り防止に関して、以下のセキュリティ要件を満たしていること。

ア クラウドサービス上で構成される仮想マシンに対する適切なセキュリティ対策

イ クラウドサービス提供者へのセキュリティを保つための開発手順等の情報の要求とその活用

ウ クラウドサービス提供者への設計、設定、構築等における知見等の情報の要求とその活用

エ クラウドサービスの設定の誤りを見いだすための対策

(8)クラウドサービス運用時の監視等に関して、以下の運用管理機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス上に構成された情報システムのネットワーク設計におけるセキュリティ要件の異なるネットワーク間の通信の監視

イ 利用するクラウドサービス上の情報システムが利用するデータ容量や稼働性能についての監視と将来の予測

ウ クラウドサービス内における時刻同期の方法

エ 利用するクラウドサービスの不正利用の監視

(9)クラウドサービス上で要安定情報を取り扱う場合は、その可用性を考慮した設計となっていること。

(10)クラウドサービスにおいて、不測の事態に対してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施を含む、情報セキュリティインシデントが発生した際の復旧に関する対策要件が策定されていること。

3 クラウドサービスを利用した情報システム

クラウドサービスを利用した情報システムについて、以下の措置を講ずること。

(1)導入・構築時の対策

ア クラウドサービスで利用するサービスごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。

(ア)クラウドサービス利用のための責任分界点を意識した利用手順

(イ)クラウドサービス利用者が行う可能性がある重要操作の手順

イ 情報システムの運用・監視中に発生したクラウドサービスの利用に係る情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。

(ア)クラウドサービス提供者との責任分界点を意識した責任範囲の整理

(イ)クラウドサービスのサービスごとの情報セキュリティインシデント対処に関する事項

(ウ)クラウドサービスに係る情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制

ウ クラウドサービスが停止し、又は利用できなくなった際の復旧手順を実施手順として整

備すること。なお、要安定情報を取り扱う場合は十分な可用性を担保した手順とすること。

(2)運用・保守時の対策

ア クラウドサービスの利用に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)クラウドサービス提供者に対する定期的なサービスの提供状態の確認

(イ)クラウドサービス上で利用するIT資産の適切な管理

イ クラウドサービスで利用するアカウントの管理、アクセス制御、管理権限に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)管理者権限をクラウドサービス利用者へ割り当てる場合のアクセス管理と操作の確実な記録

(イ)クラウドサービス利用者に割り当てたアクセス権限に対する定期的な確認による見直し

ウ クラウドサービスで利用する機能に対する脆(ぜい)弱性対策を実施すること。

エ クラウドサービスを運用する際の設定変更に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合の利用者の制限

(イ)クラウドサービスの設定を変更する場合の設定の誤りを防止するための対策

(ウ)クラウドサービス利用者が行う可能性のある重要操作に対する監督者の指導の下での実施

オ クラウドサービスを運用する際の監視に関して、以下の内容を全て含む対策を実施すること。

(ア)クラウドサービスの不正利用の監視

(イ)クラウドサービスで利用しているデータ容量、性能等の監視

カ クラウドサービスを運用する際の可用性に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)不測の事態に際してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施

(イ)要安定情報をクラウドサービスで取り扱う場合の十分な可用性の担保、復旧に係る定期的な訓練の実施

(ウ)クラウドサービス提供者からの仕様内容の変更通知に関する内容確認と復旧手順の確認

キ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関して、暗号鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理の実施を含む情報セキュリティ対策の実施

(3)更改・廃棄時の対策

ア クラウドサービスの利用終了に際して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策

を実施すること。

- (ア)クラウドサービスで取り扱った情報の廃棄
- (イ)暗号化消去が行えない場合の基盤となる物理機器の廃棄
- (ウ)作成されたクラウドサービス利用者アカウントの削除
- (エ)利用したクラウドサービスにおける管理者アカウントの削除又は返却
- (オ)クラウドサービス利用者アカウント以外の特殊なアカウントの削除と関連情報の廃棄

VII Web システム／Web アプリケーションに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、Web システム／Web アプリケーションを開発、利用または運用等を行う場合、別紙「Web システム／Web アプリケーションセキュリティ要件書 Ver.4.0」の各項目について、対応可、対応不可あるいは対象外等の対応方針を記載した資料を提出すること。

VIII 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等(以下「機器等」という。)を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講ずること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイドンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆(ぜい)弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
 - (1)調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況(セキュリティ要件に係る試験

の実施手順及び結果)

- (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

IX 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の専属的な合意管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

X 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者へ委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1及びⅣの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとする。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

XI 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅳの1、Ⅴの6、Ⅴの7、Ⅴの8、Ⅵの1(5)、Ⅵの1(6)、Ⅵの1(8)、Ⅷの1及びⅧの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあっては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式及び企画競争方式にあっては提案書等の評価のための書類に添付して提出すること。

XII 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ及びⅩに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

様式

みどりチェック実施状況報告書

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、 その他の取組も行っていない場合は、その理由 （ ）		

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、 その他の取組も行っていない場合は、その理由 （ ）		

エ みどり戦略の理解に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 一民間事業者・自治体等編一」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、 その他の取組も行っていない場合は、その理由 （ ）		

事業者名：

日付： 令和 年 月 日

No.	資料名	頁	仕様書の該当記載内容	分類 (意見/質問)	意見/質問内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

別紙6

農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ
デジタル政策推進チーム 宛

資料閲覧申込書

「令和8年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務」に係る資料閲覧を申し込みます。

申込日： 令和 年 月 日

1 会社名：

2 住所：

3 部署名・担当者名：

4 電話番号：

5 E-mail アドレス：

6 閲覧日時：第1候補日 令和 年 月 日 時 分～ 時 分
第2候補日 令和 年 月 日 時 分～ 時 分
第3候補日 令和 年 月 日 時 分～ 時 分

7 閲覧者氏名：
：
：
：
：

別紙 7

農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ
デジタル政策推進チーム 宛

機密保持誓約書

「令和 8 年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務」に係る資料閲覧に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 農林水産省の情報セキュリティに関する規程等を遵守し、農林水産省が開示した情報（公知の情報を除く。）を本調達の目的以外に使用、又は第三者に開示、若しくは漏洩することのないよう、必要な措置を講じます。
- 2 閲覧資料については、複製及び撮影を行いません。
- 3 本業務に係る調達の期間中及び終了後に関わらず、守秘義務を負います。
- 4 上記 1～3 に反して、情報の開示、漏えい若しくは使用した場合、法的な責任を負うものであることを確認し、これにより農林水産省が被った一切の損害を賠償します。また、その際には秘密保持に関する農林水産省の監査を受けることとし、誠実に対応します。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

AWS/Azure設定確認リスト

凡例：○：責任者、△：サポート

【PaaS/IaaS】基本的な設定すべきセキュリティ対策 (AWS/Azure)	担当		役割分担に関する補足
	MAFFクラウド管理者(PMO)	PJMO	
IDおよびアクセス管理			
組織が許可したアカウントの管理		○	
管理者アカウントに対する多要素認証の利用	△	○	多要素認証を設定していない限りあらゆるAWS/Azureリソースの操作が出来ないように設定
管理者アカウントに紐づく最新の連絡先の登録と定期的な見直し	△	○	年度末に実施
必要最低限の管理者権限の割当て	△	○	AWS：Configを利用して実施 Azure：Azure Policyを利用して実施
グループを利用した権限の設定		○	
管理者アカウントに関する復旧手段の確保		○	
すべてのアカウントへのパスワードポリシーの適用	△	○	AWS：Configを利用して実施 Azure：Azure Policyを利用して実施
アクセスキー、サービスアカウントキー等の適切な管理		○	
管理者アカウントと日常的に使用するアカウントの分離		○	ユーザーの払い出しはPJMO管理
アカウント・権限・認証情報の定期的な見直し		○	年度末に実施
AWSにおいて考慮すべき設定			
AWS サポートセンターへのアクセス設定		○	
IAMに保存されているサーバ証明書の管理		○	
IAM Access analyzerの有効化		○	
Azureにおいて考慮すべき設定			
Microsoft Azure サポートセンターへのアクセス設定		○	
Azure App Serviceに保存されているサーバ証明書の管理		○	
ログの記録と監視			
ログの有効化及び取得	△	○	MAFFクラウド管理者側で有効化の為の手順を作成し、PJMOに配布
ログの一元管理	△	○	
ログの保護	△	○	管理者アカウントで保管
ログの監視/通知の設定	△	○	AWS：アクセスログなどは管理者アカウント側でGuardDutyを用いて対応。 Azure：アクセスログなどは管理アカウント側でMicrosoft Defender for Cloudを用いて対応。 そのほかのログについてはPJMOに一任。
ネットワーク			
ロードバランサの接続設定		○	
仮想マシン			
最新のOSパッチの適用確認		○	
不正プログラム対策ソフトウェアの導入		○	
攻撃対象となるネットワークポートへのアクセス制限		○	
ストレージ			
匿名/公開アクセスの禁止	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
ストレージアクセスの通信設定	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
AWSにおいて考慮すべき設定			
Amazon RDSの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
MFA Deleteの有効化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
Amazon EBSの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
Azureにおいて考慮すべき設定			
Azure Databaseの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
MFA Deleteの有効化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視
Azure Disk Storageの暗号化	△	○	不適切設定を有効化し、管理者アカウントで監視

項目		見出し	要件		備考	必須可否	
1	認証・認可	1.1	ユーザー認証	1.1.1	特定のユーザーや管理者のみに表示・実行を許可すべき画面や機能、APIでは、ユーザー認証を実施すること	特定のユーザーや管理者のみにアクセスを許可したいWebシステムでは、ユーザー認証を行う必要があります。また、ユーザー認証が成功した後はアクセス権限を確認する必要があります。そのため、認証済みユーザーのみがアクセス可能な箇所を明示しておくことが望ましいでしょう。リスクベース認証や二要素認証など認証をより強固にする仕組みもあります。不特定多数がアクセスする必要がない場合には、IPアドレスなどによるアクセス制限も効果があります。OpenIDなどIdP(ID Provider)を利用する場合には信頼できるプロバイダであるかを確認する必要があります。IdPを使った認証・認可を行う場合も他の認証・認可に関する要件を満たすものを利用することが望ましいです。	必須
				1.1.2	上記画面や機能に含まれる画像やファイルなどの個別のコンテンツ（非公開にすべきデータは直接URLで指定できる公開ディレクトリに配置しない）では、ユーザー認証を実施すること		必須
				1.1.3	多要素認証を実施すること	多要素認証（Multi Factor Authentication: MFA）とは、例えばパスワードによる認証に加え、TOTP（Time-Based One-Time Password：時間ベースのワンタイムパスワード）やデジタル証明書など二つ以上の要素を利用した認証方式です。手法については NIST Special Publication 800-63Bなどを参照してください。	推奨
	1.2	ユーザーの再認証	1.2.1	個人情報や機微情報を表示するページに遷移する際には、再認証を実施すること	ユーザー認証はセッションにおいて最初の一度だけ実施するのではなく、重要な情報や機能へアクセスする際には再認証を行うことが望ましいでしょう。	推奨	
			1.2.2	パスワード変更や決済処理などの重要な機能を実行する際には、再認証を実施すること		推奨	
	1.3	パスワード	1.3.1	ユーザー自身が設定するパスワード文字列は最低8文字以上であること	認証を必要とするWebシステムの多くは、パスワードを本人確認の手段として認証処理を行います。そのためパスワードを盗聴や盗難などから守ることが重要になります。	必須	
			1.3.2	登録可能なパスワード文字列の最大文字数は64文字以上であること	パスワードを処理する関数の中には最大文字数が少ないものもあるので注意する必要があります。	必須	
			1.3.3	パスワード文字列として使用可能な文字種は制限しないこと	任意の大小英字、数字、記号、空白、Unicode文字など任意の文字が利用可能である必要があります。	必須	
			1.3.4	パスワード文字列の入力フォームはinput type="password"で指定すること	基本的にinputタグのtype属性には「password」を指定しますが、パスワードを一時的に表示する可視化機能を実装する場合にはこの限りではありません。	必須	
			1.3.5	ユーザーが入力したパスワード文字列を次画面以降で表示しないこと（hiddenフィールドなどのHTMLソース内やメールも含む）		必須	

項目	見出し	要件	備考	必須可否
		1.3.6 パスワードを保存する際には、平文で保存せず、Webアプリケーションフレームワークなどが提供するハッシュ化とsaltを使用して保存する関数を使用すること	関数が存在しない場合にはパスワードは「パスワード文字列+salt（ユーザー毎に異なるランダムな文字列）」をハッシュ化したものとsaltのみを保存する必要があります。（saltは20文字以上であることが望ましい）パスワード文字列のハッシュ化をさらに安全にする手法としてストレッチングがあります。	必須
		1.3.7 ユーザー自身がパスワードを変更できる機能を用意すること		必須
		1.3.8 パスワードはユーザー自身に設定させること システムが仮パスワードを発行する場合はランダムな文字列を設定し、安全な経路でユーザーに通知すること		推奨
		1.3.9 パスワードの入力欄でペースト機能を禁止しないこと	長いパスワードをユーザーが利用出来るようにするためにペースト機能を禁止しないようにする必要があります。	推奨
		1.3.10 パスワード強度チェッカーを実装すること	使用する文字種や文字数を確認し、ユーザー自身にパスワードの強度を示せるようにします。またユーザーIDと同じ文字列や漏洩したパスワードなどのリストとの突合を行う必要があります。手法については NIST Special Publication 800-63Bなどを参照してください。	推奨
1.4	アカウントロック機能について	1.4.1 認証時に無効なパスワードで10回試行があった場合、最低30分間はユーザーがロックアウトされた状態にすること	パスワードに対する総当たり攻撃や辞書攻撃などから守るためには、試行速度を遅らせるアカウントロック機能の実装が有効な手段になります。アカウントロックの試行回数、ロックアウト時間については、サービスの内容に応じて調整することが必要になります。	必須
		1.4.2 ロックアウトは自動解除を基本とし、手動での解除は管理者のみ実施可能とすること		推奨
1.5	パスワードリセット機能について	1.5.1 パスワードリセットを実行する際にはユーザー本人しか受け取れない連絡先（あらかじめ登録しているメールアドレス、電話番号など）にワンタイムトークンを含むURLなどの再設定方法を通知すること	連絡先については、事前に受け取り確認をしておくことでより安全性を高めることができます。 使用されたワンタイムトークンは破棄し、有効期限を12時間以内とし必要最低限に設定してください。	必須
		1.5.2 パスワードはユーザー自身に再設定させること		必須
1.6	アクセス制御について	1.6.1 Web ページや機能、データをアクセス制御（認可制御）する際には認証情報・状態を元に権限があるかどうかを判別すること	認証により何らかの制限を行う場合には、利用しようとしている情報や機能へのアクセス（読み込み・書き込み・実行など）権限を確認することでアクセス制御を行うことが必要になります。 画像やファイルなどのコンテンツ、APIなどの機能に対しても、全て個別にアクセス権限を設定、確認する必要があります。 これらはアクセス権限の一覧表に基づいて行います。 CDNなどを利用してコンテンツを配置するなどアクセス制御を行うことが困難な場合、予測が困難なURLを利用することでアクセスされにくくする方法もあります。	必須

項目	見出し		要件	備考	必須可否
			1.6.2 公開ディレクトリには公開を前提としたファイルのみ配置すること	公開ディレクトリに配置したファイルは、URLを直接指定することでアクセスされる可能性があります。そのため、機微情報や設定ファイルなどの公開する必要がないファイルは、公開ディレクトリ以外に配置する必要があります。	必須
	1.7	アカウントの無効化機能について	1.7.1 管理者がアカウントの有効・無効を設定できること	不正にアカウントを利用されていた場合に、アカウントを無効化することで被害を軽減することができます。	推奨
2	セッション管理	2.1 セッションの破棄について	2.1.1 認証済みのセッションが一定時間以上アイドル状態にあるときはセッションタイムアウトとし、サーバー側のセッションを破棄しログアウトすること	認証を必要とするWebシステムの多くは、認証状態の管理にセッションIDを使ったセッション管理を行います。認証済みの状態にあるセッションを不正に利用されないためには、使われなくなったセッションを破棄する必要があります。セッションタイムアウトの時間については、サービスの内容やユーザー利便性に応じて設定することが必要になります。また、NIST Special Publication 800-63Bなどを参照してください。	必須
			2.1.2 ログアウト機能を用意し、ログアウト実行時にはサーバー側のセッションを破棄すること	ログアウト機能の実行後にその成否をユーザーが確認できることが望ましい。	必須
	2.2	セッションIDについて	2.2.1 Webアプリケーションフレームワークなどが提供するセッション管理機能を使用すること	セッションIDを用いて認証状態を管理する場合、セッションIDの盗聴や推測、攻撃者が指定したセッションIDを使用させられる攻撃などから守る必要があります。また、セッションIDは原則としてcookieにのみ格納すべきです。	必須
			2.2.2 セッションIDは認証成功後に発行すること 認証前にセッションIDを発行する場合は、認証成功直後に新たなセッションIDを発行すること		必須
			2.2.3 ログイン前に機微情報をセッションに格納する時点でセッションIDを発行または再生成すること		必須
			2.2.4 認証済みユーザーの特定はセッションに格納した情報を元に行うこと		必須
	2.3	CSRF（クロスサイトリクエストフォージェリー）対策の実施について	2.3.1 ユーザーにとって重要な処理を行う箇所では、ユーザー本人の意図したリクエストであることを確認できるようにすること	正規ユーザー以外の意図により操作されては困る処理を行う箇所では、フォーム生成の際に他者が推測困難なランダムな値（トークン）をhiddenフィールドやcookie以外のヘッダーフィールド（X-CSRF-TOKENなど）に埋め込み、リクエストをPOSTメソッドで送信します。フォームデータを処理する際にトークンが正しいことを確認することで、正規ユーザーの意図したリクエストであることを確認することができます。また、別の方法としてパスワード再入力による再認証を求める方法もあります。cookieのSameSite属性を適切に使うことによって、CSRFのリスクを低減する効果があります。SameSite属性は一部の状況においては効果がないこともあるため、トークンによる確認が推奨されます。	必須
3	入力処理	3.1 パラメーターについて	3.1.1 URLにユーザーIDやパスワードなどの機微情報を格納しないこと	URLは、リファラー情報などにより外部に漏えいする可能性があります。そのためURLには秘密にすべき情報は格納しないようにする必要があります。	必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否			
		3.1.2	パラメーター（クエリストリング、エンティティボディ、cookieなどクライアントから受け渡される値）にパス名を含めないこと	ファイル操作を行う機能などにおいて、URL パラメーターやフォームで指定した値でパス名を指定できるようにした場合、想定していないファイルにアクセスされてしまうなどの不正な操作を実行されてしまう可能性があります。	必須		
		3.1.3	パラメーター要件に基づいて、入力値の文字種や文字列長の検証を行うこと	各パラメーターは、機能要件に基づいて文字種・文字列長・形式を定義する必要があります。入力値に想定している文字種や文字列長以外の値の入力を許してしまう場合、不正な操作を実行されてしまう可能性があります。サーバー側でパラメーターを受け取る場合、クライアント側での入力値検証の有無に関わらず、入力値の検証はサーバー側で実施する必要があります。	必須		
	3.2	ファイルアップロードについて	3.2.1	入力値としてファイルを受け付ける場合には、拡張子やファイルフォーマットなどの検証を行うこと	ファイルのアップロード機能を利用した不正な実行を防ぐ必要があります。画像ファイルを扱う場合には、ヘッダー領域を不正に加工したファイルにも注意が必要です。	必須	
			3.2.2	アップロード可能なファイルサイズを制限すること	圧縮ファイルを展開する場合には、解凍後のファイルサイズや、ファイルパスやシンボリックリンクを含む場合のファイルの上書きにも注意が必要です。	必須	
	3.3	XMLを使用する際の処理について	3.3.1	XMLを読み込む際は、外部参照を無効にすること	手法についてはXML External Entity Prevention Cheat Sheetなどを参照してください。 https://cheatsheetseries.owasp.org/cheatsheets/XML_External_Entity_Prevention_Cheat_Sheet.html	必須	
	3.4	デシリアライズについて	3.4.1	信頼できないデータ供給元からのシリアライズされたオブジェクトを受け入れないこと	デシリアライズする場合は、シリアライズしたオブジェクトにデジタル署名などを付与し、信頼できる供給元が発行したデータであるかを検証してください。	必須	
	3.5	外部リソースへのリクエスト送信について	3.5.1	他システムに接続や通信を行う場合は、外部からの入力によって接続先を動的に決定しないこと	外部から不正なURLやIPアドレスなどが挿入されると、SSRF(Server-Side Request Forgery)の脆弱性になる可能性があります。外部からの入力によって接続先を指定せざるを得ない場合は、ホワイトリストを基に入力値の検証を実施するとともに、アプリケーションレイヤーだけではなくネットワークレイヤーでのアクセス制御も併用する必要があります。	推奨	
4	出力処理	4.1	HTMLを生成する際の処理について	4.1.1	HTMLとして特殊な意味を持つ文字（<>'&）を文字参照によりエスケープすること	外部からの入力により不正なHTMLタグなどが挿入されてしまう可能性があります。「<」→「<」や「&」→「&」、「"」→「"」のようにエスケープを行う必要があります。スクリプトによりクライアント側でHTMLを生成する場合も、同等の処理が必要です。実装の際にはこれらを自動的に実行するフレームワークやライブラリを使用することが望ましいでしょう。また、その他にもスクリプトの埋め込みの原因となるものを作らないようにする必要があります。 XMLを生成する場合も同様にエスケープが必要です。	必須
			4.1.2	外部から入力したURLを出力するときは「http://」または「https://」で始まるもののみを許可すること		必須	

項目	見出し	要件	備考	必須可否
		4.1.3 <script>...</script>要素の内容やイベントハンドラ（onmouseover="" など）を動的に生成しないようにすること	<script>...</script>要素の内容やイベントハンドラは原則として動的に生成しないようにすべきですが、jQueryなどのAjaxライブラリを使用する際にはその限りではありません。ライブラリについては、アップデート状況などを調べて信頼できるものを選択するようにしましょう。	必須
		4.1.4 任意のスタイルシートを外部サイトから取り込めないようにすること		必須
		4.1.5 HTMLタグの属性値を「"」で囲うこと	HTMLタグ中のname="value"で記される値(value)にユーザーの入力値を使う場合、「"」で囲わない場合、不正な属性値を追加されてしまう可能性があります。	必須
		4.1.6 CSSを動的に生成しないこと	外部からの入力により不正なCSSが挿入されると、ブラウザに表示される画面が変更されたり、スクリプトが埋め込まれる可能性があります。	必須
4.2	JSONを生成する際の処理について	4.2.1 文字列連結でJSON文字列を生成せず、適切なライブラリを用いてオブジェクトをJSONに変換すること	適切なライブラリがない場合は、JSONとして特殊な意味を持つ文字（"¥, : { } []）をUnicodeエスケープする必要があります。	必須
4.3	HTTPレスポンスヘッダーについて	4.3.1 HTTPレスポンスヘッダーのContent-Typeを適切に指定すること	一部のブラウザではコンテンツの文字コードやメディアタイプを誤認識させることで不正な操作が行える可能性があります。これを防ぐためには、HTTPレスポンスヘッダーを「Content-Type: text/html; charset=utf-8」のように、コンテンツの内容に応じたメディアタイプと文字コードを指定する必要があります。	必須
		4.3.2 HTTPレスポンスヘッダーフィールドの生成時に改行コードが入らないようにすること	HTTPヘッダーフィールドの生成時にユーザーが指定した値を挿入できる場合、改行コードを入力することで不正なHTTPヘッダーやコンテンツを挿入されてしまう可能性があります。これを防ぐためには、HTTPヘッダーフィールドを生成する専用のライブラリなどを使うようにすることが望ましいでしょう。	必須
4.4	その他の出力処理について	4.4.1 SQL文を組み立てる際に静的プレースホルダを使用すること	SQL文の組み立て時に不正なSQL文を挿入されることで、SQLインジェクションを実行されてしまう可能性があります。これを防ぐためにはSQL文を動的に生成せず、プレースホルダを使用してSQL文を組み立てる必要があります。 静的プレースホルダとは、JIS/ISOの規格で「準備された文(Prepared Statement)」と規定されているものです。	必須
		4.4.2 プログラム上でOSコマンドやアプリケーションなどのコマンド、シェル、eval()などによるコマンドの実行を呼び出して使用しないこと	コマンド実行時にユーザーが指定した値を挿入できる場合、外部から任意のコマンドを実行されてしまう可能性があります。コマンドを呼び出して使用しないことが望ましいでしょう。	必須
		4.4.3 リダイレクタを使用する場合には特定のURLのみに遷移できるようにすること	リダイレクタのパラメーターに任意のURLを指定できる場合（オープンリダイレクタ）、攻撃者が指定した悪意のあるURLなどに遷移させられる可能性があります。	必須
		4.4.4 メールヘッダーフィールドの生成時に改行コードが入らないようにすること	メールの送信処理にユーザーが指定した値を挿入できる場合、不正なコマンドなどを挿入されてしまう可能性があります。これを防ぐためには、不正な改行コードを使用できないメール送信専用のライブラリなどを使うようにすることが望ましいでしょう。	必須

項目	見出し		要件	備考	必須可否
			4.4.5 サーバ側のテンプレートエンジンを使用する際に、テンプレートの変更や作成に外部から受け渡される値を使用しないこと	サーバ側のテンプレートエンジンを使用してテンプレートを組み立てる際に不正なテンプレートの構文を挿入されることで、任意のコードを実行される可能性があります。 外部から渡される値をテンプレートの組み立てに使用せず、レンダリングを行う際のデータとして使用する必要があります。 また、レンダリング時にはクロスサイトスクリプティングの脆弱性が存在しないか確認してください。	必須
5	HTTPS	5.1 HTTPSについて	5.1.1 Webサイトを全てHTTPSで保護すること	適切にHTTPSを使うことで通信の盗聴・改ざん・なりすましから情報を守ることができます。次のような重要な情報を扱う画面や機能ではHTTPSで通信を行う必要があります。 ・入力フォームのある画面 ・入力フォームデータの送信先 ・重要情報が記載されている画面 ・セッションIDを送受信する画面 HTTPSの画面内で読み込む画像やスクリプトなどのコンテンツについてもHTTPSで保護する必要があります。	必須
			5.1.2 サーバー証明書はアクセス時に警告が出ないものを使用すること	HTTPSで提供されているWebサイトにアクセスした場合、Webブラウザから何らかの警告がでるということは、適切にHTTPSが運用されておらず盗聴・改ざん・なりすましから守られていません。適切なサーバー証明書を使用する必要があります。	必須
			5.1.3 TLS1.2以上のみを使用すること	SSL2.0/3.0、TLS1.0/1.1には脆弱性があるため、無効化する必要があります。使用する暗号スイートは、7.2.1を参照してください。	必須
			5.1.4 レスポンスヘッダーにStrict-Transport-Securityを指定すること	Hypertext Strict Transport Security(HSTS)を指定すると、ブラウザがHTTPSでアクセスするよう強制できます。	必須
6	cookie	6.1 cookieの属性について	6.1.1 Secure属性を付けること	Secure属性を付けることで、http://でのアクセスの際にはcookieを送出しないようにできます。特に認証状態に紐付けられたセッションIDを格納する場合には、Secure属性を付けることが必要です。	必須
			6.1.2 HttpOnly属性を付けること	HttpOnly属性を付けることで、クライアント側のスクリプトからcookieへのアクセスを制限することができます。	必須
			6.1.3 Domain属性を指定しないこと	セッションフィクセーションなどの攻撃に悪用されることがあるため、Domain属性は特に必要がない限り指定しないことが望ましいでしょう。	推奨
7	その他	7.1 エラーメッセージについて	7.1.1 エラーメッセージに詳細な内容を表示しないこと	ミドルウェアやデータベースのシステムが出力するエラーには、攻撃のヒントになる情報が含まれているため、エラーメッセージの詳細な内容はエラーログなどに出力するべきです。	必須

項目	見出し	要件	備考	必須可否
7.2	暗号アルゴリズムについて	7.2.1 ハッシュ関数、暗号アルゴリズムは『電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）』に記載のものを使用すること	広く使われているハッシュ関数、疑似乱数生成系、暗号アルゴリズムの中には安全でないものもあります。安全なものを使用するためには、『電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）』や『TLS暗号設定ガイドライン』に記載されたものを使用する必要があります。	必須
7.3	乱数について	7.3.1 鍵や秘密情報などに使用する乱数的性質を持つ値を必要とする場合には、暗号学的な強度を持った疑似乱数生成系を使用すること	鍵や秘密情報に予測可能な乱数を用いると、過去に生成した乱数値から生成する乱数値が予測される可能性があるため、ハッシュ関数などを用いて生成された暗号学的な強度を持った疑似乱数生成系を使用する必要があります。	必須
7.4	基盤ソフトウェアについて	7.4.1 基盤ソフトウェアはアプリケーションの稼働年限以上のものを選定すること	脆弱性が発見された場合、修正プログラムを適用しないと悪用される可能性があります。そのため、言語やミドルウェア、ソフトウェアの部品などの基盤ソフトウェアは稼働期間またはサポート期間がアプリケーションの稼働期間以上のものを利用する必要があります。もしアプリケーションの稼働期間中に基盤ソフトウェアの保守期間が終了した場合、危険な脆弱性が残されたままになる可能性があります。	必須
		7.4.2 既知の脆弱性のないOSやミドルウェア、ライブラリやフレームワーク、パッケージなどのコンポーネントを使用すること	利用コンポーネントにOSSが含まれる場合は、SCA（ソフトウェアコンポジション解析）ツールを導入し、依存関係を包括的かつ正確に把握して対策が行えることが望ましいでしょう。	必須
7.5	ログの記録について	7.5.1 重要な処理が行われたらログを記録すること	ログは、情報漏えいや不正アクセスなどが発生した際の検知や調査に役立つ可能性があります。認証やアカウント情報の変更などの重要な処理が実行された場合には、その処理の内容やクライアントのIPアドレスなどをログとして記録することが望ましいでしょう。ログに機微情報が含まれる場合にはログ自体の取り扱いにも注意が必要になります。	必須
7.6	ユーザーへの通知について	7.6.1 重要な処理が行われたらユーザーに通知すること	重要な処理（パスワードの変更など、ユーザーにとって重要で取り消しが困難な処理）が行われたことをユーザーに通知することによって異常を早期に発見できる可能性があります。	推奨
7.7	Access-Control-Allow-Originヘッダーについて	7.7.1 Access-Control-Allow-Originヘッダーを指定する場合は、動的に生成せず固定値を使用すること	クロスオリジンでXMLHttpRequest (XHR)を使う場合のみこのヘッダーが必要です。不要な場合は指定する必要はありませんし、指定する場合も特定のオリジンのみを指定する事が望ましいです。	必須
7.8	クリックジャッキング対策について	7.8.1 レスポンスヘッダーにX-Frame-OptionsとContent-Security-Policyヘッダーのframe-ancestors ディレクティブを指定すること	クリックジャッキング攻撃に悪用されることがあるため、X-Frame-OptionsヘッダーフィールドにDENYまたはSAMEORIGINを指定する必要があります。 Content-Security-Policyヘッダーフィールドに frame-ancestors 'none' または 'self' を指定する必要があります。 X-Frame-Options ヘッダーは主要ブラウザでサポートされていますが標準化されていません。CSP レベル 2 仕様で frame-ancestors ディレクティブが策定され、X-Frame-Options は非推奨とされました。	必須

項目	見出し		要件		備考	必須可否	
	7.9	キャッシュ制御について	7.9.1	個人情報や機微情報を表示するページがキャッシュされないよう Cache-Control: no-store を指定すること	個人情報や機密情報が含まれたページはCDNやロードバランサー、ブラウザなどのキャッシュに残ってしまうことで、権限のないユーザーが閲覧してしまう可能性があるためキャッシュ制御を適切に行う必要があります。	必須	
	7.10	ブラウザのセキュリティ設定について	7.10.1	ユーザーに対して、ブラウザのセキュリティ設定の変更をさせるような指示をしないこと	ユーザーのWebブラウザのセキュリティ設定などを変更した場合や、認証局の証明書をインストールさせる操作は、他のサイトにも影響します。	必須	
	7.11	ブラウザのセキュリティ警告について	7.11.1	ユーザーに対して、ブラウザの出すセキュリティ警告を無視させるような指示をしないこと	ブラウザの出す警告を通常利用においても無視させるよう指示をしていると、悪意のあるサイトで同様の指示をされた場合もそのような操作をしてしまう可能性が高まります。	必須	
	7.12	WebSocketについて	7.12.1	Originヘッダーの値が正しいリクエスト送信元であることが確認できた場合にのみ処理を実施すること	WebSocketにはSOP (Same Origin Policy) という仕組みが存在しないため、Cross-Site WebSocket Hijacking(CSWSH)対策のためにOriginヘッダーを確認する必要があります。	必須	
	7.13	HTMLについて	7.13.1	html開始タグの前に<!DOCTYPE html>を宣言すること	DOCTYPEで文書タイプをHTMLと明示的に宣言することでCSSなど別フォーマットとして解釈されることを防ぎます。	必須	
7.13.2			CSSファイルやJavaScriptファイルをlinkタグで指定する場合は、絶対パスを使用すること	linkタグを使用してCSSファイルやJavaScriptファイルを相対パス指定した場合にRPO (Relative Path Overwrite) が起きる可能性があります。	必須		
8	提出物	8.1	提出物について	8.1.1	サイトマップを用意すること	認証や再認証、CSRF対策が必要な箇所、アクセス制御が必要なデータを明確にするためには、Webサイト全体の構成を把握し、扱うデータを把握する必要があります。そのためには上記の資料を用意することが望ましいでしょう。	必須
				8.1.2	画面遷移図を用意すること		必須
				8.1.3	アクセス権限一覧表を用意すること	誰にどの機能の利用を許可するかとめた一覧表を作成することが望ましいでしょう。	必須
				8.1.4	コンポーネント一覧を用意すること	依存しているライブラリやフレームワーク、パッケージなどのコンポーネントに脆弱性が存在する場合がありますので、依存しているコンポーネントを把握しておく必要があります。	推奨
				8.1.5	上記のセキュリティ要件についてテストした結果報告書を用意すること	自社で脆弱性診断を実施する場合には「脆弱性診断スキルマッププロジェクト」が公開している「Webアプリケーション脆弱性診断ガイドライン」などを参照してください。	推奨

デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることの説明書

令和 年 月 日

殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

入札件名「令和 8 年度農林水産省地理情報共通管理システム改修業務」に関し、デジタル・スタートアップとしての要件の全てを満たす事業者であることを、以下のとおり説明します。

①中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く）である。	中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第__号に規定する中小企業者である。 資本金：_____円 従業員数：_____人
②設立から 10 年未満である。	設立年月日：_____年__月__日 【※ 1】
③情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者である。	【注 2】

【※ 1】 入札公告の日において 10 年未満であることを証明する資料を併せて提出すること。

【※ 2】 どのような技術をもって当該事業に主体的に取り組もうとしているのか、今回の調達を受注した場合、今後の事業拡大にどのようにつながるのかについて、経営理念や社会課題（政策課題）への取組状況にも触れながら説明すること。なお、J-startup に選定されている者、SBIR 制度の特定新技術補助金等の各省各庁におけるスタートアップ支援の補助金を受けている者、株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者等、他の国及び自治体等における事業においてスタートアップと認められている者は、その旨を確認できる資料を提出することにより上記説明を簡素化又は省略することができるものとする。

【別紙11】ライセンス等情報一覧（※）

No.	製品名・提供事業者名	サービス・ライセンス名	数量	単位	補足	
1	日本マイクロソフト株式会社	Azure	Virtual Network	5	サブスクリプション	Azure プラットフォーム上に展開される仮想ネットワーク空間であり、システム内 PaaS リソース間のプライベート接続、及びルーティング制御のために構成する。
2			ExpressRoute	5	サブスクリプション	LGWAN網との閉域接続を実現するための論理構成、及び接続アプライアンスを提供する。
3			Azure Firewall	5	サブスクリプション	仮想ネットワーク上のリソースが外部通信を行う際の通信制御を実現するためのファイアウォールアプライアンス。
4			VPN Gateway	5	サブスクリプション	運用ベンダーによる各システムの監視運用実現のためのプライベート接続を提供するVPNアプライアンス。
5			App Service	5	サブスクリプション	地図管理Web、現地確認アプリAPIサーバ、GIS基盤サービス、eMAFF農地ナビ用のWeb/APサービス、紐づけ管理Web実行基盤として構成。LGWAN端末、インターネット端末のWebリクエストを受け付ける。
6			Azure SQL Database	5	サブスクリプション	現地確認結果、公開農地情報、農地情報紐づけデータのデータを格納するデータベースとして構成する。
7			Web App for Containers	5	サブスクリプション	現地確認アプリによりアップロードされる画像データについて、Azure Storage 格納前にウイルスチェックを行うウイルス検査サーバとして構成する。
8			Azure Storage	5	サブスクリプション	現地確認写真を格納するオブジェクトストレージ。
9			Azure Functions	5	サブスクリプション	外部システムやデータベース間のデータ連携用のバッチ処理を行うためのアプリケーション実行基盤として構成する。
10			Azure Data Factory	5	サブスクリプション	外部システムやデータベース間のデータ取り込み、変換、出力を実行するデータ連携基盤として構成する。
11			Azure Kubernetes Service	5	サブスクリプション	LGWAN端末のMapbox利用のための、Mapbox Atlasコンテナオーケストレーション基盤として構成する。
12			Virtual Machine	5	サブスクリプション	仮想ネットワーク内にプライベート接続が必要となる運用保守作業を行うための踏み台サーバとして構成する。
13			NSG	5	サブスクリプション	仮想ネットワークのInbound/Outbound通信に対するL4レベルの制御を提供するネットワーク制御リソース。各サブネットの通信要件に応じて制御設定を行う。
14			Traffic Manager	5	サブスクリプション	リージョン間でトラフィックを振り分けるDNS広域負荷分散サービス。リージョン障害時に継続してWebサービスのネットワークトラフィックを待機系のサイトに振り分ける処理を行う。
15			Azure Application Gateway	5	サブスクリプション	複数のAKSクラスターでの負荷分散用のロードバランサーとして構成する。
16			Private Endpoint	5	サブスクリプション	PaaSサービスへのプライベート接続を提供するためのネットワークインターフェースリソース。バックエンドリソース（DB、ストレージ等）へのプライベート接続を提供。
17			Container Registry	5	サブスクリプション	コンテナイメージを格納するためのレジストリリソース。Mapbox Atlas用のコンテナイメージ、マニフェスト（Helm Chart, Kubernetesマニフェスト）格納用として構成する。
18			Key Vault	5	サブスクリプション	Azure リソース間の連携を行う際のクレデンシャル情報格納用のキーコンテナサービス。Managed IDが利用できないAzureリソースのクレデンシャル管理のために使用する。
19			Log Analytics	5	サブスクリプション	各種 Azure リソースのログ収集、解析を行うためのログサービス基盤。
20			Application Insights	5	サブスクリプション	Web サービス基盤におけるアプリケーションログの収集、解析を行うためのログサービス基盤。
21			Azure Storage (長期保管ログ用)	5	サブスクリプション	各種ログの長期保管用に利用するストレージサービス。
22			Azure Backup	5	サブスクリプション	Azure リソースのバックアップデータを格納。本システムにおいては、ストレージ、ディスクデータのバックアップに利用。
23			Azure AD	5	サブスクリプション	Azure利用における認証・認可を提供するIDaaS基盤。Azure環境の操作を行うユーザIDの管理、及びAzureリソース間のシステム認証の際に使用するManaged IDの管理を行う。
24			SQL Server (IaaS)	5	サブスクリプション	農委データ群のデータを格納するデータベースとして構成する。
25			Active Directory Domain Service	5	サブスクリプション	SQL Server (IaaS) が参加するAD。AlwaysOn可用性グループのシステム要件として、Active Directory Domain Service
26			DNSサーバ	5	サブスクリプション	(ドメインコントローラー) とDNSサーバを構成する。
27			Web App for Containers	5	サブスクリプション	農地情報紐づけFunctionsよりトリガーされ、農地情報紐づけ用SQLDB及びAzure Storageにデータを格納するサーバとして構成する。
28			Azure Storage	5	サブスクリプション	農地情報紐づけデータを格納するオブジェクトストレージ。
29			Azure Functions	5	サブスクリプション	農地情報紐づけサーバのバッチ実行をトリガーするアプリケーション実行基盤として構成する。
30			Azure Functions	5	サブスクリプション	紐づけ地番位置参照データテーブルをDBに作成するアプリケーション実行基盤として構成する。
31			Azure Functions	5	サブスクリプション	公開農地情報DBからオープンデータ出力を行うためのアプリケーション実行基盤として構成する。
32			Azure Storage	5	サブスクリプション	オープンデータを格納するオブジェクトストレージ。
33			Azure Content Delivery Network	5	サブスクリプション	オープンデータを効率的に配信できるサーバの分散ネットワークとして構成する。配信サーバ（Edgeサーバ）がAzureStorageに配置されたオープンデータをキャッシュとして格納し、ユーザが配信サーバにてオープンデータを受け取る。
34	Windows Remote Desktop Services	-	53	式	本システムで踏み台サーバを利用するためのライセンス。	
35	マップボックス・ジャパン合同会社	Mapbox	-	1	式	インターネット環境向けに、衛星画像配信サービス + 地図機能提供を実現するためのライセンス。
36		Mapbox Atlas	-	1	式	本システムで利用する地図機能を提供するためのライセンス。
37	株式会社両備システムズ	R-Cloud Proxy	-	12	カ月	LGWANと繋がったクラウド環境上の専用プライベートネットワーク。
38	OSS	クラウド型WAF(Imperva App Protect)	-	1	式	本システムでクラウド型WAFを利用するためのライセンス。
39	株式会社日立システムズ	GREED	-	8	式	本システムでWebサイトの改ざん検知を行うためのライセンス。
40	NTTインフラネット株式会社	GEOSPACE CDS for LGWAN	-	1	式	LGWAN環境向けに、衛星画像配信を行うためのライセンス。
41	コムリンク株式会社	Cuenote	-	1	式	本システムでメール配信サービスを利用するためのライセンス。
42	GitHub	GitHub Enterprise 統合プラン	-	70	式	GitHub Enterpriseを利用するためのライセンス。
43		GitHub Advanced Security	-	10	式	
44		GitHub copilot	-	16	式	
45	株式会社NTTデータ	NTTデータ AW3D オルソ画像	-	1	式	本システムで利用するオルソ補正を行った衛星画像データを利用するためのライセンス。
46	GMOインターネットグループ株式会社	お名前.com	-	1	ドメイン	本システムで利用するCI/CD基盤のドメインを利用するためのライセンス。
47	Broadcom	Symantec Endpoint Protection	-	1	式	本システムで利用するCI/CD基盤のセキュリティ対策ソフトウェアを利用するためのライセンス。
48	株式会社SHIFT	CAT	-	40	式	テスト工程の進捗管理・課題管理を行うためのライセンス。

※本業務で調達が必要なライセンス等について、その種類、数量等は意見招請段階では調整中のため、変動する可能性がある